



ロシアの地方自治

財団法人
自治体国際化協会
CLAIR



財団法人
自治体国際化協会
CLAIR

はじめに

1991 年のソビエト連邦崩壊後、ロシアは社会主義体制から自由主義体制へと国家の基本制度を転換した。最近では「BRICs」（経済成長が著しいブラジル、ロシア、インド、中国の総称）という言葉に代表されるように、更に大きな注目を集める国となっている。

一方、地方自治制度においても新たな取り組みがなされ、ロシア国内での中央と地方の関係にも変化が生じてきている。

こうした状況のなか、日本とロシアの地方自治体間の交流も活発となり、両国間の姉妹都市提携数は 40 件に達し、世界で 10 番目に位置づけられるまでに至っている。

しかしながら、ロシアの地方自治制度について総合的に紹介するとともに、最近の動向等についても言及された文献は残念ながら少ない。

このような状況を踏まえ、当協会では、平成 14 年度からロシアの地方自治制度に係る調査を実施し、その結果を取りまとめた冊子を刊行してきた。

「ロシア極東の地方自治」（平成 15 年 6 月）では極東に位置する連邦構成主体について、「ロシアの地方自治ーモスクワ市における自治制度ー」（平成 16 年 8 月）ではロシア連邦の首都で、連邦構成主体の一つでもあるモスクワ市について、「ロシアの地方都市における自治制度」（平成 17 年 9 月）ではイルクーツク市、ハバロフスク市及びウラジオストク市について、それぞれの地方自治制度を紹介してきた。

本書は、これらに引き続き筑波大学助教授 中村 逸郎 先生にお願いし、これまで実施してきた「ロシア調査」の集大成として、ロシアの地方自治制度について取りまとめていただき、調査を実施した連邦構成主体の憲法などの基本法等についても掲載することとした。

中村先生におかれては、多大なる御尽力をいただき、本書の刊行に当たり、改めて厚く感謝の意を表したい。

本書が、地方自治体関係者やロシアの地方自治に関心を持つ方々によって御活用いただけることを心から祈念している。

平成 18 年 9 月

財団法人 自治体国際化協会
理事長 香山 充弘

目 次

第1章 ロシアの地方自治の基本構造

第1節 地方自治の法律上の位置づけ	1
第2節 連邦主体・地方自治体の種類と構造	2
第3節 連邦・連邦主体・地方自治体の権限関係	3
第4節 連邦・連邦主体・地方自治体の財政	1 6
第5節 連邦主体・地方自治体の国際交流	2 2

第2章 モスクワ市

第1節 概要	2 8
第2節 モスクワ市政府	3 0
1 市長の選挙と権限	3 0
2 市政府の構成	3 2
第3節 市議会	3 4
1 市議会の権限	3 4
2 市議会の構成と運営	3 6
3 議員の選挙と地位	3 7
4 議会局	3 9
第4節 市議会と市政府の関係	4 0
第5節 モスクワ市の財政制度	4 2

第3章 日本の地方自治体と姉妹都市提携を行っている連邦主体

…沿海地方、ハバロフスク地方、サハリン州、サハール共和国

第1節 沿海地方	4 4
1 概要	4 4
2 地方政府	4 5
3 地方議会	4 9
4 財政制度	5 0
5 連邦政府・地方自治体との権限関係	5 2
第2節 ハバロフスク地方	5 2
1 概要	5 2
2 地方行政府	5 7
3 地方議会	6 0
4 財政制度	6 2
5 連邦政府・地方自治体との権限関係	6 3
第3節 サハリン州	6 4
1 概要	6 4
2 地方行政府	6 5
3 地方議会	7 2
4 財政制度	7 5

5 連邦政府・地方自治体との権限関係	7 7
第4節 サハ共和国	7 8
1 概要	7 8
2 地方行政府	8 2
3 地方議会	8 5
4 財政制度	8 6
5 連邦政府・地方自治体との権限関係	8 6
第5節 極東のその他の連邦主体の概要	8 8

第4章 日本の地方自治体と姉妹都市提携を行っている地方自治体 …イルクーツク市、ハバロフスク市、ウラジオストク市

第1節 イルクーツク市	1 0 3
1 概要	1 0 3
2 市役所	1 0 9
3 市議会	1 1 2
4 財政制度	1 1 7
第2節 ハバロフスク市	1 1 8
1 概要	1 1 8
2 市役所	1 2 2
3 市議会	1 2 6
第3節 ウラジオストク市	1 2 8
1 概要	1 2 8
2 市役所	1 3 1
3 市議会	1 3 5
4 地区機関	1 3 6
5 財政制度	1 3 9

《参考資料》

ロシア連邦法「ロシア連邦における地方自治の一般原則について」	1 4 0
国家議会の採択 2003 年 9 月 16 日	
連邦会議の採択 2003 年 9 月 24 日	
モスクワ市憲章 (2006 年 3 月現在)	1 6 3
モスクワ市地方自治法 (2006 年 3 月現在)	1 8 4
モスクワ市政府決定 「モスクワ市の地方自治発展要綱」	1 9 4
(2001 年 3 月 20 日付)	
沿海地方憲章 (2006 年 3 月現在)	1 9 8
ハバロフスク地方憲章 (2006 年 3 月現在)	2 1 7
サハリン州憲章 (2006 年 3 月現在)	2 3 6
サハ共和国憲法 (2006 年 3 月現在)	2 4 9
基礎となる調査一覧	2 6 4

第1章 ロシアの地方自治の基本構造

第1節 地方自治の法律上の位置づけ

地方自治は、ロシア連邦憲法が制定する国家構成原理の一つである。その憲法では、国民が実現する権力形態と定められている。その実現は、ロシア連邦憲法と連邦法で規定されている範囲内で保障されており、住民の自己責任に基づく自発的な決定は直接的に、または地方自治体の代議機関、行政機関をとおして、地域の歴史と伝統を考慮にいれて行われると記されている。

ロシアにおける地方自治はロシア憲法において単に地方自治体の権利として認められているだけではなく、全国家的な規模で憲法的な意義を有する重要な国家原則なのである。ロシア憲法のなかに盛り込まれている地方自治の原則には、つぎのような事項が含まれている。

- (1) 憲法的制度と国民権力の一つの実現形態としての地方自治（「ロシア憲法」第3条、第8条、第9条、第12条）
- (2) 人間および市民としての法的な規定としての地方自治（ロシア憲法第18条、第24条、第32条、第33条、第40条）
- (3) 公的権力としての地方自治の組織化と機能（ロシア憲法第130条、第131条、第132条、第133条）
- (4) 地方自治問題における連邦政府と地方政府の権限分割に関する制度（ロシア憲法第72条、第73条）

このようなロシア憲法上の地方自治に関する原則をもとに、地方自治に関する具体的な規定がロシア憲法に具体的に記されている。以下は、その内容である。

- (1) ロシア連邦における地方自治は、住民が自治体に関する諸問題、自治体財産の所有、利用、処分について自主的に決定することを保障する（ロシア憲法第130条）。
- (2) 地方自治は、市民による住民投票、各種の選挙、そのほかの直接的に意思表示できる方法、さらには自治体の選挙と自治体をとおして実現される（ロシア憲法第130条）。
- (3) 地方自治は歴史と地域の伝統を考慮にいれて、都市と農村、そのほかの区域で実現される（ロシア憲法第131条）。
- (4) 地方自治体の境界線の変更は、該当地域の住民の意見を考慮しなければならない（ロシア憲法第131条）。
- (5) 地方自治体は自主的に自治体財産を管理し、編成・承認・執行し、そして自治体税を制定し、社会秩序を維持する。さらに自治体に関するそのほかの問題を解決する（ロシア憲法第132条）。
- (6) 地方自治体は法律に基づいて、自治を実現するために必要な物質的、財政的な資金の移譲を前提に個々の国家権限を代行できる。移譲された権限の実現にあたっては、国家の管理下におかれる（ロシア憲法第132条）。
- (7) ロシア連邦における地方自治は法的に保障され、国家権力機関が採択した決定によって生じる補足的な歳出でもって補償される。さらに、ロシア連邦憲法と連邦の法律で制定される地方自治の権利が制限されることがあってはならない（ロシア憲法第133条）。

以上のように、地方自治の具体的な事項がロシア憲法で規定されている。基本的な内容を確認しておくならば、地方自治体は連邦機構（中央政府とその下位の地方行政政府）の下位に位置し、しかし同時にその連邦機構から自立した制度を確立している。

第2節 連邦主体・地方自治体の種類と構造

ロシア憲法上の規定では、地方自治体には必ず代表機関が設置することになっている。その議員数は、以下のように定められている。

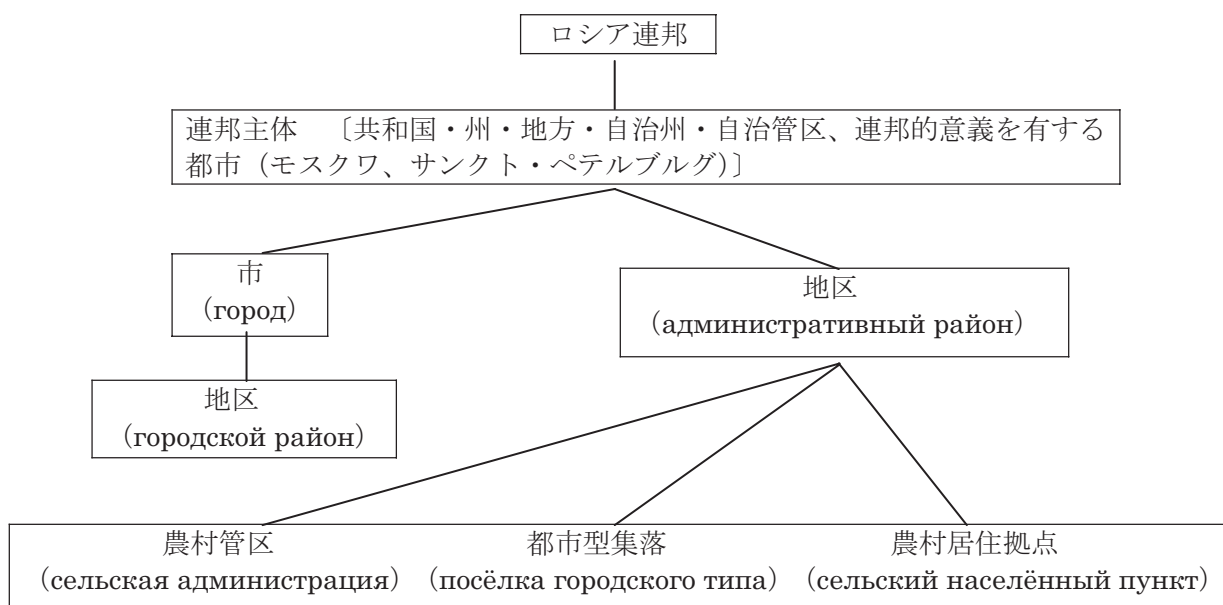
- (1) 50人の議員—人口50万人以上
- (2) 30人の議員—人口20万人～50万人
- (3) 20人の議員—人口5万人～20万人
- (4) 10人の議員—人口1万人～5万人
- (5) 70人の議員—人口1万人以下

2001年9月1日現在、ロシア国内の自治体数は1万2,261件であり、その内訳をみると「農村管区 (Сельская администрация)」の数がもっとも多くて9,352件、全体の76パーセントを占めている。自治体といっても、その大多数は農村地帯に位置しており、ロシア連邦主体89のなかで村が存在しているのは38連邦主体 (全連邦主体の43パーセント) である。

つぎに多い自治体は「地区 (Административный район)」の1440件であり、全体の12パーセントを占める。この地区は、ロシア連邦主体の71件に存在している。三番目に多いのは「市 (Город)」の591件であり、全体の5パーセントを占める。このなかの417件 (全体の3パーセント) は、ロシア連邦主体 (共和国、地方、州) の下位行政単位を構成している。

四番目に多いのは、「都市型集落 (Посёлок городского типа)」である。この地区をわかりやすく説明すれば、いわば企業城下町 (大企業労働者地区) の自治体である。ソ連時代に誕生したこのタイプの自治体は、その区域内に中心となる連邦所有の大企業が存在し、街にはそこで勤務する労働者、関連企業の人たちが住む。この「大企業労働者地区」は524件、全体の4パーセントを占める。五番目に続くのは、「村落 (Муниципальное образование)」の214件、全体の2パーセントである。もっとも少ないのは「都市型地区 (Городской район)」の136件であり、モスクワ市とサンクト・ペテルブルグ市に存在する。

ロシア連邦の行政機構



注、地方自治体とは、連邦主体の下位に位置する行政単位のことである。

自治体の類型と名称

名 称	ロシア語表記	割合 (%)
農村管区	Сельская администрация	7 6
地区	Административный район	1 2
市	Город	5
都市型集落 (大企業労働者居住区)	Посёлок городского типа	4
村落	Муниципальное образование	2
都市内の地区	Городской район	1

資料 Лексин В.Н. и Швецов А.Н. Мниипальная Россия. Том 1 .М.,2001г.

第3節 連邦・連邦主体・地方自治体の権限関係

ロシアは連邦制であり、中央政府と地方政府が連邦機構を構成している。連邦制のもとで国家制度は単一国家と比較して複雑であり、多くのことが地方の利益とのバランスを考慮のうえで決められる。今日の連邦国家の政治・法律的な諸問題のもっとも重要な問題になっているのは、連邦政府と連邦主体（地方行政府）の間の権限分割の具体的な事項である。連邦と連邦主体の権限分割に関する問題でさらに注目しておかねばならないのは、政治権力と連邦関係（中央—地方）の安定化についてである。

プーチン大統領は2001年、連邦制の問題について以下のように語っている。「ロシア連邦を再建するための戦術的に不可欠な要件は、連邦政府と地方行政府の間に秩序を回復することであり、そして「権限分割が不明確であること、さらには権力機関の間で相互関係のシステムが機能していないこと、これらの点が大規模な経済的、社会的な損失を招いているのである」。

このプーチンの演説ではっきりしていることは、ロシア国家の建設活動は執行権力機関に課せられている任務を効率的に遂行し、国家管理における新しい諸問題を解決するのに時代遅れとなっている国家制度を改革しなければならないということである。執行権力機関の効率的な運営ができない原因のひとつになっているのがロシア憲法で明記されているロシア国家管理制度の新しいモデルと国家管理の古い制度、運営方法が混在していることである。

ロシア連邦と連邦主体の間の権限分割にかんして執行権力制度を紹介するまえに、この問題の分析に必要な基本的な概念を提起しておく。基本概念のいくつかは1999年6月24日に採択された連邦法「ロシア連邦国家権力機関とロシア連邦主体国家権力機関の間の権限分割の原則と手続きについて」に盛り込まれている。

上記の連邦法で「権限」という概念は具体的な問題を検討、解決するにあたって権力執行者の権利、または義務として一定の役割をはたしている。連邦法の作成者は権限項目を、連邦主体を含む国家建設の問題にかかわる問題として理解している。連邦、連邦主体の諸機関は、権限事項を含む一般的な概念を提示している。

ロシア連邦の権限事項は、ロシア憲法が排他的にロシア連邦の権限と定めている社会関係とその管理のことをさしている。しばしば「共同権限」ということばが用いられているが、この場合、連邦と連邦主体は国家、経営、社会・文化領域を対象としている。しかし活動するといっても、連邦と連邦主体は関連分野において個別に権限を行使することになる。このようにロシア連邦と

連邦主体の共同権限項目については、ロシア憲法で定められている連邦と連邦主体がそれぞれに権限を行使する。

原則的に連邦と連邦主体の間の権限分割は、連邦憲法で制定されている。この憲法的な分割は、連邦法と連邦・連邦主体権限分割協定で定められ、実現される。諸外国の憲法でも連邦と連邦主体の間の権限分割協定の基本的なモデルをみることができるが、諸外国と同様にロシアにおいても、次のような基本的な要素がさまざまな形で組み合わされている。

- (1) 連邦の排他的な権限
- (2) 連邦主体の排他的な権限
- (3) 連邦と連邦主体の共同権限
- (4) 憲法によって連邦、または連邦主体に移譲されている権限

これらの権限は連邦制といっても中央集権色の強い国家、比較的に非中央集権的な国家で異なる。このほかに近年では、補助金の支出という問題が生じている。補助金は、上級行政機関の権限として下級行政機関の諸問題を解決するために支出される。補助金にかかわる問題についてはヨーロッパ諸国でも検討されているが、連邦制国家では権限の組み合わせではさまざまなモデル（たとえばアメリカ、スウェーデン、インド、ドイツなど）がある。

注目しておきたい議論として、連邦制としてのロシア・モデルの基本的な問題のひとつは、西側諸国の憲法的な法律と異なって、ロシア憲法のなかで権限事項は国家行政の法的な規制の対象となっておらず、国家権力機関が自由に権限を行使できることになっている点である。さらにロシア憲法では権限の多くの事項がかなり一般化されているので、その内容をときには広範に、ときには二重に拡大解釈できる。

権限の明確な分割が制定されていない国家管理制度の不備のうえに、連邦執行権力機関と連邦主体執行権力機関の関係が不明確で、しかも地方自治体の役割も不明確である。これに関してときどきパラドックスが生じており、連邦執行機関はロシア憲法に基づいて国家権力活動を実現するために必要な権限を講じる一方で、現実にはその機能を遂行するのに不可欠な独自の機関を有していないのである。今後の課題としては、全てのレベルの執行権力機関はロシア憲法と連邦の法律を無条件に遵守し、国家管理の統一された効率的な制度を創設しなければならないことである。

連邦と連邦主体の執行権力の整備、両者の行政的関係の水平的、垂直的なベクトルの創出、権限事項の分割は、効率的な国家権力ベクトルの形成と統一された執行権力の建設のために向けられるもっとも重要な政策である。2003年にプーチン大統領が述べたように、「ロシアは結局、法律的にも現実においても統一された国家を建設した。つまり、国家権力を強化したのである。地方において、身近な連邦権力を創設した。統一された法的な国家を再建したおかげで、連邦と地方の間の権限を分割することができた。でもこの点に、わたしたちの多くの課題も残されている」。

権限分割に関する諸関係の不備が原因で今日にいたるまでの間、連邦主体執行権力機関が個別に自分たちの権限を定めてきた。その権限は多くの場合、ロシアの法律に盛り込まれておらず、ロシア統一国家の崩壊に導くだけでなく、現代的な法国家の原則にも抵触することになった。これに関連して、ロシア連邦の排他的な権限、ロシア連邦と連邦主体の共同権限、連邦主体の排他的な権限の分野における厳格な法的分割が必要となっている。

明らかなように、どこの連邦国家をとってみてもそれぞれに特殊性がある。このような特殊性は、ロシア連邦における国家管理制度の構築においてもいえる。ロシア連邦の特異性はその起源に発しており、ロシアは国内要因と対外要因、主観的な要因と客観的な要因の相互作用のもとで形成されている。

比較政治の観点から現代社会のさまざまな連邦制を考えると、ロシアは大きな特殊性（歴史、社会、民族、政治、文化など）がある。ロシア連邦制の特殊性はソビエト連邦、もっと純粹に言えば民族制から発し、さまざまな要因が混在しているといえる。地方は連邦主体として民族別だ

けではなく、地域的な結びつき（州、地方、自治州、自治管区、連邦的な意義を有する市）も束ねている。

こうしたことからわかるように、現代のロシア連邦主義は多くの特殊性を含んでおり、ロシア連邦国家権力制度の建設と整備のなかでもその特殊性が色濃く表われている。なかでも問題となるのは、ロシア連邦主体間の不平等である。つまり、連邦の建設における民族的な要因、連邦主体の数の多さ、連邦主体の間の対立である。これらの要因がロシア連邦と連邦主体の間に権限を分割する際に、統一された執行権力制度を確立するうえで特殊性を生み出している。連邦と連邦主体の間の権限分割の法的な基盤はロシア憲法のなかを示されており、ロシア憲法第3条第11項では、ロシア連邦国家権力機関と連邦主体国家権力機関の間の権限分割はロシア憲法、連邦協定、そのほかの協定に基づくと記されている。

ロシア憲法第1条第5項によれば、ロシア連邦は共和国、地方、州、自治州、自治管区から構成され、連邦主体は「平等」と規定されている。連邦主体は現実に平等だという議論については、政治家と学者の間にはさまざまな意見対立がある。その理由として、連邦主体は多様な地域、人口構成、さまざまな地政学的な位置、経済的な潜在力、天然資源を有していることがあげられる。連邦主体には憲法的、法律的に地位にかんして六つに区分けされ、国家管理制度と安定した連邦的な関係を構築するにあたって困難さを生んでいる。

ロシア憲法はその矛盾にもかかわらず、連邦諸関係のより一層の発展のための基盤となり、連邦建設の新しいモデルを提示し、全土に連邦関係を打ちたてることになる。連邦国家権力機関との関係では、連邦主体は互いに平等であることを定めた。ロシア憲法第5条は連邦制度の基盤的な原則を制定し、その諸原則のひとつとしてロシア連邦国家権力機関と連邦主体国家権力機関の間の権限分割について言及している。同時にこの原則は連邦と連邦主体の間の権限分割の原則に対する問題では二次的なものであり、したがって問題は連邦主体が連邦国家においてどのような役割をはたすかが一次的なテーマとなる。言い換えるならば、連邦と連邦主体の関係は、垂直関係にある国家権力機関の間の関係にかかっているといえる。

ロシア連邦と連邦主体の間の権限事項分割に関する問題、さらにはロシア連邦国家権力機関と連邦主体国家権力機関の間の権限事項分割は、連邦関係の重要な要素のひとつであり、同時に連邦制の重要な原則のひとつでもある。連邦中央と連邦主体の権限分割についての憲法的な規定は、ロシア憲法の第3章に述べられている。ロシア憲法第71条と第72条には、ロシア連邦の専権事項、ロシア連邦と連邦主体の共同権限事項が列挙されている。これとは別にロシア憲法第73条には、ロシア連邦の専権事項、ロシア連邦の共同権限事項に関するロシア連邦の権限以外に、連邦主体が有する国家権力権限が記述されている。

連邦と連邦主体の間の権限事項の分割は、ロシア憲法のそのほかの条項との関連で基盤となり、そして検討されなければならない重要なステップとなる。ロシア憲法の規範は、憲法的に制定されている権限事項の法的な整備の手続きを定めている。とりわけ、複雑な構成となっている連邦主体の間の関係、連邦執行権力機関と連邦主体執行権力機関が権限を実施するにあたって各自の権限を相互に切り離す際の原則、権限をめぐる対立を解決するための手続き、さらには連邦国家権力機関と連邦主体国家権力機関の間の対立を解消する手続きを定めている。

Ю.А.ティハミローフ教授は、「一般的に言って、連邦制での国家権限事項はまず最初に、連邦レベルとその下級行政機関—州、共和国など—との間で取り決められるのである。この最初の権限分割は、多様な権力とその内部の権力機関を編成するにあたって基盤となる」と指摘している。ロシアにおいて権限を担う主体となるのはロシア連邦大統領、ロシア連邦政府、連邦執行権力機関、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦主体首長、連邦主体国家権力執行機関、地方自治体である。

連邦国家機関とロシア連邦国家権力機関の間の権限分割を法的に整備するには、ロシア連邦憲

法と連邦協定と並んで以下のような規定がある。連邦の法律、ロシア連邦国家権力機関と連邦主体国家権力機関の間の権限事項分割に関する協定、ロシア連邦憲法裁判所の決定、合意済みの手続きである。

ロシア憲法第3条第11項では、権限分割を保障する法的な手段としての連邦の法律は認められていないが、ロシア憲法第72条、第76条第2項の条文を解釈すれば、権限分割の原則と手続きは、連邦の法律でも整備できることになっている。この場合に注意しなければならないのは、中央と連邦主体の具体的、明確な権限は共同権限の枠組みのなかで、連邦の法律で定められるという点である。というのも、権限分割の問題で連邦の法律を憲法的に執行することは、ロシア連邦において統一された執行権力を編成するうえで重要な点であるからである。

ロシア連邦国家権力機関と連邦主体国家権力機関の間の権限分割に関する協定は、ロシア憲法第11条第3項に記されており、ロシア連邦国家権力機関と連邦主体国家権力機関の間の権限分割の法的な手段である。ロシア連邦と連邦主体の共同権限の具体的な事項に関する執行権力機関の間の権限分割に関する合意は、権限事項分割に関する協定の一部である。連邦執行権力機関と連邦主体執行権力機関の間の一部の権限移譲をめぐる両者の合意は、ロシア憲法第78条第2項、第3項で認められており、これはロシア連邦に相応しい管理形態であると考えられる。

このようにロシア連邦における執行権力制度の特殊性のひとつとして、執行権力機関の間の協定の締結がある。この協定は、国家制度の連邦的な形態を保障するのである。しかし権限の一部を両者の間で移譲するには、連邦執行権力と連邦主体の相互の合意が必要である。ロシア連邦国家権力執行機関と連邦主体の間の協定はこんにちでは広く普及してきたが、しかし現実には効力を失っている。多くのケースで協定の締結は1990年代の連邦主体の「主権化」のなかで生まれたものであり、肯定的な側面だけではなく否定的な要素も含んでいた。

連邦の中央と連邦主体の間の権限分割に関する協定締結についてもう少し言及するならば、プーチン大統領は以下のように発言している。「協定締結が可能だということはロシア憲法に明記されており、合法的でもある。ロシア史を振り返ってみれば、そのような協定を必要としていた時代があったのも確かである。しかし現実には、協定の存在そのものがロシア連邦主体の間に不均衡を生み出した」。

さらに注目しておかねばならないのは全体として、ロシア連邦連邦会議（上院）が連邦中央といくつかの地方行政政府（タタルスタン、バシキールなど）の間の深刻な政治的紛争を解決するのに役立った。権限分割に関する協定は各地方行政政府にとって、補充的で個別的な事項なのである。この文脈で考えると、プーチン大統領が提案したロシア連邦国家権力機関とチェチェン共和国国家権力機関の間の権限分割に関する協定締結は適切なものであったと評価されている。

すでに指摘したように、連邦主体が自分たちの排他的な権限領域においては完全な権力を有しているかぎり、共同権限においてさえ任意の問題でも固有の権限を有しているのであり、このことについてはロシアにおいては権力者たちに合意されている。共同権限の分野で連邦主体の排他的な権限の移譲は連邦権力を強化することになり、そのかぎりでは連邦中央はその問題で法令を採択する権利をもつことになる。連邦主体にとって有益なのは連邦権力からの現実的な協力をとりつけることができ、自主的に対処できない問題を共同で解決できることになる。

すでに明らかなように連邦の法律で制定されていない場合には、権限分割に関する合意は連邦執行権力機関の執行処理権限を連邦主体執行権力機関に移譲するために利用される。このようなことが可能なのは、権限移譲が個別的な性格をもっている場合である。連邦主体執行権力機関は自己の執行処理権限の一部を、連邦執行権力機関に移譲することができるが、この移譲は特別の理由がないかぎりしてはならないことになっている。実際にこのような同意は個々の連邦主体のなかで、一定の社会・経済的な試みを実施するために、そして社会・経済的な領域のさまざまな問題を解決する新しい機構と方法を作成するために利用されている。こうしてある特定の地域の

「特殊性」を考慮する現実的な作業だけではなく、行政の効率性を向上させることもできるのである。具体的な問題を解決するための効率的な機構を協定の締結する過程のなかで模索し、そして中央と地方の権限と責任の比重は、今後に採択される連邦の法律のなかに盛り込まれることになる。

これまで延べてきたことに関して連邦の法律「ロシア連邦主体国家権力の立法（代表）機関と執行機関の整備に関する一般原則について」のなかに盛り込まれている最終版の法律の修正が大きな関心を呼んでいる。この連邦の法律のなかに、連邦国家権力機関と連邦主体国家権力機関の間の権限分割に関する一般原則を規定する章が入っている。この章では新たに協定と合意が定められているが、それらの締結の必要性はすでに指摘したように研究者や専門家の側から厳しく批判されている。協定締結は例外的なケースにのみ認められ、この場合に協定は連邦の法律によって承認される。ここにおいてのみ、中央と連邦主体の具体的な権利と義務が制定されるのである。連邦の法律が含意しているのは、権限の一部の移譲に関する連邦執行権力機関と連邦主体執行権力機関の間の合意は、連邦の法律を基盤にするにしても、権限の実現をすべての連邦主体国家権力執行機関に移譲することは不可能な場合があるという点である。

法的な機構とは別にロシア憲法第85条1項によれば、ロシア連邦国家権力機関と連邦主体国家権力機関の間、さらには連邦主体の間の対立を解決するために、ロシア大統領は協議の場を設けることができる。すでに明らかなように、対立は執行権力機関の共同権限に関する問題をめぐってしばしば発生している。

ロシア憲法第77条第2項で明白なように、ロシア連邦の権限、ロシア連邦と連邦主体の共同権限事項に関する連邦の権限の枠内で、連邦執行権力機関と連邦主体執行権力機関は、ロシア連邦における統一された執行権力制度を構築する。ロシア連邦における執行権力が統合されて効率的に機能するシステムは、連邦権力と地方権力の間の権限分割事項の諸問題を解決することなくしては形成されない。現行の憲法的な規範に基づいて、ロシア連邦の国家制度は、三つの権力基盤のうえに構築されている。

- ①連邦レベル—ロシア連邦の国家権力
- ②地方行政府—連邦主体国家権力
- ③地方自治体

これらの三つのレベルの公権力は相対的に、国民権力を実現する自立的な形態を有する。連邦・地方・自治体の各権力は、それぞれの権力機関の活動を規制する法律の採択と監査の法的なメカニズムをとおして、さらにはロシア憲法に明記されている協定をとおして実現される。

ロシア連邦、連邦主体、地方自治体はそれぞれに該当する権力機関をとおして、自己の利益を擁護する権利を有している。ほかの権力機関の権限を恣意的に侵害することはできない。対立が生じた場合にはすでに指摘したように、合同の協議会において解決が図られるが、合意が達成されないときには、司法手続きに基づいて解決される。

すでに明らかになったように、ロシア連邦執行機関と連邦主体執行権力機関の間で発生する現代的で法的、かつ政治的な対立は直接的に、連邦関係—とりわけ権限分割の領域において—が、きちんと確立されていないのが原因である。否定的な現象は連邦制のもとでは、連邦中央による確なメカニズムを探索する過程で客観的な困難を引き起こすことになる。

ロシア連邦において、執行権力の統一システムの創出を妨げる要因として、以下のようなことが考えられる。

- (1) すべてのレベルにおいて、権力機関の権利と義務が明確化されていない。
- (2) 連邦中央があまりにも多くの多様な行政機能を担っている。
- (3) 権力のすべてのレベルにおいて、行政機関が複雑化している。
- (4) 連邦中央が連邦主体国家権力機関の権限に干渉している。

(5) 連邦主体国家権力機関がロシア憲法と連邦の法律を遵守しない。

ロシアの研究者たちはロシア連邦において執行権力制度が効率的に機能しない基本的な原因を、以下のように指摘している。

(1) ロシア連邦における執行権力機関の管理と規制の機能が多すぎる。

(2) 連邦執行権力機関と連邦主体執行権力機関の間の権限が非合理的に配分されている。

(3) 連邦執行権力機関と連邦主体執行権力機関の権限実現に関する権限がきちんと遵守されていない。

(4) 執行権力機関と社会組織、市民との相互関係が非合理的に組織されている。

このような指摘からわかるのは、ロシア連邦と連邦主体の間の権限事項分割の現代的な枠組みを形成する際の重要な任務となるのは、各行政レベルにおいて権力機関が法律を厳守することであり、ほかの権力機関の権限を侵害しないことである。大切なことは、制度が現実に機能することであり、ロシア憲法第77条第2項に関する諸問題をめぐって、ロシア国家執行権力国家機関が秩序ある活動を展開することである。

これに関連して、権限分割にむけて一般的なアプローチを確立することが大切であり、具体的には以下の点が重要となる。

(1) 権限を分割する際には、ロシア連邦の経済的、地政学的、民族的、そしてそのほかの多くの要素を考慮する。

(2) 共同権限に関する権限を尊重し、この権限をめぐってさまざまな利益が衝突することになるが、連邦国家権力機関だけ、または連邦主体だけにかかわるより具体的な権限を明確にする。

多くの研究者たちの意見によれば、執行権力のさまざまなレベルの間で権限分割を実施する際には、補助金の原則を整備しておかねばならない。この原則では、問題は行政レベルの権限に帰結し、これを基礎にして権限分割の問題がもっとも効率的に解決されるのである。この原則を適応する際には、ロシア連邦と連邦主体が抱える任務の具体的な条件のなかで問題を合理的に解決することを念頭に入れることが大切である。

国家権力機関と地方自治体の制度の組織化のための一般原則を制定すると同時に、ロシア連邦と連邦主体の共同権限に言及するロシア憲法第72条第1項では、土地、地下資源、水資源とそのほかの資源の所有・利用・処分に関する諸問題、自然利用、環境保全、環境整備、ロシア連邦内の税制と徴税に関する一般原則を制定すること、保健、家族の保護、社会保護、少数民族の伝統と慣習の保護などの問題を提起している。

ロシア連邦では最近まで、共同権限事項をめぐる権限行使の領域で連邦と連邦主体の相互関係を調整することで、ロシア憲法第72条を具現化する基本法として、1992年6月24日に採択された連邦法「ロシア連邦国家権力機関とロシア連邦主体国家権力機関の間の権限分割の原則と手続きについて」が効力を有していた。

新しい連邦の法律「ロシア連邦主体立法（代表）機関と国家執行権力機関の整備に関する一般的原则」の採択と同時に、先の連邦法は効力を失った。ロシア憲法の規定を分析すると、ロシア連邦執行権力機関と連邦主体国家執行権力機関の間の権限分割事項の分野において、立法化を進める際には二つの原則的な要点が重要であることがわかった。

第1の要点は、ロシア連邦制のなかでの垂直的なベクトルになっている権力諸機関を分割すること、自主的な責任も含む一定の問題において連邦主体の自立性を承認することである。これに関連して、ロシア連邦主体だけではなく連邦中央の利益も考慮しなければならない。地方の利益を考慮せず、さらには世論に配慮することなく「上から」決定を採択するようなことがあれば、社会と国家、さらには法律と社会の間の紛争を引き起こし、ロシア連邦における統一された執行権力体系を突き崩すことになりかねない。

第2の要点は、連邦と地方のレベルのどちらの執行権力機関も、共同権限において最小限の活動を展開することである。連邦制は中央においても地方においても、権力の統一性を前提としており、全国的、政治的、経済的、法律的な分離主義に対しては民族的、地理的な利益を優先させなければならない。連邦主体が忠誠心と引き換えに自己の権利を拡大させ、権利と権限なしに責任を回避するようなことは認められない。

これに関連してすでに明らかなように、連邦執行権力機関は全国的な利益を擁護する責任を負っており、連邦主体執行権力機関は自分たちの地域の利益と要求を連邦的な規範と合致させる責任がある。研究者の意見では諸問題の法的な整備にかんして、共同権限について連邦法のなかで連邦主体の法的に規制する規定が設けられていない場合には、現状の権限を停止することができる。このことは当然、連邦制の確立に関するロシア憲法の規範に合致しない。連邦法のなかで共同権限事項についての一般原則、一般的なアプローチを盛り込み、その枠内で連邦主体は適切な法的な規制を実現しなければならない。

共同権限事項に関する権限にそってさまざまな利益の衝突が発生する場合には、連邦国家執行権力機関だけに、または連邦主体だけに還元されるより具体的な権限を明確化することが大切である。

以上に述べてきたことからわかったことは、権限事項分割の過程で、さらにはロシア連邦内に統一した執行権力制度を建設するにあたって、段階的な改革と効率的な運用の原則を受け入れることが重要だということである。つまり、さまざまなレベル諸機関の権限を形成する基本的な原則を修正するには、移行期という一定の期間を設け、そして実際において結果を十分に検証していかなければならない。加えて重要になってくるのは、新たな問題を抱え込むことになる連邦主体の意見を尊重することである。なかでも、執行権力機関の創設では、共同権限のなかで自分の活動を展開するのに「二重の服従」が生じる場合である。

ロシア連邦における執行権力機関の構成と活動は、制定されている権限分割の内容に合致しなければならない。この場合、補助金の原則に従い、できるだけ多くの機能を下級機関の執行に移譲しなければならない。

同時に連邦中央だけ、または連邦主体だけの能力で効率的に解決できない問題も知っておかねばならない。すでにわかるように、諸問題はロシア大統領が実施する行政改革の過程で解決されることになる。2000年までは、ロシア連邦における連邦制の多くの憲法上の機構は多くの場合、有効に機能しなかった。こんにちでは、連邦制の概念的なプログラムが積極的に作成されている。多くの問題がロシア大統領付属委員会で検討されており、この委員会には連邦管区の大統領全権代表者、連邦主体の代表者、地方自治体の代表者、省庁の代表者たちが参加している。この委員会ではロシア憲法第77条が想定している多くの問題についての権限事項の適切な分割を作成し、提案するのが目的である。

このような活動をとおして委員会は多くの法案を準備し、連邦法にそって権限分割のすべての事項を明確化する。ここで強調しておきたいのは以下の点である。権限事項分割にともなう諸問題の解決は、ロシア連邦における執行権力の統一は絶対的でないことを認識しておく必要がある、ということである。執行権力の統一はロシア連邦の権限内で、そしてロシア連邦と連邦主体の共同権限事項に関する連邦の権限内で確立される。執行権力制度の統一を確立する一方で、連邦機関は自己の権限を回避することはできないし、ロシア憲法で保障されている連邦主体の権利を侵害することはできない。しかし執行権力機関（地方と連邦）の自立性は自己の権限に関する諸問題について決定を採択する権利だけではなく、諸問題を解決する義務を有しているのである。自立性といってもその構成要素の一部となっているのは、自己の活動の結果と採択される決定に対する責任である。

このようにロシア連邦と連邦主体の権限事項分割についての作業では、執行権力制度の統一制

を確立しなければならないが、これはとても複雑な課題である。というのも、法的な規制が不完全であること、行政機構が対立しあっていること、連邦国家権力機関と地方国家権力機関の間の利益が衝突することがあるからである。すべてのこのような要素、そのうえにそのほかの諸問題が執行権力制度の統一を効率的に、本格的に形成する課題を解決するのをむずかしくしている。

ロシア連邦における効率的な行政改革は、多くの要因にかかっている。そのひとつは、権力と行政制度の整備、統一体としての効率的な機能である。このような要因は、どこの先進的な現代国家でも共通にみられる問題である。

国家制度と政治体制の民族的な形態に関係なく、効率的な国家行政は多くの場合、国家管理の現実的な統合、行政機関の統一された活動原則に負っている。しかしすでに言及したように、単一国家とちがって連邦制国家では、多くの諸問題がまとまって生じ、それらは補助金の問題と連邦の主体となる国家権力機関の広範な自立性とをどのようにうまく結合させるかに係っている。

行政の効率性は、すべての国家権力制度を機能化する方向で議論される。各権力レベルで、効率性は個々の基準で測られなければならない、目的と結果の関係が問われる。そのほかの基準としては、行政の主体と客体の利益に結果がどのように関係しているかが評価される。国家管理制度の効率化の最重要な基準となるのは、その制度の機能の実現である。国家の統合化と社会の一体化を実現するには、効率的な国家行政を打ち立てることである。したがって近年しばしば言及されることであるが、連邦関係の再編は、現存のロシア国家権力機構を統一的なシステムに変換することなくしては不可能であり、そのことによってより一層効率的にロシア国家権力機構は相互に関係を強め、すべてのレベルの機関と権力ベクトルを機能化する。

新しいロシア憲法が採択されてから数年が経過してわかったことは、中央と地方の間の権限分割だけでは決して十分ではないということであり、将来にわたって改善することが必要である。憲法的な規範を分析すると、ロシア連邦における執行権力の統一制度の整備は執行機関のさまざまなレベルで複合的に樹立し、他方で制度内の相互関係を確立し、執行機関の間の法律的、権力的な権限を明確に、合理的に配分し、さらには行政機能の中央集権化を必要としていることがわかる。同時に全連邦的な規模で、連邦主体と自治体のレベルで、権限を実現する過程において現実に非中央集権化を推進しなければならない。

確認しておきたいことは、「システム」という概念であり、これは統合性と統一性を構成する多様な要素の諸関係の構造のことである。このシステムは、新しい質をつくりあげ、さまざまな要素の単純な総体ではない。他方で多様な要素の一つひとつ、またはそれらの結合は自立的なシステムとして考えられる。どれか一つのシステムをとってみても、その統一体は組織化、計画化、規制、整備というような管理の形態をとおして達成される。調整という作業によって、システムのさまざまな単位の活動のなかで調和が図られるのである。執行権力の統一システムの構成単位間の制度的な確立は、権力関係（支配と被支配）を基盤に構成単位間の関係調整なくしては不可能である。

連邦主体の政治・経済的な管理の今日のシステムは、執行権力と立法権力の地位、連邦主体の権力と地方自治体の関係、さらには連邦主体の経済的な資源を中央集権化する執行権力の能力にかかっている。加えて連邦主体レベルの行政の効率性は、執行権力機関と代表権力機関の機能と権限分割の明確な規定、両権力機関の相互関係の整備、責任の原則と類型にかかっている。上記の諸問題が未解決である場合、連邦主体を将来にわたって安定的に発展させるために多くの問題を生むことになる。

以上述べたことのなかで特に注目したい点は、行政改革においてロシアにおける権力関係を構成するすべての行為は、連邦主体と連邦中央の利益の相互関係においてのみ、効率的に進められるということである。これを基盤にして、本当の再編の主体に変わる連邦主体執行権力は、単に地方だけではなく全連邦的な任務を解決する過程で重要になる。

最後に強調しておきたいのは、ロシア連邦における執行権力の統一システムの建設は連邦制を成立させる基盤の一つであり、連邦中央、連邦主体、地方自治体、これらの諸機関に該当する権限分割の諸問題は適切に対処されることで克服される。多くの場合、連邦制の形成を促進するのは、ロシア連邦国家権力機関と連邦主体国家権力機関の間の権限分割に関する作業を適切に実施することである。権力レベルごとに機能、権限、責任、資源を明確に分割することは将来的に、国家権力の重要な課題の一つになる。これは、この数年に期待される大きな仕事である。ロシア憲法第72条に記されている権限事項に関するしかるべき分割は、国家の効率性を測る適切な指標とならなければならない。

ロシア憲法第77条第1項によれば、共和国、地方（クライ）、州、連邦的な意義を有する市（モスクワ市とサンクト・ペテルブルク市）、自治州、自治管区国家権力機関制度は、ロシア連邦憲法的機構の原則、連邦法で定められる国家権力の代表機関と執行機関の整備に関する一般原則に基づいて制定される。ロシア連邦主体における執行権力は国家権力のすべてのベクトルとレベルにとって、国家権力の統一システムの憲法的な一般原則、立法・執行・司法の三権分立、連邦国家権力機関と連邦主体国家権力機関の間の権限事項分割、そして地方自治体の自立性を基盤にして建設され、機能する。連邦主体は、自分たちの憲法と憲章にしたがって存続するのであるが、すべての連邦主体がそのような法律を有するわけではない。

憲法的な規定とは別に、連邦主体執行権力機関制度は、1999年10月6日に採択された連邦法「ロシア連邦主体国家権力の立法機関と執行機関の整備に関する一般原則について」に明記されている連邦の一般的な原則に基づいている。この立法規定とその内容によれば立法者は、一方で国家権力機関の活動の組織的、構造的、機能的、そして権限的な要素の法的な規制において適切な措置を講じ、他方で連邦主体に対して国家権力機関制度を構築する手段と方法を自由に選択することができる。

ロシア連邦における統一された国家権力制度を整備、機能化するには、規制と規定、基本規定、原則規定、そして連邦制の原則を遵守する必要性との間でバランスをとることが大切である。しかし絶えず、連邦または連邦主体の側から先のさまざまな規定に対するなんらかの不満が表明される。このためにレベルの高い憲法的な判断ができる司法機関が不可欠となり、憲法をめぐる具体的な紛争を解決する過程で中央集権的な方向と非中央集権的な方向についての結論、さらには連邦主体国家権力機関の活動において立法と執行の各機関の権限をめぐるバランスが導き出される。

ロシア憲法裁判所はすでに指摘されているように、国家権力機関制度の制定において連邦主体の自立性を否定する連邦法「ロシア連邦主体国家権力の立法機関と執行機関の整備に関する一般原則について」の規定を容認していない。イングーシ共和国政府の提訴を審理したロシア憲法裁判所の決定（2000年6月8日、第91-O）のなかで、連邦法「ロシア連邦主体国家権力の立法機関と執行機関の整備に関する一般原則について」は連邦主体の立法権力機関と執行権力機関の基本的な原則だけを制定しているのであって、権限の具体的な事項については言及していない。連邦主体の法律ではこれらの諸機関の活動のそのほかの問題が明記され、連邦主体の最高執行機関はそのほかの権限を実現することになっている。ロシア憲法裁判所の決定によれば、この法律で盛り込まれている国家権力機関制度の規制に関する連邦主体の権限は二次的な問題として扱われている。

執行権力機関制度—これは連邦主体国家権力機関制度の構成要素の一部である。同時に、執行権力の原則が有する著しい特殊性、国家と法の制度における執行権力の意義と存在理由は執行権力の固有な性質である。「諸機関のシステム」という概念はいつも、一義的な定義をしないかぎりにおいて、法律の現実において（法律作成だけではなく法適応においても）複雑な問題を生み出す。連邦主体の一連の法律には、執行権力機関制度の概念の法律的な定義が盛り込まれている。

しかし、その定義の一つとして広範に受け入れられていない。オリョール州法「オリョール州国家権力執行機関制度について」の第1条によれば、オリョール州国家権力執行機関の名称はオリョール州行政府である。

他方で、プスコフ州法「プスコフ州執行権力機関制度について」の第1条によれば、プスコフ州憲章に基づいて州執行権力機関機構を構成するのは、最高国家権力執行機関であるプスコフ州行政府とそのほかの州執行権力機関である。州行政府は、州執行権力機構を統率する。先の法律とそのほかの法律のなかで、執行機関はその構成体—連邦主体執行権力機関の総体—の観点から規定され、これらの権力を実現する。

たしかにロシア憲法第71条、第76条、第112条の解釈に基づく1999年1月27日のロシア憲法裁判所の決定は明らかに影響力をもったが、その決定は連邦執行権力機関制度の概念を規定することはなかった。他方、この制度を構成するのはロシア連邦政府、そして省庁とそのほかの連邦執行権力機関である。

「連邦主体執行権力機関制度」という概念は執行機関の総体であり、共通の目的、任務、原則に基づいて活動する。その一つひとつの機関は制度内と制度間の相互関係のなかでの役割をもとにして、執行権力構図のなかでの位置づけ、権限の内容、制度と活動の組織的法的な形態、さらにはそのほかの外見的な特質にしたがって区分けされる。法的な規範と司法上の現実を分析することで、連邦主体の執行権力機関の整備と機能化という法的な規制は、以下のような要素を含んでいる。

- (1) 活動の目的、任務、原則
- (2) 執行権力機関の構成
- (3) 執行権力体系のなかでの執行権力機関とその位置に関する個々の類型
- (4) 諸機関の創設、再編、廃止の手続き
- (5) 役職者の任命と解職の手続き、役職の名称と法的なステータスの原則
- (6) 組織内の構成に関する原則
- (7) 諸機関の類型ごとの権限の一般的性質
- (8) 活動の法的、組織的な形態
- (9) 諸機関の上下関係に関する一般的な原則、または制度内の相互関係
- (10) そのほかの国家機関と地方自治体との制度内の相互関係についての一般的な原則

上記の要素はそれぞれに独自の役割をはたしており、諸機関の構成、それらの概念と類型といった要素は、体制形成の役割をはたし、そのほかの要素は補助的な機能をはたしており、執行権力機関の特質を明らかにするのに役立つ。上記の要素をすべて十分に備えている連邦主体は一つとしてないであろう。執行権力制度の法的な性格は、制度を構成する諸機関の個々の類型、組織化と機能化の個々の側面を分析することによってさまざまな法律ごとに解明される。この分野を規制する法律は、以下のとおりである。

- (1) 連邦主体の憲法と憲章
- (2) 国家権力執行機関制度に関する法律
- (3) 国家権力執行機関の構成に関する法律
- (4) 連邦主体における行政機構に関する法律
- (5) 最高役職者の地位に関する法律
- (6) 国家権力最高執行機関の地位と構成に関する法律
- (7) 特別の権限を有する中央機関に関する法律
- (8) 国家権力地方執行機関に関する法律
- (9) なんらかの国家行政の領域における執行権力機関の個々のタイプの活動を規制する法律
- (10) 最高役職者または最高執行機関の命令、決定、処分—これらは国家権力執行機関の制度と

構成を定める

(11) 中央執行機関と地方執行機関の一覧を定める命令または決定

(12) 執行権力機関の個々の類型に関する規定

(13) 連邦主体の国家権力執行機関の整備と活動に関する個々の問題についてのその他の法令

各連邦主体は自由に法令を制定し、執行権力体系の整備と機能化を実施し、同時に上記の法令の内容を整理する。このような実施にあたって拘束するのは憲法または憲章、さらには法律と条例であり、それらの採択では直接的に連邦法に拘束される。たとえば同様な法令には、連邦法連邦法「ロシア連邦主体国家権力の立法機関と執行機関の整備に関する一般原則について」の第5条第2項、第17条第4項、第20条第3項の記述が盛り込まれている。もちろんすべての連邦主体が、上記の条項にしたがって法令を実現しているわけではない。

疑いもなく連邦主体の憲法と憲章、そして国家権力執行機関の制度と構成に関する法律は、執行権力の体系的な規制のための基礎的な意味をもっている。執行権力体系の基本的な要素の制定、つまり法的な規制の事項に対するロシア憲法裁判所とロシア最高裁判所の決定は重要である。1996年2月1日のチタ州の基本法である州憲章の諸規定の憲法的な条項について、ロシア憲法裁判所は決定を採択しており、そのなかには次のように記されている。「法律的な規制に委ねられるべき一連の諸問題はまさに、立法権力機関の権限の対象であり、結局は権力分立の原則と立法権力機関の自立性の原則に合致するのである。執行権力機関の管理と構成の構図の承認に関連して同じような規定は、1992年3月5日のロシア連邦法「地方（クライ）人民代議員ソビエト、州人民代議員ソビエト、地方（クライ）行政府、州行政府について」に盛り込まれている。この法律によれば、州行政と州行政府機関の構成は、代表権力機関が承認することになっている。

この法律は、執行権力体系の個々の構成要素（たとえば条例による最高役職者と最高執行機関）を規定する可能性を排除するわけではなく、これらの機関は連邦主体の憲法、憲章、法律に抵触することはできない。しかし、この諸機関は制度を構成するという役割をはたしており、執行権力機関の概念と類型、執行機関の構成、さらには役職者の法的な地位を定める。他方で、こんにちではいくつかの連邦主体で上記のことは別のことが起こっている（たとえばスヴウドロフスク州、モスクワ市、サンクト・ペテルブルク市、ダゲスタン共和国、タタリスタン共和国など）。

執行権力制度の憲法的、法律的な規制は客観的な限界を有している。憲法と憲章のなかに明記されている執行権力制度の権限・機能的な性質は、バチーロ教授が以下のように詳しく分析している。彼女の見解によれば、「連邦主体における執行権力機関の権限分割事項の規定を分析すれば、この問題の憲法的な規制に対するアプローチを十分に解明することができる。基本的な重点は、共同権限と専権事項の領域における州の具体的な活動項目におかれている。そうはいっても権限事項の具体的な内容には大きな幅があり、権限とその内容にかなりの相違がある」。

憲法または憲章による規制は最優先的に、最高役職者と最高執行機関の憲法的な地位に向けられている。他方で、執行権力のそのほかの機関との関係では原則として、抽象的な叙述になっている。たとえばレニングラード州、モスクワ州、そのほかの州の憲章では、執行権力制度の構造的、組織的、権限的な側面はその都度、決められている。

憲法と憲章を構成する要素を考察するにあたって、連邦主体国家権力機関制度の内部の問題、つまり制度内の相互関係に多くの関心を払い、連邦執行権力機関と地方自治体の間の相互関係のために必要な法的な基盤を確立していない。連邦執行権力機関と地方自治体のための基本となっているのは、連邦法「ロシア連邦政府について」と「ロシア連邦における地方自治体の一般原則について」である。

執行権力機関の整備と活動の体系的な規制を行うには、連邦主体において関連法を採択することが大切なのである。たとえば2003年3月13日に採択されたバシコルトスタン共和国の法律「共和国執行権力機関について」、2002年1月9日に採択されたコミ共和国の法律「コミ共和国執行

権力機関について」、2001年12月10日に採択されたオリョール州の法律「オリョール州国家権力執行機関制度について」、2002年2月19日に採択されたプスコフ州の法律「プスコフ州執行権力機関制度について」などがある。

執行権力制度を定める連邦主体の法律において原則として、諸機関の目的と任務は制定されている。連邦主体執行権力は連邦と連邦主体の法律を遵守し、国家権力、地方自治体、社会团体、組織と市民による活動を体系的に監督し、法律違反の除去に関する政策を講じる。たとえばスヴェルドロフスク州法「州国家権力執行機関について」第2条によれば、これらの諸機関は「州経営の関連分野を効率的に指導するために、または分野間の行政機能を高めるために創設される」のである。第3条では、諸機関の重要な任務を以下のように明記している。

- (1) 管轄分野の発展の確保
- (2) 統一した技術政策の実施
- (3) 先進技術の導入
- (4) 生産発展の確固たるテンポの達成
- (5) 州全体の総合的な発展の確保
- (6) 関連商品とサービスにおける満足すべき要求の達成
- (7) 投資の導入
- (8) 国有財産の管理
- (9) 基本的なファンド、労働資源、物質的な資源、財源の経済的な主体の合理的な利用
- (10) 管理分野に関する分析と統計の収集、そして連邦主体国家権力への提供
- (11) 関連執行機関とその下部機関における国家公務員の管理
- (12) 国家公務員による国家規律の遵守の確保

多くの連邦主体は自分たちの法律に、統制する執行権力制度、執行権力の活動方針、さらには連邦法「ロシア連邦主体国家権力の立法機関と執行機関の整備に関する一般原則について」に明記されているいくつかの条項を盛り込んでいる。

- (1) 国家としての統一性
- (2) 地域的な一体性
- (3) 地域内でのロシア連邦の主権の確保
- (4) ロシア連邦内でのロシア憲法と連邦法の優越性
- (5) 国家権力制度の統一性
- (6) 立法、執行、司法の権限分立
- (7) 権限集中の排除
- (8) ある特定の国家権力機関、またはある一人の役職者への権限集中の排除
- (9) ロシア連邦国家権力機関と連邦主体国家権力機関の間の権限事項の分割
- (10) 連邦主体国家権力機関による自己に属する固有の権限の自由な行使
- (11) 地方自治体の固有の権限の自由な行使

たとえばプスコフ州では、人間と市民の責任、情報公開の原則、権利と自由の確立が盛り込まれている。オリョール州では、行政府の一般的な活動に対する組織としての責任と個人的な責任が記されている。またスヴェルドロフスク州では、情報公開、専門化、権威、自分たちの活動に対する責任を盛り込んでいる。執行権力制度に関する法律を有しない連邦主体では、執行権力の個々の機関、なかでも国家権力最高役職者と国家権力最高執行機関の活動に関する原則が制定されている。

たとえばモスクワ市の法律「モスクワ政府について」の第3条によれば、市政府は人間と市民の権利と自由の確立、合法性、情報公開、権力分立、集団指導体制、行政の中央集権化と非中央集権化の結合、市政府の責任、さらには採択される決定に対する役職者の個人的な責任を柱とす

る自分たちの権限を行使する。

このようにして、諸原則を打ち立てることができる。つまり連邦主体国家権力機関の活動原則、連邦主体執行権力機関の活動原則、執行権力機関の個別の活動原則を作成できる。諸原則の内容についての分析、諸原則の意味、有効性、確立の問題についてはこれ以上言及することはしない。

ロシア連邦の専権事項については、ロシア憲法のなかに以下のように明記されている。

- (1) ロシア連邦憲法と連邦の法律の採択と修正、それらの遵守に関する監督
- (2) ロシア連邦の連邦制度の維持と国土の保全
- (3) 人間と市民の権利と自由の監督と擁護。ロシア連邦における国籍管理。少数民族の権利の監督と擁護
- (4) 立法、執行、司法の各権力機関制度の制定、それらの組織化と活動の規定、国家権力連邦機関の創設
- (5) 連邦国家財産とその管理
- (6) ロシア連邦内の国家、経済、環境、社会、文化、民族の各分野の発展に関する連邦の政策と連邦の基本プログラムの作成
- (7) 統一市場の法的基盤の整備。外貨、クレジット、関税の管理。通貨政策。価格政策の基盤。連邦銀行を含む連邦経済活動の管理
- (8) 連邦予算の編成。連邦税と徴税の管理。地方発展のための連邦資金の運用
- (9) 連邦エネルギー政策。原発政策。連邦交通。通信。情報と郵便。宇宙開発
- (10) ロシア連邦の対外政策と国際関係。ロシア連邦の国際協定。戦争と平和の諸問題
- (11) ロシア連邦の対外経済活動
- (12) 防衛と安全。防衛産業。武器と軍事技術と軍事資産の売買に関する規定
- (13) 国境線、領海、領空、排他的経済水域と大陸棚の地位と防衛に関する規定
- (14) 船舶政策。検事局。刑事政策。民事訴訟。調停政策
- (15) 連邦による法の抵触規定
- (16) 気象業務
- (17) 国家勲章

上記が、ロシア憲法に盛り込まれている連邦政府の専権事項である。つぎに、ロシア連邦と連邦主体の共同権限は以下のとおりである。

- (1) 共和国の憲法と法律、地方（クライ）、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治区の憲章、法律、その他の法令のロシア連邦憲法と連邦の法律に対する合憲性の審議
- (2) 人間と市民の権利と自由の擁護。少数民族の権利の擁護。法律、法秩序、社会安全の確保。国境地帯の安全確保
- (3) 土地、地下資源、水資源、その他の天然資源の所有、利用、処分の諸問題
- (4) 国家所有財産の分割
- (5) 天然資源の利用。環境保全。特定自然保護区域。歴史的文化的な記念碑の保存
- (6) 保育、教育、科学、文化、体育、スポーツの諸問題
- (7) 保健問題の調整。家族、母子家庭、父子家庭の保護。社会保障を含む社会保護政策
- (8) 破局、自然災害、疫病、その拡大の阻止に関する措置の実現
- (9) ロシア連邦における税制と徴税に関する一般原則の制定
- (10) 行政法、行政訴訟、労働法、民法、住居法、土地法、水資源法、森林法、地下資源法、環境保護法
- (11) 司法と法機関の幹部人事。弁護士活動
- (12) 少数民族の風習と伝統の保護
- (13) 国家権力機関と地方自治体の一般原則の制定

(14) ロシア連邦主体の国際関係と対外経済関係の調整、ロシア連邦の国際協定の実施

ロシア連邦の専権事項とロシア連邦・連邦主体の共同権限に関するロシア連邦の権限以外については、ロシア連邦主体が国家権力のすべての権限を有する（ロシア憲法第73条）。以下は、地方政府が実際にどのような権限を有することになっているか、その一般的な事項である。

- (1) 連邦主体の憲章と法律の制定と修正
- (2) 連邦主体の地位と区域の変更への同意
- (3) 連邦主体の国家権力機関の編成に関する制定と手続き
- (4) 連邦主体の国家権力機関の組織化と活動に対する法的な規制
- (5) ロシア連邦によって移譲された連邦主体の国家財産
- (6) 連邦主体の予算と税金、徴税
- (7) 連邦主体所有の国営企業、施設、団体
- (8) 連邦主体の発展計画
- (9) 連邦主体の行政区域の制定
- (10) 連邦主体の国家公務員
- (11) 連邦主体の勲章

第4節 連邦・連邦主体・地方自治体の財政

ロシア国家の歳入は、連邦政府と連邦主体に納められることになっており、2003年の統計ではその総額は4兆1,387億ルーブルに達する。その内訳は、「連邦政府」への歳入が2兆5,825億ルーブル（62.4パーセント）であるのに対して、連邦主体への歳入は1兆5,561億ルーブル（37.6パーセント）である。国家予算の歳入の6割が直接、連邦政府に納められている。連邦政府と連邦主体をあわせた国家収入の内訳を見ると、もっとも多いのは税収で、全体の81.4パーセントを占める。

連邦予算の歳入に目をむけると、プーチン政権が発足した2000年から倍増している。2003年には、エリツィン政権時の1999年の3倍以上に達している。歳入額の増額に比例して、国民総生産に占める割合も大きくなっている。もっとも割合が小さかった1998年は12.4パーセントであったのに対して、2001年には17.8パーセントまで占めるにいたった。このようにプーチン政権のもとで歳入が増収していることがわかる。

連邦と連邦主体への歳入内訳は、以下のようになっている。両者の歳入項目でもっとも多いのは「付加税」であり、連邦政府では43.5パーセント、連邦主体では34.1パーセントとなっている。関税は連邦政府の独占歳入となっており、連邦政府の歳入に占める割合は22.3パーセントである。いうまでもなくロシアは天然資源国家であり、その利用代金の分配金は連邦と連邦主体の間で長い間係争問題となっていた。下記の表を見るかぎり、歳入に占める割合は連邦政府で12.3パーセント、連邦主体で10.9パーセントであり、それぞれ1割ほどである。

連邦予算の歳入額と国民総生産に占める割合

年	歳入額 (億ルーブル)	国民総生産に占 める割合 (%)
1997	3,434	14.7
98	3,259	12.4
99	6,155	12.8
2000	11,321	15.5
01	15,940	17.8
02	18,653	17.2
03	22,216	16.7

2003年連邦予算の歳入項目

	歳入項目	割合 (%)
1	付加税	43.5
2	関税	22.3
3	消費税	12.4
4	天然資源利用代金	12.3
5	利潤税	8.4
6	その他	1.1

2003年連邦主体予算の歳入項目

	歳入項目	割合 (%)
1	付加税	34.1
2	利潤税	26.5
3	天然資源利用代金	10.9
4	資産税	10.1
5	消費税	7.1
6	その他	11.3

連邦予算に占める税収の割合を振り返ると、2001年をピークに減少している。推移を紹介すると、1997年は82.2パーセント、98年は84.6パーセント、99年は82.8パーセント、2000年は85.2パーセント、そして01年には91.6パーセントに達した。それ以降は一挙に減少に転じ、2002年は76.9パーセント、03年は78.5パーセントになった。

つぎに、連邦政府の歳出項目を紹介しよう。2003年の歳出総額は3兆9,649億ルーブルであり、以下の表はその歳出項目である。

2003年連邦予算の歳出項目

	支出項目	割合 (%)
1	社会保障	30.8
2	国防・治安	18.7
3	その他の予算への支出	10.6
4	エネルギーと建設	8.4
5	住宅と公共サービス	6.4
6	国家・地方の債務返済	6.1
7	国家行政運営	4.6
8	特別ファンドへの支出	4.1
9	道路整備	2.8
10	対外活動	0.8
11	司法機関	0.7
12	その他	6.0

2003年連邦主体の債務高

	連邦主体名	額 (億ルーブル)
1	モスクワ市	171
2	モスクワ州	63
3	クラスノヤルスク地方	35
4	ノヴォシビルスク州	31
5	ハバロフスク地方	30
6	サマラ州	20
7	ニジゴロド州	18
8	エヴェン自治区	16
8	サハール共和国	16
10	イルクーツク州	15
10	トゥール州	15
12	クラスノダール地方	14
12	タタールスタン共和国	14
12	ヴォロネジ州	14
12	カレリヤ共和国	14
16	ムルマンスク州	13
17	サンクト・ペテルブルグ市	11
17	チェチェン共和国	11
19	ウリヤールノフスク州	10

2003年の連邦主体の債務高は、538億ルーブルである。もっとも債務の大きいのはモスクワ市で、全体の31.7パーセントを占める。この債務を含む連邦主体予算の赤字総額は、1,157億ルーブルである。

連邦国家の建設にむけての中央－地方の財政関係の調整が、ソ連邦崩壊後から10年以上も続いている。ソ連邦が崩壊した1991年以前の社会主義体制では、ソ連社会を反映した中央集権的な財政関係にあった。直接的な行政関係が反映し、地方政府の財政は上級機関の承認を必要とした。このような状態におかれた地方政府と自治体は財政を、効率的に運用しようという気持ちになることはなかった。財政赤字とその責任を地方政府や自治体が負うことはなく、上級機関の予算でもって補填された。

ロシア連邦誕生後の1991年から93年にかけて、「基本税制法（Закон об основах налоговой системы）」と「ロシア共和国連邦における予算作成と予算執行に関する基本法（Закон об основах бюджетного процесса в РСФСР）」が採択され、これによって従来の予算制度の自然発生的な非中央集権化がはじまった。しかし政治・経済的な危機のもとで、予算関係の非中央集権化はどちらかといえば政治的な思惑で生じたといえる。

ソ連邦を構成する15共和国の一つであったロシア共和国の時代から国内の民族共和国は、連邦を構成する地方（クライ）や州と比較して大きな裁量権を有していた。ソ連邦下のロシア共和国から独立国家としてのロシア連邦に移行したあとも、これらの民族共和国は政治的な影響力を発揮した。民族共和国の一部は主権国家への道を模索し、ロシア連邦の構成主体からの離脱を求めるようになった。このような共和国（タタールスタン、バシコルトスタン、ヤクーチヤの各民族共和国）は連邦予算に税金を拠出することを停止し、そのほかの地方政府も財源を自分たちの利益になるように再分配する動きを強めた。

このような連邦崩壊の危機は、1992年の連邦条約（Федеративный договор）に調印されることで一件落ち着いた。一年後の1993年にロシア憲法が制定され、連邦国家としての基盤が構築された。地方（クライ）、州などはロシア連邦主体（Субъект Федерации）の地位を獲得した。すべての連邦主体に対して国家・社会生活における自立性が保障されることになった。憲法の採択で連邦の立場が強化され、これによって財政関係は中央政府を中心に整備されることになった。

しかし、ロシア連邦のなかに記されているロシア連邦の権限事項、なかでもロシア連邦と地方政府の共同権限は十分に明確でないためにさまざまな解釈が可能である。さらに言えば、共同権限についてはあまりにも一般的な規定となっている。問題はロシア憲法のなかに、共同権限を区分けする具体的な調整機構が記されていないために、連邦政府と地方政府の間に緊張を引き起こすことになった。連邦政府も地方政府も互いに、憲法規定を自分たちの利益になるように利用しようとするのである。

他方で、ロシア憲法には連邦政府と地方政府の関係を個々に調整するために、両者が独自に権限分割協定を締結できることになっている。この規定は、地方政府にとっては魅力的な方法と映り、大いに活用されることになった。このようにロシア連邦の最初の形成期においては、ソビエト時代にかわって政治的な思惑が際立ち、このようなやり方をとって社会・政治的な基盤が整備されていった。連邦政府と地方政府は互いに、より大きな権限と財源を獲得し、より広範な社会領域を管理するために対立した。結局は、両者が満足のいく解決方法はなかった。結局、ロシア憲法に地方政府の優位性を獲得できる規定が盛り込まれており、このために権限分割にめぐって問題が発生したのである。ロシア連邦の初期段階では、中央と地方の財政関係が全体的に未確定な部分が大きく、枠組みが欠落しており、両者の関係は大統領と地方政府の首長の個人的な合意に基づいていた。ロシア憲法に記されている連邦政府と地方政府の権限分割は、あまりにも曖昧な部分が多い。この権限分割に関する財源分割に関する一般原則は、ロシア憲法には触れられていない。

法的な規制が不十分であるために、財源分配は権限分割とは別に議論されることになった。実際に連邦政府は、さまざまなレベルの予算から資金を調達できる法律を採択したが、いったいどのレベルの地方機関が連邦政府に資金を拠出し、そのような直接的な負担をするかという明確

な規定を盛り込むことはできなかった。しかも、地方政府が必要とする財源についてもはっきりさせることができなかった。財政支出を抑え込むことがなかったので、地方政府の予算を賄えない百件以上もの法令が連邦中央で採択されてしまった。

このような状況にあって地方政府、とりわけ自治体は自分たちの予算を維持できなくなり、必要な予算支出項目の一部だけを執行するにとどまった。当然、支払いが滞納されることになった。財政政策に対する責任、予算報告の客観的な評価の向上、予算のきちんとした作成、支出の効率的な管理、予算にかかわる諸機関の再編、予算見通しの作成と実行、予算分野の整備、社会インフラへの投資といった問題に対する関心が完全に後退している。1991年、基本税制が制定された。ただし財政関係の一部については、従来の経験に基づく「税金調達原則」が踏襲され、さまざまな行政レベル間で基本的な税金を分割することになった。地方政府の予算は大部分において、連邦政府が毎年決める連邦税からの歳入をもとに形成され、地方政府と自治体が必要とする歳出を独自の財源で賄うことができる割合は15パーセント以下であった。地方政府と自治体の課税対象は、両者の担当領域をカバーするには不十分な歳出額であった。地方政府と自治体が課税問題を自主的に解決するには、あまりにも制約が大きかった。

実際、税収に差を設定することで、地域間の格差を是正し、予算的な保障レベルを均等化することができた。だが地方政府と自治体において、提供される予算規模と課税水準の関係に一貫性がなかった。地方政府と自治体には、財源の拡大と適切な投資環境の整備には関心がなかった。長期的な経済・財政政策を実行できる可能性は少なく、財政に対する責任はだれも負わなかった。下位の予算に財政支援する基本的なねらいは、自己財源では予算をくめない地域の財政力を向上させることにある。言い換えるならば、財政力がある地域との均等化を図ることである。だがこのような均等化の政策は、財政支援を受ける側に非扶養者の気持ちが芽生え、歳入を自主的に拡大という意欲を減退させてしまうのである。

ところでソ連時代ですべての地方レベルの予算は、連邦の法令に基づいて承認された。財政的な補充は、自己の法令に独自財源を盛り込むか、または補助金によって行われた。このような財政制度は、中央集権的な体制と地方政府・自治体の直接的な上下関係のもとで可能なのである。ソ連邦の崩壊後、予算制度の非中央集権化がはじまり、財政支援の分配は大統領と地方政府の首長の個人的な合意のもとで行われるようになった。連邦税からの歳入はバラバラに制定され、連邦予算からの補助金額は直接的な合意で決まった。財政支援の提供システムはそのなかにいかなる基準も有さず、連邦政府と地方政府の取り引きの対象になってしまった。

こうした混沌とした状況下で1994年にはじめて、予算関係の改善に関する計画が誕生した。そのなかで、基本的な連邦税の地方政府予算への統一的な歳入規範が制定され、地方政府の税の裁量権が拡大した。「地方財政支援ファンド」が創設され、その資金はきちんとした手続きに基づいて分配されることになった。

しかしこの試みは、十分に準備されたものではなかった。外見的形式とちがって、実際には主観的な運用となってしまった。このために「地方財政支援ファンド」の分配は、地方政府の実際の歳出入の執行報告をみると、うまくいっていないことがわかり、依然として大統領と地方政府の首長の個人的な合意に基づいていた。財政支援は、必要なときに執行されていない事実も判明した。相変わらず非扶養者であると気分は残り、地域の財政的な可能性を拡大するという意欲を生み出すことはできなかった。

さらにいえば、地方政府においても自治体においても予算支出の根拠と権限を完全に打ち立てることに失敗した。「地方財政支援ファンド」以外のほかの財政支援の方法を考えることをしなかった。明確な財源を特定することをせずに、連邦法の採択が続いた。予算支出を根拠づける規範が策定されなかった。地方政府の政治家たちは、大統領との個人的な合意に基づいて連邦政府との関係を構築する試みに執着、努力した。

1999年から2001年にかけて、「予算関係の改正に関する大綱」が実施されることになった。この基本的な目的の一つは、財政支援の分配システムの改正にある。先の大綱の実施にあたって、地方政府間の財政力を均等化するために移転資金（地方→中央→地方へのお金の流れ）の新しい客観的な分配原則が作成され、導入された。これと同時に、地方における財政政策の効率的で責任のある運営のための刺激になることが期待された。この新しい財政政策を基盤に、客観的な財政支出と財源に基づく現実的な予算評価が可能となった。地方政府は、従来の大統領との個人的な合意による予算取得のやり方をやめた。歳入額を隠し、歳出の意図的な歳出額のつり上げは、意味を失った。

プーチン政権下の2001年、地方政府への財政支援を行うために新しいファンドが開設された。「補償ファンド」「地域発展ファンド」「地方政府財政再編ファンド」である。「補償ファンド」は連邦の法律で、下位機関の財政に支出するために必要な資金である。2001年に補償ファンドから歳出された交付金と助成金は例外なく、すべての地方政府で分割される。それにあたっては地方政府の財政力に関係なく、連邦の法律「子供をもつ市民への政府からの手当」と「ロシア連邦における身体障害者の社会的保護」を執行するためである。これとは別に、連邦予算においては下位の予算の歳出を補助するための資金が盛り込まれており、連邦の法律「恩給について」を執行するためのものである。連邦ははじめて、地方政府が社会保障に関する法律の一部を執行するための支援措置を採択したのである。連邦政府は予算化の責任を、地方政府と自治体予算から連邦予算に転換した。「地域発展ファンド」は、地方のインフラに対する投資を拡大するための財政支援である。「地方財政支援ファンド」の資金は、地方政府の予算を再編するプログラムを遂行するために競争原理のもとで地方政府に提供される。2005年度の入札では、15地方政府のプログラムが採択された。

2002年には、「2005年にむけての予算連邦制の発展プログラム」が発効した。この改革は、新しい内容を含んでいる。従来の基本的な関心は連邦政府と地方政府の間の財源をめぐるものであったのに対して、新しいプログラムではすべてのレベルの行政機関の間で財政的な権限と責任を分割することにある。このプログラムには、以下のような事項が含まれる。

- (1) 連邦政府、地方政府、自治体の間の権限分割を基盤にした歳出権限の分割
- (2) 長期的な展望のなかでの税の権限と財源の区分け
- (3) そのほかのレベルに対する財政支援提供の制度づくり（改革は基本的に、地方政府と自治体の相互関係に配慮しなければならない）
- (4) 自治体の二重制度の導入により、地方政府の予算を調整する

「2005年にむけての予算連邦制の発展プログラム」を実施するために、以下のような措置を講じる。

- (1) 連邦法「地方自治の新しい原則について」を改定する
- (2) 連邦法「ロシア連邦主体の代表（立法）機関と執行機関の一般原則」を改定する
- (3) 予算法と税法の改定を作成する

ロシアでは1990年代の経済的な不況と政治的な不安定のために、経済、社会、政治の各分野で大規模な構造改革が実施された。ロシア人たちの努力は、無駄におわることはなかったようである。1999年以降、経済成長に転じ、年率で7パーセントの上昇となった。同時に政治的な安定を回復し、大統領への支持率も上向きとなった。このような成果をとおしてロシア人は、財政改革をふくむ制度改革が今後必要であることを認識することになった。1990年代には財政改革が着手され、その成果は以下のとおりである。

- (1) 財政とマクロ経済の安定
- (2) 財政制度、予算の編成と歳出・歳入の安定化、予算法の採択
- (3) 予算執行の金融制度から債権制度への移行

(4) 予算連邦制の新しい公正な制度の創出

(5) 現代的な国家予算管理の編成

ロシアでははじめて、独立機関としての予算監査委員会が設置され、議会に従属することになった。同時に、ロシアではまだ改革は続いており、2004年からは第二段階に突入し、それは2007年に完了することになっている。その改革の目的は、二つである。一つ目は、予算歳出が有効な効果をあげること。もう一つは、国家財政の安定化と期待を向上させること。この二つの目的を達成するために、重点を財源の管理から予算執行によってどの程度の効果があがっているかを管理する体制に移行することになる。連邦レベルでは、予算執行の改革の意味は、すなわち歳出管理から効果の管理に移行することになるのである。

プーチン政権下で、財政改革が推進されており、以下ではその本質について言及する。「財源管理」の枠組みのなかで、基本的に歳出項目が決定されている。厳しい財政的制約を遵守し、財政均衡が図られ、予算計画が実施される。予算歳出のよい結果が期待される一方で、計画とその実施の関連が管理されることになる。他方で、「結果の管理」の枠組みのなかで、国家政策の観点から歳出の目的と計画にそって予算が作成される。予算歳出は、その機能にしっかりと対応するものでなければならない。予算計画にあたっての基本的な関心は、予算計画に基づいて最終的な結果に向けられる。財政資金についての行政機関の自主性と責任は強まっている。中期的な予算計画のなかで歳出項目の限度額を制定している。対外関係を注視しながら、財政問題に関する行政機関の活動結果とその評価が行われている。

このように財政の基本的に新しい作成は広い意味において、「予算化」という概念がロシアでも導入されている。この概念は、中期的な予算計画のなかで結果を重視しようというものである。予算の作成と承認に関する手続きは、歳出の優先的な順位をきちんとつけ、その実現（予算の基本的な立場、項目の変更、予算文書の作成）について評価し、予算執行の際には執行権力機関の権限を拡大する。これらの目的を達成するためには、以下の課題を克服することになる。

(1) ロシア連邦の一般原則と予算管理を修正する。

(2) 予算を、現行の義務と新たに採択するための義務に区分けする。

(3) 予算の作成と審議の過程を秩序立てる。

(4) 中期的な予算計画を立てる。

(5) 予算計画を目的にそって執行される分野を拡大する。

(6) 安定化ファンドを編成する。

最初の方向としては、ロシア連邦予算の一般原則を国際的な水準に合わせ、予算執行管理を予算の一般的な原則と合致するように努める。上記の(2)(4)(6)の方向性は、財源規模を中期的に展望することではじめて期待されるのである。その期待は、行政機関にとって国家政策の予算的な制約と優先順位に基づく。第三番目の方向性は、財政支出の効果をねらった中期予算計画の要求と要件に基づいて、予算の作成と審議の手続きを改善することである。

第四番目の方向性は基本的な問題であり、歳出の効果についての評価を予算作成過程に組み込み、段階的に歳出の計画見積もりと財源確保から社会的に意味のあり、実測可能な効果を達成する方向で予算計画を行うようにすることである。

六つの基本的な改革の方向性について、もう少し検討してみよう。ロシアでは、歳入と歳出には三つの区分がある。最終的な財政支出の効果の達成に対する予算作成の再評価に不可欠な要件になっているのが、改革の目的と任務に基づくロシア連邦の予算細分化と会計検査の構成と内容の導入である。予算の細分化と会計検査は、権力機関と行政官の活動の透明性を保障し、予算作成のすべての段階において一前年度の予算執行結果の分析から、今年度の予算案の作成とその執行、さらには該当する予算報告まで一予算作成に不可欠な情報量を確保する。

新しい予算細分化は、以下のように実施されねばならない。

- (1) 予算作成者と行政官の自主性と責任を高めることも含めて、最終的な予算歳出の効果を達成する方向で再検討する。
- (2) 国家権力機関が遂行する基本的な機能に基づいて歳出の細分化を実施する。
- (3) 予算報告書と国家予算統計の国際的なスタンダードと合致する予算細分化を作成する。

ロシア連邦の予算歳出の細分化は、以前の27項目に対して11項目が検討されている。歳出細目の作成では、細目の機能化の原則が打ち立てられ、さらなる歳出の細目化は予算編成の過程で目的や種目ごとに実現される。国家行政に必要な細目については、経済的な歳出項目にそってまとめられて検討される。

会計検査とちがって予算加算方式は予算計画執行の効果を審査し、国家が提供するサービスを市場価格と比較するのに役立つ。加算方式に関する会計検査は、国家行政にかかわる経費の透明性を著しく向上させ、予算・税制度において採択される決定の財政的一貫性に関する情報をあたえる。加算方式を基盤とする制度の中心には予算歳出だけではなく、関連する予算への歳入も位置する。加算方式に関する会計検査の基盤となる決算報告書には、債権と負債、活動の財政的結果についての報告、資金流通報告が含まれる。予算・税分野で採択される決定の影響力を評価するためには、債権と負債の状況、予算執行の報告を評価、作成するには予算決算計画を予算細目化とあわせて考慮することになる。

第5節 連邦主体・地方自治体の国際交流

ロシアの姉妹都市交流について少し触れておきたい。ソ連時代の姉妹都市提携に携わっていた期間として、1925年に設立された全ソ対外文化連絡協会（Всесоюзное общество культурной связи с заграницей; ВОКС）が1958年に改変され、ソ連対外友好・文化交流団体協議会（Союз советских обществ дружбы и культурной связи с зарубежными странами; ССОД）となった。1964年から1991年間にССОДの一機関である国内外都市交流協会（Ассоциация по связям советских и зарубежных городов）のもとでソ連邦内の289の都市・地域が、海外71カ国530の都市・地域と姉妹都市提携を行った。1991年12月のソ連邦崩壊にともなって、ССОДは第一章で紹介した外務省管轄のРосзарубежцентрとロシア国際協力協会（Российская ассоциация международного сотрудничества; РАМС）に分離した。姉妹都市提携に関しては、後者の下に姉妹都市国際連合が国際非政府組織として設置された。現在、320以上の都市が参加・加盟している。ロシア国際協力協会（РАМС）の役割は、国内の他の文化交流関係機関と協力して、地方自治体による海外自治体との経済・文化交流の推進、先端技術の導入を通じた、地方政府の民主性を高める交流を行うことにある。交流の理念としてあげられることは、ここでも海外都市との相互理解と信頼・友好関係の強化である。

先にも述べたように、ロシアで最初の姉妹都市提携は、1942年ソ連時代のスターリングラード市とイギリス・コーヴェントリー市の提携である。ロシアの姉妹都市交流は、理念とともにその目的としてヨーロッパ型の姉妹都市交流が目指す地方自治の発展を掲げている。中央政府のある首都モスクワがロシア西部に位置し、ヨーロッパとも距離的に近いことから、ロシアの姉妹都市交流はヨーロッパ型の姉妹都市交流を受容することで始まったものと考えられる。

以下の表は、日本とロシアで結ばれている姉妹都市（友好都市を含む）の一覧表である。ロシアと姉妹都市を結ぶ日本の都市の分布はロシアとの交流の機会に恵まれる北海道と本州の日本海側に多く、対照的に九州・四国地方にはまったくない。提携先を見てみると、ロシア側もほとんどがロシア極東連邦管区の自治体であり、なかでもサハリン州と沿海地方に集中している。ヴォルガ沿岸地域とウラル両連邦管区には、存在していない。姉妹提携の協定が締結された時期を

見ると、1960年代の初期の時代のものと、ソ連時代のペレストロイカ期にあたる時期に集中している。

ロシアと日本の自治体間の姉妹都市提携						
日本の都市(自治体)			ロシアの都市(自治体)			提携 年月日
市町村	都道府県	人口	都市	連邦主体	人口	
北海道		5,641,529	サハリン州		546,695	1998.11.22
札幌市	北海道	1,868,357	ノボシビルスク市	ノボシビルスク州	1,425,508	1990.06.13
函館市	北海道	297,161	ウラジオストク市	沿海地方	594,701	1992.07.28
函館市	北海道	297,161	ユジノサハリンスク市	サハリン州	175,085	1997.09.27
小樽市	北海道	144,117	ナホトカ市	沿海地方	148,826	1966.09.12
旭川市	北海道	356,931	ユジノサハリンスク市	サハリン州	175,085	1967.11.10
釧路市	北海道	186,616	ホルムスク市	サハリン州	35,141	1975.08.27
北見市	北海道	110,995	ポロナイスク市	サハリン州	17,954	1972.08.13
留萌市	北海道	27,105	ウラン・ウデ市	ブリヤート共和国	359,391	1972.07.05
稚内市	北海道	42,059	ネベリスク市	サハリン州	18,639	1972.09.08
稚内市	北海道	42,059	コルサコフ市	サハリン州	36,652	1991.07.02
稚内市	北海道	42,059	ユジノサハリンスク市	サハリン州	175,085	2001.09.09
紋別市	北海道	27,402	コルサコフ市	サハリン州	36,652	1991.01.12
名寄市	北海道	26,877	ドリンスク市	サハリン州	12,555	1991.03.25
根室市	北海道	31,547	セベロクリリスク市	サハリン州	2,592	1994.01.27
石狩市	北海道	55,430	ワニノ市	ハバロフスク地方	19,180	1993.06.03
天塩町	北海道	4,150	トマリ市	サハリン州	5,338	1992.07.28
猿払村	北海道	2,925	オジョルスキイ町	サハリン州	1,785	1990.12.25
青森県		1,450,681	ハバロフスク地方		1,436,570	1992.08.27
秋田市	秋田県	336,243	ウラジオストク市	沿海地方	594,701	1992.06.29
山形市	山形県	255,168	ウラン・ウデ市	ブリヤート共和国	359,391	1991.02.16
酒田市	山形県	99,555	ジェレズノゴルスク・イリムスキー市	イルクーツク州	29,093	1979.10.08
村山市	山形県	28,646	ヤクーツク市	サハール共和国	210,642	1992.04.21
余目町	山形県	18,095	コルサコフ市	サハリン州	36,652	1992.07.23
東京都		12,452,586	モスクワ市		10,382,754	1991.07.16
新潟市	新潟県	530,270	ハバロフスク市	ハバロフスク地方	583,072	1965.04.23
新潟市	新潟県	530,270	ウラジオストク市	沿海地方	594,701	1991.02.28
豊栄市	新潟県	49,225	ピロビジャン市	ユダヤ自治州	77,250	1992.08.06

富山県		1,116,306	沿海地方		2,071,210	1992.08.26
金沢市	石川県	456,569	イルクーツク市	イルクーツク州	593,604	1967.03.20
七尾市	石川県	62,356	ブラーツク市	イルクーツク州	259,335	1970.12.11
能美市	石川県	46,614	シェレホフ市	イルクーツク州	47,520	1976.09.28
敦賀市	福井県	68,493	ナホトカ市	沿海地方	148,826	1982.10.11
京都府		2,645,451	レニングラード州		1,669,205	1994.11.04
舞鶴市	京都府	93,127	ナホトカ市	沿海地方	148,826	1961.06.21
大阪府		8,839,699	沿海地方		2,071,210	1992.12.08
大阪市	大阪府	2,633,685	サントペテルブルク市		4,661,219	1979.08.16
兵庫県		5,591,881	ハバロフスク地方		1,436,570	1969.04.18
五色町	兵庫県	11,215	クロンシュタット市		43,385	2001.07.06
島根県		749,157	沿海地方		2,071,210	1991.10.24
広島市	広島県	1,144,433	ボルゴグラード市	ボルゴグラード州	1,011,417	1972.09.28

注、自治体名、人口データは日本側2004年10月1日推計、ロシア側2002年10月9日国勢調査人口
ただし、石川県能美市は、2005年2月1日の合併時のデータ(提携年月日は旧・根上町との提携日)
また、新潟県豊栄市は、2005年3月21日の合併により新潟市となっている

出展： <http://www.hi-net.zaq.ne.jp/nizhniy-kobe/pobratimy.htm>

連邦主体と欧州各国との友好協定

注. 2004年11月1日現在（ロシア連邦外務省の資料より）

No.	連邦主体名	総数	オーストリア	ブルガリア	イギリス	ハンガリー	ドイツ	ギリシア	デンマーク	アイルランド	スペイン	イタリア	キプロス	ラトビア
	EC諸国との合計	476	9	3	12	62	90	4	13		13	28	1	14
1	アトヴィゲ共和国					1								
2	アルタイ共和国													
3	バシキール共和国		2			6	11				1	1		1
4	ブリヤート共和国					1								
5	ダゲスタン共和国										1	1		
6	イングーシ共和国													
7	カバルダ・バルカル共和国						1					1		
8	カルマイヤ共和国													
9	カラチャイ・チェルケス共和国										1			
10	カレリヤ共和国													1
11	コミ共和国					2								
12	マリ・エル共和国					2								2
13	モルドヴィア共和国											1		
14	サリ共和国		3			2	1							1
15	北オセチヤ共和国													
16	タタールスタン共和国						4				1			
17	トゥヴァ共和国													
18	ウドムルト共和国					1								
19	ハカシヤ共和国					1								
20	チェチェン共和国													
22	アルタイ共和国													
23	クラスノダール州					1								
24	クラスノヤルスク州					2								
25	スタヴロポリ地方							1						
26	ハバロフスク地方					1								
27	アムール州													

28	アルハンゲルスク州												
29	アストラハン州				1								
30	ベラルーシ州												
31	ブリヤーンスク州				1								
32	ウラシミーミル州				2						1		
33	ウオルコクレーラート州												
34	ウオロコート州				2								
35	ウオロネシ州		1		2	1							
36	イヴァノフ州				1								
37	イルクーツク州				2	1							
38	カリニングレーラート州					6		3					
39	カールスク州				1								
40	カムチャツカ州												
41	ケメロフ州				1								
42	キーロフ州			1									
43	コトスロフ州				1	3							
44	クルガーン州				1								
45	クールスク州												
46	レニングレーラート州			2				3		1	1		
47	リベツク州												
48	マガダーン州												
49	モスクワ州		1		3		5			2	7		1
50	ムルマンスク州				1								
51	ニジニコーロト州					2					2		
52	ノヴゴロト州												
53	ノヴォシビルスク州							1		1	1		1
54	オムスク州												
55	オレンブルク州				3	2							
56	オリョール州												
57	ペンザ州				2								
58	ペルム州			2	3	4		2			2		

59	プスコフ州												3
61	ロストフ州				2	1					1		
62	リャザン州				1						1		
63	サマラ州				1	1							
64	サラトフ州					3							
65	サハリン州												
66	スウェルトロフスク州				1	1					2		
67	スモレンスク州				2								
68	タムボフ州												
69	トヴェリ州												
70	トムスク州				1	1							
71	トゥーリ州				1			1					
72	チュメニ州		1		1	5							
73	ウリヤノフ州												
74	チャリヤーヒンスク州				1								
75	チチン州												
76	ヤロスラフ州			2	1	7							
77	モスクワ市		1	1	2	22	2			2	1	1	
78	サンクトペテルブルク市			3	1	7	1	3		3	3		2
79	ユダヤ自治州												
80	アギン・ブリヤート自治州												
81	コミ・ヘルミヤク自治管区												
82	カリヤク自治管区												
83	ネツ自治管区												
84	タイミール自治管区												
85	ウスチ・オルダ・ブリヤート自治管区												
86	ハンティ・マンシ自治管区				2								
87	チュコツ自治管区												
88	エヴエンキ自治管区												
89	ヤマル・ネツ自治管区												

第2章 モスクワ市

第1節 概 要

モスクワ市はロシア連邦の首都であり、面積は 994 平方キロメートル、人口は 1,010 万 1,500 人、サンクト・ペテルブルク市と並んで「連邦的意義を有する市」として連邦主体のひとつを構成している。

ソ連崩壊後に 2 年間の移行期を経て現行の行政・立法制度が成立した。市内には 10 の行政管区と 125 の地区に区分けされている。モスクワ市議会は 1995 年 6 月 28 日、ソ連邦時代にはなかった「モスクワ市憲章」を採択した。同年 8 月 1 日に発効した。モスクワ市憲章は、ロシア国内の連邦主体としては最初の出来事ではないが、モスクワ市のこのような動きがロシア全土に拡大し、各連邦主体が憲章（共和国では憲法）を採択すれば、ロシアはソ連邦時代の「中央集権国家」から本来の「連邦制」に移行する重要なステップになるかもしれないと思われた。というのも、1917 年のロシア革命後から長い間、ソ連共産党による中央集権的な一党支配のもとで、実質的な地方自治は存在しなかったが、ソ連邦の崩壊から 4 年半が経過した時点で採択されたモスクワ市憲章は、ロシア連邦の首都のモスクワが地方自治の新しいあり方を模索する契機となったのである。

その原則は、市憲章のなかに盛り込まれたのである。市憲章を読むと、モスクワ市としての形式的な地方自治の精神を掲げたものではなく、また逆に、モスクワ市が中央政府に対して半独立国家としての誕生を突きつけた宣言でもないことがわかる。

市憲章を採択したことで、中世都市のように自治憲章によって国家の枠組みからはみ出し、政治的な独立を獲得することで、中央政府の支配と権力に対抗する強力な政治機構を構成するのが目的ではないようである。

ロシア連邦憲法と地方自治法を最大限に利用し、そして連邦制の枠内で、一言でいえば中央政府と並存する形で、モスクワ市という地域的な特徴を生かしながら、キメ細かい地方行政を推進しようというのである。

中央政府との関係においては、単に中央政府の下級機構になり、いわゆる「中央政府に直結した地方自治」をめざしているのではなく、これと並存する自立的な存在なのである。並存といっても、問題の内容によっては中央政府との協力関係も必要であり、互いの権限を尊重しながら最善の共存関係を追及していくことをめざしているのである。

とはいっても、中央と地方の関係はそれほど単純ではない。両者は並存するといっても、かなりの緊張をともなったものである。中央政府は、地方自治をできるだけ押し込もうとするのに対して、地方政府はより大きな地方自治の実現をめざそうとする。モスクワ市憲章のなかにも、地方自治を拡大しようとする意欲が感じられる。市憲章がロシア連邦憲法と同等に位置づけられているのではないかと疑いたくなるような点が目にとまる。その一つに、市憲章をモスクワ市の「存立基盤」に据えている項目がある。

モスクワ市憲章には、次のように記されている。

- (1) モスクワ市は、管轄地域、住民、地方自治体権力機関、法律、紋章、市歌を有する。
- (2) モスクワ市においては、一般原則と国際法の規範にしたがって、人間と市民の権利と自由を認め、保障する。
- (3) モスクワ市住民は、自己の権力を行使する。同時に、国家権力機関と市地方自治機関を通して実現する。
- (4) モスクワ市における自治は、市民による住民投票、選挙、そのほかの直接的な意思表示

を通して実現される。

(5) モスクワ市憲章は、ロシア連邦憲法に基づいてモスクワ市の権限事項、市の政治・行政機構の確立、すべての権力機関の地位、権力機関の構成手続き、相互関係、権限と責任、権力機関の活動のための法的、財政的な基盤を規定し、さらにはモスクワ市住民の直接的な意思表示の形態と権力機関の活動への住民の参加を定めるのである。憲章は、モスクワ市の全域において直接に効力を有し、適応される。憲章は、モスクワ市の基本法であり、モスクワ市のそのほかの法律、市と地区の権力機関とこれらの機関の幹部が発令する法令との関係においては、上級法になる。これらの法令が市憲章と抵触する場合、市憲章が優先する。

このようにモスクワ市憲章には、市民が直接的な意思表示をおこなう権利が認められている。そして、この権利を否定するような法令は無効なのである。モスクワ市憲章は、地方自治の原則や市民の基本的な権利を盛り込み、モスクワ市の存立基盤とする組織原理を定めているのである。

しかし、このような地方自治の原則はロシア連邦憲法のなかでも明記されていることであり、モスクワ市憲章が特別な条項を盛り込んでいるわけではない。したがって一見、モスクワ市憲章はなんの変哲もない内容に思われるかもしれない。

しかし、ロシア連邦憲法で定められている原則を、モスクワ市憲章のなかで繰り返し規定していることが問題なのである。しかも、その規定がロシア連邦憲法の内容よりも徹底していることである。市憲章がロシア連邦憲法と抵触しているのではなく、ロシア憲法を内在的に発展させているのである。

たとえば、ロシア連邦憲法第3条では国民投票の実施を認めているが、モスクワ市憲章第9条は住民投票を市民の直接的な意思表示と定めている。中央政府の決定を、住民投票によって否決するケースも考えられなくはない。こうしたモスクワ市の姿勢は根本的には、中央政府に対する政治不信があるのはいうまでもないことである。この政治不信について深く言及する余裕はないが、地方分権を掲げる連邦主体、チェチェン共和国もその一つである。中央政府によって、武力で制圧されることへの不信が背景にあるようである。

市憲章を基盤としたモスクワ市の地方自治は、固有の立法、執行機関を創設することになる。ここで「固有」ということばを用いたのは、あとで検討することになるが、二つの理由がある。一つは、モスクワ市の地方自治体機関は原則として、連邦国家権力機構の体系に含まれないからである。地方自治体として、それ自体は自己完結していると認識されているのである。

もう一つの理由は、ロシア国内の地方自治体によって、立法、執行機関の名称と構成が異なるからである。モスクワ市の地方自治機関は、ロシア国内のほかの連邦主体とは、機能も権限もちがうのである。

そのモスクワ市の地方自治体は市憲章によれば、以下のような構成になっている。

- (1) 立法機関－モスクワ市議会
- (2) 執行機関－モスクワ市長、モスクワ市政府、市行政機関、行政区
- (3) 地区機関－区長、区議会

唯一の立法機関としてのモスクワ市議会には、37人の議員から構成されている。モスクワ市の法律はここで採択されるのだが、加えて市議会の承認が必要とされるさまざまな事項、なかでも予算案の承認は重要である。

他方で、市議会で採択される決議、そして執行機関の独自の権限に関する事項については、執行機関の長である市長が実施に移すことになっている。市長は、自分が最高役職者となるモスクワ市政府を設置しており、執行機関の権限に関する事項で、モスクワ市にとって重要な問題について、市長もモスクワ市政府もそれぞれに政令を採択できる。市議会の決議、市政府の

命令は部局から構成される執行機関が実行するのである。

モスクワ市は 10 の行政区に分割されており、市長が任命する行政長官が市執行機関の下部機関となる行政機関で、市議会の決議や法令を実現する。つまり、市執行機関は行政区に配置されている下部機関を通して政策を実行するのである。したがって、市執行機関の下部機関である「行政区」は単なる行政機関であり、そこには議会に相当する立法機関は設けられていない。

この行政区とは別に、モスクワ市は 126 の地区に分割されている。ここには、住民から選出される数人の代表者会議と区役所が設置されている。ここで確認しておきたいのは、地方自治ということばを用いる場合、モスクワ市ではその主体となるのは地区レベルではなく、市レベル（連邦主体である州、共和国、地方など）のことを示す。

市議会の下位レベルとしては、市内が 126 の地区に分割されているが、その一つひとつに「区議会」が開設されている。この議会は、議会と呼べるほどの本格的なものではなく、議会というよりも「町内会の会合」といった感じである。というのも、大きな区議会でも議員数は 10 人以下となっている。

このようなモスクワ市の地方自治体規定は、1993 年 11 月に誕生したのである。したがって厳密に言えば、この時点での地方自治の規定は未確定要素が大きかったのである。

第2節 モスクワ市政府

1 市長の選挙と権限

市長は、モスクワ市憲章に明記されているように、モスクワ市の「最高役職者」である。市長は、モスクワ市内の有権者の平等・直接の選挙で選出される。市長の選出方法とその手続きは、以下のように定められている。

- (1) 市長はモスクワ市の最高役職者である。
- (2) 市長の任期は 4 年である。
- (3) 市長は住民による平等・直接の秘密投票で選出される。
- (4) 市長の被選挙権は 30 歳以上のロシア連邦市民であり、しかもモスクワ居住が 10 年以上でなければならない。
- (5) 市長選出の手続きは、市の法律で定められる。
- (6) 市長就任式では宣誓を行なう。宣誓の文面とその承認手続きは市の法律で制定される。

市長は、いったん選出されると、解職されるといった例外的な事態が生じないかぎり、任期中には有権者からの信託を基礎に、市政に関する業務を管轄し、その管理執行にあたる。市長は直接、または執行機関を通して、市の社会・経済生活の諸問題を解決し、公有財産を管理し、権限の範囲内でそのほかの執行・管理機能をはたすことになっている。

市長は市の社会・経済問題を解決し、市経済を管理し、自己の権限に関する諸問題でその他の執行・処理機能を遂行するために、以下の権限を有している（「モスクワ市憲章」による）。

- (1) 市行政機関の構成を制定、変更する。市行政機関の権限を規定する。市予算の限界内で市職員の給与を定める。
- (2) 市行政機関の役職者を任命、解任する。市行政機関の役職者の賞与と責任に関する措置を講じる。市営企業、施設、機関の指導部を任命、解任する。
- (3) モスクワ市の名において、財産権を確立する。本憲章で制定されている権限内で、ロシア連邦の法律、ロシア連邦大統領、モスクワ市の法律で定められているケースと手続きにし

たがって裁判所に提訴する。

- (4) 市行政機関の権限を法人格として遂行し、印章を有する。
- (5) 国家権力連邦機関においてモスクワ市の利益を代表する。
- (6) モスクワ検事総長、モスクワ内務省長官、(モスクワ市における) ロシア連邦執行権力地域機関指導者の任命にかんして、ロシア連邦主体国家権力執行機関としての同意を表明する。
- (7) ロシア連邦憲法第 125 条に基づいて、権限に関する質問を含むロシア連邦憲法裁判所への質問を送付する。
- (8) 権力連邦機関の権限内である法案を検討のためにロシア連邦大統領、ロシア連邦政府に送付する。
- (9) 公式的な措置にあたってモスクワを代表し、その他の代表機能を遂行する。
- (10) ロシア連邦憲法、本憲章、連邦の法律、モスクワ市の法律、ロシア連邦大統領令、ロシア連邦政府で定められているその他の権限を、自己の権限内で遂行する。

モスクワ市住民の安全、健康が脅かされている場合、モスクワ市民の日常生活が脅かされている場合、法秩序が脅かされている場合、市長は脅威を取り除くために非常事態措置を講じ、すみやかに権力諸機関に通報する。

モスクワ市長

氏 名：	ルシコフ・ユーリ・ミハイロヴィチ	ЛУЖКОВ Юрий Михайлович
生年月日：	1936 年	
出身地：	モスクワ市	
学 歴：	モスクワ石油ガス大学卒業	
職 歴：	化学工業企業で勤務 モスクワ市ソビエト執行機関で勤務（1987 年以降） モスクワ市ソビエト第一副議長 モスクワ市ソビエト議長 モスクワ市副市長 モスクワ市政府首相 ポポフ市長の退陣後に市長代行に就任（1992 年） モスクワ市長に当選（1996 年） モスクワ市長に再選（1999 年） モスクワ市長に再選（2003 年）	
兼 職：	ロシア大統領付属国家会議メンバー 欧州地域会議ロシア代表	

市長は、比較的に安定した地位を確立している。このために任期中に解職されることは、例外的なことである。任期満了前に市長が解職されるのは、以下の場合に限られている（「モスクワ市憲章」による）。

- (1) 市長個人による辞任表明。
 - (2) ロシア連邦国籍の喪失。
 - (3) 健康上の理由で職務遂行が不能に陥り、市議会内に設置される医療委員会が証明し、モスクワ市裁判所が承認する場合。
 - (4) 市長解任に関する市住民投票で有権者が採択した場合。
- 市長の意思による辞任には、市長からの文書を議会が承認する必要がある。議会が辞任を承

認しなかった場合、市長は議会への文書提出から二ヶ月間は職務を遂行し、そのあとで辞任することができる。

市長を解任するための住民投票は、議員定数の3分の2以上で採択される決議で実施される。住民投票の実施手続きは、法令で制定される。市長解職の住民投票で規定の票数を満たさなかった場合には、議会は自己解散する。議会が独自の権限で市長を直接解職できないのは、首長主義の原則を掲げているためである。

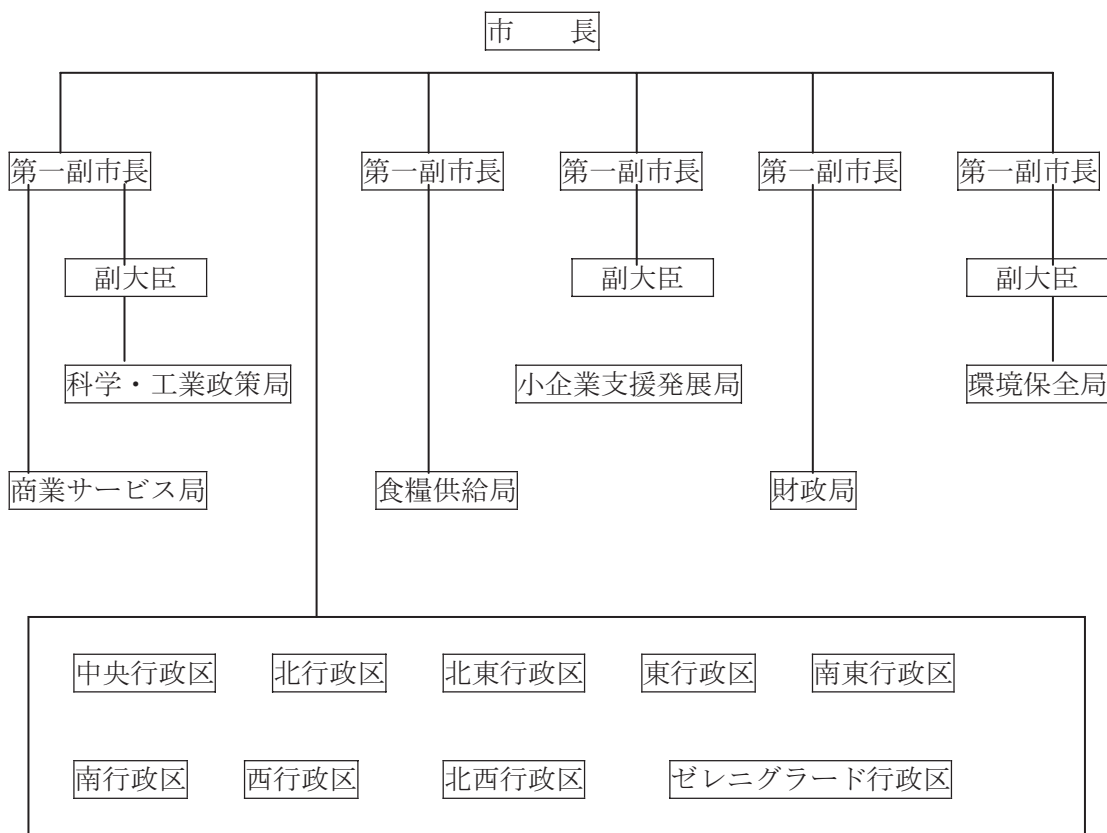
市長が在職中に失職した場合、市長の権限と職務は、副市長が代行することになる。副市長が代行業務を拒否した場合には、議会は三ヶ月以内に市長選挙の実施を決議する。

2 市政府の構成

モスクワ市執行機関は、市長がその職務を効率的に遂行していくために設置されている部局から構成されている。局の指導者はモスクワ市政府の第一副首相、部は同副首相または担当大臣によって監督されている。局と部の長の任命と解任は、モスクワ市長の権限で行われ、1年に一度、市長とモスクワ市政府のまえで活動報告することが義務付けられている。

部局の数はモスクワ市憲章で定められており、必要に応じて増減することができる。この部局の下には課が開設されており、これも状況によって増減できる。市執行機関のなかには、市長の判断で委員会、総合科学会議、科学技術会議、専門家会議を設置できていることになっている。

モスクワ市政府機構図（2003年12月31日現在）



モスクワ市政府役職者名簿

役職名	担当者	担当分野
市長	ルシコーフ ЛУЖКОВ Юрий Михайлович	
第一副市長	アクションノフ АКСЕНОВ Петр Николаевич	都市経営
第一副市長	レーシン РЕСИН Владимир Иосифович	都市開発計画
第一副市長	ロスリャーク РОСЛЯК Юрий Витальевич	経済経策
第一副市長	シヴェツォーフ ШВЕЦОВА Людмила Ивановна	社会保障
副市長	メーニ Мень Михаил Александрович	地域間交流、スポーツ分野
副市長	オルドジョニキーゼ ОРДЖОНИКИДЗЕ Иосиф Николаевич	対外経済関係
副市長	ペトロフ ПЕТРОВ Анатолий Валентинович	市議会对策
局長	パンテレエーフ ПАНТЕЛЕЕВ Евгений Алексеевич	科学・工業政策局
局長	ヴィシエゴロドツエフ ВЫШЕГОРОДЦЕВ Михаил Михайлович	小企業支援発展局
局長	ボーチン БОЧИН Леонид Арнольдович	環境保全局
局長	マリシコフ МАЛЫШКОВ Владимир Иванович	商業サービス局
局長	バブーリン БАБУРИН Александр Иванович	食糧供給局
局長	コロスチェレフ КОРОСТЕЛЕВ Юрий Викторович	財政局
局長	ダムルチエフ Дамурчиев Виктор Назарович	土地資源局
局長	シルキン СИЛКИН Владимир Николаевич	市有財産局
行政区長	バイダーコフ БАЙДАКОВ Сергей Львович	中央行政区
行政区長	オビエドコフ ОБЪЕДКОВ Владимир Иванович	北行政区
行政区長	ラベル РАБЕР Ирина Яковлевна	北東行政区
行政区長	エフティヒエフ ЕВТИХИЕВ Николай Николаевич	東行政区
行政区長	ゾトフ ЗОТОВ Владимир Борисович	南東行政区
行政区長	ビルュコフ БИРЮКОВ Петр Павлович	南行政区
行政区長	ヴィノグラードフ ВИНОГРАДОВ Валерий Юрьевич	南西行政区

行政区長	アルパートフ АЛПАТОВ Юрий Михайлович	西行政区
行政区長	コズロフ КОЗЛОВ Виктор Александрович	北西行政区
行政区長	スミルノフ СМИРНОВ Анатолий Николаевич	ゼノグラード行政区

注、2006 年 1 月現在

第3節 市議会

1 市議会の権限

モスクワ市議会が、今日の制度として生まれ変わって正式に発足したのは 1993 年 12 月 12 日である。議会と行政機関の「権力分立」を基本原則とする新しい制度が確立されたのであるが、すでに言及したように、旧ソ連時代の体制とは大きく異なっている。

以前のモスクワ市は形式的に、権力がこんにちの議会に相当する「モスクワ・ソビエト」に集中しており、議会の議長が執行機関の長になっていた。執行機関は、議会に従属していたのである。現在の市議会は、モスクワ市の正式な「代表・立法機関」として実質的な権限を行使している。市議会の基本的な権限としては、市の法令を採択することがあげられるが、そのほかでは調査権と検査権をはじめとする面会権、ロシア連邦議会連邦会議（上院）への法案提出権なども有している。市議会議員の定数は 35 人であり、議員の任期は 4 年、モスクワ市内に住む有権者によって直接選挙で選ばれる。この議員選挙は、旧ソ連時代のようにソ連共産党が推薦する候補者が一人だけ立候補するといった一党支配制下の選挙はなく、一つの議席をめぐる多くの候補者が競争するのである。

モスクワ市議会は、有権者を代表してモスクワ市の重要な政策や行政について討議し、市としての基本方針を決定する議事機関である。この市議会において基本政策が審議、決議されるのであるが、だからといって、モスクワ市としての最高権力機関ではない。市議会は、行政機関の最高役職者である市長と対等の関係にあり、執行機関に対して包括的な監督権を有しているわけではない。モスクワ市議会にはさまざまな権限が付与されているが、そのなかでもっとも重要なものは、「議決権」である。議決とは、モスクワ市としての意思を決定する行為であり、モスクワ市憲章に盛り込まれている事項にかんして議決権を有している。市議会の重要な権限は「条例の制定」と「予算の決定」である。この二つの事項は、市議会の活動の基本にかかわる重要な意思決定であり、議会の基幹的な任務である。市議会の専権事項は、以下の通りである。

- (1) モスクワ市の法律の採択
- (2) モスクワ市予算の承認、その執行報告の承認、予算外予算の形成とその利用に対する監督
- (3) 市税と徴収金、その他の支払いの制定と廃止、それらの特典付与の手続き
- (4) モスクワ市の権限にかかわる諸問題に関する法律違反に対する行政責任の反則金の制定
- (5) 本憲章とロシア連邦の法律に基づいてモスクワ市の法律で制定されているモスクワ市権力代表機関の監督機能の実現
- (6) ロシア連邦国家会議への立法提出権の実現
- (7) ロシア連邦国家権力機関とモスクワ州国家権力機関に送付されるモスクワ市の境界線の

- 変更に関するモスクワ市長の提案の承認。ロシア連邦憲法と連邦の法律で制定される手続きに基づいて、モスクワ市の境界線の変更に関する市長の提案への賛同の表明
- (8) モスクワ市の法律で制定される手続きに基づいて、モスクワ市議会から連邦会議へのモスクワ代表者の派遣
 - (9) モスクワ検事総長とモスクワ内務省大臣の任命に関するロシア連邦主体国家権力機関代表機関としての賛同の表明
 - (10) ロシア連邦憲法第 125 条に基づいてロシア連邦主体立法権力機関からの調査権を、ロシア連邦憲法裁判所に依頼する
 - (11) モスクワ会計検査院の代表者の任命とその解任
 - (12) 市議会議長の選出と解任
 - (13) 市議会の構成の制定と変更。院内委員会と院内作業グループの構成と管理。議会事務局の構成と管理。議会事務局長の任命と解任
 - (14) 法律で制定されている場合の市議会議員の責任の追及
 - (15) 市議会で採択された法律が別の法律に抵触する場合に、モスクワ検事局への提訴を検討
 - (16) モスクワ政府、またはその各大臣、市行政機関の役職者への不信任の表明
 - (17) 市長の解任の問題で市民投票の実施に関する決議を採択する
 - (18) 市予算から自治体への補助金の承認
 - (19) 地域社会自治機関の結成と活動の手続きの制定
 - (20) 選挙管理委員会の結成への参加
 - (21) 市の法律の解釈
 - (22) その他のロシア連邦主体立法権力機関と外国の立法機関との間の条約の締結
 - (23) ロシア連邦憲法、ロシア連邦のその他の法律によってロシア連邦主体国家権力立法機関、市(自治体)の代表機関の権限とされているその他の諸問題。さらには、本憲章で市議会の権限とみなされているその他の諸問題

上記の専権事項を、市議会は有している。これらの事項と並んで、執行機関に対して「監督権」も有している。つまり、議会は単なる立法機能をはたしているのではなく、行政機関の活動を監視、監督しているのである。モスクワ市政府、その構成メンバー、市執行機関の役職者に対する不信任を採択できることになっている。

議会が実際に不信任できるケースとしては、「法令の違反と職務の怠慢、社会的な損害、議員の正当な要求の無視、議員活動に対する障害、故意による偽りの情報の提供、情報提供の期限と手続きの逸脱」などがあげられる。

つぎに、議員の権利について言及しておこう。議員には、さまざまな権利が付与されている。この権利については、市法令「モスクワ市議会議員の地位について」で明記されており、そのもっとも大きな特徴としては議員を専門職として規定している点である。

議員としての職位は、専門職として理解され、議員に当選することで職業をやめても、引き続き労働期間に加算されることになっている。さらに細かくいえば、議員としての資格を失っても、三ヶ月間は議員として活動していたと判断され、労働期間に加算される。この期間は、年金支給額に影響をあたえる。

議員の報酬であるが、議会内の役職に関係なく、同一の報酬を受け取る。議長であろうが一般議員であろうが、同額の給与が支給される。

市議会が任期満了前に解散したときの処置であるが、議員はその地位を失ったその日から、議員としての任期満了日までの給与を一度に受け取ることができる。市議会が解散し、議員が辞職しても、のこりの任期期間中の給与が支給されることになる。というのも、議員が報酬を惜しむあまり、議会解散を嫌い、正当な議員活動ができなくなる危険性があるからである。ど

うしても議会の解散の必要性があっても、報酬という個人的な理由でもって解散権を行使しないことがないようにという配慮である。

このように議員は手厚い保障を与えられており、専任として議会活動に従事し、ほかの収入を得る活動は認められていない。つまり、副業は原則として行えないことになっている。ただし例外として、教師、研究、文化活動は有給であっても認められている。モスクワ市が想定している禁止行為とはおもに、商業活動のことをさしている。

議員の有給休暇は、年に 36 日間で、入院治療の際には給与の二倍が支給される。議員活動のために、さまざまな保障が用意されており、たとえば議会内と選挙区内に家具、機械類、電話、コンピューター設備が整った事務室が与えられ、さらに三人まで秘書をもつことができる。

2 市議会の構成と運営

モスクワ市議会は、モスクワ市の唯一の立法機関として法令を採択し、予算も承認している。その市議会本会議の議事と運営については、「モスクワ市議会規則」に明記されている。この文書には、本会議の議決事項、作業機関の設置、議事日程、議決方法、議員の活動、委員会の設置、主宰者の活動などが盛り込まれている。この規則は、モスクワ市憲章に示されている市議会の権限と機能を基礎にしている。

市議会の活動は、本会議を中心に営まれるが、現代のように審議内容が専門化し、さらには複雑多岐にわたると、本会議での能率的な運営は期待できない。議会はその内部に問題別に、議案や陳情を調査、精査するための委員会を設置している。2004 年 2 月現在、開設されている議員内委員会は以下の通りである。

モスクワ市議会内の開設委員会

	一般委員会	
1	経済政策委員会（議長：ルキーナ）	d06@duma.mos.ru
2	国家建設と地方自治委員会（議長：コヴァレフスキー）	d13@duma.mos.ru
3	社会政策委員会（議長：グラシモフ）	d31@duma.mos.ru
4	予算・財政委員会（議長：アントーノフ）	d04@duma.mos.ru
5	法律と安全委員会（議長：セメーンニコフ）	d27@duma.mos.ru
6	企業発展委員会（議長：ボールコフ）	d28@duma.mos.ru
7	住宅委員会（議長：ロボーク）	d18@duma.mos.ru
8	環境保全委員会（議長：ステェパネンコ）	d15@duma.mos.ru
9	市議会の組織化と活動委員会（議長：プラトーノフ）	
10	市経営と公共サービス改革委員会（議長：オルロフ）	d21@duma.mos.ru
11	治安維持委員会（議長：スビャチェンコ）	d03@duma.mos.ru
	特別委員会	
1	モスクワ市議会名誉称号検討委員会（議長：プリシャジニョク）	d12@duma.mos.ru
2	議事規定・原則・手続き委員会（議長：クルートフ）	d11@duma.mos.ru
3	社会・労働・就業委員会（議長：アントンツェフ）	d20@duma.mos.ru
4	倫理委員会（議長：ポルトノーヴァ）	d09@duma.mos.ru

5	科学・技術委員会（議長：バラショーフ）	d22@duma.mos.ru
6	健康と社会保健対策委員会（議長：ステベンコーヴァ）	d17@duma.mos.ru
7	文化委員会（議長：ゲラーシモフ）	d31@duma.mos.ru
8	労働功労者委員会（議長：コヴォリョーフ）	d33@duma.mos.ru
9	教育委員会（議長：ブニモーヴィチ）	d32@duma.mos.ru
10	対外議会関係委員会（議長：クルートフ）	d11@duma.mos.ru
11	市議会内人事委員会（議長：シャポーシニコフ）	d08@duma.mos.ru
市議会・モスクワ市政府合同委員会		
1	土地規制委員会（議長：ノヴィーツキー）	d10@duma.mos.ru
2	都市開発計画委員会（議長：モスクビン・タルハーノフ）	d02@duma.mos.ru
3	市褒章検討委員会（議長：コヴァレフスキー）	d13@duma.mos.ru
市議会とモスクワ州議会の協力・法律活動合同委員会（議長：プラトーノフ）		

注、2006年1月現在

3 議員の選挙と地位

モスクワ市議会は市憲章第 43 条に記されているように「モスクワ市権力の常設の代表・立法機関」であり、法人格を有している。議員定数は 35 人、任期は 4 年である。議員は、「平等と秘密投票のもとでの直接的な選挙権を基盤とするモスクワ住民によって選出」される。議員の被選挙権は「21 歳以上で選挙権を有し、モスクワ市内の居住期間が 1 年以上のロシア連邦市民」である。

市議会は、「議会の議員定数の 3 分の 2 以上の議員が選出された時点で、権限を行使」できることになっている。「市議会の第 1 回召集は、市議会議員定数の 3 分の 2 以上の議員が選出されてから 30 日以内に行われる。市議会は市長の権限で、先の期間内に召集される。第 1 回定例会は、議員のなかの最高齢の議員が開会を宣言する。旧議員の権限は、第 1 回定例会が招集された時点で停止する。市議会議員定数の 3 分の 2 以上の議員が選出されていない場合、新議会議員が選出されている選挙区では、旧議員の権限は停止する」ことになっている。「市議会議員は専従議員として勤務し、教師、研究・芸術活動をのぞいて有給の活動を行ってはならない」と定められている。

モスクワ市議会議員名と選挙区

選挙区	議員名	主要な選挙区
1	ゴンチャロフ Сергей Алексеевич ГОНЧАРОВ	アルバート地区、ヤキマンカ地区
2	モスクヴィチ・タルハーノフ Михаил Иванович МОСКВИН-ТАРХАНОВ	ハズマンヌイ地区、 トヴェルスコイ地区
3	スビャテンコ Инна Юрьевна СВЯТЕНКО	ザモスコレーチェ地区、 タガンスキー地区
4	アントーノフ Игорь Евгеньевич АНТОНОВ	ヴォイコフスキー地区、ホヴリノ地区
5	イヴァーノフ Виктор Павлович ИВАНОВ	ドミトロフスキー地区、ヴォスト地区
6	ルキーナ Ирина Михайловна РУКИНА	ベガボイ地区、コプチェーヴォ地区

7	(欠員)	アエロポート地区、ソーカル地区
8	シャポーシニコフ Валерий Алексеевич ШАПОШНИКОВ	ビゾレーヴォ地区、 セーヴェルヌィ地区
9	ポルトノヴァ Татьяна Арториджевна ПОРТНОВА	バーブシキンスキー地区
10	ノヴィツキー Иван Юрьевич НОВИЦКИЙ	アレクセーフスキー地区、 マリーナ・ローシャ地区
11	クルートフ Александр Николаевич КРУТОВ	ブティルスキー地区、マルフィノ地区
12	ブリシャジニューク Валентина Ивановна ПРИСЯЖНЮК	ボゴロツコエ地区、 メトロゴードク地区
13	コヴァレフスキー Виталий Федорович КОВАЛЕВСКИЙ	ゴリヤノヴォ地区、イズマイロフ地区
14	メチェリスキー Андрей Николаевич МЕТЕЛЬСКИЙ	ペレヴォ・ソコリナヤ・ゴーラ地区
15	スチェパネンコ Вера Станиславовна СТЕПАНЕНКО	イヴァノフスコエ地区
16	ロクティノフ Сергей Владимирович ЛОКТИОНОВ	ヴェシニャキ地区、ノヴォコシノ地区
17	ステェベエンコヴァ Людмила Васильевна СТЕБЕНКОВА	フォルトヴォ地区
18	ロヴォク Геннадий Васильевич ЛОБОК	ヴィヒノ・ジュレビノ地区
19	トゥールタ Сергей Александрович ТУРТА	カポトニャ地区、マリーノ地区
20	アントンツェフ Михаил Иванович АНТОНЦЕВ	ダニロフスキー地区、ドンスコイ地区
21	オルローフ Степан Владимирович ОРЛОВ	ツァリツィーノ地区、 チャリツィーノ地区
22	バラショーフ Евгений Борисович БАЛАШОВ	ジャブリコヴォ地区、 オレホーヴォ・ボリソヴォ地区
23	ポポフ Юрий Юрьевич ПОПОВ	ビリュペヴォ地区、 オルホーヴォ・ボリソヴォ地区
24	バチャローフ Олег Евгеньевич БОЧАРОВ	ナゴールヌィ地区、 チェルターノヴォ地区
25	カタージェフ Дмитрий Иванович КАТАЕВ	アカデミーチェスキー地区、 ガガーリンスキー地区
26	(欠員)	ジュジーノ地区、コトロフカ地区
27	セメンニコフ Александр Григорьевич СЕМЕННИКОВ	ブートヴォ地区
28	ヴォルコフ Виктор Алексеевич ВОЛКОВ	コニコヴォ地区、 チョープルイ・スターン地区
29	プラトノフ Владимир Михайлович ПЛАТОНОВ	ノヴォ・ペレデェルキノ地区、 ヴヌーコヴォ地区
30	タルナフスキー Александр Георгиевич ТАРНАВСКИЙ	モジャイスキー地区、 ヴェルナーツキー通り地区
31	ゲラーシモフ Евгений Владимирович ГЕРАСИМОВ	ドロゴミロヴォ地区、 フィレ・ダヴィトコーヴォ地区
32	ブニモーヴィチ Евгений Абрамович БУНИМОВИЧ	クリラーツコイ地区、 クンツェヴォ地区

33	コヴァリョフ Александр Михайлович КОВАЛЕВ	ストローギノ地区、 ホローシェヴォ・ムネヴニキ地区
34	ソコヴィノフ Валерий Петрович СКОБИНОВ	クルキノ地区、トゥシノ地区
35	(欠員)	クリュークヴォ地区

注、2006年1月現在

4 議会局

モスクワ市議会の活動を支援する事務局として、モスクワ市議会議会局が開設されている。この議会局の秘書的な機能を充実させ、強化させることで、市議会の政策立案能力を活性化できる。この結果として、議会立法の数が増大することが期待されている。この議会局は10の部局から構成されており、228人の職員が勤務している。議会局の最高役職者は、議会局局长である。

議会局局长は、モスクワ市議会で任命される。局長は、議会局に委ねられている職務の遂行に責任を負っており、局長の命令と指示は、議会局のすべての役職者と職員を拘束する。

局長のもっとも基本的な任務は、本会議において主宰者の権限が十分に実行されるように保障することである。局長の主要な職務は以下の通りである。

- (1) 議会局の活動を指導し、同時にほかの機関との相互関係を確立し、協力しあって活動できるように関係を調整する。
- (2) 市議会の歳出案を作成、実行し、職員と給与の規定を作成する。
- (3) 議会局職員のために内規を承認し、職務規律のための措置を講じる。

モスクワ市議会議会局局长

議会局局长： オレク・グルゲノヴィチ・アダバシヤン
 生年月日：1954年生まれ
 学歴：ラトビア国立大学法学部卒業
 ソ連共産党上級党学校修了
 ロシア連邦政府付属国民経済アカデミー修了
 職歴：1978年～91年 ソ連共産党コムソモールと党機関で勤務
 1994年 モスクワ市政府内の副部長と部長
 1997年 モスクワ市議会議会局第一副局长
 2001年 モスクワ市議会議会局局长
 連絡先：928-31-05

本会議で決議があれば、議会局のなかに四つの「作業グループ」を設置できる。このなかには「編集委員会」、本会議の「テレビ中継委員会」、投票を集計する「票数集計委員会」、「市議会規則遵守獲得グループ」などである。これらの委員会の議長は、モスクワ市議会規則に盛り込まれている本会議の秩序を維持することを最優先することになっている。

モスクワ市議会議会局組織

部局名	部長名	電話番号
組織部	クニャジャトヴァ・リーマ Князцова Римма Игоревна	925-20-22

国家・法管理局	クリーロフ・アナトーリ Крылов Анатолий Васильевич	753-71-78
情報分析局	イグナトーフスキー・ヴァレーリ Игнатовский Валерий Павлович	753-71-76
社会団体・マスメディア対策局	フィグローフスキー・ニコライ Фигуровский Николай Николаевич	753-71-79
市議会活動検討局	ザブゴロドニー・オレク Завгородний Олег Алексеевич	753-71-85
市議会議会局指導部	キコティ・レオニード Кикоть Леонид Николаевич	923-39-31
指導部・国家公務員人事部	ザルーニン・セルゲイ Залунин Сергей Евгеньевич	753-71-88
文書局	ラプシェンコーヴァ・ガリーナ Лапшенкова Галина Александровна	928-47-51
会計報告局	ゼニーナ・ヴァレンティーナ Зенина Валентина Павловна	753-71-87
受付局	クジツーン・ヴラジミール Кузицын Владимир Михайлович	924-62-27

注、2006 年 1 月現在

第4節 市議会と市政府の関係

市議会と市長の関係は一言でいえば、議院内閣制ではなく、首長主義によっている。両者は原則として、相互に独立して各自の職務を行使している。というのも、市長は市議会議員のなかから選ばれたわけではなく、有権者によって直接に選出されているからである。

以下では、こうした原則に基づいて市議会と市長の関係を見ていくことにする。議案については、それが市議会で採決にかけられるまえに、すべての議案が市長に伝達される。そして市長は、二週間以内に議会からの議案に対する自分の見解、または修正案を市議会に提出できる権利を有している。市長からの返答が否定的であった場合には、その議案に関する本会議での審議を二ヶ月間延期する。

この期間、議案は議会側と市長側から選出された代表者（対等な人数）からなる調停委員会で審議される。議会側から選出された議員の 3 分の 2 以上が調停案を拒否した場合には、議会側と市長側の両者の修正案が本会議に提出される（「モスクワ市議会規則」による）。

議会が採択した法令は、市議会から市執行機関管理部に送付された日から一週間以内に市長が署名する。市長がその期間中に署名しない場合には、自分の修正案をつけて市議会に再度提出できる。市議会が修正案を否決し、自分たちの議案を定数の 3 分の 2 以上で採決した場合、または市長からの修正案を採択した場合には、市長は三日以内に署名することになる（「モスクワ市議会規則」による）。

市議会が市長からの修正案の一部を採決した場合には、再度、市長はその議案を検討する。本会議で一ヶ月以上も市長からの修正案が審議されない場合には、市長は修正案を盛り込んだ法令に署名できる。市長が議案に対して拒否権を行使せず、それでいながら署名もしない場合、もしくは市長の拒否権を市議会が認めない場合には、議案は採決されたものと見なされる。例外をのぞき、法令は公表日から 10 日後に効力を発する。

市議会の議決は、市執行機関管理部に提出された日から二週間以内ならば、市長はその実施

を差し止めることができる。この場合、議会は二ヶ月間、再度採択することは認められない。二ヶ月間という期間は、議会側と市長側から選出された代表者（均等な人数）からなる調停委員会で協議されるために設置されている（「モスクワ市議会規則」による）。

市議会との関係では、市長にいくつもの権限が認められている。

- (1) 市議会本会議への出席（公開・非公開を問わず）
- (2) 市議会臨時会の招集
- (3) 本会議の議事日程への提案
- (4) 市議会への議案提出
- (5) 本会議の議事日程に関する報告
- (6) 本会議臨時会での発言
- (7) 本会議への市長代理の派遣
- (8) 法令案と議案についての見解表明と修正案の提出
- (9) 本会議での法令案と議案の再度の採決
- (10) 議会決議の実施の差し止め
- (11) 市議会で採択された法令に対する拒否権の行使
- (12) 本会議において年次活動報告を行う

市長は、議会本会議に出席して見解を表明することはできるが、説明のために主宰者から出席をもとめられるとき以外は、本会議議場に出席する義務を負わない。市長が議場に拘束されることで、日常業務に停滞をきたすことがあってはならないというわけである。

市議会と市執行機関の間で、権限の問題にかんして対立が生じた場合には、二ヶ月以内に両者の代表者からなる調停委員会を設置し、その場で検討する。それでも対立を解消できない場合には、モスクワ市裁判所、またはモスクワ市調停裁判所に解決を委ねることになる。

市議会は、市執行機関の役職者に対する不信任を採択できる。その要件としては、その役職者がロシア連邦憲法とロシア連邦の法律、モスクワ市の法令に違反する行為を行った場合に限られる。

この問題について本会議で採決にかけるには、議員定数の3分の2以上の同意が必要である。その役職者を監督する市長は、市議会の決議を二週間以内に検討し、その役職者を解職するか、本会議の決議を拒否するかの判断をくだすことになる。市長が決議を拒否した場合には、議会は三ヶ月以内に再びこの問題について検討する。

市長は、本会議の主宰者に対する不信任を表明できる。さらに市長は、本会議に対して議会局長の候補者を推薦できる。市長のこの議案には、市議会の同意が必要である。

市議会と執行機関の間の情報交換は業務上、不可欠なことであり、細かな規則については、市議会議長局長と市執行機関管理部部長が署名する議事録のなかに盛り込まれている。本会議とモスクワ市政府の議事録のコピーは、どの議員にも、市執行機関のどの役職者にも公表されることになっている。

また、市執行機関においても市議会本会議においても、議案は審議されるが、市執行機関の役職者と議員の両者の主催する会議に出席することが認められている。議員は市執行機関役職者と面会し、議員のほうも市執行機関の関係者からの面会要求を受けなければならない。

市長の法令とモスクワ市政府の決議にかんして、採択されたその日に市議会に伝達される。そして市議会には、それらの修正、または取り消しに関する提案を市長に申し出る権利が認められている。市議会が採決した法令にかんしても、採択されたその日に市長に伝達される。

第5節 モスクワ市の財政制度

モスクワ市の 2002 年予算法によれば、歳入額が 2,432 億 3,919 万 7,000 ルーブルであるのに対して、歳出額は 2,531 億 1,438 万 1,000 ルーブルである。歳出が歳入を 98 億 7,518 万 4,000 ルーブル上回っている。

歳入の内訳をみると、税金がかなり大部分を占めており、1,865 億 5,556 万ルーブルに達している。歳入に占める割合は 77 パーセントにも及ぶ。税金のなかの利潤税は 1,390 億 8,114 万 4,000 ルーブルにもなり、歳入額に占める割合は 57 パーセントである。過半数を超えている。

歳入のなかでは非税収入は 299 億 8,363 万 7,000 ルーブル、無償貸付の返済 331 億 9,481 万 1,000 ルーブル、交通税などのその他の歳入は 331 億 9,481 万 1,000 ルーブルである。関税は 2 億 5,846 万 6,000 ルーブル、自治体税は 13 億 9,946 万 6,000 ルーブルとなっている。市政府と自治体所有の動産の賃貸からの収入は 82 億 2,835 万 5,000 ルーブルで、歳入の 3 パーセントを占める。

つぎに、歳出の内訳を見てみよう。もっとも多いのは、住居・公共サービスは 560 億 9,204 万 6,000 ルーブルで、歳出全体の約 4 分の 1 に達する。モスクワ市内では、都心をはじめとして建物が老朽化しており、この修繕費が歳出の多くを割くことになる。続いて、教育関係の 272 億 2,402 万 4,000 ルーブル、健康促進とスポーツ促進の 241 億 4,333 万 9,000 ルーブル、社会保障の 197 億 7,400 万 2,000 ルーブル、道路・交通整備費の 142 億 1,989 万ルーブルが多い。

その他の歳出事項は多い順に、市政府と自治体の運営費の 68 億 2,028 万 6,000 ルーブル、モスクワ市の負債返済の 63 億 8,724 万 9,000 ルーブル、文化・芸術の 48 億 3,036 万ルーブル、保安・治安関係費の 46 億 4,733 万 3,000 ルーブル、エネルギー供給関係の 44 億 1,287 万ルーブル、広報関係費の 26 億 8,476 万 7,000 ルーブル、環境保護の 26 億 7,684 万 3,000 ルーブル、農業生産の 20 億 2,049 万 3,000 ルーブル、市場開発費は 6 億 6,863 万 7,000 ルーブル、科学技術開発費の 5 億 6,000 万ルーブル、災害復旧費の 3 億 121 万 7,000 ルーブル、経済刺激策は 3,854 万 3,000 ルーブル、その他の歳出は 157 億 1,767 万 1,000 ルーブルである。

モスクワ市の主な歳出（2002年）

	歳出項目	歳出額	割合（%）
1	住居・公共サービス	560 億 9,204 万 6,000 ルーブル	22.2
2	教育関係	272 億 2,402 万 4,000 ルーブル	10.8
3	健康促進とスポーツ促進策	241 億 4,333 万 9,000 ルーブル	9.5
4	社会保障	197 億 7,400 万 2,000 ルーブル	7.8
5	道路・交通整備費	142 億 1,989 万 ルーブル	5.6
6	市政府と自治体の運営費	68 億 2,028 万 6,000 ルーブル	2.7
	総額	2,531 億 1,438 万 1,000 ルーブル	

モスクワ市憲章によれば、モスクワ市は固有の財産を有することができる。自治体の所有する財産は公有財産といわれるのに対して、モスクワ市の財産は国家財産である。モスクワ市の国有財産は、市の法律と市長令、市政府令によって管理、利用、処分される。モスクワ市議会、市が有する国家財産の管理に関する法令を制定し、その規定にしたがって市行政機関が管理する。

モスクワ市内の財産形態であるが、基本的には「連邦所有の財産」(国家財産)、「市所有の財産」(国家財産)、そして市内の各自治体に付与されている「自治体所有財産」(公有財産)、さらには「私的財産」がある。

モスクワ市有財産になっているものには、建物、土地、不動産、天然資源などがあり、モスクワ市域外にも市有財産を設定できる。モスクワ市内の財産に特定されているわけではない。モスクワ市の国有財産の管理、利用、処分の規定は、市議会が制定することになっている。その規定事項は、モスクワ市憲章に以下のように記されている。

- (1) モスクワ市の財産の管理と処分の手続きの制定。このなかには、モスクワ市内の所有権の廃止と形成手続きが含まれる
- (2) 文化遺産の利用と保全の手続きの制定
- (3) 不動産税の導入と廃止。これらの徴税と特典の提供に関する手続きの制定
- (4) モスクワ市の権限にかかわる諸問題と財産関係に関する法律の違反に対する罰金と行政責任のその他の方法の制定
- (5) 自治体所有物とモスクワ市国家所有物の改築、修繕、建設にむけての投資政策の一般的な手続きの制定

第3章 日本の地方自治体と姉妹都市提携を行っている連邦主体 …沿海地方、ハバロフスク地方、サハリン州、サハール共和国

極東連邦管区は、ロシア連邦主体（共和国、地方、州などがある）のサハール共和国、沿海地方、ハバロフスク地方、アムール州、カムチャツカ州、マガダン州、サハリン州、ユダヤ自治州、コリヤーク自治区、チュコト自治区から構成されており、大統領全権代表部はハバロフスク市に設置されている。

連邦管区の面積は620万平方キロメートル、ロシア全土の36.4パーセントを占めている。

第1節 沿海地方

1 概要

（1）概要

沿海地方の総面積は165,900平方キロメートル、ロシア連邦全土の0.97パーセントを占める。ロシア連邦の南東の端にあり、モスクワ市からは9,300キロの距離である。北はハバロフスク地方、西は中国（国境線は1,000キロ）、南は朝鮮民主主義人民共和国（国境線は30キロ）に接している。そして東は日本海に面しており、海を隔てて日本と韓国が位置する。

沿海地方の境界線は3,000キロに達し、その半分の1,500キロは海岸線と重なっている。領土の80パーセントが森林で覆われている一方で、日本海に浮かぶ多くの島々（主要な島はロシア、ポプフ、プチャーチン、レイネケ、リコールド、リムスキー・コルサコフ、アスコリド、ペトロフ）がある。

気候はモンスーン型であり、冬は内陸の影響を受けて気温が低く、乾燥した晴天の日が続く。夏は、海洋の影響を受けて高温多湿で曇った日が多い。沿海地方の行政上の中心地ウラジオストク市の1月の平均気温はマイナス13度、7月の平均気温は17度、年間降水量は828ミリである。

（2）歴史と人口

沿海地方が行政単位として設置されたのは、ソ連邦時代の1938年9月20日のことである。2001年現在の総人口は228万6,900人であり、1950年代半ばの100万人と比較すると倍増している。人口増加の理由として自然増加と人口流入が考えられているが、後者の増加分が総人口増加分の70パーセントを占めている。性別では、男性の割合は49.5パーセント、女性は50.5パーセントである。

沿海地方の人口の平均年齢は33.7歳で、就業者の割合は全人口の60.1パーセント（144万人）である。平均年齢はロシアの平均値よりも若く、年金生活者の割合はロシア平均よりも7パーセント低い。ただし近年の傾向として高齢化が進んでおり、この20年間で高齢者人口は2.4倍に倍増している。

沿海地方の人口の推移（1926～89年）

年	総人口	都市人口		農村人口	
	千人	千人	割合(%)	千人	割合(%)
1926	639	173	27	466	73
1959	888	452	51	436	49
1970	1,381	928	67	453	33
1979	1,978	1,499	76	479	24
1989	2,258	1,749	77	509	23

次に、沿海地方の民族構成について触れておこう。90もの民族が存在しているものの、ロシア人の割合は87パーセントを占め、その他の民族を圧倒している。民族分布を見ると、傾向としては農村にウクライナ人とベラルーシ人、都市にドイツ人、タタール人、ユダヤ人、朝鮮人が住んでいる。極東地方の原住民であるナナイ人、ウデゲ人、オロッコ人、エヴェン人、オロチ人などの少数民族は全人口の1パーセント以下であり、年々減少傾向にある。

2 地方政府

沿海地方はロシア連邦を構成する88の「連邦主体」の一つであり、行政上の中心都市はウラジオストク市である。沿海地方は極東地方のその他の連邦主体と同様に連邦を構成する単位であるが、沿海地方の憲章に明記されているようにその地位はその他の連邦主体と平等である。先に指摘したようにサハリン州憲章にはこの点についての規定が盛り込まれていないのに対して、沿海地方憲章には以下のように明記されている。「沿海地方は、ロシア連邦を構成するその他の連邦主体と徹底的に同等な主体である」（沿海地方憲章第1条）。

このように沿海地方が自己の地位を、その他の連邦主体と対等に考えようとしている姿勢は、憲章の以下の内容からも明白である。「その他の連邦主体がどのような憲章を有しているかどうかに関係なく、沿海地方はロシア連邦のその他の連邦主体と同等の権利を有する」（沿海地方憲章第1条）というのである。

ロシア連邦内には、連邦主体の名称として「共和国」「州」「地方」「市」などがある。ソ連邦の崩壊後にロシア国内の共和国の多くが、州などの連邦主体よりも権限を拡大しようとし、共和国憲法のなかに民族自決権や主権の確立を謳った。ロシア極東地方の共和国の動向については後述のサハ共和国で紹介するが、88の連邦主体のなかでも共和国の地位が突出し、その他の連邦主体との間で地位の不均衡が生じた。共和国はロシア連邦にありながら州などの連邦主体とちがって国家主権を有し、その地位は連邦内にあって大きな権限を持つというのである。

このような共和国の動きのなかで、沿海地方は共和国との対等な権限を宣言したものである。極東地方に限って見れば、サハ共和国が共和国憲法で主権を宣言していようと、その内容に関係なく、共和国と沿海地方の地位は対等というのである。

さらに、沿海地方はロシア連邦の構成主体であることを沿海地方憲章のなかで明記している。沿海地方は「ロシア連邦から切り離せない一部であり、ロシア連邦の構成から離脱する権利を有しない」と明記されている。沿海地方はロシア連邦の構成体であることを自己規定しているのであるが、サハリン州憲章はこの点を明記しておらず、両者は同じロシア極東地方にあって対照的である。

ところで沿海地方では知事に実質的な権限が付与されており、彼を中心に行政・立法機能が形成されている。以下では、知事の選出、権限について紹介しよう。

沿海地方知事は、沿海地方において「国家権力を行使する最高役職者」（沿海地方憲章第52条）である。沿海地方はすでに指摘したように連邦を構成する主体であり、その限りでロシア連邦を構成する主権を有しない国家である。その国家としての連邦国家権力を行使する最高指導者が知事ということである。知事は、「沿海地方の執行権力を組織し、その長を務める」（沿海地方憲章第52条）ことになり、「ロシア連邦、その他の連邦主体、地方自治体、そのほかの行為主体との関係において沿海地方を代表」（沿海地方憲章第54条）する。つまり、知事は沿海地方の顔ということである。

その知事の任期は4年であり、二期以上を務めることはできない（沿海地方憲章第53条）。二期以上の再任は禁止されているが、解釈上は一期でも間に別の人が知事の職にあれば、再び選挙で当選すれば、知事のポストに就くことは可能である。知事の被選挙権は30歳以上の「ロシア国民」に付与される（沿海地方憲章第53条）。

このようにロシア国民というのが資格要件となっているが、後述のサハ共和国大統領の被選挙権要件ではロシア国民ではなく「サハ共和国国民」となっている。このような沿海地方の規定は憲章のなかで、どこまでもロシア連邦の構成体であることを貫いていることから派生しているのである。

次に、知事の解職に移ろう。沿海地方憲章には、知事解任要件として10項目が記されているが、実際に重要な要件は2点にしばられる。一つ目は沿海地方立法議会の不信任表明にともなう解職であり、もうひとつはロシア大統領による解職である。立法議会の不信任による解職の手続きについては後述するが、ロシア大統領による解職は大きな問題を孕んでいる。有権者によって直接選出された知事を、ロシア大統領が解任することができるのである。沿海地方はロシア連邦を構成する主体であり、連邦行政機構の一部であると考えれば、知事は連邦大統領に従属するのは当然である。しかも沿海地方が連邦主体であり、連邦からの離脱権を否定していることを考えると、沿海地方にとってロシア大統領の権限は絶対的に映るのかもしれない。

しかし他方で、知事は沿海地方の有権者の意思を代表しており、どこまでも有権者に拘束されるべきだという考えもある。有権者によって選出された知事を、大統領の権限で解任されるというのは、大統領の越権行為と認識することも可能である。さらに問題は、大統領と沿海地方の有権者の思惑が対立した場合である。大統領が解任したいと思う知事を、住民が支持するケースも想定される。両者の思惑が対立し、矛盾が先鋭化した場合、どのような方法で問題を解決するのか、その方法については沿海地方憲章のなかには何も触れられていない。

この問題は、知事に対する有権者による解職問題にもかかわる。たとえばサハリン州憲章には有権者による解職が含まれているが、沿海地方憲章には盛り込まれていない。有権者はいったん知事を選出したら、知事は有権者から任期中の委託を受けたことになる。それだけに、その知事が大統領によって一方的に解任されるようなことがあれば、有権者と大統領の対立は先鋭化する可能性が高く、したがって知事と大統領の関係は沿海地方における政治変動の重要な要因のひとつである。

つぎに知事と立法議会の関係を考えるにあたって、議会の不信任表明について触れておく。立法議会が知事に不信任を表明できる要件は、沿海地方憲章のなかに5点が記されている。内容を要約すれば、知事がロシア憲法と法律、ロシア大統領令、沿海地方憲章と法律に抵触するような決定を行い、その違法性を裁判所が認定し、しかもその裁判所の判決があってから一ヶ月以内に知事がその決定を改めない場合、沿海地方立法議会の議員定数3分の1以上の議員が知事への不信任を発議することになる。その不信任案が採択されるには、議員定数3分の2以上の賛成が必要である。知事の政治決定が明らかに法令に違反している場合をのぞき、一般的に言えば法令の解釈によって知事の違法性の議論は微妙に分かれる。そうしたなかで多様な解釈を押し切って知事の違法性を確定し、退陣に追い込むのは現実にはむずかしいと考えられる。

ここで、沿海地方知事の専権事項を見てみよう。一般的な職務としては、法令に基づいて沿海地方の政治、社会、経済の発展のための基本政策を作成、実施する。必要に応じて、知事は決定を採択できる。また、立法議会において年次教書を発表しなければならない。このように知事の専権事項については、憲章で多くの点が列挙されているが、もっとも重要な点は法案提出権を有していること、そして立法議会の法令を拒否する権限を持っていることであろう。

後者の権限について説明するならば、立法議会が採択された法律の採択日から7日以内に知事に送付される。知事に異議がない場合、知事は法律に署名し、発効することになる。もし知事が法令を拒否した場合、議会は再度審議し、議員定数3分の2以上の賛成があれば、知事の同意が得られなくても効力を発する。3分の2以上という規定は出席議員ではなく議員定数であり、現実的な問題として絶大な権限を有する知事が拒否した法律を3分の2以上の賛成で可決するのはほとんど不可能に近い。議会は現実には知事の追認機関になっており、さらに知事

は議会における法律の採択を全力を挙げて阻止するであろうし、議員のなかには不要な政治的対立を回避したいという思惑がはたらくからである。

沿海地方知事

知 事：ダーリキン・セルゲイ Дарькин Сергей Михайлович
 生年月日：1963年10月9日
 出身地：沿海地方ポリショイ・カーミン市
 最終学歴：1999年極東国立経済ビジネス・アカデミー
 専門：海上交通、財政経営
 経 歴：ウラジオストク商業港港湾労働者を経て、1989年株式会社「ダリリズング」の副支配人、1991年に「ロリス社」を創設。
 初 当 選：2001年6月17日に沿海地方知事に選出される。得票率は有権者の40.17パーセント

沿海地方における最高執行権力機関は、沿海地方政府である。その長は先に述べたように知事であり、彼は知事就任から30日以内に政府の部局と役職者の人事政策に着手し、その案を沿海地方立法議会に提出する。

沿海地方憲章に記されている役職者とは、第一副知事、財政担当の副知事、沿海地方の財政を執行する管理機関長、沿海地方財産を管理する財団理事長である(沿海地方憲章第62条)。知事はこれらの役職者の活動を監督し、役職者が不適切な命令を発した場合、その効力を停止することができる。役職者の就任に立法議会の承認が必要である以上、役職者たちは議会に責任を負っている。議会は役職者に不信任を表明することができ、それが可決された場合には役職者は知事の同意なくしてその職をただちに解任される。

沿海地方には第一副知事を筆頭に8人の副知事がいる。かれらは11の局、12の部、15の委員会、3つの課を担当する。局としては「保健局」「国際協力・地域発展・投資局」「住宅・公共サービスと燃料資源局」「漁業局」「社会発展局」「交通・郵便局」「農業経営と食糧局」「経済安全局」「法律局」がある。

部としては「簿記・会計部」「総務部」「国家サービスと人事部」「文書部」「住民登録部」「文化部」「森林総合部」「社会発展予想と情報部」「住民社会保障部」「企業支援部」「市民防衛と非常事態管理部」「組織部」がある。

委員会としては「道路整理委員会」「情報化委員会」「建築・建設委員会」「世論研究委員会」「天然資源委員会」「工業委員会」「燃料・エネルギー総合対策委員会」「商業と消費者権利擁護委員会」「労働と地政学委員会」「旅行委員会」「国有財産管理委員会」「体育文化とスポーツ委員会」「価値形成とその管理委員会」「新聞・情報委員会」「経済発展委員会」がある。課としては「表彰課」「公文書課」「動員課」がある。

沿海地方行政政府の役職者

氏 名	担当分野	電話番号
知事　　ダーリキン・セルゲイ		(4232) 22-38-00
第一副知事　コスチェンコ・アレクサンドル Костенко Александр Иванович	経済・財政	(4232) 22-37-93
副知事　ポポフ・ユーリー Попов Юрий Иванович	農業・商業	(4232) 22-57-55
副知事　オヴェーチキン・エヴゲーニー Овечкин Евгений Александрович	行政府長官	(4232) 22-37-28

副知事	ペレドリーン・セルゲイ Передрий Сергей Андреевич	公共サービス	(4232) 22-38-04
副知事	ロゼンベルク・ヴラジーミル Розенберг Владимир Владимирович	工業・政策	(4232) 22-18-85
副知事	リフォйда・ユーリー Лихойда Юрий Иванович	エネルギー政策	(4232) 22-24-02
副知事	ヴァシレーンコ・ヴァリーリ Василенко Валерий Владимирович	法務	(4232) 22-37-28
副知事	ゴルチャークフ・ヴィークトル Горчаков Виктор Васильевич	対外関係	(4232) 22-23-52
副知事	ゲリツェル・ボリス Гельцер Борис Израйлевич	社会政策	

注、2006年1月現在

沿海地方行政政府の局

財政局 局長：Казанцева Татьяна Владимировна Департамент финансов
交通局 kdx@mail.primorye.ru Департамент дорожного хозяйства
住居・公共サービスとエネルギー局 局長：Майоров Сергей Николаевич Тел22-04-05 Департамент по жилищно-коммунальному хозяйству и топливным ресурсам
保健局 dza@primorsky.ru Департамент здравоохранения
教育・研究局 局長：Межонов Константин Анатольевич education@primorsky.ru Департамент образования и науки
社会基盤整備局 局長：Норин Андрей Викторович Тел20-55-13 Департамент социального развития и СМИ
漁業局 局長：Улейский Игорь Григорьевич chief_drx@primorsky.ru Департамент рыбного хозяйства
社会保障局 局長：Лаврентьева Лилия Федоровна Тел41-19-67 Департамент социальной защиты населения
通信局 局長：Щуров Алексей Анатольевич Тел20-52-80 Департамент связи и информатизации
農業製品局 局長：Табаченко Александр Анатольевич Тел41-19-66 Департамент сельского хозяйства и продовольствия
都市整備局 局長：Чудинов Юрий Евгеньевич archkom@arch.primorsky.ru Департамент градостроительства
食料品局 局長：Корчагин Павел Германович korchagin@primorsky.ru Департамент природопользования
交通局 局長：Панченко Лев Николаевич panchenko@primorsky.ru Департамент транспорта
法務局 局長：Ажимов Сергей Ривкатович Тел22-72-83 Правовой департамент

注、2006年1月現在

3 地方議会

沿海地方の最高立法機関は、立法議会である。議員定数は39人で、任期は4年である。改選後に立法議会が活動を開始する条件としては議員定数3分の2以上の議員が選出されることであり、その条件が満たされた時点から3週間以内に沿海地方知事によって第1回本会議が開催される。

本会議は公開が原則で、審議内容に応じて非公開も可能である。その場合でも、知事と検事長は出席できる。本会議臨時会は知事、議会議長、議院内委員会議長、議員定数3分の1以上の議員発議で開催される。議会の任期満了前の解散は、議員定数3分の2以上の賛成で実現し、三ヶ月以内に選挙が実施される。

立法議会の専権事項については、沿海地方憲章に40項目が記されている。主要な権限は、以下の通りである。

- (1) 憲章、法律の採択、修正、補充
- (2) 協定と条約の批准
- (3) 沿海地方予算の承認
- (4) 沿海地方国有財産の売却、利用、所有に関する法律の採択

議員定数はすでに述べたように39人であるが、その全員が常勤というわけではない。議長と副議長をはじめとして15人が常勤議員として活動しており、残りの14人は議員活動とは別に本職を持っている。14人は本会議や所属する議院内委員会が開催されるときに勤務し、この意味でかれらは議員といっても専門職ではない。いわばアルバイトのような議員は、ソ連時代のソビエト（立法・行政機関）でも見られた。ソビエト代議員の地位は名誉職のように見られ、それだけに住民活動はほとんど行っていなかった。現在の沿海地方立法議会議員においても、非常勤議員に大きな期待はできず、立法議会の形骸化を浮き彫りにしている。

沿海地方立法議会議員名簿

議長	ソプチューク・セルゲイ Сопчук Сергей Андреевич		
副議長	タキーエフ・ジামブラート Текиев Джамбулат Абдулхалимович		
議員	アシアエヴァ・ナジェーシダ Ашаева Надежда Николаевна	議員	クズネツォーフ・アルカージ Кузнецов Аркадий Иванович
議員	ベリチュコフ・レオニード Бельтюков Леонид Геннадьевич	議員	クリコフ・アンドレイ Куликов Андрей Владимирович
議員	ベフチェル・アレクサンドル Бехтер Александр Михайлович	議員	ラザレフ・ゲンナージ Лазарев Геннадий Иннокентьевич
議員	ビノグラードフ・ドミートリ Виноградов Дмитрий Александрович	議員	リパエフ・オレーク Липаев Олег Леонидович
議員	ゴストリー・アナトーリー Гострый Анатолий Николаевич	議員	リサク・ゲンナージ Лысак Геннадий Иванович
議員	イリーナ・ヴェロニーカ Ильина Вероника Петровна	議員	マモーシニ・アレクサンドル Мамошин Александр Сергеевич
議員	イマーダエフ・アダム Имадаев Адам Михайлович	議員	マルコーフツェフ・ニコライ Марковцев Николай Владимирович
議員	マスローフスキー・ヴラジーミル Масловский Владимир Константинович	議員	マローゾフ・ニコライ Морозов Николай Александрович
議員	マローチュク・ニコライ Морочек Николай Николаевич	議員	ミローヴァ・ナジェーシダ Мылова Надежда Федоровна

議員 ニコラーエヴァ・ヴィクトーリヤ Николаева Виктория Викторовна	議員 ノヴィコフ・アナトーリ Новиков Анатолий Дмитриевич
議員 ペレジーヤ・アレクサンドル Передня Александр Александрович	議員 ビンスキー・ヴィークトル Пинский Виктор Витальевич
議員 ポスタヴァーロフ・ボリス Постовалов Борис Владимирович	議員 ロゴヴォイ・イヴァーン Роговой Иван Павлович
議員 プリヴァーロフ・ユーリー Привалов Юрий Иванович	議員 サイベリ・ヴラジーミル Сайбель Владимир Александрович
議員 セレプリャーコフ・ユーリー Серебряков Юрий Михайлович	議員 シドレーンコ・セルゲイ Сидоренко Сергей Петрович
議員 スミルーノフ・ユーリー Смирнов Юрий Михайлович	議員 ソプチューク・セルゲイ Сопчук Сергей Андреевич
議員 スチェパチェンコ・ユーリー Степанченко Юрий Васильевич	議員 スプルーノフ・ヴラジーミル Супрунов Владимир Степано
議員 チェキーエフ・ジァムブラート Текиев Джамбулат Абдулхалимович	議員 トゥールモフ・ゲンナージ Турмов Геннадий Петрович
議員 ヒジュスコイ・ヴラジーミル Хижинский Владимир Алексеевич	議員 フメーリ・ヴラジーミル Хмель Владимир Алексеевич
議員 チスチャーコフ・アナトーリ Чистяков Анатолий Викторович	

注、2006年1月現在

沿海地方立法議会内には、六つの委員会が設置されている。議員の全員が委員会に所属しており、議論を交わし、時にはその内容を法案として議会に提出することができる。委員会とその議長は、以下の通りである。「財政・税政策と財源に関する委員会」（議長、セレプリャコフ・ユーリー）「経済政策と所有に関する委員会」（議長、ゴストリー・アナトーリ）「地域政策と法律に関する委員会」（議長、ヒジンスキー・ヴラジーミル）「食糧政策と供給に関する委員会」（議長、シドレンコ・セルゲイ）「社会政策と市民の権利擁護に関する委員会」（議長、イリーナ・ヴェロニーカ）「立法議会の審議規定、議員倫理、活動組織化に関する委員会」（議長、スミルーノフ・ユーリー）。

4 財政制度

2001年の沿海地方予算を見てみよう。歳入総額が100億8,709万3,000ルーブル（約333億6,000万円）に対して、歳出総額は97億4,473万1,000ルーブルである。沿海地方の予算規模は、たとえばサハリン州予算の3倍であり、ハバロフスク地方とほぼ同程度であるが、サハール共和国の3分の1である。

おもな歳入項目では、「税金」が34億277万2,000ルーブルで、歳入総額の33.7パーセントを占めるにすぎない。つまり、歳入の半分を大きく切っているのである。これとは対照的に税外収入は63億9,227万ルーブル、歳入総額の63パーセントを占める。税金34億277万2,000ルーブルが歳出総額97億4,473万1,000ルーブルに占める割合は34.9パーセントであり、税金が歳出をまかなえる割合は3分の1ほどである。

歳入で注目すべき点は、連邦政府からの「移転資金」は2億9,205万1,000ルーブルで、歳入に占める割合はわずか2.8パーセントである。移転資金の歳出に占める割合では2.9パーセントにすぎない。サハリン州では30パーセントを超えており、その他の連邦主体でも二割程度を占めていることを考えれば、沿海地方が連邦政府に資金的に依存していない実態が明らかになる。

つぎに、歳出項目を見てみよう。歳出のもっとも多いのは「工業・エネルギー・建設関連費」の701万5,000ルーブル、「交通・道路・通信・情報」の528万8,000ルーブルが続く。

注目点としては内務関連の歳出が多いことである。沿海地方は中国、北朝鮮と国境を接しており、密輸が頻発している。それを取り締まるための経費が、その他の連邦主体よりも多く歳出されている。

2001年予算（単位は千ルーブル）

	計画	歳入額	充足率（％）
連邦政府からの移転資金	292,051	291,376	99.8
税収総額	3,402,772	3,235,037	95.1
物品税、消費税	553,885	465,871	84.1
所得税	2,109,179	1,948,620	92.4
企業財産税	376,690	402,825	106.9
天然資源利用料	187,380	237,554	126.8
総合税	175,638	171,978	97.9
その他(関税等)		8,189	
税外収入	6,392,270		
歳入総額	10,087,093		

資料、沿海地方立法議会決議第117文書(2002年6月7日採択)

2001年予算（単位は千ルーブル）

歳出項目	歳出額	充足率
○法秩序活動と国家安全		
内務機関関係	1,449	45.1
犯罪取締り総合計画	1,153	55.6
麻薬取締り計画	296	25.9
火災消火活動費	100	19.2
火災予防対策総合計画	100	19.2
総計	1,549	41.5
○工業・エネルギー・建設		
建設・建築	7,015	32.6
総合計画「水道水の整備」	1,225	29.7
総合計画「母子の健康増進」	2,561	34.6
農業促進と農地整備	3,229	32.3
総計	7,015	32.6
○交通・道路・通信・情報		
情報化整備総合計画	5,288	58.8
総計	5,288	58.8
歳出総額	9,744,731	

5 連邦政府・地方自治体との権限関係

沿海地方と連邦政府の関係については、沿海地方憲章第3節に記載されている。それによれば、枠組みとして両者の権限は「連邦の専権事項」「沿海地方の専権事項」「連邦政府と沿海地方の共同権限」に区分けされる。

まずは沿海地方の専権事項として13項目があげられているが、重要なのは以下の3点であろう。一つ目は「沿海地方国家権力機構の制定」である。沿海地方国家権力機構が連邦の法律に基づくのはいうまでもないが、独自の判断で形成できる。沿海地方国家権力機構はロシア憲法によれば、連邦機構の一部であり、しかも連邦に組み込まれているので、厳密に言えば連邦主体が勝手な制度を構築することはできないはずである。それなのに、連邦の法律という制約はあるものの、かなり自由に制定できるのである。

二つ目の重要な専権事項であるが、「沿海地方国有財産の管理と処分」である。沿海地方は国有財産を有し、その管理と処分は自由にできるというのである。具体的にどんな国有財産を有することができるかが大きな問題であり、特に天然資源の所有は沿海地方の財源にかかわっている。国有財産の特定については、沿海地方憲章では特に触れられていない。三つ目は、沿海地方の独自財源の制定である。連邦との関係である程度の自立性を確保するには、独自財源の特定は不可欠な要件である。つまり、沿海地方国家権力は連邦機構の下部機関であり、財政的にも連邦政府に完全に従属していれば、まったく自由な裁量権はないことになる。

このように沿海地方は、ロシア憲法が規定する「連邦政府 - 連邦主体」の従属関係と比較すれば、大きな自立性を打ち立てている。この観点をさらに鮮明に推し出しているのは、以下の叙述である。「専権事項にかんして沿海地方国家権力機関は、法律と法令の採択を含めて、自主的に法的統制を実現することができる。連邦の法律と、専権事項にかんして採択された沿海地方の法律、法令の間で対立が生じたときには、沿海地方の法律と法令を優先する」（沿海地方第28条）。

この規定は、まさに沿海地方における連邦政府との関係を雄弁に語っていると同時に、自己矛盾も露呈させている。連邦と沿海地方の法律が対立した場合、沿海地方の法令を優先するというのである。逆にいえば、連邦の法律が沿海地方に不利益を生む可能性がある場合、沿海地方は独自の法令を制定し、連邦に対して抵抗することができる。自分たちの採択した法令を盾に、沿海地方の利益を擁護できるのである。他方で、沿海地方は憲章の序文で連邦の構成体であると明記し、連邦からの離脱権を否定している点についてはすでに指摘した。沿海地方は連邦への忠誠を掲げているのであるが、他方で沿海地方の専権事項については独自性を優先している。一般論としては連邦に従属する形を整え、個別の問題では沿海地方の自立性を確保するのが沿海地方の思惑なのであろう。

第2節 ハバロフスク地方

1 概 要

ハバロフスク地方はロシア連邦の構成主体のなかでは広大な面積を有しているほうに分類され、総面積は78万8,600平方キロメートルである。この広さはロシア連邦の4.5パーセント、ロシア極東の12.7パーセントを占めている。領土は南北に1,800キロメートル、東西にもっとも広いところで750キロメートルにわたる。

モスクワ市からは、8,000キロメートルの地点にある。日本海とオホーツク海に接しており、海岸線は3,390キロメートルに及ぶ。ハバロフスク地方の地形は全土の4分の3が山地であり、その標高は低いところで500メートル、もっとも高い山は2,500メートルに達する。

ロシア極東のほぼ中央に位置しているハバロフスク市は交通の要所であり、ロシア国内や旧ソ連諸国をはじめとするアジア太平洋諸国、さらには西欧諸国との航空路が開設されている。

ハバロフスク地方の気候は基本的にはモンスーン型であり、冬は寒く、南部の平均気温がマイナス22度であるのに対して、北部はマイナス40度まで下がる。夏は湿気が高いのが特徴である。平均気温は、南部は20度、北部は15度である。

ハバロフスク地方の総人口は2002年1月現在、148万5,800人である。その人口はロシア連邦の全人口の1.0パーセントを占め、平均年齢は、35.8歳。人口の推移であるが、1992年をピークに減少に転じており、その原因はハバロフスク地方外への流出と自然減によるところが大きい。

人口密度は1.9人で、ロシア全土の平均の4分の1にすぎない。都市住民は全人口の80パーセント以上を占め、もっとも人口が多いのはハバロフスク市の60万500人であり、ロシア極東ではウラジオストク市について多い。第二の都市は、28万6,700人のコムソモリスク・ナ・アムール市である。

つぎに民族構成であるが、ロシア人が86.4パーセントを占めている。つぎにウクライナ人の6.1パーセント、北方少数民族の1.5パーセント、ベラルーシ人の1.1パーセント、タタール人の1.0パーセントである。先の北方少数民族には、ナナイ人(アムール川下流に住むウラルアルタイ族)の1万500人、ズヴェンキ人の3,600人、ウリチ人の2,700人、ニヴヒ人の2,400人、ズヴェン人の1,900人が含まれている。

ハバロフスク地方の人口分布と人口密度（2002年1月1日現在）

地区名	住民数 (単位は千人)	人口密度 1平方キロメートル当たりの人数
アムール地区	80.2	4.9
アヤノ・マイスキー地区	3.6	0.02
ビキンスキー地区	26.9	10.8
ヴァニンスキー地区	46.7	1.8
ヴェルフネブレインスキー地区	32.8	0.5
ビャゼムスキー地区	28.6	6.6
コムソモリスキー地区	29.0	1.2
ラゾ地区	57.6	1.8
ナナイスキー地区	21.7	0.8
ニコラエフスキー地区	47.2	2.7
オホーツキー地区	14.3	0.09
オシペンコ地区	7.5	0.2
ソビエト・ガヴァンスキー地区	51.4	3.3
ソルネチヌィー地区	39.8	1.3
トゥグロ・チュミカンスキー地区	2.5	0.03
ウリチスキー地区	27.0	0.7
ハバロフスク地区	81.8	2.7

ハバロフスク地方
◆一般事情
面積：78 万平方キロメートル
人口：142 万人（2005 年 1 月現在。2004 年の人口減少率は 0.5%=7,000 人。出典：『2004 年ハバロフスク地方社会経済統計』）
首都所在地：ハバロフスク市
主要都市：①ハバロフスク市：58 万人、②コムソモリスク・ナ・アムーレ市：27.8 万人、③アムールスク市：4.7 万人、④ソビエツカヤ・ガワニ市：3 万人、⑤ニコラエフスク・ナ・アムーレ市：2.8 万人（2004 年 1 月 1 日現在、ハバロフスク地方政府概算）
民族構成：①ロシア人：86.0% ②ウクライナ人：6.0% ③白ロシア人：1.0% ④タタール人：1.0% ⑤ナナイ人：0.6% ⑥朝鮮人：0.5%
言語：ロシア語
宗教：ロシア正教
略史：17 世紀中旬、ハバロフがアムール沿岸地域を探検。19 世紀、ムラビヨフ・アムールスキー伯爵が清国とアイグン条約を締結し、アムール河以北の地域がロシア帝国に併合される。1938 年、極東地方から沿岸地方が分離され、ハバロフスク地方が誕生した（但し、領域には現アムール州、カムチャッカ州、サハリン州、マガダン州、ユダヤ自治州が含まれ、順次各州が分離されて現在の領域となったのは 1991 年である）。
◆政治
州知事：イシャエフ (ISHAEV, Viktor Ivanovich) 1948 年 4 月 16 日ケメロヴォ州生まれ。1964 年～1988 年ハバロフスク造船所で組立工から副工場長まで各種役職を歴任。1979 年ノヴォシビルスク水運技術大学卒業。1988 年ハバロフスクアルミニウム建設工場長。1990 年ハバロフスク地方ソビエト執行委員会第一副議長。1991 年ハバロフスク地方知事任命、1996 年知事選出、2000 年 12 月再選、2004 年 12 月再選（投票率 85.34%）。「極東・ザバイカル協会」理事会議長、露科学アカデミー準会員、経済学博士、教授。既婚、子供 2 人あり。
副知事（経済発展・対外関係大臣）：レヴィンタリ (LEVINTAL', Aleksandr Borisovich) 1957 年 9 月 12 日ユダヤ自治州ピロビジャン市生まれ。1974 年ハバロフスク工科大学卒業、経済学修士、助教授。1979 年～1990 年露科学アカデミー極東経済研究所研究員、1993 年経済担当副知事、2002 年副知事兼経済発展・対外関係大臣任命。
地方議会議長：オノブリエンコ (ONOPRIENKO, Yulii Lvanovich) 1956 年 9 月 12 日ウクライナ・キエフ州ベラーヤ・ツェルコフ村生まれ。1974 年故郷で、1978 年～1984 年ハバロフスクで建設現場の煉瓦職人として働く。ハバロフスク市副市長等を経て 1999 年 11 月ハバロフスク地方副知事任命、2001 年 12 月ハバロフスク地方議員選出、同年 12 月 17 日地方議会議長選出。既婚、子供 2 人あり。
連邦院議員：オゼロフ (OZEROV, Viktor Alekseevich) 1958 年 12 月 15 日ハカス共和国アバカン市生まれ。1979 年ノヴォシビルスク軍政専門学校首席卒業、1986 年～1989 年レーニン記念軍政アカデミー聴講生、法学修士。1994 年～2001 年ハバロフスク地方議員・議長選出、2001 年ハバロフスク地方議会代表連邦院議員任命（任期満了は 2005 年 12 月）。既婚、子供 2 人あり。／ソロニン (SOLONIN, Yurii Nikiforovich) 1941 年 6 月 1 日グルジア・トビリシ生まれ。1966 年レニングラード国立大学哲学部卒業、1970 年修士号、1988 年博士号取得。1980 年同大学ジャーナリスト学部教授、1987 年～1988 年同学部長、1989 年サンクト・ペテルブルグ大学哲学部長。250 点以上の論文・著書あり。
国家院議員（2003 年 12 月～）：シュポルト (SHPORT, Vyacheslav Ivanovich) 1954 年 6

月 16 日ハバロフスク地方コムソモリスク・ナ・アムール市生まれ。コムソモリスク・ナ・アムール工科大学卒業、工学修士。コムソモリスク・ナ・アムール航空機製造合同勤務（平社員～副社長）、1999 年国家院議員選出、2003 年「第 58 コムソモリスクー人区」より自薦立候補し再選、「統一ロシア」所属、ハバロフスク地方主担当。既婚、息子と娘あり。／レズニク（REZNIKI, Boris Livovich）1940 年 2 月 12 日カリーニン州（現トヴェリ州）ルジェフ市生まれ。モスクワ大学ジャーナリスト学部で学び、モスクワ共産党大学卒業。1980 年～『イズヴェスチア』紙極東支社長兼特派員。1999 年国家院議員選出、2003 年「第 59 ハバロフスクー人区」より自薦立候補し再選、「統一ロシア」所属、ハバロフスク地方主担当。既婚、息子と娘あり。／チルキン（CHIRKIN, Andrei Borisovich）1961 年 3 月 15 日モスクワ州カリーニングラード市生まれ。モスクワ林業工科大学卒業、経済学博士。1993 年～在モスクワ連邦連邦政府付ハバロフスク地方常駐代表、1997 年ハバロフスク地方第一副知事任命、2002 年 12 月ハバロフスク地方政府代表連邦院議員任命、2003 年 12 月「統一ロシア極東比例区」（サハ共和国、ハバロフスク地方、ユダヤ自治州、アムール州）より立候補し国家院議員当選、サハ共和国副担当（ハバロフスク地方主担当、ユダヤ自治州副担当）。既婚、息子あり。／ガリチャニン（GALICHANIN, Evgenii Nikolaevich）1947 年 8 月 2 日沿海地方生まれ。1975 年極東工科大学地質調査学部卒業、経済学博士。1999 年国家院議員選出、2003 年「統一ロシア極東比例区」より立候補し国家院議員再選、ハバロフスク地方主担当（サハリン州、沿海地方副担当）。既婚、娘 2 人と孫 1 人あり。／シバルキン（SHIABALKIN, Aleksandr Stepanovich）1960 年 1 月 25 日生まれ。チミリヤゼフ記念モスクワ農業アカデミー卒業。2003 年「統一ロシア極東比例区」より立候補し国家院議員再選、ハバロフスク地方副担当（ヴォロネジュ州主担当、モスクワ州副担当）。／ムサトフ（MUSATOV, Ivan Mikhailovich）1976 年 2 月 14 日生まれ。露弁護士アカデミー及び露政府付属金融アカデミー卒業。教授、アカデミー正会員。2003 年「露自民党極東比例区」（サハ共和国、ハバロフスク地方、ユダヤ自治州、アムール州、沿海地方、カムチャッカ州、マガダン州、サハリン州、コリャク自治管区、チュトカ自治管区）より立候補し国家院議員当選。／グリシュコフ（GRISHUKOV, Vladimir Vital'evich）1956 年 3 月 17 日沿海地方ナホトカ市生まれ。ハバロフスク共産党大学卒業。1995 年国家院議員選出、1999 年再選、2003 年 12 月「露共産党極東比例区」（サハ共和国、ハバロフスク地方、ユダヤ自治州、アムール州、沿海地方、カムチャッカ州、マガダン州、サハリン州、コリャク自治管区、チュトカ自治管区）より立候補し国家院議員三選。既婚、娘 2 人あり。						
首都市長：ソコロフ（SOKOLOV, Aleksandr Nikolaevich）1950 年 6 月ハバロフスク地方スミドヴィチ（現ユダヤ自治州）生まれ。1980 年ハバロフスク鉄道技術大学夜間部卒業。1990 年市議会議員・同議会議長選出、1993 年副市長任命、1994 年「ハバロフスク石油製品」社長就任、2000 年 9 月 24 日市長選出、2004 年 9 月 26 日再選。既婚、子供 4 人あり。						
全権代表：プリコフスキー（PULIKOVSKII, Konstantin Borisovich）1948 年 2 月 9 日沿海地方ウスリースク市生まれ。1992 年露軍事参謀本部軍事アカデミー卒業。1994 年 12 月～1996 年 8 月チェチェン紛争指揮官（息子の将校は従軍中に戦死）。1998 年退役、クラスノダル市助役、2000 年 5 月 18 日極東連邦管区露大統領全権代表（在ハバロフスク）任命。						
◆経済						
主要産業：造船、航空機製造を中心とする機械工業、冶金、燃料加工、林業、食料加工						
工業生産高：907 億 7,750 万ルーブル（32 億 4,100 万ドル、2004 年）						
経済成長率（対前年比）：						
1999 年	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	

	+9.0%	+24.7%	+8.0%	+5.1%	+9.5%	+0.3%
対外貿易：						
(USD)	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	
総額	14 億 5,700 万	22 億 2,100 万	16 億 6,900 万	20 億 500 万	22 億 1,000 万	
輸出	13 億 1,600 万	20 億 5,300 万	14 億 2,800 万	17 億 1,390 万	19 億	
輸入	1 億 4,100 万	1 億 6,800 万	2 億 3,900 万	2 億 9,110 万	3 億 1,000 万	
主要相手国 (2004 年)：						
(%)	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	
総額	中国 (48)	日本 (15)	スイス (13)	韓国 (9)	北朝鮮 (6)	
輸出	中国 (49)	スイス (14)	日本 (13)	韓国 (9)	北朝鮮 (7)	
輸入	中国 (40)	日本 (27)	韓国 (7)	米国 (7)	スイス (3)	
貿易品目 (2003 年)： 輸出…石油製品 (54.3%)、原木 (22.1%)、機械製品 (13.4%) 輸入…機会・設備・輸送機器 (59.9%)、食料品 (13.9%)、 衣類・靴 (8.3%)						
外国投資： 総額 6,000 万ドル (2004 年、対 2003 年比 218%増)						
◆社会						
平均所得： 7,438 ルーブル (265 ドル、2004 年。1 米ドル＝約 28 ルーブル。対前年比＋112%)						
名目平均賃金： 9,125 ルーブル (325 ドル、2004 年。1 米ドル＝約 28 ルーブル。対前年比＋111%)						
物価上昇率： 113.95% (2004 年)						
完全失業者数： 2 万 6,700 人 (2004 年。対前年比＋17.1%)						
主要紙： 『太平洋の星』(発行部数 3 万 870)、『ハバロフスク・ニュース』(発行部数 2 万)、 『沿アムール通報』(発行部数 7,900～1 万 1,600)						
◆対日関係						
対日貿易：						
(USD)	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	
総額	2 億 2,500 万	2 億 1,400 万	1 億 9,800 万	2 億 4,700 万	3 億 4,750 万	
輸出	1 億 9,000 万	1 億 8,000 万	1 億 4,100 万	1 億 6,920 万	2 億 6,870 万	
輸入	3,500 万	3,400 万	5,700 万	7,780 万	7,780 万	
対日貿易品目 (2004 年)：						
(%)	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	
総額	木材 (90)	魚介類 (4)	石油製品 (4)	アルミニウム (1)	その他 (1)	
輸出	輸送設備 (50)	機械設備 (30)	金属製品 (4)	電気設備 (2)	その他 (15)	
日系企業： 日系企業の支店または駐在員事務所、登録されている日露合弁企業 39 箇所 (2003 年 10 月現在)						
邦人旅行者数： 3 万人 (1990 年)、1 万人 (2002 年)、8,800 人 (2003 年)						
姉妹都市 (締結年)： ハバロフスク地方－兵庫県 (1969 年)／ハバロフスク地方－青森県 (1992 年)／ハバロフスク市－新潟市 (1965 年)／コムソモリスク・ナ・アムール市－新潟県加茂市 (1990 年より交流)／ワニノ市－北海道石狩市 (1993 年)						
日本語教育： 日本語学習者数 997 人 (2004 年 9 月現在)						
在留邦人： 81 名 (2005 年 4 月現在)						

2 地方行政府

ロシア連邦内でのハバロフスク地方の地位については、ハバロフスク地方憲章に明記されている。それによれば、ハバロフスク地方は「ロシア連邦主体であり、ロシア連邦から切り離すことができず、しかもロシア連邦の構成から離脱する権利を有しない」と定められている。ハバロフスク地方はロシア連邦の構成主体であると同時に、連邦離脱の権利を否定している。

そのうえでその他のロシア連邦主体との地位に関する関係では、「平等な権利を有する」と規定されている（ハバロフスク地方憲章第2条）。ロシア連邦内には共和国や州などの名称の連邦主体があるが、共和国のなかには州よりも大きな権限を有すると宣言しているところがある。ハバロフスク地方憲章では、そのような共和国と平等であると記しているのである。ただし、その記述は沿海地方ほど徹底していない。沿海地方憲章には、「その他の連邦主体がどのような憲章を有しているかどうかに関係なく、沿海地方はロシア連邦のその他の連邦主体と同等の権利を有する」（沿海地方憲章第1条）と記されている。だが、ハバロフスク地方憲章には同様な規定は盛り込まれていない。

次にハバロフスク地方の地位の変更では、連邦政府によって一方的に押しつけられるのではなく、ハバロフスク地方の同意が必要である。ハバロフスク憲章によれば、「ハバロフスク地方の地位の変更は、連邦の憲法的な法律に基づいて、ロシア連邦とハバロフスク地方の両者の合意を前提に可能である」と記されている。地位の変更には名称と領土の分割、併合が含まれており、ハバロフスク地方の合意とは「ハバロフスク地方に居住し、投票権を有するロシア連邦市民の国民投票による自由な意思表示」と明記されている（ハバロフスク地方憲章第2条）。地位の変更には、ハバロフスク地方で国民投票の実施が必要なのである。

ハバロフスク地方知事は、先に述べた沿海地方、また後に述べるサハリン州と同様に、立法議会よりも大きな権限が付与されている。知事は「ハバロフスク地方を代表」し、知事を中心に「ハバロフスク地方最高国家権力執行機関（ハバロフスク地方政府）を形成」する（ハバロフスク地方憲章第35条）。ハバロフスク地方憲章には、「ハバロフスク地方知事はハバロフスク地方の首長であり、ハバロフスク地方最高国家権力執行機関（政府）を指揮する」と規定されている（ハバロフスク地方憲章第34条）。ハバロフスク地方は連邦主体であり、一つの主権をもたない国家であり、知事はいわばその最高権力者なのである。

知事の選出方法であるが、ハバロフスク地方憲章には以下のように記されている。「ハバロフスク地方知事は、ハバロフスク地方に在住し、連邦の法律に基づいて選挙権を有するロシア連邦市民によって、有権者の平等を原則に、直接選挙、秘密投票のもとで選ばれる」と記されている。知事は議会で任命されるのではなく、有権者によって直接選出されるのである。

知事の被選挙権については「連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて被選挙権を有するロシア連邦市民に付与される」と書かれている。被選挙権は30歳以上のロシア市民で、知事は「立法議会（ドューマ）議員、地方自治体代表機関の議員を兼職する」ことは禁止されている（ハバロフスク地方憲章34条）。知事の任期は4年、連続して二期を限度に選出される。知事の多選は、憲章で禁じられている。

次に、知事の解職について説明しよう。ハバロフスク地方憲章には、知事の任期満了前の解職に関して9つの事項が記述されている。知事の死亡、ロシア連邦国籍の喪失などがあるが、重要な事項は2点に限定される。一つ目はロシア大統領による解職であり、この事項は既に紹介した沿海地方、後に述べるサハリン州にも盛り込まれている。サハリン州では有権者による解職が記されているが、ハバロフスク地方では沿海地方と同様にこの事項は認められていない。

また、知事の解職事項で重要な事項は、立法議会（ドューマ）による知事不信任の採択である。この要件については、その他の連邦主体よりも規定が詳しく書かれている。知事がロシア憲法、連邦の法律、ハバロフスク地方憲章と法律に抵触する命令を発表し、その違法性が裁判

所で認められてから一ヶ月以上も訂正しない場合、立法議会（ドューマ）は不信任を採択することができる。法律違反が明白でない場合は、立法議会（ドューマ）議員定数の3分の1以上の議員が発案し、議員定数3分の2以上が賛成した場合、不信任が可決する（ハバロフスク地方憲章第38条）。立法議会（ドューマ）によって不信任が採択された場合、知事は直ちに辞職することになり、採択日から最大180日以内に知事選挙が実施される。辞職した知事の代行を務めるのは、ハバロフスク地方第一副議長（第一副知事）である。

続いて、知事の専権事項を見てみよう。知事がハバロフスク地方の長であることについては述べたが、彼の権限について詳述してみよう。ハバロフスク地方憲章第35条には知事の専権事項が列挙されている。それによれば、ハバロフスク地方を代表する知事は「国際関係と対外経済関係において協議する権利を有し、ハバロフスク地方の名において協定と合意書に署名する」ことができる。その他の連邦主体と同様に、知事は予算案を立法議会（ドューマ）に提案する権利を有しており、その執行報告も義務付けられている。

以上の権限事項はその他の連邦主体の首長とほとんど同じであるが、ハバロフスク地方知事に付与されている権限の最大の特徴は、地方自治体の長を解任できることである。「ハバロフスク市内の地方自治体の長を除いて、地方自治体の長を解任し、選挙日を定める」ことができる。憲章によれば、知事が解任できるのは「長が自治体住民によって選挙で選ばれている場合に限り」と記されている。さらに「地方自治体憲章で手続きが制定されていない場合、地方自治体の長を解任したあと、選挙で選出されるまでの期間、知事は地方自治体の長を任命する」ことができる。

ハバロフスク市内の地方自治体の長の解職については、ハバロフスク地方憲章によれば知事は「解職に関する提案をロシア大統領に行う権利を有する」と記されているが、大統領がその提案を受けて解任できるかどうかは不明である。加えて、なぜハバロフスク市内の自治体長だけが例外的に知事の解職事項から除外されているかは明らかでない。

だが、問題がもっと深刻なのはロシア憲法によれば、地方自治体というのは本来、連邦国家機構と並存する制度であり、連邦機構の下部機関ではない。地方自治体は国家機構から独立した自立機関であり、国家機関からの干渉は想定されていない。それなのに、ハバロフスク地方では制度上、地方自治は制限されており、しかも住民が直接に選出した長を知事が一方的に解任できるのである。自治体の長の解職をめぐる、知事と自治体住民の意思が真っ向から対立する場合が想定され、その場合にどのように問題が解決されるかは明らかでない。

次に、知事と立法議会（ドューマ）の関係について触れておこう。立法議会（ドューマ）がロシア憲法、ロシア連邦の専権事項、ロシア連邦と連邦主体の共同権限事項、ハバロフスク地方憲章と法令に抵触するような法令を採択し、その違法性を裁判所が認定し、その決定を受けて立法議会（ドューマ）が法令を修正しない場合、知事は立法議会（ドューマ）を解散できる。立法議会（ドューマ）の選挙は、解散日から最大180日以内に実施される（ハバロフスク地方憲章第33条）。

立法議会（ドューマ）の採択した法律については、10日以内に知事に送付される。知事はその決議を拒否することができるが、立法議会（ドューマ）は議員定数3分の2以上の賛成があれば、原案をそのまま採択できる。採択された決議は、知事によって14日以内に公布される（ハバロフスク地方憲章第32条）。

ハバロフスク地方政府は、ハバロフスク地方において常設で活動する「最高国家権力執行機関」である（ハバロフスク地方憲章第36条）。指導部の構成メンバーは知事（政府議長）、第一副知事（政府第一副議長）、副知事（政府副議長）、閣僚である。政府の活動は定期的に、立法議会（ドューマ）に報告されることになっている。

ハバロフスク地方政府の専権事項であるが、それについてはハバロフスク地方憲章のなかに

7点列挙されている。法案の作成やハバロフスク地方の社会・経済発展計画の作成・実施、連邦財産とハバロフスク地方国有財産の管理・処分などがあげられているが、もっとも重要な権限は知事が立法議会（ドューマ）に提出するハバロフスク地方予算案を作成すること、そして予算執行を行い、その収支報告を準備することである。

ハバロフスク地方政府の権限のなかで注目すべきは、地方自治体への監督機能が盛り込まれていることである。その具体的な内容は、以下の通りである。「地方自治体の法令がロシア憲法、連邦の法律、ロシア連邦のその他の法令、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方のその他の法令に抵触している場合、地方自治体、その選出機関、またはその役職者に対して、抵触している法律をロシア連邦の法律に基づいて修正するように提案する権利を有する」。

法律間の齟齬の問題は微妙なケースが多いが、ハバロフスク地方憲章では地方政府にその提案権を認めている。ロシア憲法では地方自治体は連邦主体と並存する行政単位であり、その自立性が確立されている。こうした中で地方政府の地方自治体への監督業務が憲章に記載されており、ハバロフスク地方では地方自治に一定の枠組みがはめられているといえよう。

ハバロフスク地方政府閣僚名簿

職 名	氏 名	連絡先
知事	イシャーエフ・ヴィクトル Ишаев Виктор Иванович	
知事事務局長	カチーモフ・ヴィクトル Качимов Виктор Иванович	Тел(4212) 32-96-96
第1副知事全権代行 (経済担当)	シールキン・ヴラジーミル Владимир Иванович Сыркин	svi@adm.khv.ru
副知事 (建設・エネルギー担当)	ポポフ・ヴラジーミル Владимир Александрович Попов	energy@adm.khv.ru
副知事 (工業・交通担当)	ズラジェフスキー・セルゲイ Зражевский Сергей Алексеевич	industry@adm.khv.ru
副知事(社会問題)	チハナツキー・セルゲイ Сергей Алексеевич ЧИХАНАЦКИЙ	Тел. (4212) 32-75-26
財産関係相	グローモブ・ガリーナ	kanc@adm.khv.ru
財務相（副首相兼任）	カツーバ・アレクサンドル Александр Станиславович КАЦУБА	priem@krfd.khv.ru
農業相	コロゴロフ・ニコライ Кологоров Николай Васильевич	APK@adm.khv.ru
経済・対外関係相	レヴィンターリ・アレクサンドル Левинताल Александр Борисович	econ@adm.khv.ru
食品業・商業相	ロパーチン・セルゲイ Лопатин Сергей Иванович	sale@adm.khv.ru
天然資源相	ポチェレーヴィン・ゲンナージ Почеревин Геннадий Егорович	Тел(4212) 32-56-88
保健相	ハリーロフ・ナリマン Халилов Нариман Джаббарович	zdrav@adm.khv.ru
住居エネルギー供給相	スリーフカ・ヴラジーミル Сливко Владимир Михайлович	Тел(4212) 32-89-02

建設相	ミーシン・ヴィクトル Мишин Виктор Евгеньевич	Тел(4212) 32-66-78
林業相	シハーレフ・ヴァシーリ Шихалев Василий Михайлович	Тел(4212) 32-40-23
社会政策相	レホーヴィツェル・オレーク Леховицер Олег Израилевич	Тел(4212) 32-50-90
公務員人事相	レーフコフ・セルゲイ Левков Сергей Андреевич	pr_smi@adm.khv.ru
社会保障相	チャーストヌイ・スタニスラフ Частный Станислав Иосифович	
住居相	チャートキン・ニコライ Чаткин Николай Михайлович	major@gkh..adm.khv.ru
通信相	アチモフ・オレーク Ачимов Олег Германович	

注、2006年1月現在

3 地方議会

ハバロフスク地方国家権力立法機関は「ドューマ」と呼ばれており、「常設の唯一最高の立法権力機関」である。議員定数は25人で、任期は4年である(ハバロフスク地方憲章第25条)。議員はハバロフスク地方に住む有権者によって直接選出され、被選挙権は21歳以上のロシア市民である。議員は任期期間中、連邦国家会議議員、その他の連邦主体の議員、地方自治体代表機関の議員、自治体の長をはじめ、その他の国家公務員、地方公務員を兼任できない(ハバロフスク地方憲章第26条)。

立法議会(ドューマ)は議員定数3分の2以上が選出された時点で、活動を開始する。第1回本会議は選挙日から30日以内に招集されることが義務づけられており、議長は議員の互選で決められ、本会議を準備、主宰する。議長の活動を支えるために、立法議会(ドューマ)事務局が設置される。

立法議会(ドューマ)の主要な専権事項は、ハバロフスク地方憲章に詳細に記載されている。それによればハバロフスク地方憲章の修正、地方予算案とその執行報告に対する承認、国有財産に関する法令の整備、国民投票法の採択などがある。既に述べたが、知事に関する事項では「ハバロフスク地方知事不信任決議を含む、ハバロフスク地方知事の任期満了前の停止」を採択することができる(ハバロフスク地方憲章第30条)。

立法議会(ドューマ)への法案提出権を有しているのは立法議会(ドューマ)議員と立法議会(ドューマ)常設委員会をはじめとして、知事、ハバロフスク地方選出の連邦会議議員、地方自治体代議機関議員である。本会議は公開が原則であるが、本会議出席議員3分の2以上の賛成で非公開にすることができる。ただし非公開であっても、知事、その全権代表者、ハバロフスク地方検事長は出席できる(ハバロフスク地方立法議会(ドューマ)議事規定第19条)。

立法議会(ドューマ)には、四つの議会内委員会が開設されており、議員が専門的に議論する場であると考えられている。その委員会とは、「予算・財政・税制委員会」(議長はグローモフ・アレクサンドル議員)、「社会経済発展委員会」(議長はユラーソフ・ニコライ議員)、「国家建設・地方自治・地域間委員会」(議長はペトロフ・アレクサンドル議員)、「人間の権利・社会保障委員会」(議長はボンダレンコ・アナトーリー議員)である。

ハバロフスク地方議会議員名簿

氏名	職位と所属委員会	会派
オノプリエンコ・ユーリー Оноприенко Юрий Иванович	議長	統一ロシア
ペルクリーモヴァ・リュドミーラ Перкулимова Людмила Сергеевна	副議長	
ジメレネツキー・ヴァチェスラフ ЖМЕРЕНЕЦКИЙ Вячеслав Филиппович	予算・財政・税制委員会 国家建設・地方自治・地域間委員会	統一ロシア
シジュールキン・エヴゲーニ Сидюркин Евгений Георгиевич	予算・財政委員会 予算・財政・税制委員会	統一ロシア
ロゼンコフ・ドミートリー РОЗЕНКОВ Дмитрий Александрович	予算・財政委員会 社会経済発展委員会	統一ロシア
シシキン・アレクサンドル ШИШКИНА Александр Геннадьевич	社会経済発展委員会 国家建設・地方自治・地域間委員会	統一ロシア
ツェロバーノヴァ・ライーサ ЦЕЛОБАНОВА Раиса Петровна	予算・財政委員会 社会経済発展委員会	統一ロシア
ドロチェンコ・アナトーリ ДРОНЧЕНКО Анатолий Иванович	予算・財政委員会 国家建設・地方自治・地域間委員会	ロシア共産党
グローモフ・アレクサンドル ГРОМОВ Александр Павлович	予算・財政委員会 社会経済発展委員会	ロシア共産党
フルガール・セルゲイ Фургал Сергей Иванович	社会発展委員会 人間の権利・社会保障委員会	ロシア 自由民主党
ミストリューコフ・ニコライ МИСТРЮКОВ Николай Владимирович	予算・財政委員会 社会経済発展委員会	ロシア 自由民主党
ムイセン・パーヴェル МЫСИН Павел Евгеньевич	予算・財政委員会 社会経済発展委員会	ロージナ
コトフ・ユーリー Котов Юрий Борисович		ロージナ
モヴチャン・タチヤーナ Мовчан Татьяна Николаевна	予算・財政委員会議長	
ゴロシコフ・アナトーリー ГОРОШКОВ Анатолий Николаевич		
イサコフ・エヴゲーニー ИСАКОВ Евгений Николаевич	予算・財政委員会	
ペトロフ・アレクサンドル ПЕТРОВ Александр Андреевич	副議長 国家建設・地方自治・ 地域間委員会 社会経済発展委員会	
イヴァチェンコ・セルゲイ ИВАНЧЕНКО Сергей Николаевич		
ジューコヴァ・スヴェトラナ ЖУКОВА Светлана Леонидовна		
クレエンシコフ・アンドレイ КУРЕНЩИКОВ Андрей Константинович		

フョードロフ・イヴァン ФЕДОРОВ Иван Михайлович	副議長 社会経済発展委員会議長	
ポプズィーク・ニコライ ПОВЗЫК Николай Григорьевич		
ツィリューリク・ニコライ ЦИЛЮРИК Николай Иванович	副議長 人間の権利・社会保障委員会議長	
ホフローフ・セルゲイ ХОХЛОВ Сергей Алексеевич		
フマーラ・ミハイル ХМАРА Михаил Васильевич	社会発展委員会副議長	
オストロフスキー・アナトーリ ОСТРОВСКИЙ Анатолий Борисович	人間の権利・社会保障委員会 予算・財政委員会	統一ロシア

注、2006年1月現在

4 財政制度

2001年のハバロフスク地方予算を見てみよう。歳入は121億1,072万7,000ルーブル（約402億円）、歳出は102億7,601万8,000ルーブル、歳入の超過額は18億3,470万9,000ルーブルに達する。予算規模をみると、サハリン州の約4倍、沿海地方とほぼ同程度であるが、サハル共和国の約3分の1である。

おもな歳入項目では、「税収」が56億8,079万1,000ルーブルで、歳入総額の46.9パーセントを占めている。税外収入は1億6,151万7,000ルーブルで、歳入総額の1.3パーセントを占める。税収56億8,079万1,000ルーブルが歳出総額102億7,601万8,000ルーブルに占める割合は55.2パーセントであり、税収が歳出をまかなえる割合は半分を超えている。

歳入で注目すべき点は、連邦政府からの「移転資金」は29億9,539万5,000ルーブルで、歳入に占める割合は24.7パーセントに達することである。移転資金の歳出に占める割合では29.1パーセントであり、ハバロフスク地方予算の歳出が連邦政府からの資金に頼っている実態が浮き彫りになる。予算規模では沿海地方とほぼ同程度であるが、沿海地方予算では移転資金の歳入に占める割合はわずか2.8パーセントであり、ハバロフスク地方の割合29.1パーセントとの間には大きな差がある。ただし既に指摘したように、超過歳入は18億3,470万9,000ルーブルで、数字でみる限り、移転資金の38.7パーセントは使われなかったことになる。

つぎに、歳出項目を見てみよう。歳出の最も多いのは「工業・エネルギー建設費」の18億1,386万4,000ルーブルで、歳出総額の17.7パーセントを占める。その理由は、特に冬季に毎年エネルギー供給が停止し、住民は暖房のないアパートでの生活を余儀なくされる事態が頻発しているからである。歳出項目で次に多いのは「社会政策費」の13億4,605万6,000ルーブルで、歳出に占める割合は13.1パーセントである。さらに「住民サービス費」の8億6,228万8,000ルーブルが続いている。

2001年予算（単位は千ルーブル）

歳入項目	計画	歳入額	充足率
税収	5,564,201	5,680,791	102.1
利潤税	4,360,307	4,437,327	101.8
財産税	540,000	556,299	103.0
所得税	83,900	90,994	108.5

企業財産税	376,690	402,825	106.9
天然資源利用料	72,140	76,606	106.2
税外収入	164,839	161,517	98.0
固有歳入	5,729,040	5,842,308	102.0
連邦予算からの 移転資金	2,995,395	2,995,395	100.0
総歳入	11,591,606	12,110,727	104.5

資料、ハバロフスク地方ドューマ決議第59文書(2002年10月2日採択)

2001年予算（単位は千ルーブル）

主要な歳出項目	歳出額	充足率
国家管理と地方自治体	342,008	113.1
裁判所	19,576	74.9
治安・国家安全	461,989	101.8
工業・エネルギー・建設	1,813,864	94.5
農業・漁業	308,758	100.1
環境保全	7,506	69.4
交通	148,546	93.1
漁業インフラ整備	5,808	100.9
住居サービス	862,288	96.9
自然災害対策費	23,914	93.7
教育	276,963	95.8
文化・芸術・映画	126,381	98.9
マスメディア	21,837	98.7
保健と体育文化	827,859	100.3
社会政策	1,346,056	99.2
総計	10,276,018	99.8

5 連邦政府・地方自治体との権限関係

ハバロフスク地方は1996年4月24日に連邦政府との間で、「ロシア連邦国家権力機関とハバロフスク地方国家権力機関間の管轄と権限事項分割に関する協定」を締結している。いわゆる連邦政府との権限分割協定であり、連邦政府とハバロフスク地方の共同権限を基軸に、各自の権限について記述されている。

まずは両者の共同権限であるが、協定にはおもな権限として以下の事項が記されている。

- ①1996年から2005年までの経済・社会発展計画の作成と実現
- ②天然資源の合理的利用と大陸棚の開発
- ③防衛産業の生産活動
- ④貴金属の採掘問題
- ⑤移民問題

⑥関税政策

⑦カードル政策

連邦政府は上記の共同権限事項に基づいて、はたすべき役割を法令として採択することになる。協定によれば、連邦政府は「ハバロフスク地方国家権力機関の参加を得て、本協定において共同権限となっている事項にかんして連邦の法律と法令を作成し、採択する」と書かれている。また共同権限事項に関するハバロフスク地方政府の機能としては、「本協定と連邦の法律に基づいて法的な統制を行使する」ことになっている。つまり共同権限については、最初に連邦政府が具体的な任務を法令として採択し、その後でハバロフスク地方政府がその法令に従って行動することになる。

権限分割問題で重要なのは、国有財産の帰属である。協定によれば、「ハバロフスク地方の国有財産に帰する財産の所有、利用、処分の問題は、連邦の法律に基づいてハバロフスク地方の法律で統制される。ハバロフスク地方は自主的に、ハバロフスク地方国有財産を管理する国家権力機関を創設できる」ことになっている。ハバロフスク地方が独自に所有する国有財産についてはハバロフスク地方政府の裁量権が認められている。これに対して連邦とハバロフスク地方の共有財産については、両者間の「個々の合意」に基づいて管理されることが協定に明記されている。天然資源の利用にかんしては、「ハバロフスク地方は連邦政府と協力して、北方少数民族の伝統と経済活動を考慮のうえで特別な法的規制を制定する」ことになっている。

権限分割協定には連邦政府とハバロフスク地方が対立した場合の解決方法について、以下のように記されている。「本協定を実現する過程で生じる紛争と対立、共同権限事項に関するロシア連邦機関とハバロフスク地方国家権力機関間の権限についての紛争は、ロシア憲法と連邦の法律で定められている手続きにそって両者の協議で解決される」ことになっている。

この権限分割協定は1996年4月24日に発効したが、2002年8月12日に効力を停止した。その理由については不明であり、新しい協定が締結されるかどうかはわからない。

第3節 サハリン州

1 概要

サハリン州はロシア連邦の中で唯一、島々からなる連邦主体であり、州内には59の島が点在している。サハリン州は、ユーラシア大陸とタタール海峡(日本の名称は間宮海峡)を隔てて位置している。総面積(サハリン州の公式統計では北方領土を含む)は8万7,100平方キロメートル、そのなかでもっとも広い島は全面積の89パーセントを占めるサハリン島である。この島は南北に細長く、その距離は948キロに及び、東西の長さではもっとも長いところで160キロ、もっとも細い場所はわずか26キロにすぎない。州の面積の3分の2は、森林に被われている。

サハリン島の天候は周囲が海に囲まれているために大陸と比較して湿気が多く、夏季には雨量が多い。冬季の平均気温は北部でマイナス22度、南部ではマイナス6度。夏季の平均気温は北部で10度、南部では18度である。

サハリン島とは別に、クリル諸島(千島列島)が南北に1,320キロにわたって、30以上もの島々が連なっている。このクリル諸島は、「大クリル諸島」と「小クリル諸島」に区分されている。大クリル諸島は、北端はカムチャツカ半島に接し、南端は北海道まで延びており、長さは1,200キロである。その間に30の島々が連なっており、エトロフとクナシリはこの大クリル諸島に属している。小クリル諸島は北海道の先端から北東の方向に連なっており、長さは120キロに及ぶ。この小クリル諸島には6つの島があり、シコタンを除けばその大部分は平坦な原野である。

クリル諸島の総面積は15万6,000平方キロメートルで、人口は2万2,300人(1992年現在)であ

る。民族構成ではロシア人をはじめとしてウクライナ人、白ロシア人、朝鮮人、ニヴヒ人、オロチ人、アイヌ人が住んでいる。クリル諸島の気候は全般的に、モンスーン気候で寒い。もっとも寒いのは2月で、平均気温はマイナス7度、最低気温はマイナス25度まで下がることもある。もっとも暑いのは8月で、北部では10度、南部では31度まで上がることもある。夏季には霧が深くなることもあり、冬季は吹雪が続く。

サハリンは1932年10月20日、当時の「極東地方」に編入する形でソ連邦の正式な行政管区として発足し、1938年には「ハバロフスク地方」に再統合された。第二次世界大戦後の1947年1月2日、現在のサハリン州を結成した。

サハリン本島の歴史を州の公式見解に基づいて遡ると、本島はオランダの探検隊によって1643年に発見されたという。その当時、サハリン島は北海道の一部と考えられており、独立した島とは考えられてはいなかったようである。その翌年に、ロシア人によってサハリン島の海岸線が確認されたが、実際にロシア人がサハリン島に渡ったのは1805年である（日本の間宮林蔵がサハリン本島に渡ったのは1808年のことである）。クルゼンシテルン海軍大將は大陸からサハリン島まで泳いで渡り、地図を作成した。その後、サハリン島で本格的な調査が行われるのは19世紀半ばである。

1855年の日ロ通商友好条約で、サハリン島は日ロの共同領有に、千島列島についてはエトロフ以南を日本、以北はロシア領に定められた。1875年の樺太千島交換条約では、サハリン島はロシア領、千島列島は日本領になった。1860年代以降、サハリン島はロシアの流刑地になり、1890年にはロシアの作家チェーホフが訪問し、後に『サハリン島』を執筆している。日ロ戦争のあとのポーツマス条約で、サハリン島の北緯50度以南は日本領となるが、1945年8月9日のソ連参戦を受けてサハリン島と千島列島はソ連の支配化に置かれることになった。

クリル諸島については、その島々の存在がロシア人によってはじめて確認されたのは、17世紀半ばである。ロシア人の探検隊のアトラソフが1698年にはじめてクリル諸島に足を運び、1738年にシュパンベルクがクリル諸島の地図を作成した。ロシア人は、サハリン本島よりも早くにクリル諸島に定住している。

2 地方行政

サハリン州の行政上の中心地は、ユジノサハリンスク市である。州の総人口は2002年現在、60万8,000人である。注目したいのは、この数年で人口が急減していることである。たとえば1994年と比較すると9万1,200人、13パーセントも減少している。人口の推移をみると、1987年に前年比で7,603人の増加を記録したのをピークに、その後は増加の幅が縮小し、1993年以降は減少に転じている。

サハリン州ではソ連崩壊後、経済・社会の混乱が生じ、根本的な建て直しが緊急の課題となった。そのための基本政策を採択する州議会と、それを執行する州行政機関の新しい権限を盛り込み、州の存立基盤を提示する「サハリン州憲章」が州議会で採択されたのは1996年1月2日のことである。州憲章の制定に向けて本格的な作業に着手されたのはその2年前であり、州議会本会議での3回の読会を経て、1995年12月26日に原案が採択された。この州憲章には州の権限事項などが記されており、これを基盤としてサハリン州政府は1996年5月29日、連邦政府との間で権限分割協定を締結した。サハリン州の専権事項を踏まえたうえで、連邦政府の役割が規定されたのである。

次に、州憲章に掲げられているサハリン州の存立基盤について考えてみよう。サハリン州議会は憲章の採択にあたって「現在と将来のサハリン住民とクリル住民に対する責任を自覚」し、「経済発展と住民福祉の改善」のためには「島の特殊性であるところの比類のない豊かな天然資源」が不可欠であると考えたと記されている。州憲章の本文にも、住民生活と天然資源の関

係について触れており、たとえば「天然資源と土地は、サハリンの住民生活と活動の基盤として利用、保全」され、「サハリン州の諸利益は天然資源開発から得られる」と書かれている(州憲章第74条)。

そのうえで、サハリン州は「天然資源開発に関する協定の作成と入札に参加できる権利」を有し、利益の一部を獲得できることになっている(州憲章第74条)。サハリン州の領土と天然資源に対する州住民の意識を強めようというのが、憲章の基本的なねらいである。

ところでサハリン州憲章第3条によれば、州の領土を構成するのはサハリン本島とクリル諸島、そして小クリル諸島であると明記されている。ここで重要な点は、サハリン州の領土をとりかこむ境界線の変更の手続きに関する規定である。

憲章では、州の境界線は連邦の法律にしたがって規定され、その変更はロシア憲法に基づいて実行されると以下のように明記されている。「サハリン州は、サハリン島とマーラヤ・クリリスカヤ・グリャダ(注、ハボマイ諸島とシコタンのこと)を含むクリル諸島から構成されており、州の境界線はロシア連邦が締結する国際条約とロシア憲法、連邦の法令にしたがって規定される」と記されている。

国際条約とは、連邦政府が諸外国と交わす条約のことであり、サハリン州の境界線は、こうした国際条約に拘束されることになっている。サハリン州が連邦を構成する主体である以上、国際条約はサハリン州に対しても効力を有すると考えられるからであろう。

しかし、州の境界線の変更には、たとえ国際条約の締結によるものであろうとも、州住民の同意が条件となっている。州憲章には「州の境界線の変更へのサハリン州としての合意は、州住民投票で表明される」と断言されている。サハリン州は、州の境界線が外国、おそらく日本の国境線と接していることを念頭におき、それが日本とロシアの両政府間でなんらかの国際条約で一方的に変更されることに対して歯止めをかけようというのである。州の利益を無視するような日ロ政府間の外交交渉の決定には、州住民投票で対抗しようとする考えである。

サハリン州は、州憲章の発効とほぼ同時期の1996年1月31日、「サハリン州住民投票に関するサハリン州法」を採択している。州住民投票の発議には、三つの方法がある。

- ①州議会議員の3分の1以上が加わる議員グループが発議し、3分の2以上の議員の賛成が得られた場合
 - ②州知事が州議会に対して提案し、議員の3分の2以上の賛成があった場合
 - ③50人以上から構成される市民グループが、州内の有権者1万人以上の署名を集めた場合
- ただし、この署名活動では最低条件として、州都ユジノサハリンスク市で2,000人以上の署名が条件となっている。

上記の3番目の項目では、北方領土のある南クリル地区といった特定の地域に片寄って署名が集中しないようにしており、州政府のあるユジノサハリンスク市での一定の署名数を課すことで、署名活動に対する影響力を強めようというのである。

州住民投票が成立するには、州内の有権者50パーセント以上の参加が必要であり、その結果は投票数の過半数で決定される。ということは、全有権者4分の1以上で採択されることになる。州住民投票で採択された決定は、「全住民を拘束するものであり、いかなる国家機関の承認も必要としない。州住民投票で採択された決定は、新たに州住民投票を実施せずに修正、無効にすることはできない」ことになっている。

サハリン州では行政上の最高責任者は知事であり、有権者の選挙で選ばれる。知事は州行政機関に対して基本的な活動方針を提示し、ほかの連邦主体と諸外国との関係を調整する。対外関係の協定に署名するのも、知事の職務である。

以下では、サハリン州の行政機関の権限を紹介するが、ここでの論旨は州議会よりも州行政機関の最高責任者である州知事に実質的な権限が付与され、彼を中心に州の復興と発

展が図られている点である。州議会は知事のいわば追認機関となっている。州憲章を採択したのは州議会であるが、皮肉にも州議会よりも州知事の方が大きな主導権を握ることになった。

州知事は、旧ソ連の崩壊直後はロシア大統領に任命されていたが、1996年10月に実施された知事選挙以降は州有権者の直接選挙で選ばれている。いわば、連邦から派遣された官吏のような存在であった知事は、州有権者によって選挙されることで、かれらに直接的な責任を負うことになった。知事の任期は4年である。州知事が選挙で選出されると、住民の前で宣誓を行うことになっている。その内容は、州憲章第25条に以下のように記されている。

「サハリン州知事の職務を遂行するにあたって、サハリン州住民に誠実に奉仕し、人間と市民の権利と自由を尊重、擁護する。そしてロシア連邦憲法と連邦の法令、サハリン州憲章と州の法令を遵守し、自分に課せられた知事としての崇高な職務を誠実に遂行することを誓う」

州知事の地位は比較的に安定しており、州議会は「知事をその職から解任するための弾劾を提案し、解職に関する決議を採択」できるが、「サハリン州住民投票の結果によらずして解職することはできない」ことになっている。

州知事に安定した地位が保障されているのは州議会議員と同じであるが、両者が決定的に違うのは、知事は現実の活動において大きな主導権を握ることができる点である。州知事は「州議会の公開・非公開を問わず本会議に出席」し、本会議の議事事項をはじめとする「州法案を州議会の審議にかける」こともできる。こうした権利を保障するために州議会本会議が閉幕しているときには、州知事は議会に対して「臨時会の招集に関する提案をおこなうことができる」ことになっている。さらに、州知事には一定の拒否権も認められている。「サハリン州議会が採択し、知事の署名が必要であるために送付されてきた法令を、州知事は州議会に差し戻すことができる」という。議会には知事の拒否権をはねのけ、法令への署名を強制できる権限はない。

広範な裁量権を付与されている州知事の重要な権限のなかには、法案と予算案の州議会への提出権をはじめとして法令の署名と公布、州の社会・経済発展計画の議会への提出、州議会の臨時会の招集などがある。州知事の権限のなかでも、州議会の承認を必要としない事項にかんしては、知事が独自の判断で「決定」を發布することができる。その政令は署名があつた日に、州議会にも送付される。

州知事の専権事項については、16の事項が州憲章に列举されている。そのなかの重要なものを以下に紹介しよう。

- (1) 州知事は対外貿易に関する協定、合意についてサハリン州を代表して署名する。
- (2) サハリン州政府を組織する。
- (3) サハリン州議会に法案を提出する権利を有する。
- (4) サハリン州議会の解散権をもつ。
- (5) サハリン州議会臨時会を召集する。
- (6) サハリン州議会に予算案を提出する。
- (7) 毎年2月1日以前にサハリン州の社会・経済状況とその発展に関する年次教書を発表する。

以上のような専権事項を背景に州知事の主導権を強化するために、「政治審議会」が設置されている。構成メンバーは、22人である。この審議会の主な機能としては、社会で生じている諸問題を適宜に知事に報告し、それらに関する助言を行う。知事からの要請を受けて、重要な社会、経済、政治問題についての議案を知事と協議する。この審議会は同時に、サハリン州行政機関と社会団体との調整役もはたすことになっている。

審議会は、最低でも3カ月に一度の割合で定例会を開催することになっている。臨時会は、審議会議長の発議で開催することができる。議長には多くの場合、州知事の就任が慣例となっており、審議会の定足数は定数の半数以上と定められている。採決は出席者の半数以上の賛成

で得られ、同数の場合には議長の判断に委ねられている。審議会の準備や具体的な問題についての文書の作成などを行う作業グループを設置することが認められており、また審議会の活動に専門家を招くこともできる。審議会での検討されている社会的に重要な問題や決定については、マスコミを通して広く公表される。

州知事はすでに述べたように、比較的に安定した地位を保障されている。このために知事が任期中に地位を追われるのは、例外的な事態である。任期中に知事の権限が停止されるのは、以下のような場合に限定されている。

- (1) 知事の死亡
- (2) サハリン州議会の不信任にともなう知事の解職
- (3) 自己都合による辞任
- (4) ロシア連邦大統領による解職
- (5) 裁判所による知事職務遂行不能の認定
- (6) 裁判所による知事失踪の認定
- (7) 裁判所による知事の有罪判決
- (8) ロシア連邦領土外での定住
- (9) ロシア連邦国籍の喪失
- (10) サハリン州有権者による解職

知事の解職は、以上の10項目が定められている。このなかで注目したいのは、ロシア大統領による解職である。知事は有権者によって選挙で選出され、この意味では有権者を代表している。有権者の利益を代表して政策を遂行することになるが、その利益がロシア大統領の政策や利益と対立する場合、大統領は知事を解職することができる。一言でいえば、大統領はサハリン州有権者の利益を否定することができるのである。

地方行政は、州とその下位組織である地方自治体(市と地区)が広範な権限と責任をもって実施にあたっている。地方行政を実際に担当する最高機関はサハリン州政府であり、この機関がどのように構成され、機能しているかは地方行政の根幹的な問題である。

地方行政は基本的には、州住民の意思と利益に貢献するものであり、その組織は住民の意思を敏感に、そして的確に反映できるように構成される必要がある。他方で、行政機関は住民に対して一貫した責任をもって日常の行政に従事し、その適否を住民が判断できるように、各行政機関の権限と責任の範囲、機関相互間の指揮命令系統は明確に確定されている必要がある。

地方行政機関は簡単にいえば、上記のような内容を盛り込んだ形で構成されることが重要である。地方行政の業務が広範にわたり、住民生活への影響が大きくなればなるほど、先の主旨は重視されるようになる。

以下では、サハリン州の行政機関を概観してみることにする。州政府の権限については、サハリン州憲章のなかに24の事項が設けられている。ここでは、重要な点を以下に列挙する。

- (1) サハリン州の総合的な社会・経済発展のための措置を講じる。
- (2) 州知事がサハリン州議会に提出する予算案を作成する。
- (3) サハリン州国有財産を管理する。
- (4) 連邦財産のなかでサハリン州に管理が付与されている財産を管理する。
- (5) 住民サービスを実施する。
- (6) 州知事の署名を受けて法令を公表する。
- (7) 法律的な意義をともなう州政府決定を公表する。
- (8) 非法律的な性質のものについては命令を公表する。

以上のような専権事項を基盤に州政府を指導するのは知事の役割であるが、知事の仕事を補佐し、職員の監督にあたるために副知事の職が用意されている。実際には日常業務を担当して

いるのが、副知事ということもできる。副知事の人数についての特別の規定は設けられていない。通常は複数から構成されており、第一副知事には重要な任務が課せられている。たとえば知事がなんらかの事情で職務の遂行が不可能になった場合、かわって第一副知事が執務をとることになる。

ただし、サハリン州議会への法案の提出、州法令の採択と却下、そして州議会の解散権については知事だけに付与されている専権事項であり、知事にかわって副知事がこれら三つの職務を代行することは認められていない。

また、知事が裁判所の決定によって知事の職務が停止された場合は第一副知事が代行することになるが、そのときには州議会の解散権をのぞき、知事の専権事項を遂行できることになっている。

サハリン州行政幹部の氏名 注、2006年1月現在

知事	マラーホフ・イヴァン	Иван Павлович Малахов
第一副知事	シェレジェーキン・セルゲイ	Сергей Григорьевич Шереекин
副知事	ゴチャーロフ・オレク	Бочаров Олег Севастьянович
副知事	ナゴールヌイ・ヴィークトル	Виктор Васильевич Нагорный
副知事	ノーヴィコヴァ・ナターリヤ	Новикова Наталья Михайловна
副知事	スピリードノフ・ヴィークトル	Спирidonov Виктор Викторович
副知事	ニキーチン・ヴラジースラフ	Никитин Владислав Валериевич
副知事	ピンチェーフスキー・アルカージ	Пинчевский Аркадий Ильич
副知事	シュービナ・リュボーフィ	Любовь Федоровна Шубина

サハリン州行政機関の部局 注、2006年1月現在

石油・天然ガス複合体局

局長：パプローヴァ パワロバ Галина Николаевна
住所：693011 г. Южно-Сахалинск, ул. Карла Маркса-20,
電話とファクス：(42422)42-34-49, (42422)42-35-66
メール：dp_shelf@adm.sakhalin.ru

建設局

局長：ゲルマーシ Гармаш Виталий Витальевич
住所：693020 г. Южно-Сахалинск, ул. Карла Маркса-20,
電話とファクス：(4242)72-13-71, (4242)42-40-80,
メール：up_arhitekt@adm.sakhalin.ru

保健局

局長：
住所：693000, г. Южно-Сахалинск ул. Дзержинского, 15
電話とファクス：(4242) 728557, (4242) 429594
メール：zddep@sakhmail.ru

エネルギー供給と公共サービス局 局長： 住所：693000, г. Южно-Сахалинск, ул. Карла Маркса, 16 電話とファクス：74-12-02, 74-42-40 メール：up_com@adm.sakhalin.ru
漁業局
広報局
対外協力経済委員会 委員長：ルカヴェツ Рукавец Владислав Владимирович 電話：72-74-94
工業・商業委員会
経済委員会 メール：Bida@invest.adm.sakhalin.ru
財政部 部長：ノヴィコーヴァ Новикова Наталья Михайловна 住所：693011, г. Южно-Сахалинск, Коммунистический пр-т, 39 電話：42-45-81 メール：fu_asfr@adm.sakhalin.ru
住民対策部 部長：コルシュノーヴァ Коршунова Наталья Дмитриевна 住所：693000 г. Южно-Сахалинск, Коммунистический проспект, д. 39 電話：469-131
人事部
職業斡旋部 部長：シメリョーヴァ Шмелёва Мая Алексеевна 住所：693000, Южно-Сахалинск, ул.Дзержинского, 23 電話とファクス：42-48-67, 42-27-96 メール：up_work@adm.sakhalin.ru
農業部
司法部 住所：693020, г. Южно-Сахалинск, ул. Дзержинского 15 電話：43-51-72
青年対策部

地方行政を担うサハリン州政府の事務を系統的に分掌させるために、委員会、局、部などの内部部局が設けられている。

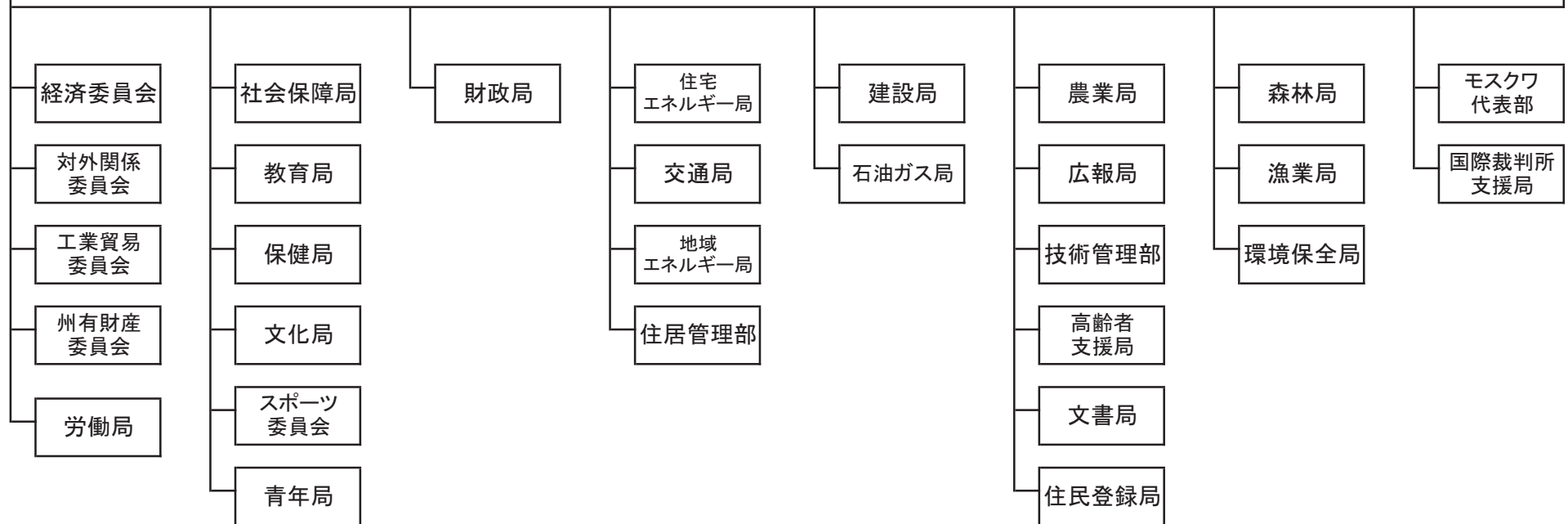
委員会としては「経済委員会」「国際・対外経済・地域間関係委員会」「工業・貿易委員会」「国家財産管理サハリン州委員会」が開設されている。

局としては「社会保護局」「教育・文化・スポーツ局」「保健局」「建設局」「石油・天然ガス開発局」「パルプ工業開発局」「漁業局」がある。

部としては「労働部」「価格部」「財政管理部」「住居・公共サービス部」「燃料・エネルギー・天然資源部」「運輸・郵便部」「道路部」「農業・食料品部」「新聞・テレビ・ラジオ・マスコミ管理部」「獣医部」「公文書部」「国家表彰部」「住民登録部」「社会团体・住民関連部」が設置されている。

サハリン州政府の機構図

サハリン州行政機構の 州 及び 地方機関



3 地方議会

ロシア国内の地方議会は、1993年10月に大きな変革を迎えることになった。ソ連邦が崩壊したのは1991年12月末であったが、その後もソ連時代のソビエトという立法・行政機関は存続していた。1993年10月9日にエリツィン・ロシア元大統領はソビエト制度の廃止を発表し、サハリン州においても同年10月22日にサハリン州知事によって廃止された。

ソビエト制度にかわって新しい立法機関の開設が決定したのは1994年2月16日であった。同年3月27日に新しい州議会選挙が実施された。定足数が27人に拡大したのは1996年10月の第2回州議会選挙からで、任期も4年に定められた。

議員の地位は、州の法律で規定されている。議員の職位にある期間、連邦議員などの公的な職を兼任し、報酬を供与されるような活動を行うことは禁止されている。ただし教師や学術活動、創作活動については報酬を得ることがあっても認められている。有権者は、正式な手続きを経て議員を解職することができる。

州議会本会議の定足数は、定数の3分の2以上である。選挙後の第1回本会議は、選挙から60日以内に開催され、開会宣言を行うのは議員のなかの最長老と決められている。本会議は公開が原則であり、例外的に州の法令で定められた議案を審議する場合には非公開で行うこともできる。

サハリン州議会には、さまざまな権限が与えられているが、そのなかで最も重要なものは「議決権」である。議決とは、サハリン州としての団体意思を決定する行為であり、重要な議決権としては「法令の制定」と「予算の決定」である。この二つは、サハリン州の活動の基本にかかわる意思決定であり、議会のもっとも基幹的な権限である。

しかし予算の決定についていえば、その作成と提案権は州知事の専権事項であるために、議会がどの程度まで詳しく審議し、州知事の提案に修正を加えることができるかは疑問である。議員が修正を行なうにしても、かなり高度な専門知識と情報が必要であり、議会局がどこまで議員に協力できるかにかかっている。だからといって逆に、議員が予算修正権を乱用するようなことがあれば、知事の予算提案権が侵害されることになりかねない。どこまでも、知事の提出した予算全体のもつ基本政策を破壊しない程度での修正ということになろう。極端な場合、州議会は州行政機関の追認機関になってしまうことも考えられる。

州議会が採決できる法令などの専権事項は22項目が定められており、おもな内容を以下に紹介しよう。

- (1) サハリン州知事によって提案された州予算とその執行報告を承認する。
- (2) 州知事によって提案されたサハリン州の社会・経済発展計画を承認する。
- (3) サハリン州財産の管理と処分に関する手続きを制定する。
- (4) サハリン州の行政区分とその変更の手続きを制定する。
- (5) サハリン州の行政機構を制定する。
- (6) 連邦の法令によってサハリン州に帰属する税金と徴収金、それらの徴収の手続きを制定する。
- (7) サハリン州内に設置されているロシア大統領、ロシア政府、ロシア連邦議会連邦会議の代表部の活動規定を制定する。
- (8) サハリン州住民投票実施の手続きを制定する。
- (9) 州知事への不信任表明手続きを制定する。
- (10) サハリン州の協定の締結と破棄を制定する。

以上のような専権事項を実現するために、議員はより専門的な審議をおこなう常設委員会を開設している。その委員会は「社会政策委員会」「予算財政委員会」「国家建設・地方自治委員会」「経済政策・工業委員会」「天然資源・環境保護委員会」「法令・対外関係委員会」「議員倫

理・情報政策・文化・社会団体問題委員会」「教育・研究・スポーツ・青年問題委員会」であり、各委員会には平均で5人ほどの議員が所属している。

つぎに、州議会の権限停止について触れておこう。州議会の実質的な機能はかなり限定されているのとは対照的に、議員の職位は比較的に安定している。州知事には州議会の解散権なく、議会が解散される方法は二つに限られる。一つは「自己解散」であり、「3分の2以上の議員の賛成」が要件となっている。

解散のもう一つの方法は、州住民投票である。州住民投票実施のための要件についてはすでに言及したように、その発議権は知事と市民グループに認められている。州知事の提案が可決されるには、議員の3分の2以上の賛成が必要である。知事と議会が対立した場合、議員たちが知事の提案する解散のための州住民投票の実施に賛成することはほとんどあり得ない。州知事の発意で結果的に州議会が解散される可能性は、かなり低いといえる。このように、いったん選挙で選出された議員は、自己解散か州住民投票によってだけ議会が解散されるというきわめて安定した環境下で活動できるようになっている。

州議会の活動を支援する事務局として、サハリン州議会議会局が開設されている。この議会局の秘書的な機能を充実させ、強化することで、州議会の政策立案能力を活性化することが期待されている。議会局の基本的な任務は「サハリン州議会議会局規定」に記されている。それによれば、まず「本会議の準備」がある。本会議の議事日程を作成し、その実施のための環境整備を行う。二つ目の任務としては、「議案の作成」がある。権限の範囲内で議会活動の問題についての議案、声明案を作成する。三つ目に「議決の実現」があり、州議会の法律・議決の監督を組織的に実施する。

議会局の最高責任者は議長であるが、日常の活動を統轄するのは議会局長である。職員は、議会局幹部職員、議会内常設委員会の議長などの提案を受けて議会議長によって任命される。議会局長と管理職には、州議会議員が兼職することは認められていない。議会局は「国家と法管理局」「情報分析部」「組織部」「情報システム課」「総務課」「プレスセンター」「財政課」「人事課」「議長事務室」「副議長事務室」「常設委員会事務室」から構成されている。

サハリン州議会議員名簿

注、2006年1月現在

氏名と会派	所属委員会	連絡先
ポノマリョフ・セルゲイ Пономарев Сергей Алексеевич	経済政策・予算委員会 国家建設・地方自治委員会	ponomarev@duma.sakhalin.ru
イヴァーノヴァ・スヴェトラナ Иванова Светлана Васильевна	経済政策・予算委員会 国家建設・地方自治委員会	ivanova_s@duma.sakhalin.ru
ドールギフ・ヴィクトル Долгих Виктор Михайлович	国家建設・地方自治委員会	dolgih_v@duma.sakhalin.ru
ユーガン・オレーク Югай Олег Владимирович	経済政策・予算委員会 社会政策委員会	yugai@duma.sakhalin.ru
チョールヌイ・アナトーリー（死亡） Черный Анатолий Васильевич	副議長	
ボープキン・アンドレイ Лобкин Андрей Игоревич （転出にともなう辞任）		

アレグドピーノフ・ヤクープ Алегедпинов Якуп Жамарович	経済政策・予算委員会	TEL 72-15-39
ダニレーフスキー・アンドレイ Данилевский Андрей Анатольевич	社会政策委員会 経済政策・予算委員会	TEL 42-15-56
ゴルシェチコフ・ヴラジーミル Горшечников Владимир Петрович	経済政策・予算委員会 国家建設・地方自治委員会	<i>gorshechnikov@ duma.sakhalin.ru</i>
カレープキン・セルゲイ Карепкин Сергей Петрович	経済政策・予算委員会 国家建設・地方自治委員会	TEL 42-48-97
ボロトニーコフ・アレクサンドル Болотников Александр Анатольевич	経済政策・予算委員会 国家建設・地方自治委員会	<i>bolotnikov@dum a.sakhalin.ru</i>
エフレーモフ・ヴラジーミル Ефремов Владимир Ильич	議長・社会政策委員会 国家建設・地方自治委員会	<i>chairman@duma. sakhalin.ru</i>
ヴァリートフ・ラムーリ ВАЛИТОВ Рамиль Амирханович (転出にともない辞任)		
キスリーツィン・アレクサンドル Кислицин Александр Степанович	副議長・社会政策委員会 経済政策・予算委員会	<i>kislitsin@duma.s akhalin.ru</i>
ベロウソフ・ヴァレーリー Белουσow Валерий Николаевич (ロシア共産党)	社会政策委員会 経済政策・予算委員会	<i>belousov@duma. sakhalin.ru</i>
ボリーソフ・ボリス Борисов Борис Борисович (ロシア共産党)	国家建設・地方自治委員会 経済政策・予算委員会	TEL 42-95-53
オー・チン・ハー О Тин Ха (Виктор Михайлович (ロシア共産党))	経済政策・予算委員会	TEL 72-33-01
ブルコフ・ヴァレンティン БУРКОВ Валентин Михайлович (われわれの祖国-サハリンとクリル)	社会政策委員会 経済政策・予算委員会	
ヴァレンニーコフ・ヴラジーミル ВАРЕННИКОВ Владимир Валентинович (われわれの祖国-サハリンとクリル) (転出にともなう辞任)		
クラン・ニコライ Кран Николай Иванович (われわれの祖国-サハリンとクリル)	社会政策委員会 国家建設・地方自治委員会	TEL 42-15-77
クーギン・ニコライ Лугин Николай Андреевич (われわれの祖国-サハリンとクリル)		TEL 42-15-17

ザルピーン・アンドレイ Залпин Андрей Ремуальдович (われわれの祖国-サハリンとクリル)	経済政策・予算委員会	Тел 42-95-53
ブトーフスキー・イーゴリ БУТОВСКИЙ Игорь Алексеевич (統一ロシア)	経済政策・予算委員会	Тел 72-15-29
ミーシコフ・ボリス Мисиков Борис Рамазанович (統一ロシア)	社会政策委員会	Тел 42-15-76
スタロドゥブツェフ・アレクサンドル Стародубцев Александр Степанович (統一ロシア)	経済政策・予算委員会	starodubtsev@duma.sakhalin.ru
ポルハノーフ・アンドレイ Полуханов Андрей Анатольевич (ロシア自由民主党)	社会政策委員会 経済政策・予算委員会	polukhanov@duma.sakhalin.ru
シャドリノ・ヴァシーリー Шадрин Василий Васильевич (ロシア自由民主党)	社会政策委員会 経済政策・予算委員会	shadrin@duma.sakhalin.ru
イヴァノヴァ・ジァーナ Иванова Жанна Яновна (豊かな生活と社会正義)	副議長 社会政策委員会 国家建設・地方自治委員会	ivanova.zhanna@duma.sakhalin.ru
セドフ・セルゲイ Седов Сергей Борисович (ロシア年金党)	社会政策委員会	sedov@duma.sakhalin.ru

4 財政制度

2001年のサハリン州予算を見てみよう。その額は、本稿で紹介する沿海地方、ハバロフスク地方、サハ共和国のなかでもっとも少ない。サハリン州予算の最大の特徴は歳入不足で、34億4,724万9,000ルーブル（約118億2,000万円）の歳出額に対して、歳入額は32億8,582万1,000ルーブルであり、その結果として1億6,142万8,000ルーブルが不足することになった。この不足額は、歳入の4.9パーセントに達する。

おもな歳入項目では、「税収」が15億6,850万ルーブルで、歳入総額の47.7パーセントを占めている。税外収入は2億4,311万6,000ルーブルで、歳入総額の7.4パーセントを占める。税収15億6,850万ルーブルが歳出総額34億4,724万9,000ルーブルに占める割合は45.5パーセントであり、税収が歳出をまかなえる割合は半分以下である。

歳入で注目すべき点は、連邦政府からの「移転資金」は10億3,772万2,000ルーブルで、歳入に占める割合は31.6パーセントに達することである。この割合は、沿海地方ではわずか2.8パーセント、その他の連邦主体でも20パーセント前後であり、サハリン州の占める割合の大きさが明らかになる。サハリン州予算における移転資金の歳出に占める割合では約30パーセントであり、サハリン州予算の歳出が連邦政府からの資金に頼っている実態が浮き彫りになる。

次に歳出項目を見てみよう。歳出のもっとも多いのは「工業・エネルギー建設費」の5億7,297万3,000ルーブルで歳出総額の16.6パーセントを占める。その理由は、特に冬季に毎年エネルギー供給が停止し、住民は暖房のないアパートでの生活を余儀なくされる。サハリンは原油と天然ガスの産出地でありながら、エネルギー危機に襲われるのである。エネルギー施設の老朽化

が原因の一つであり、州予算はこの再建に大きな支出を払っているのである。歳出項目で次に多いのは「保健費」の2億6,280万5,000ルーブルで、歳出に占める割合は7.6パーセントである。

サハリン州予算歳入（2001年）

歳入項目	額(単位は千ルーブル)	総額のなかでの割合 (%)
税収	1,568,500	47.7
住民税	933,639	28.4
天然資源利用料	300,553	9.1
税外収入	243,116	7.4
公営施設料	199,823	6.1
土地の売却	70	0.002
その他の収入	1,474,205	44.9
連邦からの移転資金	1,037,722	31.6
総額	3,285,821	100.0

資料、サハリン州法「2001年サハリン州予算」より作成

サハリン州予算歳出（2001年）

歳出項目	額(単位は千ルーブル)	総額のなかでの割合
国家諸機関と自治体	199,353	5.8
防衛費	5,747	0.2
治安維持費	94,987	2.8
科学技術開発費	808	0.02
工業・エネルギー建設費	572,973	16.6
農業・漁業促進費	114,838	3.3
環境保全費	17,960	0.5
交通・情報整備費	79,525	2.3
市場インフラ整備費	500	0.01
自然災害対策費	7,199	0.2
住居・公共サービス費	21,285	0.6
教育費	93,099	2.7
文化・芸術支援費	54,431	1.6
情報網整備費	9,464	0.3
保健費	262,805	7.6
社会政策費	104,130	3.0
経済刺激費	9,820	0.3
その他	609,811	17.7
歳出総額	3,447,249	100.00

資料、サハリン州法「2001年サハリン州予算」より作成

5 連邦政府・地方自治体との権限関係

ロシア連邦内のサハリン州の地位については、サハリン州憲章のなかで規定されている。それによれば、「サハリン州はロシア連邦を構成する」と明記されている一方で、「州の地位はロシア連邦憲法とサハリン州憲章によって定められる」と記されている。この記述は重要な意味をもっている。というのは、連邦憲法と州憲章が並列されており、サハリン州にとって両者は同じレベルの意義を有することを意味しているからである。連邦憲法と州憲章が抵触する場合の事態が想定されておらず、ほかの州憲章がその場合、連邦憲法が優先すると明記しているのとは対照的である。

ここで問題が生じるのは、サハリン州内では州憲章とロシア憲法のどちらを優先することになるかという点である。たしかに州憲章には、「ロシア憲法や連邦の法律は遵守されねばならない」と明記されているが、ロシア憲法と州憲章のどちらが上級法であるかについてはなんの規定も盛り込まれていない。

これとは対照的に、ロシア国内のいくつかの州憲章には、ロシア憲法と連邦の法律は州憲章よりも優先的な効力を有するという条項が含まれている。たとえばレニングラード州憲章には、「ロシア連邦憲法は最高の法的な効力を有しており、その直接的な効力はロシア連邦内の全ての領土で適応される」と記されている。ロシア憲法の条文「憲法は最高の法的効力と直接の実効性を有し、ロシア連邦全領土において適応される」を踏まえた内容であり、この点を州憲章のなかで再確認しているのである。

州憲章と憲法が抵触した場合、サハリン州ではどちらを優先させるかについてなんの規定もない理由として、憲法がロシア全土で優先的な効力を有しているのは当然であり、州憲章にわざわざ書き込む必要がないと考えられているからだと解することもできる。しかし本当のところ、あえて憲法との明確な関係を規定せずに、州の自立性をできるだけ広範に打ち出すことができる余地を残していると考えるほうが妥当であろう。連邦との関係で州の立場を明記しているところがあるとすれば、サハリン州は「ロシア連邦の構成主体」であると書かれている箇所だけである。

しかし問題は、むしろサハリン州が連邦の構成員であると記すことにとどめていることである。いくつかの連邦主体では、連邦の一員であることを明記したうえで、連邦からの離脱を明確に否定している。

たとえばスターヴロポリ地方憲章には、スターヴロポリ地方は「ロシア連邦と切り離せない部分であり、ロシア連邦の構成から離脱する権利を有していない」と書かれており、こうした条項はクルガン州憲章やプスコフ州憲章にもみられる。スヴェルドロフスク州憲章にいたっては、明確に自分たちの主権を以下のように制限している。「スヴェルドロフスク州はロシア連邦を構成しており、切り離されることはできない」だけではなく、「州内では連邦の主権が確立」されている。

サハリン州は存立基盤を州憲章のなかで明記したうえで、より正確に言えば、連邦政府に州の独自性を認めさせたうえで、サハリン州と連邦政府間の権限分割を盛り込んだ協定を結んでいる。この「権限分割協定」では、天然資源や土地、対外経済活動を中心に連邦と州の間での利益の分割に関する基本的な枠組みが定められ、さらに細かく「合意書」が交わされた。合意が達成されている分野は、「農業」「土地の所有・利用・処分の諸問題」「教育と科学」「国際関係と対外経済関係」についてである。

土地分割に関しては州総面積の84.99パーセントが連邦所有地(国防省の管理地は3.31パーセント)で、州所有地は11.29パーセント、自治体所有地は1.94パーセント、私有地は1.76パーセントである。天然資源開発については、連邦政府との間でプロジェクト別に権限分割の合意を交わすことになり、サハリン州の利益に係る問題で、連邦政府が外国と結ぶ条

約・協定では、それらの草案の段階からサハリン州政府は参加できることになった。

連邦政府とサハリン州政府間の主要な協定

文書名	連邦側	サハリン州側	発効日
ロシア連邦国家権力機関とサハリン州国家権力機関間の管轄事項と権限の分割に関する協定	大統領	知事	1996年5月29日
農業部門における権限分割に関するロシア政府とサハリン州政府間の合意書	首相	知事	1996年5月29日
サハリン州領土における土地の所有・利用・処分における権限分割に関するロシア政府とサハリン州政府間の合意書	首相	知事	1996年5月29日
教育と科学における権限分割に関するロシア政府とサハリン州政府間の合意書	首相	知事	1996年5月29日
国際関係と対外経済関係における権限分割に関するロシア政府とサハリン州政府間の合意書	首相	知事	1996年5月29日

第4節 サハール共和国

1 概 要

サハール共和国は、ロシア連邦を構成する共和国のなかでもっとも広大な面積をもつ連邦主体である。ロシア極東の北西に位置し、その面積は310万3,200平方キロメートルである。ロシア全土の5分の1を占め、西欧諸国の総面積の3分の2に達する（日本の領土の7.8倍）。

サハール共和国の40パーセントが北極圏に属しており、ロシア国内でもっとも寒い地域である。サハール共和国内のオイミヤコン地区とヴェルホーヤンスク地区では、冬季の最低気温はマイナス70度にも達する。

サハール共和国の人口は約100万700人であり、ロシア連邦の全人口の0.7パーセントにすぎない。面積は広い割に人口は少ない。人口密度はロシア連邦主体のなかでもっとも低く、1平方キロメートルあたりわずか0.3人である。

サハール共和国内には120の民族が混在しており、原住民と移民に大きく分けられる。原住民のなかでもっとも多いのは38万2,000人のヤクート人で、全人口の33パーセントを占める。ヤクート人に続いてエヴェンキ人の1.4パーセント、エヴェン人の1パーセント、ユカギール人の0.1パーセントが続く。移民のなかで圧倒的に多いのはロシア人で、全人口の50.3パーセントを占める。続いてウクライナ人の7パーセント、タタール人の1.5パーセントが続く。原住民と移民を比較すると、6割が移民である。

サハール共和国内の就業者数は53万7,000人で、全人口の約53パーセントを占める。職業別の

内訳では「研究文化部門」の16パーセントを筆頭に、「工業部門」の15.5パーセント、「農業」の13.6パーセント、「商業関連」の12.6パーセント、「交通・通信」の11パーセント、「建設部門」の8.2パーセントが続く。

サハール共和国の概要（1999年現在）

首 都	ヤクーツク市
サハール共和国の設立	1992年4月27日 (ソ連時代の1922年に自治共和国になる)
面 積	310万3,200平方キロメートル
人 口	100万700人
内 訳 都市人口 農村人口	64万4,500人 35万6,200人
主要民族	
内訳（全人口の中の割合） ロシア人 ヤクート人	50.3% 33.0%

サハール（ヤクーチア）共和国
◆一般事情
面積：310万3200平方キロメートル（ロシアの全面積の5分の1）
人口：94万900人（2003年）
首都所在地：ヤクーツク市
主要都市：①ヤクーツク市：21万6800人、②ネリュングリ市：6万5800人、③ミールヌイー市：3万5500人（2003年）
民族構成：①ロシア人：50.3%、②ヤクート人：33.6%、このほか、ウクライナ人、エベッキ人、エベシ人、チュクチ人など120以上の民族が居住する（1996年）
言語：公用語はロシア語、ヤクート語、少数民族の言語も使用される
宗教：ロシア正教（18世紀以降）、シャーマニズム
略史：10～15世紀、ヤクート人の祖先が中央アジアからバイカル湖西岸を経てレナ川沿いに北上。1632年、ザバイカル・コサックがヤクート要塞を築き、シベリア・極東開拓の拠点とする。1805年にヤクート州が成立。19世紀、政治犯の流刑地となる。1922年にヤクート・ソビエト社会主義自治共和国が成立した。1991年10月以降大統領制導入、現在の国名になる。
◆政治
大統領：シュティロフ（SHTYROV, Vyacheslav Anatol'evich）1953年ヤクート自治共和国ハンディガ村生まれ。1975年極東工科大学（ウラジオストク）技術建築学部卒業、経済学修士。1991年共和国建設投資大臣任命、共和国副大統領選出、1992年～1996年共和国副大統領兼首相、1996年～2002年「アルロサ」社長、1997年～2002年共和国議会（イル・トゥメン）議員、2002年1月13日共和国大統領選出。既婚、娘2人あり。

副大統領：アキモフ（AKIMOV, Aleksandr Konstantimovich）1954年11月10日ヤクート自治共和国キュキヤイ村生まれ。1976年イルクーツク国民経済大学卒業、経済学博士。1992年～社会保護・労働・雇用大臣、経済大臣、副首相、第一副首相、大統領府長官を経て、2002年副大統領。
首相：ボリソフ（BORISOV, Egor Afanasievich）1954年8月15日ヤクート自治共和国生まれ。1979年ノヴォシビルスク農業大学卒業、経済学博士、教授。1997年～2002年ヤクート農業研究所長、1998年～2000年農業・物資調達大臣、2002年第一副首相、2003年2月首相。2004年12月首相辞任、「アルロサ」副所長へ（首相後任未定）。
第一副首相：アレクセーエフ（ALEKSEEV, Gennadii Fyodorovich）1957年2月1日アルタイ地方生まれ。1981年モスクワ鉱山大学、1999年連邦政府付属国民経済アカデミー祖業、工学修士。1997年、「ヤクート石炭」公社ネリュングリ採掘場主任、2000年同社第一副社長、2002年資源関係大臣、2003年第一副首相。
対外関係相：ミガルキン（MIGALKIN, Aleksandr Vasil'evich）1958年6月20日ヤクート自治共和国生まれ。ヤクート国立大学ほか卒業、哲学修士。1980年～1981年中学教師、1992年～1997年露大統領付属サハ共和国常駐副代表（国際・対外関係担当）、1997年～1999年在米国アンカレッジ「北方フォーラム」事務局内サハ共和国代表、1999年対外関係大臣。
共和国議会（イル・トゥメン）議長：ニユルゲン・チモフェエフ（Timofeev, Nyurugun Semenovich）1963年2月7日ヤクート自治共和国生まれ。1985年ヤクート国立大学、1989年トムスク工業大学院、国民経済アカデミー卒業。工学修士。1991年～1992年株式会社「トゥイマダ・ダイヤモンド」技術主任、1992年～1993年株式会社「サハ・ダイヤモンド」総支配人、1993年～1996年、1996年～現在副支配人。
連邦員議員：ニコラエフ（NIKOLAEV, Mikhail Efimovich）1937年11月13日ヤクート自治共和国生まれ。1961年オムスク獣医大学卒業。1985年共和国上院議員、1989年共和国上院議長、1990年露連邦人民代議員を経て、1991年12月20日ヤクーチア大統領兼首相（1993年～連邦議員）、1996年12月22日サハ共和国大統領再選（兼連邦議員）、2001年12月大統領選で三期目出馬表明するも失格。2002年1月連邦議員（共和国政府代表）任命（任期満了は2007年1月）。既婚、子供3人あり。／マトベエフ（MATVEEV, Aleksandr Safronovich）1943年2月8日オレンブルグ州生まれ。クズバス（クズネツク炭田）工科大学卒業、経済学博士、教授。1992年～1994年共和国副首相、1995年～「アルロサ」副社長、第一副社長、2003年1月23日連邦院議員（共和国議会「イル・トゥメン」代表）選出。
国家院議員：バシグイソフ（BASYGYSOV, Vitalii Nikolaevich）1946年3月1日ヤクート自治共和国生まれ。ハバロフスク共産党大学、スヴェルドロフスク鉱山大学卒業。1999年国家院議員選出、2003年12月「第21ヤクーツクー人区」より自薦立候補し当選、「統一ロシア」会派。既婚、子供3人あり。／チルキン（CHIRKIN, Andrei Borisovich）1961年3月15日モスクワ州カリーニングラード市生まれ。モスクワ林業工科大学卒業、経済学博士。1993年～在モスクワ連邦連邦政府付ハバロフスク地方常駐代表、1997年ハバロフスク地方第一副知事任命、2002年12月ハバロフスク地方政府代表連邦院議員任命、2003年12月「統一ロシア極東比例区」（サハ共和国、ハバロフスク地方、ユダヤ自治州、アムール州）より立候補し国家院議員当選、サハ共和国副担当（ハバロフスク地方主担当、ユダヤ自治州副担当）。既婚、息子あり。／ムサトフ（MUSATOV, Ivan Mikhailovich）1976年2月14日生まれ。露弁護士アカデミー及び露政府付属金融アカデミー卒業。教授、アカデミー正会員。2003年12月「露自民党極東比例区」（サハ共和国、ハバロフスク地方、ユダヤ自治州、アムール州、沿海地方、カムチャッカ州、マガダン州、サハリン州、コリャク自

治管区、チュコトカ自治管区)より立候補し国家院議員当選。／グリシュコフ (GRISHUKOV, Vladimir Vital'evich) 1956 年 3 月 17 日沿海地方ナホトカ市生まれ。ハバロフスク共産党大学卒業。1995 年国家院議員選出、1999 年再選、2003 年 12 月「露共産党極東比例区」(サハール共和国、ハバロフスク地方、ユダヤ自治州、アムール州、沿海地方、カムチャッカ州、マガダン州、サハリン州、コリャク自治管区、チュコトカ自治管区)より立候補し国家院議員三選。既婚、娘 2 人あり。																													
首都市長： ミハリチュク (MIKHAL'CHUK, Il'ya Filippovich) リガ (ラトヴィア) 航空工学専門学校卒業。1998 年市長選出、2002 年 12 月 29 日再選。既婚、息子 2 人あり。																													
代表部： ニコノフ (NIKONOV, Georgii Dmititrevich) 在ハバロフスク極東連邦管区サハール共和国常駐代表																													
◆経済																													
主要産業： 鉱業 (ダイヤモンド、金、錫、雲母、アンチモン、石炭、褐炭)、天然ガス、木材産業、木材加工業、建築資材、食品工業																													
工業生産高： 1,251 億 1,400 万ルーブル (1,152 万 626 ドル、2004 年。1 米ドル=108.6 円)																													
経済成長率： +6.5% (対前年比、2004 年)																													
対外貿易： 2004 年 12 億 2,780 万ドル (輸出 11 億 8,992 万ドル、輸入 3,798 万ドル) 2003 年 13 億 6,662 万ドル (輸出 12 億 7,154 万ドル、輸入 9,508 万ドル)																													
主要相手国： <table border="1"> <tr> <td>(2004)</td><td>1 位</td><td>2 位</td><td>3 位</td><td>4 位</td><td>5 位</td></tr> <tr> <td>輸出入</td><td>英国</td><td>ベルギー</td><td>イスラエル</td><td>日本</td><td>米国</td></tr> <tr> <td>輸出</td><td>英国</td><td>ベルギー</td><td>イスラエル</td><td>日本</td><td>米国</td></tr> <tr> <td>輸入</td><td>日本</td><td>米国</td><td>フィンランド</td><td>スイス</td><td>オランダ</td></tr> </table>						(2004)	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	輸出入	英国	ベルギー	イスラエル	日本	米国	輸出	英国	ベルギー	イスラエル	日本	米国	輸入	日本	米国	フィンランド	スイス	オランダ
(2004)	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位																								
輸出入	英国	ベルギー	イスラエル	日本	米国																								
輸出	英国	ベルギー	イスラエル	日本	米国																								
輸入	日本	米国	フィンランド	スイス	オランダ																								
◆社会																													
平均所得： 9,262.9 ルーブル (330 ドル。1 米ドル=28 ルーブル)																													
名目平均賃金： 1 万 1,035.1 ルーブル (394 ドル。1 米ドル=28 ルーブル)																													
完全失業率： 8.2% (2004 年)																													
主要紙： 『ヤクーチア』(発行部数 6,819~1 万 979)、『タ刊ヤクーツク』(発行部数 3,500~5,000)																													
◆対日関係																													
対日貿易： 2004 年 1 億 1,969.39 万ドル (輸出 1 億 1,169.06 万ドル、輸入 800.33 万ドル) 2003 年 1 億 4,997.01 万ドル (輸出 1 億 2,981.51 万ドル、輸入 1,105.5 万ドル)																													
日系企業： 日系企業の支店または駐在員事務所、登録されている日露合弁企業 1 箇所 (2004 年 1 月現在)																													
姉妹都市 (締結年)： ヤクーツク市ー山形県村山市 (1992 年)																													
日本語教育： 日本語学習者数 101 人 (2004 年 9 月現在)																													
在留邦人： 4 名 (2005 年 4 月現在)																													

2 地方行政府

サハー共和国の最高役職者は知事ではなく、大統領である。大統領は「共和国における執行権力の長」である（サハー共和国憲法第65条）。サハー大統領は「国家主権と共和国領土の一体性を確保し、サハー共和国の憲法と法律、さらには共和国が採択した共和国間と国際間の義務を遵守」する。共和国大統領は、共和国の領土保全を確立する最高権力者なのである。

共和国大統領になることができる資格は、サハー共和国出身の共和国市民であること、加えて共和国に15年以上の居住年数があること、さらには年齢が40歳以上60歳以下であり、公用語であるサハー語とロシア語を自由に読み書きできることである（サハー共和国憲法第66条）。被選挙権の年齢制限が40歳以上60歳以下というのは厳しい制約であり、共和国市民であるという規定も珍しい。

その他の連邦主体の知事の被選挙権では年齢は25歳、または30歳以上というのが一般的であり上限についての規定はない。サハー共和国では共和国市民であることを規定しているが、その他の連邦主体ではロシア市民であることを条件にしている。サハー共和国は主権国家を存立基盤にしているために、共和国民という制約を課し、連邦国民とは一線を画しているのである。

サハー共和国大統領は有権者によって直接選出され、任期は5年、連続二期以上の再任は認められていない（サハー共和国憲法第67条）。大統領候補者は政党、社会組織、社会団体、労働集団、有権者グループによって選出され、共和国内の七つの自治体以上の有権者の支持が必要である。具体的には、各自治体で有権者の5パーセント以上の署名が条件である。

つぎに共和国大統領の解職で移ろう。大統領がサハー共和国の憲法と法律に明らかに違反したことをサハー共和国憲法裁判所が判決し、それを受けてサハー共和国国家議会両院の3分の2以上の議員が賛成した場合に解職が成立する（サハー共和国憲法第74条）。このように共和国大統領は最終的に、国家議会によって解任されることがある。国家議会が大統領に対して大きな権限を有しているのに対して、大統領は「国家議会と国家権力地方代表機関の解散権とそれらの活動を停止させる権利を有しない」のである（サハー共和国憲法第71条）。つまり大統領は、国家議会だけではなく地方議会に対しても解散権を有していないのである。

共和国大統領の専権事項は、共和国憲法のなかに27項目が盛り込まれている。大統領は国家議会に共和国予算案をはじめとする法案を提出する権限、共和国首相と副首相、内務大臣、国立銀行総裁などの任命権、サハー共和国が交わす国際条約と国際協定の署名などが列挙されているが、サハー共和国大統領のもっとも重要な権限としてはダイヤモンド・ファンドと金ファンド、外貨ファンドの管理である。サハー共和国はダイヤモンドと金の産出量は世界でも有数の産出国であり、その売却による外貨獲得はサハー共和国の大きな財源となっている。サハー共和国の天然資源は諸外国の関心の的となっており、この管理権は共和国大統領が握っている。

サハー共和国における国家権力の執行・管理機関は、サハー共和国政府である。その長は首相であり、政府の活動を組織化し、指導する。共和国政府は社会・経済政策を作成し、実現することを目指しており、共和国国家議会に対して毎年活動を報告する義務を負っている。

共和国政府内には、二つの国家委員会が設置されている。一つは「地質と地下資源利用委員会」であり、もう一つは「貿易・物質技術・資源委員会」である。ダイヤモンドと金などの地下資源はサハー共和国にとって、ロシア連邦政府だけではなく対外関係においても重要な国家戦略手段であり、この問題を国家プロジェクトとして考えている。

共和国政府内には、様々な委員会と部局が設置されている。委員会では、「土地改革委員会」「疫病監視委員会」「統計委員会」「体育文化スポーツ委員会」「公文書委員会」「貴金属委員会」「文化遺跡保存委員会」「撮影委員会」「母子問題委員会」が設置されている。

部局では、「国家監査局」「労働基準監督局」「カードル養成配置局」「マスメディア局」「人事局」「年金局」「中央選挙管理委員会」「経営管理とマーケティング局」が開設されている。サ

ハー共和国はロシア国内と諸外国に積極的な対外関係を確立しようとしており、共和国政府の代表部を各地に開設している。たとえば、ロシア国内ではモスクワ市、ハバロフスク市、サンクト・ペテルブルグ市、ノボシビルスク市、イルクーツク市、外国ではトロント市である。

サハー共和国大統領府名簿

職名	氏 名
大統領	シトゥロフ・ビヤチェースラフ ШТУРОВ Вячеслав Анатольевич
副大統領 長官	アキーモフ・アレクサンドル АКИМОВ Александр Константинович
第一副長官 (人事担当)	クプリヤーノフ・ユーリー КУПРИЯНОВ Юрий Степанович
第一副長官	コルミーリツナ・エカチェリーナ КОРМИЛИЦЫНА Екатерина Ивановна
第一副長官 (法務担当)	ラリオノフ・エゴール ЛАРИОНОВ Егор Михайлович
副長官 (内政担当)	ニコラーエヴァ・リュドミーラ НИКОЛАЕВА Людмила Афанасьевна
副長官 (地方自治担当)	クリバーソフ・セーメン КЫРБАСОВ Семен Васильевич

注、2006年1月現在

サハー共和国閣僚名簿

職名	氏名	連絡先
首相	ボリーソフ・エゴール БОРИСОВ ЕГОР АФАНАСЬЕВИЧ	43-55-55
第1副首相	アレクセエフ・ゲンナージ АЛЕКСЕЕВ ГЕННАДИЙ ФЕДОРОВИЧ	43-51-99
副首相	アレクセエフ・アルトゥール АЛЕКСЕЕВ АРТУР НИКОЛАЕВИЧ	42-23-24
副首相	グラブツェヴィチ・ヴァシーリー ГРАБЦЕВИЧ ВАСИЛИЙ БОРИСОВИЧ	43-56-56
副首相	ミハイローヴァ・エヴゲーニヤ МИХАЙЛОВА ЕВГЕНИЯ ИСАЕВНА	43-55-35
副首相	ナウモフ・ドミートリー НАУМОВ ДМИТРИЙ ФЕДОСЕЕВИЧ	43-56-60
対外関係相	ミガールキン・アレクサンドル Мигалкин Александр Васильевич	42-23-21
内務相		42-25-02
青年・体育文化・スポーツ 問題相	ボリーソフ・コンスタンティン	42-27-93
住居公営・エネルギー 相	ポポフ・ヴァレーリー	42-27-39

保健相	アレクサンドロフ・ビヤチェスラフ АЛЕКСАНДРОВ Вячеслав Лаврентьевич	42-40-22
文化精神促進相	ボリーソフ・アンドレイ Борисов Андрей Саввич	42-11-63
交通・郵便・情報化相	チレーノフ・ヴラジミール Членов Владимир Михайлович	42-23-07
教育相	ガブィシエーヴァ・フェオドシーヤ ГАБЫШЕВА Феодосия Васильевна	42-03-56
環境相	アレクセーエフ・ヴァシーリー Алексеев Василий Гаврилович	24-12-90
建設工業相	デュレポーフスキー・セルゲイ Дереповский Сергей Яковлевич	42-35-25
農業相	スチェパーノフ・アイアール Степанов Айаал Иванович	24-18-62
建設相	ブスラーエフ・ユーリー	42-44-12
労働・社会保障相	ペスコーフスカヤ・ユーリヤ Песковская Юлия Анатольевна	42-40-34
財産相	マカローヴァ・ガリーナ Макарова Галина Маратовна	24-16-55
財務相	ニコライエフ・アイセン Николаев Айсен Сергеевич	42-36-84
経済発展相	エフィーモフ・ヴィクトル Ефимов Виктор Петрович	43-52-25
青年相	エレメエフ・アレクセイ Еремеев Алексей Ильич	24-05-11
市民防衛・自然災害対策相	スホボーロフ・ヴァレーリー Сухоборов Валерий Леонидович	42-43-80
小企業・旅行・雇用問題相	スクリビキン・アナトーリー Скрыбкин Анатолий Николаевич	42-13-27
科学・職業訓練相	トルストッフ・ゲンナージー ТОЛСТЫХ Геннадий Владимирович	26-14-26
地域エネルギー委員会	レメシエーヴァ・ヴァレンティーナ Лемешева Валентина Ивановна	
疫病対策委員会	プロトジャーコノフ・アルトゥール Протодьяконов Артур Павлович	
商業開発委員会	フョードロフ・ロージオン Федоров Родион Иннокентьевич	
天然資源委員会	コヴァレョーフ・レオニード Ковалев Леонид Николаевич	
スポーツ育成委員会	グリャーエフ・ミハイール Гуляев Михаил Дмитриевич	

注、2006年1月現在

3 地方議会

サハー共和国の「最高代表・立法・監督機関」は、国家議会(イル・トゥメン)である。議会は二院制で、「共和国会議」と「代表者会議」から構成されている。議員の任期は5年で、被選挙権は21歳以上のサハー共和国市民である。ほかの連邦主体では連邦市民であることが要件であるのに対して、サハー共和国ではサハー共和国市民であることが条件に盛り込まれている(サハー共和国憲法第51条)。ここにおいても、共和国主権の原則が貫かれている。共和国会議の議員定数は30人、代表者会議は34人である。

①共和国会議(議長はフィリポフ・ヴァシーリー)の主な権限

- ・サハー共和国の憲法的な法律の審議と採択
- ・サハー共和国の国内・対外政策の採択
- ・サハー共和国政府に対する信任問題の採択
- ・サハー共和国大統領解職の採択
- ・サハー共和国国家機構の承認
- ・共和国大統領が提案する共和国政府首相の承認
- ・共和国予算、外貨ファンド、貴金属ファンドの監査

②代表者会議(議長はソロモフ・ニコライ議員)の主な権限

- ・共同権限に関するロシア連邦の法律の批准
- ・国家間条約と協定の批准
- ・サハー共和国政府閣僚と国家委員会議長の承認
- ・共和国とロシア連邦の法律の効力停止に関する採択

共和国国家議会への法案提出権を有しているのは、共和国国家議会議員をはじめとして、共和国大統領、共和国政府、共和国会議常設委員会、代表者会議委員会などである(サハー共和国憲法第59条)。共和国国家議会で採択された法律は、当該会議議長が署名し、共和国大統領に送付される。大統領がそれを14日以内に拒否しない場合は、法律は公表と同時に効力を発する。

共和国大統領が法律を拒否した場合、該当議会は再度審議し、その結果を共和国大統領に報告する。大統領が再び拒否した場合、国家議会の両院合同会議が開催される。そこで採択されたならば、両院議長の署名と同時に法律は効力を発することになる(サハー共和国憲法第59条)。

共和国会議に開設されている委員会は、以下のとおりである。「予算・財政・社会政策委員会」(議長はブルナーショフ・ロベルト議員)、「法律・地方自治体代表機関問題・カードル政策委員会」(議長はラリオノフ・エゴール議員)、「工業・建設・エネルギー・交通・郵便委員会」(議長はサヴィーノフ・ユーリー議員)、「農業・エコロジー委員会」(議長はディヤコーノフ・ハラムピー議員)、「科学・文化・教育・スポーツ、保健・母子問題・青年問題委員会」(議長はボイセーヴァ・アリビーナ議員)、「人間の権利・国内対外政策・民族間問題・少数民族問題・社会団体・政党問題委員会」(議長はクリヴォシャープキン・アンドレイ議員)、「企業家問題委員会」(議長はオコネシニコフ・ニコライ議員)、「有権者要望実現委員会」(議長はピールスカヤ・マリナ議員)。

つぎに、代表者会議の常設委員会を紹介しよう。「財政・税金委員会」(議長はウローフ・アレクサンドル議員)、「投資政策・工業力向上委員会」(議長はプロコーピエフ・ユーリー議員)、「私有化・反独占対策委員会」(議長はフォードロフ・ロジーノフ議員)、「農業政策委員会」(議長はオフロープコフ・フィリップ議員)、「国家権力機関と地方自治委員会」(議員はブリズガロフ・ペョートル議員)、「科学・教育・文化委員会」(議長はジルコフ・アレクサンドル議員)、「労働・社会政策委員会」(議長はゴトフツェーフ・ユーリー議員)、「少数民族問題委員会」(議長はザハーロフ・ニコライ議員)、「家庭・子供・青年問題委員会」(議長はポドゴロフ・アレクサンドル議員)、「有権者要望実現委員会」(議長はボジェネンコ・ヴァレーリー議員)。

サハール共和国地方議会幹部名簿

議長	ティモフェーフ・ニウルゲン ТИМОФЕЕВ НЬУРГУН СЕМЕНОВИЧ
第一副議長	ザボレーフ・ユーリー ЗАБОЛЕВ ЮРИЙ ВАДИМОВИЧ
副議長	キーム・キメン・アレクサンドル КИМ-КИМЕН АЛЕКСАНДР НИКОЛАЕВИЧ
副議長	ニキーティナ・エカチェリーナ НИКИТИНА ЕКАТЕРИНА СЕМЕНОВНА

注、2006年1月現在

4 財政制度

サハール共和国の2001年予算では、歳出と歳入ともに291億5,740万ルーブル(999億6,822万円)である。この予算規模は、サハリン州の8.5倍、沿海地方とハバロフスク地方の約3倍である。

おもな歳入項目では、「税収」が71億792万4,000ルーブルで、歳入総額の24.4パーセントを占めている。税外収入は114億6,864万4,000ルーブルで、歳入総額の39.3パーセントを占める。税収71億792万4,000ルーブルが歳出総額291億5,740万ルーブルに占める割合は24.4パーセントであり、税収が歳出をまかなえる割合は4分の1にすぎない。

歳入項目を見てみよう。税収総額は71億792万4,000ルーブルであるが、そのおもな内訳では、もっとも多いのは「所得税」の27億3,417万6,000ルーブルであり、つぎに「天然資源利用料」の25億4,558万1,000ルーブルである。つぎに税外収入では、その総額は114億6,864万4,000ルーブルであり、そのおもな内訳は「ダイヤモンド公社からの歳入」の110億8,461万2,000ルーブルが突出している。つぎには「共和国有株式配当」の3億5,000万ルーブル、「共和国財産の売却」の1,275万ルーブルが続いている。

連邦予算からの「移転資金」は65億4,300万ルーブルで、それが歳出入に占める割合は22.4パーセントを占めている。沿海地方の割合2.8パーセントと比較するとかなり大きな数字であるが、サハリン州よりも約1割少なく、ハバロフスク地方の割合24.7パーセントとほぼ同じである。

つぎに歳出であるが、その総額は291億5,740万ルーブルである。おもな項目は「教育費」37億6,698万1,000ルーブルを筆頭に、「債務返還費」28億2,330万9,000ルーブル、「地域発展促進費」25億ルーブル、「保健費」18億5,590万7,000ルーブル、「社会政策費」15億3,486万ルーブルが続く。

サハール共和国予算歳入 (2001年、千ルーブル)

歳入項目	額	総額のなかでの割合
税収	7,107,924	24.4%
税外収入	11,468,644	39.3
移転資金	6,543,000	22.4
その他	4,037,832	13.8
総額	29,157,400	99.9

5 連邦政府・地方自治体との権限関係

サハール共和国の地位は、ロシア極東のその他の連邦主体と大きく異なる。というのもサハール共和国は、ロシア連邦内にあっても「主権国家」を掲げているからである。そして、国家主権をサハール共和国の存立基盤に据えるのである。その他の連邦主体が連邦の構成体であることを明記し、連邦からの離脱権を明確に否定しているところがあるなかで、サハール共和国の地位は大きく異なる。たとえば、ハバロフスク地方は「ロシア連邦主体であり、ロシア連邦から切り

離すことができず、しかもロシア連邦の構成から離脱する権利を有しない」と定められているのに対して、サハー共和国はロシア連邦内にあって連邦主権と並存する形で共和国主権を樹立しているのである。

主権国家という位置づけである以上、サハー共和国はその他の連邦主体とは違って憲章ではなく憲法を採択している。ロシアには連邦憲法があるが、それなのにサハー共和国は主権を基盤とする独自の憲法を有しているのであり、共和国国民にとっては、共和国憲法と連邦憲法の二つの憲法が存在することになる。そのサハー共和国憲法によれば、「憲法に基づいてサハー共和国は市民社会と国家建設を樹立する。共和国内では共和国憲法は最高法であり、その規範は直接的な効力を有する」と明記されている（サハー共和国憲法第7条）。

このサハー共和国憲法の前文には、「憲法を国家主権の基本法と定める」と書かれている。そして、共和国憲法によればサハー共和国は「民族自決権を基盤に据えた主権国家、民主国家、法治国家」である（サハー共和国憲法第1条）。サハー共和国が主権を有しているかぎり、「サハー共和国領土内の土地、地下資源、水資源、森林、動植物、その他の天然資源、空域、大陸棚は、サハー共和国の国有財産であり、それらを共和国国民から切り離すことはできない」のである（サハー共和国憲法第5条）。

主権を掲げるサハー共和国は、「国際・対外経済関係の舞台では自立した行為主体である。共和国は諸外国と貿易し、その他の諸関係を確立する。さらには国際協定を交わすことができ、国際機関の活動に参加する権利を有する」のである。サハー共和国は国内的には主権を有し、国際関係ではロシア連邦から自立したアクターなのである。

ここまではサハー共和国が持つ国内的、対外的な主権を紹介したが、もっとも重要な点はロシア連邦との関係である。ロシア連邦が国際社会で広く認められている主権国家である以上、そのなかに位置するサハー共和国がはたして完全な主権を行使することは可能なのであろうか。ロシア連邦の国家主権とサハー共和国の国家主権が、なんらかの利益をめぐって対立することはないであろうか。そのような場合、対立はどのような方法で解決されるのであろうか。連邦主権と共和国主権の対立についてサハー共和国憲法では、サハー共和国は主権国家であることを前提に、そしてロシア連邦政府にそのことを認識させたうえで、「自由意志と平等の諸原則」を基礎に連邦政府とサハー共和国政府の間で「連邦条約」を締結することが提案されている（サハー共和国憲法第8条）。

連邦条約には連邦政府とサハー共和国政府の各自の権限、そして両者の共同権限が盛り込まれ、この連邦条約に基づいてサハー共和国とロシア連邦政府間の関係が調整されるのである。つまり、サハー共和国は主権国家であることを宣言し、その存立基盤を連邦政府が容認したうえで、連邦政府との間で国家間条約に相当する連邦条約を結ばれるのである。その他の連邦主体の多くは主権を否定し、連邦の構成主体であることを掲げているために、サハー共和国のように連邦政府と連邦条約を締結する必要はない。権限分割協定はあっても、国家間の取り決めのような連邦条約を結ぶことはないのである。

すでに紹介したように、サハー共和国は1990年に「サハー共和国国家主権宣言」を採択しており、この宣言を基盤として連邦政府との関係が構築されている。サハー共和国は1995年7月29日、連邦政府との間で「ロシア連邦国家権力機関とサハー(ヤクーチヤ)共和国国家権力機関間の管轄と権限事項の分割に関する協定」を締結している(注、サハー共和国大統領とロシア大統領の交替にともない2002年9月26日に協定の内容が一部修正される)。

権限分割協定の前文で注目されるのは、ロシア連邦の統一性とサハー共和国の位置付けが以下のように記述されている点である。連邦政府とサハー共和国は「ロシア連邦領土の統一性とロシア連邦主体としてのサハー共和国の維持を保障」と明記されたうえで、両者の関係は「ロシア憲法、連邦条約、連邦の法律、本協定を基盤に」構築されることになっている。

サハール共和国の主権宣言では国家主権の確立を掲げているが、連邦政府との権限分割協定では連邦主体としてのサハール共和国の立場が明確に打ち出されている。権限分割協定でサハール共和国の専権事項となっているのは、以下の点である。

- (1) 連邦の法律に基づいてサハール共和国国家権力機関機構を制定する
- (2) ロシア憲法と連邦の法律に基づいてサハール共和国内に地方自治体を創設する
- (3) サハール共和国内の自治体行政単位を制定する
- (4) サハール共和国予算の作成と執行
- (5) サハール共和国国有財産の利用と処分
- (6) 諸外国と協定を締結する
- (7) ロシア連邦の国際義務に抵触しないかぎり国際関係を樹立する

次に、連邦政府とサハール共和国のおもな共同権限は以下のように定められている。

- (1) 共同権限下にある土地、地下資源、水資源の所有、利用、処分
- (2) サハール共和国内の国有財産の分割
- (3) サハール共和国国家機構と地方自治体の一般原則の作成と実現
- (4) 諸外国との対外関係の調整

連邦政府とサハール共和国間でもっとも重要な問題は天然資源の裁量権であるが、この点について権限分割協定はほとんど触れていない。天然資源の帰属はサハール共和国の重要な財源であり、共和国主権の経済的な基盤のはずである。

連邦政府とサハール共和国は各自の管轄事項にしたがって権限を行使することになるが、細かな問題をめぐっては思惑の相違から対立が生じることが当然予想される。両者間の紛争解決については、権限分割協定のなかでは「共同管轄の権限実現をめぐって発生する紛争は、合意された手続きに基づいて解決される。解決の合意が達成できない場合には、ロシア憲法で盛り込まれている手続きにしたがって解決される」と記載されている。

第5節 極東のその他の連邦主体の概要

アムール州
◆一般事情
面積：36万3,700平方キロメートル
人口：89万600人（2004年7月1日現在、州統計局）
首都所在地：ブラゴヴェシチェンスク市
主要都市：①ブラゴヴェシチェンスク市：24万1,000人（1992年）、②スヴォボドヌィー市：8万1,400人（1993年）、③ゼヤ市：3万2,500人（1992年）
民族構成：①ロシア人：87.8%、②ウクライナ人：7.8%、③白ロシア人：1.3%、他にラトビア人、タタール人、エヴェンク人、ヤクート人など
言語：ロシア語
宗教：ロシア正教、分離派旧教徒
略史：17世紀前半、ロシア人探検家たちがアムール河上流域を開拓する。1858年12月、皇帝の勅令によりアムール州が創設され、欧露部からザバイカル・コサックに続き農民たち（多くは分離派旧教徒）が移住を開始する。20世紀、シベリア横断鉄道とバム（第二シベリア）鉄道が建設される。

◆政治

州知事：コロトコフ（KOROTKOV, Leonid Viktorovich）1965年1月19日アムール州生まれ。1987年極東総合大学（ウラジオストク）文学部卒業後、1993年まで『アムール・プラウダ』記者。1994年アムール州代表連邦院議員選出、1995年国家院議員選出（アムール州第58選挙区選出）1999年再選。1999年まで露共産党所属。2001年4月決選投票でアムール州知事選出。既婚、息子2人あり。

第一副知事：マクシモフ（MACSIMOV, Sergei Mikhailovich）アルタイ生まれ。ノヴォシビルスク国立総合大学卒業。アムール複合研究所勤務、工科大学、教育大学講師。「アムール石油製品」社長を経て、2004年3月1日～アムール州第一副知事。既婚、子供2人あり。

地方議会議長：ゴリャンスキー（GORYANSKII, Stanislav Ignat'evich）1951年2月4日生まれ。2001年3月アムール州議会議員選出、2002年1月同議長選出。露共産党所属。

連邦院議員：カルポフ（KARPOV, Aleksandr Mikhailovich）1966年2月17日モスクワ生まれ。1993年モスクワ国立ジャーナリスト・アカデミー経済学部卒業、経済学修士。1993以降モスクワ市、スヴェルドロフ州で民間企業で副社長を歴任。2001年9月、アムール州行政府代表連邦員議員任命（任期は2005年4月まで）。／ブスロワ（BUSLOVA, Galona Semyonovna）1946年5月10日モスクワ郊外生まれ。キエフ民間航空技術者大学、レニングラード民間航空技術者アカデミー卒業。中学校国語教師、会計係勤務。1993年アムール州民間航空会社副社長、1995年航空代理店「アヴィアトラスト」設立、同社長就任。1996年国営企業「空港」社長任命。1997年～2001年アムール州議会議員、2001年同州議会議長、2001年12月アムール州議会代表連邦院議員選出（任期は2005年3月まで）。未婚。

国家院議員（2003年12月～）：ヴィノグラドフ（VINOGRADOV, Boris Alekseevich）1948年11月30日生まれ。1967年ロストフ・ナ・ドヌ電気大学、1972年キーロフ記念レニングラード繊維・軽工業大学卒業、工学博士、教授。1988年在ブラゴヴェシチェンスク市工科大学長任命、1994年アムール国立大学設立、同学長就任。1998年～2002年連邦文部副大臣。2003年「第60ブラゴヴェシチェンスクー人区」より自薦立候補し国家院議員当選、「統一ロシア」会派、アムール州主担当。既婚、娘あり。／ムサトフ（MUSATOV, Ivan Mikhailovich）1976年2月14日生まれ。露弁護士アカデミー及び露政府付属金融アカデミー卒業。教授、アカデミー正会員。2003年「露自民党極東比例区」（サハール共和国、ハバロフスク地方、ユダヤ自治州、アムール州、沿海地方、カムチャッカ州、マガダン州、サハリン州、コリャク自治管区、チュトカ自治管区）より立候補し国家院議員当選。／グリシュコフ（GRISHUKOV, Vladimir Vital'evich）1956年3月17日沿海地方ナホトカ市生まれ。ハバロフスク共産党大学卒業。1995年国家院議員選出、1999年再選、2003年12月「露共産党極東比例区」（サハール共和国、ハバロフスク地方、ユダヤ自治州、アムール州、沿海地方、カムチャッカ州、マガダン州、サハリン州、コリャク自治管区、チュトカ自治管区）より立候補し国家院議員三選。既婚、娘2人あり。

首都市長：ミグリャ（MIGULYA, Aleksandr Anatol'evich）1961年12月4日、カザフスタン共和国アルマトィ市生まれ。1984年オムスク運輸技術大学卒業。コムソモール派遣労働者としてバム鉄道の機関車操車場で主任技師として働く。1996年～「アムール・ビール」社長。2002年、露政府付属国民経済アカデミー卒業（経済・企業経営）。2002年12月15日～アムール州経済担当副知事。2004年11月14日（決選投票は28日）のブラゴヴェシチェンスク市長選挙でゴリャジン前市長らを破り市長選出。既婚、娘2人あり。趣味は釣り、水を見つめること。好きな動物はペキニーズ（愛犬エリック）。

連邦管区：極東連邦管区

◆経済
主要産業：電力（ゼヤ、ブレヤ水力発電所）、金・石炭・砂利採掘、林業、農業（極東全農業生産の26%）、シベリア横断鉄道、バム（第二占シベリア）鉄道
工業生産高：218億5,100ルーブル（万ドル、2004年）
経済成長率：102.1%（2004年度）
対外貿易（2004年）：貿易総額13万459.88ドル （輸出8万3,684.25ドル、輸入4万6,775.63ドル）
主要相手国（2004年）：①中国（総輸出入の70%）、②日本（総輸出入の19.3%）
◆社会
平均所得：8,225.8ルーブル（293ドル、2004年）
名目平均賃金：記載なし
完全失業数：4万9,800人（2004年）
主要紙：『アムール・ブラウダ』（発行部数8,600～1万200）
◆対日関係
対日貿易：総額2,370万ドル※21%（輸出2,190万ドル※28.9%、輸入180万ドル※4.9%） ※対日貿易がアムール州対外貿易に占める割合、2003年
日系企業：日系企業の支店または駐在員事務所、登録されている日露合弁企業0箇所（2003年10月現在）
姉妹都市：なし（2002年現在）
日本語教育：日本語学習者数38人（2003年9月現在）
在留邦人：0名（2005年4月現在）

イルクーツク州
◆一般事情
面積：76万7,900平方キロメートル（日本の約2倍）
人口：269万6,300人（2002年、オスチ・オルダ・ブリヤート自治管区を含む）
首都所在地：イルクーツク市
主要都市：①イルクーツク市：59万人、②ブラーツク市：28万人、③アングアルスク市：26万人（2001年）
民族構成：①ロシア人：88.5%、②ウクライナ人：3.4%、③ブリヤート人：2.7%、④タタール人：1.4%（1989年統計）
言語：ロシア語
宗教：ロシア正教
略史：17世紀にザバイカル・コサックが城塞を建設し、シベリア開拓の拠点とする。17～18世紀、毛皮等の東西貿易の拠点として繁栄する。「デカブリトスの乱」（1825年）以降、多くの知識人、文化人の交流地となり、「シベリアのパリ」と呼ばれるようになる。
◆政治

州知事：ゴヴォリン (GOVORIN, Boris Aleksandrovich)

1947年6月27日イルクーツク市生まれ。1971年イルクーツク工科大学エネルギー学部夜間部、1989年共産党大学、1998年イルクーツク国立大学シベリア・アメリカ学部卒業。1992年イルクーツク市長任命、1994年イルクーツク市長及びイルクーツク州議会議員選出、1996年イルクーツク州議会議員再選、1997年イルクーツク州知事選出、2001年8月再選、2001年～2002年地域間協会「シベリア協定」会長。イルクーツク及び金沢市名誉市民。既婚、娘3人あり。

第一副知事：ビタロフ (BITAROV, Aleksandr Semyonovich) 1957年10月7日トビリシ (グルジア) 生まれ。1980年トビリシ医科大学卒業後、イルクーツク州で耳鼻咽喉科として勤務。1987年～1989年イルクーツク州議会人民代議員再選、1996年～2004年3月イルクーツク州議会議員、1993年「マスキ」(医療保険業)社長、1996年「新都市」(ゼネコン)社長 (今日に至る)。2004年3月第一副知事任命。既婚、娘1人あり。

経済発展・貿易担当副知事：ドゥモヴァ (DUMOVA, Irina Ivanovna) 1961年アムール州「パルチザン」ソフホーズ生まれ。ノヴォシビルスク国立大学首席卒業、経済学博士、教授。80年代ノヴォシビルスク、ウラン・ウデ、イルクーツクの露科学アカデミー・シベリア支部研究所で研究職。2002年10月イルクーツク州経済政策副知事任命。息子あり。

州議会議員：クルグロフ (KURUGLOV, Viktor Kuz'mich) 1955年1月29日アムール州スコヴォロジノ村生まれ。1977年イルクーツク工科大学化学技術学部、1998年イルクーツク国立大学シベリア・アメリカ経営学部卒業。ロシア連邦名誉化学者。1977年～ジミン化学工場 (現「サヤンスクヒムプラスト」) 勤務、1995年～「サヤンスクヒムプラスト」副社長、1997年から社長。2004年10月の州議会選挙で第36一人区より当選、「統一ロシア」とゴヴォリン知事の推薦を受けて満場一致で州議会議長に選出される。

連邦院議員：メゼンツェフ (MEZENTSEV, Dmitrii Fyodrovich) 1959年8月18日レニングラード生まれ。1981年レニングラード鉄道技術者大学卒業、心理学修士。1999年11月～戦略策定センター所長。2002年1月16日イルクーツク州行政代表連邦員議員任命 (任期満了は2005年8月)。既婚、娘あり。／メジエビッチ (MEZHEVICH, Valentin Efimovich) 1947年8月17日イルクーツク州生まれ。1970年イルクーツク工科大学卒業。1991年「イルクーツク・エネルギー」副社長、1997年イルクーツク州第一副知事、イルクーツク州議会議員。2001年3月15日イルクーツク州議会代表連邦員議員選出、2004年11月17日再選。既婚、娘2人あり。

国家院議員 (2003年12月～)：コレスニコフ (KOLESNIKOV, Sergei Ivanovich) 1950年6月1日アルメニア共和国生まれ。1972年ノヴォシビルスク医科大学卒業、医学博士、教授。1972年～ソ連医学アカデミー・シベリア支部研究員。1999年12月19日国家院議員選出 (「人民代議士」会派)、2003年「第82アンガルスク一人区」より立候補して国家院議員当選、「統一ロシア」会派、イルクーツク州主担当。既婚、娘と孫あり。／シュューバ (SHUBA, Vitalii Borisovich) 1951年7月13日イルクーツク州生まれ。ブラーツク工業大学卒業、経済学修士。1993年～国家院議員、1997年イルクーツク州知事選に立候補するも敗退、1999年国家院議員選出、2003年「第83ブラーツク一人区」より立候補して国家院議員再選、「統一ロシア」会派、イルクーツク州主担当。既婚、息子と娘あり。／ドゥブロビン (DUBROVIN, Sergei Innokent'evich) 1957年7月27日生まれ。シベリア国際関係・地域研究大学、イルクーツク国立総合大学、イルクーツク国立工科大学卒業。2003年「第84イルクーツク一人区」より自薦立候補し国家院議員当選、「統一ロシア」会派、イルクーツク州主担当。／ココシン (KOKOSHIN, Andrei Afanas'evich) 1945年10月26日モスクワ生まれ。1969年バウマン記念モスクワ高等専門学校、1972年ソ連科学アカデミー米國カナダ研究所大学院

卒業、歴史学博士、教授、露科学アカデミー準会員。1984 年同研究所副所長、1998 年露科学アカデミー副会長、1999 年露国防第一副大臣、露安全保障会議書記、国家院議員選出、2003 年「統一ロシア東シベリア比例区」（イルクーツク州、ブリヤート共和国、チタ州、アギン・ブリヤート自治管区、ウスチ・オルディンスキー・ブリヤート自治管区）より立候補し国家院議員再選、イルクーツク州副担当（チタ州主担当、ブリヤート共和国、モスクワ市副担当）。既婚、子供 2 人あり。／ポポフ（POPOV, Sergei Aleksandrovich）1949 年 7 月 21 日モスクワ生まれ。1971 年モスクワ鉱山大学、1982 年オルジョニキゼ記念モスクワ管理大学卒業、政治学修士。1996 年露大統領選でエリツィン選挙対策事務所長を務める。2000 年～ウスチ・オルディンスキー・ブリヤート自治管区（イルクーツク州）行政府代表連邦員議員、2003 年「統一ロシア東シベリア比例区」より立候補して国家院議員再当選、イルクーツク州主担当（ブリヤート共和国、ウスチ・オルディンスキー・ブリヤート自治管区副担当）既婚、息子あり。／ピロジニコワ（PIROZHNIKOVA, Lyudmila Vladomirovna）1958 年モスクワ州クラスノゴルスク市生まれ。ソ連外務省モスクワ国際関係大学卒業。1999 年～2000 年連邦経済大臣顧問、2000 年～2003 年連邦会計検査院総務副局長、2003 年「統一ロシア東シベリア比例区」より立候補し国家院議員当選、イルクーツク州主担当。／ブレニン（BURENIN, Andrei Viktorovich）1974 年 8 月 11 日イルクーツク市生まれ。1996 年イルクーツク国立総合大学シベリア・アメリカ学部卒業、1998 年スヴェルドロフスク国立経済大学大学院夜間部修了、経済学博士。1998 年～2000 年イルクーツク州行政府会計部、2001 年 1 月～11 月スアル副社長、2001 年～2003 年イルクーツク州副知事、2003 年「統一ロシアスヴェルドロフスク比例区」より国家院議員当選、イルクーツク州主担当（スヴェルドロフスク州副担当）。既婚、娘あり。／ドゥブロフスキー（DUBROVSKII, Viktor Nikokaevich）1965 年モスクワ生まれ。1988 年モスクワ・エネルギー大学、1999 年露連邦国家公務員アカデミー卒業。1993 年～連邦社会保護省、連邦労働・社会発展省、連邦国民社会保護省で年金問題等を担当。2003 年「統一ロシア・ブリカムスク比例区」より国家院議員当選、イルクーツク州副担当（スヴェルドロフスク州、キロフ州担当兼任）。既婚、子供 2 人あり。／ベズドリヌイー（BEZDOL'NII, Aleksandr Vasil'evich）1935 年 9 月 5 日カザフスタン生まれ。ソ連国民経済アカデミー、イルクーツク国民経済大学、トムスク金融クレジット専門学校卒業。1950 年代ヤクート自治共和国でソ連国営銀行勤務を経て、1999 年国家院議員当選、2003 年「統一ロシア中央比例区」より国家院議員再選、イルクーツク州副担当（トヴェリ州、サンクト・ペテルブルグ市、モスクワ市、モスクワ州担当兼任）。／ルベジャンスキー（RUBEZHANSKII, Pyotr Nikolaevich）1959 年 4 月 2 日ノヴォシビルスク州生まれ。1981 年オムスク鉄道技術大学卒業。1999 年国家院議員当選、2003 年「統一ロシア西比例区」より再選。「統一ロシア」会派、イルクーツク州副担当（ベルゴロド州、ケメロヴォ州、オムスク州、トムスク州担当兼任）。既婚、子供 2 人あり。／ビジマノフ（VID'MANOV, Viktor Mikhailovich）1934 年 2 月 25 日生まれ。ペンザ工業大学卒業、露科学アカデミー名誉会員。「ロスアグロムストロイ」（住宅及び農業施設建築、1967 年設立、在モスクワ）社長。1999 年国家院選挙で露共産党比例区に立候補して当選するも辞退し、他候補に議席を譲る。2003 年「露共産党東シベリア比例区」（イルクーツク州、ブリヤート共和国、チタ州、アギン・ブリヤート自治管区、ウスチ・オルディンスキー・ブリヤート自治管区、トゥバ共和国、ハカス共和国、クラスノヤルスク地方、タイムイル（ドルガン・ドイツ）自治管区、エベンク自治管区）より立候補し当選。／ソロマチン（SOLOMATIN, Egor Yul'evich）1964 年 10 月 3 日生まれ。モスクワ・エネルギー大学卒業。1996 年国家院議員選出、1999 年再選、2003 年「露自民党シベリア比例区」（イルクーツク州、ブリヤート共和国、チタ州、アギン・ブリヤート自治管区、ウスチ・オルディンスキー・ブリヤート自治管区、トゥバ共和国、ハカ

ス共和国、クラスノヤルスク地方、タイムイル（ドルガン・ドイツ）自治管区、エベンク自治管区、アルタイ共和国、アルタイ地方、ケメロヴォ州、ノヴォシビルスク州、オムスク州、トムスク州）から出馬して国家院議員当選。／オフシャンニコフ（OVSYANNIKOV, Vladimir Anatol'evich）1961年11月22日ゴーリキー州（現ニジェゴロド州）生まれ。全ソ法律大学夜間部卒業。1995年より露自民党員。2003年「露自民党シベリア比例区」から出馬して国家院議員当選。／クリヤノビチ（KUR'YANOVICH, Vladimir Viktorovich）1966年6月19日生まれ。イルクーツク国立総合大学卒業。2003年「露自民党シベリア比例区」から出馬して国家院議員当選。

首都市長：ヤクボフスキー（YAKUBOVSKII, Vladimir Viktorovich）1952年3月4日イルクーツク市生まれ。イルクーツク国民経済大学、オルジョニキゼ記念モスクワ管理大学卒業。1992年イルクーツク市第一副市長、1997年11月イルクーツク市長及びイルクーツク州議会議員選出、2000年11月イルクーツク州議会議員再選、2001年7月29日イルクーツク市長再選（得票率70%）。既婚、娘2人、息子1人、孫1人あり。

連邦管区：シベリア連邦管区

◆経済

主要産業：機械工業、鉄・非鉄金属工業、石油化学工業、電力、林業、木材加工業、紙パルプ工業、鉱業（石炭、鉄鉱石、金、雲母、石膏等）

工業生産高：1,701億4,970ルーブル（2004年度）

経済成長率：3.7%（2004年）

対外貿易（2004年）：貿易47億9,000万ドル（輸出40億9,000万ドル、輸入7億ドル）

主要相手国（2004年）：

	1位	2位	3位	4位	5位
総額	中国	日本	インド	米国	モンゴル
輸出	中国 (26.6%)	日本 (24.2%)	インド (15.5%)	米国 (9.1%)	モンゴル (4.9%)
輸入	カザフスタン (25.5%)	中国 (11.5%)	ギニア (11.5%)	インド (9.8%)	オーストラリア (7.9%)

外国投資：総額1億9,406万3,000ドル

◆社会

平均所得：5553.2ルーブル（198ドル、2004年度、前年比34.8%増）

名目平均賃金：7541.5ルーブル（269ドル、2004年度、前年比16.5%増）

完全失業数：16万5900人

主要紙：『東シベリア・プラウダ』（発行部数2万4,000）、『SMナンバー・ワン』（発行部数2万4,000）

◆対日関係

対日貿易：

(USD)	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
総額	11億1,480万	9億6,010万	7億1,730万	7億7,770万	9億9,300万
輸出	10億9,560万	9億5,440万	7億910万	7億6,960万	9億8,300万
輸入	1,920万	5,670万	820万	810万	1,000万

対日貿易品目（2004年）：				
（USD）	1位	2位	3位	4位
輸出	アルミニウム （73.7%）	木材 （20.6%）	石油製品 （3.6%）	鉄製品 （1.4%）
輸入	自動車、輸送設備 （71.4%）	化学製品 （20.5%）	鉄製品 （1.4%）	
日系企業：日系企業の支店または駐在員事務所、登録されている日露合弁企業 15 箇所（2004 年 11 月現在）				
邦人旅行者数：3,300 人（2001 年）、4,000 人（2003 年）				
姉妹都市（締結年）：イルクーツク市－石川県金沢市（1967 年）／ブラーツク市－石川県七尾市（1970 年）／シェレホフ市－石川県能美市（1976 年）／ジェレズノゴルスク・イリムスキー市－山形県酒田市（1979 年）				
日本語教育：日本語学習者数 550 人（2004 年 9 月現在）				
在留邦人：15 名（2005 年 4 月現在）				

チタ州
◆一般事情
面積：43 万 1,500 平方キロメートル
人口：113 万 8,400 人（2004 年 10 月。対 2004 年 1 月比 99.5%）
首都所在地：チタ市
主要都市：①チタ市：37 万人（1990 年）、②クラスノカメンスク市：6 万 7,100 人（1992 年）、③ボルジャ市：3 万 6,700 人（1992 年）
民族構成：①ロシア人：89.6%、②ブリヤート人：4.5%、③ウクライナ人：2.2%、④タタール人：1.3%（1970 年統計）
言語：ロシア語
宗教：ロシア正教
略史：1653 年、探検家率いるザバイカル・コサックの団が越冬地を建設する。1675 年、ロシア人が定住を開始、1699 年、チタ要塞が建設される。地名は「スロボダ」（～1687 年）、「チタ村」（1821 年～）、「チタ市」（1851 年～）と変遷。デカブリスト流刑地、ザバイカル州の首都、ザバイカル・コサックの本拠地。1900 年以降鉄道拠点として発展し、極東共和国首都（1920 年～1922 年）、ザバイカル県首都（1922 年～）、極東地方の管区都市（1926 年）を経て、1937 にチタ州首都となり今日に至る。
◆政治
州知事：ゲニアトゥリン（GENIATULIN, Ravil Faritovich） 1955 年 12 月 20 日チタ市生まれ。チタ教育大学歴史哲学部卒業。1992 年チタ市長任命、1996 年 2 月知事任命、同年 10 月選出、2000 年再選、2004 年 3 月 14 日三選（投票率 68.18%）。既婚、娘 2 人と息子あり。
第一副知事：オクネフ（OKUNUV, Vladimir Viktorovich）1948 年ユジノサハリンスク生まれ。1971 年ハバロフスク工科大学、1989 年ノヴォシビルスク共産党大学卒業。1996 年チタ市長、第一副知事（チタ州副知事は合計 8 名）。既婚、娘と孫あり。
州議会議長：ロマノフ（ROMANOV, Anatolii Pavlovich）1956 年 7 月 20 日生まれ。チタ

工科大学卒業（専門：道路建設設備技師）、ノヴォシビルスク共産党大学卒業。2001年～2004年、チタ州議会経済政策委員会議長、2004年（8月現在）～チタ州副知事（燃料エネルギー複合体・鉱業担当）。「統一ロシア」チタ支部設立に参加。2004年11月11日、「統一ロシア」の推薦を受けてチタ州議会議長に選出。

連邦院議員：メリニコフ（MEL'NIKOV, Vladimir Il'ich）州行政府代表 1953年1月26日ハバロフスク地方ソフガワニ市生まれ。1975年イルクーツク国立総合大学法学部、1999年連邦政府附属ロシア国家公務員アカデミー卒業。1993年～2000年在チタ州露大統領全権連邦主任検査官。2001年連邦院議員（州行政府代表）任命、2004年4月14日再任（任期は2008年3月まで）。既婚、子供2人と孫あり。／トムチン（TOMCHIN, Grigorii Alekseevich）州議会代表 1947年12月4日レニングラード市生まれ。1972年レニングラード造船大学卒業（専門：電気技師）。～1992年海洋機械設備建設会社勤務。1990年代初頭は露最高会議やサンクト・ペテルブルグ市役所で経済改革や民営化、資産管理を担当。1993年国家院議員当選、1999年再選。1996年～今日、全露民営化及び民間企業協会会長、2004年1月～露立法支援基金議長。2004年12月ロマノフ・チタ州議会議長の推薦を受けてチタ州議会代表連邦院議員に選出。「右派勢力同盟」所属。チタ州とのつながりはあまりなし（曾祖父がザバイカル地方にて東シベリア鉄道建設従事中チフスで死亡）。

国家院議員：ブロヒン（BLOKHIN, Evgenii Evgen'evich）1945年4月22日チタ州シルカ市生まれ。小学校卒業後、鉱山産業専門学校、夜間中学、夜間法律大学で学ぶ。組立工、営林署員、営林署長等を経て、1987年～シルカ地区勤労者代表ソビエト執行委員会議長、1989年～同市ソ連共産党支部第一書記、1992年～シルカ地区長任命、選出、再選。2004年10月24日実施の「第187ボルジャー人区」選出国家院議員補欠選挙（故ロツスキー議員の死去に伴うもの）で対立候補2人を破り当選（得票率33%）。既婚、子供3人あり。／ヴォイテンコ（VOITENKO, Viktor Petrovich）1951年4月24日ウクライナ生まれ。1973年ソ連KGBモスクワ高等専門学校、1980年フルンゼ記念軍事アカデミーほか卒業、社会学修士。1987年～1990年ビロビジャン国境警備隊長、1987年～1990年代ユダヤ自治州議会議員選出（2回）、1999年連邦鉄道省大臣顧問、同副大臣を経て国家院議員選出、2003年「第188チター人区」より再選、「統一ロシア」会派、チタ州主担当。既婚、子供3人あり。／ココシン（KOKOSHIN, Andrei Afanas'evich）1945年10月26日モスクワ生まれ。1969年バウマン記念モスクワ高等専門学校、1972年ソ連科学アカデミー米国カナダ研究所大学院卒業、歴史学博士、教授、露科学アカデミー準会員。1984年同研究所副所長、1998年露科学アカデミー副会長、1999年露国防第一副大臣、露安全保障会議書記、国家院議員選出、2003年「統一ロシア東シベリア比例区」（イルクーツク州、ブリヤート共和国、チタ州、アギン・ブリヤート自治管区、ウスチ・オルディンスキー・ブリヤート自治管区）より立候補し国家院議員再選、イルクーツク州副担当（チタ州主担当、ブリヤート共和国、モスクワ市副担当）。既婚、子供2人あり。／ビジマノフ（VID'MANOV, Viktor Mikhailovich）1934年2月25日生まれ。ペンザ工業大学卒業、露科学アカデミー名誉会員。「ロスアグロムストロイ」（住宅及び農業施設建築、1967年設立、在モスクワ）社長。1999年国家院選挙で露共産党比例区に立候補して当選するも辞退し、他候補に議席を譲る。2003年「露共産党東シベリア比例区」（イルクーツク州、ブリヤート共和国、チタ州、アギン・ブリヤート自治管区、ウスチ・オルディンスキー・ブリヤート自治管区、トゥバ共和国、ハカス共和国、クラスノヤルスク地方、タイムイル（ドルガン・ドイツ）自治管区、エヴェンク自治管区）より立候補し当選。／ソロマチン（SOLOMATIN, Egor Yul'evich）1964年10月3日生まれ。モスクワ・エネルギー大学卒業。1996年国家院議員選出、1999年再選、2003年「露自民党シベリア比例区」（イルクーツク州、ブリヤート共和国、チタ州、アギン・ブリヤート自治管区、ウ

スチ・オルディンスキー・ブリャート自治管区、トゥバ共和国、ハカス共和国、クラスノヤルスク地方、タイムイル（ドルガン・ドイツ）自治管区、エヴェンク自治管区、アルタイ共和国、アルタイ地方、ケメロヴォ州、ノヴォシビルスク州、オムスク州、トムスク州）から出馬して国家院議員当選。／オフシャンニコフ（OVSYANNIKOV, Vladimir Anatol'evich）1961年11月22日ゴーリキー州（現ニジェゴロド州）生まれ。全ソ法律大学夜間部卒業。1995年より露自民党員。2003年「露自民党シベリア比例区」から出馬して国家院議員当選。／クリヤノビチ（KUR'YANOVICH, Vladimir Viktorovich）1966年6月19日生まれ。イルクーツク国立総合大学卒業。2003年「露自民党シベリア比例区」から出馬して国家院議員当選。

首都市長：ミハリョフ（MIKHALEV, Anatolii Dmitrievich）2001年3月市行政府長任命、2005年1月30日再選（得票率81.63%）。

連邦管区：シベリア連邦管区

◆経済

主要産業：鉱工業、鉄工業、採鉱業、燃料産業、林業、木材加工業、食品・軽工業、加工業、電力、機械生産、稀少金属、非鉄金属、金

工業生産高：184億400万ルーブル（1,697万9,742ドル、2004年。1米ドル＝108.6円）

経済成長率：103.3%（2004年） ※97.5%（2004年1～9月、対前年同時期比）

対外貿易（2004年）：総額1億6,859ドル（輸出8,930万ドル、輸入7,928万ドル）

（千ドル）	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
輸出入	100,728.0	107,138.1	133,588.2	168,591.0	260,018.0
輸出	79,968.2	84,401.0	87,510.8	89,303.5	148,259.5
輸入	20,769.8	22,737.1	46,077.4	79,288.0	111,758.8

主要相手国（2004年）：

	1位	2位	3位	4位	5位
輸出入	中国	モンゴル	ウズベキスタン	ドイツ	英国
輸出	×	×	×	×	×
輸入	×	×	×	×	×

外国投資（2001年）：総額592万3400ドル（スイス61.9%）＋214万9300ルーブル（中国85.0%） ※投資対象は鉄工業（89.31%）、非鉄金属業（5.4%）、木材伐採業（5.3%）

◆社会

平均所得：4,747.3ルーブル（169ドル、2004年。対前年同時期比119%増。1米ドル＝28ルーブル）

名目平均賃金：6,645.7ルーブル（237ドル、2004年。対前年同時期比111%増。1米ドル＝28ルーブル）

完全失業者数：6万6,300人（2004年。対前年同時期比93.7%）

物価上昇率：110.4%（2004年。対前年比）

主要紙：『ザバイカルの労働者』（発行部数1万1,100）

◆対日関係

対日貿易（2003年）：なし					
（単位：千ドル）	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
輸出入	216.47	547.7	0.6	—	420.0
輸出	—	—	—	—	—
輸入	216.47	547.7	0.6	—	—
日系企業：日系企業の支店または駐在員事務所、登録されている日露合弁企業 0 箇所（2003年 10 月現在）					
姉妹都市：なし（2002 年現在）※但し 1991 年以降、チタ市と愛知県知多市との間に交流あり					
日本語教育：日本語学習者 60 人（2004 年 9 月現在）					
在留邦人：2 名（2005 年 4 月現在）					

ブリヤート共和国
◆一般事情
面積：35 万 1,300 平方キロメートル
人口：97 万 9,400 人（2003 年 1 月 1 日現在『2002 年人口統計』試算）
首都所在地：ウラン・ウデ市
主要都市：①ウラン・ウデ市：39 万 2,700 人（2002 年）、②グシノオゼルスク市：3 万 6,000 人（1992 年）、③キャフタ市：1 万 8,000 人（1992 年）、④ザカメンスク市：1 万 6,300 人（1992 年）
民族構成：①ロシア人：68%、②ブリヤート人：23%、このほか、ウクライナ人、タタール人など 60 近い民族が居住する（2002 年統計）
言語：ロシア語、ブリヤート語
宗教：ロシア正教、仏教（チベット仏教、ラマ教）、シャーマニズム
略史：紀元前 3～1 世紀、様々な遊牧民がこの地に居住。1206 年、チンギスハンが遊牧諸部族を大モンゴル帝国に統合。17 世紀中頃、ブリヤートがロシア帝国に統合され、モンゴル世界との断絶が生じる。1666 年、ウダ川の岸辺にザバイカル・コサックが越冬要塞を建設、これが現在のウラン・ウデのもととなる。ロシア革命後、ブリヤート・モンゴル自治ソビエト社会主義共和国（1923 年）等を経て、1991 年 10 月にブリヤート共和国が成立。1994 年以降大統領制。
◆政治
共和国大統領（兼首相）：ポタポフ（POTAPOV, Lenid Vasil'evich）1935 年 7 月 4 日ブリヤート共和国ウアキト村生まれ。1959 年ハバロフスク鉄道技術者大学、1965 年イルクーツク国民経済大学卒業、経済学博士。1987 年～トルクメニスタン勤務、1990 年トルクメン共和国議会副議長、1991 年ブリヤート自治共和国議会議長選出、1994 年初代共和国大統領（兼首相）選出、1998 年再選、2002 年 6 月三選。ロシア人。既婚、娘と息子あり。
第一副首相：エゴロフ（EGOROV, Innokentiya Matveevich）1950 年 1 月 8 日イルクーツク州オリホン地区生まれ。1970 年ブリヤート国立教育大学物理数学部卒業。1970 年～1984 年中学校数学教師～校長。1990 年代に地区の共産党執行委員会議長及び首長等を歴任し、2002 年共和国副首相任命。ゲイデブレフト前第一副首相が健康上の理由で辞任したことに

伴い、2004年12月第一副首相就任。右派勢力同盟所属。ロシア人。既婚、娘2人と孫娘あり。

人民フラル（共和国議会）議長：ルブサノフ（LUBSANOV, Aleksandr Gomboevich）1942年4月3日ウラン・ウデ市生まれ。1975年東シベリア工業大学（在ウラン・ウデ）卒業。1988年人民フラル議員選出、2002年6月再選、人民フラル議長任命（※人民フラル定員は65名）。

連邦院議員：マルキン（MALKIN, Vitalii Borisovich）共和国政府代表 1952年9月16日スヴェルドロフスク州生まれ。ウラル工科大学、モスクワ運輸技術大学大学院卒業。1994年「ロシア・クレジット」社長。「ロシア・ユダヤ人会議」副会長、役員。2004年1月1日共和国政府代表連邦議員任命（任期は2007年6月まで）。／エゴロフ（EGOROV, Innokentiy Nikolaevich）人民フラル代表 1956年9月5日ウラン・ウデ市生まれ。1983年東シベリア工科大学卒業（専門：建築技師）。1974年～建築会社勤務（職人～社長）。ソ連時代から共和国議員を歴任し、1991年～2002年共和国副首相、露大統領付ブリャート共和国全権代表部長。現在は「ロスゴスストラフ」副社長。2004年12月連邦院議員に就任。ブリャート人。

国家院議員：クズネツォフ（KUZNETSOV, Vasilii Fyodotovich）1947年2月13日ブリャート共和国生まれ。東シベリア工業大学（在ウラン・ウデ）、露政府付属国民経済アカデミー卒業。1992年米国能力養成大学、1995年コロンビア大学で学ぶ。1987年～1991年イルクーツク市議会議員選出、1993年～国営石油製品企業社長、1998年～「ブリャート石油製品」社長、同年人民フラル議員選出、1999年国家院議員選出、2003年国家院議員選挙で「第9ブリャート一人区」より再選、「統一ロシア」会派。既婚、子供2人あり。／ココシン（KOKOSHIN, Andrei Afanas'evich）1945年10月26日モスクワ生まれ。1969年バウマン記念モスクワ高等専門学校、1972年ソ連科学アカデミー米国カナダ研究所大学院卒業、歴史学博士、教授、露科学アカデミー準会員。1984年同研究所副所長、1998年露科学アカデミー副会長、1999年露国防第一副大臣、露安全保障会議書記、国家院議員選出、2003年「統一ロシア東シベリア比例区」（イルクーツク州、ブリャート共和国、チタ州、アギン・ブリャート自治管区、ウスチ・オルディンスキー・ブリャート自治管区）より立候補し国家院議員再選、イルクーツク州副担当（チタ州主担当、ブリャート共和国、モスクワ市副担当）。既婚、子供2人あり。／ポポフ（POPOV, Sergei Aleksandrovich）1949年7月21日モスクワ生まれ。1971年モスクワ鉱山大学、1982年オルジョニキゼ記念モスクワ管理大学卒業、政治学修士。1996年露大統領選でエリツィン選挙対策事務所長を務める。2000年～ウスチ・オルディンスキー・ブリャート自治管区（イルクーツク州）行政府代表連邦員議員、2003年「統一ロシア東シベリア比例区」より立候補して国家院議員再当選、イルクーツク州主担当（ブリャート共和国、ウスチ・オルディンスキー・ブリャート自治管区副担当）既婚、息子あり。／チムチェンコ（TIMCHENKO, Vyacheslav Stepanovich）1955年11月20日ロストフ生まれ。ノヴォチェルカスク工科大学卒業、経済学修士。「アルファ・バンク」渉外部、「チュメニ石油」副社長を経て、2003年「統一ロシア西シベリア比例区」より国家院議員選出、ブリャート共和国副担当（チュメニ州、ハンティ・マンシ自治管区担当兼任）。／ビジマノフ（VID'MANOV, Viktor Mikhailovich）1934年2月25日生まれ。ペンザ工業大学卒業、露科学アカデミー名誉会員。「ロスアグロムストロイ」（住宅及び農業施設建築、1967年設立、在モスクワ）社長。1999年国家院選挙で露共産党比例区に立候補して当選するも辞退し、他候補に議席を譲る。2003年「露共産党東シベリア比例区」（イルクーツク州、ブリャート共和国、チタ州、アギン・ブリャート自治管区、ウスチ・オルディンスキー・ブリャート自治管区、トゥバ共和国、ハカス共和国、クラスノヤルスク地方、タイムイル（ドルガン・ドイツ）自治管区、エヴェンク自治管区）より立候補し当選。／ソロマチン

(SOLOMATIN, Egor Yul'evich) 1964 年 10 月 3 日生まれ。モスクワ・エネルギー大学卒業。1996 年国家院議員選出、1999 年再選、2003 年「露自民党シベリア比例区」(イルクーツク州、ブリヤート共和国、チタ州、アギン・ブリヤート自治管区、ウスチ・オルディンスキー・ブリヤート自治管区、トゥバ共和国、ハカス共和国、クラスノヤルスク地方、タイムイル(ドルガン・ドイツ)自治管区、エヴェンク自治管区、アルタイ共和国、アルタイ地方、ケメロヴォ州、ノヴォシビルスク州、オムスク州、トムスク州) から出馬して国家院議員当選。／オフシャンニコフ (OVSYANNIKOV, Vladimir Anatol'evich) 1961 年 11 月 22 日ゴーリキー州(現ニジェゴロド州)生まれ。全ソ法律大学夜間部卒業。1995 年より露自民党員。2003 年「露自民党シベリア比例区」から出馬して国家院議員当選。／クリヤノビチ (KUR'YANOVICH, Vladimir Viktorovich) 1966 年 6 月 19 日生まれ。イルクーツク国立総合大学卒業。2003 年「露自民党シベリア比例区」から出馬して国家院議員当選。 首都市長：アイダエフ (AIDAEV, Gennadii Arkhipovich) 1950 年 4 月 15 日クラスノヤルスク地方生まれ。1973 年東シベリア工業大学卒業、経済学博士。1998 年市長選出、2002 年 6 月再選。1999 年山形市名誉市民。 連邦管区：シベリア連邦管区
◆経済
主要産業：鉱業(褐炭、金等)、機械工業、金属加工業、非鉄冶金業、木材加工・製紙業、食品・軽工業、建設資材生産等 工業生産高：278 億 5,640 万ルーブル(25 万 6,506 ドル、2004 年 1 米ドル=108.6 円)
経済成長率：107% (2004 年統計、対前年比)
輸出入品目：輸出…機械製品、材木・木材加工品、航空部品
主要相手国：中国、モンゴル、日本、イラン、米、ウクライナ
◆社会
平均所得：4,609 ルーブル(164 ドル、対前年比 127%、2004 年統計。1 米ドル=28 ルーブル)
名目平均賃金：6,034.5 ルーブル(215 ドル、対前年比 128%、2004 年統計。1 米ドル=28 ルーブル)
完全失業者数：7 万 2,000 人(うち 1 万 8,000 人は登録分)(対前年比 118%、2004 年統計)
主要紙：『ブリャーチア』(発行部数 2 万)、『ナンバー・ワン』(発行部数 2 万 3,400)
◆対日関係
対日貿易：総額 1 万 640 ドル(輸出 9,730 ドル、輸入 910 ドル、2004 年)
対日輸出品目：1990 年代前半は丸太・木材が中心、1996 年以降は木材は中国市場に流れ、現在では石炭のみ
日系企業：日系企業の支店または駐在員事務所、登録されている日露合弁企業 0 箇所(2003 年 10 月現在)
姉妹都市(締結年)：ウラン・ウデ市－北海道留萌市(1972 年)／ウラン・ウデ市－山形県山形市(1991 年)※ウラン・ウデ市内には「ブリヤート日本友好協会」あり
日本語教育：日本語学習者数 100 人(2004 年 9 月現在)
在留邦人：5 名(2005 年 4 月現在)

ユダヤ自治州
◆一般事情
面積：3万6,000平方キロメートル
人口：18万9,000人（2003年9月現在）
首都所在地：ビロビシヤン市
主要都市：①ビロビシヤン市：7万7,300人（2003年1月）、②オブルチエ市：1万,1066人（2002年）
民族構成：①ロシア人：83.2%、②ウクライナ人：7.4%、③ユダヤ人：4.2%、④ベラルーシ人：1.0%、⑤タタール人：0.7%、⑥モルドヴァ人：0.6%、その他の民族2.9%（1989年統計）
言語：ロシア語、イディッシュ語、ウクライナ語
宗教：ロシア正教、ユダヤ教
略史：17世紀にロシア人探検家たちがアムール河沿岸地域を訪れた後、1856年にザバイカル・コサックたちが当地に入植を開始し、ロシア人の定住が始まる。1898年、シベリア鉄道（チターウラジオストク間）建設開始とともに建設労働者が流入する。1928年、ビロビシヤン地区がユダヤ人入植地に指定されると、ウクライナ、ベラルーシ、その他の欧露部からユダヤ人労働者が移住する。極東地方の「ビロビシヤン民族管区」（1930年）、「ユダヤ自治州」（1934年）、ハバロフスク地方への編入（1938年）を経て、1990年以降、ロシア連邦の独立した構成主体となる。
◆政治
知事：ヴォルコフ（VOLKOV, Nikolai Mikhailivoch）1951年12月19日オリョール州クラスノエ村生まれ。幼少期はウクライナで過ごす。オデッサ技術大学卒業。1973年辞令により極東に移住し、建設現場の現場監督を務める。1991年ユダヤ自治州知事任命、1996年選出、2000年3月再選。政党無所属。既婚、娘あり。
副知事：アントノフ（ANTONOV, Gennadii Aleksandorovich）1949年アムール州ポクロフカ村生まれ。ブラゴヴェチェンスク農業大学機械学科、現代人文大学卒業。大学講師、ユダヤ自治州議会副議長、ユダヤ自治州政府第一次官を経て、2000年副知事任命。政党無所属。既婚、娘あり。
州議会議長：チホミロフ（TIKHOMIROV, Anatolii Fyodorovich）1956年5月7日ビロビシヤン生まれ。1982年ハバロフスク国立医科大学卒業、1999年経済法律アカデミー卒業。小児科医としての勤務を経て、2001年10月ユダヤ自治州議会議員選出、11月同議長選出。政党無所属。既婚、子供3人あり。
連邦院議員：グルホフスキー（GLUKHOVSKII, Igor' Gennadievich）1960年10月9日生まれ。1983年モスクワ測量・航空写真・地図製作技術者大学、モスクワ鉄鋼・合金大学卒業、母校にて勤務。1993年以降非鉄金属分野でビジネスを営む、「エネルギー・コンプレックス」社長。2000年11月連邦院議員（ユダヤ自治州政府代表）任命、任期は2005年3月まで。／ヴァヴィロフ（VAVILOV, Stanisav Vladimirovich）1956年2月9日モスクワ州生まれ。1991年極東政治学・社会管理大学卒業、法学修士。1973年～1987年オホーツク市等の掘削工場で組立工等。1988年～1994年ユダヤ自治州地区レベルで共産党、議会、行政府勤務。2001年連邦院議員（ユダヤ自治州議会代表）選出、任期は2005年10月まで。「統一ロシア」党所属。既婚、子供3人あり。
国家院議員（2003年12月～）：シュトグリッ（SHTOGRIN, Sergei Ivanovich）1948年7

月 21 日ハバロフスク市生まれ。コムソモリスク・ナ・アムール工科大学航空機製造学部夜間部、共産党大学卒業。1971 年～「コムソモリスク航空機製造合同」(KnAAPO) 勤務、共産党活動を経て保険会社社長。1995 年国家院議員選出、1999 年再選、2003 年 12 月「第 214 ビロビジャン一人区」より三選、共産党会派所属。既婚、息子 2 人と娘あり。／チルキン (CHIRKIN, Andrei Borisovich) 1961 年 3 月 15 日モスクワ州カリーニングラード市生まれ。モスクワ林業工科大学卒業、経済学博士。1993 年～在モスクワ連邦連邦政府付ハバロフスク地方常駐代表、1997 年ハバロフスク地方第一副知事任命、2002 年 12 月ハバロフスク地方政府代表連邦院議員任命、2003 年 12 月「統一ロシア極東比例区」(サハール共和国、ハバロフスク地方、ユダヤ自治州、アムール州) より立候補し国家院議員当選、サハール共和国副担当 (ハバロフスク地方主担当、ユダヤ自治州副担当)。既婚、息子あり。／ムサトフ (MUSATOV, Ivan Mikhailovich) 1976 年 2 月 14 日生まれ。露弁護士アカデミー及び露政府付属金融アカデミー卒業。教授、アカデミー正会員。2003 年 12 月「露自民党極東比例区」(サハール共和国、ハバロフスク地方、ユダヤ自治州、アムール州、沿海地方、カムチャッカ州、マガダン州、サハリン州、コリャク自治管区、チュコトカ自治管区) より立候補し国家院議員当選。／グリシュコフ (GRISHUKOV, Vladimir Vital'evich) 1956 年 3 月 17 日沿海地方ナホトカ市生まれ。ハバロフスク共産党大学卒業。1995 年国家院議員選出、1999 年再選、2003 年 12 月「露共産党極東比例区」(サハール共和国、ハバロフスク地方、ユダヤ自治州、アムール州、沿海地方、カムチャッカ州、マガダン州、サハリン州、コリャク自治管区、チュコトカ自治管区) より立候補し国家院議員三選。既婚、娘 2 人あり。

首都市長：ヴィンニコフ (VINNIKOV, Aleksandr Aronovich) 1955 年 10 月 6 日ハバロフスク地方クラスノィ・ヤル村生まれ。1977 年ハバロフスク国立教育大学卒業。中学校教師、コムソモール (共産党青年同盟) 指導者、保険会社幹部を経て、1999 年市長選出、2004 年 3 月再選。既婚、子供 2 人あり。

連邦管区：極東連邦管区

◆経済

主要産業：機械製造 (農業用機械、変圧器)、木材加工業、建材、軽工業、食品産業、錫、穀物 (小麦、大麦、燕麦、大豆) 栽培、畜産 (食肉用)、養蜂、狩猟、漁業

工業生産高：22 億 4,760 万ルーブル (2,069 万 6,132 ドル、2004 年)

経済成長率：7% (2004 年、対前年比)

対外貿易：

(USD)	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年
総額	1,664 万 9380	1,299 万 350	1,290 万 510	1,204 万 5,920	1,035 万 6
輸出	1,207 万 4,220	899 万 2,030	890 万 1,680	841 万 6,460	529 万 352
輸入	457 万 5,160	399 万 8,320	410 万 8,830	362 万 9,460	505 万 653

主要相手国：

(%)	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
総額	中国 (83)	伊国 (5)	ウクライナ (3)	日本 (3)	タジキスタン (2)
輸出	中国 (91)	タジキスタン (4)	日本 (3)	カザフスタン (2)	韓国 (1)
輸入	中国 (76)	伊国 (10)	ウクライナ (6)	日本 (3)	タイ (2)

輸出入品目：輸出…原木及び加工木材、軽工業製品

輸入…綿織物、合成繊維、食料品、化学工業製品、機械、設備、輸送手段

観光業：2002 年に同州を訪れた観光客は約 5,000 人 (うち中国人が 95%)

◆社会					
平均所得：6,779.4 ルーブル（242 ドル、2004 年）					
名目平均賃金：記載なし					
完全失業者数：2 万 5,200 人（2004 年）					
主要紙：『ピロビジャンの星』（火曜日・木曜日発行、発行部数 8,000）					
◆対日関係					
対日貿易：					
(USD)	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年
総額	57 万 4,830	41 万 3,580	26 万 1,210	9 万 6,690	29 万 5,730
輸出	28 万 5,980	40 万 3,700	24 万 6,110	7 万 8,960	13 万 8,780
輸入	28 万 8,860	9,800	1 万 5,100	1 万 7,730	15 万 6,950
対日貿易品目（2004 年）：					
(%)	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
輸出	鉱物（100）	—	—	—	—
輸入	乗用車（80）	自動車部品及び装備品（8）	ブルドーザー、掘削機（6）	エンジン（2）	車体（2）
日系企業：日系企業の支店、駐在員事務所、日露合弁企業 0 箇所（2003 年 10 月現在）					
姉妹都市（締結年）：ピロビジャン市－新潟県新潟市（1992 年）					
日本語教育：日本語学習者数 0 人（2004 年 9 月現在）					
在留邦人：0 人（2004 年 8 月現在）					

第4章 日本の地方自治体と姉妹都市提携を行っている地方自治体

…イルクーツク市、ハバロフスク市、ウラジオストク市

第1節 イルクーツク市

1 概 要

イルクーツク市（Муниципальное образование город Иркутск）は、イルクーツク州の州都である。州内には、以下の図表のようにさまざまな名称の自治体が配置されている。

イルクーツク州内の自治体に関する情報

自治体名	首長名	E-mail	電話	Fax	住所
イルクーツク市 Муниципальное образование город Иркутск	ヤクボーフスキー Якубовский Владимир Викторович	post@goradm.irkutsk.ru	(395-2) 24-37-04 20-14-90	24-30-27	664025, г. Иркутск, ул. Ленина 14
アンガール地区 Ангарское муниципальное образование	コズロフ Козлов Андрей Петрович	kostinavn@angarsk-adm.ru	(395-1) 52-23-96	52-24-04	665830, г. Ангарск, пл. им. Ленина
ボダイボ地区 Муниципальное образование города Бодайбо и района	アブラメンコ Абраменко Александр Степанович	bodaibo_mer@irmail.ru	(395-61) 5-10-55 5-24-70 5-17-00	5-24-70	666904, г. Бодайбо, ул. Урицкого, 33
ブラーツク市 Муниципальное образование города Братска	セレブレンニコフ Серебренников Сергей Васильевич	bratsk-admin@bratsk.net.ru	(395-3) 43-59-89	43-35-34	665708, г. Братск, ул. Ленина, 37
ズーミンスク市 Зиминское городское муниципальное образование	ペニユシキン Пенюшкин Николай Александрович	admirzima@irmail.ru	(395-14) 3-17-85 3-11-44	3-16-52	665390, г. Зима, ул. Ленина, 5
サヤンスク市 Муниципальное образование города Саянска	トルーヒン Трухин Анатолий Васильевич	ADMSAYANSK@irmail.ru	(395-13) 5-71-21 5-71-90	5-69-43	666304, г. Саянск, м/р «Олимпийский», 30

スヴィールスク市	アルフェロフ		(273)	2-12-23	665420,
Муниципальное образование «город Свирск»	Алферов Владимир Тимофеевич		2-11-75 2-10-42	2-13-12	г. Свирск, ул. Ленина 33
トゥールン市	ピーヴェン	tulun-mer@irmail.ru	(395-30)	2-18-79	665268,
Муниципальное образование – «город Тулун»	Пивень Виктор Николаевич		2-18-20 2-18-79	2-24-66	г. Тулун, ул. Ленина, 99
ウソリエ・シビール市	クストス	admin-usolie@irmail.ru	(395-43)	6-36-37	665452,
Муниципальное образование города Усолье-Сибирское	Кустос Евгений Станиславович		6-31-00 6-33-40		г. Усолье-Сибирское, ул. Ватутина, 10
ウースチ・イリムスク市	ドロシオーク	office@ust-ilimsk.ru	(395-35)	7-56-63	666683,
Муниципальное образование город Усть-Илимск	Дорошок Виктор Васильевич		5-68-80		г. Усть-Илимск, ул. Героев Труда, 38
ウースチ・クーツク地区		ukmo@irmail.ru	(395-65)	5-76-04	665793,
Усть-Кутское муниципальное образование	Сенин Владимир Петрович		5-74-97		г. Усть-Кут, ул. Халтурина, 52
チェレムホヴォ地区	セメーノフ	admcher@pochta.ru	(395-46)	5-14-37	665415
Муниципальное образование «город Черемхово»	Семенов Вадим Александрович		5-25-42 5-25-33		г. Черемхово пл. им. Ленина, 6
シェレホーフスク地区	シューシン	adm@sheladm.ru	(395-10)	4-12-43	666034,
Шелеховский муниципальный район	Сюсин Юрий Александрович		9-44-20 4-13-35		г. Шелехов, ул. Ленина, д.15
バラガン地区	ジューコヴァ	balagansk_admin@irmail.ru	(395-48)	3-11-75	666391,
Муниципальное образование Балаганский район	Жукова Надежда Петровна		3-11-75 3-11-80		р.п. Балаганск, ул. Ангарская, 91
ブラーツク地区	スタルーヒン	fin16@gfu.ru	(395-3)	41-21-75	665717,
Муниципальное образование	Старухин Александр		41-15-18 41-21-70		г. Братск, ул. Комсомольская, 28а

«Братский район»	Иванович				
ジガロフ地区 Муниципальное образование «Жигаловский район»	ザルーキン Зарукин Георгий Григорьевич	secretar@irmail.ru	(395-21) 3-11-06 3-21-69	3-21-69	666402, р.п. Жигалово, ул. Советская, 25
ザラリンスク地区 Муниципальное образование «Заларинский район»	アフメートフ Ахметов Альфريد Шафкатович	zaladmin@irmail.ru	(395-12) 2-14-60 2-11-05	2-14-62	665322, р.п. Залари, ул. Ленина, 103
ジーミンスク地区 Зиминское районное муниципальное образование	トルブニーコフ Трубников Владимир Вячеславович	fin19@gfu.ru	(395-14) 3-11-52 3-13-54	3-23-63	665380 г. Зима, ул. Ленина, 5
イルクーツク地区 Иркутское районное муниципальное образование	ズバーレフ Зубарев Сергей Федорович	admirkkr@irmail.ru	(395-2) 34-29-63	34-29-63	664001, г. Иркутск, ул. Рабочего Штаба, 17
カザチンスコ・レン地区 Муниципальное образование «Казачинско-Ленский район»	ハウモーフ Наумов Николай Павлович	admin_klr@hotmail.ru	(395-62) 2-11-34 2-12-71	2-16-35	666511, с. Казачинское, ул. Ленина, 10
カタング地区 Муниципальное образование «Катангский район»	グルーシン Гришин Александр Валентинович	admkat@yandex.ru	2-11-50 2-10-35 8-201-127 (напочте)	21-035	666610, с.Ербогачен, ул.Комсомольская, 6
カチウーグスク地区 Муниципальное образование «Качугский район»	コズロフ Козлов Павел Иванович	fin23@gfu.ru	(395-40) 3-18-00 3-12-32	3-14-30	666203 р.п. Качуг, ул. Ленинских Событий, 29
キレンスク地区 Муниципальное образование Киренский район	ネウポコーエフ Неупокоев Петр	kirenskgo@mail.ru	(395-68) 4-16-42 4-18-87	4-16-00	666703 г. Киренск, ул. Красноармейская, 5

	Николаевич				
クイトウンスク地区 Муниципальное образование – Куйтунский район Иркутской области	ヴォズトヴィジェ НСК Воздвиженский Владимир Михайлович	kuitmer@irmail.ru	(395-36) 4-14-02 4-22-95	4-17-64	665302 р.п. Куйтун, ул. Карла Маркса, 18
マームスコ・チュイスク地区 Муниципальное образование Мамско-Чуйского района	シアポーフ Щапов Владимир Михайлович	fin26@gfu.ru	(395-69) 2-18-85 2-17-01	2-10-08 2-14-04	666811, р.п. Мама, ул. Советская, 10
ニジネイリムスク地区 Муниципальное образование «Нижеилимский район»	ゲジェリマン Гендельман Семен Яковлевич	zheleznogorsk@inbox.ru	(395-66) 3-06-06 3-04-21	3-27-45 3-14-48	665653, г. Железногорск-Илимский, пл. Янгеля, 20
ニジネウジンスク地区 Муниципальное образование Нижнеудинского района	フドノーゴフ Худогонов Сергей Михайлович	nuradm@rambler.ru	(395-17) 7-05-53 7-05-64	7-05-63	665106, г. Нижнеудинск, ул. Гоголя, 44
オリホンスク地区 Ольхонское районное муниципальное образование	モトシキン Мотошкин Николай Малгатаевич	olkhon@mail.ru	(395-19) 5-23-00 5-23-02	5-23-02	666130, с. Еланцы, ул. Пенкальского, д. 14
スリュジャーンスク地区 Муниципальное образование - Слюдянский район	サイコーフ Сайков Василий Иванович	fin30@gfu.ru	(395-44) 5-19-40 5-12-05	5-12-00	665904, г. Слюдянка, ул. Ржанова, 2
タイシェーツク地区 Муниципальное образование «Тайшетский район»	ゼレジンスキー Зелезинский Анатолий Адамович	birusa_t@irmal.ru	(395-63) 2-03-23 2-03-84	2-00-66	665000, г. Тайшет, ул. Суворова, 13
トウルンスキー地区	タシリコフ	mertulr@irmail.ru	(395-30)	2-41-02	665210,

Муниципальное образование «Тулунский район»	Ташлыков Александр Алексеевич		2-41-02 2-47-48		г. Тулун, ул. Ленина, 75
ウソリスク地区 Усольское районное муниципальное образование	Герашимов Герасимов Петр Михайлович	urmo@list.ru	(395-43) 6-30-52	6-30-52	665470, г. Усолье-Сибирское, ул. Свердлова, 1
ウスチ・イリムスク地区 Муниципальное образование «Усть-Илимский район»	Николаев Андрей Борисович	adminuiregion@irmail.ru	(395-35) 7-77-72 7-55-04	7-55-88	666671, г. Усть-Илимск, ул. Комсомольская, 9
ウスチ・ウジンск地区 Районное муниципальное образование «Усть-Удинский район»	Денисов Владимир Михайлович	fin35@gfu.ru	(395-45) 3-11-75 3-13-75	3-13-47	666350, р.п. Усть-Уда, ул. Комсомольская, 19
Челюмホーフスク地区 Черемховское районное муниципальное образование	Скворцов Александр Михайлович	fin36@gfu.ru	(395-46) 5-22-41 5-30-21	5-33-67	665413, г. Черемхово, ул. Куйбышева, 20
チュンスク地区 Чунское районное муниципальное образование	Чуменцов Валерий Григорьевич	chunameria@mail.ru	(395-67) 9-12-82 9-12-13	9-15-00	665514, р.п. Чунский, ул. Свердлова, 5

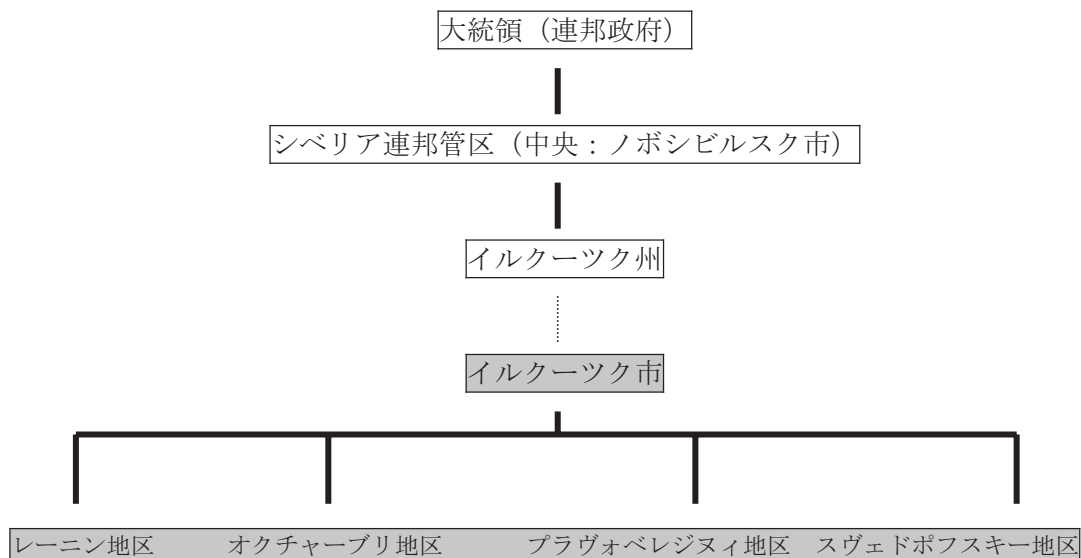
注、2006 年 1 月現在

イルクーツク市はイルクーツク州の下位地域であるが、地方自治体として独立した行政単位である。市の専権事項は市憲章（2000 年 4 月 24 日に市議会で採択）に盛り込まれており、州との間で権限を分割している。イルクーツク市の専権事項は以下のとおりである（イルクーツク市憲章第 10 条）。

1. 市の権限となっているのは、イルクーツク市の固有の問題、そして市が代行する個々の国家権限（主に州機関）である
2. ロシア連邦憲法、連邦の法律、州の法律に基づいて、市の専権となっているのは以下の事項である。
 - （1）イルクーツク市憲章と市のその他の法令の採択と改正、そしてそれらの執行管理
 - （2）法令に基づくイルクーツク市行政組織の問題解決

- (3) イルクーツ市における市機関の特殊性の制定、市の組織、それらの機関と活動の手続き、自治体としての市の編成
- (4) 市財産の所有、利用、処分
- (5) 市財政、市予算の編成、承認、執行。予算外資金の編成、市税の制定と徴税、市予算にかかわるその他の諸問題の解決
- (6) イルクーツ市の総合社会経済発展の確立
- (7) 社会秩序の維持
- (8) 市有住居ファンドと非住居ファンドの管理と利用
- (9) 教育と保健施設の組織化、発展、活動のための条件整備
- (10) 保育、義務教育、課外教育に関する市施設の組織化、管理、発展
- (11) 保健に関する市施設の組織化、管理、発展と住民衛生管理の保障
- (12) 市内の都市開発計画の管理
- (13) 住居建設と社会・文化施設建設の条件整備
- (14) 市内の土地利用の監督
- (15) 市内の水資源の利用管理、公共用の地下資源の管理
- (16) 市管理のエネルギー、ガス、暖房、上下水道の組織化、管理、発展
- (17) 市施設による住民への石油の供給
- (18) 市管理道路の建設と管理
- (19) 市内の都市整備と緑化
- (20) 資源の再利用の組織化
- (21) 市関連文書の管理
- (22) 公共交通の通信施設の整備
- (23) 商業、レストラン、日常サービスのための条件整備
- (24) 市文化施設活動のための条件整備
- (25) 市財産である歴史記念碑と文化財の保存
- (26) 市広報活動の組織化と管理
- (27) 市内のマスメディア活動のための条件整備
- (28) 市内の観客収容施設の条件整備
- (29) 市内の体育文化とスポーツ発展のための条件整備
- (30) 市住民のための就職斡旋
- (31) 市内の環境保全
- (32) 市内の防災対策
- (33) 市褒章の制定
- (34) 市公務員制度の管理
- (35) 保護と監督
- (36) 法律に基づく監督業務の遂行

ロシア連邦機構とイルクーツク市



注、**市**と**地 区** は地方自治体。その他は連邦機構。

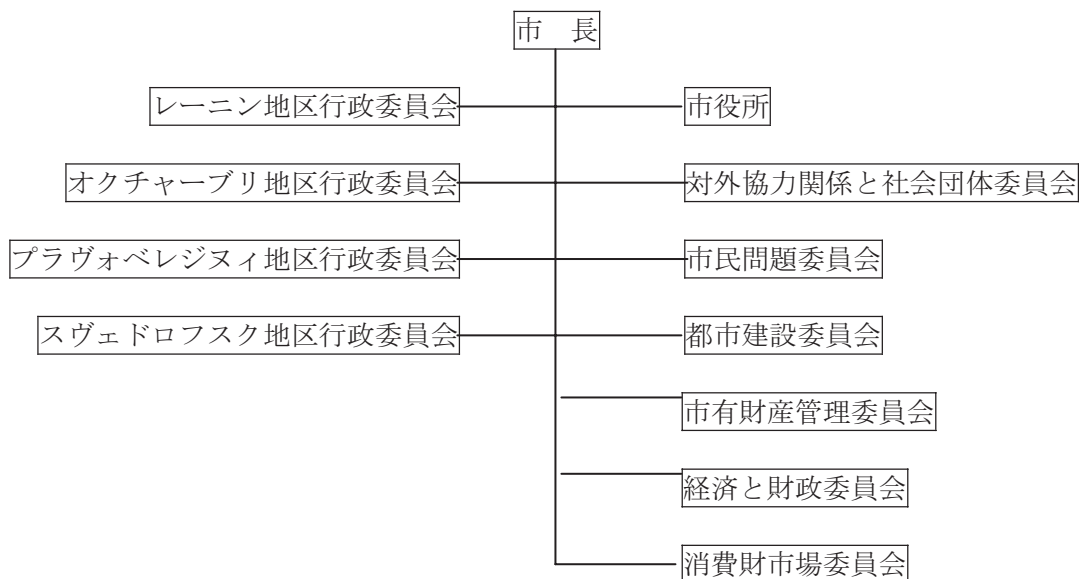
2 市役所

イルクーツク市長は市行政機関の最高役職者であり、市住民の利益を代表する。加えて自治体としての市の活動を指導し、上級機関である州政府との調整にあたる。市長は住民による直接投票で選出され、任期は4年間である。市長になる者は市内の居住者であり、投票権を有していなければならない。市長の職は、常勤である。市長の選出手続きについては、イルクーツク州の法律「自治体選挙について」で制定されている。

市長の専権事項は、以下のとおりである。

- (1) 市長は国家機関、その他の自治体、社会団体、所有形態に関係なく企業・施設・組織との関係において、さらには国際協力関係において市を代表する
- (2) 市長は毎年、市の状況についての年次報告を市議会で行う
- (3) 市長は、任期満了前も含む市議会選挙を公示する
- (4) 市長はイルクーツク市憲章に盛り込まれている根拠が認められる場合には、市議会を任期満了前に解散する
- (5) 市長は、イルクーツク州立法機関への法案提出権を行使する
- (6) 市憲章の改正、補足に関する提案を行う
- (7) 市長は、市民の直接的な意思表示の形態とその他の地方自治の実現方法を支援する
- (8) イルクーツク市住民の安全と健康、市の運営の正常機能、法秩序が犯されている場合には、市長は必要な法的な措置を講じる（イルクーツク市憲章第 42 条）

イルクーツク市の行政機構



ところで市長は市議会の構成メンバーであり、議長を兼任する。行政の長は同時に立法の長であり、両機関の関係の緊密化が図られている。議長としての市議会内の市長は、以下のとおりである。

- (1) 市長は、市議会を統轄する。議会の定例会と臨時会を招集し、議員公聴会を主宰する。市議会が決議を採択する際には議員票の対等を保障し、自らも投票に加わる
- (2) 市長は市議会決議に署名、それを公表する。そして決議の実施を組織化し、監督する
- (3) 市長は市議会の名において、またはその決議に基づいて、市議会の利益を裁判所とその他の国家機関で代表し、協定を締結する
- (4) 市長は法律、本憲章、市議会の決議に基づいて市議会議長に関するその他の権限を行使する（イルクーツク市憲章第 42 条）

市長はまさに、イルクーツク市の行政と立法の顔である。市においては絶大な権限を有するのであるが、他方で彼の権限停止に関する要件も市憲章に記されている。その事項は、以下のとおりである。

- (1) 辞任
- (2) ロシア連邦国籍の喪失
- (3) 市長としての職務遂行の障害になるかぎりにおいて、イルクーツク市の遠方地域での居住
- (4) 市長選挙の無効に関する裁判所の決定
- (5) 市長としての活動が実質的に停止している場合
- (6) 健康上の理由による市長としての職務不能の長期間に及ぶ状態
- (7) リコールの成立
- (8) 自治体の選出役職者の権限実現にかかわる制約の不履行
- (9) 連邦の法律「ロシア連邦における地方自治体の一般原則について」第 49 条に基づく市長解職に関するロシア大統領令の発効

イルクーツク市役所役職者

役 職	氏 名	電 話
市長	ヤクボーフスキー・ヴラジーミル (Якубовский Владимир)	24-37-04
副市長 市役所事務長	ヴォイツェホーヴィチ・エレナ (Войцехович Елена)	24-07-29
主席専門官 市役所事務長補佐官	イヴァニューク・アレクサンドル (Иванюк Александр)	24-07-58
市役所副事務長	コーシキン・ユーリー (Кошкин Юрий)	24-08-77
法制部長	アナーニチ・リュドミーラ (Ананич Людмила)	24-07-35
監査部長	バラーノフ・ユーリー (Баранов Юрий)	20-19-05
組織部長	ウヴァローヴァ・スヴェトラナ (Уварова Светлана)	24-11-59
人事部長	クラシーヴィフ・タマーラ (Красивых Тамара)	24-27-87
自治体立法部長	ビルガーゾヴァ・マリーナ (Быргазова Марина)	24-08-79
法秩序活動部長	イグナテェンコ・ヴァシーリー (Игнатенко василий)	24-08-08
住居の登録・分配部長	ネヴィジモフ・ゲオルギー (Невидимов Георгий)	24-10-23
情報化推進部長	パイギン・ドミートリー (Пайгин Дмитрий)	24-30-92
市役所情報化部長	フィラートヴァ・タチヤーナ (Филатова Татьяна)	20-05-75
情報技術整備部長	ルイモレーンコ・イーゴリ (Рыморенко Игорь)	24-09-49

イルクーツク市委員会役職者

委員会名	氏 名	電 話
対外協力関係と社会団体委員会	クシナーレフ・セルゲーイ (Кушнарєв Сергей)	34-25-93
市民問題委員会	アラエヴァ・ニーナ (Алаєва Нина)	24-08-75
都市建設委員会	シャンドルーク・オレーク (Шандрєк Олег)	24-07-95
市有財産管理委員会	オシェーリン・レオニード (Ощєрин Леонид)	33-40-05
経済と財政委員会	ジュープル・ガリーナ (Зюбр Галина)	24-08-60

消費財市場委員会	タティヤーコフ・アレクサードル (Татьяков Александр)	24-08-01
----------	---	----------

3 市議会

市議会は、イルクーツク市の「代表機関」である。市議会の構成メンバーには 15 人の議員をはじめとして、市長も加わる。議員は有権者の直接投票で選出され、任期は 4 年である。議員の職権は第 1 回本会議が招集された時点で発生し、改選時は新しい会期の本会議が開催された時点で消滅する。より正確に表現すれば、全議員の 3 分の 2 以上議員の活動は専従ではなく、本職の合間に行っており、それによる議員報酬は発生しない。

市議会を主宰する議長は市長の兼任であり、本会議では市議会の専権事項について議論する。本会議は年に四回以上の開催が義務づけられており、市長が召集する。本会議の臨時会は、市長、市議会議員の定数 3 分の 1 以上、全有権者の 5 パーセント以上の発議で開催される。市長が三ヶ月以上にわたって一時的に不在になった場合には、議長代行が代行するが、その者は市長が指名する。

市議会の承認を必要とする案件および専権事項は、以下のとおりである。

- (1) 自治体財産の管理と処分の手続き
- (2) 自治体財産の民営化の手続きと要件
- (3) 市内にある土地利用の手続きと要件
- (4) 市予算執行の手続き
- (5) 税優遇措置の手続きと要件
- (6) 自治体債の発行の手続き
- (7) 市予算からの補助金、債権発行の手続きと要件
- (8) 自治体発注の公開入札の実施手続き
- (9) 都市開発と整備
- (10) 住民による地域社会自治、その実現にむけた住民のその他の参加方法の手続き
- (11) 集会、街頭行動、デモ、スポーツ大衆観戦の実施についての手続き
- (12) 法令が求めるその他の諸問題（イルクーツク市憲章第 35 条）

イルクーツク市議会議員名簿

	氏 名	本 職	生年
1	コレーネフ・ユーリ (Коренев Юрий)	劇場支配人	1958 年
2	シャポーシニコフ・パーヴェル (Шапошников Павел)	民間会社社長	1968 年
3	チチコーフ・アレクサードル (Чичиков Александр)	航空機製造会社社長	1947 年
4	ロジオーノフ・ユーリ (Родионов Юрий)	市有財産管理部長	1947 年
5	エセーヴァ・ジャンナ (Есева Жанна)	医師	1967 年
6	マリーギン・アレクセイ (Малыгин Алексей)	民間会社副社長	1948 年
7	コルニェーフ・ミハイル (Корнев Михаил)	民間会社社長	1958 年

8	コローヴィン・セルゲイ (Коровин Сергей)	民間保険会社副社長	1949 年
9	ヴィニチェンコ・イヴァーン (Виниченко Иван)	会社社長	1972 年
10	ステェパーノフ・アレクサンドル (Степанов Александр)	地区労働組合理長	1939 年
11	チェルカーソヴァ・エレナ (Черкасова Елена)	建設会社人事部長	1961 年
12	クジミーナ・ヴァレンティーナ (Кузьмина Валентина)	小学校長	1953 年
13	ズーエフ・アレクサーンドル (Зуев Александр)	建設会社労働組合理長	1955 年
14	マトヴェイチュク・ニコラーイ (Матвейчук Николай)	医師	1950 年
15	ツヴィグーン・イリーナ (Цвигун Ирина)	バイカル国立経済法大学 世界経済学部長	1954 年
16	コルズウーン・ドミートリー (Корзун Дмитрий)	民間会社社長	1972 年
17	イリーチェフ・ヴィークトル (Ильичев Виктор)	民間会社社長	1967 年
18	スビートネフ・マカーラ (Сбитнев Макар)	農業会社副社長	1974 年
19	エゴーロフ・アレクセイ (Егоров Алексей)	民間会社社長	1975 年
20	サルティーコフ・セルゲイ (Салтыков Сергей)	イルクーツク軍事工場 副部長	1958 年
21	パヴェーニキー・ビヤチェスラーフ (Правенький Вячеслав)	民間会社副社長	1968 年
22	ローシュコフ・ヴラジーミル (Рожков Владимир)	民間会社社長	1948 年
23	エジョーヴァ・イリーナ (Ежова Ирина)	医師	1958 年
24	エゴーロフ・アレクサーンドル (Егоров Александр)	民間会社社長	1959 年
25	コマーロフ・ヴラジーミル (Комаров Владимир)	民間会社社長	1952 年
26	セメキーナ・タチヤーナ (Сейкина Татьяна)	州行政機関センター長	1964 年
27	ラービギン・アンドレーイ (Лабыгин Андрей)	民間会社法制部長	1969 年
28	ベーブネヴァ・タマーラ (Бибнева Тамара)	医師	1944 年
29	グーシン・イヴァーン (Гущин Иван)	市営企業副理事長	1966 年

30	アバリーノフ・ニコラーイ (Абаринов Николай)	学校長	1955 年
31	ルースキフ・ケンナージ (Русских Геннадий)	大学新聞編集長	1955 年
32	ゲーフスキー・アレク (Геевский Олег)	民間会社社長	1957 年
33	ブイチコーフ・イーゴリ (Бычков Игорь)	民間シンクタンク会社 社長	1961 年
34	ハンハラーエフ・アレクサーンドル (Ханхалав Александр)	民間会社社長	1953 年
35	ヴォーブリコヴァ・ヴァレンティーナ (Вобикова Валентина)	医師	1958 年

イルクーツク市内は、「レーニン地区」「オクチャーブリ地区」「プラヴォベレジヌィ地区」「スヴェドポフスキー地区」の四つに区分けされている。各地区には市長によって任命される区長をはじめとして副区長や役職者が、市の業務を担当している。この地区は自治体の下位に位置しており、立法機関は開設されていない。各地区の役職者名と連絡先は、以下のようになっている。

レーニン地区行政機関の役職者

役 職	氏 名	電 話
区長	シェヴェルギーナ・ラリーサ (Шеввергина Лариса)	32-64-66
副区長	ゴローヴィン・アナトーリー (Головин Анатолий)	32-64-45
副区長	ムラートフ・セルゲーイ (Муратов Сергей)	32-64-38
業務管理部長	トゥピーク・アンドレーイ (Тупик Андрей)	32-64-65
総務部長	マンスーロヴァ・タマール (Мансурова Тамара)	32-57-95
法制部長	メドヴェージェヴァ・タチヤーナ (Медведева Татьяна)	32-58-06
経理部長	グローモヴァ・ガリーナ (Громова Галина)	32-58-00
都市経営部長	バティシェヴァ・タチヤーナ (Батищева Татьяна)	32-64-49
アパート住居私有化登録 課長	プギーナ・オーリガ (Пугина Ольга)	32-57-90
公共サービス部長	フォーモコフ・ヴラジーミル (Фомков Владиир)	32-57-98
土地部長	ティホミーロヴァ・イリーナ (Тихомирова Ирина)	32-64-55

組織部長	フリーストヴァ・タチヤーナ (Христова Любовь)	32-58-03
文化部長	ブルドゥコーフスキー・タチヤーナ (Бурдуковская Татьяна)	32-64-48
未成年対策委員会議長	スタコーヴァ・リュドミーラ (Судакова Людмила)	32-58-08
厚生部長	シアヤーノヴァ・ガリーナ (Шаянова Галина)	44-44-61
社会保障部長	ブラーコヴァ・タチヤーナ (Буракова Татьяна)	44-46-05
住居手当支給部長	カザンツェーヴァ・リュドミーラ (Казанцева Дюдмила)	44-61-77

オクチャブリ地区行政機関の役職者

役 職	氏 名	電 話
区長	バーシコフ・コンスタンティーン (Бшков Константин)	24-03-43
副区長	ヴァシーリエヴァ・ヴラジーミル (Васильев Владимир)	24-04-02
副区長	カルニューシン・ヴラジーミル (Карнюшин Владимир)	24-05-41
業務管理部長	ルーキン・ヴァレーリー (Лукин Валерий)	24-36-81
総務部長	スクラートヴァ・マリーナ (Скуратова Марина)	24-36-35
文化部長	エロフェーフスカヤ・リージヤ (Ерофеевская Лидия)	24-04-14
法制部長	ツィゲーリニコフ・ユーリー (Цигельников Юрий)	24-23-71
経理部長	ポチェームキナ・タチヤーナ (Потемкина Татьяна)	24-05-29
都市経営部長	ギリマーノフ・アフターム (Гильманов Ахтам)	24-03-75
アパート住居私有化登録課長	ユーシン・ヴラジーミル (Юшин Владимир)	24-03-83
公共サービス部長	クラフチェンコ・ニコラーイ (Кравченко Николай)	24-36-434
土地部長	バーブコヴァ・マリーナ (Бабкоа Марина)	24-03-65
組織部長	ヴィドリーン・アレクサンドル (Выдрин Александр)	24-03-47

未成年対策委員会議長	コロボヴァ・マリーナ (Коробова Марина)	24-03-67
厚生部長	マイオローヴァ・タチヤーナ (Майорова Татьяна)	22-86-03

プラヴォベレジヌィ地区行政機関の役職者

役 職	氏 名	電 話
区長	ヒーチェンコ・ニコラーイ (Хиенко Николай)	24-11-20
副区長	アントーノヴァ・アーンナ (Антонова Анна)	24-11-37
副区長	アルフェーリエフスキー・アレクサーンドル (Алефевский Александр)	24-11-55
業務管理部長	ラスポーピナ・リュドミーラ (Распопина Людмила)	24-35-07
総務部長	ポロトヴァ・イリーナ (Поротова Ирина)	24-11-17
陳情受付課長	ファトフトジーノヴァ・リュドミーラ (Фатхутдинова Людмила)	24-36-26
法制部長	バープキナ・オーリガ (Бабкина Ольга)	24-11-35
経理部長	イヴァノーシュク・タマーラ (Иванощук Тамара)	24-34-95
都市経営部長	シャギーナ・タチヤーナ (Шагина Татьяна)	24-38-56
アパート住居私有化登録課長	マミーンスカヤ・タマーラ (Каминская Тамара)	24-11-71
公共サービス部長	ポルカーノフ・アレクセーイ (Поланов Алексей)	24-39-24
土地部長	チェルカーシナ・リュボーフィ (Черкашина Любовь)	33-09-95
組織部長	ラベンコーヴァ・アーンナ (Лапенкова Анна)	24-11-18
文化部長	シビーンスカヤ・リュドミーラ (Шибинская Людмила)	24-15-38
未成年対策委員会議長	ククルーザ・リュドミーラ (Кукуруза Людмила)	24-11-16
厚生部長	メリーノヴァ・ヴァレンティーナ (Меринова Валентина)	24-13-80
社会保障部長	ルペキーナ・リュドミーラ (Лупекина Людмила)	24-10-52

住居手当支給部長	コロミナ・エレーナ (Коломина Елена)	33-41-32
----------	-------------------------------	----------

スヴェドボフスキー地区行政機関の役職者

役 職	氏 名	電 話
区長	ヴォローンツォフ・ユーリー (Воронцов Юрий)	39-50-51
副区長	ロージナ・ガリーナ (Родина Галина)	38-76-60
業務管理部長	グセーフスキー・ミハール (Гусевский Михаил)	38-90-13
総務部長	スヴェールシ (Сверж Ольга)	38-72-19
法制部長	シズィーフ・ヴェーラ (Сизых Вера)	38-88-21
経理部長	スピーレヴァ・リュドミーラ (Спирева Людмила)	39-48-41
都市経営部長	コースズロフ・デーニス (Козлов Денис)	38-72-70
アパート住居私有化登録課長	プレローフスカヤ・ローザ (Преловская Роза)	38-77-60
公共サービス部長		38-77-40
土地部長	コロティシオーヴァ・ナジェージダ (Коротышова Надежда)	38-72-78
組織部長	オリフリエンコ・ナジェージダ (Олифриенко Наджда)	39-50-10
文化部長	スチェカチェーヴァ・イリーナ (Стекачева Ирина)	38-76-34
未成年対策委員会議長	マテエーヴァ・オーリガ (Матеева Ольга)	39-49-58
厚生部長	イズマーイロヴァ・リュボーフィ (Измайлова Любовь)	39-10-32
社会保障部長	ラスポーピナ・ナジェージダ (Распопина Надежда)	39-10-42
住居手当支給部長	シオノーヴァ・ガリーナ (Сионова Галина)	38-80-63

4 財政制度

2003年第一四半期にロシア連邦予算に歳入された税収のなかの7.7パーセントに相当する27億1,910万ルーブルはイルクーツク市の企業によるものである。イルクーツク市での徴税総額の54.8パーセント、14億9,140万ルーブルが連邦予算に納められた。徴税総額の26.1パーセント、7億740万ルーブルが州予算に歳入されている。このように徴税

総額の 80.9 パーセントが、連邦政府と州政府に納められている。これに対して、イルクーツク市予算に歳入されたのは 19.1 パーセント、5 億 2,030 万ルーブルである。

市予算の歳入項目をみると、全体の 81.7 パーセントが税収である。その内訳は、「法人税」がもっとも多くて 51 パーセント、つぎに「売上税」の 13 パーセント、「消費税」の 6 パーセントが続く。2003 年第一四半期の税収は、前年同時期との比較で 8.4 パーセント、3,896 万ルーブルの減少となった。その内訳では、「利潤税」の 3,211 万ルーブルの減少がもっとも多かった。

2003 年第一四半期における非税歳入は市予算の 18.3 パーセントを占めており、9,570 万ルーブルである。この額は前年同時期に比べて 1.5 倍、3,270 万ルーブルの増加となっている。

イルクーツク市予算の 77.2 パーセントが、連邦政府と州政府からの税金（連邦税と州税）の還付金である。市税が市予算に占める割合は、わずか 2.1 パーセントにすぎない。その他の税収（たとえば登録税、地下資源利用税など）の占める割合は 2.4 パーセントである。非税収入の割合は 18.3 パーセント、9,560 万ルーブルである。その内訳は市有財産賃借料の 7,970 万ルーブル、行政上の罰金の 700 万ルーブル、アパート・フラットの売却金の 570 万ルーブルとなっている。

第2節 ハバロフスク市

1 概 要

ハバロフスク市内には、以下の名称の自治体が配置されている。「市 (город)」 「地区 (муниципальный район)」 「市集落 (городское поселение)」 「農村集落 (сельское поселение)」 である。各自治体の最高役職者は首長であるが、その名称は多種多様である。例えば「市長 (глава городского округа)」 「区長 (глава муниципального района)」 「市集落長 (глава городского поселения)」 「村長 (глава сельского поселения)」 「市長 (мэр)」 「長老 (староста)」 などがある。代議機関には、「市議会 (городские Думы)」、または「代表者会議 (собрание представителей)」 が開設されている。この代議機関では、税制問題をはじめとして予算関連法案の審議が専権事項となっている。

ハバロフスク地方内の自治体に関する情報

自治体名	首長の氏名	自治体の住所など
ハバロフスク市 Городской округ «город Хабаровск»	ソコロフ Соколов Александр Николаевич	680000, Россия, г.Хабаровск, ул. К.Маркса, 66 Тел./факс (4212) 31-53-46 E-mail: Iac@mayor.kht.ru URL: www.khabarovsk.kht.ru
コムソモリスク・ナ・アムール Городской округ «город Комсомольск-на-Амуре»	ミハレヨフ Михалев Владимир Петрович	681000, Россия, г.Комсомольск-на-Амуре, Хабаровский край, Аллея Труда, 13 Тел. (4217) 54-32-33 Факс (4217) 54-44-19 E-mail: city@kmscom.ru

ソビエト・ガヴァナ地区 Советско-Гаванский муниципальный район	ルゴフスコイ Луговской Сергей Леонидович	682880, Россия, Хабаровский край, г.Советская Гавань, ул.Ленина, 3 Тел. (8238) 4-51-12 Факс (8238) 4-59-24 E-mail: adm@city.sovgav.ru
ニコラエフスキー地区 Николаевский муниципальный район	ドルマートフ Долматов Валерий Павлович – глава	682430, Россия, Хабаровский край, г.Николаевск-на-Амуре, ул.Советская,73 Тел. (8235) 2-22-36 Факс (8235) 2-22-48 E-mail: admin@admin.nikol.ru URL: www.nikol.ru/admin/admin.html
アムール地区 Амурский муниципальный район	シェフチューク Шевчук Анатолий Альфинович	682640, Россия, Хабаровский край, г.Амурск, пр.Мира, 11 Тел./факс (8242) 2-04-28 E-mail: bobby@admin.amursk.ru URL: www.amursk.ru
プリンスキー地区 Бикинский муниципальный район	リソーフ Лысов Андрей Владимирович – глава	689980, Россия, Хабаровский край, г.Бикин, пер.Советский, 2 Тел. (8255) 2-10-18 Факс (8255) 2-11-33 E-mail: bikin_adm@bkn.kht.ru
アヤーノ・マイルスキー地区 Аяно-Майский муниципальный район	ツオリエフ Цориев Заур Ибрагимович	682470, Россия, Хабаровский край, с.Аян, ул. Советская,8 Тел. 21-1-03 Факс 21-3-42 E-mail: sistadmin@ajn.kht.ru
ヴァーニン地区 Ванинский муниципальный район	ムシャノーヴィチ Мусянович Богдан Михайлович	682860, Россия, Хабаровский край, рп.Ванино, пл.Мира, 1 Тел. (8237) 7-12-53 Факс (8237) 7-13-94 E-mail: uprav@vanino.org URL: www.vanino.org
ヴェフニブレンスク地区 Верхнебуреинский муниципальный район	ゴルンバーヒル Горнбахер Генрих Генрихович	682080, Россия, Хабаровский край, рп.Чегдомын, ул.Центральная, 49 Тел. (8249) 5-17-62 Факс (8249) 5-41-26 E-mail: adm_orgotdel@tgd.kht.ru
ヴァゼム地区 Вяземский муниципальный район	シアシクン Шашкун Виктор Иванович – глава	682940, Россия, Хабаровский край, г.Вяземский, ул.Коммунистическая, 8 Тел. (8253) 3-10-35 Факс (8253) 3-10-35 E-mail: vzmadmin@vzm.kht.ru

コムソモール地区 Комсомольский муниципальный район	コロムツェフ Коломьцев Александр Васильевич	681000, Россия, Хабаровский край, г.Комсомольск-на-Амуре, ул.Краснофлотская, 32Б Тел. (4217) 54-45-17 Факс (4217) 54-53-51 E-mail: akr@kmscom.ru
ラゾ地区 Муниципальный район имени Лазо	ゴヴォール Говор Евгений Федосович	682920, Россия, Хабаровский край, рп.Переяславка, ул.Октябрьская, 35 Тел. (8254) 2-16-36 Факс (8254) 2-16-36 E-mail: admin_prs@lazo.khv.ru
ナナイ地区 Нанайский муниципальный район	クロチキン Курочкин Александр Васильевич	682350, Россия, Хабаровский край, с.Троицкое, ул.Калинина, 102 Тел. (8256) 4-13-83 Факс (8256) 4-13-85 E-mail: nanai-adm@trk.kht.ru
オホーツク地区 Охотский муниципальный район	マサリティン Масалитин Виталий Семенович	682480, Россия, Хабаровский край, рп.Охотск, ул. Ленина, 16 Тел. (8241) 9-14-72 Факс (8241) 9-13-80 E-mail: administr@oxt.kht.ru
ポリンシペンコ地区 Муниципальный район имени Полинысипенко	デェチャリヨフ Дегтярев Юрий Алексеевич	682380, Россия, Хабаровский край, с.им.П.Осипенко, ул.Амгуньская, 72 Тел. (8244) 2-14-57 Факс (8244) 2-18-57
ソルナチヌィ地区 Солнечный муниципальный район	ボグダーノフ Богданов Владимир Иосифович	681901, Россия, Хабаровский край, рп.Солнечный, ул.Ленина, 23 Тел. (8246) 2-30-95 Факс (8246) 2-24-10 E-mail: asr@ns.kmscom.ru
トウグロ・チウミカン地区 Тугуро-Чумиканский муниципальный район	オスタペッツ Остапец Александр Николаевич	682460, Россия, Хабаровский край, с.Чумикан, пер.Советский, 3 Тел. 9-15-64 Факс 9-13-44 E-mail: sistadm@tmk.kht.ru
ウリチ地区 Ульчский муниципальный район	ダンカン (区長代行) Данкан Юрий Леонидович – и.о. главы	682400, Россия, Хабаровский край, с.Богородское, ул.30 лет Победы, 54 Тел. (8251) 5-16-73 Факс (8251) 5-10-74 E-mail: postmaster@adminraion.bgr.kht.ru

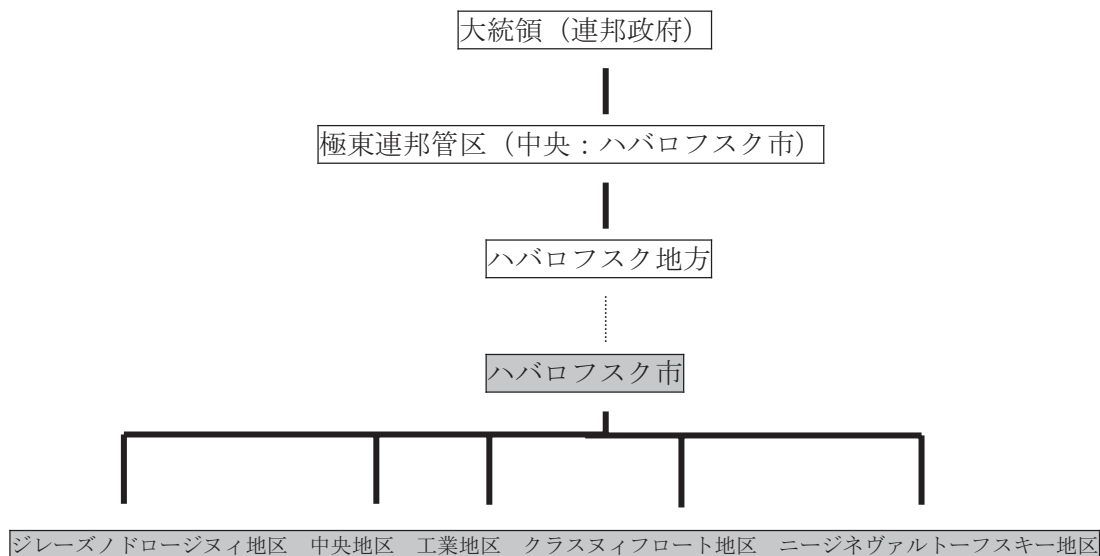
ハバロフスク地区 Хабаровский муниципальный район	アレシコ Алешко Владимир Александрович	680020,Россия,г.Хабаровск, ул.Волочаевская, 6 Тел. (4212) 36-36-52 Факс (4212) 32-92-01 E-mail: ob_otdel@adm.khn.ru
--	--	---

注、2006年1月現在

ハバロフスク市はハバロフスク地方（クライ）の下位地域であるが、地方自治体として独立した行政単位である。市の専権事項は市憲章（2002年1月3日に市議会で採択）に盛り込まれており、州との間で権限を分割している。ハバロフスク市の専権事項は以下のとおりである（ハバロフスク市憲章第9条）。

- （1）ハバロフスク市憲章の採択と修正、その執行監督
- （2）市有財産の所有、利用、処分
- （3）市予算、市予算の編成・承認・執行、市税の制定と徴税、市に関するその他の財政諸問題の解決
- （4）ハバロフスク市の総合社会経済発展
- （5）市有動産と非居住建物の修繕と利用
- （6）市有施設と就学前施設、義務一般職業教育施設の組織化、修繕、発展
- （7）市保健施設の組織化、修繕、発展と住民衛生対策の確立
- （8）社会秩序の維持
- （9）ハバロフスク市の都市開発計画
- （10）アパートと社会文化施設の建設のための要件作成
- （11）ハバロフスク市内の土地利用に対する監視
- （12）市水道業務、地下資源、地下土地利用の監視
- （13）自治体管理のエネルギー、ガス、暖房、上下水道の組織化、修繕、敷設
- （14）住民への灯油の供給
- （15）自治体による道路建設と修繕
- （16）ハバロフスク市内の緑化整備
- （17）廃棄物の再利用
- （18）墓地管理
- （19）市の文書の保管
- （20）住民に対する交通サービスと付属施設の整備
- （21）商業、公共食堂、日常サービスの整備のための要件作成
- （22）ハバロフスク市内の文化施設活動のための要件作成
- （23）自治体所有にある歴史的、文化的な記念碑の保存
- （24）市情報サービスの整備と修繕
- （25）ハバロフスク市のマスメディアの活動のための要件作成
- （26）観覧施設の整備のための要件作成
- （27）ハバロフスク市の体育とスポーツの促進のための要件作成
- （28）住民就職斡旋の業務
- （29）各自治体の環境保全への参加
- （30）ハバロフスク市内の火災予防策の作成と自治体消火活動の整備
- （31）子供のための補充授業の整備

ロシア連邦機構とハバロフスク市



注、**市**と**地 区** は地方自治体。その他は連邦機構。

2 市役所

市長は、自治体としてのハバロフスク市の活動を統轄する選出役職者であり、有権者と市議会に対して責任を負っている。市長は「市行政機関の指導者」であり、市議会の構成メンバーである。本会議の議長を務め、ハバロフスク市の住民利益を代表する。

市長は4年の任期で、ロシア国籍を有し、ハバロフスク市内に居住し、投票権を持つ住民の直接、平等のもとで実施される選挙で選ばれる（「ハバロフスク市憲章」第26条）。ハバロフスク市の最高役職者としての専権事項は、以下のとおりである。

- (1) 市議会本会議を主宰し、定例会と臨時会を招集する
- (2) 市議会決議に署名し、それを公表する。市議会決議の執行、監督する
- (3) 国家権力機関、市のその他の行政機関、所有形態に関係なく社会団体と社会組織との関係、さらには対外経済活動においてハバロフスク市を代表する
- (4) 連邦の法律、ハバロフスク地方（クライ）の法律、市議会決議においてハバロフスク市長に委ねられているその他の諸問題を解決する（「ハバロフスク市憲章」第27条）

次に、ハバロフスク市長の専権事項は、以下のとおりである。

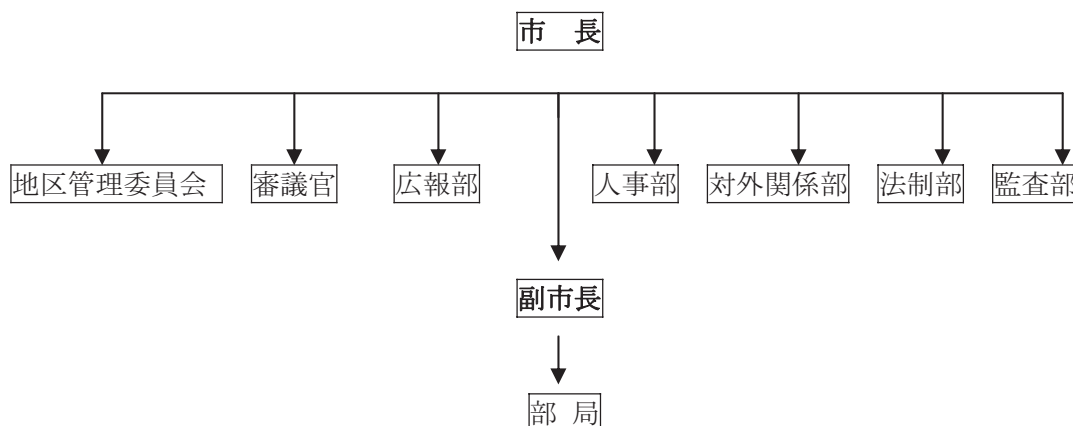
- (1) 市行政機関の活動を指揮する
- (2) 市行政機関の編成を承認し、市長直属の審議会を編成する
- (3) 市行政機関部局の役職者の人事を行い、彼らの権限を定める
- (4) 市議会に対して、市予算案、執行報告、予算・外貨・その他のファンドの支出事項を提示する
- (5) ハバロフスク市の社会・経済状況を市議会に年次報告する
- (6) ハバロフスク市の社会・経済発展計画を市議会承認を受けるために提案する
- (7) 市議会に対して土地の所有、利用、処分の各手続き、さらには自治体としての市の関わるその他の法案を提案する
- (8) 違法行為がある場合には所有形態に関係なく、建築物の建設、改築、利用の停止に関する措置を採択する
- (9) 制定されている法律に基づいて提訴する
- (10) 市行政機関役職者の権限を分割する

- (11) 市営企業と施設役職者の任命と解職を行う
- (12) 関連法に基づいて市営企業と施設の創設、改組、廃止に関する決定を採択する
- (13) 市営銀行の創設に関する決定を採択する
- (14) 権限内で関連土地法に基づいて土地関係統制の諸問題についての法令を採択する
- (15) 褒章制を導入する
- (16) 市議会の専権事項を除く市に係わるその他の権限を実行する（ハバロフスク市憲章第 27 条）

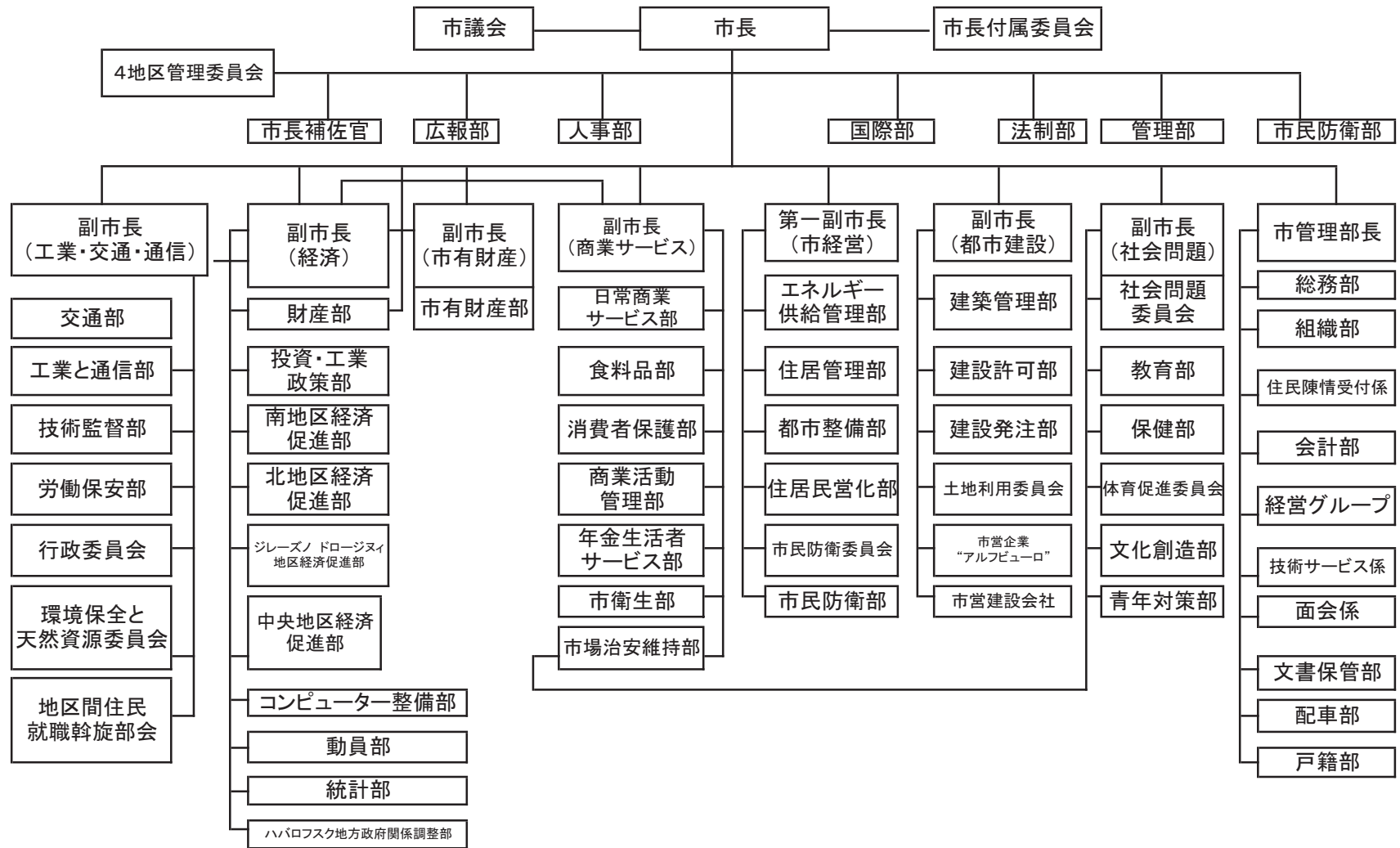
市長はまさに、ハバロフスク市の行政と立法の最高役職者である。市においては絶大な権限を有するのであるが、他方でかれの権限停止に関する要件も市憲章に記されている。その事項は、以下のとおりである。

- (1) 死亡
- (2) 辞任
- (3) ロシア連邦国籍の喪失、ただし国際協定と連邦の法律、ハバロフスク地方（クライ）の法律で制定されている事例を除く
- (4) 連邦の法律に盛り込まれている手続きと根拠に基づくロシア連邦大統領による解職
- (5) 裁判所の有罪判決の発効
- (6) 健康上の理由による市長としての職務不能に関する裁判所の決定
- (7) 裁判所による行方不明の認定と死亡認定
- (8) 医療関係委員会が認定する四ヶ月に及ぶ健康上の理由による職務不能
- (9) リコールの成立

ハバロフスク市役所の構成



ハバロフスク市の機構図



ハバロフスク市役所役職者

役 職	氏 名	電 話
市長	ソコロフ・アレクサンドル (Соколов Александр)	
市長秘書官	キリエンコ・エレナ (Кириенко Елена)	30-65-09
市長補佐官	ボイチェンコ・ヴァジーム (Бойченко Вадим)	30-62-91
副市長 (経済担当)	カザチェンコ・ヴァレーリ (Казаченко Валерий)	31-41-31
第一副市長 (市都市開発担当)	クレス・イヴァン (Крейс Иван)	30-86-00
副市長審議官	トルカチョーフ・アレクサンドル (Толкачев Александр)	68-97-72
副市長 (建設担当)	ノヴィツキー・ヴィクトル (Новицкий Виктор)	68-99-96
副市長 (私有財産担当)	レーベダ・ヴァレーリー (Лебеда Валерий)	68-99-95
副市長 (商業担当)	ニキーティン・ニコラーイ (Никитин Николай)	68-99-69
副市長 (社会政策担当)	シェフチェンコ・スヴェトラナ (Шевченко Светлана)	68-99-88
副市長 (交通・通信担当)	グリゴリーエヴァ・ガリーナ (Григорьева Галина)	68-97-45
人事部長	リパートフ・ヴラジミル (Липанов Владимир)	68-99-97
法制部長	タラーソヴァ・クラヴジヤ (Тарасова Клавдия)	68-99-73
広報部長	ゴルブーノフ・アレクサードル (Горбунов Александр)	68-95-85
監査部長	レオーノフ・ヴラジミル (Леонов Владимир)	68-99-86
国際関係部長	イヴァーノヴァ・タチヤーナ (Иванова Татьяна)	68-96-31
業務管理部長	ベズレープキン・ビヤチェースラフ (Безлепкин Вячеслав)	68-99-99
総務部長	ベフレープナヤ・ナターリヤ (Бесхлебная Наталья)	68-95-96
組織部長	アセーフ・アレクサードル (Асеев Александр)	68-96-65
陳情受付部長	マリツェーヴァ・タチヤーナ (Мальцева Татьяна)	68-98-37
経理部長	ボトビーンニク・タチヤーナ (Ботвинник Татьяна)	68-99-25

都市経営課長	スタールチコヴァ・リュドミーラ (Старчикова Людмила)	68-98-87
技術修繕部長	ポノマレーンコ・アレクサンドル (Пономаренко Александр)	68-96-67
市役所住民面会部長	ジュベーンコ・フョードル (Дзюбенко Федор)	30-46-74
文書保存部長	リュサーヤ・リージヤ (Люсая Лидия)	35-71-00

3 市議会

市議会は、イルクーツク市の「代表機関」である。市議会の構成メンバーには 15 人の議員をはじめとして、市長も加わる。議員は有権者の直接投票で選出され、任期は 4 年である。議員の職権は第 1 回本会議が招集された時点で発生し、改選時は新しい会期の本会議が開催された時点で消滅する。より正確に表現すれば、全議員の 3 分の 2 以上議員の活動は専従ではなく、本職の合間に行っており、それによる議員報酬は発生しない。

市議会を主宰する議長は市長の兼任であり、本会議では市議会の専権事項について議論する。本会議は年に四回以上の開催が義務づけられており、市長が召集する。本会議の臨時会は、市長、市議会議員の定数 3 分の 1 以上、全有権者の 5 パーセント以上の発議で開催される。市長が三ヶ月以上にわたって一時的に不在になった場合には、議長代行が代行するが、その者は市長が指名する。

市議会の決定を必要とする専権事項は、以下のとおりである。

- (1) 本憲章に記載されているハバロフスク市権限事項に関する全般的原則の承認
- (2) 市予算の承認、予算執行の監督、予算執行報告の承認
- (3) ハバロフスク市発展のための計画とプログラムの採択とその実施報告の承認
- (4) 市税と徴税の制定と税優遇の承認
- (5) 市有財産の管理と処分に関する手続きの制定
- (6) 本憲章に記載されている市自治体の諸機関と役職者の監督

上記の事項は、市議会が独占的に有する専権事項であり、市議会の承認を必要としている事項である。これに対して下記の事項は、市議会が審議を含めて係わることができる問題である。

- (1) 市予算と外貨ファンドの編成、管理、監督の手続きの制定
- (2) 協定を基盤とするハバロフスク地方（クライ）国家権力権限への市自治体の個々の機能の委譲に関する決定の承認
- (3) ハバロフスク市の発展総合計画とハバロフスク市建築基準の承認
- (4) 承認された市予算の執行要件のもとでのハバロフスク住民のための補充的な優遇と手当の制定
- (5) 市債の発行手続きの承認
- (6) 現存の法律に基づく市民集会の開催手続きの制定
- (7) 「ハバロフスク市名誉市民」の制定
- (8) 現存の法律に基づく行政・区域設定の諸問題にかかわる決定の採択
- (9) ハバロフスク地方（クライ）立法機関への法案提出権の実現
- (10) 固有の決定に対する監督の実現
- (11) 市議会委員会の構成メンバーの選出
- (12) 市住民投票の決定
- (13) ハバロフスク市憲章の採択とその修正、補足

- (14) 自己解散にともなう市議会の任期満了前の権限停止
- (15) 市長辞任の承認
- (16) 市社会治安機関の創設に関する決定の採択、それらの活動に対する監督
- (17) ハバロフスク地方（クライ）選挙法に基づく選挙管理人委員会の編成
- (18) ハバロフスク市選挙人管理委員会の提案に基づく常設の委員会の活動を行う代表者と事務職員の承認
- (19) 市予算執行の審議

ハバロフスク市議会議員名簿

	氏 名	生年	電話
1	ベレズツキー・ユーリ (Березуцкий Юрий)	1956 年	35-95-05
2	プラトーノヴァ・ヴァレンティナ (Платонова Валентина)	1945 年	30-63-47
3	スヴォーロヴァ・リュドミーラ (Суворова Людмила)	1951 年	
4	マエーロフ・オリョーグ (Маеров Олег)	1965 年	30-25-60
5	ニクーリン・ヴラジーミル (Никулин Владимир)	1948 年	55-35-88
6	トゥルコーヴァ・ガリーナ (Турова Галина)	1940 年	36-37-14
7	ヴォロスニーコフ・ヴァシーリ (Волосников Василий)	1948 年	51-12-10
8	シトゥーカ・リュドミーラ (Штука Людмила)	1950 年	51-19-96
9	マクシメーンコ・リュドミーラ (Максименко Людмила)	1951 年	30-52-66
10	コロープカ・レオニード (Коробко Леонид)	1949 年	
11	コステーツン・ニコライ (Костицын Николай)	1939 年	72-27-13
12	ルダーコフ・ヴラジーミル (Рудаков Владимир)	1955 年	21-75-55
13	ジャールスカヤ・イリーナ (Жарская Ирина)	1953 年	32-97-48
14	リーンニク・コンスタンティン (Линник Константин)	1967 年	
15	メーリニコフ・ニコライ (Мельников Николай)	1952 年	32-68-91
16	ガヴリーロヴァ・アレクサンドラ (Гаврилова Александр)	1949 年	22-28-74

ハバロフスク市議会事務局

役 職	氏 名	電 話
事務局長	プラトノヴァ・ヴァレンティーナ (Платонова Валентина)	68-96-47
秘書官	ツウールキナ・リュドミーラ (Цуркина Людмила)	68-98-67
財政委員会議長	マキシメーニコ・リュドミーラ (Максименко Людмила)	68-98-66
都市経営委員会議長	スヴォーロヴァ・リュドミーラ (Суворова Людмила)	68-97-61
地方自治委員会議長	ジャールスカヤ・イリーナ (Жарская Ирина)	68-98-07

第3節 ウラジオストク市

1 概 要

沿海地方では、「沿海地方憲章」の中で住民が地方自治を行使する権利を保障する、と明記されている。自治体は自己の権限を自治体内で自由に行使することができ、その自治体は連邦国家機構に組み入れられず、並存する形で位置するのである。沿海地方内の自治体の名称は、以下の図表のとおりである。

沿海地方内の自治体の名称

市の名称	Email
Арсеньев アルセニエフ	arsenev@mo.primorsky.ru
Артём アルチョム	artem@mo.primorsky.ru
ЗАТО Большой Камень ザト・ボリショイ・カーメン	bkamen@mo.primorsky.ru
Владивосток ヴラジヴォストーク	vladivostok@mo.primorsky.ru
Дальнереченск ダリネレチェンスク	dalnerechensk@mo.primorsky.ru
Дальнегорск ダリネゴルスク	dalnegorsk@mo.primorsky.ru
Лесозаводск レソザヴォーツク	lesozavodsk@mo.primorsky.ru
Находка ナホトカ	nahodka@mo.primorsky.ru
Партизанск パルティザンスク	partizansk@mo.primorsky.ru
Спасск-Дальний スパスク・ダリニー	spasskd@mo.primorsky.ru
Уссурийск ウスリースク	ussuriisk@mo.primorsky.ru
ЗАТО Фокино ザト・フォキノ	fokino@mo.primorsky.ru

地区の名称

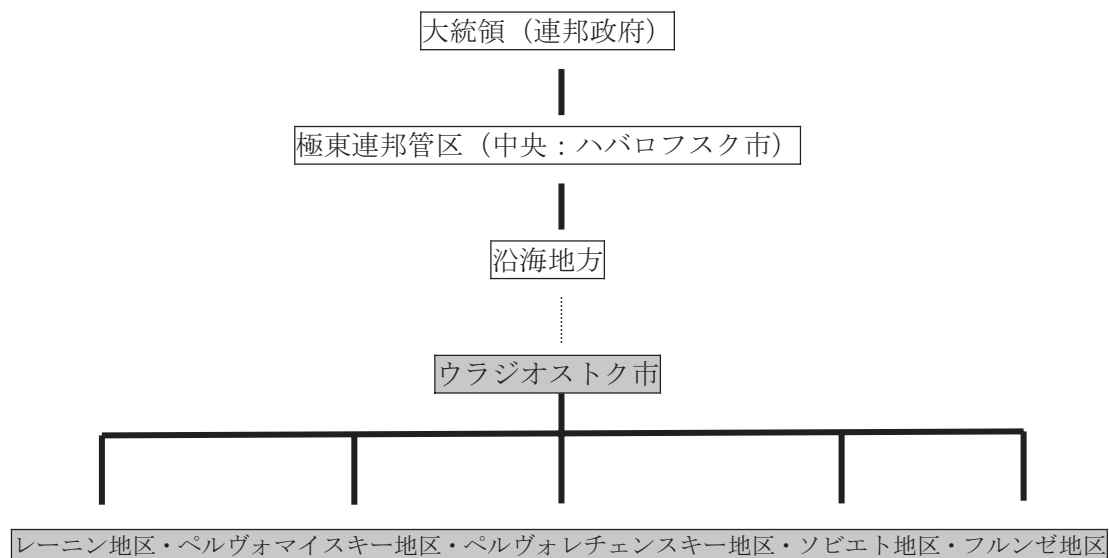
Анучинский アヌチンスク	anuchinsky@mo.primorsky.ru
Дальнереченский ダリネレチェンスク	dalnerechensky@mo.primorsky.ru
Кавалеровский カヴァレロフスク	kavalerovsky@mo.primorsky.ru
Кировский キーロフ	kirovsky@mo.primorsky.ru
Красноармейский クラスノアルメイスキー	krasnoarmeisky@mo.primorsky.ru
Лазовский ラゾフスク	lazovsky@mo.primorsky.ru
Михайловский ミハイロフスク	mihailovsky@mo.primorsky.ru
Надеждинский ナジェージド	nadezhdinsky@mo.primorsky.ru
Октябрьский オクチャーブリ	oktyabrsky@mo.primorsky.ru
Ольгинский オリギンスク	olginsky@mo.primorsky.ru
Партизанский パルティザン	partizansky@mo.primorsky.ru
Пограничный ポグラニーチヌイ	pogranichny@mo.primorsky.ru
Пожарский パジァール	pozharsky@mo.primorsky.ru
Спаский スパースク	spassky@mo.primorsky.ru
Тернейский チェルネイスク	terneisky@mo.primorsky.ru
Ханкайский ハンカ	hankaisky@mo.primorsky.ru
Хасанский ハサン	hasansky@mo.primorsky.ru
Хорольский ホロリ	horolsky@mo.primorsky.ru
Чезниговский チェルニゴフスク	chernigovsky@mo.primorsky.ru
Чугуевский チュグフスク	chuguevsky@mo.primorsky.ru
Шкотовский シコート	shkotovsky@mo.primorsky.ru
Яковлевский ヤコヴレフ	yakovlevsky@mo.primorsky.ru

ウラジオストク市は沿海地方（クライ）の下位地域であるが、地方自治体として独立した行政単位である。市の専権事項は市憲章に盛り込まれており、州との間で権限を分割している。ウラジオストク市の専権事項は以下のとおりである。（ウラジオストク市憲章第11条）

- （１）ウラジオストク市憲章の採択と修正
- （２）市有財産の所有、利用、処分
- （３）市財政、市予算の編成・承認・執行、市税と徴税の制定、市に関するその他の財政諸問題の解決
- （４）市総合社会経済発展に関する諸問題の解決
- （５）市有の居住動産と非居住動産の修繕と利用
- （６）保育園、義務教育と専門教育のための施設の修繕と発展
- （７）市営の保健施設の編成、修繕、発展と住民衛生福祉サービスの確立

- (8) 市営の社会治安機関の編成と維持
- (9) 市建設計画の発展と管理
- (10) 市営の住居と社会文化施設の建設のための要件作成
- (11) 市内の土地利用の監督
- (12) 市営上下水道の利用、地下資源の利用、市営地下施設建設に対する監督
- (13) 市営のエネルギー、ガス、暖房、上下水道の編成、修繕、発展
- (14) 灯油供給サービスの組織化
- (15) 道路建設とその修繕
- (16) 市内の緑化政策
- (17) 市内の資源再利用
- (18) 冠婚葬祭業務と墓地管理
- (19) 市文書の保存
- (20) 住民のための交通網と施設の整備
- (21) 市内の文化施設活動のための要件作成
- (22) 市営歴史・文化記念碑の保存
- (23) 市情報サービスの整備と管理
- (24) 市内の体育文化とスポーツの発展のための要件整備
- (25) 市内の環境保全への参加
- (26) 市内の火災対策と消防サービスの整備
- (27) 市営企業の創設、再編成、廃止
- (28) 市営企業・施設・組織の役職者に関する人事
- (29) 市境界線の作成と決定
- (30) 市役所部局の編成と構成
- (31) 連邦の法律と沿海地方（クライ）の法律に基づく市に係わるその他の諸問題、ただしロシア連邦と沿海地方（クライ）の権限を除く

ロシア連邦機構とウラジオストク市



注、**市**と**地区** は地方自治体。その他は連邦機構。

2 市役所

市長はウラジオストク市の「首長」で、ロシア連邦憲法、連邦の法律、沿海地方（クライ）、沿海地方の法律、ウラジオストク市憲章、市のその他の法律に従って「市権力」を行使する。市長は市行政機関を編成する権限を有している（ウラジオストク市憲章第 31 条）。

市長は 4 年の任期で、ロシア国籍を有し、ウラジオストク市内に居住し、投票権をもつ住民の直接、平等のもとで実施される選挙で選ばれる（ウラジオストク市憲章第 33 条）。

市長は国家権力連邦機関、沿海地方（クライ）国家権力機関、自治体との関係においてウラジオストク市を代表し、以下のような権限を行使する（ウラジオストク市憲章第 34 条）。

- (1) ウラジオストク市住民、市議会、その他の市諸機関に対するアピール
- (2) 国家権力連邦機関、沿海地方（クライ）国家権力機関、その他の自治体と協議し、協定を締結する
- (3) 沿海地方（クライ）の法律と市議会の法令に基づいて褒章制度を導入する
- (4) ウラジオストク市と市住民の名においてその他の活動を行う

市長の専権事項は、以下のとおりである。

- (1) 市予算案を作成し、市議会に提出する。市議会が承認した予算を執行し、執行報告を市議会に提出する
- (2) 連邦の法律、沿海地方（クライ）の法律、市の法律で制定されている要件のもとで市有財産を管理する
- (3) 経済的課題、科学的課題、文化的課題、エコロジー的課題、さらには市議会で承認されたその他の問題における市発展計画を実施する
- (4) 市内の執行権力機関を制定し、変更する。それらの諸機関と役職者に関する業務規定を承認する
- (5) 市有財産をその他の所有形態に委譲する問題を解決する
- (6) 資金配分、市有財産の処分・管理の手続きと要件を制定する
- (7) 市行政機関を編成し、市役職者、さらには市内の区長の人事を担当する。ただし、連邦の法律、沿海地方（クライ）の法律、その他の市の法律に特別な規定がない場合に限る
- (8) 連邦の法律、沿海地方（クライ）の法律に基づく市委員会を市役所内に創設する
- (9) 役職者を解任し、ウラジオストク市を構成する諸機関の活動を停止する
- (10) 連邦の法律、沿海地方（クライ）の法律、ウラジオストク市憲章、その他の市の法律に基づいて委任されているその他の権限を行使する

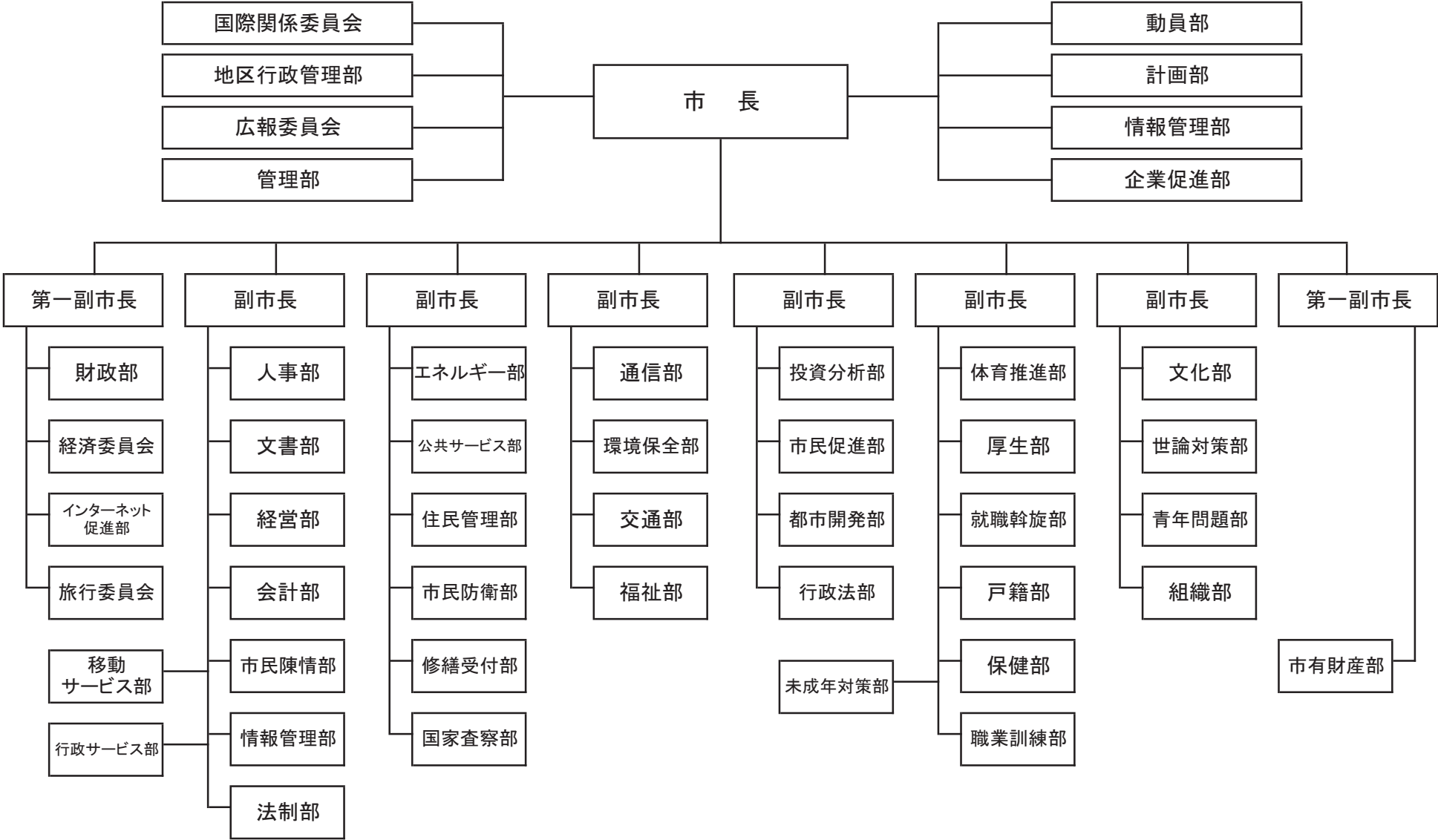
市長は、市議会との関係を以下のように構成する（ウラジオストク市憲章第 35 条）。

- (1) 市議会本会議に出席する
- (2) 市議会本会議への法案提出権を有する
- (3) 本会議臨時会を招集する
- (4) 連邦の法律と沿海地方（クライ）の法律に基づいてその他の権限を行使する

市長はまさに、ウラジオストク市の行政と立法の最高役職者である。市においては絶大な権限を有するのであるが、他方でかれの権限停止に関する要件も市憲章に記されている。その事項は、以下のとおりである（ウラジオストク市憲章第 39 条）。

- (1) 死亡
- (2) 辞任
- (3) ロシア連邦国籍の喪失
- (4) 永住を目的とする市外への移住
- (5) 裁判所の有罪判決の発効
- (6) 裁判所による行方不明の認定と死亡認定

ウラジオストク市の機構図



ウラジオストク市役所役職者

役 職	氏 名	担当分野	メールアドレス
市長	ニコラーエフ・ヴラジーミル (Николаев Владимир)		
第一副市長	アルセーニティエフ・ユーリー (Арсентьев Юрий)		
第一副市長	コーレン・ユーリー (Корень Юрий)	治安、住居	admink @vlc.ru
第一副市長	ストーツェンコ・コンスタンティン (Стоцнко Константин)	人事	stocenko @vlc.ru
第一副市長	シターニコ・ニーナ (Штанько Нина)	財政	stanko @vlc.ru
副市長	ヴァクーシェフ・ヴィタリー (Вакушев Витарий)	対外経済	vvp @vlc.ru
副市長	ヴァシーリエフ・アレクサンドル (Васильев Александр)	監査	
副市長	ゴルーベフ・イーゴリ (Голубев Игорь)	文化、未成年	golubev @vlc.ru
副市長	カスピーン・ヴラジーミル (Каспн Владимир)	都市整備	
副市長	プィース・ニコライ (Пысь Николай)	アパート整備	adminp @vlc.ru

ウラジオストク市役所の部局

部局名	氏名	メールアドレス
総務部	テレギーナ・オーリガ (Телегина Ольга)	document@vlc.ru
エネルギー燃料部	ズヤマーロフ・エドゥアールド (Зямалов Эдуард)	energy@vlc.ru
都市整備部	プロクウーロフ・ヴラジーミル (Прокуров Владимир)	guag@vlc.ru
法制部	ソロチンスキー・アレクセイ (Сорочинский Алексей)	pravo@vlc.ru
住居部	ブダーエフ・アラーン (Будаев Алан)	mitusov@vlc.ru
社会保障部	フェダーノフ・ヴァレリー (Феданов Валерий)	citysocial@vlc.ru
青年文化対策部	キム・イリーナ (Ким Ирина)	cultura@vlc.ru
財政部	チュリーナ・スヴェトラナ (Чуприна Светлана)	findep@vlc.ru
経済部	ジトニーコフ・オレーク (Житников Олег)	hoz@vlc.ru

市有財産部	ペカールスキー・コンスタンティン (Пекарский Константин)	
消費者保護部	ガルーシェンコ・アレクサンドル (Галущенко Александр)	torg@vlc.ru
職業教育部	ゾーリナ・ヴィクトーリヤ (Зорина Виктория)	gorono@vlc.ru
組織管理部	カラーセヴァ・エレナ (Карасева Елена)	org@vlc.ru
対外経済・旅行委員会	スクリープニコフ・ヴラジーミル (Скрипников Владимир)	virc@vlc.ru
体育文化とスポーツ委員会	アノーリ・ニコラーイ (Анори Николай)	
住民陳情受付部	ドズガーリ・ジァーンナ (Дзыгарь Жанна)	obr@vlc.ru
住居登録部	ネチアーエヴァ・ラリーサ (Нечаева Лариса)	home@vlc.ru
市職員人事部	グラーチェヴァ・タチヤーナ (Грачева Татьяна)	kadry@vlc.ru
環境部	コルシェンコ・アレクサーンドル (Коршенко Александр)	ecology@vlc.ru
交通部	クラーフ・ヴァレーンティン (Кураев Валентин)	transport@vlc.ru
非営利団体部	タタレーンコ・イリーナ (Татаренко Ирина)	rels@vlc.ru
住民故障受付部	ハツェンコ・ヴィターリー (Хаценко Витарий)	disp@vlc.ru
監査部	ティームキン・アレクサーンドル (Тимкин Александр)	
就職斡旋部	ペトルーニヤ・エレナ (Петруня Елена)	trud@vlc.ru
国家監督部	タラセーニコ・セルゲーイ (Тарасено Сергей)	insp@vlc.ru
広報部	カザーコフ・アレクセイ (Казаков Алексей)	Presscom2@vlc.ru
会計部	ソスノーヴァ・エレナ (Соснова Елена)	buh@vlc.ru
保健部	クズネツォーフ・ヴラジーミル (Кузнецов Владимир)	gorzdrav@vlc.ru
市エネルギー供給部	イシューク・ヴィクトーリヤ (Ищук Виктория)	
未成年保護部	ヴォロービエヴァ・ラリーサ (Воробьева Лариса)	kdn@vlc.ru
行政法部	デメーネフ・ヴラジーミル (Деменев Владимир)	admcom@vlc.ru

インターネット 整備部	クローチキナ・タチヤーナ (Курочкина Татьяна)	webadm@vlc.ru
----------------	-------------------------------------	--

3 市議会

市議会の決定を必要とする専権事項は、以下のとおりである（「ウラジオストク市憲章」第 39 条）。

- (1) 市予算と執行報告の承認
- (2) 市発展計画の採択とその実施報告の承認
- (3) 市税と徴税の制定
- (4) 市議会の任期満了前解散
- (5) 市議会議長と副議長の選出
- (6) 市議会内の常設委員会、臨時委員会、作業グループの編成
- (7) 市議会の活動経費の承認
- (8) ウラジオストク市褒章の設定
- (9) ウラジオストク市のシンボルの利用手続きの承認
- (10) 国有財産の市有財産への移転に関する問題の解決
- (11) 市議会選挙の決定
- (12) 市行政機関の長の選挙の決定
- (13) 市住民投票の実施に関する決定
- (14) 連邦の法律、沿海地方（クライ）憲章、沿海地方（クライ）の法律、ウラジオストク市憲章に盛り込まれているその他の権限の実現

ウラジオストク市議会議員名簿

	氏 名	所属委員会	生年
1	ゴローヤド・ニコラーイ (Голояд Николай)	社会政策	1964 年
2	スボーティン・ヴィターリー (убботин Виталий)	議長	1954 年
3	スリーヴチュク・ヤロースラフ (Сливчук Ярослав)	都市経営	1965 年
4	キリチェンコ・アレクサンードル (Кириченко Александр)	都市経営	1957 年
5	ノーヴィコフ・ドミートリー (Новиков Дмитрий)	地方自治	1977 年
6	コローリュク・ヴァレーリー (Королюк Валерий)	地方自治	1956 年
7	プリホージコ・アレクサンードル (Приходько Александр)	地方自治	1971 年
8	サフチェンコ・アレクサンードル (Савченко Александр)	経済政策	1977 年
9	ティムチェンコ・ヴィターリー (Тимченко Виталий)	経済政策	1970 年
10	ズーベンコ・セルゲーイ (Зубенко Сергей)		1970 年

11	マラーニン・アレクサンドル (Маланин Александр)	都市経営	1954 年
12	アホーヤン・ガルースト (Ахоян Галуст)	地方自治	1956 年
13	シアリーモヴァ・リュドミーラ (Шалиова Людмила)	市予算	1948 年
14	ガヴリーロフ・アレクサンドル (Гаврилов Александр)	地方自治	1946 年
15	グルレーヴァ・オーリガ (Гурулева Ольга)	地方自治	1961 年
16	トカーレフ・イーゴリ (Токарев Игорь)	経済政策	1962 年
17	パツヴァーリド・コンスタンティーン (Пацвальд Константин)	経済政策	1962 年
18	ユルターエフ・アレクサンドル (Юртаев Александр)	地方自治	1958 年
19	メドヴェージェヴァ・ガリーナ (Медведева Галина)	地方自治	1951 年
20	クローコフ・グレーブ (Клоков Глев)	市予算	1963 年
21	シカーリン・ビヤチェスラーフ (Шкарин Вячеслав)	地方自治	1971 年
22	アリーエフ・ヌウルメート (Алиев Нурмет)	経済政策	1961 年
23	シパコーフスキー・イーゴリ (Шпаковский Игорь)	市予算	1965 年
24	ユルチェンコ・ユーリー (Юрченко Юрий)		1957 年
25	チェメーリス・イーゴリ (Чемерис Игорь)	経済政策	1965 年

4 地区機関

ウラジオストク市内は、「レーニン地区」「ペルヴォマイスキー地区」「ペルヴォレチェンスキー地区」「ソビエト地区」「フルンゼ地区」の五つに区分けされている。各地区には市長によって任命される区長をはじめとして副区長や役職者が、市の業務を担当している。この地区は自治体の下位に位置しており、立法機関は開設されていない。各地区の役職者名と連絡先は、以下のようになっている。

レーニン地区行政機関の役職者

役 職	氏 名	電 話
区長	ソローカ・ヴァレーリー (Сорока Валерий)	22-96-27
副区長	スコブリーコヴァ・タチヤーナ (Скобликова Татьяна)	22-27-41

副区長	ポポーフ・セルゲイ (Попов Сергей)	22-78-12
秘書	ミヤコータ・タチヤーナ (Мякота Татьяна)	22-37-49
住民受付部長	ゴリヤーチフ・アレクサンドル (Горячих Александр)	22-58-69
組織部長	モスクヴィーナ・イリーナ (Москвина Ирина)	22-72-69
公共サービス部長	クリューキン・パーヴェル (Клюкин Павел)	22-38-75
未青年対策課長	コンドラシーフ・ナジェージダ (Кондрашов Наежда)	22-27-67
住居登録・配分課長	ハルチェンコ・アーラ (Харченко Алла)	22-10-54
行政委員会議長	マージチ・アレクサンドル (Мадич Александр)	22-59-74

ペルヴォマイスキー地区行政機関の役職者

役 職	氏 名	電 話
区長	プレトニエフ・ヴィークトル (Плетнев Виктор)	27-86-29
副区長	ミナーエフ・ヴィークトル (Минаев Виктор)	27-86-29
副区長	サチェンコ・リュボーフィ (Саченко Любовь)	27-33-10
秘書	ポマズキーナ・リュボーフィ (Помазкина Любовь)	27-86-29
住民受付部長	ドゥブリーン・アレクサンドル (Дубин Александр)	27-89-89
組織部長	ミハールーフ・スタニスラフ (Михайлов Станислав)	27-73-70
公共サービス部長	デシーペト・アナトーリー (Дешпет Анаторий)	27-82-06

ペルヴォレチェンスキー地区行政機関の役職者

役 職	氏 名	電 話
区長	ブラーガ・アナトーリー (Брага Анаторий)	36-03-09
副区長	チャルディモヴァ・アレクサンドラ (Чардымова Александра)	36-24-54
副区長	ボーブコフ・ヴラジーミル (Бобков Владимир)	36-03-18

秘書	サドーフスカヤ・ヴェーラ (Садовская Вера)	36-00-95
未青年対策部長	サヴェーリエヴァ・オーリガ (Савельева Ольга)	36-32-61
住民受付部長	シャマーナエフ・ヴラジーミル (Шаманаев Владимир)	36-00-70
組織部長	ケールスカヤ・タチヤーナ (Керская Татьяна)	36-55-24
公共サービス部長	オシペーenco・アンドレイ (Осипенко Андрей)	33-56-13

ソビエト地区行政機関の役職者

役 職	氏 名	電 話
区長代行	プリーマク・レオニード (Примак Леонид)	31-85-22
副区長	コーニシン・ヴラジーミル (Коньшин Владимир)	31-85-51
副区長	マースロフスキー・アレクサンドル (Масловский Александр)	31-82-72
秘書	スクビエーヴァ・ヴィクトーリヤ (Скубеева Виктоия)	31-78-20
住民受付課長	ゴンチャレンコ・オレーク (Гончаренко Олек)	31-85-45
組織部長	シクリギーナ・オーリガ (Шкурыгина Ольга)	31-83-12
公共サービス部長	ヴァシェーイコ・ヴラジーミル (Вашейко Владимир)	31-73-27
未青年対策部長	キーム・オーリガ (Ким Ольга)	31-83-25
行政委員会	カヴァレーヴァ・マリーナ (Ковалева Марина)	31-83-25
住居登録・配分部長	サフータ・リュドミーラ (Сахута Людмира)	31-85-17

フルンゼ地区行政機関の役職者

役 職	氏 名	電 話
区長代行	アダムリューク・レオニード (Адамлюк Леонид)	22-72-04
副区長	ボギダーエフ・アナトーリー (Богидав Анатолий)	22-56-49
副区長	サプーノフ・ドミートリー (Сапунов Дмитрий)	51-03-86

副区長	アダムリョーク・レオニード (Адамлюк Леонид)	22-72-04
秘書	グリゴリーエヴァ・オーリガ (Григорьева Ольга)	22-27-11
住民受付部長	バズロフ・エーリブルス (Базров Эльбрус)	22-73-48
組織部長	ストロジェンコ・ジナーイダ (Стороженко Зинаида)	22-24-82
公共サービス部長	ニキフォーロフ・ヴラジーミル (Никифоров Владимир)	22-37-33

5 財政制度

2004 年のウラジオストク市予算は、歳入額が 35 億 5,413 万 3,000 ルーブルであるのに対して、歳出額は 38 億 4,224 万 9,000 ルーブルで、2 億 8,811 万 6,000 ルーブルの赤字となっている。

歳出のおもな内訳は、以下のとおりである。

- 歳出額 33 億 5,110 万 7,000 ルーブル
- 主要項目の歳出額 4 億 9,114 万 2,000 ルーブル

歳入をみると、税収が 24 億 1,033 万 5,000 ルーブルであり、歳入総額の 67.8 パーセントを占めている。これに対して非税収入は 3 億 7,027 万 5,000 ルーブル、歳入総額の 10.4 パーセントとなっている。補助金は 5,347 ルーブル、交付金は 66 万 7,626 ルーブルであり、この二つの資金が歳入総額で占める割合は 0.019 パーセントにすぎない。主要な歳入項目と金額は、以下のとおりである。

- 税 収 24 億 1,033 万 5,000 ルーブル
- 利潤税 17 億 3,091 万 6,000 ルーブル
- 法人税 16 億 1,588 万 6,000 ルーブル
- 商品税 6,463 万 1,000 ルーブル
- 財産税 2 億 7,990 万 2,000 ルーブル
- 天然資源利用税 8,055 万 8,000 ルーブル

ロシア連邦法「ロシア連邦における 地方自治の一般原則について」

国家議会の採択 2003 年 9 月 16 日

連邦会議の採択 2003 年 9 月 24 日

本連邦法はロシア連邦憲法に基づいて、ロシア連邦内の地方自治体の法的、区域的、機構的、経済的な一般原則を制定し、地方自治の実現を国家が保障するものである。

第一章 一般規定

第 1 条 地方自治

1. 地方自治は、ロシア連邦憲法が制定する国家原則の一つを構成し、ロシア連邦全土における地方自治の実現が受け入れられ、保障される。
2. ロシア連邦の地方自治は、国民による権力実現の形態である。その実現は、ロシア連邦憲法と連邦法で制定されている範囲内で保障される。連邦法、ロシア連邦主体の法律で制定されている場合には、住民の自己責任に基づく自発的な決定が直接、または地方自治体を通して地域の歴史と伝統を考慮に行われる。

第 2 条 基本的な用語と概念

1. 本連邦法の目的のために、以下のような基本的な用語と概念が用いられる。

「農村管区」の一般的な集合体であり、地方自治は直接的に住民によって、又は地方自治体の選出機関とその他の機関を通して実現される。

「都市管区」またはそのベッドタウンであり、地方自治は直接的に住民によって、または地方自治体の選出機関とその他の機関を通して実現される。

「居住区」一都市または農村

「都市内の地区（自治区）一複数の居住区」から構成される

「市一自治区」を構成しない市の居住区

連邦的な意義を有する市（モスクワ市とサンクト・ペテルブルグ市）の内部区分一連邦的な意義を有する市の一部

を構成し、その区域内では地方自治は直接的に住民によって、または自治体選出機関とその他の諸機関を通して実現される。

自治体一都市居住区または農村居住区、地区、市行政区、または連邦的な意義を有する市の内部の地区

自治体の諸問題一自治体の住民生活を直接的に保障する問題であり、その解決はロシア連邦憲法と本連邦法に基づいて住民、または地方自治体が自主的に行う。

自治体間の諸問題一地方自治にかかわる諸問題の一部であり、その解決は本連邦法と自治体の法律に基づいて住民、または地方自治体が自主的に行う。

地方自治体一住民によって直接選出される、または自治体の代表機関によって構成される諸機関であり、自治体の諸問題を解決する固有の権限を共有する。

代議員一居住区、自治体、市の行政区、連邦的な意義を有する市の内部の地区の代表機関の構成員。

自治体の役職者一選出に基づき契約を交わした者であり、自治体の諸問題の解決または自治体の活動に関する執行処理の権限を有する。

自治体の選出役職者一自治体の役職者であり、自治体内で秘密投票の条件下で有権者による平等、直接投票で選出される。

自治体の選出機関のメンバー一自治体選挙で選出される自治体の選出役職者。

自治体の法令一地方自治体の問題と地方自治体に委譲された個々の国家的な権限の行使に関する問題。国家的な権限の内容については、連邦の法律と連邦主体の法律で制定される。

農村地区と自治体地区の行政上の中心地一地域の歴史、社会的なインフラに基づいて制定され、連邦主体の法律に従って関連自治体の代表機関が設置される。

2. ロシア連邦の法律に基づいて「地方」と「自治体」という言葉は自治体機関では同一の意味を有することがある。

第 3 条 地方自治の実現へのロシア連邦市民の権利

1. ロシア連邦市民は、住民投票、自治体選挙、その他の直接的意思表明、さらには自治体の選挙機関を通して直接

的に地方自治を行使する。

自治体に常住、または長期間にわたって居住する外国人は、ロシア連邦の国際協定と連邦の法律に基づいて地方自治を実現するための権利を有する。

2. 市民は地方自治の実現のために、性別、人種、民族、言語、出生地、財産と社会的な地位、宗教、信条、所属する社会団体に関係なく対等な権利を有する。
3. ロシア連邦憲法、本連邦法律で制定される地方自治を実現するための市民の権利は、連邦の法律によってのみ制限される。その場合には、憲法的な国家制度、他人の理性、健康、権利、正当な利益を擁護し、さらに国防と保安のためのものである。
4. 国家権力連邦機関と連邦主体国家権力機関は、地方自治を実現するために住民の権利を国家的に保障する。

第4条 地方自治の法的な基盤

1. 地方自治の法的な基盤を構成するのは、一般的な原則、国際的な権利規範、ロシア連邦が締結する国際条約、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的意義を有する法令、本連邦の法律、その他の連邦の法律、これらに基づいて公布されるその他の規範的な法令（ロシア連邦大統領の命令と処分、ロシア連邦政府の決定と決議、執行権力連邦機関のその他の法令）、憲法（憲章）、法律、連邦主体その他の法令、自治体憲章、住民投票と住民会議で制定された決定、その他の自治体の法令である。
2. 本連邦の法律で制定された自治体の一般原則の変更は、本連邦の法律を修正、補足する以外の方法では認められない。

第5条 地方自治における国家権力連邦機関の権限

1. 地方自治に関する国家権力連邦機関の権限は、以下のとおりである。

本連邦の法律で制定されているロシア連邦内の地方自治機関の一般原則の制定。

ロシア連邦の専権事項に関する法的な規制、ロシア連邦と連邦主体の共同権限内での国家権力連邦機関とその役職者、さらに連邦主体国家権力機関とその役職者の地方自治に関する権利、義務、責任。

自治体の問題解決にあたって市民とロシア連邦主体国家権力機関、その役職者の権利、義務、責任の法的な規制。

個々の国家権限の遂行の際の地方自治体とその役職者の権利、義務、責任であり、それらは本連邦法で制定されている手続きに基づいて、連邦の法律で規定される。

2. 地方自治体とその諸機関の関係では、国家権力連邦機関による監督業務は、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的な意義を有する法令、本連邦法、その他の連邦の法律で制定されている場合と手続きにおいて実現される。
3. 地方自治の問題でロシア連邦の法令がロシア連邦憲法と本連邦法と抵触する場合は、ロシア連邦憲法と本連邦法が優先される。

第6条 地方自治の問題におけるロシア連邦主体国家権力機関の権限

1. 地方自治の問題におけるロシア連邦主体国家権力機関の権限は、以下のとおりである。

本連邦法で制定されている場合と手続きに基づいて、ロシア連邦主体における地方自治体機関の諸問題の法的な規制。

本連邦で制定されている場合と手続きに基づいて、地方自治の問題におけるロシア連邦主体国家権力機関とその役職者の権利、義務、責任の法的な規制。

ロシア連邦主体の権限事項とロシア連邦とロシア連邦主体の共同権限に関するロシア連邦主体国家権力機関の権限内での地方自治体とその役職者の権利、義務、責任の法的な規制。

個々の国家権限を遂行するにあたって地方自治体とその役職者の権利、責任、義務の法的な規制。この規制は、本連邦法で制定されている手続きに従ってロシア連邦主体の法律で明確にされる。

2. 地方自治体とその諸機関の関係に関するロシア連邦主体国家権力機関の監督業務は、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的な意義を有する法令、本連邦法、その他の連邦の法令で制定されている場合と手続きに基づいてロシア連邦主体の法律に従って実現される。
3. 地方自治体の諸機関の問題を規制し、地方自治体とその

役職者の権利、義務、責任を制定するロシア連邦主体の憲法（憲章）、法律、その他の法令がロシア連邦憲法、連邦の憲法的な意義を有する法令、本連邦法、その他の連邦法に抵触する場合には、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的な意義を有する法令、その他の連邦の法令が優先される。

第7条 自治体の法令

1. 地方の問題に関する自治体の法令は、直接的には自治体住民、自治体諸機関、その役職者によって制定される。
2. 連邦の法律とロシア連邦主体の法律によって地方自治体に委譲されている個々の国家権限実現の問題では、関連する連邦の法律とロシア連邦主体の法律で定められている原則と規定をもとに地方自治体の法令が採択される。

3. 地方自治体が採択した自治体の法令は、自治体内では遵守されなければならない。

自治体の法令の未履行に対しては、市民、組織の指導者、国家権力機関の役職者、地方自治体の役職者は、連邦の法律とロシア連邦主体の法律に従って責任を負う。

4. 地方自治体の法令は、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的な意義を有する法令、本連邦法、ロシア連邦主体の憲法（憲章）、法律、その他の法令に抵触してはならない。
5. 連邦の法律、またはその他のロシア連邦の法令、ロシア連邦主体のその他の法令が地方自治体の問題、地方自治体の権利、義務、責任、さらには地方自治体の役職者の問題で、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的な意義を有する法令、連邦の法律、ロシア連邦国家権力機関とロシア連邦主体国家権力機関間の権限事項分割協定に抵触していると地方自治体が判断した場合には、関連裁判所で判断される。

第8条 自治体間の協力

1. ロシア連邦各主体のなかの地方自治体間の相互協力関係のために、自治体の全体的な利益の表明と擁護のために、ロシア連邦主体には自治体会議を創設する。
2. 国家権力連邦機関に課せられた利益の表明、ロシア連邦自治体と国際組織、さらには外国の法人との協力関係の構築を含む自治体間の相互協力関係の組織化、ロシア連邦主体自治体会議の創設、ロシア連邦の自治体の全体的な利益の表明と擁護のために、ロシア連邦主体の自治体会議は全

ロシア自治体連合を創設する。

3. 自治体の地域性とその原則の特殊性を考慮したうえで、ほかの自治体連合体を創設することができる。
4. 自治体にかかわる諸問題を解決するために、資金、経済的な協力、その他の財源を統合する目的で、連邦の法律、自治体代表機関の法令に従って自治体協会、経済同盟、その他の自治体間組織を創設できる。この目的のために、自治体は協定と合意書を交わすことができる。これらの自治体組織は、地方自治体の権限を有しない。

第9条 公的標章と自治体

1. 地方自治は、市、農村、地区、連邦的な意義を有する市内の地区を単位にロシア全土で実現される。
2. 自治体間の境界線は、本連邦法第11条から第13条までに盛り込まれている要件に基づいてロシア連邦主体の法律で制定され、変更される。

第10条 自治体の区域

自治体は連邦の法律に基づいて、地元の歴史、文化などを反映する公的標章を制定できる。

第11条 自治体の境界線

1. 自治体の境界線は、以下の項目に基づいて制定され、変更される。
 - (1) 人口密度の低い地域を除くロシア連邦主体内の地帯は、居住区単位で分割される。
 - (2) 市と人口密度が低い居住区を除く全ての地域が、自治体としての地区を構成する。
 - (3) 土地利用の状況、伝統的な自然資源の利用などを考慮して、自治体が特定される。
 - (4) 土地の利用目的や所有形態に関係なく、全ての土地が自治体の枠内に入る。
 - (5) 市の居住区内には、一つの市、または付属地を有する居住区、自治体ではない農村が存在する。
 - (6) 農村の居住区内には、原則として人口1,000人以上の農村が存在する。
 - (7) 人口が1,000人以下の農村は原則として、市居住区、または農村居住区とはならない。
 - (8) ロシア連邦主体の法律に基づいて、さらにはロシア連

邦主体の人口分布を考慮して、人口 1,000 人以下の農村の地位が制定される。

(9) 人口密度が低く、人口が 100 人以下の居住区は、その地域の住民集会で決定されれば、独立した居住区とはならない。

(10) 領地の面積は、住民の人口を考慮に制定される。

(11) 居住区の境界線は、行政中心地までの距離を考慮に入れて制定される。

(12) 居住区の境界線は、隣の境界線と抵触しない。

(13) 居住地は、他の居住区のなかに存在することはならない。

(14) 市有地は、地区自治体の所有地を構成しない。

(15) 地区自治体の境界線は、居住地間の問題を解決するために必要な要件を考慮に入れて制定される。

(16) 地区自治体の境界線は、居住区の境界線と抵触しない。

2. 市の地位を付与される居住区は、地方自治体が諸問題を独立して解決するために必要な社会的基盤、交通網の整備、その他のインフラ状況を考慮したうえで、ロシア連邦主体の法律で制定される。

3. 人口密度の低い居住区は、ロシア連邦主体、地区自治体に編入される。

第 12 条 地方自治体境界線の変更

1. 地方自治体の境界線の変更は、住民、地方自治体、ロシア連邦主体国家権力機関、国家権力連邦機関の発議に基づいて、そして本連邦法に従ってロシア連邦主体の法律によって制定される。地方自治体境界線の変更に関する住民のイニシアティブは、連邦の法律で制定されている手続き、住民投票で発議するためのロシア連邦主体の法律に基づいて採択される手続きにそって実現される。地方自治体境界線の変更に関する地方自治体と国家権力機関のイニシアティブは、該当する地方自治体、国家権力機関の決定によって制定される。

2. 地区自治体の境界線の変更は、本連邦法第 24 条第 3 項に基づく住民投票、または該当地区自治体の代表機関の意見を考慮に入れた市民集会で表明される住民の同意に従って実行される。

3. 居住区境界線の変更は、本連邦法第 24 条第 3 項に基づく住民投票、または該当居住区の代表機関の意見を考慮に入れた市民集会で表明される住民の同意に従って実行される。

第 13 条 地方自治体の再編

1. 地方自治体の再編の対象となるのは、自治体間の合併、地方自治体の分割、市自治体の地位の変更である。

2. 地方自治体の再編は、住民の提唱に基づいてロシア連邦主体の法律によって実現される。または、本連邦法に従って地方自治体、ロシア連邦主体国家権力機関、国家権力連邦機関によって行われる。地方自治体の再編に関する住民の提唱は、制定される連邦の法律とそれに基づいて採択される住民投票のためのロシア連邦主体の法律の手続きに従って行われる。地方自治体の再編に関する地方自治体と国家権力機関の提唱は、該当する地方自治体、国家権力機関の決定によって進められる。

3. 複数の居住区の合併は、本連邦法第 24 条第 3 項に盛り込まれている投票方法、または市民集会での投票をもって各居住区の住民の合意のもとで実施される。

4. 複数の地区自治体の合併は、該当する自治体の代表機関で表明される住民の意見を考慮に入れて実施される。

5. 自治体の分割は、本連邦法第 24 条第 3 項に盛り込まれている投票方法、または市民集会での投票をもって各居住区の住民の合意のもとで実施される。

6. 地区自治体の分割は、地区自治体の代表機関で表明される住民の意見を考慮に実施される。

7. 市居住区の地位の変更は、該当する自治体住民の合意を基盤にロシア連邦主体の法律によって実施される。

第三章 自治体の権限

第 14 条 自治体の管轄事項

1. 地方自治体の専権事項は以下のとおりである。

- (1) 自治体財産の作成、承認、執行、そして当財産の執行管理
- (2) 地方税と徴税の制定、変更、廃止
- (3) 自治体財産の所有、利用、処分

- (4) 自治体内の電気、暖房、ガス、水道の整備
- (5) 自治体内の道路の整備と建設。ただし、連邦と連邦主体の管理する道路を除く
- (6) 自治体内の低所得者の保護
- (7) 自治体内の公共交通の整備
- (8) 自治体内の自然災害の復旧
- (9) 自治体内の火災予防活動
- (10) 自治体住民のための郵便、食堂、商業、日常サービスの確保
- (11) 住民のための図書館サービスの提供
- (12) 住民のための文化サービスの提供
- (13) 歴史的な記念碑の保護
- (14) 自治体住民のスポーツ促進
- (15) 住民のための余暇施設の整備
- (16) 連邦の法律に基づく自治体内の特定住民のための保護観察
- (17) 文書館の整備
- (18) ゴミ収集と運搬の整備
- (19) 自治体内の土地と森林の整備
- (20) 自治体内の建設計画、緑化整備、土地利用の制限
- (21) 通りとアパート番号の整備

2. 地方自治体は、その他の諸問題を解決する権利を有する。ただし、別の自治体、国家権力機関にかかわるものは除く。

第 15 条 地区自治体の専権事項

1. 地区自治体の専権事項は以下のとおりである。

- (1) 地区自治体予算の立案、承認、執行。当該予算の執行管理
- (2) 地区自治体の地方税と徴税の制定、修正、廃止
- (3) 地区自治体の所有財産の利用と処分
- (4) 地区自治体内の電気、暖房、ガス、水道の整備
- (5) 地区自治体内の道路の整備と建設。ただし、連邦と連邦主体の管理する道路を除く
- (6) 地区自治体内の公共交通の整備
- (7) 地区自治体内の自然災害の復旧
- (8) 地区自治体内の警察による社会秩序の維持
- (9) 環境保全のための自治体間の協力

- (10) 地区自治体内の生産施設に対する環境保全対策
- (11) 義務教育機関の整備
- (12) 緊急治療を含む医療機関の整備
- (13) 土地の緑化推進
- (14) 連邦の法律に基づく自治体内の特定住民のための保護観察
- (15) 文書館の整備
- (18) ゴミ収集と運搬の整備
- (19) 図書館の整備
- (20) 地区自治体内への公正な予算配分の確立

第 16 条 自治体としての市の専権事項

1. 自治体としての市の専権事項は、以下のとおりである。

- (1) 市自治体予算の立案、承認、執行。当該予算の執行管理
- (2) 市自治体の地方税と徴税の制定、修正、廃止
- (3) 市自治体の所有財産の利用と処分
- (4) 市自治体内の電気、暖房、ガス、水道の整備
- (5) 市自治体内の道路の整備と建設。ただし、連邦と連邦主体の管理する道路を除く
- (6) 市自治体内の低所得者の保護
- (7) 市自治体内の公共交通の整備
- (8) 市自治体内の自然災害の復旧
- (9) 地区自治体内の警察による社会秩序の維持
- (10) 自治体内の火災予防活動
- (11) 環境保全のための自治体間の協力
- (12) 地区自治体内の生産施設に対する環境保全対策
- (13) 義務教育機関の整備
- (14) 緊急治療を含む医療機関の整備
- (15) 郵便、食堂、商業、日常サービスの確保
- (16) 図書館の整備
- (17) 余暇と文化サービスの充実
- (18) 歴史的な記念碑の保護
- (19) スポーツ促進
- (20) 大衆余暇施設の整備
- (21) 特定住民のための保護観察
- (22) 文書館の整備

(23) 埋葬事業

(24) ゴミ収集と運搬の整備

(25) 土地と森林の整備

(26) 建設計画、緑化整備、土地利用の制定

(27) 通りとアパート番号の整備

2. 地方自治体は、隣接する自治体と抵触しないその他の問題を解決する権利を有する。

第 17 条 地方自治体にかかわる諸問題を解決するための自治体の権限

1. 地方自治体の問題を解決するために、市、地区の自治体は以下の権限を有する。

(1) 自治体憲章の採択、その修正と補足、自治体法令の公布

(2) 自治体の公式標章の制定

(3) 自治体企業・施設の創設、予算化、配置

(4) 連邦の法律での規定がないかぎり、自治体企業のサービス料金の制定

(5) 自治体選挙、住民投票、議員召還投票、自治体選挙機関の議員選挙、自治体役職者の選挙、自治体境界線変更の選挙、自治体構成に関する選挙の物質的、技術的な準備と施行

(6) 自治体の社会・経済的な総合発展計画の採択と実施。
自治体の経済状況、社会分野に関する統計のための資料収集。ロシア連邦政府が制定する手続きに基づく国家権力機関への当該資料の提出

(7) 自治体法令とその他の公式情報を公表する機関の設立

(8) 連邦の法律に基づく国際・対外経済関係の実現

(9) 本連邦の法律と自治体憲章に基づくその他の権限

2. 自治体憲章に基づいて自治体は、社会的に有意義な活動に市民を参加させるための決定を行う。

社会的に有意義な活動とは、特殊な専門的訓練を必要としない内容である。

社会的に有意義な活動に参加する場合、本務に拘束されない自由な時間でなければならない、三ヶ月に一回を超えることがあってはならない。この活動は、一回において四時間を超えてはならない。

3. 本条で制定されている自治体の権限は、自治体が自主的に行使する。ある自治体とその役職者が、別の自治体とその役職者に従属することは認められない。

第 18 条 地方自治体の権限に対する法的規制の原則

1. 自治体の権限事項項目は、本連邦の法の修正、補足する以外の方法で変更することはできない。

2. 自治体権限の決定のために生じる財政支出は、自治体予算から歳出される。連邦の法律とロシア連邦主体の法律で制定されている手続きに基づいて、当該義務は連邦予算、連邦予算外資金、ロシア連邦主体予算から歳出される。

第四章 地方自治体による国家権限の代行

第 19 条 自治体の個々の国家業務の分担

1. 連邦の法律とロシア連邦主体の法律で制定されている自治体の権限とは、本連邦法で自治体の権限事項に入っていない諸事項に関して、自治体に委譲されている個々の国家権限のことである。

2. 自治体の国家権限の分担は連邦の法律、ロシア連邦主体の個々の国家権限—ロシア連邦主体の法律に基づいて実現される。自治体の個々の国家権限の負担は、その他の法令に基づくことがあってはならない。

連邦の法律に抵触しない限りにおいて、ロシア連邦とロシア連邦主体の共同権限に関する自治体の個々の国家権限の負担は認められる。

3. 自治体に委譲される個々の国家権限は、連邦の法律とロシア連邦主体の法律でその他の事項が制定されていない場合に限り、自治体を実現する。

4. 自治体は無期限で、個々の国家権限を実現する。当該権限に一定の期限を有しているならば、その期限で効力を有する。

5. 自治体に委譲される個々の国家権限を実現するための財政は、該当予算からの自治体予算への補助金で保障される。

自治体憲章に盛り込まれている場合には、自治体は委譲されている個々の国家権限を実現するために、固有の物質的な財源を補足的に利用する権限を有する。

6. 自治体による個々の国家権限を盛り込む連邦の法律とロ

シア連邦主体の法律は、以下の事項を含まねばならない。

- (1) 自治体の類型または名称
 - (2) 該当する権限を実現するにあたっての自治体の権利と任務、さらには国家権力機関の権利と任務の一覧表
 - (3) 連邦または地方の国家的最低限の社会的な水準を含む該当権限を実現するにあたって、連邦予算、ロシア連邦主体の予算に適応される配分規範
 - (4) 自治体財産に委譲される項目一覧表
 - (5) 自治体に委譲された個々の国家権限を実現した際の自治体の報告手続き
 - (6) 自治体に委譲された個々の国家権限の実現に対する国家権力機関による監督手続き
 - (7) 自治体に委譲されている個々の国家権限を担う自治体の執行停止の要件と手続き
7. 自治体が担う個々の国家権限を盛り込む連邦法とロシア連邦主体の法律の規定は、毎年度の予算執行に関する連邦の法律に基づく。

第 20 条 自治体による個々の国家権限の実現

1. 個々の国家権限の実現にあたって、執行権力国家機関とロシア連邦主体執行権力機関は各機関の権限内で、執行するために必要な規範的な法令を公布し、その執行に対する監督を行使することができる。
2. 司法手続きに基づいて認定された連邦の法律とロシア連邦主体の法律、さらにはロシア連邦のその他の法令の間の齟齬は、先の権限執行を拒否する根拠となる。
3. 自治体は、個々の国家権限の執行に対して責任を有する。

第 21 条 個々の国家権限を担う自治体に対する国家的な監督

1. 国家権力機関は、自治体による個々の国家権限の行使に対する監督を行う。
2. 自治体とその役職者は本連邦法第 19 条に基づいて個々の国家権限に関係する文書を該当する国家機関に提出しなければならない。
3. 個々の国家権限を行使する自治体またはその役職者による法律違反が明らかになった場合には、該当国家機関はその違反を排除するための文書を提出することができる。

第五章 地方自治を実現するための自治体住民による直接的な行使と住民参加

第 22 条 住民投票

1. 自治体にかかわる諸問題を住民の直接的な参加によって解決するために、住民投票を実施する。
2. 住民投票は、自治体全域で実施される。
3. 住民投票の実施に関する決定は、自治体代表機関が採択する。

- (1) ロシア連邦国籍で、住民投票権を有する住民の提唱に基づく。
- (2) 有権者連盟やその他の社会団体の提唱に基づく。それらの社会団体の規約には、選挙と住民投票への参加項目を盛り込み、連邦の法令で制定された手続きと期間のものと登録される。
- (3) 自治体代表機関と自治体の長の提唱に基づく。

4. 市民、有権者同盟、その他の社会団体の提唱に基づく住民投票実施の要件とは、署名が必要であり、有権者数の 5 パーセント以上でなければならない。

住民投票実施の提唱は、連邦の法律で制定されている手続きに基づいて行われる。

自治体の代表機関と首長の共同提唱の場合には、自治体の代表機関と長の法令によって手続きが行われる。

5. 自治体代表機関は、住民投票実施に関する提唱が自治体代表機関に提出されてから 30 日以内に住民投票の実施を正式に決定しなければならない。
6. 住民投票には、自治体内の居住するロシア市民は参加権を有する。ロシア市民は、投票にあたって平等で直接的に意思表示できる。投票結果と住民投票で採択された決定は、連邦広報で公表される。
7. 住民投票で採択された決定は、自治体内では拘束力を有し、なんらかの国家権力機関、その役職者、または自治体による承認を必要としない。
8. 自治体は自治体憲章で定められている権限分割に基づいて住民投票で採択された決定を遂行されるように保障する。
9. 住民投票の実施に関する決定と住民投票で採択された決

定は、司法手続きに基づいて上告できる。

10. 住民投票への住民の参加権は連邦の法律で保障され、住民投票の準備と実施の手続きはロシア連邦主体の法律で定められる。

第 23 条 自治体の選挙

1. 自治体は秘密投票と平等・直接選挙の眷族のもとで自治体の議員、選出機関のメンバー、自治体の選出役職者の選挙を実施する。
2. 自治体の選挙は、自治体憲章に盛り込まれている期間内に自治体代表機関が決定する。
3. 自治体選挙の実施にあたっては、有権者の平等、決定の手続き、準備、実施、選挙結果の集計はロシア連邦の法律、それに基づいて制定されたロシア連邦主体の法律に基づいて行われる。
4. 自治体選挙の結果は、公表される。

第 24 条 議員、自治体の選出機関の構成員、自治体の選出役職者のリコールに関する投票。自治体の境界線の変更と自治体の再編に関する投票。

1. 議員、自治体の選出機関の構成員、自治体の選出役職者のリコールに関する投票は住民の発議に基づいて、連邦法で制定されている手続きと住民投票に関するロシア連邦主体の法律に従って実施される。
2. 議員、自治体の選出機関の構成員、自治体の選出役職者をリコールするための原則、上記の者のリコール手続きは、自治体憲章で制定される。
3. 本連邦に記されているように、自治体の境界線の変更と自治体の再編に関する住民の合意を得るために、自治体の境界線の変更と自治体の再編についての投票を実施する。
4. 自治体の境界線の変更と自治体の再編に関する投票は、自治体内で実施される。
5. 自治体の境界線の変更と自治体の再編に関する投票は、連邦の法律とそれに基づいて採択されるロシア連邦主体の法律に定められた手続きに従う。
6. 自治体の境界線の変更と自治体の再編に関する投票は、自治体住民の半数以上が投票すれば、成立したものと見なされる。

7. 議員、自治体の選出機関の構成員、自治体の選出役職者をリコール選挙結果と自治体の境界線の変更と自治体の再編に関する投票結果は、正式に公表される。

第 25 条 市民総会

1. 投票権を有する住民 100 人を最大人数にして、地域の問題について市民総会を開催できる。市民総会に住民の半数以上が参加すれば、その総会は法的効力を有する。
2. 市民総会は、自治体の代表機関としての権限を有する。
3. 市民総会は自治体の長、または住民の 10 人以上からなるグループの発議で招集される。
市民総会の開催は、地方行政期間の長が保障する。
4. 市民総会への自治体の選出役職者の参加は、義務付けられている。
5. 市民総会では自治体の長、または市民総会で選出されるそれに相当する者が議長を務める。
6. 市民総会の参加者の半数以上が投票したとき、市民総会の決定は有効となる。
7. 市民総会で採択された決定は、地域内では必ず公表される。
8. 自治体とその役職者は、市民総会で採択された決定を保障する。
9. 市民総会で採択された決定は、公表される。

第 26 条 市民の法案提出権

1. 自治体代表機関が制定した手続きに基づいて、投票権を有する市民グループは法案を提出できる。
法案提出権を有する市民グループの最低人数は自治体代表機関が制定し、投票権を有する自治体内の住民 3 パーセントを超えてはならない。
自治体代表機関が法令を採択していない場合には、連邦の法律に基づいて実施される。
2. 市民の法案提出権を実現する手続きに盛り込まれている自治体法案は、自治体機関または役職者が必ず審議しなければならない。その審議期間は三ヶ月とする。
市民グループの代表者は法案の審議の際に、自分たちの見解を陳述する機会があたえられる。
法案が自治体の専門家会議で審議される場合には、その

会議は公開でなければならない。

3. 法案の審議結果で採択された決定は、市民グループに伝達される前に文書の形で一般公表されねばならない。

第 27 条 地域社会自治

1. 地域社会自治とは、居住地の一部において市民自身が自主的に、自己責任のもとで結成する組織であり、自治体のかかわる問題で固有の主導権を実現する。

地域社会自治の区域の境界線は、当該区域に住む住民の提案に基づいて居住地の代表機関が制定する。

2. 地域社会自治は居住地において、直接には住民または集会、大会、さらには地域社会自治の機関を創設することによって実現される。
3. 地域社会自治は、以下のような住民の居住地内で実現される。共同アパートの複数の世帯、複数のアパートの住人、小地区の住民、農村の住民、その他の住民の暮らす区域。
4. 地域住民自治の機関は、当該地域に住む市民の集会、または大会で選出される。
5. 地域社会自治は、その憲章が登録された時点で正式に設立されたものと判断される。地域社会自治の登録手続きは、自治体憲章または自治体法令で制定される。

地域社会自治憲章に基づく地域社会自治は法人格を有し、非営利団体として国家登録される。

6. 組織問題に関する市民集会と地域社会自治の実現は、16 歳以上の住民の過半数以上が参加すれば効力を有する。

組織問題に関する市民大会と地域社会自治の実現は、16 歳以上で当該地域の過半数以上が出席する市民集会で選出された代議員の三分の二以上が参加すれば効力を有する。

7. 地域社会自治を実現する市民の集会と大会の専権事項は、以下のとおりである。

- (1) 地域社会自治の組織機関の構成
- (2) 地域社会自治憲章の採択、修正、補足
- (3) 地域社会自治の機関構成員の選出
- (4) 地域社会自治の基本活動方針の作成
- (5) 地域社会自治の歳出入とその執行報告
- (6) 地域社会自治機関の活動報告の審議と承認

8. 地域社会自治機関の任務は以下のとおりである。

- (1) 当該地域住民の利益の表明
- (2) 市民の集会と大会で採択された決定の執行
- (3) 当該地域住民の日常生活の要求を満たすための住居、環境整備、その他の経営活動の実現
- (4) 自治体への法案の提出

9. 地域社会自治憲章には、以下の事項が盛り込まれる。

- (1) 地域社会自治が実現される区域
- (2) 地域社会自治の目的、任務、形態、基本的な活動方針
- (3) 地域社会自治機関の構成、権限停止、権利と義務に関する手続き
- (4) 決定採択の手続き
- (5) 財産獲得の手続き、その財産と予算の利用、処分に関する手続き
- (6) 地域社会自治実現の停止に関する手続き

10. 地域社会自治憲章に対する自治体の補足的な要求は想定されない。

11. 地域社会自治の機関と実現の手続き、地方自治体からの予算歳出の要件と手続きは、自治体憲章、又は自治体代表機関の法令で制定される。

第 28 条 公聴会

1. 地域問題に関する法案を議論するために自治体住民の参加のうえで、自治体代表機関、自治体の長は公聴会を開催できる。

2. 公聴会は、住民、自治体代表機関、自治体の長の提唱で開催される。公聴会が住民、または自治体代表機関の提唱で開催される場合には、自治体代表機関が日時を決定する。自治体の長の提唱の場合には、かれ自身が決定する。

3. 公聴会の議事項目は、以下のとおりである。

- (1) 自治体憲章案、自治体法令の修正と補足
- (2) 自治体予算案とその執行報告
- (3) 自治体発展の計画とプログラムの草案
- (4) 自治体の再編問題

4. 公聴会の準備と開催に関する手続きは、自治体憲章と自治体代表機関の法令で定められる。そして事前に住民に対して、開催日時と場所を告知しなければならない。

第 29 条 市民集会

1. 自治体に関する問題、自治体とその役職者の活動、地域社会自治の実現に関する審議を行うために、市民集会を開催することができる。

2. 市民集会は住民、自治体代表機関、自治体の長、さらには自治体憲章に記されている場合には地域社会自治団体の提唱で開催される。

市民集会が自治体代表機関、または自治体の長の提唱で開催される場合、提唱する自治体代表機関、または自治体の長が主催する。

住民の提唱で市民集会が開催される場合、自治体憲章に制定されている手続きに基づいて、自治体代表機関が主催する。

地域社会自治の実現のための市民集会の開催に関する手続きは、地域社会自治憲章で明記される。

3. 市民集会は、自治体と自治体役職者への請願を採択することができる。そして、自治体と自治体役職者との関係において市民集会の代表者を選出することもできる。

地域社会自治の実現に関する諸問題を扱う市民集会は、地域社会自治憲章で自分たちの権限となっている諸事項で決定を採択する。

4. 市民集会で採択された請願は、自治体と自治体役職者が必ず検討しなければならない。

5. 市民集会の準備と開催の手続きと市民集会の権限は、本法律、自治体憲章、自治体代表機関の採択する法令、地域社会自治憲章で制定される。

6. 市民集会の総括は公表される。

第 30 条 市民協議会

1. 自治体憲章、自治体代表機関が採択した法令、地域社会自治憲章に記載されている場合、市民集会の権限は市民協議会（代議員集会）で行使される。

2. 市民協議会（代議員集会）の準備と実施、そして代議員の選出は自治体憲章、自治体代表機関が採択した法令、地域社会自治憲章で制定される。

3. 市民協議会の総括は公表される。

第 31 条 市民アンケート調査

1. 自治体、自治体役職者、国家権力機関が決定を採択するにあたって、住民の意見を表明、考慮する目的で、市民アンケート調査を自治体全域、またはその一部で実施する。その結果は、考案されるべき性格を有する。

2. 市民アンケート調査に参加できるのは、投票権を有する自治体住民である。

3. 市民アンケート調査は、以下の提唱で実施される。

(1) 自治体に関連する諸問題を対象に、自治体代表機関、または自治体の長

(2) 自治体の土地利用目的の変更に関する決定をする目的で、市民の意見を考慮するためにロシア連邦主体国家権力機関

4. 市民アンケート調査の準備と実施に関する手続きは、自治体憲章、自治体代表機関が採択した法令で定められる。

5. 市民アンケート調査に関する決定は、自治体代表機関が採択する。市民アンケート調査に関する自治体代表機関の法令のなかには、以下の事項が含まれる。

(1) 調査実施の日と期間

(2) アンケートに盛り込まれる設問

(3) 調査実施の方法

(4) 調査票の作成

(5) 調査に参加する自治体住民の最低人数

6. 自治体住民にはアンケート調査実施の 10 日以上前に、その旨を告知する。

7. 市民アンケート調査の準備と開催にあたっては、以下のような財政措置が必要とされる。

(1) 自治体の提唱による調査に際しては、自治体予算からの歳出

(2) ロシア連邦主体国家権力機関の提唱による調査に際しては、ロシア連邦主体国家予算からの歳出

第 32 条 地方自治体への市民からの請願

1. 市民は、地方自治体に個人的、集団的に請願する権利を有する。

2. 自治体の役職者は一ヶ月以内に、市民から自治体に提出された請願に文書でもって回答しなければならない。

3. 自治体への市民からの請願を検討する手続きと期間は、

ロシア連邦主体の法律、そしてそれに基づいて採択される自治体代表機関の法令で制定される。

4. 自治体役職者は市民からの請願に対して文書で回答することになっているが、その手続きと期間の違反に対してはロシア連邦主体の法律に基づいて行政責任が発生する。

第 33 条 住民による地方自治の直接的実現とその実現への参加のその他の形態

1. 住民による地方自治の直接的実現とその実現への参加は本連邦の法律に盛り込まれているが、同時に市民はロシア連邦憲法、本連邦の法律、その他の連邦の法律、ロシア連邦主体の法律に抵触しない形態で地方自治の実現に参加する権利を有する。
2. 住民による地方自治の直接的実現とその実現への参加は、合法性と自主性を基盤とする。
国家機関とその役職者、自治体とその役職者は、住民による地方自治の直接的実現とその実現への参加に協力しなければならない。

第六章 地方自治体とその役職者

第 34 条 地方自治体

1. 自治体の機関構成には、以下のものを含む。自治体代表機関、自治体の長、自治体行政機関（執行・処理機関）、自治体監査機関、自治体の諸問題の解決にあたって固有の権限を有し、自治体憲章に盛り込まれるその他の自治体機関。
2. 自治体代表機関、自治体の長、自治体行政機関（執行・処理機関）は、本連邦の法律に盛り込まれた例外のケースを除いて必ず設置されねばならない。
3. 自治体諸機関の編成、権限、権限の期間の諸手続き、報告、自治体の従属機関、さらには上記の諸機関の編成と活動に関するその他の諸問題は、自治体憲章で規定される。
自治体の代表機関、自治体の長、自治体行政機関（執行・処理機関）の名称は、地域の慣習を考慮しながらロシア連邦主体の法律で制定される。
4. 自治体諸機関は、国家権力機関制度を構成しない。
自治体の編成への国家権力機関とその役職者の参加、自

治体役職への人選と解職は、本連邦の法律第 5 条、第 11 条、第 37 条に制定されている場合に限り、その手続きに基づいて執行される。

5. 自治体区域の変更ともなう自治体諸機関の再編については、住民投票または自治体代表機関で決定される。

自治体諸機関の問題で実施される住民投票、または市民会議は自治体内の住民の提唱の場合は、ロシア連邦主体国家機関がその実施を保障する。

6. 住民投票で採択される自治体諸機関の編成に関する決定には、以下のことが含まれる。

- (1) 自治体諸機関の編成と名称
- (2) 本連邦の法律の第 36 条第 2 項に基づく自治体の長の選出手続きと権限

7. 自治体諸機関の変更は、自治体憲章に盛り込まれている規定以外の方法は用いられない。

8. 自治体諸機関の変更に関する自治体代表機関の決定は、自治体代表機関の権限終了以前に効力を発する。

9. 自治体のための歳出は、該当する自治体の固有歳入のみから執行される。

第 35 条 自治体代表機関

1. 自治体代表機関は、制定されている議員定数の三分の二以上が選出された時点で権限を行使できる。
2. 自治体代表機関は、自治体内実施される選挙で選出される議員から構成される。
3. 居住区の住民が 100 人以下のところでは、代表機関は設置されない。この場合は、代表機関として市民集会が代行する。
4. 地区自治体の代表機関は、以下のよう構成される。
 - (1) 地区自治体を構成する自治体の長、自治体代表機関の議員
 - (2) 有権者の平等、直接選挙を基盤に秘密投票で選出される。この際に、一つの選挙区で選出される議員数は、自治体代表機関の議員定数の三分の二以上になってはならない。
5. 自治体代表機関は、本条第 2 項に基づいて形成される。
6. 市街地を含む居住区の代表機関の議員定数は自治体憲章

で定められ、以下の議員数よりも下回ることはいない。

7 人—住民数が 1,000 人以下の場合

10 人—住人数が 1,000 人から 10,000 人までの場合

15 人—住人数が 10,000 人から 30,000 人までの場合

20 人—住人数が 30,000 人から 100,000 人までの場合

25 人—住人数が 100,000 人から 500,000 人までの場合

35 人—住人数が 500,000 人以上の場合

7. 地区自治体代表機関の議員定数は自治体憲章で規定されるが、15 人以下であってはならない。

8. 連邦的意義を有する市の自治体代表機関の議員定数は自治体憲章で定められるが、10 以下であってはならない。

9. 自治体代表機関は、法人格を有する。

10. 自治体代表機関の専権事項は、以下のとおりである。

(1) 自治体憲章の採択、その修正と補足

(2) 自治体予算の承認とその執行報告の承認

(3) 徴税に関するロシア連邦の法律に基づく自治体税の制定、変更、廃止

(4) 自治体発展計画とプログラムの採択、それらの執行報告の承認

(5) 自治体財産の管理、処分の手続きの制定

(6) 自治体企業と施設の創設、再編、廃止、さらには自治体企業と施設のサービス料金の規定に関する決定採択の
手続きの制定

(7) 自治体協力組織への自治体の参加手続きの規定

(8) 自治体活動への物質的、技術的、組織的な支援手続きの規定

(9) 自治体関連問題の決定をめぐる自治体とその役職者の執行に対する監査

11. 自治体代表機関のその他の専権事項は、連邦の法律、それに基づいて採択される自治体憲章、ロシア連邦主体の法律で制定される。

12. 自治体代表機関の法令、自治体税と徴税の制定・変更・廃止、自治体予算からの歳出は、自治体の長の提唱、またはかれの同意においてのみ自治体代表機関の審議にかけられる。

13. 自治体代表機関で採択された法令は、署名と公表のため

に自治体の長に送付される。自治体の長は、自治体代表機関が採択した法令を拒否する権利を有する。この場合、法令は 10 日以内に自治体代表機関に差し戻される。自治体の長が法令を拒否した場合、その法令は自治体代表機関で再審議される。その法令が再審議の結果、自治体代表機関の議員定数の三分の二以上で採択された場合には、その法令は 7 日以内に自治体の長によって署名され、公表される。

14. 自治体憲章に基づいて自治体代表機関の活動を組織化するのは、自治体の長である。この役職者が自治体行政機関の長である場合には、自治体代表機関で議員のなかから選出された自治体代表機関の議長である。

15. 自治体代表機関の活動のための歳出は、ロシア連邦予算歳出法に基づいて自治体予算のなかに項目が盛り込まれる。

16. 自治体代表機関の権限はその編成手続きに関係なく、本連邦法第 73 条に記されている手続きと規定に基づいて解散と同時に停止する。自治体代表機関の権限は、以下のケースが発生した時点で停止する。

(1) 自治体代表機関が自己解散の決定を採択した場合。この場合、自己解散に関する決定は、自治体憲章に制定されている手続きに基づいて採択される。

(2) 自治体代表機関の議員構成に関する非合法性を共和国、地方（クライ）、州、連邦的な意義を有する市、自治州、自治区の各最高裁判所が採択された場合。

(3) 自治体が再編された場合。

17. 任期満了前の自治体代表機関の権限停止は、その代表機関議員の任期満了前の権限停止となる。

第 36 条 自治体の長

1. 自治体の長は自治体の最高役職者であり、本条項に基づく自治体憲章によって自治体に関する問題解決にあたって固有の権限を有する。

2. 自治体の長は、以下のよう自治体憲章に基づく。

(1) 自治体の首長選挙で選出されるか、または自治体代表機関選挙で選出された議員のなかから選出される。

(2) 自治体の首長選挙で選出された場合、自治体代表機関の議決権を有する構成員としてその機関の議長となる

か、または自治体行政機関を主宰する。

(3) 自治体代表機関で選出された場合、自治体代表機関の議長となる。

(4) 自治体代表機関の議長と自治体行政機関の長を兼任できない。

(5) 本連邦法第 35 条第 4 項 (1) に基づいて地区自治体代表機関を組織化する場合、地区自治体代表機関議長となる。

3. 人口 1,000 人以下の居住区の自治体では、自治体の長はその選出方法に関係なく、居住区の代表機関議長と自治体行政機関の長を兼任できる。この場合、自治体代表機関は法人格を有しない。

4. 自治体の長は、本条第 2 項に定められている権限内で以下の事項を実現する。

(1) その他の自治体、国家権力機関、市民と組織との関係において当該自治体を代表し、その自治体の名において活動する。

(2) 自治体の代表機関が採択する法令を、自治体憲章に制定されている手続きに基づいて署名し、公表する。

(3) 権限内で法令を施行する。

(4) 自治体代表機関の本会議臨時会の招集を要請する。

5. 自治体の長は、住民と自治体代表機関に従属し、報告義務を負う。

6. 自治体の長の権限は、以下の場合に停止する。

(1) 死亡

(2) 自己都合による退職

(3) 本連邦第 74 条に基づく解職

(4) 裁判所による職務不能、または一部不能の認定

(5) 裁判所による理由なき不在の認定と死亡認定

(6) 裁判所による有罪判決

(7) ロシア連邦外での永住を目的とした渡航

(8) ロシア連邦国籍剥奪

(9) 有権者によるリコール

(10) 自治体の長としての職務を遂行するための健康障害の裁判所による認定

(11) 自治体の長が自治体代表機関の長である場合、自治体

代表機関が任期満了前に権限を停止したとき

第 37 条 自治体行政機関

1. 自治体行政機関（執行・処理機関）は自治体にかかわる問題に関して自治体憲章で明記されている権限、そして連邦の法律とロシア連邦主体の法律で自治体に委譲されている個々の国家権限を実現するための権限を有する。

自治体行政機関を指導するのは、統一原則に基づく自治体行政機関の長である。

2. 自治体行政機関の長になるのは自治体の長、または自治体憲章に基づいて競争原理で選出され契約で結ばれた自治体行政機関の長である。

3. 自治体行政機関の長のための契約の要件は、農村自治体代表機関によって承認される。地区（都市）自治体行政機関の長のための契約の要件は、地区（都市）自治体代表機関によって承認される。地域の諸問題の解決に関する権限を行使するものについてはロシア連邦主体の法律で、自治体に委譲されている個々の国家権限の行使に関するものは連邦の法律とロシア連邦主体の法律で定められる。

4. 農村自治体憲章に基づく契約で自治体行政機関の長に任命された人物、地区（都市）自治体行政機関の長に任命された人物にあつては地区自治体憲章とロシア連邦主体の法律において、自治体行政機関の長の候補者についての規定が盛り込まれる。

5. 自治体行政機関の長の競争選出の実施手続きは、自治体代表機関が制定する。競争選出の手続きは試験実施の 20 日以内に、競争要件、実施の日と時間と場所に関する情報、契約案を盛り込み、公表しなければならない。

自治体の選考委員会の構成メンバーの定数は、自治体代表機関が制定する。

農村選考委員会の構成メンバーは、農村代表機関が任命する。地区（都市）自治体の選考委員会の構成メンバーは、その三分の二の委員を自治体代表機関が任命する。残りの三分の一の委員は、ロシア連邦主体の最高役職者（ロシア連邦主体国家権力最高執行機関の長）の提案に基づいてロシア連邦主体国家権力立法（代表）機関が任命する。

6. 試験の結果に基づいて選考委員会が提示する候補者のな

から、自治体代表機関が自治体行政機関の長を選出する。

自治体行政機関の長との契約は、自治体の長が締結する。

7. 自治体行政機関は、法人格を有する。
8. 自治体行政機関の構成は、自治体行政機関の長の提案に基づいて自治体代表機関が承認する。自治体行政機関の構成は、自治体行政機関の部局と支所からなる。
9. 自治体行政機関の長は、教師、研究活動、その他の創造活動を除く企業活動をはじめ有給の活動を行ってはならない。
10. 契約に基づいて就く自治体行政機関の長の権限は、以下の場合に任期満了前に停止する。

- (1) 死亡
- (2) 自己都合による退職
- (3) 本連邦法第 11 条に基づく契約破棄
- (4) 本連邦法第 74 条に基づく解職
- (5) 裁判所による職務不能、またはその一部不能の認定
- (6) 裁判所による失踪、または死亡の宣告
- (7) 裁判所による有罪判決
- (8) ロシア連邦以外での永住目的とする渡航
- (9) ロシア連邦国籍の剥奪

11. 自治体行政機関の長との契約は双方の合意のもとで、または宣言を基盤に司法手続きにそって破棄できる。

- (1) 自治体代表機関、または自治体の長が、自治体の諸問題の解決に関して契約要件に違反した場合
- (2) ロシア連邦主体の最高役職者（ロシア連邦主体国家権力最高執行機関の長）が、連邦の法律とロシア連邦主体の法律に基づいて自治体に委譲されている個々の国家権限の実現に関して契約要件に違反した場合
- (3) 自治体行政機関の長が、自治体またはロシア連邦主体国家権力機関が契約要件に違反した場合

第 38 条 自治体監査機関

1. 自治体監査機関（会計監査局と監査委員会など）は、自治体予算の執行、自治体予算案の作成と審議に関する制定された手続きの遵守のために、さらには自治体所有財産の管理と処分についての制定された手続きの遵守を監督するために設置される。

2. 自治体監査機関は、自治体憲章に基づいて自治体内の選挙、または自治体代表機関によって開設される。

3. 自治体監査機関による審査結果は公表される。

4. 自治体とその役職者は、自分たちの権限にかかわる諸問題で必要とする情報と文書を自治体監査機関に提出しなければならない。

第 39 条 自治体選挙管理委員会

自治体選挙管理委員会は、自治体選挙、住民投票、議員リコールに関する投票、自治体選出機関委員の選挙、自治体役職者の選挙、自治体境界線の変更に関する投票、自治体の再編投票の準備と実施を担当する。

第 40 条 議員、自治体選出機関の委員、自治体役職者の各地位

1. 議員、自治体選出機関の委員、自治体役職者には、自分の権限を実現するにあたっていかなる障害も受けないことが保障される。
2. 議員、自治体選出機関の委員、自治体役職者の任期は自治体憲章で制定され、2 年以上で 5 年以下でなければならない。
3. 議員、自治体選出機関の委員、自治体役職者の権限は選出された日に発生し、新しいメンバーが活動を開始した日でもって停止する。
4. 自治体役職者の任期の変更に関する決定、さらには自治体選出役職者の権限事項の変更にかかわる決定は、該当する決定の効力が発生したあとに選出された役職者にのみ適応される。
5. 自治体選出役職者は本連邦法と自治体憲章に基づいて、常勤職として権限を行使する。

自治体代表機関の議員は原則として、非常勤職として権限を行使する。

自治体代表機関の定数の 10 パーセントを超えない範囲内で議員は、常勤職として勤務することができる。この場合、自治体代表機関の定数が 10 名以下の自治体では 1 人とする。

6. 自治体選出役職者は、ロシア連邦議会国家会議の議員、ロシア連邦会議連邦会議の議員、ロシア連邦主体国家権力

立法（代表）機関の議員、ロシア連邦主体国家役職者、国家局の役職者、自治体局の役職者を兼任することはできない。

7. 常勤職で権限を執行する議員、自治体選出機関委員、自治体選出役職者は教師、科学、創造活動を除く企業活動とその他の有給活動を行ってはならない。
8. 自治体議員、自治体選出委員、自治体選出役職者の権利は保障される。
9. 自治体議員、自治体選出委員、自治体選出役職者は、自分の発言、立場、投票行動で刑事・行政責任を負うことはない。
10. 自治体議員、自治体選出委員、自治体選出役職者の権限は、以下の場合には任期満了前に停止する。

- (1) 死亡
- (2) 自己都合による退職
- (3) 裁判所による職務不能、またはその一部不能の認定
- (4) 裁判所による失踪、または死亡の宣告
- (5) 裁判所による有罪判決
- (6) ロシア連邦以外での永住目的とする渡航
- (7) ロシア連邦国籍の剥奪
- (8) 有権者によるリコール
- (9) 自治体当該機関の権限の任期満了前の停止
- (10) 本連邦法に制定されているその他の場合

第 41 条 法人格としての地方自治体

1. 自治体の名において、財産上とその他の権利、義務を取得し、実現する。
2. 地方自治体は本連邦法と自治体憲章に基づいて法人格を有し、管理業務を遂行するために設立された自治体企業を設立し、連邦の法律に基づいて法人格としての国家登録を提出する。

法人格としての自治体の国家登録の根拠となるのは自治体憲章、法人格を有する自治体の当該機関設立に関する決定である。

これに関連して自治体憲章に規定がない場合には、国家登録の根拠となるのは以下のとおりである。

- (1) 自治体代表機関の本会議議事録、法人格を有する自治

体代表機関の決定

- (2) 法人格を有する自治体当該機関の設立に関する自治体

代表機関の決定

3. 法人格を有する自治体行政機関の国家登録の根拠となるのは、当該機関の設立に関する自治体代表機関の決定とこれに関する自治体代表機関の規定である。

第 42 条 自治体サービス機関

自治体サービス機関の役職者を含む自治体サービス機関に対する法的規制、自治体サービス機関の地位の確定、自治体サービス機関の設立の要件と手続きは連邦の法律、それに基づいて制定されるロシア連邦主体の法律、自治体憲章に規制される。

第七章 地方自治体の法令

第 43 条 自治体の法令体系

1. 自治体の法令に含まれるのは、以下のとおりである。

- (1) 自治体憲章
- (2) 住民投票（市民集会）で採択された法令、自治体代表機関の法令とその他の決定
- (3) 自治体憲章に盛り込まれている自治体の長の法令、自治体行政機関の長、自治体役職者の決定と処分

2. 自治体憲章と住民投票（市民集会）で採択された決定は自治体法令体系のなかでは上級法であり、直接的な効力を有し、自治体の全域で適応される。

その他の自治体法令は自治体憲章と住民投票（市民集会）で採択された法令に抵触してはならない。

3. 連邦の法律、ロシア連邦主体の法律、自治体憲章で自分たちの権限になっている自治体代表機関は、自治体内で執行のために義務となっている決定を採択する。
4. 自治体の長は自治体憲章と自治体代表機関の決定で制定されている権限内で、自治体代表機関の活動の問題に関する決定と処分を公表できる。その場合には、自治体の長が自治体代表機関の議長、または自治体の長が自治体行政機関の長であるときに限られる。
5. 自治体代表機関の議長は、自治体代表機関の活動の問題で決定と処分を公表する。

6. 自治体行政機関の長は、連邦の法律、ロシア連邦主体の法律、自治体憲章、自治体代表機関の法令で制定されている権限内で、連邦の法律とロシア連邦主体の法律で自治体に委譲されている個々の国家権限の実現に関する諸問題で決定を発表する。加えて、自治体行政機関の活動組織化の問題で処分を発表する。
7. その他の自治体役職者は、自治体憲章で自分たちの権限になっている諸問題で処分と命令を発表する。

第 44 条 自治体憲章

1. 自治体憲章は、以下の事項を制定する。
- (1) 自治体の名称
 - (2) 自治体の管轄事項
 - (3) 自治体の諸問題の解決への住民参加の形態、手続き、保障
 - (4) 自治体諸機関の構成とその手続き
 - (5) 自治体選出機関、その他の自治体諸機関、自治体役職者の名称と権限
 - (6) 自治体法令の種類、採択の手続き、公表の手続き
 - (7) 自治体代表機関、議員、その他の自治体選出機関、自治体選出役職者の任期、さらには上記の機関と役職者の権限停止の根拠と手続き
 - (8) 自治体とその役職者の責任の種類、この引責理由、関連する問題の決定、さらには自治体選出役職者の住民によるリコールの根拠と手続き、自治体選出機関と自治体選出役職者の任期満了前の権限停止の根拠と手続き
 - (9) 自治体予算の作成、承認、執行の手続き。さらにはロシア連邦予算法に基づく予算執行の監査の手続き
 - (10) 自治体憲章の修正と補足の続き
2. その他の自治体組織化の諸問題は、連邦の法律、ロシア連邦主体の法律に基づいて自治体憲章で決められる。
3. 自治体憲章は自治体代表機関が採択する。有権者数が 100 名以下の農村では住民集会で直接に採択される。
4. 自治体憲章案、自治体憲章の修正と補足に関する自治体法案は、審議開始の 30 日前に公表される。
5. 自治体憲章、自治体憲章の修正と補足に関する自治体法令は、自治体代表機関の議員定数の三分の二以上で採択さ

れる。

6. 自治体憲章、その修正と補足に関する自治体法令は、連邦の法律で制定されている手続きに基づいて法務機関で国家登録を行う。自治体憲章とその修正と補足に関する自治体法令の国家登録が拒否されるのは、以下のとおりである。

- (1) 連邦の法律、それに基づいて採択された自治体憲章、ロシア連邦主体の法律に抵触している場合
- (2) 自治体憲章とその修正、補足に関する自治体法令の採択が本連邦法で制定されている手続きに抵触している場合

7. 自治体憲章とその修正、補足に関する自治体法令の国家登録が拒否された場合、さらには国家登録の制定された期間が侵害された場合、市民と自治体諸機関に公表される。

8. 自治体憲章とその修正、補足に関する自治体法令が国家されたときには公表され、公表されたあとに効力を発する。

第 45 条 市民の直接的な意思表示で採択された決定

1. 自治体住民による直接的な問題は、住民投票（市民集会）で表明される自治体住民の直接的な意思表示によって解決される。
2. 自治体住民の直接的な意思表示で採択される決定を実現するためには、補足的に自治体法令の採択が必要であり、自治体または自治体役職者は決定が効力を発してから 15 日以内に関連する自治体法令の作成期間と採択を決定しなければならない。
3. 決定を実現するために必要な自治体法令の公布期間の違反は、自治体選出役職者のリコール、自治体行政機関の長の罷免、自治体選出機関の任期満了前の権限停止のための根拠となる。

第 46 条 自治体法令の作成

1. 自治体の法案は、自治体代表機関の議員、自治体の長、自治体のその他の選出機関、自治体行政機関の長、地域社会自治機関、市民法案提出グループ、さらには自治体憲章で制定されているその他の法案提出主体が提案する。
2. 自治体法案提出の手続きとその関連文書の形式と書式は、自治体と自治体役職者の決める法令に基づいて制定され

る。

第 47 条 自治体法令の発効

1. 自治体法令は、自治体憲章で制定されている手続きに基づいて発効する。ただし、ロシア連邦税法に基づいて発効する税金と徴税に関する自治体代表機関の法令を除く。
2. 人間と市民の権利、自由、義務に関する自治体法令は、公表後に効力を発する。
3. 自治体法令の公表手続きは自治体憲章に基づいて制定され、市民に告知されなければならない。ただし、連邦の法律でその情報が制限される自治体法令または個々の条項を除く。

第 48 条 自治体法令の廃止とその効力停止

自治体法令は、自治体とその役職者によって廃止され、効力を停止される。

第八章 自治体の経済基盤

第 49 条 自治体の経済基盤

1. 自治体の経済基盤を構成しているのは、自治体財産となっている資産、自治体予算、さらには自治体資産権利である。
2. 自治体予算は、その他の所有形態に同様に国家によって承認、擁護される。

第 50 条 自治体財産

1. 自治体財産は、以下のとおりである。
 - (1) 本条第 2 項から第 4 項に記されている財産
 - (2) 自治体に委譲されている個々の国家権限の実現のための資産
 - (3) 自治体代表機関の法令に基づいて自治体、その役職者、自治体職員、自治体企業と施設の職員の活動を保障するための資産
2. 農村自治体の財産は、以下のとおりである。
 - (1) 電気、暖房エネルギー、ガス、水道、居住地の街の照明器具
 - (2) 公共利用のための道路、橋、その他の道路施設
 - (3) 低所得者のための社会的利用を目的とした住居
 - (4) 公共交通とその他の資産

(5) 自治体内の自然災害復旧のための施設

(6) 消防施設

(7) 図書館

(8) 農村自治体住民のための娯楽施設

(9) 文化、歴史施設

(10) 体育とスポーツ発展のための資産

(11) 福祉施設

(12) ゴミ処理施設

(13) 公園

(14) 広報用の施設と場所

(15) 連邦の法律に基づく自治体財産となる土地

(16) 水資源

(17) 農村居住区内の森林

3. 都市自治体の資産は、以下のとおりである。

(1) 都市自治体内の電気、ガス

(2) 都市自治体内の公共用道路

(3) 公共交通

(4) 環境保全を目的とした施設

(5) 都市自治体内の自然災害復旧のための資産

(6) 社会秩序を維持するための施設

(7) 就学前児童のための無料公共施設

(8) 都市自治体内の緊急医療支援施設

(9) 工業廃材再生施設

(10) 土地と都市建設に関する文書資料館

(11) 娯楽施設

(12) 図書館

(13) 広報用施設

(14) 連邦の法律に基づいて都市自治体の資産となる土地

(15) 都市自治体内の水資源施設

4. 本条第 2 項と第 3 項に盛り込まれている全ての資産は、都市自治体の所有となる。

5. 新たに自治体の資産所有権が発生した場合には、当該資産の利用目的が変更、または接収される。接収の手続きと期間は、連邦の法律で制定される。

6. 自治体財産権の発生、実現、停止、さらには自治体財産の登録手続きは連邦の法律で制定される。

第 51 条 自治体財産の所有、利用、処分

1. 自治体の名において自治体は自主的に、ロシア連邦憲法、連邦の法律、それらに基づいて採択された自治体法令に従って自治体財産を所有、利用、処分する。
2. 自治体は自治体財産を一時的、または恒久に法人格、ロシア連邦国家機関（ロシア連邦主体国家権力機関）、その他の自治体に譲渡する権利を有する。
3. 自治体財産の私有化の手続きと要件は、連邦の法律に基づいて自治体法令で制定される。

自治体財産の利用代金と売却金は、自治体予算に歳入される。

4. 自治体は自治体企業を創設し、自治体諸問題を解決するための権限を実現するのに必要な自治体間の経済施設の設置に参加する。

自治体は自治体企業と施設の目的、要件、活動手続きを制定し、その規約を承認する。当該企業の役職者を任命、解任し、自治体憲章に盛り込まれている手続きに基づいてそれらの企業、施設の活動報告を受ける。

第 52 条 自治体予算

1. 各自治体は、固有の予算を有する。
2. 自治体は自治体予算を安定化し、連邦の法律で制定されている規定を遵守する。
3. 自治体予算の作成、承認、執行、さらにはそれに対する監査は、ロシア連邦税法と本連邦法、そしてこれらに基づいて採択されたロシア連邦主体の法律に従って実現される。
4. 自治体は連邦の法律とそれに基づいて採択されるその他のロシア連邦の法律で制定される手続きに従って、国家権力機関とロシア連邦主体国家権力機関に対して自治体予算執行報告を提出する。
5. 自治体予算においては個々に、自治体問題を解決するための自治体権限の実現にむけた歳入を盛り込むことができる。
6. 自治体予算案、自治体予算承認の決定、その年次執行報告等は公表される。

自治体は住民に、上記の文書と情報を告知するための機

会を保障する。

第 53 条 自治体予算の歳出

1. 自治体予算の歳出は、ロシア連邦予算法に規定されている形態で実現される。
2. 自治体は自主的に、議員報酬、自治体選出機関委員報酬、常勤職にある自治体選出役職者報酬を制定する。
3. 都市自治体予算歳出は、本連邦法第 60 条第 3 項、第 4 項に基づいて実現される。
4. 都市自治体代表機関で編成される自治体予算歳出は、本連邦法第 35 条第 4 項（1）に基づいて実現される。
5. 連邦の法律とロシア連邦主体の法律で自治体に委譲される個々の国家権限を実現する自治体予算歳出手続きは、該当する国家権力連邦機関とロシア連邦主体国家権力機関で制定される。
6. 国家権力連邦機関、ロシア連邦主体国家権力機関の権限を予算化するための自治体予算歳出は、連邦の法律とロシア連邦主体の法律で制定される。

第 54 条 自治体発注

1. 自治体と自治体企業は連邦の法律とロシア連邦主体の法律で自治体に委譲される個々の国家権限を実現するために製品調達、活動の遂行、サービス提供の発注者である。
2. 製品調達、活動の遂行、サービス提供のための自治体発注は、自治体予算から歳出される。
3. 自治体発注の編成、配置、執行、それに対する監査の手続きは、連邦の法律とその他のロシア連邦法令に基づく自治体憲章と自治体法令で制定される。

第 55 条 自治体予算の歳入

1. 自治体予算の固有歳入は、以下のとおりである。
 - （1）本連邦法第 56 条に基づく市民税
 - （2）本連邦法第 57 条に基づく自治体税とその徴税からの歳入
 - （3）本連邦法第 58 条に基づく地方税とその徴税からの歳入
 - （4）本連邦法第 59 条に基づく連邦税とその徴税からの歳入
 - （5）その他の予算からの歳入。このなかには本連邦法第 60 条と第 61 条に基づいて提供される自治体均等化のための補助金を含む

- (6) 自治体所有財産である資産からの歳入
- (7) 自治体企業の利益
- (8) 連邦の法律で自治体の権限に帰する罰金
- (9) 寄付
- (10) 連邦の法律、ロシア連邦主体の法律、自治体の決定に基づくその他の歳入

2. 自治体代表機関が本連邦法第 35 条第 4 項 (1) に基づいて編成する都市自治体予算の固有の歳入となるものに、交付金がある。

3. 自治体予算の固有歳入項目は、本連邦法第 14 条から第 16 条までの各条項で制定されている場合に限り連邦の法律で変更できる。

4. 自治体予算の歳入になるものに、本連邦法第 63 条に基づいて連邦の法律とロシア連邦主体の法律で自治体に委譲されている個々の国家権限を自治体の実現する目的で配分される交付金がある。

5. 本連邦法第 57 条から第 61 条に基づく税金と徴税からの歳入の再配分

第 56 条 市民の自発的拠金

- 1. 市民は自発的な拠金を、自治体内の特定の問題を解決するために歳出する。
- 2. 本条第 1 項に示される拠金の導入と利用は、住民投票 (市民集会) で決定される。

第 57 条 自治体税と徴税からの自治体予算への歳入

- 1. 自治体税とその徴税リストと自治体税の制定、変更、廃止に関する自治体の権限は、ロシア連邦税・徴税法で制定される。
- 2. 都市自治体は、自治体税と徴税の制定、変更、廃止に関する権限を有する。
- 3. 自治体税と徴税からの歳入は、税率に従って自治体予算に歳入される。
- 4. 都市自治体予算には都市自治体代表機関の法令に基づいて、自治体税と徴税からの収入が歳入される。

第 58 条 地方税 (連邦主体) と徴税からの自治体予算への歳入

- 1. 地方税からの歳入はロシア連邦税法に基づいてロシア連

邦主体の法律で制定される税率に従って自治体予算に歳入される。

2. ロシア連邦主体内の全ての都市自治体を均等化するために自治体予算に対して、地方税の一定の税目が歳入される。

3. ロシア連邦主体内の全ての自治体を均等化するために農村自治体予算に対して、自治体代表機関の決定に制定されている地方税のなかの一定の税目が歳入される。

4. ロシア連邦主体内の全ての自治体を均等化するために都市自治体予算に対して、自治体代表機関の決定に制定されている地方税のなかの一定の税目が歳入される。

第 59 条 連邦税と徴税からの自治体予算への歳入

1. 連邦税と徴税からの歳入は、本条第 2 項から第 4 項、本連邦法第 60 条第 2 項と第 61 条第 3 項に基づいて自治体予算に歳入される。

2. ロシア連邦予算法とロシア連邦税法によって、全ての自治体を均等化するための税率を盛り込んだ税法が制定される。

3. 自治体予算に対して連邦税が歳入される。

第 60 条 農村自治体予算の均等化

1. 農村自治体予算の均等化は、ロシア連邦主体予算の歳出を構成する補助金が用いられる。

2. 農村自治体への財政支援地方主体資金とそこからの補助金は、本連邦法とロシア連邦予算法で制定されている手続きに基づいて提供される。

3. 農村自治体支援連邦主体資金からの補助金は、ロシア連邦主体予算から歳出される交付金を用いて都市自治体予算から提供される。

4. 農村自治体財政支援自治体資金とそこからの補助金は、ロシア連邦予算法の規定に基づいてロシア連邦主体の法律が制定する手続きに従って歳出される。

第 61 条 都市自治体予算の均等化

1. 都市自治体予算の均等化は、都市自治体予算支援連邦主体基金からの補助金があてられる。

2. 都市自治体予算支援連邦主体基金からの補助金は、都市自治体間で分配される。

3. ロシア連邦予算法で制定されている場合には、都市自治

体予算支援連邦主体基金からの補助金の一部は各自治体に提供される。

第 62 条 その他のレベルの予算からの自治体予算財政支援

1. 自治体の社会インフラプログラムの予算化のための自治体予算への交付金を目的として、自治体発展資金が設置される。
2. 自治体予算への交付金支給のために、社会共同歳出基金が設置される。
3. 連邦の法律とロシア連邦主体の法律に盛り込まれている場合、自治体予算に連邦予算からほかの財政支援が提供される。
4. ロシア連邦予算法に基づいて連邦予算からの交付金が、自治体発展基金と社会共同歳出基金に拠出される。

第 63 条 個々の国家権限を自治体が実現するための自治体予算への交付金の拠出

1. 連邦予算から拠出される交付金額は、連邦予算法で制定される。
2. 自治体に委譲された個々の国家権限を実施するための交付金は、自治体予算に提供される。ロシア連邦主体地方補償基金は、以下の財源で構成される。
 - (1) 連邦補償基金からの交付金
 - (2) ロシア連邦主体予算のその他の歳入
3. 地方補償基金からの交付金は、ロシア連邦主体内の全ての自治体間で分配される。
4. 個々の国家権限を実現するための連邦保障基金からの交付金は、ロシア連邦予算法で制定される手続きに基づいてロシア連邦主体間で分配される。

第 64 条 自治体の借入金

自治体は、自治体債の発効を含む借入金をもつ権利を有する。その際には、連邦の法律と国家権力連邦機関のその他の法律の規定に基づいて自治体が制定する手続きに従う。

第 65 条 自治体予算の執行

1. 自治体予算の執行は、ロシア連邦予算法に基づいて行われる。
2. 自治体行政機関財政局幹部は、ロシア連邦政府が定める有識者から任命される。

3. 自治体予算執行に関する資金の歳出は、ロシア連邦予算法で制定されている手続きに基づいて行われる。

4. 税金と徴税に関する執行権力連邦機関の地方機関は各自治体内の納税者を審査し、自治体予算に編入する税金に関する情報を自治体予算機関に提出する。

第九章 自治体間の協力

第 66 条 ロシア連邦主体自治体会議

1. 各ロシア連邦主体内に、ロシア連邦主体自治体会議が設置される。

ロシア連邦主体自治体会議の編成と活動は、1996 年 1 月 12 日に採択された連邦法「非営利組織」に基づいて実現される。

2. ロシア連邦主体自治体会議大会（構成メンバー）の権限は、以下のとおりである。

- (1) ロシア連邦主体自治体会議憲章を承認する
- (2) ロシア連邦主体会議が活動するために必要な会員費支払いの手続きを制定する
- (3) ロシア連邦主体自治体会議の管理機関を選出する
- (4) ロシア連邦主体自治体会議憲章で制定されているその他の権限を実現する

3. ロシア連邦主体自治体会議は、自治体の活動に干渉し、その活動を制限することはできない。

第 67 条 全ロシア自治体連盟

1. ロシア連邦主体自治体会議は、統一された全ロシア自治体連盟を設置することができる。

全ロシア自治体統一連盟は、ロシア連邦主体の三分の二以上が自治体連盟に加わったときに創設される。

全ロシア自治体統一連盟には、その他の自治体連盟も参加することができる。

2. 全ロシア自治体統一連盟は、自治体の活動、ロシア連邦主体自治体会議、その他の自治体連盟の活動に介入したり、それらの活動を制限したりすることはできない。

第 68 条 自治体間の経済同盟

1. 自治体の問題を共同で解決するための自治体代表機関は、非公開の有限株式会社という形態でもって自治体間同盟

の設立に関する決定を採択できる。

2. 自治体間経済同盟は、ロシア連邦民法とその他の連邦の法律に基づいて活動する。

自治体間経済同盟の国家登録は、連邦の法律「法人格の国家登録について」（2001年8月8日採択）に基づいて行われる。

第 69 条 自治体の非営利団体

1. 自治体代表機関は、独立営利組織または資金という形態でもって非営利団体の創設に関する決定を採択できる。
2. 自治体非営利団体は、ロシア連邦民法と非営利団体法、その他の連邦の法律に基づいて活動を実現する。

第十章 自治体と役職者の責任、それらの活動に対する監査と監督

第 70 条 自治体と役職者の責任

自治体と役職者は連邦の法律に基づいて、自治体住民、国家、法人に対して責任を負う。

第 71 条 住民に対する自治体議員、自治体選出機関委員、自治体選出役職者の責任

1. 住民に対する自治体議員、自治体選出機関委員、自治体選出役職者の責任の根拠と関連する問題解決の手続きは、本連邦法に基づいて自治体憲章で制定される。
2. 自治体住民は本連邦法に基づいて、自治体議員、自治体選出機関委員、自治体選出役職者をリコールできる。

第 72 条 国家に対する自治体議員、自治体選出機関委員、自治体選出役職者の責任

国家に対する自治体議員、自治体選出機関委員、自治体選出役職者の責任は、担当裁判所の決定に基づく。これらの役職者によるロシア憲法、連邦の憲法的法令、連邦の法律、ロシア連邦主体の憲法（憲章）と法律、自治体憲章の違反があった場合に限られる。

第 73 条 国家に対する自治体代表機関の責任

1. 自治体代表機関がロシア連邦憲法、連邦の憲法的法令、連邦の法律、ロシア連邦主体の憲法（憲章）と法律、自治体憲章に抵触する法令を採択したとする判決を担当裁判所がくだした場合、自治体代表機関は裁判所決定が効力を

発してから三ヶ月以内に、または裁判所が定める期間内に、自治体代表機関の解散に関するロシア連邦主体法案をロシア連邦主体国家権力立法（代表）機関に提出する。

2. 自治体代表機関の権限は、その解散に関するロシア連邦主体の法律が効力を発した日でもって停止する。
3. 自治体代表機関の解散に関するロシア連邦主体の法律は、発効日から 10 日以内に司法手続きに基づいて公表される。

第 74 条 国家に対する自治体の長と自治体行政機関の長の責任

1. ロシア連邦主体の最高役職者（ロシア連邦主体国家権力最高執行機関の長）が自治体の長、または自治体行政機関の長に関する解任の決定を行うのは、以下の場合である。

(1) ロシア連邦憲法、連邦の憲法的法令、連邦の法律、ロシア連邦主体の憲法（憲章）と法律、自治体憲章に抵触する法令を上記の自治体役職者が公布し、関連裁判所がその抵触を認定したとき

(2) 上記の自治体役職者が人間と市民の権利と自由を侵犯し、ロシア連邦の統一と地域的な一体性、ロシア連邦の国家安全保障とロシア連邦の統一的法制度と経済空間に脅威をあたえる行動をとったとき

2. ロシア連邦主体最高役職者が自治体の長、または自治体行政機関の長に関する解任決定を行えるのは、裁判所の最終決定の発効日から一ヶ月後であり、六ヶ月を超えてはならない。

3. 自治体の長、または自治体行政機関の長は、ロシア連邦最高役職者が解任決定を公表してから 10 日間にわたって控訴する権利を有する。

裁判所は控訴を審議し、10 日以内に決定を行う。

第 75 条 国家権力機関による自治体の個々の権限の一時的な行使

1. 自治体の個々の権限がロシア連邦国家権力期間が一時的に代行するのは、以下の場合である。

(1) 自然災害、破壊、その他の非常事態にともない自治体代表機関と自治体行政機関が機能を停止し、本連邦法に基づいて構成されない場合

(2) ロシア連邦予算法に制定されている手続きに従って自

自治体の決定で自治体の債務返済が滞った場合

(3) 委譲された個々の国家権限を実現するにあたって自治体予算に歳出された補助金が、目的外に歳出された、またはロシア連邦憲法、連邦の法律、その他の法令に抵触して歳出された場合

2. 自治体の個々の権限を一時的に代行するロシア連邦主体最高役職者令には、以下の事項を含まなければならない。

(1) 本連邦法とその他の連邦の法律で制定されているロシア連邦主体国家権力執行機関による自治体の個々の権限項目

(2) 自治体の個々の権限を実現するロシア連邦主体国家権力執行機関とロシア連邦主体国家権力機関によって任命された役職者のリスト

(3) ロシア連邦主体国家権力執行機関が自治体の個々の権限を実現する期間

(4) ロシア連邦主体国家権力執行機関が自治体の個々の権限を一時的に行使する際の財源と手続き

3. ロシア連邦国家権力機関は自治体憲章の採択、その修正と補足、自治体の構成、自治体の境界線の変更、自治体の再編等に関する自治体の権限を実現することはできない。

4. 臨時の財政行政機関は、ロシア連邦主体最高役職者に斡旋を希望することはできない。

5. ロシア連邦主体による自治体の個々の権限の一時的な実現に関する決定は関連する補助金を排除したうえで、ロシア連邦主体国家最高権力執行機関によって採択される。

6. 本条に記されているロシア連邦主体国家権力機関の決定は、司法手続きに基づいて提訴できる。裁判所は提訴を審理し、10日以内に決定を採択する。

7. 本連邦法で制定されている手続きに基づいて、自治体の個々の権限は一時的に国家権力連邦機関によって実現される。

第76条 法人に対する自治体と役職者の責任

法人に対する自治体と役職者の責任は、連邦の法律で制定されている手続きに基づいて実現される。

第77条 自治体と役職者に対する監督と監査

1. ロシア連邦検事局とその他の関連連邦機関は、自治体と

役職者によるロシア連邦憲法、連邦の憲法的法令、連邦の法律、ロシア連邦主体の憲法（憲章）と法律、自治体憲章、自治体の法律の遵守に関する監督を実現する。

2. 関連国家権力機関は、自治体と役職者による委譲された個々の国家権限の実現に対する監督を実施する。

3. 自治体憲章に基づいて監督業務が分割された自治体と役職者は、自治体と役職者の活動が自治体憲章と合致しているかどうかを監督する。

第78条 市民の直接意思表示で採択された決定、自治体と役職者の決定と活動の裁判所への提訴

市民の直接意思表示で採択された決定、自治体と役職者の決定と活動は、裁判所または調停裁判所に法律で制定されている手続きに基づいて提訴できる。

第十一章 自治体の特殊性

第79条 ロシア連邦主体の自治体の特殊性—連邦的な意義を有するモスクワとサンクト・ペテルブルグ

1. 上記のロシア連邦主体憲章に基づいて連邦的な意義を有するモスクワ市とサンクト・ペテルブルグ市では、地方自治は市内の自治体によって実現される。

2. 連邦的な意義を有するモスクワ市とサンクト・ペテルブルグ市では、自治体の境界線の設定と修正、その再編は該当の自治体住民の意見を考慮してモスクワ市とサンクト・ペテルブルグ市の法律で実現される。

3. 連邦的な意義を有するモスクワ市とサンクト・ペテルブルグ市の自治体専権事項と自治体予算の財源は市の統一性を維持することを最優先にして、ロシア連邦主体—連邦的な意義を有するモスクワとサンクト・ペテルブルグ市の法律で制定される。

4. 連邦的な意義を有するモスクワ市とサンクト・ペテルブルグ市の自治体所有財産は本連邦法第50条第1項から第3項に基づいて、ロシア連邦主体—連邦的な意義を有するモスクワとサンクト・ペテルブルグ市の法律で制定される。

第80条 閉鎖行政区における自治体の特殊性

1. 閉鎖行政区となるのは、市行政区である。

2. 閉鎖行政区において地方自治を実現する特殊性は、連邦

の法律で制定される。

6. 本連邦法第 75 条第 1 項 (2) と第 4 項は、2008 年 1 月 1 日に発効する。

第 81 条 研究都市の地方自治実現の特殊性

1. 研究都市は、都市行政区のことである。
2. 研究都市の地方自治実現の特殊性は、連邦の法律で制定される。

第 82 条 国境線に接する地方自治の特殊性

国境線に接する地方自治の特殊性は、連邦の法律で制定される。

第十二章 移行規定

第 83 条 本連邦法の発効

1. 本連邦法は、2006 年 1 月 1 日に発効する。
2. 本章は、本連邦法が公表されたあとに効力を発する。
3. 本連邦法の第 11 条から 16 条、第 34 条から 37 条、第 50 条は、本連邦法が公表されたあとに効力を発する。
4. 本連邦法第 60 条第 4 項に制定されている都市自治体による農村自治体財政支援に関する規定は、以下の手続きで実現される。
 - (1) 財政支援に関する 2006 年、2007 年、2008 年、2009 年の都市自治体予算案は、実際の歳出入に基づく。
 - (2) 本条 (1) により都市自治体の財政支援額は、該当予算の以下の割合を超えてはならない。

2006 年—50 パーセント

2007 年—40 パーセント

2008 年—30 パーセント

2009 年—20 パーセント

5. ロシア連邦主体から都市自治体への補助金歳出に関する本連邦法第 61 条規定は、以下の手続きで実現される。
 - (1) 財政支援に関する 2006 年、2007 年、2008 年、2009 年のロシア連邦主体予算案は、実際の歳出入に基づく。
 - (2) 本条 (1) によりロシア連邦主体の財政支援額は、該当予算の以下の割合を超えてはならない。

2006 年—50 パーセント

2007 年—40 パーセント

2008 年—30 パーセント

2009 年—20 パーセント

モスクワ市憲章

第一章 基本規定

第1条 モスクワ市

モスクワ市は、ロシア連邦の首都であり、連邦的な意義を有する市であり、さらにロシア連邦主体である。

首都の地位は、ロシア連邦憲法と連邦の法律「ロシア連邦の首都の地位について」で定められる。

ロシア連邦の首都として、そしてロシア連邦主体としてのモスクワ市の地位は、ロシア連邦憲法と本憲章によって定められる。

モスクワ市は、領土、住民、国家権力機関、市（自治体）の機関、法律、市の紋章、市旗、市歌を有する。

第2条 モスクワの領土

モスクワの領土は、その境界線のなかにある土地、水域、地下、空域から構成される。

モスクワの領土は、ロシア連邦の領土の一部を構成する。

モスクワの境界線の変更はロシア連邦憲法と連邦の法律に基づいて、ロシア連邦連邦議会連邦会議によって承認される。

第3条 モスクワの住民

モスクワの住民（モスクヴィチ）はロシア連邦の市民であり、居住期間、出生地、民族に関係なくモスクワ市に居住地を有する。

モスクワ市においては、ロシア連邦憲法と法律に基づいて、普遍的な原則と国際法にそって人間と市民の権利と自由が認められ、保障される。

第4条 国民権力

モスクワ市において権力の根本を担うのはモスクワ住民であり、法律に基づいて選挙権を有する。住民は自己の権力を、直接的に、さらには国家権力機関と市（自治体）機関を通して実現する。

モスクワ住民による権力の最高、かつ直接的な表明方法としては、市民投票と自由な選挙がある。

何人といえども、モスクワの権力を奪取できない。権力の奪取、権限の代行、ロシア憲法と本憲章に盛り込まれていな

い権力機関の創設は、法律に基づく。

第5条 自治

モスクワ住民は全体として、市（地方）地域を構成し、ロシア憲法第3条、第12条、第32条、第130条から第133条を基盤に地方自治を実現する。

モスクワ市の地方自治は、住民による住民投票、選挙、その他の直接的な住民意思の方法、モスクワ市の地方自治体諸機関を通して実現される。その実現にあたっては、社会・経済的、財政的、組織的な保障が法律で定められる。

第6条 権力機関

ロシア憲法第66条を基盤に、ロシア連邦内の市、およびロシア連邦主体としてのモスクワ市の地位を定めたロシア憲法第65条に従って憲法、ロシア第11条、第32条、第131条と本憲章を執行するために、モスクワ市には代表機関と執行機関が設置される。

これらの機関は法律的な規定によれば、市（地方）自治機関であると同時に、ロシア連邦主体の国家権力機関である。

これらの機関は法律によって、その権限が定められる。

市自治機関の代表機関、およびモスクワ市の国家権力代表・立法機関となるのは選出機関であるところの「モスクワ市議会」である。

市自治機関の執行機関、およびモスクワ市国家権力執行機関となるのは、「モスクワ市行政機関」である。

市役所の活動を指導するのはモスクワ市長であり、モスクワ市の最高役職者であると同時に、市行政機関の長である。

市行政機関は執行権力の集団機関であり、モスクワ政府、市役所管理部門、市行政機関の諸部門、行政区長官、市長が設置する諸機関から構成される。

市行政機関の各部門は、市長令に基づいて市管理を構成する。

市自治機関の執行機関としての市行政機関は、モスクワ市内に出先機関を有し、区役所は地区の権力機関である。

第7条 モスクワ市における権力組織の基本原則とその実現

権力は、法律に基づいて行使される。権力行使の目的は、人間と市民の権利と自由を保障することであり、経済的、社会的、文化的な発展を促進することにある。

権力機関とその役職者は、管理、任務、権限事項の分割を基盤に活動を展開する。

権力機関の権限は、その実現に必要な物質的、財政的な資源が保障される。

権力機関は自己の権限内で、自主的に決定を採択し、その決定に対して責任を負う。

第 8 条 モスクワ市の紋章、旗、市歌

モスクワ市の紋章は、暗い赤色を背景に盾を手にした騎士が描かれ、その騎士は銀色の具足を履き、片方の手に槍をもっている。

モスクワ市の旗は、暗い赤色の布地に市の紋章が描かれる。

モスクワ市の紋章、旗、市歌の公式利用の手続きは、モスクワ市の法律で定められる。

第 9 条 モスクワ市憲章

モスクワ市憲章はロシア憲法に基づいて、モスクワ市の管理事項、市内の区分、市内の全ての権力機関の地位、その構成、相互関係、権限と責任の制定、権力機関の活動の法律的、物質的な基盤、さらにはモスクワ住民の直接的な意思表示と権力機関活動への住民参加を定める。

憲章はモスクワの全域で、直接的な効力を有し、適応される。

憲章はモスクワ市の基本法であり、モスクワ市のその他の法律、市と地区の権力機関とそれらの役職者の法律に対する関係では上級法となる。

それらの法律が憲章と対立する場合は、憲章が優先する。

第 10 条 モスクワ市の法律

モスクワ市の法令は、憲章とモスクワ市の法律、さらには市議会の決議からなる。

モスクワ市の法令は全体として、モスクワ市の法体系をなす。

市住民投票で採択された決議、市の法律、市長令、政府の決定は、モスクワ市の法体系をなす。

人間と市民の権利、自由、義務にかかわるモスクワ市の法令は、それらが公式的に通告されない限り発効しない。

規範的な性質を有する市の法律、市長令、政府令は市議会と市役所によって公表される。

第 11 条 憲章の基本概念

1. 「市」は全体として、モスクワ住民からなる。
2. 「自治体」は、ロシア憲法第 130 条から第 133 条に盛り込まれている形態と権限内において自治を実現する市民が構成する。モスクワ市内の自治体とは市のことであり、モスクワ市内の地区は自治体ではない。
3. 「権力諸機関」とは、モスクワ市議会、モスクワ市行政機関、モスクワ市長、モスクワ政府、区役所を示す。これらの諸機関は、法律に基づいて形成される。市民はロシア憲法第 3 条に基づいて、権力諸機関を通して自己の権力と、法律で定められている政治的な権限を行使する。
4. 「権力の代表機関」とは、モスクワ市議会を示す。この機関は合議機関であり、住民の全権代表者から構成される。
5. 「権力の執行機関」とは、モスクワ市行政機関、モスクワ市長、モスクワ政府のことであり、執行機能を実現する権力機関である。
6. 「市権力諸機関」とは、モスクワ市議会、モスクワ市行政機関、モスクワ市長、モスクワ政府である。
7. 「地区権力機関」とは区役所のことであり、区議会と、区議会と地区行政機会を統括する区長から構成される。
8. 「法令」は、権力機関と役職者が自己の権限内で採択する法律のことである。
9. 「規範的法令」は、規範と法律の全体的な性質を制定する法律のことである。
10. 「モスクワ市法令」は、市住民投票で採択される決定、モスクワ市の法律、市議会の決議、市長令、政府令からなる。
11. 「モスクワ市の法律」は、市議会、又は市住民投票で採択され、市長によって署名された法令のことである。
12. 「モスクワ市議会の決議」とは、市議会で採択され、市議会議長が署名するモスクワ市の法律のことである。
13. 「モスクワ市長令」とは、市長が公表するモスクワ市の法律のことである。
14. 「モスクワ政府令」とは、市政府が採択し、市政府首相が署名するモスクワ市の法律のことである。
15. 「モスクワ市法令」とは、モスクワ市の法律と市議会の

- 決議からなる。
- 16.「モスクワ市立法」とは、モスクワ市の法律制度のことである。
- 17.「立法」とは、ロシア連邦の法律とモスクワ市の法律からなる全体のことである。
- 18.「法律」とは、ロシア連邦の法律、またはモスクワ市の法律を示す。
- 19.「モスクワ市の国有財産」は、モスクワ住民の財産である。ロシア連邦の法律に基づいてモスクワ市の名において、ロシア連邦主体としてのモスクワ市国家権力機関が所有、利用、処分できる。
- 20.「モスクワ市地区財産」は、モスクワ住民の財産である。ロシア連邦の法律に基づいてモスクワ市の名において、市自治機関が所有、利用、処分できる。
- 21.「モスクワ市財産」は、モスクワ住民の財産である。それらの所有、利用、処分はモスクワ市の名において、ロシア連邦の法律と本憲章に基づいて、二重の地位（モスクワ市の地方自治体財産と国家財産の総体）を有する市権力機関が行使する。
- 22.「市政（自治体）の諸問題」はロシア連邦の法律に基づいて、住民が直接的な意思表示、または市（自治体）の諸機関を通して自主的に解決する権利を有する。
- 23.「コミュニティ」は地域社会自治の機関が形成されている区域内で、アパート住人、アパート住人グループ、敷地内住人グループ、区画住人グループ、小地区住人グループ、その他の区域住人グループの住民たちが結成する。
- 24.「ロシア連邦主体としてのモスクワ市の管轄事項」は、ロシア連邦の法律に基づいてモスクワ市民が直接的な意思表示、またはロシア連邦主体としてのモスクワ市国家権力諸機関を通して自主的に解決できる問題である。
- 25.「モスクワ市の管轄事項」は、市（自治体）の諸問題と、ロシア連邦主体としてのモスクワ市の管轄事項の総体である。モスクワ市の管轄事項は、ロシア連邦の法律と本憲章に基づいて、モスクワ市民が直接的な意思表示、または二重の地位を有する市権力機関としての市議会と市行政機関を通して自主的に解決できる。

- 26.「モスクワ市議会とモスクワ市行政機関の二重の地位」は、市（自治体）自治機関であると同時に、ロシア連邦主体としての国家権力機関でもあり、法律で制定された権限を有する。市議会と市行政機関の二重の地位は、市（自治体）の固有の専権事項とロシア連邦主体としてのモスクワ市の管轄事項を区分することはない。

第二章 ロシア連邦とモスクワ市の管轄事項分割

第 12 条 国家権力と市（地方）自治を行使するモスクワ市の権利

モスクワ市はロシア連邦憲法に基づいて、ロシア連邦とモスクワ市の共同管轄事項に従ってロシア連邦管轄事項とロシア連邦権限事項を除く全ての完全な国家権力を有する。

モスクワ市ではロシア連邦憲法第 131 条に基づいて、市（地方）自治を実現する。

第 13 条 ロシア連邦の管轄事項

ロシア連邦憲法に基づいて、ロシア連邦は以下の管轄事項を有する。

1. ロシア連邦憲法と連邦の法律の採択、そしてそれらが遵守されているかどうかの監督
2. ロシア連邦制度と領土
3. 人間と市民の権利と自由の統制と擁護。ロシア連邦の国籍。少数民族の権利の監督と擁護
4. 立法、執行、司法の連邦機関制度の制定。それらの諸機関の組織化と活動の手続き。国家権力連邦機関の形成
5. 連邦国家財産とその管理
6. ロシア連邦の国家的、経済的、環境的、社会的、文化的、民族的な発展分野における連邦政策と連邦計画の基盤の制定
7. 統一市場の法的な基盤形成。財政的、外貨的、貸与的、税関的な統制、資金供給、国債政策、連邦銀行を含めた連邦経済サービス
8. 連邦予算。連邦税と徴税。地域発展のための連邦資金
9. 連邦エネルギー制度。原子力エネルギー。連邦運輸。通信。情報と郵便。宇宙政策
10. ロシア連邦の対外政策と国際関係。ロシア連邦の国際協

定。戦争と平和の諸問題

11. ロシア連邦の対外経済関係

12. 防衛と安全。防衛産業。武器売買の手続きの制定。軍事技術と軍事財産。

13. ロシア連邦の国境線と領海、領空、排他的経済水域、大陸棚の特定と防衛

14. 司法制度。検事局。刑事訴訟制度。民事訴訟制度。調停制度

15. 国際私法における抵触法

16. 国家統計

17. ロシア連邦の国家勲章

18. 連邦国家公務員

19. ロシア連邦の管轄事項に基づいて、モスクワ市域において直接的な効力を有する連邦の法律の採択

第14条 ロシア連邦とモスクワ市の共同管轄事項

ロシア連邦とロシア連邦主体としてのモスクワ市の共同管轄事項は、以下のとおりである。

1. モスクワ市憲章、モスクワ市の法律、ロシア連邦憲法、ロシア連邦の法律間の諸関係を調整する
2. 人間と市民の権利と自由の擁護。少数民族の権利擁護。法律、法秩序、社会安全の保障。市内の国際空港の出入国管理体制確立
3. 土地、地下資源、水資源、その他の天然資源の所有、利用、処分の諸問題
4. 国有財産の分割
5. 自然の利用。環境保全とエコロジーの確立。とくに自然保全地帯の管理。歴史的、文化的な遺産の保護
6. 育児、教育、科学研究、文化、体育文化とスポーツに関する諸問題
7. 健康増進に関する諸問題の調整。家族、母子家庭、父子家庭、子供への支援。社会保障をふくめた社会保護
8. 被害、自然災害に対する復旧援助。疫病とその対策に関する措置
9. ロシア連邦内の税制と徴税の一般原則の制定
10. 行政法、行政訴訟法、労働法、民法、住居法、土地法、水に関する法律、森林法、地下資源法、環境法

11. 裁判所と保安機関の幹部。弁護士と公証機関

12. 国家機関と市（自治体）自治諸機関の一般原則の制定

13. 国際関係と対外経済関係の調整。ロシア連邦の国際条約の遂行

モスクワ市の法律は、ロシア連邦の管轄事項、ロシア連邦とモスクワ市の共同管轄事項に従って採択される連邦の法律に抵触することはできない。

モスクワ市の法律がロシア連邦の管轄事項、ロシア連邦とモスクワ市の共同管轄事項に従って採択される連邦の法律に抵触する場合は、連邦の法律が適応される。

ロシア連邦とモスクワ市の共同管轄事項に基づく連邦の法律が発布されるまでは、ロシア連邦憲法と連邦条約、その議事録に従ってモスクワ市の法律が採択される。

第15条 モスクワ市の管轄事項

モスクワ市の管轄事項は以下のとおりである。

1. モスクワ市の憲章と法律の採択。それらが遵守されているかどうかの監督
2. モスクワ市制度の構築
3. モスクワ市民の住居登録。モスクワ市有権者名簿の作成
4. モスクワ市に特徴的な市（自治体）自治組織の制定。自治機関と権力機関制度の制定、それらの組織と活動内容の制定。権力諸機関とその役職者の権限、責任の制定と区分け。権力諸機関の構築
5. モスクワ市財産とその処理。土地の合理的な利用
6. モスクワ市予算。市の予算外予算と外貨予算
7. 連邦関係を除く税金、関税、その他の支払い、罰金
8. 社会秩序の維持
9. 教育、育児、科学研究、文化、体育文化とスポーツ、健康増進の諸問題。家族、母子家庭、父子家庭、子供の擁護と社会保障
10. モスクワ市の経済、エコロジー、社会・文化発展のための総合的計画
11. 住民の労働と雇用問題
12. 企業活動の発展と支援
13. 市営企業(国営、自治体経営企業を含む)の設立とそれらの管理。市営企業の商品とサービスの価格設定

14. 市営住居ファンド。技術と公共サービス、エネルギーの提供
 15. モスクワ市内の福祉と環境保全
 16. 市内の工業の調整と発展
 17. 市内の商業卸しと販売、住民サービス
 18. 市営交通と通信
 19. モスクワ市の建設と修繕、市建設の法律整備
 20. 市営のラジオ、テレビ、郵便、情報の確立
 21. ロシア連邦主体、対外関係と対外経済関係の確立と調整。諸外国との関係確立。モスクワ市、市議会間と市政府間の協定と合意の締結
 22. 国家権力連邦機関と諸外国における市代表部の開設
 23. 市の名誉号と表彰
 24. 市の国家公務員と自治体職員の確保
 25. 市内の歴史的、文化的な記念碑の保全。市の伝統の発展
 26. ロシア連邦の専権事項とロシア連邦・モスクワ市の共同権限に盛り込まれているロシア連邦憲法と市憲章第 13 条、第 14 条に抵触しないその他の事項
- モスクワ市の専権事項に基づいて、市はモスクワ市の法律とその他の法令の採択を含む固有の法律的管理を実施する。
- 連邦の法律とモスクワ市の専権事項に基づいて採択されたモスクワ市の法律の間で抵触が発生した場合、モスクワ市の法律を優先する。

第三章 モスクワ市の地域確定

第 16 条 モスクワ市の地域単位

モスクワ市の地域単位は、地区と行政区、その他の区域から構成される。それらの各単位は市の法律で制定される名称、境界線を有する。

地区とその他の区域単位の法律的な規定は、本憲章で制定される。

第 17 条 モスクワ市の地区

地区は、モスクワ市の区域単位として設定される。

それらは該当区域の歴史、地政学、特徴、人口、社会・経済的特質、交通網、インフラ整備の状況、地区住民の利益擁

護のための地域問題解決の可能性を考慮にいれて形成される。

地区の設定、再編、管理、名称の決定、地区境界線の制定と変更は、市長の提案に基づいて市議会で実施される。

モスクワ市内の地区は、そのなかを小地区（マイクロ・ライオン）に分割できる。

第 18 条 行政区

行政区は、行政管理のために形成される市地域区分である。

それは、地区の行政活動、地域区割り、市行政のサービス部門別調整を行い、市の法令の実施状況を監督する。

行政区の形成、再編、管理、その名称の決定、行政区の境界線の設定と変更は、市長が行う。

行政区は、いくつかの地区を有する。行政区の境界線は、地区の境界線と交差することはできない。

第 19 条 特別区域

市長の提案に基づいて市議会は、モスクワ市内の地区を基盤に特別区域を設定できる。

その区域は歴史・文化的区域、森林公園区域、工業区域などであり、市経営、交通網、市のエネルギー・水資源、展示等などの特別区域である。

地区外の特別区域については必要性に応じて、モスクワ市長によって制定される。

上記の区域の地位とその設定手続きは、モスクワ市の法律で制定される。

第 20 条 モスクワ市の区域登録

市行政機関は、モスクワ市の区域とその区域の変更を登録し、市の区域区分とその変更についてモスクワ住民に通知する。

第 21 条 区域区分の問題に関する紛争の解決

モスクワ市の区域区分は、本憲章とモスクワ市の法令に基づいて実施される。

本憲章に抵触されて採択された区域の設定、再編、管理、その名称、境界線の制定と変更の問題に関するモスクワ市法令は、モスクワ市裁判所に提訴される。

第四章 財産関係

第22条 財産形態

モスクワ市では、私有、国有、自治体有、その他の所有は平等に認められ、擁護される。

モスクワ市では所有関係は、ロシア連邦の法律、モスクワ市の法律、これらを基盤に採択される市長令と政府令によって統制される。

第23条 財産所有

モスクワ市に所有権は、以下のように実現される。

1. 市民－私有関係
2. 法人－法律に従って私有とその他の所有形態
3. 国家権力連邦機関をととしたロシア連邦－モスクワ市域内に位置するロシア連邦国家所有（連邦国家所有）
4. 市権力機関をととしたモスクワ市－モスクワ市所有（自治体所有とモスクワ市国家所有）
5. 地区権力機関－市長の決定に従って市議会で採択される自主的な地区予算形成に関する決定のあとで、法律で定められる手続きに基づいて譲渡、または取得される自治体所有
6. 法律で制定されるその他の所有
一般的な所有権に基づいた多様な所有形態の統合が許されており、その場合には各所有形態の分配が規定されることもあれば、または分配の制限なし（共有）で認められることもある。

第24条 モスクワ市におけるロシア連邦所有

モスクワ市においてロシア連邦所有となるのは、ロシア連邦の立法権力機関、執行権力機関、司法権力機関、ロシア連邦検事総局、ロシア連邦中央銀行、ロシア連邦年金基金が入る建物、建築物、施設、部屋である。また上記の建物、建築物、施設が位置する土地も同様である。

加えて法律に基づいて構成されるリストに従ってロシア連邦多民族の共有物であるところのその他の財産もロシア連邦のものとなる。

連邦所有とモスクワ市所有の国家所有の分割は、ロシア連邦とモスクワ市の共同権限に基づき、連邦の法律とモスクワ市の法律によって統制される。

モスクワ市内のモスクワ市内のロシア連邦所有物リストは、連邦の法律「ロシア連邦首都の地位について」とその機能の導入手続きを定めたロシア連邦最高ソビエトの決定（No. 4803-1、1993年4月15日付け）に基づいてロシア連邦政府とモスクワ市政府の両者によって作成、変更される。

対象物のリストの合意とその変更に関する賛否は、モスクワ政府によってモスクワ市議会に委ねられる。

ロシア連邦とモスクワ市は、共通の国家所有物を有することができる。

そのなかには、ロシア連邦とモスクワ市の業務を実現するために必要な財産が含まれる。

ロシア連邦政府とモスクワ政府の間で締結される協定では、ロシア連邦とモスクワ市の利益のために一般的な国家所有、その所有物の利用手続きにおけるロシア連邦とモスクワ市の分担が明記される。

起こりうる利害衝突は、ロシア連邦国家権力機関とモスクワ市国家権力機関が定める調停手続きに従って解決される。

合意が達成できない場合には、司法に委ねられる。

第25条 モスクワ市財産

モスクワ市の所有（国有、市有、自治体有）に入るものは、モスクワ市内の土地と天然資源を含む私有財産、ロシア連邦所有物、法律で定められたその他の所有物に該当しない全ての財産である。

ロシア連邦の法律に基づいてモスクワ市の所有物として、モスクワ区域外の財産も含められる。

第26条 財産関係におけるモスクワ市議会の権限

市議会の権限は、以下の事項である。

1. モスクワ市の財産の管理と処分の手続きの制定。このなかには、モスクワ市内の所有軒の廃止と形成手続きが含まれる。
2. 文化遺産の利用と保全の手続きの制定
3. 不動産税の導入と廃止。これらの徴税と特典の提供に関する手続きの制定
4. モスクワ市の権限にかかわる諸問題と財産関係に関する法律の違反に対する罰金と行政責任のその他の方法の制定

5. 自治体所有物とモスクワ市国家所有物の改築、修繕、建設にむけての投資政策の一般的な手続きの制定
- 市議会は、モスクワ市内における財産法の遵守を監督する。

第 27 条 財産関係諸問題に関するモスクワ市行政機関の権限

モスクワ市有財産の管理と処分、その修繕、復興、建設、投資に必要な予備調査は、ロシア連邦とモスクワ市の法律に盛り込まれている手続きに基づいて市行政機関、その代行機関と役職者によって実行される。

ロシア連邦の法律に記されている手続きに基づいて市行政機関は、モスクワ市財産である建物、建築物、施設、設備を、国家権力連邦機関、ロシア連邦主体政府、さらにはロシア連邦が締結している国際条約に特別の規定がない限り、ロシア連邦内の諸外国の外交代表部に賃借に出すことができる。

市行政機関は権限の一部の行使を、管理部門、各地区の行政機関とその他の行政単位、国家・自治体企業と施設、地域自治機関に必要な財源とともに譲渡できる。

モスクワ市有財産は住民利益を目的に、利用のための運営管理の権限と経営権限を上記の諸機関に委譲できる。

運営管理と経営権限を含む市有財産の譲渡に関する手続きと要件、該当する権利の登録手続きは、ロシア連邦の法律を基盤に市の法律と協定によって制定される。

市行政機関は、モスクワ市内の国有不動産と自治体所有不動産の賃料を制定する。

第 28 条 接收できない市有財産

一般利用のための土地、広場、通り、小路、大通り、河岸通り、公園、森林公園、森林保護地帯、小公園、庭、並木道、貯水池、自然・歴史・文化の記念碑、市に提供された建物と施設、健康・歴史・文化施設は、モスクワ住民の財産であり、接收されることはない。

第 29 条 モスクワ市行政単位の財産

市長の提案で採択された市の法律に基づいて、ゼレノグラード市、モスクワ市内の各地区、またはモスクワ市内のその他の行政単位に区域としての地位が譲渡される。

その区域の住民は該当する権力機関を通して、当該区域の

財産を所有、利用、処分できる。

この法律において、モスクワ市有財産と当該区域の固有財産を区分けする手続きが制定される。

第 30 条 地域共同体の財産

地域共同体の財産になり得るのは、当該地域の住民の共同的な資源、法的根拠から受領したその他の資源、これらの資源に基づいて建設された子供用施設、中庭、スポーツ施設、住居と非住居施設、生産施設、市の法律に基づいて地域共同体の財産に譲渡されたその他の財産である。

地域共同体の財産関係では、所有者の権限は法人格を有する。法人格としての地域自治機関は市の法律に従って、該当する地域の住民によって構成される。

地域共同体の財産の接收手続き、地域自治機関の所有権を行使する規模と要件は、全市的な意義を有する当該自治機関の憲章によって制定される。

その憲章のなかで、地域共同体の財産の管理と処分に関して地区行政機関、自治体企業、その他の法人に委譲される地域自治機関の権利が盛り込まれる。

第 31 条 モスクワ市に位置する不動産の登録組織

モスクワに存在する不動産は総合国家財産管理局において、モスクワ市の不動産として登録される。

不動産関係における所有者の権利と義務の個々の変更は、法律で制定されている手続きに基づいて登録され、法的な効力を発する。

不動産の所有者には、所有者の権利が記された文書が交付される。

第五章 土地関係

第 32 条 モスクワ市の土地構成

モスクワ市の所有する土地は、以下の目的に利用される。

1. 一般利用、住居利用、その他の建築のための土地
2. インフラと通信のための土地
3. 工業、交通、郵便、ラジオ、テレビ、情報、エネルギー、防衛、その他の目的のための土地
4. 農業利用、その他の経済用益、一時的な農業利用のための土地

5. その他の条件的な利用のための土地。このなかには、自然保護、健康増進、歴史・文化のための土地を含む。森林地、水資源地

6. 貯蔵地とその他の土地

モスクワ市が所有、利用する土地には、ロシア連邦の法律で制定されている手続きに基づいて、市としての必要性、またはロシア連邦の首都としての機能をはたすための必要性から取得されたモスクワ市外の土地も含む。

第 33 条 土地に対する権利の実現

土地に対する権利は、ロシア連邦の法律、モスクワ市の法律とその他の規定、モスクワ市の土地計画、土地資源計画、モスクワ市の発展計画大綱に基づいて実現される。

その他の不動産と同様に、土地に対する権利は、法律に基づいて国家登録が行なわれ、法律によって承認される。

土地利用は、生活の保護、人間の健康、その全面的な発展、環境保護を優先する。

土地利用者は、法律で制定されている土地税とその他の諸経費を支払い、権力機関から該当土地の発展計画に関する情報を取得する権利を有する。

第 34 条 土地関係におけるモスクワ市議会の権限

市議会の権限は、以下のとおり。

1. 以下の事項の手続きの制定
 - ①モスクワ市内の土地の利用、保護。土地・その他の天然資源・自然物の利用と保護に対する監督
 - ②土地と土地に対する所有権の没収と形成
 - ③土地の貸し出し
 - ④土地区画に対する権利の形成
2. 土地税、その徴税手続き、特典付与の手続き
3. 罰金と連邦所有地に関して市の権限に委ねられている諸問題での土地法違反に対する行政責任
4. モスクワ市長の提案に基づいて、連邦国家所有にあるモスクワ市内の土地リストとその境界の承認
5. その他の所有、またはアレントに出せないモスクワ市内の土地リストとその境界の承認

第 35 条 土地関係におけるモスクワ市行政機関の権限

市行政機関は、以下の権限を有する。

1. 土地の管理と処分
 2. モスクワ市の法律に基づくアレント価格とその他の諸経費の制定
 3. 土地税と土地法違反金の徴収
 4. 土地利用による欠損額の評価
 5. 土地の再生
 6. モスクワ市内の土地整備
 7. モスクワ市の地下資源の形成と権限
 8. モスクワ市の土地開発計画
 9. モスクワ市土地開発計画に基づく詳細な土地計画案の作成。市住民の利益と意見、諸地区権力機関の決定を考慮にいった建築計画
 10. 法律に基づいた土地の利用と保全に対する監督
- モスクワ市の発展計画と詳細な土地計画、その建築計画で生じる対立は、平等を基盤に関係する権力諸機関から構成される合同委員会で解決される。

第六章 財政・予算関係

第 36 条 市の財源

モスクワ市の財源は法律に基づいて形成される市予算、予算外予算、外貨予算、その他の予算から構成される。

連邦予算からの補助金と交付金は、市予算に組み込まれる。

モスクワ市が担うロシア連邦の首都としての機能に関する連邦予算からの補助金は、連邦予算と市予算では個々に項目が立てられる。

第 37 条 市予算

モスクワは、市の法律で承認される統一した市予算を有する。

市予算は自立した予算となる。予算の自立性は、固有の財源によって確保される。

市議会の権限で、財源の利用と歳出の方向性と手続きが制定される。

市予算はロシア連邦で制定される予算項目に基づいて形成される。市の法律で、連邦の予算項目に抵触しない詳細な予算項目が制定される。

第 38 条 市予算の歳入と歳出

市予算は、歳入と歳出から構成される。

予算の歳入は、ロシア連邦の法律とモスクワ市の法律に基づいて形成される。

予算の歳出は、当該年度予算と投資予算に分けられる。

投資予算には、投資活動のための歳出が含まれる。

当該年度の予算には、翌年度予算に該当しない全ての歳出が含まれる。

市予算では、予定外歳出を確保するために市行政機関が利用する予備金を盛り込む。

予備金の歳出報告は、予算執行報告のなかで行なわれる。

第 39 条 予算執行

モスクワ市の予算執行は法律に基づいて、市議会と市行政機関が行なう予算の形成、検討、承認、執行から構成される。

第 40 条 予算執行におけるモスクワ市議会とモスクワ市行政機関の権限分割

市議会の権限には、市予算案の検討、予算の承認、予算執行の監督、市予算執行報告の検討と承認がある。

予算執行に対する監督を実行するために、市議会はモスクワ市会計検査委員会を設置する。

市行政機関の権限には、予算案の作成、市議会への提案、予算の執行、予算執行報告の市議会への提示がある。

予算執行過程では、市の法律に制定されている手続きに基づいて、予備金と自由な資金の枠内で市長の提案に従って市議会、または市長が独自に変更できる。

モスクワ市内には、統一の税制が適応される。

市の法律を根拠に市長の提案に基づいて市議会は、市税、徴収金、関税、その他の支払い、それらに関する特典の手続き、さらにはモスクワ市予算に歳入される総額内で連邦税についての特典を制定する。

第 41 条 市の予算外予算と外貨予算

市長の提案に基づいて市議会は、予算外予算と外貨予算を形成する決議を採択し、それらの各予算の規定を承認し、各予算執行報告を求める。

市の予算外予算は法律に基づいて、ロシア連邦共和国予算と市予算に組み込まれない資金から構成される。

外貨予算は法律に基づいて、外国のパートナーへの歳出に用いられる外貨から構成される。

予算の規定は予算形成の財源、予算管理の手続き、予算執行報告の形態と期限を明確にする。

承認された規定を基盤に予算の管理を行なうのは、モスクワ政府とその他の市行政機関である。

予算外予算の目的利用に対する監督は、市行政機関と市議会が行なう。

第 42 条 地区予算

市予算は、地区予算のために歳出する。各地区の財源には、予算外予算と合法的な財源として認められる借入金とその他の資金が含まれる。

市議会は市長の提案に基づいて、自主的な徴収金と市税の一部の利用、関税、反則金、その他の支払いに対する権利を地区に譲渡したうえで、自主的な地区予算の形成に関する決定を地区ごとに採択する。

地区予算への資金の割当と歳出に対する監督、それらの目的にそって利用されているかどうかの監査は、会計検査委員会とし行政機関を通して市議会が実施する。

第七章 モスクワ市議会

第 43 条 基本規定

市議会は、モスクワ市権力の常設の代表・立法機関である。

市議会は法人格であり、印章を有する。

市議会の定数は 35 人である。

市議会議員の任期は 4 年である。

第 44 条 市議会議員

市議会議員は、平等と秘密投票のもとでの直接的な選挙権を基盤とするモスクワ住民によって選出される。

市議会議員の被選挙権は 21 歳以上で選挙権を有し、モスクワでの居住期間が 1 年以上のロシア連邦市民である。

市議会議員の選挙手続きは、市の法律で制定される。

市議会は、議会議員定数の 3 分の 2 以上の議員が選出むされた時点で権限を行使できる。

市議会の第 1 回召集は、市議会議員定数の 3 分の 2 以上の議員が選出されてから 30 日以内に行われる。

市議会は市長の権限で、先の期間内に召集される。第1回定例会は、最高齢の議員が開会を宣言する。

旧議員の権限は、第1回定例会が招集された時点で停止する。

市議会議員定数の3分の2以上の議員が選出されていない場合、新議会議員が選出されている選挙区では、旧議員の権限は停止する。

役職議員は、宣誓を行う。

宣誓の文面とその採択の手続きは、市の法律で制定される。

市議会議員は専従議員として勤務し、教師、研究・芸術活動を除いて有給の活動を行ってはならない。

市議会議員は、自主的に権限を行使する。

市議会議員はモスクワ市内で活動するいかなる国家機関、またはそれらの役職者に対して、議員調査権を行使できる。

議員調査権の行使の手続きと執行は、モスクワ市の法律で制定される。

市議会議員の地位は、市の法律で制定される。

第45条 モスクワ市議会の権限

市議会の権限は、以下のとおりである。

1. モスクワ市の法律の採択
2. モスクワ市予算の承認、その執行報告の承認、予算外予算の形成とその利用に対する監督
3. 市税と徴収金、その他の支払いの制定と廃止、それらの特典付与の手続き
4. モスクワ市の権限にかかわる諸問題に関する法律違反に対する行政責任の反則金の制定
5. 本憲章とロシア連邦の法律に基づいてモスクワ市の法律で制定されているモスクワ市権力代表機関の監督機能の実現
6. ロシア連邦国家会議への立法提出権の実現
7. ロシア連邦国家権力機関とモスクワ州国家権力機関に送付されるモスクワ市の境界線の変更に関するモスクワ市長の提案の承認。ロシア連邦憲法と連邦の法律で制定される手続きに基づいて、モスクワ市の境界線の変更に関する市長の提案への賛同の表明
8. モスクワ市の法律で制定される手続きに基づいて、モス

クワ市議会から連邦会議へのモスクワ代表者の派遣

9. モスクワ検事総長とモスクワ内務省大臣の任命に関するロシア連邦主体国家権力機関代表機関としての賛同の表明
 10. ロシア連邦憲法第125条に基づいてロシア連邦主体立法権力機関からの調査権を、ロシア連邦憲法裁判所に依頼する
 11. モスクワ会計検査院の代表者の任命とその解任
 12. 市議会議長の選出と解任
 13. 市議会の構成の制定と変更。院内委員会と院内作業グループの構成と管理。議会事務局の構成と管理。議会事務局長の任命と解任
 14. 法律で制定されている場合の市議会議員の責任の追及
 15. 市議会で採択された法律が別の法律に抵触する場合に、モスクワ検事局への提訴を検討
 16. モスクワ政府、またはその各大臣、市行政機関の役職者への不信任の表明
 17. 市長の解任の問題で市民投票の実施に関する決議を採択する
 18. 市予算から自治体への補助金の承認
 19. 地域社会自治機関の結成と活動の手続きの制定
 20. 選挙管理委員会の結成への参加
 21. 市の法律の解釈
 22. その他のロシア連邦主体立法権力機関と外国の立法機関との間の条約の締結
 23. ロシア連邦憲法とその他の法律に基づいて、ロシア連邦主体国家権力立法機関、市(自治体)の代表機関の権限とされているその他の諸問題。さらには、本憲章で市議会の権限とみなされているその他の諸問題
- 市議会による専権事項の実行の手続き、市議会の活動規則と手続きは、モスクワ市の法律つまり市議会規則で制定される。
- 市議会は、本会議で権限を実現する。市議会の本会議は、公開で行われる。
- 市議会規則で定められている場合は、本会議は非公開となる。

第 46 条 モスクワ市議会による法律、決議、その他の法令の採択

市議会に対する立法提案権は、市議会議員、院内委員会と作業グループ、院内会派、市長、モスクワ市裁判所長、調停裁判所長、モスクワ検事総長が有し、またモスクワに居住する 1 万人以上の有権者の請願も効力を有する。

立案は、モスクワ市法案－市議会の法律または決議－として市議会に提出される。

本会議への出席議員が定数の半数以上であれば、市議会は市の法律、声明、アピール、結語、文書として採択することができる。

本憲章、またはモスクワ市の法律で特別の規定がない限り、モスクワ市の法律と市議会の決議は、市議会議員定数の過半数以上で採択される。

市の法律で定める手続きに従ってモスクワ市の法律は市長によって署名され、市議会の決議は市議会議長によって署名される。

市の法律ではない文書は、市議会規定に基づいて採択される。

市議会による審議決議の手続きと要件は、市議会規定で制定される。

第 47 条 モスクワ市議会議長と副議長

市議会は秘密投票の互選で、モスクワ市議会議長と副議長を選出する。

市議会議長と副議長の任期と選出手続きは、市議会規定で制定される。

市議会議長の権限は以下のとおりである。

1. 本会議の開催準備に責任を負う。
2. 本会議を主宰し、市議会規定に記されている議長権限を行使する。
3. 本会議臨時会を招集する。
4. 市議会の決議、声明、アピール、その他の文書に署名する。
5. 議長を務める。
6. 市議会規定に基づいてその他の任務を遂行する。

市議会議長が欠席の場合、議長の代行を務めるのは副議

長である。

市議会、または議長の委託を受けて、副議長はその他の任務を遂行する。

第 48 条 モスクワ市議会の監査機能

市議会は、モスクワ市内で市の法律が執行されているかどうかの監督を行なう。

執行権力機関、企業、施設、機関、役職者、社会団体の指導機関、地域社会自治機関は、市議会、院内委員会、作業グループ、院内会派の要請から二週間以内に、市議会の権限にかかわる審査情報を提供する。

法律違反がある場合、市議会は違反行為を取り除くための措置をただちに採択し、責任を追及する。

市議会は、モスクワ政府、または市行政機関の役職者に不信任を表明する決議を採択できる。

不信任の表明に関する手続きは、モスクワ市の法律で制定される。

不信任を表明できる根拠は、以下のとおりである。

- (1) 役職者が法律を深く違反した場合
- (2) 法律の総合的な不履行の場合
- (3) 役職者が市議会議員の法的な根拠のある要請を執行しなかった場合
- (4) 議員活動に対して役職者が妨害した場合
- (5) 役職者が虚偽の情報を意図的に提供した場合
- (6) モスクワ市の法律で定められている情報提供の締切日と手続きを遵守しなかった場合

第 49 条 モスクワ市議会の任期満了前の解散

市議会議員の任期前解散は、以下の事項の場合に行われる。

1. 市議会が該当する決議を採択した場合
2. 市議会議員定数の 3 分の 2 以上が解散に賛成した場合
3. 市自由民投票で、市議会議員の解散が採択された場合
4. 市長解任に関する市議会の決議が、市住民投票で可決に必要な投票を獲得しなかった場合

市議会議員任期前解散は市長によって宣言され、3 ヶ月以内に選挙が実施される。

第八章 モスクワ市行政機関

第 50 条 基本規定

市行政機関（モスクワ市役所）は、モスクワ市執行権力を行使する。

市行政機関はロシア連邦憲法、本憲章、連邦の法律、モスクワ市の法律、ロシア連邦大統領令と政府令に基づいて活動する。

市行政機関は法人格であり、印章を有する。

第 51 条 モスクワ市長と副市長

市長は、モスクワ市の最高役職者である。

市長と副市長は 4 年の任期で、住民による平等・直接の秘密投票で選出される。

市長と副市長の被選挙権は有権者であり、30 歳以上のロシア連邦市民であり、しかもモスクワ居住が 10 年以上でなければならない。

市長と副市長選出の手続きは、市の法律で定められる。

市長就任式では、宣誓行なう。

宣誓の文面とその承認手続きは、市の法律で制定される。

第 52 条 市長と副市長の権限は、以下のとおりである

市長は直接、または市行政機関を通して、市の社会・経済問題を解決し、市経済を管理し、自己の権限に関する諸問題でその他の執行・処理機能を遂行する。

市長の権限は以下のとおりである。

1. 市行政機関の構成を制定、変更する。市行政機関の権限を規定する。市予算の限界内で市職員の給与を定める。
2. 市行政機関の役職者を任命、解任する。市行政機関の役職者の賞与と責任に関する措置を講じる。市営企業、施設、機関の指導部を任命、解任する。
3. モスクワ市の名において、財産権を確立する。本憲章で制定されている権限内で、ロシア連邦の法律、ロシア連邦大統領、モスクワ市の法律で定められているケースと手続きに従って裁判所に提訴する。
4. 市行政機関の権限を法人格として遂行し、印章を有する。
5. 国家権力連邦機関においてモスクワ市の利益を代表する。
6. モスクワ検事総長、モスクワ内務省長官、（モスクワ市における）ロシア連邦執行権力地域機関指導者の任命に関し

て、ロシア連邦主体国家権力執行機関としての同意を表明する。

7. ロシア連邦憲法第 125 条に基づいて、権限に関する質問を含むロシア連邦憲法裁判所への質問を送付する。
8. 権力連邦機関の権限内である法案を検討のためにロシア連邦大統領、ロシア連邦政府に送付する。
9. 公式的な措置にあたってモスクワを代表し、その他の代表機能を遂行する。
10. ロシア連邦憲法、本憲章、連邦の法律、モスクワ市の法律、ロシア連邦大統領令、ロシア連邦政府で定められているその他の権限を、自己の権限内で遂行する。

モスクワ市住民の安全、健康が脅かされている場合、モスクワ市民の日常生活が脅かされている場合、法秩序が脅かされている場合、市長は脅威を取り除くために非常事態措置を講じ、すみやかに権力諸機関に通報する。

市長は自己の権限内で、処分を行なう。

副市長は市長が不在のとき、市の法律と市長の委託のなかで記されている権限内で、市長の権限を行使する。

市長と副市長の地位は、市の法律で制定される。

第 53 条 市長と副市長の任期満了前権限停止

市長の権限は、以下の場合に権限を停止する。

1. 市長個人による辞任表明
 2. ロシア連邦国籍の喪失
 3. 健康上の理由で職務遂行が不能に陥り、市議会内に設置される医療委員会が証明し、モスクワ市裁判所が承認する場合
 4. 市長解任に関する市住民投票で有権者が採択した場合
- 市長の辞任は、文書による申請を市議会が採択する。辞任が不採択の場合、市長は申請提出から二ヶ月間は自己の職務を遂行し、そのあとで権限を放棄できる。

市長は、市長がロシア連邦憲法、本憲章、連邦の法律、モスクワ市の法律に違反した場合に司法手続きに基づいて解任される。

この場合、市長は議員定数の 3 分の 2 以上が賛成する市議会の決議に従って行なわれた市住民投票の結果において解任される。

住民投票の実施手続きは、市の法律で制定される。市長解任問題が住民投票で否決された場合、市議会議員は任期満了前に権限を停止する。

市長が任期満了前に解任された場合、副市長は市長の在任期間を代行する。

副市長が市長の権限代行を拒否した場合、市議会は3ヶ月以内に市長選挙を実施する。

副市長の権限は、本条第1項、第2項、第3項に記されている理由、または市長権限の長期間の不履行、または権限外の権限行使があった場合、任期満了前に権限を停止する。

副市長の退任は、モスクワ市長によって承認される。

副市長の権限満了前の辞任手続きは、市の法律で制定される。

第54条モスクワ政府

市生活と市経営管理のもっとも重要な問題は、市長によってモスクワ政府の検討に委ねられる。

モスクワ政府を構成するのは、政府首相、政府第一副首相（市管理部門の責任者）、政府副首相、モスクワ市役所統括部長、市行政機関の管理部門を担当する大臣、各行政区長官である。

政府首相を務めるのは市長、または市長の委託による副市長、または市長によって任命され、市議会の決定によって承認されたその他の人物である。

第一副首相と副首相、さらに各大臣は市長によって任命、解任される。

政府構成メンバー間の任務の分担は、市長によって決められる。

政府は政府首相、またはその職務を遂行する人物が署名する決定を採択する。

その決定は、政府構成メンバーの過半数以上の賛成で採択される。

政府首相は、政令を公布する権利を有する。

政府は、法人格を有する。

モスクワ政府の構成と活動の手続きは、市長の提案に基づいて市議会で採択された市の法律で制定される。

第55条 市行政機関の諸部門

市行政機関の諸部門(部局)は、市の一定の管理部門において執行・処分機能を遂行する。

上記の諸機関の幹部は、市長によって任命、解任される。

その幹部は、下級機関と部局員が執行するために必要な命令を自己の権限内で公布する。

かれらは、自己の年次活動報告を市長、または政府に対して行う。

市長は各部局に審議会、または研究方法会議、科学技術会議、専門家会議を創設することができる。

部局に関する規定は、市長によって制定される。

第56条 各行政区長官

各行政区長官は市行政機関の役職者であり、自己の権限内で担当区域を対象に執行・処分・調整・監査機能を行行使する。

長官は市長によって任命、解任され、自己の権限に関する諸問題で命令を公布する。

市長、またはモスクワ政府に対して年次活動報告を行う。

各行政区長官は担当行政区において法人格として、市長によって委任された市行政機関の権限を行行使する。

長官は、印章を有する。

各行政区の規定は政府が検討し、市長令によって効力を発する。

第57条 市行政諸機関の関係

市行政諸機関間の相互関係は、本憲章、市長令、政府令で調整される。

各行政区で活動している市政府下部機関と部局職員は、行政区規定と部局規定で定められている手続きに基づいて、各行政区長官と協力しあう。

各諸機関の幹部職員は、各行政区長官の合意のもとで任命される。

行政区長官と当該行政区に位置する市政府下部機関、部局職員、企業、施設の間の対立は、市長が解決する。法律で規定がある場合は、裁判所、または調停裁判所で審議される。

第58条 市行政機関の役職者

市行政機関の役職者の地位を有するのは市長、政府構成メンバー、市行政機関の幹部職員、市長が管理する幹部職員リストに掲載されているその他の職員である。

行政機関の役職者は専任で勤務し、教師、科学・芸術活動を除いて有給の職務に就くことはできない。

また商業企業、民間施設と組織の管理、運営部門で活動することもできない。

行政機関のなかに、政党、団体、運動組織を創設してはならない。

国家公務員法と地方公務員法のなかで、国家業務と自治体業務の關係の法的な統制が盛り込まれる。

これらの法律には役職者に必要な資格、保障、特典、最低賃金、職務停止の要件などが記される。

市行政機関とその他の執行機関の役職者に関する法律が採択されるまでは、ロシア連邦の法律、本憲章、その他のモスクワ市の法律が適応される。

第 59 条 市行政機関の法律

市行政機関の法令として含まれるのは自己の権限内で採択される市長令、副市長令、政府令、政府首相令、政府第一副首相令、市行政機関役職者令、市行政機関のその他の役職者の命令である。

市行政機関の法令は、モスクワ市の法律に抵触することはできない。

市長は法律でとくに規定がない限り、市長令によって市と地区の行政機関のいかなる法令を無効にすることができる。

市長令、副市長令、モスクワ政府令は本憲章とそれら自体に特別な規定が記載されていない限り、市長と政府首相が署名し、市役所業務規定に従って登録された時点で効力を発する。

第 60 条 市行政機関とモスクワ市議会の相互關係

市行政機関と市議会は機能と権限の分割を基盤に、住民利益のために相互協力を行なう。

両機関は、任務の解決に努め、国民権力、合法性、公開の諸原則を遵守する。

市議会と市行政機関は情報交換の議定書のなかに盛り込まれている手続きに基づいて、相互に活動計画を交換し、法令とその他の情報を取得する。

市長は毎年第一上半期に、市行政機関の活動報告を市議会で行なう。

市長は本憲章、議会規定、その他の市の法律で制定されている手続きに基づいて、以下の事項を遂行する。

1. 市議会本会議に公開、非公開に関係なく参加する。
2. 一般問題、または個々の法案について市議会における全権代表者を指名する。
3. 市議会に対して、市の法案（法案の結語、解釈、助言を含む）とその修正案を送付する。
4. 市議会で採択されたしの法律を、修正を含む再審議のために市議会に差し戻す。
5. 市議会の決議が法律に抵触し、財源が確保されていない場合、その決議を市議会に再審議のために差し戻す。

市長が再審議のために差し戻した法律が、市議会議員定数の 3 分の 2 以上の賛成で可決された場合、旧文面の法律が効力を発することになる。

市行政機関の役職者は文面による招聘がある場合には、市議会本会議に出席しなければならない。そして意見を表明し、提案を行なうことができる。

市議会議員は市行政機関の役職者とその他の幹部を、二週間を限度に緊急に面会できる。

市議会議員は自発的、または招聘に基づいて、モスクワ政府の会議とその他の執行権力機関の会議に出席し、意見を表明し、提案をできる。

市議会は採択された法令の廃止、修正、補充の提案を、市長、モスクワ政府、その他の市行政機関、それらの役職者に提案できる。

市行政機関の法令は、ロシア連邦の法律で制定されている手続きに基づいて、市議会の申請、またはモスクワ検事局の申請にそってモスクワ市裁判所、またはモスクワ調停裁判所が無効とすることができる。

第九章 司法権力と法秩序機関

第 61 条 裁判所

モスクワにおける裁判は、法廷においてのみ実現される。

モスクワ市における司法制度は、ロシア連邦司法制度の一部を構成し、その制度のなかには連邦の法律に基づいて開設されるモスクワ市裁判所、地区裁判所、モスクワ調停裁判所、

その他の司法機関が含まれる。

第 62 条 検事局

検事局は、法律の正しく統一的な適応を監督し、法律違反を取り締まる措置を講じ、法的な責任を問う。

検事局の権限、組織、活動手続きは、連邦の法律で定められる。

モスクワ検事長は、市議会と市長の合意を前提に、ロシア連邦検事総長が任命する。

かれらの合意の手続きは、ロシア連邦の法律とモスクワ市の法律で制定される。

第 63 条 警察

モスクワ市内の社会秩序の維持と市民の個人的安全、あらゆる形態の財産の保護は、内務機関が行なう。

内務機関の組織と活動手続きは、連邦の法律と、それに基づいて採択されたモスクワ市の法律で定められる。

市長は法律に基づいて、市内に地区派出所を開設できる。

その構成、任務、機能、業務内容は、法律に基づいて採択された市の法令で定められる。

権力機関は市民の安全の確保と所有権の保護のために重要な警察の活動に法的、財政的、物質・技術的な支援を行なう。

また、警察協力隊への社会保障制度を確立する。

モスクワ内務管理局長の任命と解任は、市長と市議会の合意のうえでロシア連邦内務大臣が行なう。

合意の手続きは、ロシア連邦の法律とモスクワ市の法律で定められる。

第 64 条 市税庁

モスクワ市内では市税庁が法律に従って国税庁の協力のもとで、税取締りを行なう。

第 65 条 弁護士

法廷とその他の司法機関における住民への法的な支援、市民と法人の保護と利益代弁を行なうのは弁護士、または弁護団である。

モスクワ市における弁護士の組織と活動手続きは、連邦の法律と、それに基づいて採択されるモスクワ市の法令で定められる。

第 66 条 公証人

市民と法人の権利と正当な利益を保護するための公証人の活動は、連邦の法律と、それに基づいて採択されるモスクワ市の法令によって定められる。

第十章 地区

第 67 条 モスクワ市の地区の法的規定

ロシア連邦の法律「ロシア連邦の首都の地位について」の第 13 条に基づいて、モスクワ市内の各地区の法的な地位はモスクワ市憲章で規定される。

モスクワ市の地区権力機関となるのは、地区議会と地区長、区役所である。

地区は地区にかかわる諸問題を解決し、経済・社会部門の職員を指導する。

地区の専権事項は、以下のとおりである。

1. 地区予算の歳出と歳入を作成、承認、執行する。この際には地区に対して財源として譲渡されていることを考慮にいれる。
2. 地区に譲渡されている市財産を管理する。市道路・社会日常財産・地区の整備と補修
3. 社会保障を必要とする住民の登録。地区開発計画の作成と実現。身体障害者の保障
4. 地区内の市企業・施設・組織の監督
5. 行政監査員の組織化と調整
6. 選挙と住民投票の準備と技術的な支援
7. 本憲章に基づくその他の権限の遂行地区は、法人格を有する。

第 68 条 区議会

モスクワ市の地区における代表機関の全権を行使するのは区議会であり、市の法律に基づいて選出された議員から構成される。

区議会議員の任期は、2 年間である。

区議会議員の正式名称は、「ソヴェートニク」である。

第 69 条 区長

区長は、統一体を基本原則に区役所の活動を組織化する。

区役所の権限にかかわる諸問題を解決し、法人格としての

地区行政の全権を行使する。

区長は本憲章と市の法律に基づいて、区議会と議員たちの活動を保障する。

区長は採決権をもって区議会に参加し、区議会本会議を主宰する。

または区議会副議長、もしくは議員の誰か一人に議長権限を委任することができる。

区長は、市長の提案にそって区議会議員によって選出される。

モスクワ市長は、区議会議員の一人、またはその他の候補者を区長として提案することができる。

区議会議員が市長が提案する候補者を否決した場合、ほかの候補者を提案するか、もしくは否決された候補者を六ヶ月間という任期で、区長の職務を遂行させることができる。

任期が終了したときに、区長候補者として再度区議会の審議にかけられることになる。もし、その候補者が否決された場合、市長はほかの候補者を提案することになる。

区長が長期間にわたって全般的に自己の職務を遂行しない場合、もしくは職務に大きく違反するようなことを行った場合、行政区長官からの提案、または区議会議員の3分の2以上の賛成に基づいて市長は解任することができる。

区議会議員による区長の選出と区長の解任に関する手続き、そして区長の権限については、モスクワ市の法律で制定される。

区長は自己の権限内で、命令を発することができる。

第70条 区議会の権限

区議会の権限は以下のとおりである。

1. 地区予算の歳入と歳出の審議(本憲章第42条で記されている地区予算)、予算執行報告、モスクワ市の法律に基づく予算外予算の形成
2. 地区内の社会・経済発展計画と建設計画の審議、それらの執行報告
3. 住民の居住区であり、コミュニティの活動単位である小地区(マイクロライオン)の境界線の承認
4. 区議会議員からの副議長の選出
5. 市の法律に基づいて構成される各種委員会、「未成年者問

題委員会」「行政諸問題委員会」「住居委員会」「非居住施設利用委員会」「監査委員会」「ガレージ問題委員会」のメンバーの推薦。市の法律に基づく「委員会規定」の承認

6. 報告の聴聞と審査組織の報告を含む区長の活動に対する監督。市の法律で制定されている手続きに基づく区長、または役職者に対する不信任の表明

7. 選挙管理委員会の構成

8. 市権力機関、その役職者、地区住民へのアピールの採択
区長は、区役所の権限にかかわる諸問題の解決案を区議会の審議にかけることができる。

区議会は本会議において監査機能を実現する手続きに基づいて、区長、役職者の基本的な任務について報告を受ける。

そのなかには、委譲されている市有財産、さらには地区内の土地の所有、利用、処分の問題に関する区役所の経済管理も含む。

区議会の定例会は区長によって、一年に四回以上開催される。

区議会の臨時会は、区長、市議会、市長、行政区長官、または区議会議員の過半数の要求で開催される。

区議会活動の手続きは、本憲章をもとに市の法律、区役所の規定で制定される。

第71条 区議会議員

区議会議員は、区役所で開催される全ての会議、委員会の活動に参加する権利を有し、区役所に設置される委員会の構成メンバー、または指導者になることができる。

自己の活動に必要な情報を集め、コミュニティ組織に協力し、それらの組織に参加する。

議員は自己の権限を、本職に障害にならない限りにおいて実現する。

議員は自発的に、自己の権限を形成する。

議員は市の法律が定める手続きにおいて、召還、または解職される。

区議会議員の地位は、市の法律によって制定される。

第72条 区役所の活動確立の保障

市権力機関は区役所が有する権限を考慮に入れて、地区に対して財政、物質的な支援を保障する。

自己の権限内で法律を基盤に採択された区議会の決議と区長令は、区役所の役職者をはじめとして地区内にある企業、施設、組織、それらの役職者、コミュニティー組織を拘束する。

決定の合法性に関する紛争は、関連する法廷で審査される。

区長と、地区内の市行政機関事務所・企業・施設・組織の間の不一致と対立は、行政区長官が検討する。

法律で制定されている場合には、裁判所、または調停裁判所で審査される。

不一致と対立は対等を基盤に選出される双方の代表者から構成される調停委員会で審議される。

第 73 条 区役所の活動の合法性に関する監査

区役所は自己の活動を、ロシア連邦の法律と市の法律の執行を基盤に行う。

区役所の機能の行使と権限は、市権力機関と住民によって監視される。

区長令が法律に違反する場合、関連する検事局が提訴し、市長がその執行を停止し、裁判所が違法を判定する。

区議会の決議が法律に違反する場合、関連する検事局と市長が提訴し、市議会がその執行を停止し、裁判所が違法を判定する。

第 74 条 新しい区議会の任期満了前の構成

新しい区議会が任期満了前に構成されるのは、以下の場合である。

1. この案件が区議会で採択された場合
2. この案件が市の法律で制定されている手続きに基づいて、地区住民によって採択された場合
3. この案件の決議が、市議会で採択された場合
4. この案件を、区議会議員定数の過半数が賛成した場合
5. 半年間にわたって一度も区議会本会議が開催されなかった場合

新しい区議会の任期前構成は、市の法律に基づいて三ヶ月以内に実施される。

第十一章 直接民主制の形態

第 75 条 権力行使に対する住民の直接参加権

ロシア連邦とモスクワ市の法律で制定されている手続きに基づいて、モスクワ住民は直接に権力を行使する。

住民投票と選挙、コミュニティー、さらには市民の集会と協議会に、その他の直接民主主義的な形態をとる組織にも参加し、アピールを採択する。

第 76 条 市民投票とアンケート調査

市民投票は、モスクワ市の権限にかかわる問題に対してモスクワ住民が実施する。

市民投票にかけることのできない事項は、財政、税金、社会秩序と住民の安全に関する非常事態措置と緊急措置である。

市民投票実施に関する決定を採択できるのは、市議会、市長、市民イニシアティブの実現の手続きに基づくモスクワ住民である。

市長の任期満了前選挙と市議会の任期満了前選挙の実施に関する問題は、同時に市民投票にかけられる。

市民投票の実施手続きは、市の法律によって制定される。

市議会と市長は市のかかえる諸問題について、強制力を伴わない市民投票、社会調査、公聴会、マス・メディアで討論会を開催できる。

市民は地区内で、自治体住民投票を実施できる。

自治体住民投票実施に関する決定は、地区内の代表機関である区議会が採択する。

第 77 条

アパート、小地区（マイクロ・ライオン）、コミュニティーを構成するその他の区域の住民は、社会自治委員会とその他のコミュニティー機関を選出できる。

コミュニティー機関は自己の権限内で、関係する区域の住民利益を代表し、本憲章とその他の法律に基づいて活動し、模範的な憲章にそって自己の憲章を採択する。

コミュニティーの模範的な憲章は市の法律として認定され、市民とコミュニティー機関からの提案を考慮に入れて市長が提案し、市機会が採択する。

第 78 条 市民の集会と協議会

自治体、アパート、コミュニティーにかかわる問題の解決を採択し、さらにはコミュニティー機関のメンバーを選出す

るために、市民による集会、または協議会が開催される。

成人の住民がアパート集会の過半数以上参加した場合、協議会では構成代議員の過半数以上が参加した場合、市民集会は効力を発する。

コミュニティ機関の選出に関する市民集会、協議会の招集手続きは、市の法律で制定される。

第 79 条 市民のアピールと請願

各人または市民グループは、権力機関やその役職者に請願する権利を有する。

請願は、法律で定められた手続きに基づいて検討される。

請願に対しては、問題の核心を中心に回答される。

有権者であるモスクワ住民は、市の法案の採択、すでに採択されている法律の廃止、または修正に関する請願を市議会に行なうことができる。

また、市民一万人の署名があれば、市住民投票の実施を要求できる。

市民 50 人以上から構成されるイニシアティブ・グループは市議会でイニシアティブ登録を行い、署名の雛形を受け取る。

請願に含まれている提案は、投票にかけることなく市議会本会議の議事に盛り込まれ、市議会から市長に送付される。

市議会と市長は請願の正式な受領から二ヶ月以内に各自の権限内で決定を採択する。

第 80 条 権力機関活動の公開性の保障

市民は図書館、または住民のために設置されているその他の施設で権力機関の法律を閲覧できる。

法律で特に規定がない限り、権力機関とその役職者は市民の一人ひとりが市民の法律と自由に関する法律、文書、資料を閲覧できる機会を提供する。

モスクワ住民は、市の法律で制定されている手続きに基づいて公開の市議会本会議と区議会本会議に出席することができる。

第 81 条 司法権力行使へのモスクワ住民の参加

モスクワ住民は連邦の法律で定められている手続きに基づいて、法廷の審議を傍聴できる。

第 82 条 市民による権力機関の決定の上告

市議会、市長、政府、市行政機関の役職者、区議会、区長、区役所の役職者が採択する法律は、これらがロシア連邦憲法、連邦の法律、市憲章、市の法律で保障されている市民の権利を侵害する場合、市民によって上告される。

ロシア連邦憲法第 125 条第 4 項に基づいて、ロシア連邦憲法裁判所は憲法で保障されている市民の権利と法律が侵害されているという主旨の上告を受けて、連邦の法律で定められている手続きに従って審議する。

第 83 条 住民による平和的な大衆行動

市民は非武装の平和的な方法で集会を開催し、街頭行動を実行することができる。

この場合、市行政機関または区長の事前許可を必要とする。

許可申請、認可付与の手続きは、市の法律で制定される。

平和的な大衆行動の認可書を受け取った行政機関は、その実行の際の社会秩序を確保する。

大衆行動の責任者は、目的と形態に責任を負う。

大衆行動の実施にあたって、法律と社会秩序の侵害に対してだれ一人として責任を逃れることはできない。

第十二章 ロシア連邦の首都としてのモスクワ市の役割

第 84 条 ロシア連邦の首都

ロシア連邦の首都には、ロシア連邦大統領、連邦議会、ロシア連邦政府、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高調停裁判所、ロシア連邦検事局、ロシア連邦主体代表部、ロシア連邦内の諸外国外交代表部が位置する。

第 85 条 首都の地位

ロシア連邦の地位は、連邦の法律「ロシア連邦首都法」で制定されている規定に基づいてモスクワ市の法律で定められる。

その法律では、ロシア連邦首都としてのモスクワ市の機能に関して、国家権力連邦機関と市権力機関の権利と任務の特殊性が盛り込まれる。

モスクワ市が遂行するロシア連邦首都としての役割は、国家権力連邦機関とモスクワ市権力機関の権限を削減するも

のではない。

モスクワ市長の合意に基づいて執行権力連邦機関は、ロシア連邦憲法と連邦の法律に抵触しない限り、権限の一部を市長に譲渡できる。

モスクワ市長とモスクワ市政府は執行権力連邦機関の合意に基づいて、モスクワ市の法律に抵触しない限り、権限の一部を執行権力連邦機関に譲渡できる。

第 86 条 ロシア連邦首都としてのモスクワ市の機能に関する市権力機関の権限

ロシア連邦首都としてのモスクワ市に関して、モスクワ市国家権力機関の機能は以下のとおりである。

1. 制定されている法律に基づいて、ロシア連邦国家権力連邦機関、ロシア連邦主体代表部、ロシア連邦内の諸外国外交代表部に対して、土地、建物、施設、部屋、住居、公共サービス、交通、その他のサービスを提供する。
2. 制定された手続きに基づいて連邦機関に対して、ロシア連邦の法律に従ってモスクワ市の財政的な負担の保障に関する提案を行なう。
3. 全国的、国際的な施策を遂行するために必要な条件を確保する。
4. ロシア連邦首都としてのモスクワ市の発展に関する連邦的な計画の作成に参加、実現する。
5. モスクワ市内の通信、連邦規模の交通の保障とシステム発展に参加する。

保安と安全、土地、建物、施設、譲許、モスクワ市における全国的・国際的な施策の実現に関する補充的なサービスは、契約に基づいて市行政機関が行なう。

第 87 条 ロシア連邦首都に関するモスクワ市の損失の保障

ロシア連邦首都としてのモスクワ市に関する市財政の歳出と損失は、毎年の連邦補助金で保障される。

諸外国の外交代表部に関する出費は、モスクワ市が締結する契約に基づいて提供される。

補助金の規模は毎年、ロシア連邦権力連邦機関とモスクワ市によって定められる。

第 88 条 ロシア連邦首都としてのモスクワ市発展連邦計画の作成と実現

ロシア連邦首都としてのモスクワ市総合発展連邦計画は、ロシア連邦政府とモスクワ市政府の共同で作成される。

モスクワ市政府はロシア連邦政府に当該年度 7 月 1 日までに、総合発展連邦計画の枠内でできる計画案を以下の事項を盛り込んで提出する。

1. インフラ整備のための投資額
2. 経済、貿易、文化、学術、その他の諸関係の発展に関するロシア連邦主体との地域間協力
3. 空港、駅、地下鉄、連邦道路、交通・通信・生活網の発展、近代化、再建
4. 市内のその他の欠陥の修繕

ロシア連邦政府が承認したロシア連邦首都としてのモスクワ市総合発展連邦計画の作成と実現は、国家権力連邦機関とモスクワ市国家権力機関が定める手続きに基づいて行なわれる。

第 89 条 モスクワ市権力機関とロシア連邦主体権力機関との関係

モスクワ市権力機関とロシア連邦主体権力機関の関係は、ロシア連邦憲法、協定、合意を基盤に、さらには地域間協力関係の発展のために創設される同盟、統合、その他の連合への参加を通して構成される。

第 90 条 モスクワ市権力機関とモスクワ州権力機関の関係

モスクワ市権力機関とモスクワ州権力機関の関係は、ロシア連邦主体の権力機関と同様な形態で構築される。

その際は、モスクワ市住民とモスクワ州住民の利益を損なうことがあってはならない。

モスクワ市権力機関はモスクワ州権力機関と合同で、以下の活動領域においてそれぞれの機能を遂行する。

1. モスクワ市連邦総合発展計画の作成と実現
2. モスクワ市がロシア連邦の首都として機能するために必要な、モスクワ州内の施設の建設、改築、補充。これらの事項は、モスクワ市国家権力機関とモスクワ州国家権力機関の間で締結される協定、合意に基づく
3. モスクワ市がロシア連邦の首都として機能するために必要なモスクワ州内の通信、連邦道路、その他の交通手段網の修繕と発展

4. モスクワ市とモスクワ州が必要とする公共サービス施設の発展
5. モスクワ市とモスクワ州における合同環境保全の措置
6. モスクワ市の森林保護区と水資源保護区の利用手続きの制定
7. 共同植物園の発展におけるモスクワ住民の保障

第 91 条 ロシア連邦首都の安全と社会秩序の保障

ロシア連邦憲法に基づいて、ロシア連邦首都における安全と社会秩序のために、そして国家権力連邦機関、ロシア連邦主体の代表部、ロシア連邦内の諸外国外交代表部の機能遂行の条件のために、市の法律は大衆行動、モスクワ市の訪問、市民登録、交通、衛生に関する特別措置を制定する。

第十三章 国際関係

第 92 条 国際・対外経済関係に関するモスクワ市の権利

モスクワ市は、ロシア連邦憲法、連邦の法律、本憲章に基づいて国際・対外経済関係を締結する権利を有し、ロシア連邦の国際協定を遂行、さらにはモスクワ市の利益にかかわる諸問題で国の対外政策を作成と実現するために自己の権限内で参加できる。

第 93 条 国際関係の諸問題に関するモスクワ市議会の権限

市議会は、以下の事項を有する。

1. 諸外国、地方、市の代表権力機関との協力に関する協定を締結する。
2. 諸外国の市・地方の代表権力機関、国際的な議会間組織、諸外国間組織との間で国際関係を直接的に構築する。
3. 国際組織の活動に参加し、その活動は市・自治体行政、自治体間協力の諸問題を解決することを目的とする。
4. 市・自治体権力機関が締結する国際協定・合意の執行を監督する。

第 94 条 国際関係の諸問題に関するモスクワ市長の権限

モスクワ市長は、以下の事項を有する。

1. モスクワ市の国際・対外経済関係の構築に対する全般的な指導
2. 諸外国の市・地方、行政単位、諸外国の法人との協力に関するモスクワ市の協定と合意の締結

3. 市有財産を担保にした外国からの投資の導入
4. 書外における市の対外経済機関の創設
5. 自己の権限内で国際的な経験に基づいて、モスクワ市内に位置する諸外国の外国代表部とその他の代表部、国際組織との交渉と協定の締結に参加する。
6. モスクワの利益にかかわる諸問題に関して外国に存在するロシアの外交代表部、その他の代表部との交渉
7. 連邦レベルで実施される国際的な政策を含む国際関係において市を代表する。

上記の権限の一部を、モスクワ市長はモスクワ政府とその構成メンバーに委譲できる。

モスクワ市長は毎年、市の利益にかかわる国際関係の諸問題について市議会に報告する。

第 95 条 国際関係の諸問題に関するモスクワ市長とモスクワ市議会の共同権限

国際関係の領域の問題で、市長と市議会は共同権限を有する。その場合、ロシア連邦の法律に基づいて、ロシア連邦主体国家権力代表（立法）機関の同意、または批准を必要とする。

第 96 条 国際関係の諸問題に関する執行権力機関の権限

執行権力機関は、以下の権限を有する。

1. 諸外国の市・地方執行権力機関、諸外国のパートナーとの直接的な国際・対外経済関係を構築する。
2. 自己の権限内で諸外国のパートナーと協定と合意を締結する。
3. 国際的な政府間組織と非政府間組織の活動に参加し、その活動は市・自治体行政と自治体間協力の諸問題の解決に向けられる。
4. 現存の法律と権限内でその他の国際関係と対外経済関係を実現する。

市全体の利益にかかわる諸問題で、執行権力機関とその役職者が国際・対外経済関係を構築する場合は、市長と市議会に報告しなければならない。

第十四章 結語

第 97 条 モスクワ市憲章の公布

憲章は、市の新聞、市議会と市役所の広報誌で公表され、パンフレットの形で出版される。

憲章は、公表日から 10 日後に効力を発する。

モスクワ市憲章のなかのロシア連邦首都としてのモスクワ市の機能に関する事項は、連邦の法律で定められた手続きに基づいて国家権力連邦機関の合意を得たあとで効力を発する。

第 98 条 憲章の修正

憲章の修正は、立法権を有する主体によって作成され、市議会に送付される。

モスクワ市憲章の修正は、市議会議員の定数の過半数以上で採択される。

ロシア連邦首都としてのモスクワ市の機能にかかわらない事項の修正は、国家権力連邦機関の同意を必要としない。

第 99 条 モスクワ市の憲章とその他の法令の執行

モスクワ市憲章とモスクワ市の法令は、モスクワ市内に位置する全ての企業、施設、組織、社会団体、役職者と市民を拘束する。

モスクワ市憲章、その他のモスクワ市の法律、市・地区、それらの役職者の発する法令は、ロシア連邦の法律とモスクワ市の法律に基づいて法廷、及びその他の国家機関で擁護される。

モスクワ市憲章とモスクワ市のその他の法令の不履行については、役職者と市民に対して行政上の責任が課せられる。

第 100 条 モスクワ市憲章とモスクワ市のその他の法令に対する監督

モスクワ市憲章とモスクワ市のその他の法令に対する監督は、市議会、市長、モスクワ政府、行政区長、区長が実施する。

特別の監督は、法律に基づいて創設されるモスクワ市監督委員会、地区行政委員会が実施する。

社会的監督機能は、モスクワ市の法律で定められた権限内でコミュニティー機関、社会組織、市民団体、マス・メディアが行使する。

第 101 条 対立と齟齬の解決

権力機関は対立と齟齬を、協議、交渉の方法で、または対

等を原則に設置される協議委員会、その他の委員会、さらには裁判手続きにそって解決される。

権限の問題で生じる市議会と市行政機関の間の対立が協議においても解決されない場合には、ロシア連邦憲法第 125 条に基づいてロシア連邦憲法裁判所で解決される。

モスクワ市裁判所は、その他の裁判所、市議会、市長、モスクワ検事局の要請に基づいてモスクワ市の法律に関する公式の見解を発表する。

モスクワ市内に位置する裁判所は、その活動においてモスクワ市の法律と法令を適応し、ある裁判所の法的な適応に違反が認められる場合、モスクワ市の法律についての公式見解を発表できる。

第 102 条 憲章の保存

同様の法的な効力を有する二つの憲章原本は、モスクワ市議会とモスクワ市長が保管する。

モスクワ市地方自治法

モスクワ市の地方自治体組織について

モスクワ市地方自治法は、ロシア連邦憲法、連邦の法律「ロシア連邦における地方自治体の一般原則について」、その他の連邦の法律、モスクワ市憲章に基づいて、モスクワ市における地方自治体の原則と手続き、その法律的、行政的、財政・経済的な基盤、そして地方自治の実現のための国家保障を制定する。

第一章 基本規定

第1条 ロシア連邦主体―連邦的な意義を有する

モスクワ市の地方自治。地方自治体の行政的な基盤

1. ロシア連邦主体―連邦的な意義を有するモスクワ市の地方自治は、ロシア連邦憲法に基づいて地域の諸問題を直接、または地方自治体を通して、住民自身（地方自治体内の住民）の自主的な責任において承認、保障される。
2. モスクワ市内の地方自治は、（ゼレノグラードし含む）モスクワ市内の各地区に創設される自治体内で実現される。
市内の自治体はモスクワ市の区域の一部を構成し、その領域内で地方自治を実現し、自治体財産、自治体予算、地方自治体代議機関を有する。
3. 自治体の設置、その区画の制定、名称は、歴史とその他の地域的な伝統、地政学的な要素、都市としての特質、関連地域の社会・経済的な特徴、交通、インフラ、その他の地域的な特徴を考慮にいれて、モスクワ市長が提案する法律で決められる。
4. 自治体の区画の制定と変更、自治体の統合・編成・廃止は、モスクワ市憲章に基づいて、当該区画の住民の試験を考慮にいれて、住民の発議、地方自治体、さらにはモスクワ市国家権力機関の提案に従って制定される法律で実現される。
5. 地方自治体の名称、その区画と境界に関する情報、その他の必要な情報は、地方自治体規定集に盛り込まれ、モスクワ市の委託に基づいてモスクワ市執行権力機関が管理

する。

6. 直接的に地方自治体の住民生活にかかわる問題は、自治体が担当する。

その場合、ロシア連邦憲法、連邦の法律、モスクワ市憲章、本法律に基づいて、モスクワ市と自治体の住民利益の統合が追求され、歴史的、その他の地域の伝統、統一された市経済体制の維持、さらには連邦の法律で制定されている連邦意義を有する市における地方自治体のその他の特質が考慮される。

7. 連邦の法律で制定されている自治体権限事項、自治体財産、自治体予算の財源は、本法律とモスクワ市のその他の法律で規定される。

第2条 地方自治を実現する市民の権利

1. モスクワ市住民―同時にロシア連邦市民―は、居住期間と出生地にかかわらずモスクワ市に居住権を有する。

制定されている連邦の法律とモスクワ市の法律に基づいて、市民としての選挙権が保障されており、住民投票、選挙、その他の直接的な意思表示の方法、さらには自治体の代議機関とその他の諸機関を通して自治体内で地方自治の権利を実現する。

2. 住民は、性別、種族、民族、言語、出生、財産、職業、宗教、信仰、所属社会団体に関係なく、地方自治体において、直接、または自分の代表者を通して地方自治を実現する権利を有する。
3. 住民は、地方自治体において選挙権と被選挙権を有する。
4. 住民は、能力と職業訓練を受けて自治体職員に就職する平等な権利を有する。
5. 地方自治体とその役職者は、人間と市民の権利と自由に直接的にかかわる文書と資料にアクセスする権利を有する。さらに、法律で定められていないかぎり、地方自治体の活動報告を完全に、または部分的に受け取ることができる。
6. 住民は法律に基づいて、地方自治を実現する権利をまもるために提訴できる。

第3条 地方自治体の一般的原則

モスクワ市における地方自治は、以下の原則に基づいて実

現される。

1. 人間と市民の権利と自由の尊重
2. モスクワ市のその他の人々の利益を考慮したうえでの自治体住民の利益の実現
3. 市の統一経済体制の維持
4. 市の統一予算制度の維持
5. 連邦の法律とモスクワ市の法律に基づいた自治体の問題の自治体による自主的な解決
6. 市の歴史的な伝統、経済・地政学的な特質の考慮
7. 自治体予算を基盤とする自治体権限の実現
8. 地方自治権を実現するための住民に対するモスクワ市国家権力機関の協力
9. 地方自治体とモスクワ市国家権力機関の活動の調整
10. 連邦の法律とモスクワ市の法律で地方自治体に割り当てられている個々の国家権力機関の権限実現に対するロシア連邦国家権力機関とモスクワ市国家権力機関の統制
11. 法律に基づく地方自治体住民、国家、法人に対する地方自治体とその役職者の責任
12. 世論の公開と考慮
13. コミュニティー、住人組合、社会団体との相互協力

第4条 地方自治におけるモスクワ市国家権力機関の権限

地方自治領域でモスクワ市国家権力機関が有する権限は以下のとおりである。

1. 地方自治に関するモスクワ市の法律の採択と修正、その遵守に対する監督
2. モスクワ市「地方自治法」とロシア連邦憲法、連邦の法律との整合性
3. モスクワ市の法律に基づいた歴史的、その他の地域の特殊性を考慮にいたした地方自治体の特殊性の監督
4. 地方自治体の権限事項の制定
5. モスクワ市財産の自治体財産への譲渡の手続きの制定
6. モスクワ市財政と自治体財政の関係調整
7. 自治体の権限内で、そしてモスクワ市の個々の権限（国家権限）で自治体に委譲された範囲内で、最低限の自治体予算収支決算の確保
8. 自治体予算の財源の法的な規定

9. 自治体との協定を基盤に、自治体予算の執行
10. 自治体の税制と徴税の制定と導入
11. 連邦の法律とモスクワ市の法律に基づいて交付金、補助金を含む自治体予算への財政支援の提供
12. 委譲された権限を実現するために必要な一時的な物質的、財政的な手段をとらなうモスクワ市の個々の権限の付与
13. 制定された手続きに基づく地方自治体発展プログラムの採択
14. 地方自治を実現するための市民の権利の擁護
15. 連邦の法律とモスクワ市の法律に基づいて地方自治体の財政的自立を保障する
16. 国家的最低社会保障の実現
17. 自治体の設置、統合、再編の手続きの制定と変更。自治体の境界線と名称の制定と変更
18. モスクワ市国家権力機関が採択する決定の結果で生じる自治体の補正予算、または歳入縮小に対する地方自治体への保障
19. 地方自治体職員法の採択
20. 地方自治実現に関する諸問題でのモスクワ市の行政訴訟法の採択と修正
21. 地方自治体憲章の登録に関する法律的手続きの制定
22. 地方自治体代表機関議員の選挙実施の保障

第5条 モスクワ市国家権力機関と地方自治体の関係

1. モスクワ市国家権力機関は、地方自治の形成と発展のための要件を設置し、自治体が機能と権限を実現するために自治体に協力する。
2. 個々の諸問題に関するモスクワ市国家権力機関と地方自治体の相互関係は、法律で制定される手続きに基づいて締結されるモスクワ市国家権力機関と地方自治体の間の協定と合意に従う。
3. モスクワ市国家権力機関と地方自治体はそれぞれの活動を調整するために、常設、または臨時の合同調整機関、審議機関、協議機関、その他の作業機関を開設できる。
これらの諸機関の設置、活動の手続きは、モスクワ市の法律と地方自治体の法律で定められる。
4. 地方自治体代表機関は、モスクワ市議会に法案提出権を

有する。

5. モスクワ市国家権力機関は地方自治体に対して、実務的、人事的、その他の組織上の支援を提供する。

地方自治体職員、議員、その他の役職者の職業訓練、再訓練、技能の向上を支援する。

6. モスクワ市国家権力機関は、地方自治体とその役職者によるモスクワ市憲章と法律の遵守を監督する。

7. 地方自治体とその役職者が採択する法令がロシア連邦憲法、連邦の法律、ロシア連邦の法令、モスクワ市憲章、その他の法令に抵触する場合、モスクワ市議会は地方自治体とその役職者に対して、ロシア連邦の法令とモスクワ市の法令に基づいて採択した法令を破棄するように提案する。

同時に、地方自治体とその役職者に対して、それらの法令を無効にするために裁判所に提訴できる。

8. 地方自治体とモスクワ市国家権力機関の間の紛争と齟齬が生じた場合、両者から対等に選出される代表者からなる合同委員会を、合同委員会設立手続きまたは法律の手続きに基づいて開設する。

第6条 地方自治体憲章

1. 地方自治体は憲章を有し、連邦の法律とモスクワ市の法律に基づいて以下の事項を盛り込むことができる。

- (1) 地方自治体の境界線と区画
- (2) 地方自治体が管轄する諸問題
- (3) 自治体の管轄事項への住民の直接参加の形態、手続き、保障
- (4) 地方自治体の構成とその手続き
- (5) 地方自治体の選出（役職者を含む）機関の名称と権限
- (6) 地方自治体代表者機関議員の任期
- (7) 地方自治体の法令の種類、採択と発効の手続き
- (8) 地方自治体と役職者の責任の根拠と種類
- (9) 地方自治体選出機関議員に対する住民による召還、不信任の表明または任期満了前の権限停止の手続き
- (10) 地方自治体の選出機関議員の地位、社会的保障、議員の任期満了前の権限停止の根拠と手続き
- (11) 地方自治体役職者の権利保障
- (12) 自治体職員の組織化の要件と手続き

- (13) 地方自治実現の経済的、財政的な基盤、自治体財産の所有、利用、処分的一般原則

- (14) モスクワ市憲章、本法律、その他のモスクワ市の法律に基づく地方自治体とその役職者の活動手続きに関するその他の規定

2. 地方自治体は自主的に、憲章を作成、採択する。

3. 地方自治体憲章の修正と補足は、地方自治体代表機関の定足数の三分の二以上の賛成、または住民投票での過半数以上の賛成のもとで実現される。

4. 地方自治体憲章の私有制と補足は、モスクワ市の法律で制定されている手続きに基づいて、国家登録が実施される。

5. 地方自治体憲章の修正と補足は自治体憲章で定められている手続きに基づいて、自治体公表機関またはモスクワ市議会とモスクワ市執行権力機関の広報誌で公表されたあとで効力を発する。

第7条 地方自治体のシンボル

1. 地方自治体は、歴史、文化、社会・経済的な伝統を表現する固有のシンボル（紋章、エムブレム、旗、その他のシンボル）を有することができる。
2. 地方自治体のシンボルは、その自治体憲章に盛り込まれている手続きに基づいて作成、承認され、連邦の法律とモスクワ市の法律に基づいて登録される。

第8条 地方自治体の権限事項

1. 地方自治体の権限にあるのは本法律で制定されている諸問題、そして地方自治体に委譲されているモスクワ市の個々の権限（国家権限）である。

2. 地方自治体の権限事項は、以下のとおりである。

- (1) モスクワ市総合発展計画、モスクワ市都市発展計画、その他のモスクワ市都市開発計画に基づく地方自治体の発展計画。上記の諸計画の実現
- (2) 法律に基づく予算執行規定、執行報告承認に関する規定
- (3) 連邦の法律、モスクワ市の法律、地方自治体の法令に基づく自治体財産の所有、利用、処分の手続きの制定
- (4) 自治体企業と施設の創設、再編、廃止。それらの企業幹部の任命と解任。法律に基づく自治体企業と施設の会

- 計報告に対する監査。国立統計機関への情報提供。
- (5) モスクワ市総合発展計画、モスクワ市都市発展計画、その他のモスクワ市都市開発計画に基づく地方自治体の発展計画に関する自治体施設建設の提案をモスクワ市執行権力機関に行なう
- (6) 住居環境の改善を求める住民の登録。モスクワ市の法令に基づく自治体財産である住居の住民に対する決議の採択
- (7) 法律に基づく自治体財産である住居、建物の修繕、利用、処分
- (8) 市交通機関のルートの開設、変更、稼動時間、停車場に関する提案をモスクワ市執行権力機関に提案する
- (9) モスクワ市の法律に基づく動物登録
- (10) モスクワ市の法律に基づいた自治体財産である社会施設、教育・保健・文化・体育・スポーツ施設の修繕と利用の組織化、さらには当該施設の付属地の管理
- (11) 連邦の法律とモスクワ市の法律に基づく自治体管理の歴史・文化記念碑の保全措置の施行、地域的な慣習の保護
- (12) ロシア連邦家族法が定める手続きに基づいた 16 歳以上の住民の婚姻の許可
- (13) 保護監督人の選定
- (14) 連邦の法律に基づく未成年の財産権の保護に関する決定の採択
- (15) モスクワ市の法律で定める手続きに基づく市の祝日、社会・政治的な企画への自由民参加
- (16) 国家機関との関係における土地の利用、耕地整理、安全を脅かす衛生についての管理、防衛措置実施への参加
- (17) 自治体内の零細ビジネスの発展への協力
- (18) ロシア連邦の法律とモスクワ市の法律に基づく自治体で生じた非常事態からの住民保護、安全の確保
- (19) 地方自治体活動の広報、マスコミへの情報提供、その活動への物質・技術的な支援
- (20) 法律に基づくロシア連邦国家権力機関、モスクワ市国家権力機関、地方自治体、ロシア連邦・モスクワ市・自治体で実施される国民投票の実施への組織・情動的な支

援

- (21) コミュニティーの創設と活動への支援、連邦の法律とモスクワ市の法律に基づく部分的な権限委譲によって生じるコミュニティー機関の活動に対する監督、コミュニティー活動に関するその他の権限執行に対する監督、住人組合との相互協力

(22) 自治体内で活動する社会組織との相互協力

(23) 連邦の法律、モスクワ市の法律、地方自治体憲章に基づく地方自治体内委員会の設置と活動の組織化

(24) モスクワ市の法律で制定されているその他の権限

3. 地方自治体は固有の財源を確保したうえで、自治体権限として排除されていない、そしてモスクワ市国家権力機関の権限事項に含まれていないその他の諸問題を審議することができる。

第9条 モスクワ市の個々の権限（国家権限）の地方自治体による代行

1. モスクワ市の法律に基づいて地方自治体は、物質・財政的な資源をうけたうえでモスクワ市の個々の権限（国家権限）を委譲される。

委譲された権限の実現は、モスクワ市国家権力機関に監督される。

2. モスクワ市の個々の権限（国家権限）の地方自治体への委譲の手続きとその実現に対する監督は、連邦の法律とモスクワ市の法律で制定される。

3. モスクワ市の個々の権限（国家権限）の地方自治体への委譲に関するモスクワ市の法律は、以下の事項を含む。

(1) 地方自治体に委譲されたモスクワ市の個々の権限（国家権限）

(2) 委譲されたモスクワ市の個々の権限（国家権限）の委譲期間

(3) 委譲されたモスクワ市の個々の権限（国家権限）に対する監督を保障するモスクワ市国家権力機関とその実現の手続き

(4) 地方自治体がモスクワ市の個々の権限（国家権限）を実現するために必要な物質・財政的な資源の分割・譲渡の手続き

- (5) モスクワ市の個々の権限（国家権限）を地方自治体とその役職者が実施しない場合の対応
 - (6) 地方自治体がモスクワ市の個々の権限（国家権限）を実現するために必要な物質・財政的な資源をモスクワ市国家権力機関が付与しなかった際の責任
 - (7) 個々の国家権限を地方自治体为实现するために必要なその他の規定
4. 地方自治体とその役職者は、物質・財政的な資源が委譲されているにもかかわらずモスクワ市の個々の権限（国家権限）を実現しない場合は責任を負う。

第二章 地方自治体とその役職者

第 10 条 地方自治体

1. 地方自治体は以下の事項を含む。
- 連邦の法律とモスクワ市の法律、地方自治体憲章に基づいて地方自治体代表機関－自治体議会
 - 本法律と地方自治体憲章に基づいて構成される執行・行政機関－自治体
 - 地方自治体憲章に基づくその他の地方自治体機関
2. 地方自治体の構成、地方自治体の諸組織と役職者の名称、役職者の選出（任命）手続き、権限、権限期間、報告義務、各組織とその活動は、モスクワ市憲章、本法律、その他のモスクワ市の法律に基づいて地方自治体憲章で制定される。
3. 地方自治体は、自治体憲章に基づいて法人格を有する。
4. モスクワ市国家権力機関とモスクワ市国家公務員が地方自治体の構成に関与し、その役職者を任命することは認められない。
5. モスクワ市では、地方自治体は国家権力機関機構には加わらない。国家権力機関とその役職者が地方自治を代行することはできない。

第 11 条 地方自治体役職者の選出と任命

1. 地方自治体憲章では、以下の事項を含む。
- (1) モスクワ市の法律に基づいて選出される地方自治体の選出役職者の職務
 - 地方自治体の長－地方自治体の指導者

自治体議会の議長

- (2) 自治体議会の合意をうけて自治体議会議長が任命する自治体の長の職務
 - (3) 地方自治体憲章で制定されている手続きに基づいて任命される地方自治体のその他の役職者
2. 地方自治体憲章では、地方自治体役職者の選出・任命の方法は以下のとおりである。

- (1) 地方自治体憲章で自治体議会議員のなかから互選で自治体の長が選出されることになっている場合は、自治体議会議長は選出されず、自治体の長は任命されない。自治体議会議長と自治体の長の権限を執行するのは地方自治体の長である。
- (2) 地方自治体の長が住民投票によって直接に選出されることになっており、地方自治体憲章に基づいて自治体の長は投票権を有して自治体議会に参加することができる場合、地方自治体議会議長は選出されず、自治体の長は任命されない。自治体議会議長と自治体の長の権限を執行するのは、地方自治体の長である。
- (3) 地方自治体の長が住民投票によって直接に選出されることになっており、地方自治体憲章に基づいて自治体の長は自治体議会の構成員でない場合、地方自治体議会議長は選出され、自治体の長は任命されない。自治体の長の権限を執行するのは、地方自治体の長である。
- (4) 地方自治体憲章が自治体の長の職位を設定していない場合、自治体議会は自治体議会議長を選出し、本法律で制定されている手続きに基づいて自治体の長を任命する。

第 12 条 自治体議会

1. 自治体議会は議員から構成され、議員は連邦の法律とモスクワ市の法律に基づいて自治体内の住民による秘密投票を原則に、平等、直接の投票で選出される。
2. 自治体議会の定数は、地方自治体の有権者数を考慮に本法律に基づいて地方自治体憲章で制定される。有権者数が 5 万人以下の場合の議員数は 10 人を上限とし、有権者数が 5 万人以上 10 万人以下の場合は 15 人を上限とし、有権者数が 10 万人以上の場合の議員数は 20 人を上限とする。

3. 自治体議会の専権事項は以下のとおりである。

- (1) 住民投票にかける必要がある自治体憲章の採択、その修正、補足を除く地方自治体憲章の採択
- (2) 地方自治体憲章に盛り込まれている地方自治体の権限事項に関する原則の採択
- (3) 自治体予算の承認とその執行報告の承認
- (4) 地方自治体の総合発展計画の採択とその執行報告の承認
- (5) 自治体財産の管理と処分の手続きの制定
- (6) 地方自治体憲章で制定されている地方自治体とその役職者の活動に対する監督
- (7) モスクワ市の法律で制定されている手続きに基づくモスクワ市議会への法案提出権の実現
- (8) モスクワ市の法律で制定されている手続きに基づく自治体境界線の承認
- (9) 住民投票実施に関する決議の採択
- (10) 自治体内の協会、連盟への自治体の参加に関する決議の採択
- (11) 自治体の総合開発計画に関する提案をモスクワ市総合発展計画とモスクワ市地域都市整備計画で制定されている手続きに基づいて、モスクワ市執行権力機関に行なう
- (12) モスクワ市の法律と地方自治体憲章に基づいて自治体議会内に委員会を設置する
- (13) 地方自治体憲章で自治体議会の専権事項と定めているその他の諸問題

4. 自治体議会の権限は、本法律とその他のモスクワ市の法律に基づいて地方自治体憲章で制定される。

5. 自治体議会は、その権限を本会議において実現する。

6. 新しい議員からなる自治体議会が召集されたその日に、それまでの自治体議会の権限は停止される。

7. 自治体議会議員は、本法律第 11 条に基づいて地方自治体憲章に盛り込まれている場合、互選で自治体議会議長を選出する。

8. 自治体議会は、議員定数の過半数を定足数とする。

9. 自治体議会の決議は、本法律と地方自治体憲章で特別の

規定がないかぎり、定数の過半数で採択される。

10. 自治体議会本会議には、モスクワ市議会議員、モスクワ市国家権力機関役職者、コミュニティー組織代表者、社会团体代表者、自治体内の住民、マスメディア代表者が出席できる。

11. 自治体議会本会議の開催規定、議会活動の原則と手続きは、地方自治体憲章または自治体議会規定で制定される。

第 13 条 自治体議会議員の地位

1. 自治体議員の地位とそれに関する制限は、ロシア連邦憲法、連邦の法律、モスクワ市の法律で制定される。

2. 自治体議会議員は、権限を妨害をうけることなく、効率的に実現するための条件が保障される。

3. 自治体議会議員は活動にあたって、ロシア連邦憲法、連邦の法律、モスクワ市の法律、地方自治体憲章、地方自治体の法令を遵守する。

4. 本法律に基づき、地方自治体憲章で制定されている自治体議会議員の任期は、任期満了前に変更することはできない。

5. 自治体議会議員の権限は選出された日に発生し、次期議会が召集されたその日に停止する。

6. 自治体議員は、基本的な活動を妨害されることなく権限を実現する。

7. 当該自治体内では自治体議会議員は、モスクワ市検事局の合意なくして刑事事件で逮捕されない（犯罪場所での逮捕を除く）。

8. 自治体議会議員は、国家権力代表機関の議員、他の自治体代表機関の議員、他の地方自治体の役職者を兼務することとはできない。

議員の地位に関するその他の制限は、ロシア連邦憲法、連邦の法律、モスクワ市の法律で制定される。

9. 地方自治体憲章で自治体議員の住民による召還の要件が、モスクワ市の法律で定められた手続きに基づいて盛り込まれる。

第 14 条 自治体の長

1. 自治体の長は、自治体内での地方自治を実現するための活動を統括する。

2. 自治体の長は連邦の法律、モスクワ市の法律、自治体憲章で自治体議会の権限から排除されている事項を除いて、当該自治体の管轄事項の全ての問題を解決する権限を有する。
3. 自治体の長は、自治体議員の任期で選出される。自治体の長の選挙は、自治体議会議員選挙と同時に実施される。
4. 自治体議会は、モスクワ市の法律と自治体憲章で制定されている手続きに基づいて、自治体の長に対する不信任表明に関する決議を採択できる。

第 15 条 自治体議会の議長

1. 自治体議会議長は本法律第 11 条が該当する場合、地方自治体憲章に盛り込まれている手続きに基づいて自治体議会議員から互選で選ばれる。
2. 自治体議会議長は、以下の任務を遂行する。
 - 自治体議会の活動を統括する
 - 自治体議会本会議を主宰する
 - 自治体議会決議に署名する
 - 自治体議会決議の執行を監督する
 - 地方自治体憲章で定められているその他の権限を執行する

第 16 条 自治体の長

自治体の長は、ロシア連邦の法令、モスクワ市の法令、地方自治体の法令に基づいて自治体憲章が制定している権限内で執行・行政活動を遂行する。

第 17 条 地方自治体と役職者の法令

1. 自治体は、モスクワ市の法律と自治体憲章に基づいてその権限に関係する諸問題について、決議を採択する。
2. モスクワ市の法律と自治体憲章に基づいてそれぞれの権限に相当する諸問題に関して、自治体の長、自治体議会議長は政令を発し、組織・行政の問題については命令を発する。
3. 地方自治体と役職者が採択する法令は、連邦の法令、モスクワ市の法令、自治体憲章に抵触することはできない。
4. 地方自治体と役職者が採択する法令とモスクワ市憲章の整合性の問題は、モスクワ市の法律で定められている手続きに基づいてモスクワ市裁判所で審議される。

5. 人間と市民の権利、自由、義務にかかわる地方自治体の法令は、それらが公表されたあとに効力を発する。

第三章 市民の直接意思表示の形態と地方自治実現のその他の形態

第 18 条 自治体住民投票

自治体住民投票は、自治体の問題で実施する。自治体住民投票の決定と実施、その決定の採択と変更の手続きは、連邦の法律とモスクワ市の法律に基づいて自治体憲章で制定される。

第 19 条 住民の法案提出権

1. 自治体憲章に基づいて投票権を有する自治体住民は、当該自治体全有権者の 2 パーセント以上の住民の署名があれば、自治体の問題に関する法案を自治体に提出することができる。
2. 地方自治体は、自治体憲章が定める手続きに基づいて住民代表者が参加する公開討論会での討議から 30 日以内に審議する。
 - 審議の結果については、自治体のマスメディアで公表される。

第 20 条 地方自治体とその役職者に対する住民の陳情

1. 住民は、地方自治体とその役職者に対して個人と集団で陳情できる権利を有する。
2. 地方自治体とその役職者に対する住民の陳情についての審議手続きは、モスクワ市の法律に基づいて自治体憲章で制定される。

第 21 条 地方自治を実現するためのコミュニティと住民参加のその他の形態

1. コミュニティは、自治体内の居住地で組織される単位—小地区、区画、通り、中庭、その他の区分—で構成される。
 - 特定の地域で発する問題で、当事者または代表組織がコミュニティを構成する。
2. コミュニティの組織と運営の手続きは、モスクワ市の法律に基づいて自治体憲章で制定される。
3. 地方自治を実現し、法案に関する市民の意見を表明し、

住民利益を考慮する目的で、自治体がかかわる諸問題を解決するにあたっては、モスクワ市の法律に基づいて自治体憲章が定める手続きに従って住民アンケート調査、世論調査、公聴会、マスメディアでの討論が実施される。

4. 住民は、ロシア連邦憲法、連邦の法律、モスクワ市の法律に抵触しないその他の形態で、地方自治の実現に参加する権利を有する。

第四章 地方自治の財政・経済基盤

第 22 条 モスクワ市内の地方自治の財政・経済基盤

自治体の財政・経済基盤を構成するのは、自治体財産、モスクワ市有財産で地方自治体の管理に譲渡された財産、連邦の法律とモスクワ市の法律に基づいて自治体住民の要求に応えるためのその他の財産である。

第 23 条 自治体財産

1. 自治体財産を構成するのは、自治体予算、地方自治体が所有する財産、自治体企業と施設、自治体住民の要求に応えるためのその他の動産と不動産である。
2. 自治体の所有と管理に委譲されたモスクワ市有財産リストとその譲渡手続きは、モスクワ市の法律で定められる。
3. 地方自治体は、自治体財産を管理する。自治体財産を構成する財産権は、自治体憲章に基づいて自治体の名において自治体の実現する。

モスクワ市の法律と自治体憲章で特例が明記されている場合は、自由民が直接に行使する。

4. 自治体議会は連邦の法律とモスクワ市の法律に基づいて、自治体企業と施設、組織を開設し、それらの再編と廃止の問題を決議する。
5. 自治体憲章で定められている地方自治体は、自治体財産を臨時、または常時に法人に譲渡し、制定されている手続きに基づいてアレントに出し、または没収することができる。
6. 自治体財産の市有化は、法律の手続きと要件のもとで自治体が自主的に実現する。

第 24 条 自治体企業、施設に対する自治体の対応

1. 地方自治体は、自治体企業と施設の活動の目的、要件、

手続きを制定し、それらの生産物の価格とタリフを管理する。

また、設立主旨を承認し、当該組織の役職者を任命・解職し、それらの活動報告を受ける。

2. 地方自治体と自治体企業、施設の役職者の関係は、労働法に基づく契約からなる。

第 25 条 自治体と非自治体企業の関係

1. 地方自治体と非自治体企業、そして法人との関係は、協定に基づく。
2. 地方自治体はモスクワ市の法律で定められた手続きに基づいて、自治体の総合社会・経済発展計画への非自治体企業の参加を調整することができる。
3. 地方自治体は連邦の法律とモスクワ市の法律で定めている場合を除いて、非自治体企業の経営活動を制限することはできない。

第 26 条 自治体予算

1. 自治体予算の作成、承認、執行、その執行に対する監査は、法律に基づいて自治体憲章で制定されている手続きに従って自治体が自主的に実施する。
2. 自治体予算の作成は、関係する国家権力機関が制定する統一的な方法、国家的なガイドライン、財政支援をもとに行なわれる。
3. 自治体予算の執行は、連邦の法律とモスクワ市の法律に基づいて財政機関を通して行なわれる。
4. 自治体役職者、自治体憲章で自治体役職者が明記されていない場合は、自治体の長が連邦の法律とモスクワ市の法律に基づいて自治体憲章で制定されている手続きに従って自治体予算の執行に責任を負う。

自治体は定められた手続きに基づいて、自治体予算執行報告を提示する。

第 27 条 自治体予算の歳出と歳入

1. 自治体予算の歳入はモスクワ市の予算法で定められた固有の財源、連邦税と地方税の一部、連邦からの補助金などから構成される。
2. 地方自治体は、ロシア連邦予算法とモスクワ市の法律に基づいて、自治体の権限事項に従って自治体予算の歳出項

目を自主的に決定する。

個々のモスクワ市の権限（国家権限）を行使するためにモスクワ市予算から譲渡されている資金の範囲内で財政出動できる。

3. 自治体予算の歳出入に関して、自治体権限事項、そして連邦の法律とモスクワ市の法律で自治体に委譲されている個々の国家権限を自治体が行使するにあたっての諸問題を解決する。

第 28 条 自治体予算のガイドライン

1. 地方自治体は連邦の法律とモスクワ市の法律に基づいて、自治体予算の最低限の歳出を保障するための最小限の歳入を確保する。
2. 自治体予算が必要とする最低限の歳出は、連邦の法律とモスクワ市の法律で制定される予算確保ガイドラインを基盤に制定される。
3. 自治体予算の最低限の財源が不足している場合は、モスクワ市予算から直接に提供される。

この目的のために、モスクワ市予算ではモスクワ市の法律で定められる手続きに基づいて自治体財政支援ファン

ドが構成される。

第 29 条 モスクワ市の国家権限実現のための予算、自治体予算の歳出増大と歳入削減に関する保障

1. 地方自治体がモスクワ市の個々の国家権限を行使するために必要な財源は、毎年の会計年度のモスクワ市予算で検討される。
2. モスクワ市国家権力機関が採択する決定の結果で生じる自治体予算の歳出の増大と歳入の削減は、決定を採択する期間の定める手続きに基づいて保障される。

補償額は、当該決定の採択と同時に決められる。モスクワ市国家権力機関の決定は、委譲された権限内で自治体が執行する。

第 30 条 自治体税と徴税

1. 自治体税と徴税はモスクワ市の法律で制定され、発効する。
2. 自治体住民は、直接的な自治体住民投票、住民集会、自治体代表機関において住民の意見を考慮にいれて、自治体

の権限内の諸問題の解決に必要な財源を検討する。

第 31 条 自治体の発注

区役所は自治体憲章に基づいて、自治体の管轄事項にかかわる諸問題を解決するために固有の物質・財政を利用することで発注者になることができる。

第 32 条 自治体の対外経済活動

地方自治体は自治体憲章に基づいて自治体住民の利益を目的に、連邦の法律とモスクワ市の法律で定める手続きに基づいて対外経済活動を実現できる。

第五章 地方自治の保障

第 33 条 市民の直接的意思表示によって採択される決定、地方自治体とその役職者の決定の遂行義務

1. 市民の直接的意思表示によって採択された決定と、権限内で地方自治体とその役職者が採択した決定は、組織的、法律的な形態と所有形態に関係なく自治体内に存在する全ての組織、さらには地方自治体とその役職者、市民に遵守を強制する。
2. 自治体とその役職者の決定は、自治体とその役職者によって破棄されることもあれば、裁判所の判決で効力を停止することもある。
3. 市民の直接的意思表示によって採択された決定と、権限内で地方自治体とその役職者が採択した決定が執行されない場合、連邦の法律とモスクワ市の法律に基づいて責任を追及される。

第 34 条 自治体とその役職者からの陳情の検討

1. 自治体とその役職者からの陳情を、それを受けた国家権力機関、国家公務員、起業、施設、組織はかならず検討しなければならない。
2. モスクワ市国家権力機関、モスクワ市国家権力機関の役職者は地方自治体、その役職者からの陳情に対して受領日から一ヶ月以内に文面にて返答しなければならない。

第 35 条 地方自治の法的な擁護

自治体内に居住する市民、地方自治体とその役職者は、自治権を侵害する国家権力機関とその役職者、地方自治体とその役職者、組織、さらには社会団体の活動停止を裁判所、ま

たは調停裁判所に提訴できる。

第六章 地方自治体とその役職者の責任、これらの活動に対する監督

第 36 条 地方自治体とその役職者の責任

地方自治体とその役職者は、連邦の法律とモスクワ市の法律に基づいて自治体住民、国家、法人に対して責任を負う。

第 37 条 住民に対する地方自治体とその役職者の責任

住民に対する地方自治体とその役職者の責任は、住民の信頼を失ったときに発生する。

住民の信頼を失ったときに発生する地方自治体とその役職者の責任は、モスクワ市の法律に基づいて自治体憲章で制定される。

第 38 条 国家に対する地方自治体とその役職者の責任

国家に対する地方自治体とその役職者の責任は、自治体とその役職者がロシア連邦憲法、連邦の法律、モスクワ市憲章、モスクワ市の法律、地方自治体の憲章とその法令を侵害したときに発生する。

第 39 条 地方自治体とその役職者の活動における合法性に対する検事査察

モスクワ市検事局は、地方自治体とその役職者が連邦の法律、モスクワ市の法律、自治体憲章を遵守しているかどうかの査察を実施する。

第 40 条 直接的な市民意志表明で採択された決定、地方自治体とその役職者の決定による提訴

直接的な市民意志表明で採択された決定、地方自治体とその役職者の決定によって、法律で制定されている手続きに基づいて裁判所、または調停裁判所に提訴できる。

第七章 結語と移行期の規定

第 41 条 本法律の効力の発生

1. 本法律は、公表後の 10 日後に効力を発生する。
2. 本法律の第 26 条、第 27 条、第 28 条は、2003 年 1 月 1 日に効力を発生する。

第 42 条 モスクワ市の個々の法律の効力停止

本法律の効力発生と同時に、以下の法律が効力を停止する。

モスクワ市の法律「モスクワ市の地区法」(1996 年 9 月 11 日採択、№28—91)

第 43 条 本法律が効力を発生するまでの期間の地方自治体の権限と選出される役職者の権限

1. 本法律が効力を発生するまでに選出される自治体代表機関（区議会）は、任期満了まで本法律が定める権限を行使する。
2. 本法律が定めるものと別の手続きで選出（任命）される区長とその他の役職者、さらに別の方法で創設（構成）される地方自治体は、本法律の諸規定を考慮にいて、当該機関とその役職者の選出（任命）までは本法律で定められている権限を行使する。

ただし、地方自治体代表機関の権限の期間を超えることはできない。

モスクワ市政府決定

「モスクワ市の地方自治発展要綱」

(2001 年 3 月 20 日付)

モスクワ市における地方自治を将来的に発展させるために、モスクワ政府は以下の事項を決定する。

1. モスクワにおける地方自治の将来発展要綱を支持し、2001 年 4 月 10 日までにその要綱をモスクワ市議会に送付する。
2. モスクワ市における地方自治の将来発展要綱を実現するために、第一次活動法案を承認する。
3. 市行政部門の幹部職員、各行政区長官は一週間以内に、地方自治推進地域執行権力機関委員会に対して、地方自治体に譲渡される権限の実現とその措置を作成し、提示する。
4. 地方自治推進地域執行権力機関委員会は 2001 年 5 月 15 日までに、市行政部門の幹部職員、モスクワ市財政局、各行政区長官からの提案を基盤に、モスクワ市における地方自治発展要綱の段階的な実現計画を作成し、モスクワ政府首相に提案する。
5. モスクワ市経済政策・発展部門は、以下の事項を実施する。
 - (1) モスクワ市行政部門と財政局と合同で 2001 年第三四半期までに、モスクワ市における地方自治発展要綱に基づいて地区の権限を実行するために必要な最低限の財政的保障を確立する。
 - (2) 2002 年度モスクワ市予算案を形成する際に、地区に譲渡される権限を実現するために必要な市予算の具体的な財源を定める。
6. モスクワ市政府副首相ベトロフに委託される本決定の遂行を監督する。

第一 基本的な成果

1991 年にモスクワ市で実施される市行政制度改革の重要な政策のひとつは、地方自治の原則を徹底的に追求することである。

本憲章で想定されている市権力機関の二重(国家権力と地方自治体)の地位と二つのレベルで論じられる地方自治体と

いう旧来の枠組みのなかで、地方権力機関が機能するための法的な基盤が創設される。

さらに地方自治体の区域が限定され、「市—行政区—地区」の枠組みにおいて各レベルの業務と権限が分割される。

こうして、具体的な社会・経済的な条件を考慮に入れて地区行政機関の権限にある財源に相応しい地方自治体の原則が実現される。

1997 年に導入された区議會議員制度と地区議会制度以降、地区の代表者権力機関である地方自治の重要な構成要素が機能を開始しはじめた。

この制度の段階的な拡大は地方自治の有益な経験となり、住民の主導権は将来、発展することになった。

自治体職員の諸問題が解決された。

自治体機関はその大部分が、積極的に活動しており、地区レベルのために指導者と専門家を養成する制度が設立され、機能している。区役所は全体として、市行政において安定要因となっている。

市における地方自治の発展を促しているのは、モスクワ市権力機関の提唱で採択された連邦の法律『ロシア連邦の地方自治組織の一般的な原則』に対する補充(1997 年 3 月 17 日)である。

モスクワ市内では現在、地方自治の新しい段階に移行するための全ての要件が整備されており、その基本的な特徴は以下のとおりである。

1. 地区レベルにおける地方自治の完全な機能の実現
 2. 地方自治の機能実現のための財政的、物質的な条件の確立
 3. 連邦的な意義を有し、ロシア連邦首都としてのモスクワ市の特殊性を考慮に入れて、連邦の法律の枠内で市の法律が定める任務の解決に対する地方自治体の自立性と責任
- 新しい段階の実現は、自治体のかかわる諸問題の解決水準を上昇させ、地区権力の潜在力を強化する。

この際に、市の行政力を損失し、市経済の統一性を破壊するようなことがあってはならない。

第二 今後の課題

市権力機関は二重の地位を放棄し、国家権力機関としての

権限だけを行使する。

市全体にかかわり、市経済の統一性の維持に関する全ての問題は、市の専権事項（市憲章第 15 条）に該当し、モスクワ国家権力機関が解決する。

モスクワ市内の行政区分は、維持される。

連邦の法律に基づいて、モスクワ市は内部に地方自治体を持ち、自治体のなかには市を代表する選出機関を設置しない。

モスクワ市内の自治体機関は、各地区に開設される。

地方自治体の機能を遂行する機関のひとつである区役所の法的な地位は変更される。

それらは、地方自治体機関となる。

連邦の法律「ロシア連邦における地方自治組織の一般原則」に基づいて、市内の自治体の権限事項、所有物、自治体予算の財源は、モスクワ市の法律で定められる。

このようにして、モスクワ市内の地方自治体制度は連邦の法律に従う。

原則として提案される地方自治の新しい点は、地方自治体の権限事項の制定と自治体（地区）予算の形成である。

第三 地方自治体としての各地区の権限事項

これまでの経験、そしてロシア連邦憲法第 132 条と連邦の法律「ロシア連邦における地方自治の一般的な原則」の第 6 条を考慮に入れて、地方自治体の権限事項を設け、自治体の諸問題は地方自治体が独自に解決する。

地方自治体が有する個々の国家的な権限は連邦の法律で定められる。

自治体の問題は基本的には、市の法律で規定される。

地方自治体がかかわる問題は以下のとおりである。

1. 親族法で定められた手続きに基づいて、16 歳以上の市民の入籍証明書を発行する
2. 連邦の法律とモスクワ市の法律に基づいて、児童に対する監督の整備と実現
3. 自治体住民の国家権力機関、自治体の選挙、さらには住民投票への参加の保障
4. 地方自治体憲章の採択と修正、その遵守に対する監督
5. 自治体予算、自治体予算の形成、承認、執行

6. 地区有財産、または地区の権限内にある財産の所有、利用、処分

7. 地方自治体発展計画の採択

8. 地方自治体文書の整理と保存

9. 市の法律で定められている手続きに基づく地区建設整備への参加

10. 地区内の住居、社会・文化施設の建設のための条件整備

11. 地方自治体の衛生福祉の整備、ゴミ処理

12. 自治体内の自然とアパート周辺の緑化地帯の保存

13. 放置自動車の処分活動、不法なガレージの撤去

14. 地区内の環境保全に関する措置の実現への参加

15. 住民に対する商業サービス、公共食堂、日常サービスを充実させるための条件整備

16. 祝日の準備

17. 地区内の児童に対する課外、文化・教育活動の確立

18. 社会福祉活動への協力、自治体予算からの低所得者への支援、福祉の充実

19. 経済的な権限を基盤とする自治体組織・施設の設置

20. 自治体予算を用いた住民の就業を促進する社会活動の確立、その他の措置の実現

21. 地区内の社会秩序機関への協力

22. 自治体が管轄する歴史・文化的な記念碑の保全

23. 地区の情報網の整備と充実

24. 地区のマスメディア活動のための条件創出

25. コンドミニウム、コミュニティの開設と市の住居計画実現への協力

26. 住居条件の改善を必要とする住民の登録、住居問題の解決にむけた住民への協力

27. 動物の登録

28. 区役所の物質・技術基盤の強化

29. 地区整備計画を含む研究活動の遂行

30. 社会組織との相互協力。固有の財源をもとにした住民にとって社会的に意義のある計画の作成と実現

31. 地方自治体内にある企業を軸に社会的パートナーの原則を実現することに参加

32. コミュニティ組織の発展のための条件整備

第四 地方自治体に分割される国家権限（モスクワ市の権限）

1. 地方自治体内に位置する市有住居と非住居の修繕と利用
2. 市有道路を除く道路整備と利用
3. 社会施設の修繕と利用

住居と社会施設の大規模修繕に関する権限を区役所に譲渡する問題を検討する。

地方自治体の問題は、地方自治体が自治体の財源をもとに自主的に解決する。

国家権限（市の権限）の分割は、国家権限を実現するために必要な物質的、財政的な手段の譲渡を含めて市の法律で制定する。

譲渡された権限の実現は、権力国家機関が監督する。

権力市機関は、合法性だけではなく効率性の観点から、権限分割に関して地方自治体が採択する決議を評価することができる。

同時に、国家権限の実現のために譲渡された物質的、財政的な資源が正確に利用されているかどうかを点検する。

点検の要件と手続きは、モスクワ市の法律で制定される。

第五 地方自治体の予算

予算は、地方自治を実現するために必要な要件である。

モスクワ市では現在、地区の財源に関する法律を制定しており、地区の発展に貢献している。

地方自治体予算の形成は、地方自治体の権限事項に基づいて地方自治体の代表機関と合同で地区行政機関が実施する。

地区予算は、地方自治体に譲渡されている財源と権限を規定するモスクワ市の法律に盛り込まれている手続きにそって形成される。

予算に関するモスクワ市の法律のなかで、区役所が代行する機能を実現するために市予算から補助金が歳出される。

地区予算の形成と執行の手続きは、ロシア連邦予算法とモスクワ市の関係法で制定されている統一的な方法で行われる。

自治体予算の金銭的な受領は、モスクワ市公庫で執行される。

自治体予算の形成のためには、以下の事項を必要とする。

1. 自治体予算の最小限の規模の作成
2. 地方自治体予算の形成と執行に関する地方自治体の権限の特定
3. 自治体予算の財源と歳入額の決定
4. 自治体予算の歳入制度の確立
5. 自治体予算の執行手続きと監査実施の確立
6. 地方自治体の財政構造の整備

第六 地方自治体の財産

地方自治体の権限を実現するためには、以下の事項を要件とする。

1. 自治体予算の形成、その採択手続き、処分と没収の諸原則を定める。
2. 市有財産を自治体財産に譲渡する手続きを確立する。

土地の所有権を規定するうえで必要なことは、モスクワ市の土地は市有財産であり、土地の自治体所有はあり得ない。自治体の市有土地利用の手続きは、市の法律で制定される。

第七 地方自治体の代表機関

地区において代表機関としての機能をはたすのは区議会であり、区長を選出し、自治体予算を承認し、区長と役職者の活動を監督する。

区議会の構成メンバーになるのは、区議会議員と区長である。

区議会の地位を変更する必要がある。区議会は地方自治体の代表機関であり、代表機関としての権限を拡大しなければならない。

特に地方自治体憲章を採択する権利、自治体予算の承認権、地区の権限事項に関する原則の作成、モスクワ市議会への法案提出権などである。

区議会は、選挙権を有する住民から選出された議員から構成される。

移行期においては自治体の役職者名（区長、区議会議長、区議会副議長）を維持する。

区議会の現職議員は、4年の任期で1999年に選出された。

議員の任期は、2003年12月まで継続する。

区議会の潜在力を考慮し、さらには現議員が選出されてから間がないことを考え、モスクワ市の法律で区議会に自治体としての権限を付与することが望ましい。

第八 区長

区長の現在の地位は、モスクワ市の法律「モスクワ市における区役所について」(1996 年)で規定されている。

区長 - 選出役職者は、地区内の全市統一社会経済政策を推進する。

区長は、区議会議長を兼任し、地区行政機関を指揮する。

区長は区議会議員のなかから、もしくは市長の推薦に基づいてロシア連邦市民のなかから選出され、区議会に承認される。

提案されている地区の地位の変更に関して、区長はモスクワ市内の自治体の長であり、選出される役職者である。

区議会を主宰し、市内の自治体において地方自治を実現する。

区長の機能は、その法的な地位の変更を考慮に入れて修正されることになる。

区長の選出手続きは、修正されなければならない。

連邦の法律の求めに応じて、自治体の長は、自治体内に居住する市民のなかから選出されるか、もしくは自治体の代表機関の構成メンバーから選出される。

ここでは、後者を提案したい。

最新の結果では、8 人の区長が区議会議員から選出されており、このために区長も交代していない。

移行期にある現在、現区長の任期を自治体代表機関の選挙まで延長することは適切である。

モスクワ市内の地方自治体の機関名を、区役所として継続することは適切である。

地区政治は、区議会とそれが選出する区役所から構成され、地区の区議会と行政機関を指揮する。

法的には、行政機関は区議会が承認した区長によって主宰される。

市の現存の立法機関について、住民に対する区議会の責任は住民からの信任を失ったときに生じ、法律で制定されている手続きのもとで問われる。

区長の責任は区議会が区長に対して不信任を表明したときに発生し、市の法律「モスクワ市の地区について」の第 13 条に基づいて任期満了前にその職務から直接に解任される。

住民に対する区議会の責任、区議会に対する区長の責任の手続きは、連邦の法律に基づいて進められる。

第九 地方自治体の代表機関と長の責任

沿海地方憲章

第一章 基本原則

第1条 沿海地方の地位

- ・沿海地方は、ロシア連邦のほかの連邦主体と同等な連邦主体であり、ロシア連邦と切り離せない一部であり、ロシア連邦の構成体から離脱する権利を有しない。
- ・沿海地方の地位は、ロシア連邦憲法と本憲章に規定される。
- ・沿海地方は連邦国家権力機関との相互関係において、住民の福祉と地域の発展に必要な自立性を有し、ほかの連邦主体がどのような憲章を有しているかどうかに関係なく、ロシア連邦のほかの連邦主体と同等の権利を有する。
- ・沿海地方の地位の変更、さらにはロシア連邦のほかの連邦主体との領土の分割と統合は、ロシア連邦憲法に従って行われる。その場合、選挙権を有する沿海地方居住者による住民投票によって表明される賛否の意思が前提となる。

第2条 人間の権利と自由の最高価値

- ・沿海地方では、人間の最高価値と優越性、人間の権利と自由が認められる。
- ・国家権力は、人々の全体的な福祉、擁護、安全のために活動する。
- ・人間の品位への尊敬、人間と市民の権利と自由の完全、無条件、敏速な擁護、一人ひとりの個人の自由な発展のための条件の形成は、国家権力機関役職者の義務である。
- ・人間と市民の権利と自由は沿海地方の法律の意義、内容、適応、そして国家権力と地方自治体の代表機関と執行機関の活動を規定し、法律で保障される。
- ・沿海地方の領土では、独自性、文化、言語、風習、伝統の存続に対する沿海地方住民と少数民族の不可侵の権利が認められ、保障される

第3条 国民権力

- ・沿海地方が有する権力の唯一の源泉は、ロシア連邦多民族国家を代表する沿海地方住民である。沿海地方では、だれ一人としてその権力を剥奪されない。
- ・国民は自分の権力を直接、または間接民主主義のさまざまな形態を通して、またロシア憲法、連邦の法律、本憲章、

沿海地方の法律に従って形成される国家権力機関と地方自治体を通して実現する。

- ・国民権力のもっとも高度な直接的な表明は、国民投票と自由な選挙を通して行われる。

第4条 沿海地方の領土

- ・沿海地方領土は、ロシア連邦領土を構成する一部である。沿海地方では、本憲章が効力を発した時点から行政単位は機能を有する。
- ・沿海地方領土の変更は、沿海地方の同意なくしては行われない。

第5条 ロシア連邦を構成する沿海地方

- ・沿海地方領土では、ロシア連邦の主権が確立される。
- ・沿海地方国家権力機関とロシア連邦国家権力機関の管轄・権限事項の分割は、ロシア連邦、連邦条約、管轄・権限事項の分割についてのその他の協定に基づいて行われる。

第6条 沿海地方の法制度

- ・沿海地方の法制度の基盤を構成するのは、ロシア憲法、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律である。
- ・沿海地方の法制度の一部を構成するのはロシア憲法と本憲章に従って、国際法の一般原則と規範、ロシア連邦の国際条約と沿海地方の対外協定である。沿海地方が締結している対外協定によって原則が制定されている場合、沿海地方の対外協定に盛り込まれている合意の原則が適応される。
- ・沿海地方の法制度を構成するのはロシア憲法、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律に基づいて採択されるロシア大統領令、ロシア政府令、連邦国家権力執行機関令、沿海地方国家権力執行機関令である。

第7条 沿海地方におけるロシア憲法とロシア連邦の管轄事項に関する連邦の法律の効果

- ・ロシア憲法と連邦の管轄事項に基づいて採択された連邦の法律は、沿海地方の領土においては優越性と直接的効力を有する。
- ・ロシア憲法と連邦の法律に基づいて採択された沿海地方の法律と法令は、沿海地方に位置し、自己の活動を展開する全ての国家機関、地方自治体、それらの役職者、市民、市民団体、企業、組織を拘束する。

- ・ロシア憲法に基づく沿海地方の憲章と法律は、沿海地方においては連邦の法律と同様に国家によって保障される。

第8条

- ・沿海地方においては、全ての所有形態が平等に保護される。
- ・土地、森林、水資源、その他の天然資源は住民の生活と活動の基盤であり、沿海地方住民の利益を損失させるようなことがあってはならない。これらの天然資源は私有、国有、自治体所有、その他の所有形態をとる。
- ・沿海地方では、ロシア連邦の統一された経済圏、商品の自由な移動、サービスと資金の提供、競争の促進、経済活動の自由が保障される。

第9条

- ・沿海地方の国家権力機関の制度は、ロシア憲法、国家権力の代表・執行機関の一般原則、制定されている連邦の法律に基づいて自由に制定される。
- ・沿海地方の立法権力は直接的には、沿海地方の定住者と一時的滞在者による住民投票を通して実現される。
- ・沿海地方執行権力は、沿海地方知事、知事が形成する機関、知事によって任命される執行権力の役職者によって実現される。
- ・沿海地方の立法機関と国家権力執行機関の権限分割は、ロシア憲法、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律に基づく。
- ・沿海地方の司法権力は、ロシア連邦の統一された司法制度を構成する沿海地方の法廷において実現する。沿海地方の司法機関の形成と活動の手続きは、ロシア連邦の法律によって行われる。
- ・沿海地方検事局は、ロシア連邦検事局の統一された中央集権的な制度を構成する。沿海地方検事局の権限、組織、活動手続きは、連邦の法律に拘束される。沿海地方主席検事は、連邦の法律によって制定されている手続きに基づいて、ロシア連邦検事総長によって任命される。

第10条 沿海地方国家権力機関の活動の法的基盤

- ・沿海地方国家権力機関は、ロシア憲法と連邦の法律に基づいて行動する。
- ・沿海地方国家権力機関は、沿海地方憲章と沿海地方の法律に抵触する決定を採択することはできない。沿海地方国家

権力は、沿海地方のどんな国家権力機関の権限も侵害するような決定を採択することはできない。

- ・沿海地方では非憲法的な法令、非法律的な法令、国家権力の存在と任命に抵触する法令と法令の個々の規定を制定できない。

第11条 沿海地方の地方自治

- ・沿海地方では、地方自治に対する住民の権利が保障される。
- ・自己の権限内で地方自治体は自立しており、国家権力機関機構に加わらない。

第12条 沿海地方とその他のロシア連邦主体との関係

- ・沿海地方はロシア憲法、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律に基づいて、その他のロシア連邦主体との間で経済合意とその他の合意を自主的に締結できる。

第13条 国際関係への沿海地方の参加

- ・沿海地方は、ロシア憲法と連邦の法律に抵触しない限り、国際関係と対外経済関係に自主的に参加し、諸外国の民族国家と地域行政区、そして国際関係のその他のアクターとの間で国際的合意と対外経済取引を締結することができる。
- ・沿海地方は、その他のロシア連邦主体、その国家権力連邦機関とともに、ロシア連邦主体の国際関係と対外経済関係を調整し、国際協定を遂行するための活動を行う。
- ・沿海地方の国際協定は、連邦の法律と沿海地方の法律で盛り込まれている手続きに基づいて、沿海地方立法会議の承認（批准）を必要とする。
- ・沿海地方国家権力機関は、ロシア連邦で採択されている国際的な義務に反する行動を行うことはできない。沿海地方国家権力機関は、ロシア憲法と連邦の法律で制定されている手続きに基づいて、国際的義務を含む決定に異議を唱えることができる。

第14条 地区行政制度

- ・沿海地方は自主的に、地区行政制度の問題を決定する。
- ・沿海地方では、地区、市、農村、村落ソビエト（村落）、村の行政単位を設置する。
- ・地区行政単位の地位とその区分の問題解決の手続きは、本憲章に基づいて沿海地方の法律によって制定される。

- ・地区行政単位の境界線変更に関する決定は、地元住民の意見を考慮し、沿海地方知事の判断に基づき沿海地方立法議会において採択される。

第 15 条 沿海地方の公式シンボル

- ・沿海地方は国旗と国章を有する。沿海地方のシンボル、その内容、公的利用の手続きは沿海地方の法律で制定される。

第 16 条 沿海地方の行政中心地

- ・沿海地方は歴史的に形成された行政中心地を有し、その都市をウラジオストクと定める。

第 17 条 沿海地方憲章の法的な意義

- ・沿海地方憲章は沿海地方の法律とその他の法令との関係では最上級法であり、全地域において強制力を有する。
- ・沿海地方の法律と法令は、本憲章に抵触することはできない。沿海地方憲章と沿海地方国家権力機関、そして地方自治体の法令が抵触する場合、沿海地方憲章が優先する。

第 18 条 沿海地方憲章の基本規定

- ・沿海地方憲章の基本原則は、沿海地方の根本原理となる。
- ・沿海地方憲章のいかなる原則も、根本原理と抵触するような解釈、適用は認められない。

第二章 人間と市民の権利と自由

第 19 条 沿海地方における人間と市民の権利と自由の実現

- ・沿海地方では、ロシア憲法の規定、本憲章の規定、連邦の法律、沿海地方の法律に基づいて、ロシア憲法で盛り込まれている人間と市民の権利と自由の承認と実現が保障される。沿海地方では、人間と市民のその他の一般に認識されている権利と自由の実現が認められている。
- ・人間の基本的な権利と自由は一人ひとりの出生に根ざしており、剥奪されることがあってはならない。
- ・人間と市民の権利と自由は、直接に実現される。
- ・人間と市民の権利と自由の実現は、他人の権利と自由を侵害してはならない。

第 20 条 人間と市民の権利と自由の保障

- ・本憲章は、沿海地方における人間と市民の権利と自由を国家的に保障し、国民に対して国家権力の責任を保障する。
- ・沿海地方では市民と国家権力機関は法のまえでは平等であ

り、法廷でも均しく扱われる。

- ・社会的地位、性別、民族、言語、宗教によって市民の権利がいかなる形でも制限されることがあってはならない。
- ・人間と市民の権利と自由を侵害したり制限したりする行為は許されない。秘密の政治捜査、検閲、弾圧は許されない。人間と市民の権利と自由を侵害するどんな機関の設置も認められない。
- ・人間と市民の権利と自由に関わる問題の解決に際して、全ての国家権力機関とその役職者は連邦の法律と沿海地方の法律で直接に定めている手続きと方法に基づいて自分の活動を行う。
- ・人間と市民の権利、自由、義務に関する沿海地方国家権力機関の法令は、それらが一般に公表されていなければ、適応されない。
- ・人間と市民の法的な権利と自由を削減し、それらの効力を制限するような沿海地方国家権力機関の全ての法令は、法的な効力を有しない。

第 21 条 人間と市民の権利と自由の制限

- ・人間と市民の権利と自由が連邦の法律によって制限されるのは、憲法的機構の基盤を保護し、他人の健康・理性・権利・正当な利益を擁護し、ロシア連邦の防衛と安全を確保するためである。
- ・権利と自由の個々の制限にあたっては、その行為の限界と期間を明記される。それらは公式に非常事態宣言があったときであり、ロシア憲法と連邦の法律でそれらの制限が規定される。

第 22 条 国家権力行使と地方自治への市民の参加

- ・市民は直接に、または自分たちの代表者を通して、国家権力の行使と地方自治に参加する権利を有する。
- ・沿海地方の法律に基づいて市民は、沿海地方国家権力機関と地方自治体への選挙権と被選挙権を有する。同時に沿海地方国民投票と自治体住民投票に参加する権利を有する。

第 23 条 情報に対する権利

- ・各人は沿海地方国家権力機関と地方自治体、関連する役職者の活動に関する情報を、あらゆる法的方法に基づいて自由に探索、受領、伝達、発表、普及する権利を有する。

- ・沿海地方国家権力機関と地方自治体、それらの機関の役職者は、連邦の法律と沿海地方の法律に盛り込まれていない場合、直接に権利と自由にかかわる文書と資料を一般公開する。

第 24 条 損害補償に対する権利

- ・各人は沿海地方国家権力機関、地方自治体、それらの機関の役職者が引き起こす違法行為(または不作為)による損害補償を求める権利を有する。

第 25 条 外国人の法的地位

- ・ロシア憲法に基づいて外国人と市民権を有しない個人は、連邦の法律とロシア連邦の国際条約で定められている場合を除いて、ロシア市民と同等な権利と義務を有する。
- ・沿海地方国家権力機関は、ロシア憲法と連邦の法律で認められている場合、本憲章の諸規定を考慮したうえで、沿海地方に滞在する外国人に関する決定と法令を採択する権利を有する。

第 26 条 人間と市民の権利擁護

- ・各人は法律で禁止されていない一切の方法を用いて、自分の権利と自由、さらには他人の権利と自由を擁護する。
- ・各人には、自分の権利と自由を法廷で擁護する権利が保障されており、沿海地方国家権力機関と地方自治体、それらの機関の役職者の決定と行為(不作為)を法廷で公開することができる。
- ・沿海地方では、各人は自分の権利と正当な利益を擁護する場合を含めて、他人と団結する権利が認められ、保障されている。
- ・沿海地方では権利と正当な利益を擁護する目的で市民に協力するために、特別な機関を創設することができる。その機関の設立の手続きと法的な地位は、沿海地方の法律で制定される。

第三章 沿海地方の管轄事項

第 27 条 沿海地方の管轄事項と沿海地方国家権力機関の権限事項の内容

- ・沿海地方の管轄事項と沿海地方国家権力機関の権限は、ロシア連邦と沿海地方の管轄事項の分割、沿海地方国家権力

連邦機関と沿海地方国家権力機関の権限分割に基づいて制定される。

- ・管轄事項と権限事項は、以下のように分けられる。

沿海地方の管轄事項と沿海地方の国家権力機関の権限に分けられる。

ロシア連邦と沿海地方の共同管轄事項に関する沿海地方国家権力機関の権限

ロシア憲法と連邦の法律に基づいて締結された沿海地方の国家権力執行機関との合意に従って、執行国家権力の連邦機関によって沿海地方の国家権力機関に譲渡された権限

第 28 条 沿海地方の管轄専権事項と沿海地方の国家権力機関の権限

- ・ロシア連邦と沿海地方の共同管轄事項に基づくロシア連邦の管轄と連邦国家権力機関の権限の範囲外では、沿海地方は自己の領土内で国家権力の全権を有し、自己の政策を自主的に作成し、実行する。

- ・沿海地方の管轄は以下のとおりである。

- 1 沿海地方の憲章、法律、法令の採択、修正、補充とそれらの遵守に対する監督
- 2 沿海地方の地区行政区分の制定
- 3 連邦の法律で制定されている一般原則に基づいて沿海地方国家権力機関制度の制定、それらの機関と活動の規定の制定、国家権力沿海地方機関の形成
- 4 連邦の法律で規定されている一般原則に基づいて、地方自治体の確立とその機関と役職者の選挙を実施するための法整備
- 5 沿海地方の国有財産、その管理と処分
- 6 国家、経済、環境、社会、科学技術、文化の発展のための沿海地方としての政策の作成、その発展計画案の採択
- 7 沿海地方の予算、税政策、税金と徴税、税の制定、導入と廃止、地方税制の確立
- 8 連邦の法律で制定されている範囲内で、物質生産の領域における経済統制と沿海地方における非生産分野の発展に関する法的統制

- 9 沿海地方のエネルギー、交通、コミュニケーション、情報、技術、その他のライフラインの確立
 - 10 沿海地方の国家公務員と地方公務員
 - 11 沿海地方における利害衝突法の制定
 - 12 沿海地方名誉勲章と表彰
 - 13 本憲章、法律、法令に基づいて沿海地方にかかわるその他の諸問題、ロシア連邦と沿海地方の共同管轄事項に関するロシア連邦の管轄事項と国家権力連邦機関の権限事項の範囲外にある諸問題
- ・沿海地方はその専権事項に基づいて、国家権力機関が法律と法令を含めて自主的に法的な統制を実行できる。連邦の法律と専権事項に従って採択された沿海地方の法律、または法令の間で対立が生じた場合、沿海地方の法律、または法令が優先する。
- 第 29 条 ロシア連邦と沿海地方の共同管轄事項
- ・ロシア連邦と沿海地方の共同管轄事項に基づく沿海地方国家権力機関の権限は、連邦の法律、さらには連邦と沿海地方の国家権力機関の間で締結された協定に基づいて定められる。
- 第 30 条 ロシア連邦と沿海地方の共同権限事項に関する沿海地方国家権力機関の権限
- ・ロシア連邦と沿海地方の共同権限事項に基づいて連邦の法律が公布され、連邦の法律に基づいて沿海地方の法律と法令が採択される。
 - ・ロシア連邦と沿海地方の共同管轄事項に基づいた連邦の法律が採択されるまでは、沿海地方国家権力機関は独自の法的規制を行うことができる。この問題で連邦の法律が採択された場合、沿海地方国家権力機関の法令は採択された連邦の法律に従う。
- 第 31 条 沿海地方執行権力機関と連邦執行権力機関の合意
- ・連邦執行権力機関との合意に基づいて沿海地方の執行権力機関は、連邦執行機関の権限の一部を行使することができる。
 - ・沿海地方執行権力機関への連邦執行権力機関の権限の譲渡は、それを実現するために必要な物質的、財政的、その他の資源が提供される。
 - ・連邦執行権力機関との合意に基づいて沿海地方執行権力機関は、現行の法律で制定されている手続きに基づいて自己の権限の一部を譲渡できる。
 - ・沿海地方執行権力機関は連邦執行権力機関との間で、沿海地方における連邦の国家計画の作成と実現に関する合意、相互の利益になるその他の任務の共同解決に関する合意を締結することができる。沿海地方において連邦国家計画とその草案を実現するにあたって、沿海地方にかかわる費用は、連邦予算から歳出される。
- 第 32 条 連邦権限の実現への沿海地方の参加
- ・沿海地方国家権力機関は、ロシア憲法と連邦の法律で制定されている範囲と形態のなかで連邦の権限を実現することができる。
- 第 33 条 沿海地方における連邦権限実現の保障
- ・ロシア連邦と沿海地方の共同管轄事項に基づいて、ロシア連邦の管轄内とロシア連邦国家権力機関の権限内で、連邦執行権力機関と沿海地方執行権力機関はロシア連邦において執行権力の統一制度を形成する。
 - ・自己の権限を実現するためにロシア憲法に基づいて連邦執行権力機関は、沿海地方において地方機関を創設し、関連する役職者を任命できる。
 - ・沿海地方国家権力機関は、連邦国家権力機関と沿海地方に位置する関係諸機関と相互関係を構成する。その場合、権限にある諸問題の解決にあたっては自主性を考慮に入れて協力と活動の調整を基盤におき、沿海地方での権限行使にあたっては連邦権力機関に協力する。
- 第 34 条 沿海地方とロシア連邦、その他の連邦主体との間の対立の調整
- ・沿海地方国家権力機関とロシア連邦国家権力機関、その他の連邦主体との間で対立が生じた場合、それらを解決するために、ロシア憲法に基づいて合同委員会を設置することができる。合同委員会でも調整がつかない問題は、連邦の法律に従って解決される。
- 第 35 条 連邦国家権力機関と沿海地方国家権力機関の文書
- ・国家権力機関とロシア連邦・沿海地方の役職者が各自の権限内で発行する文書は、ロシア連邦と沿海地方では対等の

効力を有する。

第四章 選挙制度と国民投票

第 36 条 複数候補選挙制

・国家権力機関と地方自治体の選挙は、複数候補選挙制を基盤に実施される。

・選挙区は、以下の要求項目を満たさなければならない。

各選挙区は、有権者と代表者の割合が対等である。

・単一選挙区の設置。ひとつの選挙区が他の選挙区と重複することがあってはならない。

・連邦の法律で定められている範囲内で地区行政区画を分割する。

第 37 条 沿海地方の選挙に市民が参加する権利

・沿海地方国家権力機関と地方自治体の選挙に参加する権利は、18 歳以上で沿海地方に居住するロシア市民の一人ひとりに付与される。

・裁判所で自由剥奪の判決を受けた市民は、選挙権と非選挙権を有しない。

第 38 条 選挙権の原則

・市民は、秘密投票を前提に普遍的、平等的、直接的な選挙権を基盤に沿海地方の選挙に参加する。

・選挙への参加は強制されない。だれ一人として、選挙における市民の意思表示に対して強制力を行使する権利を有しない。

第 39 条 沿海地方での選挙実施条件

・沿海地方での国家権力機関と地方自治体の選挙日は、沿海地方の法律で規定されていない場合、選挙日の 2 ヶ月前に公表される。

・沿海地方の選挙準備とその手続きは、ロシア憲法、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律に基づいて制定される。

第 40 条 沿海地方国民投票と自治体住民投票

・沿海地方と自治体のもっとも重要な問題を市民によって直接的に解決するために、沿海地方では国民投票と住民投票が実施される。

・以下の事項を問う国民投票と住民投票は実施できない。

1 権限を有する期間の短縮または延長。沿海地方の立法

議会と知事、そして地方自治体の権限行使の停止。沿海地方立法会議、沿海地方知事、地方自治体の任期満了前選挙の実施、または選挙日の延期

2 沿海地方立法会議、沿海地方行政機関、地方自治体の構成、これらの機関の構成員について

3 議員と役職者の選出、承認、任命、解職の合意について

4 沿海地方の予算、地方自治体の予算の採択と修正、沿海地方と地方自治体の財政負担の実施と修正

5 住民の健康と安全の確保に関する非常措置と緊急措置の採択

・国民投票と住民投票で問われる設問は、明確で一義的に回答できるような形式とする。

第 41 条 国民投票と住民投票の実施に関する決定の採択

・国民投票の実施に関する決定は、沿海地方立法議会の発議、沿海地方知事の発議、有権者が国民投票の実施に必要な署名を集めた場合に沿海地方立法会議によって決定される。国民投票の実施に賛成する市民の署名数は、沿海地方の法律で制定される。国民投票の実施を求める署名数は、国民投票に参加する権利を有する有権者の 2 パーセントを超えることはできない。

・地方自治体住民投票実施の決定は、地方自治体代表機関の発議、自治体首長の発議、住民投票の実施を求める有権者の署名を受けて、地方自治体代表機関で行われる。国民投票の実施に賛成する市民の署名数は、沿海地方の法律で制定される。住民投票の実施を求める署名数は、国民投票に参加する権利を有する有権者数の 5 パーセントを超えることはできない。

・投票の実施についての決定は、国民投票の場合には投票日の 60 日前、住民投票の場合は 5 日前に公表される。

第 42 条 国民投票と住民投票の実施条件と結果

・投票権を有し、沿海地方または自治体に居住する市民の半数以上が参加した場合、投票は成立する。

・投票した市民の半数以上が賛成した場合、法律と決定の原案は国民投票と住民投票において採択されたことになる。

・国民投票と住民投票で採択された法律と決定は、それらの

公表日から効力を発し、そして直接的に行使される。沿海地方国家権力機関、地方自治体で採択された法律と法令よりも、上級の法的効力を有する。

第 43 条 国民投票と住民投票の結果に対する反論

- ・国民投票と住民投票で採択された法律と決定は、ロシア憲法、連邦の法律、本憲章への抵触を理由に、または投票実施の際の法律違反を理由に、法手続きに従って提訴できる。
- ・同一の問題を再度投票にかける場合は、投票の結果が公表（発表）されてから 1 年以内に再投票が実施される。

第 44 条 削除

第 45 条 国民投票と住民投票の法的基盤

- ・国民投票と住民投票の決定、準備、実施に関する手続き、投票結果の集計とその結果の決定に関する手続きは、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律で制定される。

第五章 沿海地方の国家権力機関

第 46 条 沿海地方立法議会

- ・沿海地方国家権力の唯一の代表立法機関は、39 人の議員から構成される沿海地方立法議会である。
- ・沿海地方立法議会議員は、沿海地方の法律で定められた手続きと条件のもとで 4 年任期で選出される。
- ・沿海地方立法議会は法人格を有し、固有の財産と印章を有する。

第 47 条 沿海地方立法議会の権限

- ・沿海地方立法議会は以下の事項の権限を有する。
 - 1 沿海地方憲章、法律と法令の採択、それらの修正と補充、沿海地方憲章と法律の解釈
 - 2 沿海地方知事とロシア連邦権力機関、連邦主体の間で締結された協定と合意の批准。連邦の法律と沿海地方の法律で制定されている場合、それらの締結に対して沿海地方知事に事前承認を与える。沿海地方立法議会から事前承認があったうえで沿海地方知事が締結する協定と合意は、沿海地方立法議会の批准を必要としない。
 - 3 沿海地方地区行政区分の問題解決
 - 4 沿海地方知事の提案にそって沿海地方行政機関の管理機構と構成の承認

5 沿海地方知事の予算案の承認

6 次年度予算が非採択の場合、歳出事項に関する法律の採択

7 沿海地方予算執行に関する沿海地方知事報告の承認

8 沿海地方の法律の執行状況と沿海地方の社会・経済発展の総合綱領と計画の実施に関する沿海地方知事の報告を受ける

9 沿海国家財務局の役職者の任命と解職

10 沿海地方の社会・経済発展の総合綱領と計画の承認

11 資金配分の手続きと条件の制定。沿海地方所有物の処理と管理の手続きと要件の制定。沿海地方の投資への参加手続きと条件の制定

12 ロシア連邦における税制と徴税の一般原則に基づいて税制と徴税の手続きと条件の制定

13 沿海地方の国税と徴税とその手続きの制定

14 納税を含む沿海地方財政への支払い優遇措置の制定

15 沿海地方の財政義務の変更

16 予算、予算外基金、外貨基金の形成と活動の手続きに対する法的な統制の実施、そしてそれらの実施に対する監視

17 沿海地方国家財産の売却計画の承認。沿海地方国家財産の地方自治体への譲渡に関する諸問題の決定

18 連邦財産、地域共同財産、沿海地方財産がある土地の提供と没収の手続きの法的統制。その他の天然資源の利用と保護の手続きに対する法的統制

19 沿海地方財産である歴史的、文化的、学問的価値、歴史記念物、文化的記念碑の保護と利用に関する法的統制

20 沿海地方の財産の売却、所有、利用(処分)、管理の手続きに関する法的統制の実施

21 本憲章第 55 条に盛り込まれている場合を除いて、沿海地方立法議会選挙の決定

22 沿海地方知事選挙の決定

23 沿海地方会計監査機関の設置

24 沿海地方選挙管理委員会構成への協力

25 沿海地方知事によって提案される沿海地方第一副知事、財政担当の副知事、財政管理局長、財政実施機関長

- の候補者に対する同意
- 26 沿海地方におけるロシア連邦最高裁判所沿海地方支部長と沿海地方検事局長の任命に、法律に従って合意する
- 27 ロシア連邦国家議会への法案提出権の実行に関する決議の採択
- 28 諸問題の解決のためにロシア大統領、ロシア連邦憲法裁判所、その他の裁判所への提訴に関する決定の採択
- 29 沿海地方国营放送の最高責任者の任命への合意
- 30 沿海地方行政機関役職者に対する不信任の表明
- 31 沿海地方立法議会で採択された法律と法令の執行に関する監督
- 32 地方自治体憲章登録の手続きへの法的統制
- 33 沿海地方の管轄に関する諸問題についての沿海地方の法律と法令の違反に対する責任の明確化
- 34 沿海地方国民投票の実施に関する決定の採択
- 35 立法議会議長と副議長の選出と解職。議会内委員会を設立するにあたって議員のなかからのメンバーの選出、その各委員会議長の承認
- 36 立法議会の構成の承認。立法議会活動規定の採択
- 37 立法議会の構成、構造、部局、事務局の人件費に対する歳出の承認
- 38 表彰の承認、名誉称号、特別表彰、賞金、奨学金の制定とそれらに関する規定の承認
- 39 沿海地方立法議会決議の公布
- 40 沿海地方行政機関との対等を基盤に、ロシア連邦国家権力機関に常設の代表部を開設し、その代表者を任命する。沿海地方行政機関の合意に従って代表部に関する規定を採択する
- 41 広報機関の設立
- 42 連邦の法律と沿海地方の法律で盛り込まれている沿海地方立法議会の権限に関するその他の権限の執行
- ・税金の導入と廃止の法案、税金支払いの免除に関する法案、沿海地方の財政義務の変更に関する法案、沿海地方の予算で支払われるその他の歳出に関する法案は、沿海地方知事の提案に基づいて沿海地方立法議会で審議される。

- ・沿海地方立法議会は沿海地方知事、さらには沿海地方執行権力機関役職者、地方自治体に帰属する権限を侵害し、それに代行することはできない。

第 48 条 沿海地方立法議会活動の組織化

- ・沿海地方立法議会は、議員定数三分の二以上が選出されてから 3 週間以内に第一回本会議が沿海地方知事によって召集される。
- ・沿海地方立法議会は、常設機関である。
- ・立法議会本会議の開会と閉幕の時期、その活動手続きは、沿海地方の法律と立法議会活動規定によって定められる。沿海地方立法議会は、沿海地方知事、立法議会議長、立法議会委員会、議員定数三分の一以上の議員の提案で、臨時会を開催することができる。沿海地方立法議会は臨時会において、その開催の提案のなかで示された議題だけを審議・決議し、その審議が終了しだい閉幕する。
- ・沿海地方立法議会本会議は、公開とする。沿海地方立法議会決議に基づいて、沿海地方立法会議規定で制定されている場合、本会議は非公開で行われ、その席には沿海地方知事と検事長は出席できる。
- ・沿海地方立法議会活動手続き、立案提案権を有する人と立案作成者のメンバー、そして彼らの権利の内容は、沿海地方立法議会規定において制定される。

第 49 条 沿海地方立法議会の構成

- ・沿海地方立法議会は、議員のなかから議長、副議長を選出し、委員会を設置する。
- ・議長と副議長は本会議を主宰し、沿海地方立法議会の内部秩序を管理する。
- ・議長は沿海地方立法議会の長であり、沿海地方立法議会の職員の雇用と指導を行う最高管理者である。沿海地方立法議会の活動と安全を直接に確保する人物と部局は、議長、またはその職務を担う副議長に従属する。彼らは文面において、沿海地方立法議会の活動と安全を保障するための業務内容を仕事の開始前に伝達する。

第 50 条 沿海地方立法議会議員

- ・沿海地方立法議会議員は、沿海地方に居住するロシア市民を代表し、彼らの利益、権利良心に従う。命令的な委任状

は無効とする。沿海地方立法議会議員の法的な地位は、沿海地方の法律によって規定される。

- ・沿海地方立法議会議員は常時、自己の権限を行使し、立法議会の活動ではその他の活動と兼任できる。
- ・沿海地方立法議会議員は、国家公務員と地方公務員との兼任、国家上級公務員と地方上級公務員になることはできない。沿海地方立法議会において彼らの利益を代表することで報酬を受け取ってはならない。また、沿海地方知事、執行権力機関とその役職者から謝礼、財産上の優遇、特典を受けることはできない。
- ・立法議会において常勤で権限を行使する沿海地方立法議会議員は、連邦の法律と沿海地方の法律で制定されている場合を除き、その他の有給の仕事を行うことはできない。
- ・沿海地方立法議会議員は、常勤で職務に専念する場合、その任務の執行に対する給料を受け取る。
- ・沿海地方立法議会議員の身分は不可侵である。その要件と内容は、連邦の法律と沿海地方の法律で制定される。
- ・立法議会議員の権限は法律で盛り込まれている場合を除いて、議員に選出された日から発生する。
- ・沿海地方立法議会議員の権限は、ロシア連邦国籍を喪失した場合、また裁判所で有罪判決を受けた場合、さらには沿海地方の法律で制定されているその他のケースにおいて、任期満了前に停止する。

第 51 条 沿海地方立法議会任期満了前の権限停止

- ・沿海地方立法議会の権限は、沿海地方立法議会議員定数の三分の二以上の賛成で解散に関する決議が採択された場合、連邦の法律で盛り込まれている場合に、任期満了前に権限を停止する。
- ・沿海地方立法議会の権限が任期満了前に停止した場合、沿海地方立法議会選挙は、沿海地方立法議会の権限停止から三カ月以内に実施される。

第 52 条 沿海地方知事

- ・沿海地方知事は、ロシア憲法、連邦の法律、沿海地方憲章、沿海地方の法律、執行権力の行使に関するロシア連邦国家権力機関との協定で制定されている条件と範囲内で、国家権力を行使する最高役職者である。

- ・沿海地方知事は沿海地方執行権力を組織し、その長を務める。

第 53 条 選挙と知事選出

- ・沿海地方知事は任期を 4 年とし、30 歳以上のロシア市民が被有権者となる。秘密投票で、全有権者による平等・秘密投票で選出される。
- ・知事の職は同一人物が、二期以上務めることはできない。
- ・選挙のその他の要件と手続きは、沿海地方の法律で定められる。
- ・沿海地方知事は、沿海地方立法議会に保存するために伝達されたテキストに署名された宣誓に基づいて、選出日から 15 日以内に職務を開始する。

第 54 条 沿海地方知事の代表権

- ・沿海地方知事は、ロシア連邦、ロシア連邦主体、地方自治体、その他の行為主体との関係において、沿海地方を代表する。
- ・沿海地方知事は、沿海地方代表部にとって必要な個々の業務の遂行を、彼に従属する役職者に委託することができる。これらの役職者の遂行に対する全責任は、沿海地方知事が負う。
- ・沿海地方代表者である知事は、以下の事項を遂行する。
 - 1 沿海地方住民と沿海地方立法議会が年次教書を発表する。
 - 2 沿海地方の法律に基づいて表彰を行い、その他の賞を設ける。
 - 3 ロシア連邦国家権力機関、ロシア連邦主体、地方自治体、その他の行為主体と協議し、合意(協定)を締結する。
 - 4 沿海地方の名において、沿海地方の利益のためにその他の行為を行う。

第 55 条 沿海地方知事の立法活動への参加

- ・沿海地方知事は、沿海地方で実現される立法活動に参加する。
- ・沿海地方知事は、以下の事項を行う。
 - 1 立法提案権を有する。
 - 2 沿海地方の法律に署名し、公布する。
- ・沿海地方立法議会が採択された沿海地方の法律は、採択さ

れた日から7日以内に、公表のために沿海地方知事に送付される。

- ・沿海地方知事は、法律が送付されたから10日以内に、それに署名・公表するか、拒否しなければならない。
- ・沿海地方の法律が沿海地方知事に拒否された場合、その法律は沿海地方立法議会議員定数三分の二以上の賛成があれば採択される。
- ・沿海地方知事は、沿海地方立法議会の活動に審議権をもって参加できる。

第56条 沿海地方知事—沿海地方執行権力の長

- ・沿海地方知事は、沿海地方において執行権力を組織化し、実行する責任を負う。沿海地方知事は、彼に従属する機関と役職者の行為を彼らの解職の理由にすることはできない。このことは沿海地方知事から、法律と彼らの権限が派生する職務の侵害に対する責任を役職者に求める権利を剥奪することにはならない。
- ・沿海地方知事は執行権力の長としての権限を、以下の事項で実現する。
 - 1 法律に基づいて、沿海地方の社会・経済政策の基本方針を定める。
 - 2 沿海地方の状況、社会・経済政策の基本方針について、沿海地方立法議会で年次教書を発表する。
 - 3 沿海地方予算の作成活動を組織し、沿海地方立法議会に予算案を提示する。沿海地方立法議会で承認された予算の実施を保障し、その実施報告を沿海地方立法議会で行う。
 - 4 沿海地方で制定されている要件に基づいて、沿海地方国家財産を管理する。
 - 5 沿海地方における文化、学術、教育、保健、社会保障、エコロジー、天然資源利用を管理する。
 - 6 沿海地方の法秩序と法律を執行する。
 - 7 連邦主体としての沿海地方の権利を侵害せず、ロシア連邦の権限を超えない限りで、ロシア連邦執行権力機関の連邦計画、行為、命令を実現する。
 - 8 沿海地方の法律で定められている手続きに基づいて、沿海地方行政機関を構成する。

9 沿海地方知事によって提起された仕事を準備するために、執行権力役職者のなかから審議機関を構成する。

10 連邦の法律、沿海地方憲章、沿海地方の法律で知事に課せられているその他の権限を行使する。

第57条 沿海地方知事の行為

- ・沿海地方知事は自己の権限を実行するために、ロシア憲法、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律に抵触しない決定と命令を発表する。
- ・知事の決定と命令が、裁判所によって違法であると判断された場合、裁判所の手続きに基づいて処理される。

第58条 知事の責任と職務遂行の要件

- ・沿海地方知事は、権限に関して制定されている職務と遂行に責任を負う。
- ・知事は、連邦の法律と沿海地方の法律で定められていない限り、一般に刑事責任、行政責任、その他の責任を負う。
- ・沿海地方知事に対する報酬、そして沿海地方のために果たした活動に対する物質的保障とその他の保障に関する手続きと要件は、知事が選出されるまでに沿海地方立法議会によって制定される。知事は、他の職を兼任してはならない。また教師、学術活動、創作活動を除いて、有給の活動をしてはならず、その他のいかなる報酬を受けてもならない。さらには法律で制定されている科学研究活動、教育活動、その他の創造活動に対する報酬を除いて、私有財産を無料、または低価格(優遇措置のもと)で取得してはならない。財産を利用することも、そのサービスを受けることもできない。

第59条 沿海地方知事権限の任期満了前の停止

- ・沿海地方知事の権限は、以下の場合に任期満了前に停止する。
 - 1 知事の死亡
 - 2 知事に対する沿海地方立法会議の不信任表明にともなう解職
 - 3 自己都合による辞職
 - 4 ロシア大統領による解職
 - 5 裁判所による職務遂行の完全、またはその一部不能の認定

- 6 裁判所による理由なき不在、死亡の認定
- 7 裁判所による有罪判決
- 8 ロシア連邦領土外での永住目的とした渡航
- 9 ロシア連邦国籍の喪失

・沿海地方知事の権限が任期満了前に停止した場合、沿海地方立法議会は現行の法律に基づいて、沿海地方知事選挙日を決定する。この選挙は、沿海地方知事の権限任期満了前の停止から 6 カ月以内に実施される。

第 60 条 沿海地方知事に対する不信任表明

- ・沿海地方立法議会は、以下の事項で沿海地方知事不信任を表明できる。
- 1 ロシア憲法、連邦の法律、沿海地方憲章と法律に違反する知事令が出され、関連裁判所でその抵触が認定され、しかも沿海地方知事が裁判所の決定から一カ月以内にその抵触を除去しない場合。
 - 2 ロシア憲法、連邦の法律、ロシア大統領令、ロシア連邦政府の決定、沿海地方憲章と法律に対する重大な違反があり、そのことが多くの市民の権利と自由を侵害する場合。
 - 3 沿海地方知事への不信任に関する沿海地方立法議会の決議は、議員定数三分の一以上の議員による発議があり、三分の二以上の議員の賛成で採択される。
 - 4 沿海地方知事不信任に関する沿海地方立法議会の決議は、知事と行政機関役職者の速やかな退陣を促す。
 - 5 本条第 4 項で盛り込まれている沿海地方行政機関役職者の解職の場合、新しい行政機関執行部が構成されるまでは活動を続ける。

第 61 条 沿海地方知事の職務遂行

- 1 沿海地方知事が職務を遂行できなくなった本憲章 59 条で盛り込まれている全ての場合、知事選挙が不成立、無効、だれも選出されなかった場合には、知事の職務は一時的に第一副知事が代行する。
- 2 沿海地方知事の一時的な不在(休暇、病気など)の場合、知事の職務は第一副知事が担う。その知事代行者が一時的な不在になった場合には、沿海地方立法議会の合意を得たうえで、副知事の一人が知事の職務を代行する。

- 3 沿海地方知事代行者は、沿海地方立法議会への法案提出権、立法議会の解散権、沿海地方国民投票の実施を求める権利を有しない。

第 62 条 沿海地方執行権力

- ・沿海地方における国家権力執行機関は、沿海地方行政府である。沿海地方行政府は法人格を有し、固有財産と印章を有する。
- ・沿海地方管理機構、沿海地方行政府の構造と設置手続きは、沿海地方の法律によって定められる。知事は就任から 30 日以内に、この法案を沿海地方立法議会に提出しなければならない。
- ・沿海地方における執行権力機構を構成する諸機関と役職者は、沿海地方の法律と知事令に基づいて執行・管理する。
- ・職務と禁止事項を盛り込む全ての管理行為、地方自治との関係における直接的、間接的な制限、沿海地方執行権力機構を構成する個々のグループに対する直接的、間接的な対応は、執行機関や役職者が自己の権限内で拘束されるロシア連邦執行権力機関の法令と法律、沿海地方知事の命令に従っている限り、合法であるとみなされる。これらの法令と行為の内容を公開し、これらは沿海地方の法律と知事令によって正当化される。
- ・沿海地方執行権力の諸機関と役職者のその他の法的行為は、彼らの権限内で実施される限りにおいて正当とみなされる。
- ・沿海地方知事は、執行権力の諸機関と役職者の活動を監督し、彼らの発表する法令を廃止する権利を有する。
- ・沿海地方国家権力執行機関の役職者は知事によって任命され、知事の指揮下で権限を行使する。

第 62 条 沿海地方行政府の構成への沿海地方立法議会の参加。沿海地方執行権力機関の役職者に対する沿海地方行政府の不信任の表明

- ・沿海地方立法議会は、行政府の構成に参加する。
- ・沿海地方第一副知事、財政担当の副知事、沿海地方財政の執行を担当する財政管理機関長、沿海地方財産財団議長の候補者は、知事が指名し、沿海地方立法議会の同意が必要である。

- ・沿海地方立法議会は、任命の際に合意した沿海地方執行権力機関役職者に対する不信任を表明できる。上記の役職者に対する不信任の決議の採択があった場合、直ちに解任される。

第 63 条 沿海地方立法議会と知事の対立の解決

- ・権限行使にあたって生じた沿海地方立法議会と知事との対立は、両者の間で合意された方法、沿海地方の法律で定められている手続き、または法的な手続きに基づいて解決される。

第 63 条 沿海地方憲章裁判所

- ・沿海地方憲章の公式解釈、沿海地方憲章と沿海地方の法令、知事令、地方自治体の法令との関係を審理するために、沿海地方立法議会は憲章裁判所を設立する。
- ・憲章裁判所の権限と審査手続き、その構成、活動、裁判官の地位は、沿海地方の法律によって定められる。

第 63 条 沿海地方会計検査委員会

- ・沿海地方予算、予算外予算、外貨予算の歳出に対する監査を組織化するために、沿海地方立法議会は沿海地方会計検査委員会を設立する。
- ・沿海地方会計検査委員会の権限、構成と活動の手続きは、沿海地方の法律で定められる。

第六章 沿海地方の地方自治

第 64 条 市民の地方自治への参加権とその実現の基本形態

- ・国際法、ロシア憲法、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律に基づいて、沿海地方では地方自治体に居住する市民の権利とその行動力を基盤に地方自治が保障される。自己責任を基本に、住民は地域の問題を討議し、解決する。
- ・沿海地方自治体住民が地方自治への参加する権利には、以下の事項が含まれる。
 - 1 地域社会の問題を解決するための直接参加権
 - 2 地方自治体における選挙権と被選挙権
 - 3 自治体職員になる権利
 - 4 地方自治体の活動に関する客観的な情報を取得する権利
 - 5 地方自治への参加を法的に保障する権利

- ・沿海地方の法律は、地方自治体の民族的、歴史的、地政学的、その他の特徴を考慮して、地方自治体を組織する権利を保障する。

第 65 条 地方自治の法的基盤

- ・沿海地方立法議会は、ロシア憲法、連邦の法律、本憲章に基づいて地方自治の組織化と活動を法的に監督する。
- ・地方自治の組織化と実現の手続きは、ロシア憲法、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律で制定されている地方自治の原則(規定)に基づいて採択される。
- ・地方自治に関する憲章(規定)は、自治体代表機関、または住民投票によって採択される。それは、沿海地方の法律に制定されている手続きのもとで国家登録される。

第 66 条 地方自治原則

- ・地方自治は、以下の原則に基づいて実現される。
 - 1 人間と市民の権利と自由の遵守
 - 2 地方自治の保障
 - 3 地方自治の実現にあたっての市民の広範な参加の確立
 - 4 地域社会の諸問題の自主的な解決と専権事項の確認
 - 5 世論の公表と考慮
 - 6 地方自治体の経済的、財政的自立
 - 7 地方自治の組織化された自主性と全国的な職務を実現するにあたっての沿海地方国家権力機関との関係樹立
 - 8 住民の歴史的、民族的、その他の特性を考慮に入れた地方自治の組織形態の多様性とその自主的な決定
 - 9 採択された決議に対する地方自治体の責任

第 67 条 地方自治体の領域

- ・地方自治は、沿海地方の法律で規定されている地域内で実現される。
- ・沿海地方における地方自治体領域の境界線の変更は、地元住民の意見を考慮して行われる。
- ・沿海地方は地方自治体領域の発展のための条件を整え、沿海地方の経済・社会発展の水準よりも低い水準にある自治体には特別な措置を講じ、経済的、社会的な優遇政策と有利な配慮を行う。

第 68 条 地方自治体の管轄事項

・地方自治体の管轄と権限事項は、地方自治体に解決が委ねられている問題と沿海地方全体にかかわる諸問題を含む。

・地方自治体の管轄事項は、以下のとおりである。

- 1 自治体予算、地方税と徴税、その他の自治体財源
- 2 自治体所有財産
- 3 自治体における土地の計画化と建設
- 4 自治体のエネルギー、水道、熱量供給
- 5 自治体所有住宅ファンド
- 6 自治体が管理するコミュニケーション(電信、マスコミ、その他のコミュニケーション手段)
- 7 自治体経営
- 8 自治体が運営する交通
- 9 自治体が管理する道路
- 10 土地整備と土地分割
- 11 社会秩序の維持
- 12 連邦の法律で地方自治体の管轄になっているその他の諸問題

・地方自治体の管轄になっている諸問題について、法令の採択も含めた独自の法律的な統制を行う。

第 69 条 地方自治体の諸機関

- ・地方自治機能を実現するために、地方自治体に代表機関とその他の諸機関を設置し、自治体の諸問題解決のために権限を分割する。
- ・地方自治体の諸機関の構造は、連邦の法律、沿海地方地方自治法に記載されている一般原則に従って住民を主体に自主的に制定される。

第 70 条 住民の社会自治

- ・地方自治体の住民の発議に基づいて、住民自治機関が形成される。
- ・連邦の法律と沿海地方の法律に抵触しない限りで、地方自治体は住民自治機関に機能の一部を譲渡し、それらとの間で協定、またはその他の合意を締結できる。
- ・住民自治機関の活動の手続きは、沿海地方の地方自治法で制定される。

第 71 条 地方自治の経済的基盤

- ・地方自治の経済基盤を構成するのは、地方自治体領域内に

ある天然資源、自治体所有財産となっている動産と不動産、自治体予算の資金、沿海地方と連邦の予算からの歳出資金、個々の国家機能を実施するために地方自治体に譲渡された国家財産、地方自治の要求を満たすその他の財産である。

第 72 条 地方自治体の財政基盤

- ・地方自治体の財政基盤は法律に抵触しない限りにおいて、法律によって自治体予算に組み込まれている歳入、貸付とその他の財源からなる。
- ・地方自治体は連邦の法律に基づいて、自治機能を行使するために補充的な財源となっている地方税、関税、罰金、その他の支払いを制定できる。
- ・地方自治体は連邦の法律と沿海地方の法律に抵触しない手続きで、予算の利用を含む財政・貸付機関と施設を創設できる。

第 73 条 地方予算

- ・沿海地方の地方自治体は自主的に、自治体予算を形成・承認・執行し、その執行を監査する。
- ・自治体予算の自立性は、以下の事項によって保障される。
 - 1 固有の財源と歳入不足の補充
 - 2 予算の傾斜配分と歳出項目を規定する権利
 - 3 歳出削減の結果として生じる余剰金の没収の禁止

・沿海地方国家権力機関は、自治体予算の安定性を保障する。

第 74 条 国家権力機関と地方自治体の関係

- ・沿海地方国家権力機関は地方自治の形成と発展、地方自治への市民の参加権の実現に協力し、地方自治の促進にむけての国家計画を実現する。地方自治体の機能と権限の行使にあたって、地方自治体に協力する。
- ・沿海地方の国家権力機関と地方自治体の関係は、諸問題の解決にあたって協力関係確立と固有の権限の自立性を基盤とする。
- ・国家権力機関は地方自治体の合意のうえで、法律と協定を基盤に相互関係の要件、手続き、形態を制定する。
- ・沿海地方国家権力機関は、沿海地方の法律で制定されている手続きに基づいて、権限の譲渡(分割)に関する協定と合意を地方自治体との間で締結する権利を有する。

- ・地方自治体は、自治体にとって必要な物質的、財政的資産の分割に関する国家権力機関の個々の権限を法律で定める。
- ・地方自治体に譲渡する具体的な国家権限事項と譲渡の方法、対立の解決のための手続きは、沿海地方の法律で定める。
- ・物質的、財政的資源の分割された権限が行使できない場合には、地方自治体はこれらの権限行使に対する責任を負わない。

第 75 条 地方自治の保障

- ・地方自治の権限は、国家権力機関の一方的な手続きによって廃止、または制限されない。
- ・地方自治体領域内に居住する市民、地方自治体、地方自治体の役職者は、国家権力機関とその役職者、地方自治体とその役職者、企業、組織、社会団体によって地方自治の権利が侵害されたことを、裁判所、または調停裁判所に提訴する権利を有する。
- ・だれ一人とも、地方自治の権限を制限する法令を採択できないばかりか、地方自治の活動の実現を妨げることはできない。
- ・国家権力機関、企業、施設、組織、社会団体、市民は地方自治に責任を負い、連邦の法律と沿海地方の法律で制定されている手続きに基づいて、上記の組織による不法行為、または地方自治の無為によって発生する損失を補償する。

第 76 条 地方自治体の責任。地方自治体のなかでの国家統制

- ・地方自治体とその役職者は、法律と地方自治に関する規定(憲章)で制定されている手続きに基づいて、国家と住民に対して責任を負う。
- ・地方自治体の不法行為と違法な決定の結果で生じる損失は、裁判所の判決に基づいて補償される。
- ・沿海地方国家権力機関は、地方自治体が本憲章と沿海地方の法律を遵守するように監督する。
- ・地方自治体に関する沿海地方の法律、または協定で盛り込まれている国家権限の実現にむけての行動は、これらの法律、または協定に記されている手続きに基づいて、国家権力機関によって監督される。

- ・地方自治体の長の権限は連邦の法律に基づいて、任期満了前に停止することができる。

第 77 条 紋章とその他の自治体のシンボル

- ・地方自治体は紋章とその他のシンボルを有し、それらの採択の手続きと利用の手続きは地方自治に関する憲章(規定)で定められる。

第七章 財産と経済政策の基本原則

第 78 条 財産権

- ・沿海地方の経済基盤は、私有、国家所有、自治体所有、その他の所有形態から構成される。
- ・沿海地方では、所有関係の安定が保障され、それらの発展と擁護の要件が確立される。
全ての所有者の権利が、平等に擁護される。
- ・所有権は侵害されない。所有権の行使にあたって、私有、国家所有、自治体所有においてなんらかの所有形態が制約を受け、または優遇されるようなことがあってはならない。
- ・連邦の法律に盛り込まれている場合を除いて、所有者の意思に関係なく所有権が侵害されてはならない。
- ・連邦の法律で記されている場合、その要件と限界内で、所有者に対して他人から財産の利用が制限されることがある。

第 79 条 私有権

- ・私的所有とは、市民と法人による所有形態である。
- ・連邦の法律に基づいて市民または法人に帰属することができない財産を除いて、あらゆる財産が市民と法人の所有に帰する。

第 80 条 国家所有

- ・沿海地方領土内での国家所有は、ロシア連邦の所有(連邦所有)と沿海地方の所有(ロシア連邦主体所有)の形態をとる。
- ・土地、地下資源、水資源、森林資源、その他の資源の所有を含む国家所有はロシア連邦の国家所有と沿海地方の国家所有に分割される。その分割は連邦の法律、およびロシア連邦と沿海地方の間の協定に基づいて実行される。
- ・沿海地方所有は住民の財産であり、日常活動の基盤となる。
- ・ロシア連邦と沿海地方は、それぞれに帰属する財産の所有

者として独立しており、相互に相手の義務に責任を負わない。

第 81 条 沿海地方所有権の項目

- ・沿海地方の国家所有にあるのは土地、地下資源、その他の資源、沿海地方国家権力機関の財産、国営企業の財産、国営施設・組織財産、沿海地方予算、予算外予算と外貨予算、有価証券、その他の証券、沿海地方の社会・経済発展に必要であり、かつロシア連邦主体としての沿海地方の自立性を確立するその他の財産である。
- ・沿海地方国家財産は、連邦の法律と沿海地方の法律で禁止されていないあらゆる方法で形成される。
- ・沿海地方予算とその他の財産は、連邦の法律または沿海地方の法律で制定されていない限り、沿海地方国家財産を構成する。

第 82 条 沿海地方財産における所有者の権利行使

- ・沿海地方財産の所有、利用、処分の手続きは、連邦の法律と沿海地方の法律で制定される。
- ・沿海地方国家権力機関は、連邦の法律と沿海地方の法律で規定されている権限に基づいて、沿海地方財産関係では所有者としての権限を行使する。
- ・沿海地方のもっとも重要な意義を有する沿海地方財産は、没収されない。その財産リストは、沿海地方の法律によって定められる。

第 83 条 沿海地方におけるロシア連邦、連邦主体、外国、外国の法人、外国人の所有の法的制度

- ・沿海地方においてロシア連邦、連邦主体、外国、外国の法人、外国人の所有となる財産の法制度は、連邦の法律と協定によって制定される。
- ・沿海地方では連邦の法律と沿海地方の法律に基づいて、外国からの投資を促進するための措置が講じられる。

第 84 条 自治体所有権

- ・市、村、その他の自治体の所有権に帰属する財産は、自治体財産となる。
- ・自治体財産は地方自治体の財産、自治体予算と予算外基金、アパート内の非居住区画、消費者の日常サービスを行い、自治体内にあるインフラとその他の動産から構成される。

- ・自治体の財産には、農村企業、商業施設、日常サービス機関、交通、国民教育施設、保健施設、そして自治体の社会・経済発展にとって必要なその他の財産を含めることができる。

- ・自治体の天然資源所有権は、連邦の法律と沿海地方の法律で定められる。

- ・自治体予算と自治体経営の企業と施設ではないその他の自治体財産は、自治体の所有となる。

- ・自治体所有財産の所有者の権限は、連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律で記されている権限に基づいて、関連する地方自治体が行使する。

第 85 条 企業活動の自由と保障

- ・沿海地方では、連邦の法律と沿海地方の法律に基づいて活動する全ての企業活動の権利が保障され、経済的自由と競争が確立され、消費者の利益は擁護され、彼らの権利擁護のための社会活動が支援される。

- ・沿海地方国家権力機関と地方自治体は、連邦の法律と沿海地方の法律を援用して企業活動する法人と個人の権利を制限しない。

- ・沿海地方国家権力機関と地方自治体は連邦の法律と沿海地方の法律に基づいて、財政、税制、予算政策を通して社会的に重要な分野における企業活動の発展を支援し、促進する。

第 86 条 特別な地位をもつ地域

- ・沿海地方においては、特別な経済的地位とその他の地位をもつ地域を設置できる。

- ・ロシア連邦国家権力機関の発議によるこのような地域の設置は、沿海地方立法議会と知事の合意に従って、または沿海地方国民投票の結果に基づいて認められる。

- ・これらの地域の住民利益に本質的に触れる特別な経済地域とその他の地域の設置は、地方自治体代表機関の同意に基づいてのみ可能となる。

- ・ロシア連邦国家権力機関の決定に基づいて、特別地位をもつ行政地区への変更は認められない。

- ・連邦的な意義を特別に有する地域の問題では、ロシア連邦国家権力機関と沿海地方国家権力機関の権限分割は、ロシ

ア連邦と沿海地方の間の協定を基盤に実行される。

- ・経済的な地位とその他の地位をもつ地域の法的な体制の特殊性は、連邦の法律と沿海地方の法律によって制定される。

第 87 条 法律の原則に基づく所有権の停止の結果

- ・沿海地方において所有権停止の法律と法令が採択された場合、それらの法律採択の結果で所有者に生じる損失は、所有者に対して沿海地方国家財産によって完全に補償される。
- ・損失補償に関する紛争は、裁判手続きに基づいて解決される。

第 88 条 所有権を侵害する法令の無効

- ・沿海地方国家権力機関または地方自治体によって連邦の法律と沿海地方の法律に適合しない法令が採択された結果、帰属する財産の所有、利用、処分に関する所有者またはその他の人の権利が侵害された場合、そのような法令は権利を侵害された所有者または人物の訴訟に基づいて裁判所によって無効と認定される。
- ・上記の法令の公布の結果、市民、組織、その他の者に生じた損失は、該当する権力機関または管理機関が有する資金で完全に補償される。

第八章 財政、予算、税金

第 89 条 一般規定

- ・ロシア憲法で付与されている権限の範囲内で、沿海地方は自主的に財政政策を作成し、連邦の法律と沿海地方の法律に従って実行する。
- ・沿海地方で講じられる財政政策は、以下の目的を達成するために実施される。福祉の向上と生活内容の改善、低所得者への社会的保護措置、領土の発展への全面的な協力、投資活動を活性化するための総合的な措置、現代的な市場経済の発展。

第 90 条 財政政策の原則

- ・沿海地方の財政政策の実現にあたっては、以下の原則に基づく。

- 1 課税に関してロシア連邦との関係では、その他のロシア連邦主体と平等である。

- 2 予算に関して沿海地方国家権力機関との関係では、地方自治体は平等である。

- 3 固有の財源を通して沿海地方予算は形成される。

- 4 効率的な税制が確立される。

- 5 沿海地方の法律で規定される予算の諸条項は適時に実施される。

- 6 沿海地方全域で、財政政策の実施にあたっては統一的基盤に基づく。

- 7 ロシア連邦と沿海地方、沿海地方と地方自治体間の財政の重複は避ける。

- 8 均衡財政を確立する。

第 91 条 財源

- ・沿海地方の財源を構成するのは沿海地方と自治体の予算、沿海地方と自治体の予算外予算と外貨予算、貸付資金、ロシア連邦予算からの割当、法人からの資金提供である。
- ・沿海地方の財源は社会・経済発展の連邦計画と地域間計画を実施するために、ロシア連邦、ロシア連邦主体、地方自治体、法人との協定に基づいて行使される。

第 92 条 予算制度

- ・沿海地方の予算制度は経済関係と現行の法律に基づいて、沿海地方予算と自治体予算の合算、それらの形成と歳出から構成される。
- ・沿海地方予算制度は、統一、自立、安定を原則に形成される。
- ・沿海地方と自治体の予算は納税、関税から形成される。予算には補助金、交付金、借入金、その他の資金が加えられる。
- ・連邦税から沿海地方予算への移転と控除は、ロシア連邦と沿海地方の間の合意で決められる。
- ・連邦税からの移転は沿海地方の法律に基づいて、沿海地方と自治体の予算に配分される。

第 93 条 予算作成

- ・予算の作成、承認、執行、さまざまなレベルでの予算執行に対する監査は、権力機関と自治体が連邦の法律と沿海地方の法律に基づいて行う。
- ・予算作成の組織化の基盤に平等、自立、公開の原則を据え

る。

第 94 条 沿海地方予算

- ・沿海地方予算は、住民利益を目的に沿海地方国家権力機関の活動を促進し、財源と歳出項目を提示する。
- ・沿海地方予算は、連邦の法律と沿海地方の法律に基づいて自主的に作成される。
- ・沿海地方予算の自立性は歳入の独自の財源によって確保され、沿海地方国家権力機関の権利でその歳出の方向性が決められる。
- ・沿海地方年度予算案は、知事の委託を受けて沿海地方執行権力国家機関によって作成され、予算作成とその手続きに関する沿海地方の法律で制定されている期限内に立法議会に提案される。
- ・沿海地方立法議会は毎年、財政年度の終了する一カ月前までに来年度の予算法を採択する。
- ・沿海地方予算を安定化するために、ロシア連邦予算から補助金と交付金を受け取ることができる。
- ・連邦の法律で記されていない限り沿海地方予算の作成、承認、執行の過程に対するあらゆる機関の干渉も許されない。

第 95 条 沿海地方の歳出

- ・沿海地方予算は、沿海地方の法律によって住民への支払いとその他の目的のために保障されている国民経済、領土内の経済発展、対外経済活動、住居建設、沿海地方と地域間発展計画を実施するために歳出される。
- ・沿海地方国家権力機関と地方自治体は、沿海地方予算制度における歳出の増加と歳入の削減を盛り込む連邦機関の決定の採択があった場合、連邦予算でもって歳出と自治体予算の損失を埋めることができる。
- ・沿海地方は、自治体予算における歳出の増大と歳入の削減を盛り込む沿海地方権力機関による決定の採択があった場合、自治体予算の歳出を沿海地方の予算で埋めることができる。
- ・予算執行で補足的に受領される資金、そして歳入超過分は、損失分の穴埋めに用いることはできず、沿海地方立法議会の決定に基づいて歳出される。

第 96 条 予算外資金

- ・沿海地方予算外資金は、予算の自主的な財源と利用の目的をもっている沿海地方の財源の一部である。
- ・沿海地方予算外資金の形成、管理、利用に関する監査手続きは、沿海地方の法律で制定される。
- ・沿海地方予算外資金の目的にそった利用に対する監査は、沿海地方立法議会が行う。

第 97 条 税制度

- ・税制のなかには、連邦税、沿海地方税、自治体税、それらの徴税と配分の手続きが含まれる。
- ・沿海地方税制度は、連邦の法律と沿海地方の法律に基づいて徴税される連邦税、地方税、関税、その他の納税からの沿海地方と自治体予算、さらには予算外資金への受領を前提としている。
- ・沿海地方の税金は連邦の法律に基づいて、沿海地方の法律で制定される。
- ・自治体税とその徴税は、連邦の法律と沿海地方の法律に基づいて地方自治体が制定する。

第九章 社会政策と環境保全

第 98 条 社会発展のための国家政策の原則

- ・沿海地方国家権力機関は以下の原則に基づいて、住民と社会発展のために政策を作成する。
 - 1 就業希望者の就職活動を支援する。
 - 2 低所得に苦しむ社会的弱者を支援する。
 - 3 身体障害者のリハビリを行い、通常の生活を保障する社会的インフラを発展させる。
 - 4 身体障害者、戦争と労働の功労者、これらのカテゴリーに属する人々への特典とサービスを確立する。
 - 5 母子家庭、父子家庭に経済的自立を促すための支援、そしてその子供たちの権利を擁護するための環境整備。
 - 6 連邦の法律と沿海地方の法律で定められている社会的特典と保障を財政的に確立する。
 - 7 社会福祉活動の奨励

第 99 条 住民の社会的擁護

- ・沿海地方の国家権力機関は地方自治体の意見を考慮に入れて、社会的な擁護と住民の就職率の向上を促す計画を作成、

実施し、そのための資金を捻出する。そして新しい雇用を創出し、専門的に優遇される労働者の就職のための措置を講じる。

- ・沿海地方の法律では、連邦の法律に抵触しない限りで住民への社会保障を確立し、その提供の要件、額、手続きを定める。

第 100 条 教育・研究・文化における国家政策の原則

- ・沿海地方国家権力機関は、教育・研究・文化における政策を、以下の諸原則に基づいて実施する。
 - 1 愛国主義とロシア民族意識の高揚
 - 2 沿海地方に住む民族の文化的独自性の発展
 - 3 市民の宗教的信念と心の尊敬
 - 4 教育・研究・文化・芸術への国家的な支援と発展
 - 5 市民の自由な創造力、その発展、創造活動とその結果の保護
 - 6 学術、文化、教育的な価値の創造、利用、普及における市民活動の促進、施設に対する平等な権利の保障、そしてこの分野における独占の排除
 - 7 財政的基盤、商業的基盤、社会的慈善の統合

第 101 条 教育・研究・文化の制度

- ・沿海地方では住民の合理的、文化的、専門的な発展のために、教育、研究、文化の国家的、私的な組織と施設を創設する。
- ・これらの組織と施設の管理手続き、それらの地位と権限は、連邦の法律と沿海地方の法律で制定される。
- ・教育・研究・文化の内容と有効な活動に対する監督は、関連執行機関が行う。この目的のために、さまざまなレベルに監査審議会が設置される。
- ・監査審議会の設置と活動の手続きは、連邦の法律と沿海地方の法律で制定される。
- ・教育・研究・文化の分野で活動する組織と施設には、連邦の法律と沿海地方の法律で制定された優遇税制を適応する。

第 102 条 教育、研究、文化の財政

- ・教育、研究、文化の予算化のための沿海地方予算からの最低限の資金とその配分は、沿海地方の法律で規定される。

- ・国家権力機関と地方自治体は該当する予算と予算外資金と教育、研究、文化の資金で、奨学金、表彰、補助金を受け取る審査を設立し、発展させる。このことによって幼児、青少年、若者の創造的知性と能力、専門的な創作、かつ歴史的、文化的な価値の保存と利用が促進される。

第 103 条 沿海地方の文化資産の国家リスト

- ・沿海地方では文化的価値を保存するために、国家リストに入っている文化財を法的に規制する。
- ・リストに入っている文化財は、市民間で売買できない。そうした文化財の法的規制、それらの保存、文化財の輸入と輸出の手続き、それらの保存は、連邦の法律に基づいて沿海地方の法律で制定される。

第 104 条 住民の労働、健康の保護と環境保護における国家政策の諸原則

- ・沿海地方国家権力機関は、住民の労働、健康の保護と環境保全における政策を、以下の諸原則に基づいて実施する。
 - 1 住民の健全な生活様式を促進し、労働環境を管理し、労働の安全を確立するために監督し、体育文化の講習を発展させ、生活のための快適な環境を保護する。
 - 2 沿海地方では健康と環境保護の制度を国家的に支援し、住民を伝染病から守り、良好な衛生状態を維持する。
 - 3 全ての国立病院と自治体病院において市民が平等な治療を受けられる制度を確立し、社会医療保険制度を発展させる。
 - 4 保養施設と休息の家を整備する。
 - 5 医療サービスの提供を促進する。
 - 6 天然資源の状態とその合理的な利用を監督する。
 - 7 自然環境の悪化によって生じた損失を補償する。

第 105 条 住民の労働、健康と自然環境の措置の予算化

- ・労働、健康、体育文化とスポーツの維持、自然環境保護措置の予算化は、制定されている最低限の予算計画を守りながら、資金、予算外資金、商業予算、社会予算を組み合わせることで実現される。
- ・沿海地方では、労働保護の基金、環境保護基金、天然資源の再生基金、自然保護と合理的な利用を経済的に促進し、将来の世代に伝達する基金が創設される。これらの基金の

設置と予算化の手続きは、連邦の法律と沿海地方の予算で制定される。

- ・沿海地方では連邦の法律と沿海地方の法律に基づいて、住民の健康と自然環境保護のために活動する企業、施設、組織に優遇税制が適応される。

第 106 条 自然環境保護法の遵守のための国家監督

- ・沿海地方では、あらゆる所有形態の企業、施設、組織が連邦と沿海地方の自然保護法を遵守する国家監督機能が国家権力機関によって担われる。
- ・連邦の法律に基づく沿海地方の法律で、天然資源利用に関する制限、ガイドライン、法令が制定され、自然環境保護のための技術の導入にあたっては優遇税制と優遇賃借が適応される。

第 107 条 特別自然保護区域

- ・特別自然保護区域、公園、自然記念公園、貴重な生物、または絶滅の危機にある生物、動物の保護規制は、沿海地方の法律で制定される。

第 108 条 非常事態と伝染病の特定区域

- ・沿海地方は連邦レベルと協議のうえで、伝染病特定区域と環境危機特定区域を導入する。これらの区域の導入手続きは、連邦の法律で制定される。

第十章 沿海地方憲章の効力発生とその修正の手続き

第 109 条 沿海地方憲章採択と効力発生

- ・沿海地方立法議会議員定数の過半数の賛成があれば、本憲章は沿海地方立法議会で採択されたことになり、知事によって署名され、沿海地方の法律で制定されている手続きに基づいて公布される。
- ・本憲章は、公布日に効力を発生する。
- ・本憲章の公表日は、沿海地方の祝日とする。

第 110 条 憲章の修正に関する提案

- ・沿海地方憲章の修正に関する提案は以下のように行われる。
 - 1 沿海地方に居住し、選挙権を有する市民の 2 パーセント以上の提案があった場合
 - 2 沿海地方立法議会議員定数三分の一以上の議員からの

提案があった場合

3 沿海地方知事から提案があった場合

- ・憲章の修正に関する提案は、憲章の修正案が必ず添付されたうえで沿海地方立法議会に送付され、その送付日から 3 ヶ月以内に審議される。

第 111 条 憲章の修正手続き

- ・憲章の修正は、沿海地方の法律に基づいて行われる。憲章の修正に関する沿海地方の法律は、沿海地方国民投票で採択することができる。この場合、沿海地方の有権者の過半数以上が投票し、投票数の過半数以上が賛成すれば採択される。

第 112 条 沿海地方憲章の再審議

- ・本憲章の再審議と新しい憲章の採択は、憲章の修正について盛り込まれている手続きに基づいて行われる。

第 113 条 ロシア連邦と連邦の法律の修正に関する憲章の修正

- ・ロシア憲法の修正、ロシア連邦の管轄事項、ロシア連邦と沿海地方の共同管轄事項に修正があった場合、ロシア憲法と連邦の法律に抵触しない条項に限って、本憲章の規定が適応される。
- ・これらの場合、沿海地方憲章の関連する修正は、ロシア憲法の改正、新しい法律の採択、またはその改正があった日から 3 ヶ月以内に行われる。

第十一章 結語

第 114 条 憲章に基づく沿海地方の法律の発生

- ・本憲章の効力発生から一年以内に、憲章に基づいて、沿海地方国家権力機関と地方自治体の法律と法令が再審議され、効力を発生させる。
- ・本憲章が効力を発生させるまでの間、沿海地方で効力を有する沿海地方の法律と法令は、憲章の諸規定に抵触しない条項は採択される。
- ・本憲章のなかに含まれている沿海地方の法律と法令は真つ先に、沿海地方立法議会で採択される。

第 115 条 削除

第 116 条 削除

ハバロフスク地方憲章

前文

- ・わたしたちはハバロフスク地方議会議員であり、ロシア連邦の一部であるハバロフスク地方国民の全権代表者である。
- ・ロシア憲法と国際法を基盤とする。
- ・ハバロフスク地方は、ロシア連邦の法的地位を確保する連邦主体である。
- ・ハバロフスク地方住民のための十分な生活水準を創出する。
- ・ハバロフスク地方の発展のために貢献する。
- ・高齢者と青年、ロシア文化、ハバロフスク地方に住む全ての民族文化に配慮する。
- ・ハバロフスク地方の地政学的な特長を重視し、豊富な天然資源とその合理的な利用の大切さをハバロフスク地方の全住民と未来の世代のために考案する。
- ・ロシア連邦国民の一部であるハバロフスク地方市民の名において、市民の福祉のために活動し、ハバロフスク地方の国家的、法律的な法の地位を明確にし、ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体の効率的な制度を建設する。

第一章 基本規定

第1条 ハバロフスク地方憲章

1. ハバロフスク地方憲章はハバロフスク地方の最高法であり、ロシア憲法に基づいてハバロフスク地方の国家・法的な地位、その行政区域の分割、ハバロフスク地方国家権力機関制度、その形成の手続き、ハバロフスク地方国家機関の活動と地方自治体の活動への参加の権利と形態、さらにはロシア憲法と連邦の法律に抵触しないその他の諸規定を制定する。
2. ハバロフスク地方憲章は直接的な効力を有し、ハバロフスク地方の全土で適応され、本憲章に盛り込まれている手続きに従って修正される。

第二章 ハバロフスク地方の国家と法を規定する原則

第2条 ハバロフスク地方の国家・法的な地位

1. ハバロフスク地方はロシア連邦主体であり、ロシア連邦から切り離すことができず、しかもロシア連邦の構成から離脱する権利を有しない。
2. 連邦国家権力機関とその他のロシア連邦主体との相互関係では、ハバロフスク地方はその他のロシア連邦主体と平等な権利を有する。
3. ハバロフスク地方の国家・法的な地位は、ロシア憲法、連邦条約、本憲章によって規定される。
4. ハバロフスク地方の地位の変更は、連邦の憲法的な法律に基づいて、ロシア憲法とハバロフスク地方の両者の合意を前提とする。
5. ハバロフスク地方の地位と名称の変更、そしてその他のロシア連邦主体との領土の分割または併合はロシア憲法に基づき、ハバロフスク地方に居住し、投票権を有するロシア連邦市民の国民投票による自由な意思表示のもとで実行される。
6. ハバロフスク地方国家権力機関の活動の法的な基盤は、ロシア憲法、連邦条約、連邦の憲法的な法律、ロシア連邦の管轄事項に関する連邦の法律、ロシア連邦とロシア連邦主体の共同管轄事項に関する連邦の法律、本憲章、沿海地方の法律とその他の法令、ハバロフスク地方と連邦国家権力機関、その他の連邦関係の主体との間の協定と合意、対外経済関係と国際関係の分野における協定に基づく。

第3条 国民権力

1. ハバロフスク地方における権力の唯一の源泉は直接的な権力の行使にあり、同様に国家権力機関と地方自治体を通して実現するロシア連邦国民の一部であるハバロフスク地方国民が担う。
2. 誰一人として、ハバロフスク地方の国民権力を違法に奪取することはできない。権力の掌握または権力的な権限の付与は、連邦の法律に基づく。

第4条 ハバロフスク地方国家権力

1. ハバロフスク地方国家権力は、立法、行政、司法の分立に基づいて行使される。国家権力機関制度の統合と個々の機関の自立性、ロシア連邦国家権力機関とハバロフスク地

方国家権力機関の管轄・権限事項の分割、ハバロフスク地方国家権力機関とハバロフスク地方の地方自治体間の管轄・権限分割事項に基づく。

2. ハバロフスク地方立法権力を行使するのは、ハバロフスク地方国家権力立法（代表）機関、つまりハバロフスク地方立法議会である。
3. ハバロフスク地方ではハバロフスク地方国家権力最高執行機関機構を制定し、ハバロフスク地方知事をその長とする。
4. ハバロフスク地方の司法権力は、ロシア連邦の統一的な司法制度に組み入れられており、裁判所法廷で実現される。
5. ハバロフスク地方国家権力の立法機関、執行機関、司法機関は、ロシア憲法、連邦の法律、本憲章、ハバロフスク地方の法律、その他の法令に基づいて各自の権限内で、各機関、さらには連邦国家権力機関と地方自治体とともに活動する。

第5条 ハバロフスク地方国家権力機関モスクワ代表部

1. ロシア連邦国家権力機関レベルにおいてハバロフスク地方の利益を確保するために、ハバロフスク地方国家権力機関はモスクワ市に代表部を設置する。
2. 代表部の権限、組織、その財政的な保障、全権代表者の指名の手続きは、ハバロフスク地方の法律で制定される。

第6条 ハバロフスク地方における立法活動の国家的保障

1. ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方の管轄事項に関して採択された法令、ロシア連邦とハバロフスク地方の共同管轄に関して採択された法令は、ロシア憲法と連邦の法律と同様に、裁判所と検事局によって国家的に保障される。
2. ハバロフスク地方にある全ての国家権力機関、その他の権力機関、国立施設、地方自治体、組織、社会団体、それらの役職者と市民はハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方知事の法令、ハバロフスク地方政府の法令、国家権力機関の権限内で採択されたその他の法令を遵守する。
3. 上記の法令の不履行、または違反の場合には、連邦の法律とハバロフスク地方の法律で定められている責任を負

うことになる。

4. 国家権力機関は、連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて、国家権力機関によって採択された決定に責任を負う。

第7条 ハバロフスク地方の管轄事項

1. ハバロフスク地方の権限事項は以下のとおりである。
 - 1 ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方のその他の法令
 - 2 ハバロフスク地方の国家権力機関制度
 - 3 ハバロフスク地方の自治体行政区分
 - 4 ハバロフスク地方の国有財産
 - 5 ハバロフスク地方の財政、税金と徴税、予算外資金と外貨資金
 - 6 経済、社会、エコロジー、文化の各分野におけるハバロフスク地方の政策
 - 7 ハバロフスク地方の地域間関係
 - 8 表彰、褒章、奨学金
 - 9 ロシア連邦の管轄事項以外の諸問題、ロシア連邦と連邦主体の共同管轄事項に関するロシア連邦の管轄事項以外の諸問題

第8条 ハバロフスク地方の管轄事項、ロシア連邦とハバロフスク地方の共同管轄事項に関する法律的な統制

1. ハバロフスク地方の管轄事項に基づいて、ハバロフスク地方はハバロフスク地方の法律とその他の法令を採択する権利を有する。それらの公表の手続き、発効の手続き、効力停止の手続きは、連邦の法律、本憲章、ハバロフスク地方の法律で定められる。
2. ロシア連邦の管轄問題についての法律とその他の法令を採択した場合、またロシア連邦とハバロフスク地方の共同管轄の問題に関して発効した連邦の法律にたいしてハバロフスク地方の法令が抵触した場合には、連邦の法律が優先的に適応される。
3. ハバロフスク地方管轄事項に基づいて採択されたハバロフスク地方の法律が、ロシア憲法には抵触しないものの、連邦の法律との間で齟齬が認められた場合、ハバロフスク地方の法律が優先する。

4. ロシア連邦とハバロフスク地方の共同管轄事項に関して連邦の法律が採択されるまでは、ハバロフスク地方立法議会はこの共同管轄事項に基づいて固有の法律的な統制を行使する。この共同管轄事項に基づいて連邦の法律が公布された場合、ハバロフスク地方の法律とその他の法令は連邦の法律に準ずる。

第9条 ハバロフスク地方の地域間関係、国際関係、対外経済関係

1. ハバロフスク地方は自己の権限内で、地域間、対外経済関係の自立したアクターである。
2. ハバロフスク地方は、ロシア憲法、連邦の法律、ロシア連邦国家権力機関とハバロフスク地方国家権力機関間の管轄・権限分割協定に盛り込まれている権限内で国際関係と対外経済関係を実現する権利を有する。
3. ハバロフスク地方の国際関係の組織的・法律的な形態は、国家間レベルの条約（合意）を除いて、国際舞台での一般的な形式を基盤とする。

第10条 ハバロフスク地方のシンボル

1. ハバロフスク地方は、旗、紋章、国歌を有する。ハバロフスク地方のシンボルとその利用の手続きは、ハバロフスク地方の法律で制定される。

第三章 ハバロフスク地方の自治体行政区分

第11条 ハバロフスク地方の自治体の地位

1. ハバロフスク地方は統一された領土を有し、ロシア連邦領土の構成体である。本憲章の効力発生と同時に、ハバロフスク地方が行政的に管轄する領土はハバロフスク地方を構成する。
2. ハバロフスク地方の境界線の変更は、ハバロフスク地方で実施される直接国民投票によって表明される住民の意思を尊重する。
3. ハバロフスク地方の自治体行政区分の再編成は、地元自治体の住民投票によって表明される住民の意思を尊重する。

第12条 ハバロフスク地方の自治体

1. ハバロフスク地方の自治体は、行政単位で区分けされる。

ハバロフスク地方の行政単位は、市、地区、村、集落、その他の居住区である。行政単位の一覧表は、ハバロフスク地方の法律で制定される。

2. ハバロフスク地方の行政上の中心地は、ハバロフスク市とする。ハバロフスク地方の行政中心地としてのハバロフスク市の地位は、ハバロフスク地方の法律で制定される。

第四章 ハバロフスク地方における人間と市民の権利、自由、義務

第13条 ハバロフスク地方における個人の法的な地位

1. ハバロフスク地方においては、ロシア憲法で盛り込まれている人間と市民の権利、自由、名誉と尊厳が尊重、保障される。
2. 特別な優遇措置を利用する要件はハバロフスク地方の法律に基づき、ハバロフスク地方の居住者と決める。
3. ハバロフスク地方の居住者は、連邦の法律で定められている手続きに基づいて、ハバロフスク地方に住むロシア市民と認定される。
4. ハバロフスク地方に住む市民は、ハバロフスク地方の物質的、財政的、その他の資源の補完的な特典を受けることができ、一時的な滞在者よりも優遇される。

第14条 市民の経済的な権利と自由

1. 市民は法律で経済活動を禁じられていない企業活動のために、自己の能力と資産を自由に利用する権利を有する。
2. ハバロフスク地方国家権力機関は、経済と財政分野において関連する優先的政策の策定を通して、企業活動への支援と刺激策を講じる。

第15条 社会・政治的な権利と自由

1. ハバロフスク地方に居住するロシア連邦市民は、社会・政治生活、さらには文化生活に広範に参加する権利を有する。
2. ハバロフスク地方においては、多元的なイデオロギーを前提に自由・平等な社会・政治活動と多党制が確立、保障される。
3. 政党と社会団体の目的と活動は、ロシア憲法、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律を犯してはならな

い。

4. ハバロフスク地方の国家権力機関は、社会団体の活動を妨害してはならない。
5. ハバロフスク地方の全ての社会団体は、法律のもとで平等である。
6. ハバロフスク地方の業務管理への参加の権利は、以下のよう認められている。
 - 1 市民には連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて、国家権力機関と地方自治体への選挙権と被選挙権が付与される。
 - 2 個人的、または集団的な手続きに基づいて、国家権力機関と地方自治体にたいして提案、申請、苦情を提出する。ハバロフスク地方国家権力機関、地方自治体、国家権力機関の役職者と公務員は、連邦の法律とハバロフスク地方の法律で制定されている期限内に市民にたいして文書、または口頭で回答する。
 - 3 労働組合、政党はさまざまな社会・政治団体を通して自己の利益を表明し、正当な要求を行う。
 - 4 ハバロフスク地方国民投票、さらにはハバロフスク地方の法律で制定されている直接民主主義制度を通して、ハバロフスク地方の重要な問題について意思を表明する。

第 16 条 社会・文化的な権利と自由

1. ハバロフスク地方では、社会・文化的な権利と自由が保障されている。それらを確立するために、ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体は以下のような措置を講じる。
 - 1 ハバロフスク地方の経済を安定化させ、経済の段階的な発展をはかる。
 - 2 教育施設、教育組織、研究、文化、保健、体育文化、スポーツへの全面的な支援と発展を促進する。関連する予算、予算外資金、様々な社会資金を用いて、上記の分野に資金を提供する。
 - 3 連邦の法律とハバロフスク地方の法律の範囲内で、教育施設、教育組織、研究、文化、体育文化とスポーツ、創造活動と文化慈善活動を行っている人々に、税優遇を

行う。

- 4 ハバロフスク地方にある天然資源保護区域、民族的・文化的遺産、博物館の再登録と保存、それらの経済取引からの除外措置とそれらの保存と活動の特別な法的体制を確立する。

第 17 条 居住権

1. ハバロフスク地方では、住居に対する権利を実現するための条件が創出される。ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体は、全ての財源を用いて住居建設を促進する。
2. 低所得者、連邦の法律とハバロフスク地方の法律で記されているその他の該当市民には、住居が保障される。住居は連邦の法律とハバロフスク地方の法律で定められている基準に基づいて、連邦所有住居、地方自治体所有住居、その他の住居ファンドから無料、または一定の負担金のもとで提供される。

第 18 条 社会保障と社会保護に対する権利

1. ハバロフスク地方では、病気、身体障害、扶養者の喪失、連邦の法律で制定されている事項に遭遇した場合、年齢別に社会保障を受けられる権利が保障されている。低所得者、身体障害者、高齢者、その他の保障を必要とする者に社会保障が実施され、社会的に支援される。
2. 家族、母親、子供の擁護と社会支援を目的に、ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体は、住民死亡率の低下、母子の健康維持のための計画を作成・実施する。子供と青年の正しい育成のための環境を整備、発展させる。女性の就業を国家的に支援し、女性の失業者を削減させる措置を講じ、ハバロフスク地方予算で認められている資金内で、一人暮らしの女性と子沢山の母親に社会的な支援を提供する。

第 19 条 少数民族の権利保障

1. ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体はハバロフスク地方領土内に住む全ての少数民族にたいして、民族の独自文化、伝統、習慣の保護と発展の権利を実現するために、そして少数民族の言語の利用とその研究のために支援する。

第 20 条 ハバロフスク地方北方地域住民の社会保護に対す

る権利

1. ハバロフスク地方国家権力機関は、北方地域住民、なかでも北方少数民族の権利と正当な利益を実現するために、連邦とハバロフスク地方の計画を実現し、それらを優先的に適応する。その具体策は以下のとおりである。

- 1 伝統的な狩猟と職人業への支援と発展を含む、北方地域住民の就業を保障する。
- 2 北方地域住民の生活保障のために食料と製品を適時に供給する。
- 3 社会・文化目的の施設を建設する。
- 4 北方地域における職人を育成する。
- 5 北方少数民族の古来の住居環境と伝統的な生活習慣を保護する。

第 21 条 ハバロフスク地方の情報を得る権利

1. 各人は、ハバロフスク地方と地方自治体の社会状況に関する情報、さらには国家権力機関と地方自治体での議論内容を障害なく入手する権利を有する。この場合、連邦の法律とハバロフスク地方の法律で公表が制限されている情報を除く。

第 22 条 快適な環境を求める権利

1. ハバロフスク地方では、健康で快適な環境と信頼できる十分な環境情報を求める権利を保障するために必要な措置を講じる。環境と住民の日常活動にとって特別な危険をもたらす工場とその関連施設の建設は、ハバロフスク地方国民投票と自治体住民投票の結果を含む世論を考慮に行われる。

第 23 条 健康維持と医療支援を求める権利

1. 各人には、ハバロフスク地方予算と保険料、その他の資金から構成される資金の範囲内で、国立病院と自治体病院において無料で医療サービスを受ける権利が保障されている。ハバロフスク地方では、住民の健康維持と強化を目的とする計画に資金が提供され、国立、自治体、民間の医療体制を発展させる措置が講じられる。医療保険の発展のための条件が創出される。

第 24 条 市民の権利と自由の法的な保障

1. 各人には、権利と自由の国家保障があたえられ、専門的

な法的な支援を受けるための権利が保障されている。各人は、法律で禁止されていない全ての手段を通して、自己の権利と自由をまもる権利を有する。

第五章 ハバロフスク地方の立法(代表)権力

第 25 条 ハバロフスク地方立法議会(ドューマ)

1. ハバロフスク地方国家権力立法(代表)機関は、ハバロフスク地方立法議会(ドューマ)である。ハバロフスク地方立法議会はハバロフスク地方の常設、最高、唯一の立法権力機関である。
2. ハバロフスク地方立法議会は 25 人の議員から構成され、任期は 4 年である。議員は専門家として常時活動するが、同時に本職の業務に障害をあたえてはならない。
3. ハバロフスク地方立法議会は法人格と検印を有する。
4. ハバロフスク地方立法議会の活動、議員選出の方法と組織的・法的な原則は、連邦の法律、本憲章、ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方立法議会の決議で制定される。

第 26 条 ハバロフスク地方立法議会議員

1. ハバロフスク地方立法議会議員は、連邦の法律に基づいて、選挙権を有し、ハバロフスク地方の領土内に住むロシア連邦市民によって選挙される。
2. 議員選挙は、平等、直接、秘密投票のもとで全有権者によって行われる。
3. ハバロフスク地方立法議会議員に選出されるのは、連邦の法律、本憲章、ハバロフスク地方の法律に基づいて被選挙権を有する 21 歳以上のロシア連邦市民である。
4. ハバロフスク地方立法議会議員には、立法と代表の機能が期待されている。
5. 議員が議員活動を本務として行う場合は、当の議員はその他の有給の仕事を行うことはできない。ただし、ロシア連邦の法律で明記されていない場合、教師、研究活動、芸術活動を除く。
6. 議員は在任期間中、ロシア連邦議会国家会議議員、その他の連邦主体の国家権力立法(代表)機関議員、地方自治体の代表機関議員、自治体首長、裁判長を兼任できない。さ

らにはロシア連邦公務員、そのサービス機関職員、ハバロフスク地方国家公務員、そのサービス機関職員、地方自治体職員に就くこともできない。

7. 議員は、議員の権限行使に関係しない活動を行うために、その地位を利用してはならない。
8. ハバロフスク地方立法議会議員はハバロフスク地方の領土内では、議員の不逮捕権を有する。議員に対する責任追及、議員不逮捕権の侵害、議員の権限停止に関する手続きは、連邦の法律とハバロフスク地方の法律で制定される。議員不逮捕権の破棄に関する決議は、ハバロフスク地方立法議会で採択される。

第 27 条 ハバロフスク地方立法議会活動の組織化の原則

1. ハバロフスク地方立法議会は、議員定数三分の二以上の議員が選出された時点で、活動を正式に開始する。
2. ハバロフスク地方立法議会第一回本会議は、選挙日から 30 日以内にハバロフスク地方有権者委員会によって招集される。本会議の開催を宣言するのは、ハバロフスク地方有権者委員会議長である。ハバロフスク地方立法議会議長が選出されるまでは、議員のなかの最高齢者が主宰する。
3. ハバロフスク地方立法議会活動に関する組織的、法律的、情動的、物質的・技術的な保障は、ハバロフスク地方立法議会が自主的に解決する。
4. ハバロフスク地方立法議会活動とその組織化の手続き、その役職者の権限は、連邦の法律、本憲章、ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方立法議会決議によって制定される。

第 28 条 ハバロフスク地方立法議会議長

1. ハバロフスク地方立法議会議長は、本会議において秘密投票で選出される。新しい会期の議長が選出されるまでは職務を遂行する。
2. ハバロフスク地方立法議会議長は、選出された議員の過半数の賛成で選出される。
3. 副議長は、議長の提案に基づいて秘密投票で選出する。その場合、選出議員の過半数の賛成が必要である。
4. 議長はハバロフスク地方立法議会に責任を負っており、以下の事項によって任期満了前に解任される。議長の職務

不履行に関連して一つ、または複数の委員会の提案、または議員定数三分の一以上の議員グループの提案があり、その解職案が議員定数の過半数以上の賛成があった場合である。議長の選出、辞職、任期満了前の解職案の手続きは、本憲章とハバロフスク地方の法律で制定される。

5. ハバロフスク地方立法議会議長は、以下の事項を遂行する。

- 1 連邦国家権力機関、その他のロシア連邦主体権力機関、諸外国との関係において権限内でハバロフスク地方を代表する。
- 2 ハバロフスク地方知事と政府、ハバロフスク地方の地方自治体、法人と役職者、さらにはハバロフスク地方住民との関係において、ハバロフスク地方立法議会を代表する。
- 3 本会議を召集し、議員と住民に本会議開催の時間と場所、さらに議事日程を告知する。
- 4 本会議の準備を指示し、審議事項を準備する。
- 5 ハバロフスク地方の法律に基づいて本会議を主宰し、内規を作成する。
- 6 ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方立法議会決議、本会議議事録、その他の文書に署名する。
- 7 ロシア連邦議会のためのハバロフスク地方立法議会からの代表者の選出にあたっての候補者を本会議において審議にかけ、同様にその代表者の権限の任期満了前停止に関する提案を行う。
- 8 ハバロフスク地方立法議会事務局活動を指導し、その事務局の役職者の任命と解職を行う。
- 9 専門家を雇用、解任する。
- 10 ハバロフスク地方の法律とハバロフスク地方立法議会の法令で制定されているその他の権限を行使する。

第 29 条 ハバロフスク地方立法議会事務局

1. ハバロフスク地方立法議会活動を組織的、法律的、情動的、物質・技術的に保障するために、事務局を設置する。

第 30 条 ハバロフスク地方立法議会の権限

1. ハバロフスク地方立法議会は、以下の権限を行使する。
 - 1 ハバロフスク地方憲章を採択し、その変更と補足を行

- う。
- 2 ハバロフスク地方の管轄事項、ロシア連邦と連邦主体の共同管轄事項に基づいて、ハバロフスク地方の権限内で法律的な監督を行う。
 - 3 決議を採択する。
 - 4 ロシア憲法、連邦の法律、ハバロフスク地方の法律で制定されているその他の権限を行使する。
2. ハバロフスク地方憲章とハバロフスク地方の法律を解釈する。
3. ハバロフスク地方の法律で、以下の事項が制定される。
- 1 ハバロフスク地方予算とその執行報告を承認する。
 - 2 ハバロフスク地方の行政管理機構を承認する。
 - 3 ハバロフスク地方政府の構成を定める。
 - 4 本憲章に基づいて、ハバロフスク地方立法議会の組織と活動の原則を制定する。
 - 5 ハバロフスク地方国家財産の管理と処分の手続きを制定する。
 - 6 ハバロフスク地方の予算外資金と外貨資金の形成と執行の手続きを制定し、これらの資金の歳出に関する報告を承認する。
 - 7 連邦の法律でハバロフスク地方の管轄となっている税金とその徴収、さらにはその徴税の手続きを制定する。
 - 8 ハバロフスク地方の社会・経済発展計画を承認する。
 - 9 現行の法律に基づいて、ハバロフスク地方国家財産事項の民営化の目的、手続き、要件を承認する。
 - 10 連邦の法律に基づいて、連邦財産、地域共同財産、ハバロフスク地方財産の土地の譲渡と没収の手続き、その他の天然資源の利用手続き、天然記念物の保存手続き、文化遺産の保存手続きを制定する。
 - 11 ハバロフスク地方国民投票の決定と実施の手続きを制定する。
 - 12 ハバロフスク地方立法議会と知事の選挙の実施手続きを制定する。
 - 13 議員選挙の実施手続き、地方自治体代表機関の議員選挙実施手続き、地方自治体首長の選挙実施手続きを制定する。
 - 14 地方自治体代表機関を解散し、選挙日を決定する。
 - 15 地方自治体諸機関の原則と構成を制定する。
 - 16 ハバロフスク地方の地方自治体区分とその変更手続きを制定する。
 - 17 ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方のその他の法令の違反に対する行政責任を制定する。
 - 18 ハバロフスク地方が交わす協定の締結と破棄を承認する。
 - 19 ハバロフスク地方の褒章、名誉賞、賞金、奨学金とそれらの授与手続きを承認する。
 - 20 ロシア憲法、連邦の法律、本憲章、ハバロフスク地方の法律に基づいてハバロフスク地方の管轄と権限に帰するその他諸問題を処理する。
4. ハバロフスク地方立法議会は、以下の事項を採択する。
- 1 ハバロフスク地方立法議会の活動手続きを規定する。
 - 2 ハバロフスク地方案の破棄、または採択に関する決議を作成する。
 - 3 連邦議会へのハバロフスク地方立法議会からの代表者の選出(権限の任期満了前の停止)に関する決議を作成する。
 - 4 ロシア連邦国家会議への法案提出権を実現する。
 - 5 本憲章第 38 条で盛り込まれている原則に基づいて、ハバロフスク地方知事が任期満了前に権限を停止した場合、ハバロフスク地方知事の職務執行のための役職者を任命する。
 - 6 ハバロフスク地方知事への不信任に関する決議を含む、ハバロフスク地方知事の権限任期満了前停止を作成する。
 - 7 ハバロフスク地方有権者委員会委員の半数の指名、解職を行う。
 - 8 新たに選出されたハバロフスク地方立法議会議員の権限を承認する。
 - 9 ハバロフスク地方の法律に基づいて派生する人間の権利に従って役職者の任命と解職を行う。
 - 10 ハバロフスク地方の個々の役職者を任命し、解任す

- る。任命の手続きがロシア憲法、連邦の法律、本憲章で盛り込まれている場合、役職者任命の合意が作成される。
- 11 ハバロフスク地方立法議会の選挙日と知事選挙日を決定する。
- 12 ハバロフスク地方知事の権限が任期満了前に停止した場合、知事選挙日を決定する。
- 13 ハバロフスク地方の法律で定められている場合に、ハバロフスク地方国民投票日を決定する。
- 14 ハバロフスク地方の境界線の変更に関する合意を承認する。
- 15 連邦の法律に基づいて、地方自治体代表機関の政策採択を認める。
- 16 ロシア連邦大統領にたいして、地方自治体の長の解職に関する提案を行う。
- 17 経済問題と財産関係を担当するハバロフスク地方政府第一副首相、建設と燃料・エネルギー部門担当のハバロフスク地方政府第一副首相、ハバロフスク地方財務相、ハバロフスク地方財産関係相の任命に関するハバロフスク地方知事への同意、上記の役職者の不信任（信任）表明に関するハバロフスク地方立法議会の決議に対する知事の同意を求める決議を採択する。上記の役職者の任命同意の手続きは、本憲章第 40 条第 1 項で規定される。
- 18 ロシア憲法と連邦の法律によってハバロフスク地方立法議会の権限となっている問題に関するその他の決議を採択する。
5. 本憲章とハバロフスク地方の法律で制定されている権限と形態に基づいて、ハバロフスク地方立法議会は以下の事項を実現する。
- 1 ハバロフスク地方憲章と法律の遵守と執行、ハバロフスク地方予算執行、ハバロフスク地方国家予算の処分に關して制定されている手続きの監督を、関係機関と協力して実行する。
- 2 連邦の法律とハバロフスク地方の法律で制定されているその他の権限を行使する。
6. ハバロフスク地方予算の歳入と歳出項目の執行、ハバロ

フスク地方予算外資金と外貨資金の利用、ハバロフスク地方国家財産の利用についての監督を組織化し、実現する目的で、ハバロフスク地方立法議会はハバロフスク地方の法律で制定される監督機関を創設し、その法的な地位、組織化と活動の手続きを定める。

第 31 条 ハバロフスク地方立法議会への法案提出権

1. 法案提出権を有するのは権限で認められている範囲内で、ハバロフスク地方立法議会議員、ハバロフスク地方立法議会常設委員会、ハバロフスク地方知事、ハバロフスク地方選出のロシア連邦議会連邦会議議員、ハバロフスク地方選出のロシア連邦議会国家会議議員、地方自治体議員、ハバロフスク地方裁判官、ハバロフスク地方調停裁判所裁判官、ハバロフスク地方検察局判事である。
2. 法案提出権の実現の手続きは、ハバロフスク地方の法律で制定される。

第 32 条 ハバロフスク地方立法議会における法律と決議の採択手続き

1. ハバロフスク地方の法律は、ハバロフスク地方立法議会議員定数の過半数で採択される。法令に関する決定は、選出されている議員の過半数で採択される。活動に関するハバロフスク地方立法議会決定は、本会議に出席している議員の過半数で採択される。
2. ハバロフスク地方知事の承認が必要な法案は、必ず本会議定例会の議事を経る。税金の導入と廃止、税金支払いの免除に関する法案、ハバロフスク地方の財政負担の変更に關する法案、ハバロフスク地方予算の資金による歳出項目に関する法案は、ハバロフスク地方知事の提案、または彼の承認に基づいてハバロフスク地方立法議会で審議される。ハバロフスク地方の法案は、二回以上の読会で審議されねばならない。
- 二回の読会を経て採択された法案がハバロフスク地方知事によって修正された場合、ハバロフスク地方立法議会は必ず本会議定例会の第二読会に差し戻し、知事の修正を審議しなければならない。
- このような場合の採択は、一回に限られる。
3. ハバロフスク地方の法律は公表され、その公表の後に効

力を発する。人間と市民の権利と自由の擁護に関するハバロフスク地方立法議会の法律と決議は、公表から 10 日後に効力を発する。その他の問題に関する決議は、ハバロフスク地方の法律で制定されている期限で効力を発する。

4. ハバロフスク地方立法議会で採択されたハバロフスク地方の法律と決議は、議長によって署名される。ハバロフスク地方立法議会で採択されたハバロフスク地方の法律は、採択から 10 日以内に公表のためにハバロフスク地方知事に送付される。ハバロフスク地方知事は、特別の法令集を発行して法律の公表をするか、もしくは先の法律が知事に送付されてから 10 日間の作業期間内に法律の拒否を発表しなければならない。ハバロフスク地方知事がハバロフスク地方の法律を拒否した場合、上記の法律はハバロフスク地方立法議会議員定数三分の二以上の議員の賛成があれば、原案のままで採択される。原案で採択されたハバロフスク地方の法律をハバロフスク地方知事は再度拒否することはできず、法律がハバロフスク地方立法議会で採択されてから 14 日以内に公表される。

第 33 条

1. ハバロフスク地方立法議会の権限は以下の場合に、任期満了前に停止する。
 - 1 議員定数三分の二以上の賛成で解散の決議を採択した場合。ハバロフスク地方立法議会は、ロシア憲法違反に関するロシア連邦憲法裁判所の判決、さらには連邦の法律とハバロフスク地方の法律の何度かの違反に関するロシア連邦最高裁判所の判決、またはハバロフスク地方裁判所の判決があった場合、正規の手続きに基づいて一ヶ月以内に解散に関する議題を審議する。
 - 2 本憲章第 33 条第 2 項により、ハバロフスク地方立法議会の解散はハバロフスク地方知事が行う。
 - 3 議員の権限も含めてハバロフスク地方立法議会議員の違法性について、ハバロフスク地方裁判所の判決があった場合。
 - 4 連邦の法律で記されている手続きと原則に基づいて、ハバロフスク地方立法議会が解散した場合。
2. ハバロフスク地方知事は、ロシア憲法、ロシア連邦の専

権事項、ロシア連邦と連邦主体の共同権限事項、ハバロフスク地方憲章に抵触する法律を、ハバロフスク地方立法議会が採択し、しかもそれらの違法性が関係裁判所で確定し、裁判所の判決から六ヶ月間にハバロフスク地方立法議会が訂正しない場合、ハバロフスク地方立法議会任期満了前解散に関する決定をくだすことができる。ハバロフスク地方立法議会権限任期満了前の解散に関するハバロフスク地方知事の決定は、決議の形式をとる。

3. ハバロフスク地方立法議会が任期満了前に解散した場合、ハバロフスク地方知事は立法議会(ドューマ)の選挙日を決定する。選挙日は、選挙の実施が決定してから 180 日以内に、70 日以上を経過した後に実施される。
4. ハバロフスク地方立法議会議員の権限は、議員定数三分の二以上が選出された時点で効力を停止する。

第六章 ハバロフスク地方国家執行権力

第 34 条 ハバロフスク地方知事

1. ハバロフスク地方知事はハバロフスク地方の首長であり、ハバロフスク地方最高国家権力執行機関(政府)を指揮する。ハバロフスク地方知事は連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて、ハバロフスク地方領土内では不可侵の権限を有する。
2. ハバロフスク地方知事は、ハバロフスク地方に在住し、連邦の法律に基づいて選挙権を有するロシア連邦市民によって、有権者の平等を原則に直接、秘密投票のもとで選挙される。ハバロフスク地方知事の被選挙権は、連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて被選挙権を有するロシア連邦市民に付与される。ハバロフスク地方知事は 4 年の任期で、連続二期を限度に選出される。
3. ハバロフスク地方知事に委任される基本原則は、連邦の法律とハバロフスク地方の法律を基盤に執行・管理活動にある。
4. ハバロフスク地方知事の地位、組織、選挙手続きは、連邦の法律、本憲章、ハバロフスク地方の法律で制定される。
5. ハバロフスク地方知事は、30 歳以上のロシア連邦市民でなければならない。

6. ハバロフスク地方知事はロシア連邦の法律で制定されていない限り、ハバロフスク地方立法議会議員、地方自治体代表機関議員を兼任することはできず、教師、研究活動、創作活動を除く有給の職に就くことはできない。

第 35 条 ハバロフスク地方知事の権限

1. ハバロフスク地方知事の権限は以下のとおり。

- 1 連邦国家権力機関、ロシア連邦主体国家権力機関、地方自治体との関係においてハバロフスク地方を代表し、国際関係と対外経済関係においては協議する権利を有し、ハバロフスク地方の名において協定と合意書に署名する。ロシア連邦主体の管轄、ロシア連邦とロシア連邦主体の共同管轄事項における連邦主体の権限に関する諸問題でロシア連邦が締結する国際条約に、連邦の法律で制定されている手続きに基づいて同意する。ハバロフスク地方予算からの補足的な資金の提供が求められる条約については、批准のためにハバロフスク地方立法議会に提出される。
- 2 連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて、ハバロフスク地方最高国家権力執行機関（ハバロフスク地方政府）を構成する。
- 3 ハバロフスク地方政府の活動を指導する。
- 4 ハバロフスク地方立法議会、ハバロフスク地方のその他の国家権力機関、地方自治体、法人と役職者、ハバロフスク地方住民との関係では、ハバロフスク地方政府を代表する。
- 5 ハバロフスク地方政府からロシア連邦議会連邦会議に派遣される代表者を指名する。
- 6 ハバロフスク地方年次予算とその執行報告をハバロフスク地方立法議会で行う。
- 7 ハバロフスク地方の社会・経済状況とハバロフスク地方政府の活動の基本方針を、半年に一度ハバロフスク地方立法議会で発表する。
- 8 ハバロフスク地方立法議会に関する予算の歳出を除いて、ハバロフスク地方予算の執行責任者である。
- 9 ドューマにたいして、ハバロフスク地方の次年度予算案と同時にハバロフスク地方政府の構成を提案する。

10 ハバロフスク地方立法議会に法案を提出する。

11 審議権をもってハバロフスク地方立法議会の活動に参加する。

12 特別な法令集を作成し、ハバロフスク地方の法律を公表し、またはそれを破棄する。

13 本憲章第 33 条第 2 項で記されている場合、ハバロフスク地方立法議会権限任期満了前の停止に関する決定を採択する。

14 ハバロフスク地方立法議会権限任期満了前の停止の際、新しい議員選挙日を決定する。

15 ハバロフスク地方立法議会本会議臨時会を招集し、同様に制定されている期限内に第一回本会議を開催する。

16 ハバロフスク地方領土内で非常事態が導入された場合、速やかにハバロフスク地方立法議会に報告する。

17 ハバロフスク地方の経済、エコロジー、社会、文化、民族的な発展のためにハバロフスク地方としての政策を作成し、実現する。

18 ロシア連邦大統領、ロシア連邦政府にたいして、権限の範囲内でロシア大統領令案とロシア政府決定案を審議のために提出する。

19 ロシア連邦国家勲章、褒章、賞金を提案する。

20 ロシア連邦憲法裁判所に提訴する権利を有する。

21 連邦執行権力機関地方事務所の役職者の任命と解任に合意する。

22 ハバロフスク地方領土内では、連邦執行権力機関地方事務所と相互協力しあう。

23 連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて、ハバロフスク地方国家財産である企業、機関、施設の役職者を任命する。

24 ハバロフスク地方有権者委員会の半数の委員を指名、解職を行う。

25 ロシア連邦の法律に基づいて、地方自治体の長にたいして措置を講じるように文書で進言する。

26 ハバロフスク市内の地方自治体の長を除いて、地方自治体の長を解任し、新しい選挙日を定める(地方自治

体の長が自治体住民に選挙で選ばれている場合に限る)。

- 27 地方自治体憲章で手続きが制定されていない場合、地方自治体の長を解任したあと、新しい長が選挙で選出されるまでの期間、地方自治体の長の代行者を指名する。
- 28 ハバロフスク市内の地方自治体の長の解任に関する提案を、ロシア大統領に行う権利を有する。
- 29 連邦の法律によって連邦執行権力機関の権限の一部は地方自治体に譲渡されている場合、その執行を監督する。
- 30 自己の権限内で法令(決定と処分)を採択する。
- 31 ハバロフスク地方の行政単位の変更に必要な要件を作成し、それに関する措置を実現する。
- 32 ハバロフスク地方立法議会における全権代表者を任命する。
- 33 ハバロフスク地方政府構成メンバーの候補者に関する提案を、ハバロフスク地方立法議会に行う。
- 34 連邦の法律とハバロフスク地方の法律で制定されているその他の権限を行使する。

2. ハバロフスク地方知事は自己の権限の行使にあたって、ロシア憲法、連邦の法律、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律を遵守し、ロシア大統領令とロシア政府の決定を遂行する。

第 36 条 ハバロフスク地方政府

1. ハバロフスク地方政府は、ハバロフスク地方において常設で活動する最高国家権力執行機関である。
2. ハバロフスク地方政府は、合議制機関である。
3. ハバロフスク地方政府の構成メンバーとして、ハバロフスク地方政府議長の地位にあるハバロフスク地方知事、ハバロフスク地方第一副議長、ハバロフスク地方政府副議長、ハバロフスク地方閣僚が加わる。
4. ハバロフスク地方政府は法人格を有し、印章を有する。
5. ハバロフスク地方政府は、ハバロフスク地方の法律で制定されている権限内でハバロフスク地方立法議会に報告義務を負う。
6. ハバロフスク地方政府の地位、構成、組閣手続き、権限は本憲章、連邦の法律、ハバロフスク地方の法律で制定さ

れる。

7. ハバロフスク地方政府は、ハバロフスク地方執行権力の権限を実現し、社会・経済発展の職務を遂行し、ハバロフスク地方領土内でロシア憲法、連邦の法律、ロシア大統領とロシア政府の法令、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方のその他の法令を遵守する。
8. ハバロフスク地方政府の財政は、個々の規定に基づいてハバロフスク地方予算から歳出される。

第 37 条 ハバロフスク地方政府の権限

1. ハバロフスク地方政府の権限は以下のとおりである。
 - 1 人間と市民の権利と自由の実現、保障、擁護、財産と社会秩序の維持、犯罪撲滅に関する措置を自己の権限内で講じる。
 - 2 ハバロフスク地方知事がハバロフスク地方立法議会に提出するハバロフスク地方予算案、さらにはハバロフスク地方社会・経済発展計画案を作成する。
 - 3 ハバロフスク地方知事がハバロフスク地方立法議会に提出するために、ハバロフスク地方予算を執行し、その予算報告を作成し、ハバロフスク地方社会・経済発展計画の実施報告を準備する。
 - 4 連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいてハバロフスク地方国有財産を管理、処分する。さらに連邦の法律とロシア連邦のその他の法令に基づいて管理が委ねられている連邦財産を管理・処分する。
 - 5 その他のハバロフスク地方執行権力機関を構成し、その効率的な活動を確立する。法律で付与された権限内で、地方自治体執行権力の機能を監督する。
 - 6 地方自治体の法律がロシア憲法、連邦の法律、ロシア連邦のその他の法令、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律、ハバロフスク地方のその他の法令に抵触している場合、地方自治体、その選出機関、またはその役職者にたいして抵触している法律をロシア連邦の法律に基づいて採択するように提言する。同時に、裁判所に提訴する権利を有する。
 - 7 ロシア憲法、本憲章、連邦の法律、ハバロフスク地方

の法律に抵触しない限り、管轄と権限分割に関する連邦執行権力機関との協定、権限の一部の実行に関する相互の付与に関する合意を、ロシア連邦の法律に基づいて締結する。

第 38 条 ハバロフスク地方知事任期満了前の権限停止。ハバロフスク地方政府の退陣

1. ハバロフスク地方知事は以下の場合、任期満了前に権限を停止する。

- 1 知事の死亡
- 2 ハバロフスク地方立法議会による知事不信任表明ともなう解職
- 3 自己都合による辞任
- 4 連邦の法律に記されている手続きと原則に基づくロシア大統領による解職
- 5 裁判所による職務遂行の不能、またはその一部不能の決定
- 6 裁判所による行方不明の認定、または死亡宣告
- 7 裁判所による有罪判決
- 8 永住を目的としたロシア連邦領土外への退去
- 9 ロシア連邦国籍の喪失

2. ハバロフスク地方立法議会は以下の事項の場合、ハバロフスク地方知事に不信任を表明する。

- 1 ロシア憲法、連邦の法律、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律に抵触する法令を發布し、それらの抵触が関連裁判所によって確定し、しかもハバロフスク地方知事が裁判所の判定から一ヶ月以内にその抵触を修正しない場合
- 2 ロシア憲法、連邦の法律、ロシア大統領令、ロシア政府決定、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律を重大に侵犯し、しかも市民の権利と自由を強く侵害する場合

3. ハバロフスク地方知事不信任に関するハバロフスク地方立法議会の決定は、議会議員定数三分の一以上の議員の発案があり、議員定数三分の二以上の賛成で採択された場合。

4. ハバロフスク地方知事に対するハバロフスク地方立法議会による不信任の決定があった場合、ハバロフスク地方知

事は速やかに辞任する。

5. 連邦の法律と本憲章第 38 条第 4 項に記されている原則に基づいて、ハバロフスク地方政府が退陣した場合、その政府は新しい組閣があるまで活動を継続する。

6. 本条第 1 項に記されている原則に基づいてハバロフスク地方知事の権限が任期満了前に停止した場合、知事の代行としてハバロフスク地方政府第一副議長がハバロフスク地方立法議会によって指名される。

7. ハバロフスク地方知事代行は、ハバロフスク地方立法議会の解散に関する決定を採択することはできない。本会議臨時会の招集を要求できない。ハバロフスク地方憲章の修正と補足の提案をできない。本会議第一回定例会を招集できない。

8. ハバロフスク地方知事の権限が任期満了前に停止した場合、ハバロフスク地方立法議会はハバロフスク地方知事投票日を決定する。その投票日は、選挙の実施決定が採択されてから 180 日以内、70 日経過したあとに設定される。

9. ハバロフスク地方政府の閣僚に対するハバロフスク地方立法議会の不信任表明があった場合、その閣僚は速やかに職を辞する。地方立法議会における閣僚に対する不信任決定は、議会議員定数三分の一以上の議員の発案があり、議員定数三分の二以上の賛成で採択される。ハバロフスク地方立法議会が閣僚に対する不信任表明を決定できる根拠は、連邦の法律とハバロフスク地方の法律の違反が明らかであり、裁判所の判決がある場合に限られる。

第 39 条 ハバロフスク地方知事令、ハバロフスク地方政府の決定、その他のハバロフスク地方執行権力機関の決定

1. ハバロフスク地方知事は、ロシア憲法、連邦の法律、ロシア大統領令、ロシア連邦政府の決定、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律を実施するにあたって、決定と知事令を発表する。

2. ハバロフスク地方政府は、ロシア憲法、連邦の法律、ロシア大統領令、ロシア連邦政府の決定、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律を実施するにあたって、決定を発表する。ハバロフスク地方政府の決定は、ハバロフスク地方知事、つまりハバロフスク地方政府議長によって

署名される。

3. ハバロフスク地方のその他の執行権力機関は、ハバロフスク地方政府によって制定される場合、その権限内で決定を発表する。
4. 権限内で採択されたハバロフスク地方知事令、ハバロフスク地方政府の決定は、ハバロフスク地方において執行される。
5. ハバロフスク地方知事令、ハバロフスク地方政府の決定は、ロシア憲法、ロシア連邦の管轄事項とロシア連邦・連邦主体の共同管轄事項に基づいて採択されている連邦の法律、ロシア大統領令、ロシア連邦政府の決定、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律に抵触してはならない。

第 40 条 ハバロフスク地方政府役職者の責任

1. ハバロフスク地方政府役職者は、連邦の法律とハバロフスク地方の法律に盛り込まれている責任を負う。

第 40 条第 1 項 ハバロフスク地方政府閣僚の任命同意の手続き

1. ハバロフスク地方知事は本憲章に記されている閣僚の辞任から一ヶ月以内に、経済・財産問題担当のハバロフスク地方第一副議長、建設・燃料・エネルギー担当の第一副議長、ハバロフスク地方財務相、ハバロフスク地方財産関係相の任命同意に関する提案をハバロフスク地方立法議会に行う。
2. この提案は、ハバロフスク地方立法議会で 10 日以内に審議される。
3. 閣僚任命に関するハバロフスク地方立法議会の決定は、一人ひとりの閣僚ごとに行われ、議会議員定数の過半数の賛成で採択される。この議案に関する議会の不採択は、閣僚に任命の同意を拒否することを意味する。
4. この議案をハバロフスク地方立法議会が不採択した場合、ハバロフスク地方知事は 10 日以内に新しい閣僚案を再び議会に提案する。
5. ハバロフスク地方知事は任命に同意を得るために、ハバロフスク地方立法議会にたいして三人を限度に候補者を提案する。この場合、そのなかのひとりの候補者について

は二度以上提案することはできない。

6. ハバロフスク地方立法議会がハバロフスク地方知事によって提案された三人の候補者のだれ一人として同意しなかった場合、知事は三人のなかから自由に一人を任命できる権利を有する。

第七章 ハバロフスク地方立法権力機関と執行権力機関の相互関係

1. 国家権力を立法、行政、司法に分立するという憲法的原則に基づいて、ハバロフスク地方立法議会、知事、政府は自己の権限を自主的に行使する。
2. ハバロフスク地方立法議会、知事、政府、その他の執行権力機関はロシア憲法と連邦の法律、ハバロフスク地方の法律を基盤に、ハバロフスク地方の経済、社会発展の過程を効率的に管理する目的で、ハバロフスク地方とその住民のために相互に協力する。
3. ハバロフスク地方知事令、ハバロフスク地方執行権力機関の決定は、それらに署名があった日にハバロフスク地方立法議会に送付される。
4. ハバロフスク地方立法議会は、本憲章第 41 条第 3 項に記されている内容に基づいて、法令の修正と(または)補足、さらにはそれらの廃止に関する提案をハバロフスク地方知事、またはハバロフスク地方執行権力機関に提案する。ハバロフスク地方立法議会はそれらの法令を、法的な手続きにおいて、もしくは制定されている手続きにおいて、ロシア連邦憲法裁判所に提訴する権利を有する。
5. ハバロフスク地方立法議会はハバロフスク地方の法律で制定されている期間内に、活動、ハバロフスク地方の法案、議会決議案をハバロフスク地方知事に送付する。
6. ハバロフスク地方立法議会で採択されたハバロフスク地方の法律と決議は、署名の日にハバロフスク地方知事に送付される。
7. ハバロフスク地方知事はハバロフスク地方立法議会決議に修正と(または)補足を提案する権利を有する。同時に、法的な手続きに基づいて決議と発効したハバロフスク地方の法律を公表する。

第 42 条 ハバロフスク地方立法議会の活動へのハバロフスク地方知事と政府関係者の参加

1. ハバロフスク地方立法議会との相互協力を実現するために、ハバロフスク地方知事、または知事全権代行者、政府関係者は以下の権利を有する。

- 1 ハバロフスク地方立法議会の公開と非公開の本会議に参加する。
- 2 ハバロフスク地方立法議会の議事日程に関して報告する。
- 3 法案採択前に報告する。

2. ハバロフスク地方知事、またはその全権代行者は、ハバロフスク地方の法律で記されている期間内にハバロフスク地方立法議会の審議にかけられる法案について報告する。期間内に報告がなかった場合、報告なしで法案は審議されることになる。

3. ハバロフスク地方政府関係者は、ハバロフスク地方立法議会招聘に基づいて本会議と議会各種委員会に出席し、議員の質問に答えなければならない。関連する議会議員の招聘については、議会本会議、または議会委員会会議の開催の 5 日以上前にハバロフスク地方政府関係者に告知される。議会本会議、または議会内委員会会議への出席が不可能な場合、ハバロフスク地方政府関係者はこのことを議会に連絡し、本会議に出席、質問に答えられる役職者を指名する。

第 43 条 ハバロフスク地方国家権力執行機関の活動におけるハバロフスク地方立法議会議員の参加

1. ハバロフスク地方立法議会議員は、ハバロフスク地方国家権力執行機関の活動に参加し、議事日程に基づいて報告、提案を行う。

第 44 条 ハバロフスク地方国家権力機関間の対立の解決

1. 権限行使の問題で生じるハバロフスク地方立法議会とハバロフスク地方知事、さらにはハバロフスク地方政府の間の対立は、本憲章とハバロフスク地方の法律で記されている合意手続きに基づいて解決される。合意が達成されない場合には、法的な手続きで解決される。
2. ロシア連邦国家権力機関とハバロフスク地方国家権力機関との間の権限に関する対立、ハバロフスク地方立法議会、

ハバロフスク地方知事、ハバロフスク地方政府間の権限に関する対立は、ロシア連邦憲法裁判所で解決される。

第八章 司法権力

1. ハバロフスク地方における司法活動は、裁判所法廷で実現される。ハバロフスク地方における司法権力は連邦司法制度を構成し、世界的な規範に適合する。

2. 司法権力は独立しており、立法権力と執行権力に関係なく機能する。

3. 裁判所の組織化と活動の手続きは、ロシア連邦憲法と連邦の法律によって規定される。

第 46 条 ハバロフスク地方裁判所、ハバロフスク地方調停裁判所、市裁判所、地区裁判所

1. 裁判所判事の任命は、連邦の法律に基づく。

第 47 条 裁判所の活動への協力

1. ハバロフスク地方立法議会と知事は、裁判所の活動に協力する。

第九章 法律、法秩序、社会安全の確立

第 48 条 ハバロフスク地方検事局

1. ハバロフスク地方検事局は、連邦の法律「ロシア連邦検事局」に基づいて活動する。

2. ハバロフスク地方検事長は、ハバロフスク地方立法議会と地方政府の同意に基づいて、ロシア連邦検事総長によって任命される。その他の検事は、ロシア連邦検事総長によって任命される。

第 49 条 国家安全保障の確立

1. ハバロフスク地方領土内の個人、住民、社会、国家の安全保障は、ロシア連邦国防軍、国境警護隊と国内警備隊、内務省機関、連邦安全省、税務機関、非常事態委員会、市民防衛隊の結成によって実現される。

2. ハバロフスク地方立法議会と知事は、権限内においてハバロフスク地方の安全状況に関する情報を得る。

第 50 条 内務機関、警察

1. 警察を含む内務機関は、市民の生活、健康、権利、自由を保護し、法的な侵害から社会と国家の利益を防衛する。

これらの機関の活動は、連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づく。

2. ハバロフスク地方政府はハバロフスク地方予算を用いて、ハバロフスク地方社会安全警察を創設する。その設置、任務、活動に関する手続きは、連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて定められる。

第十章 地方自治

第 52 条 地方自治の原則

1. ハバロフスク地方の地方自治は、ロシア憲法によって認められ、保障される。自治体の諸問題を直接に、または地方自治体の諸機関を通して解決する。地方自治は、歴史的な伝統と地方の慣習に基づく。
2. 地方自治は、ハバロフスク地方全土の市、村、その他の区域で実現される。地方自治の区域(地区、市、村、その他の行政単位)は、歴史的な伝統と地域的な慣習を考慮に入れて、連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて制定される。

第 53 条 地方自治実現への市民権

1. ハバロフスク地方領土に住むロシア連邦市民は、住民投票、選挙、会合、会議、その他の直接的な意思表示の方法を通して、さらには地方自治体の選出機関とその他の機関を通して、市民の権利としての投票権の保障に基づいて地方自治の権利を行使する。

第 54 条 ハバロフスク地方における地方自治の法的原則

1. ハバロフスク地方における地方自治は、ロシア憲法、連邦の法律、ハバロフスク地方憲章、ハバロフスク地方の法律、地方自治体憲章、地方自治体の条例に基づいて実現される。

第 55 条 地方自治体憲章

1. 地方自治体は憲章を有し、そのなかで地方自治体の区域と構成、地方自治体の管轄事項、形態、地方自治体の諸問題の解決にむけての住民参加の手続きと保障、選出機関とその他の機関の権限と構成、地方自治体の経済基盤と財政基盤、さらには地方自治体の組織と活動のその他の諸規定を制定する。

2. 地方自治体憲章は、ハバロフスク地方の法律に盛り込まれている手続きに基づいて、国家登録を行う。

第 56 条 地方自治体の諸機関

1. 地方自治体における代表機能、管理機能、執行機能、監督機能、その他の機能を実現するために、地方自治体機関が設立され、関連する権限が付与される。
2. ハバロフスク地方の市、地区、村、その他の居住区における地方自治体機関とは、選出（代表）機関とその他の諸機関である。住民数の少ない居住区においては、住民の意思表示を実現するために、地方自治体機関にかわって直接民主主義（市民会議）を利用することができる。
3. 地方自治体機関は、ハバロフスク地方国家権力機関機構には加わらない。
4. 地方自治体の選出機関は、全住民の平等、直接選挙、そして秘密投票を原則に構成される。選挙実施の手続きは、ハバロフスク地方の法律で制定される。

5. コミュニティーは、市民の会合、審議機関（ソビエト、住宅委員会、町内会、住居区画委員会、小地区の委員会とソビエト）を通して、住民によって直接的に運営される。

第 56 条第 1 項 地方自治体の長、その他の地方自治体選出役職者

地方自治体憲章では、地方自治体において地方自治を行使するために活動を指揮する地方自治体の長（選出役職者）、さらには地方自治のその他の選出役職者のポストが設置される。

第 57 条 地方自治体におけるハバロフスク地方管轄事項

1. ハバロフスク地方の管轄は、以下のとおりである。
 - 1 ハバロフスク地方の地方自治法の採択と修正、その遵守の監督
 - 2 ハバロフスク地方の地方自治法をロシア憲法、連邦の法律に合致させる
 - 3 ハバロフスク地方国家財産の地方自治体財産への譲渡手続きとその調整
 - 4 ハバロフスク地方予算と地方自治体予算間の調整
 - 5 地方自治体財政の健全化
 - 6 ハバロフスク地方の法律による個々の国家権限の地

方自治体への委任とそれらを実現するために必要な物質的、財政的な資金の譲渡、付与された権限の実現に対する監督 7 地方自治発展のためのハバロフスク地方としてのプログラムの採択 8 地方自治に対する市民権の擁護 9 地方自治体の財政的自立にむけての国家保障の付与 10 地方自治体の形成、統合、改編、または廃止の手続きの制定、その境界線と名称の変更 11 ハバロフスク地方国家権力機関で採択された決定によって生じた補足的歳出の地方自治体への出費 12 ハバロフスク地方の法律に基づいて、歴史的伝統と地域的慣習を考慮して少数民族が住む地方自治体を発展させる 13 地方自治の実現に関連して、行政による法律違反に関するハバロフスク地方の法律の採択と修正 14 地方自治体憲章登録手続きの制定	10 地方自治体内の土地利用の監督 11 自治体管轄の水資源、天然資源の利用の規制 12 自治体のエネルギー、ガス、上下水道の組織化、供給、発展 13 住民と自治体施設への燃料供給のための条件づくり 14 自治体管理道路の建設 15 自治体教育の充実 16 廃材の再利用 17 自治体文書の整理 18 交通網、郵便網の整備 19 商業サービス、公共食堂、日常サービスの整備 20 文化施設の整備 21 歴史と文化の記念碑の保存 22 情報サービスの組織化 23 自治体教育における情報活動の整備 24 自治体教育における体育文化とスポーツの発展整備 25 住民への社会支援と就業保障への協力 26 環境整備 27 火気安全対策
第 58 条 地方自治体の管轄事項 1. ハバロフスク地方において自治体の管轄になっているのは地方の諸問題、地方自治体と分割している個々の国家的権限である。 2. 地方自治体の問題となっているのは、以下のとおりである。 1 地方自治体財産の所有、利用、処分 2 自治体予算の形成、承認、執行。自治体税とその徴収の制定。自治体に関するその他の財政問題の解決。 3 地方自治体の総合的な社会・経済発展 4 地方自治体所有住宅とその非居住区画の管理と利用 5 自治体の運営する幼稚園、小学校、専門学校の組織化、運営、発展 6 自治体の運営する保健所、住民衛生施設の建設 7 社会秩序の維持、社会秩序管理機関の運営、それらの活動の監督 8 地方自治体建設計画の調整 9 住居、社会・文化、日常生活にかかわる施設の建設のための条件づくり	地方自治体は、管轄から除外され、その他の自治体と国家権力機関の管轄に入っていない、その他の諸問題を審議する。 3. 自治体の管轄事項、自治体所有物、自治体財源はハバロフスク地方の法律で明記され、市については市憲章で明記される。地方自治体の管轄事項分割は、地方自治体の経済、財政の自主性を保障する。地方自治体間の従属関係は認められない。 4. 個々の国家権限の地方自治体への分割は、連邦の法律で行われ、必要な物質的、財政的な資金移転についてはハバロフスク地方の法律で定められる。付与された権限の実現は、ハバロフスク地方国家権力機関が監督する。個々の国家権限を地方自治体が行使するにあたっての監督の要件と手続きは、連邦の法律とハバロフスク地方の法律に準じて制定される。 第 59 条 地方自治体の経済基盤 1. 地方自治体の経済基盤を構成するのは、自治体所有財産、管理が地方自治体に委任されている国有財産、ハバロフス

ク地方の法律に基づいて地方自治体住民の要求を満たすために必要なその他の財産である。

第 60 条 地方自治体予算

1. 地方予算とは、地方自治体予算を意味する。
2. 地方予算の作成、承認、執行、予算執行の監査は、地方自治体が自主的に実施する。予算の作成、承認、さらには予算執行報告の承認に対する干渉は認められない。
3. 地方予算では、地方自治体ではない居住区、領土への歳出は可能である。

第十一章 ハバロフスク地方の経済・財政基盤

第 61 条 ハバロフスク地方の経済基盤

1. ハバロフスク地方の経済基盤を構成するのは国有財産、地方自治体所有財産、私有財産、社会組織の財産、一人ひとりの市民の知的財産、創造団体の知的財産、その他の財産形態である。これらは、社会・経済と文化領域の効率的な発展、人間の生活と発展のための要件の創設に利用される。

第 62 条 土地と天然資源

1. 土地、地下資源、水、植物、その他の天然資源は、ハバロフスク地方に住む住民の生活と活動の基盤となる。
2. ハバロフスク地方住民の財産である土地とその他の天然資源の所有、利用、処分の手続きは、連邦の法律とハバロフスク地方の法律で制定される。

第 63 条 ハバロフスク地方所有財産

1. ハバロフスク地方財産は、以下のとおりである。
 - 1 連邦の法律とハバロフスク地方の法令に関係する天然資源(土地、地下資源、水資源、植物、動物など)
 - 2 ハバロフスク地方予算と予算外予算、外貨基金
 - 3 ハバロフスク地方予算で創設、または取得された、または制定されている手続きに基づいてハバロフスク地方に譲渡された企業、施設、組織
 - 4 ハバロフスク地方債
 - 5 合意、協定に基づいて、その他の基盤に従って、さらには外国の法律を含む連邦の法律、ハバロフスク地方の法律、その他の法律に基づいてハバロフスク地方の権限

であるハバロフスク地方の財産

6 ハバロフスク地方国家権力機関の財産

7 その他のハバロフスク地方国家財産

2. ハバロフスク地方財産は、国家財産の形態をとる。ハバロフスク地方は自主的に、ハバロフスク地方財産を所有、利用、処分できる。
3. ハバロフスク地方財産の内容は、ハバロフスク地方財産表に明記され、ハバロフスク地方政府の提示に基づいてハバロフスク地方立法議会によって定期的に確認、変更される。

第 64 条 ハバロフスク地方財政

1. ハバロフスク地方財政は、ハバロフスク地方予算、予算外予算、外貨資金、連邦の予算からハバロフスク地方に歳出される割当金、現行の法律に基づいてハバロフスク地方が取得するその他の資金から構成される。
2. 企業と組織外の、そして直接にハバロフスク地方予算にかかわらないハバロフスク地方財産である財政は、ハバロフスク地方国有財産である。
3. ハバロフスク地方財政は共同の経済計画、法秩序計画、自然保護計画、社会計画を予算化するために、その他のロシア連邦主体の財政、外国を含む法人と市民の財政と結びつく。
4. ハバロフスク地方の法律、執行の各機関は、ハバロフスク地方財政の全体的な安定化を図る。
5. ハバロフスク地方国家権力機関は、連邦とハバロフスク地方の法律に定められている手続きに基づいて、財政・貸与機関と組織を創設する。

第 65 条 ハバロフスク地方予算制度

1. ハバロフスク地方予算制度は、ハバロフスク地方予算と地方自治体予算から構成され、その一つひとつは自立している。
2. ハバロフスク地方予算は、社会・文化分野と住民の社会保障計画の活動に財政的な支援を行い、国民経済の重要分野の社会的な発展を促し、ハバロフスク地方の法律で制定されている割当金の範囲内で、ハバロフスク地方国家権力機関の活動のための予算化を行う。

3. ハバロフスク地方予算の歳入は、連邦の法律とハバロフスク地方の法律に記されている財源、さらにはハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体の活動の結果として認められているその他の財源から構成される。

第 66 条 ハバロフスク地方税制

1. ハバロフスク地方税制は権限内で、連邦の法律とハバロフスク地方の法律、地方自治体の決定を基盤に形成される。

2. ハバロフスク地方国家権力機関の合意に基づいて、連邦の法律によって規定される控除の形で、またはその他の手続きに従って、連邦税の一部がハバロフスク地方予算とハバロフスク地方予算外予算に歳出される。

第 67 条 ハバロフスク地方予算外予算と外貨基金

1. ハバロフスク地方立法議会と地方自治体代表機関は、銀行で特別口座をもつ予算外予算を開設し、その目的にそってハバロフスク地方政府、市行政機関、地区行政機関が歳出する。

2. 予算外予算の財源は、以下のとおりである。

- 1 ハバロフスク地方国家権力機関の政策によって取得される歳入
- 2 法人の自主的な寄付金
- 3 その他の歳入

3. ハバロフスク地方立法議会と地方自治体代表機関は連邦の法律に基づいて、法人による外貨支払いとその他の財源から構成される。

第十二章 ハバロフスク地方の社会・文化分野の諸原則

第 68 条 教育

1. ハバロフスク地方の教育機関は運営形態に関係なく、以下の施設から構成される。

- 1 就学前施設
- 2 義務教育施設(小学校、中学校)
- 3 中等職業専門学校
- 4 教程を満たすための補習教育施設

2. 連邦の法律とハバロフスク地方の法律に基づいて、ハバロフスク地方立法議会は以下の事項を制定する。

- 1 教育発展の計画、プログラムを承認する。
- 2 ハバロフスク地方管轄下にある教育施設の定数と配置に関する一般的手続きを制定する。
- 3 教育予算化の規範を制定する。

3. ハバロフスク地方政府は、以下の権限を行使する。

- 1 教育管理機関を設置し、その指導部を指名する。
- 2 教育施設を開設する。
- 3 ハバロフスク地方における教育発展計画を作成、実現する。
- 4 教育幹部の養成、再養成、技術の向上を行う。

4. ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体は、ハバロフスク地方予算、予算外予算、その他の予算を用いて教育システムの発展を全面的に支援する。

第 69 条 研究

1. ハバロフスク地方国家権力機関は、ロシア科学アカデミー研究所、アカデミー研究支所、連邦省庁所属研究施設、さらにはハバロフスク地方研究施設に協力と支援を実施し、ハバロフスク地方の利益のための研究活動を促進する。ハバロフスク地方の天然資源の有効な利用と環境保全・経済、社会発展総合計画、さらには母と子の医療・社会的な保護計画の研究拠点計画を作成、実現する。

第 70 条 文化

1. ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体はハバロフスク地方予算を用いて、文化施設(劇場、コンサート会場、図書館、文化学習施設)の活動を促進し、文化発展計画を作成する。

2. ハバロフスク地方国家権力機関は、ハバロフスク地方内の文化への支援と発展のための追加資金の確保と利用を目的に、特別ファンドの創設、スポンサーと事前活動の発展を支援する。

第 71 条 体育文化とスポーツ

1. ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体は、住民の健康生活環境づくりを促進し、体育文化とスポーツ学習を用意する。健康増進のために、自然環境保護法に抵触しないかぎり、市民が無料で自然に触れ合う場を設ける。

2. ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体は、地方予

算を用いて体育文化とスポーツを予算化し、体育とスポーツへの支援と発展のために国家ファンド、私的ファンド、社会ファンドを創設する。

第 72 条 住民の健康維持の組織化

1. ハバロフスク地方国家権力機関の財産であり、管理下にある健康促進施設、特別医療施設を開設し、居住地に関係なくハバロフスク地方住民への医療支援を行う。
2. 自治体の健康促進施設は、地方自治体の所有物であり、地方自治体予算で運営される。
3. ハバロフスク地方国家権力機関と地方自治体は、ハバロフスク地方予算を用いて、保険料の支払い、国立、自治体の医療施設では住民の医療費は無料が原則であり、そのなかでも母と子への無料の医療サービスは優先的に十分に施される。
4. ハバロフスク地方では、私立医療施設発展のために貸与、税金における優遇が用意され、医療施設の建設にあたって企業、施設、組織、法人からの資金的な支援を受ける。

第 73 条 住民の社会保障と就業

1. ハバロフスク地方国家権力機関は市場経済の状況下で、住民社会保障の条件整備に着手し、措置を講じる。ハバロフスク地方政府は、ハバロフスク地方立法議会承認された住民のための特別社会保障計画を作成する。低所得者、身体障害者、年金生活者、社会的弱者への社会的協力と支援に大きな関心をもつ。
2. ハバロフスク地方国家権力機関は住民の就業に関する措置を講じ、有効的な就業、失業者の削減、新しい雇用の創出、経営幹部の再教育に関する諸計画を作成し、実行する。

第十三章 ハバロフスク地方憲章の修正手続き

第 74 条 ハバロフスク地方憲章の修正と補足

1. ハバロフスク地方憲章の修正と補足は、ハバロフスク地方立法議会議員定数三分の二以上の賛成で採択されたハバロフスク地方の法律に基づいて行われる。
2. ハバロフスク地方憲章の修正と補足に関する提案は、以下の者によって行われる。ハバロフスク地方立法議会議長、ハバロフスク地方知事、ハバロフスク地方立法議会議員定

数三分の一以上から構成される議員グループ、地方自治体代表機関、ハバロフスク地方裁判所、ハバロフスク地方調停裁判所、ロシア極東管区連邦調停裁判所、ハバロフスク地方検事。

第十四章 結語と一時規定

第 75 条 ハバロフスク地方憲章の効力発生

1. ハバロフスク地方憲章は、ハバロフスク地方知事とハバロフスク地方立法議会議長が署名し、公表日に効力を発する。

第 76 条 ハバロフスク地方憲章に基づくハバロフスク地方法令の発布

1. 本憲章の効力発生日から 6 カ月以内に、ハバロフスク地方の現行の全ての法律、ハバロフスク地方国家権力機関の全ての法令、地方自治体の全ての法令がハバロフスク地方憲章に抵触しているかどうかを検証する。
2. 本憲章の効力発生までのハバロフスク地方内のハバロフスク地方の法律と法令は、本憲章の諸条項に抵触しないように採択される。

第 77 条 ハバロフスク地方立法議会の権限

1. 本憲章が効力を発生するまでに選出されたハバロフスク地方立法議会は、新しい議会議員選挙が実施されるまでは、本憲章、ハバロフスク地方の法律、その他の法令で制定されているハバロフスク地方立法議会の権限を行使する。

第 78 条 ハバロフスク地方憲章と連邦の法律の関係

1. ロシア連邦主体における国家権力機関と地方自治体の一般原則に関する連邦の法律が採択され、効力を発生した後は、本憲章は必ずそれに従う。

サハリン州憲章

第一章 総則

第1条

サハリン州はロシア連邦内にあり、他のロシア連邦主体と平等の権利を有する。

第2条

1. サハリン州の地位は、ロシア連邦憲法とサハリン州憲章によって規定される。
2. サハリン州の地位は連邦憲法と法律に基づいて、ロシア連邦とサハリン州の合意のもとで変更できる。

第3条

1. サハリン州の領土は、サハリン島と隣接する島々、クリル列島と小クリル諸島から構成される。
2. サハリン州領土を囲む境界線は、連邦の法律に基づいて規定される。
3. サハリン州の境界線は、ロシア連邦憲法に従って変更される。
4. 州境界線の変更に関するサハリン州としての賛否は、州住民投票を通して表明される。

第4条

1. サハリン州の権力の源泉は州内にすむロシア連邦市民にあり、市民は自己の権力を直接に、または国家権力機関や自治体を通して間接的に行使する。
2. サハリン州の直接的な最高権力は、住民投票と自由選挙を通して表明される。

第5条

サハリン州の国家権力は、ロシア連邦憲法、連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律、ロシア連邦国家機関とサハリン州国家機関の間で締結される権限分割協定に基づいて行使される。

第6条

サハリン州内では、ロシア連邦憲法、連邦の法律、ロシア連邦国家権力機関の命令、サハリン州憲章、サハリン州の法律、サハリン州国家権力機関の命令、自治体の法律は各機関の権限に基づいて遵守される。

第7条

サハリン州の行政機関と自治体の設定、その変更手続きは、サハリン州の法律で定められる。

第8条

1. サハリン州内では一般的な原則、国際法の規範、及びロシア憲法に基づいて、人間と市民の権利、自由が認められ、保障される。
2. 人間と市民の権利と自由はロシア憲法に基づいて、思想と法律の内容とそれらの適応、立法機関と執行機関、さらには自治体の活動を規定する。それらは、裁判所によって法的に保障される。
3. サハリン州内の人間と市民の権利と自由の制限は、ロシア憲法に基づいて連邦の法律によって実行される。
4. サハリン州内の人間と市民の権利と自由の保護は、ロシア憲法、連邦の法律、それらに基づいて採択されたサハリン州の法律によって実施される。
5. サハリン州内では、人間と市民の権利と自由に関する補足的な条項が採択される。

第二章 サハリン州の国家権力機関の一般原則

第9条

1. サハリン州国家権力は、立法、行政、司法に区分される。立法（代表）機関、行政機関、司法権力はそれぞれに独立しており、各自の権限を行使するにあたっては相互関係を構成する。
2. サハリン州国家権力機関制度は、ロシア憲法、立法（代表）機関とロシア連邦主体の国家権力執行機関の一般原則、連邦の法律、さらにはサハリン州憲章に基づいて制定される。

第10条

1. サハリン州の立法権力は、サハリン州議会である。
2. サハリン州の執行権力は、サハリン州の法律に基づいて形成されるサハリン州の上級執行機関－サハリン州行政機関の州・自治体機関－から構成される。
3. サハリン州の司法権力は、ロシア連邦司法制度を構成する。

第 11 条

1. ロシア連邦国家権力機関とサハリン州国家権力機関の相互関係は、権限分割を基盤に構築される。権限分割は、ロシア連邦の専権事項、ロシア連邦とサハリン州の共同権限事項、サハリン州の専権事項から構成される。
2. ロシア連邦国家権力機関とサハリン州国家権力機関の権限事項の分割は、ロシア憲法、ロシア憲法と連邦の法律に基づいて締結される連邦条約、そしてその他の権限分割協定に拠る。

第 12 条

1. ロシア憲法に基づくロシア連邦とサハリン州の共同権限は、以下のとおりである。
 - ① ロシア憲法と連邦の法律に基づくサハリン州憲章、サハリン州の法律を制定する。
 - ② 人間と市民の権利と自由を保障する。少数民族の権利を保護する。法律、法秩序、社会的安全を維持する。国境地帯を防衛する。
 - ③ 土地、地下資源、水資源とその他の天然資源を所有、利用、処分する。
 - ④ 国有財産を分割する。
 - ⑤ 天然資源の利用、環境保護とエコロジー保全の確立、自然保護地帯の保護、歴史的、文化的記念物の保護。
 - ⑥ 育成、教育、学問、文化、体育文化とスポーツの一般的な問題を扱う。
 - ⑦ 健康維持、家族・母親・父親・子供の保護、社会保障を含む社会的保護を行う。
 - ⑧ 伝染病とその被害、事故と自然災害発生の危険性の警告、それらの復旧にむけての措置を講じる。
 - ⑨ ロシア連邦内での徴税の一般原則を制定する。
 - ⑩ 行政法、行政訴訟法、労働法、家族法、住居法、土地法、水と森林に関する法律、地下資源法、環境保護法を制定する。
 - ⑪ 司法・法秩序機関の人員、弁護士、公証人を確保する。
 - ⑫ 少数民族の風習と伝統を保護する。
 - ⑬ 国家権力機関と地方自治制度の一般原則を制定する。
 - ⑭ サハリン州の国際・対外経済関係の調整とロシア連邦

の国際条約の遂行を行う。

2. 制定されている連邦の法律が定める手続きに基づいて、サハリン州国家権力機関は、サハリン州の経済利益を実現するための措置を講じる。その実現においては、サハリン州が直接に管轄するロシア連邦の経済特区を例外として、ロシア連邦が大陸棚における主権と排他的権利を行使する。

第 13 条

サハリン州の権限は以下のとおりである。

- ① サハリン州憲章、サハリン州の法律と規範の採択と修正、それらが遵守されているかどうかの統制。
- ② ロシア連邦の憲法的機構の基盤と連邦の法律によって制定されている国家機関の立法(代議)・執行機関の一般原則に基づいたサハリン州国家権力機関制度の制定、それらの機関と活動の手続きの制定。
- ③ サハリン州予算の作成、承認、執行。州の予算外予算、これには外貨、サハリン州基金、地域発展基金を含む。
- ④ サハリン州の自治体区分を制定する。
- ⑤ サハリン州の政策決定と経済、社会、文化の発展と環境保護の分野における州プログラムの作成。
- ⑥ サハリン州の国家財産。
- ⑦ 州のエネルギー、交通、情報、技術、その他の生活関連制度。
- ⑧ ロシア憲法に基づく法案提出権の実行、ロシア連邦大統領とロシア連邦政府の審議に委ねる問題の提出。
- ⑨ 地域間協力と国際協力の実行、ロシア連邦主体としてのサハリン州の権限に関わるロシア連邦の国際協定の承認、外国の行政単位と行為主体、または外国のパートナーとの協定(合意)を締結する。
- ⑩ サハリン州国家公務員の確保。
- ⑪ 連邦の法律で付与されている権限内で、地方自治と地方公務員への法的な保障。
- ⑫ サハリン州の称号、褒章、賞金の設置と授与。
- ⑬ ロシア連邦の専権事項外、ロシア連邦とロシア連邦主体の共同権限の事項に関するロシア連邦の権限外の権限を行使する。

第三章 サハリン州の立法権力

第 14 条

1. サハリン州における国家機関の立法(代表)機関は、サハリン州議会である。サハリン州議会は、サハリン州における常設の最高・唯一の立法権力機関である。
2. サハリン州議会は法人格を有し、公式印章を有する。
3. サハリン州議会議員の任期は、4 年である。

第 15 条

1. サハリン州議会は、27 人の議員から構成される。議員は、連邦の法律に基づいてサハリン州に居住し、選挙権を有するロシア連邦市民の秘密投票で選ばれる。専門的に常勤で活動する議員数は、サハリン州議会で定められる。
2. サハリン州議会議員の法的な地位は、連邦の法律とサハリン州の法律で規定される。
3. サハリン州議会議員は在職中、サハリン州内では不可侵の権利を有する。
4. サハリン州議会議員の身分不可侵の手続きは連邦の法律で定められ、議員の責任追及の手続きと原則は連邦の法律とサハリン州の法律で制定される。
5. サハリン州議会議員は在職中、ロシア連邦議会国家会議議員、ロシア連邦議会連邦会議議員を兼職できない。さらにロシア連邦のその他の国家機関の要職、連邦国家公務員、その他のサハリン州の国家的要職またはサハリン州の国家公務員、そして連邦の法律で認められていない職を兼任できない。
6. サハリン州議会議員で常勤の職位にある場合、その議員はその他の有給の活動を行うことはできない。ただし教師、学術・創造活動と連邦の法律で除外されているものは認められる。
7. サハリン州議会議員は、サハリン州の法律で制定されている手続きと規定に基づいて、サハリン州住民によって解職される。

第 16 条

1. サハリン州議会は、ロシア憲法、連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律、サハリン州議会の規定とその

他の規則に基づいて権限を行使する。

2. サハリン州議会は、議員定数三分の二以上が選出されると同時に権限が発生する。

第 17 条

1. サハリン州議会本会議定例会第一回会議は、選挙日から 60 日以内にサハリン州選挙委員会議長によって召集される。
2. サハリン州議会本会議定例会第一回会議は、最長老議員によって開会が宣言される。

第 18 条

1. サハリン州議会の組織と活動の手続きは、ロシア憲法、連邦の法律、サハリン州の法律、サハリン州議会の規定と決議によって定められる。
2. サハリン州議会本会議は、公開で行われる。ただし連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律、サハリン州議会で採択された規定とその他の規則、州議会の活動手続きを定めた規定とその他の規則で制定されている場合を除く。
3. サハリン州議会は、常設と臨時の委員会とその他の機関を開設する。
4. サハリン州議会の活動を確立するために、サハリン州議会事務局を設置・構成し、その規定はサハリン州議会で採択される。
5. サハリン州議会の活動のための資金は、サハリン州予算から歳出される。サハリン州議会の構成、定数、歳出規模はサハリン州議会が決定し、毎年マスメディアを通して公表される。

第 19 条

サハリン州議会は、以下の事項を採択する。

- ① サハリン州憲章とその修正を採択する。
- ② サハリン州の権限内で、州の権限事項、ロシア連邦とサハリン州の共同権限事項を法的に統制する。
- ③ サハリン州の法律の執行、州予算の執行、サハリン州国家財産に関して制定されている処分手続きの遵守を監督する。
- ④ ロシア憲法、連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン

州の法律で制定されているその他の権限を実行する。

第20条

1. サハリン州の法律で定められているサハリン州議会の権限は、以下のとおりである。

- ① サハリン州知事からの州予算案と予算執行報告を承認する。
- ② サハリン州における外貨を含む予算外基金の形成と活動に関する手続きを制定し、州予算外基金とその執行報告を承認する。
- ③ サハリン州知事が提案するサハリン州の社会・経済発展計画を承認する。
- ④ サハリン州の国家財産の管理と処分に関する手続きを制定する。そのなかには、管理会社、その他の法的形態をとる財団と企業への資本参加を含む。
- ⑤ サハリン州の自治体区分とその変更を承認する。
- ⑥ サハリン州の行政機構を構成し、州行政機関を規定する。
- ⑦ ロシア連邦の法律でサハリン州の権限に盛り込まれている税金と徴税、そしてそれらの徴収手続きを制定する。
- ⑧ サハリン州憲章に基づいて、州議会の構成と活動の原則を制定する。
- ⑨ ロシア連邦の憲法的法律に基づいて、サハリン州裁判所の構成と活動の手続きを定める。
- ⑩ ロシア連邦大統領、ロシア政府、ロシア連邦議会決議に基づいて、サハリン州立法機関の構成と活動の手続きを定める。
- ⑪ サハリン州の管理・監査院の構成と活動の手続きを定める。
- ⑫ サハリン州議会と州知事の選挙実施手続きを制定する。
- ⑬ サハリン州国民投票の実施とその手続きを制定する。
- ⑭ サハリン州内での地方自治体選挙の実施手続きを制定する。
- ⑮ ロシア連邦の法律で盛り込まれている規則にそって、地方自治体の立法機関を解散する。

⑯ ロシア連邦の法律に基づいて、サハリン州議会が州知事に対して不信任を表明する手続きを制定する。

- ⑰ サハリン州議会議員と州知事を、州有権者が解職する手続きを制定する。
- ⑱ サハリン州議会の権限内で、地方自治体諸機関の活動の手続きを制定する。
- ⑲ サハリン州が交わす協定の締結とその破棄に関する手続きを制定する。
- ⑳ サハリン州議会における北方少数民族の代表の地位を定める。
- ㉑ サハリン州の称号、褒章、賞金の制度を制定する。
- ㉒ ロシア憲法、連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律に基づいて、サハリン州の管轄と権限に関するその他の問題を審議する。

2. サハリン州議会は、以下の事項を決定する。

- ① サハリン州議会の活動手続きを定める。
- ② サハリン州の法律を解釈する。サハリン州裁判所が開設されるまでは、サハリン州憲章を解釈する。
- ③ ロシア憲法に基づいて、ロシア連邦議会国家会議への法案提出権を有する。
- ④ 連邦の憲法的法律に基づいて、ロシア連邦憲法裁判所に提訴する。
- ⑤ サハリン州財産基金の役職者の任命と解職を行う。任命手続きがロシア憲法と連邦の法律に盛り込まれている場合、個々の州役職者の任命への同意の手続きを定める。
- ⑥ 州知事が任命するサハリン州第一副知事に同意する。
- ⑦ サハリン州知事、州知事第一副知事への不信任(信任)を表明する決定を行う。
- ⑧ サハリン州裁判所判事を任命する。
- ⑨ サハリン州検事局検事、州裁判所の議長と副議長、州調停裁判所の議長と副議長、州裁判所法廷の議長と副議長、州調停裁判所法廷の議長と副議長、州地区裁判所法廷の議長と副議長、州のロシア連邦最高裁判所法廷管理局長、連邦の法律で制定されている手続きに基づいたその他の役職者の任命に同意する。

- ⑩ 連邦の法律とサハリン州の法律に基づいて、サハリン州議会議員の任期満了前の停止に関する決議を行う。
- ⑪ サハリン州有権者委員会の全委員の半数を任命する。
- ⑫ サハリン州財産基金に関する規定を承認する。
- ⑬ サハリン州境界線の変更に合意する。
- ⑭ サハリン州議会と州知事の選挙日を決定する。
- ⑮ サハリン州の法律で定められている場合、州国民投票を実施する。
- ⑯ サハリン州知事の提案に基づいて、州営企業の創設とその資本参加の割合に関する決定に同意する。
- ⑰ ロシア連邦議会連邦会議へのサハリン州議会からの代表者の選出手続きに関する決定を行う。
- ⑱ ロシア憲法と連邦の法律に基づいて、ロシア連邦主体の国家権力立法（代表）機関の管轄に関する問題についてその他の決定を行う。

第 21 条

1. サハリン州議会は、州議会議長と副議長を議員のなかから選出する。
2. サハリン州議会議長と副議長は本会議で秘密投票を実施し、州議会議員のなかでもっとも多くの得票を得た議員を選出する。
3. サハリン州議会議長と副議長は州議会に活動報告を行い、議員の秘密投票で彼らを解任することができる。

第 22 条

サハリン州議会議長は、以下の権限事項を有する。

- ① サハリン州議会の立法と監督の活動を組織する。
- ② サハリン州議会本会議を招集し、運営する。
- ③ 内規を制定し、サハリン州議会議会局の全般的指導を行う。
- ④ サハリン州議会議長は州議会が有する銀行口座の名义人であり、州議会予算の歳出を行う。
- ⑤ サハリン州議会に付与されている権限に基づいて、州議会を代表する。
- ⑥ サハリン州議会議長は、自己の権限に基づいて命令を発表する。
- ⑦ サハリン州議会議長は、自己の権限行使について州議

会に責任を負う。

- ⑧ サハリン州憲章、州の法律、州議会の規定または決定によって、州議会議長に付与されている権限内で、その他の問題を解決する。

第 23 条

1. 立法機関としてのサハリン州議会の権限は、州議会改選後の最初の本会議開催と同時に停止する。
2. サハリン州議会の権限は自己解散の結果、停止する。
3. サハリン州議会は、州議会議員定数三分の二以上が書面に署名すれば、自己解散についての審議を行う。サハリン州議会の自己解散の決定は、州議会議員定数三分の二以上で採択される。
4. サハリン州議会が、ロシア憲法、またはロシア連邦の専権事項とロシア連邦・連邦主体の共同権限協定に基づいて採択された連邦の法律、またはサハリン州憲章に抵触する州の法律を採択し、その違法性を関係する裁判所が認定し、その裁判所の違法判決が効力を発生してから六ヶ月間経過しても法律が破棄されない場合、州知事はサハリン州議会を解散できることとする。
5. サハリン州議会は、州内に戦争または非常事態が発生している期間、自己解散の決定を採択することはできない。
6. サハリン州議会の権限は、議員の権限停止の場合も含む州議会議員の不法性に関する決定を州裁判所が行った場合、任期満了前に停止する。
7. サハリン州議会の権限は、議会の解散にともなって関連する連邦の法律によって任期満了前に停止する。

第四章 サハリン州の執行権力

第 24 条

1. サハリン州では、州行政機関指導部―州知事が指揮する州行政機関を頂点とする執行機関制度が構成される。
2. サハリン州行政機関は、州知事、州第一副知事、州副知事、ロシア連邦大統領サハリン州代表指導部、ロシア連邦政府、ロシア連邦議会から構成されるサハリン州執行権力の最高常設機関である。
3. サハリン州行政機関は法人格を有し、公式印章をもつ。

4. サハリン州行政機関の権限はロシア憲法、連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律、さらにはロシア憲法第 78 条で盛り込まれている連邦執行権力機関との合意によって規定される。
5. サハリン州の管理機構と州行政機構は、州の法律で制定される。
6. サハリン州行政機関、その地方支部機関、州執行機関の自治体内諸機関の運営資金は、州予算から個別の法律に従って歳出される。州行政機関、地方支部機関、州執行機関自治体内諸機関の職員数と歳費は毎年、マスメディアで公表される。
7. サハリン州行政機関は、新たに選出された州知事の権限を制定する。

第 25 条

1. サハリン州知事は州の法律に従って、州住民によって 4 年の任期で選挙で選らばれる。
2. サハリン州知事は州の最高指導者であり、州行政機関を指揮する。
3. サハリン州知事が職に就任するにあたって、州住民に以下のような宣言を行う。「サハリン州知事の権限を執行するにあたって、サハリン州住民に誠実に奉仕し、人間と市民の権利と自由を尊敬し、擁護する。ロシア憲法とロシア連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律を遵守し、自分に課せられている知事としての崇高な職務を誠実に果たすことを誓う」。宣誓は、サハリン州有権者委員会委員、州議会議員、社会団体の代表者の出席する式典で行われる。

第 26 条

1. サハリン州知事の法的地位は、ロシア憲法、連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律によって定められる。
2. サハリン州知事は、州議会議員、地方自治体代表機関の議員を兼職することはできない。加えて教師、学術と創造活動を除く有給の活動を行うことはできない。またロシア連邦の法律に盛り込まれていないその他のポストも兼職できない。

第 27 条

1. ロシア連邦の権限、ロシア連邦と連邦主体の共同権限の事項のなかのロシア連邦の権限に従って、連邦執行権力機関とサハリン州執行権力機関は、ロシア連邦における執行権力の統一体を構成する。
2. 連邦執行権力機関との合意に基づいて、サハリン州執行権力機関は、ロシア憲法と連邦の法律に抵触しない限り、連邦執行権力機関の権限の一部を代行することができる。
3. 連邦執行権力機関との合意に基づいて、サハリン州執行権力機関は、ロシア憲法と連邦の法律に抵触しなし限り、自分たちの権限の一部を連邦機関に譲渡することができる。

第 28 条

サハリン州知事は、以下の権限を有する。

- ① 連邦国家権力機関、連邦主体の国家権力機関、地方自治体との関係において、サハリン州を代表する。また対外経済関係においては、サハリン州の名において条約と合意に署名する。
- ② サハリン州の法律を公表、または拒否する。
- ③ サハリン州の法律に従って、州行政機関を構成する。
- ④ サハリン州行政機関を指導する。
- ⑤ 法案を、サハリン州議会に提出する権利を有する。
- ⑥ 連邦の法律、サハリン州憲章に従って、サハリン州議会を解散する権利を有する。
- ⑦ サハリン州議会とその付属機関の活動に関する審議権を有し、州議会とその付属機関に自分の全権代表者を派遣できる。
- ⑧ サハリン州議会本会議臨時会の招集を要請する権利を有する。また、このためにサハリン州憲章で定められた期間よりも前に改選されたサハリン州議会第一回本会議の召集を要請する権利を有する。
- ⑨ サハリン州予算、州予算外予算、さらには外貨予算、州財産に関する州の法案を州議会に審議のために提出する。また、州の法律で定められた期間における予算の執行報告を州議会に行う。
- ⑩ サハリン州の社会・経済発展計画案を、州議会に承認のために提出する。

- ⑪ サハリン州の社会・経済状況と州の社会・経済発展の翌年の基本的な方針に関する年次報告を、毎年2月1日以前に提出する。
- ⑫ 州営企業の設置とその資本参加割合に関する決定の同意をサハリン州議会に求める。
- ⑬ サハリン州議会との事前の合意に基づいて、州第一副知事を指名する。
- ⑭ サハリン州の称号と賞金を授与する。
- ⑮ サハリン州議会とその附属機関のための歳出を除いて、州予算執行の際には貸付人となる。
- ⑯ ロシア連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律に基づいてその他の権限を行使する。

第29条

- 1. サハリン州第一副知事と副知事は、州知事が設定した職務分担に基づいて役割を実行する。
- 2. サハリン州知事が一時的に自己の職務を遂行できない場合、知事の職務はサハリン州第一副知事が代行する。その際に第一副知事は、州議会への法案提出権、州の法律の公表と拒否権、州議会の解散権を行使することはできない。
- 3. サハリン州副知事の人数は、州の管理機構と州行政機関の構成を考慮のうえで定められる。

第30条

- 1. サハリン州行政機関の活動を確立するために、州知事はサハリン州行政機関事務局を設置する。
- 2. サハリン州行政機関事務局は、その運営費を州予算から獲得する。

第31条

サハリン州執行機関の州事務所と地区事務所の構成、地位、権限はロシア連邦の法律、ロシア大統領とロシア政府の命令、サハリン州憲章、サハリン州の法令に基づいてサハリン州行政機関によって定められる。

第32条

- 1. サハリン州行政機関は州領土内では、ロシア憲法、ロシア連邦の法律と法令、サハリン州憲章、サハリン州の法律と法令の執行を保障する。
- 2. サハリン州行政機関は、ロシア連邦の法律とサハリン州

の法律に基づいて以下の事項を行う。

- ① サハリン州の総合的な社会・経済発展を促進するための政策を作成し、実行する。
- ② 財政、研究、教育、保険、社会保障、環境保全の分野における統一的な国家政策の実施に参加する。
- ③ 人間と市民の権利と自由、財産の保全と社会的秩序、犯罪の撲滅の実現と保障と保護のための措置を自己の権限内で実行する。
- ④ サハリン州議会に州知事が提出する予算案、サハリン州の外貨予算、州財産を含む予算外予算案、州の社会・経済発展計画案を作成する。
- ⑤ サハリン州の外貨予算と州財産を含むサハリン州予算、予算外予算を執行し、予算執行報告、州議会に対して州知事が提案する社会・経済発展計画の執行報告を作成する。
- ⑥ サハリン州執行機関の州事務所と地区事務所を設置する。
- ⑦ サハリン州の法律に基づいて州財産を管理・処分する。またロシア連邦の法律とロシア連邦のその他の法令に基づいて、サハリン州の管理に委ねられている連邦の財産を管理・処分する。
- ⑧ 自治体の法令がロシア憲法、ロシア連邦の法律、ロシア連邦の法令、サハリン州憲章に抵触する場合、ロシア連邦の法律に基づいて地方自治体、地方自治体の議員と役職者に対して彼らの採択した法律を指摘し、同時に裁判所に提訴する。
- ⑨ ロシア連邦の法律に基づいて、管轄と権限の事項の分割、及び権限の一部の相互譲渡の合意について、連邦執行権力機関と協定を締結する。
- ⑩ サハリン州における財政・投資政策を作成、実現する。
- ⑪ 企業家の発展と独占活動の制限のための措置を講じる。
- ⑫ 商品（サービス）価格の国家統制に関する措置を作成、実現する。
- ⑬ 簿記と統計の統一制度の導入を支援する。
- ⑭ 就職の斡旋、大量失業の阻止、移民流入の制限、労働

環境、家族、母と子、国家的な青年政策のための総合的な措置を行う。

- ⑮ 住居・公共サービス、エネルギー、交通、郵便の発展のための措置を講じる。
- ⑯ 商業企業、住民への日常サービスの発展のための条件をつくる。
- ⑰ 消費者の権利保護措置を講じる。
- ⑱ 州予算で建物を建設する。
- ⑲ 環境保護法の遵守を監督する。
- ⑳ 自己の権限内で国家安全保障措置を講じる。
- ㉑ ロシア大統領とロシア連邦政府の権限に帰する法案を、ロシア大統領とロシア連邦政府に審議を委ねる権利を有する。
- ㉒ ロシア連邦憲法裁判所に照会する。
- ㉓ サハリン州称号を授与する。
- ㉔ 連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律、さらにはロシア憲法第 78 条に盛り込まれている連邦執行権力機関との合意に基づいて制定されているその他の権限を行使する。

第 33 条

- 1. 自己の権限である諸問題に関してサハリン州行政機関は、州知事の署名のもとで法律、法令を公布する。州行政機関の法令は、決定という形態をとる。法令ではない法的な規範は命令の形態となる。
- 2. 自己の権限である諸問題に関してサハリン州知事は、決定と命令を発表する。
- 3. サハリン州執行機関の州事務所と地区事務所の幹部は、命令を発表する。
- 4. 本条の 1、2、3 の規範は、規範そのものに明記されていない限り、署名日に効力を発する。
- 5. サハリン州行政機関の規範は公表される。

第 34 条

- 1. サハリン州知事の権限は、新任の州知事が就任すると同時に停止する。
- 2. サハリン州知事の権限は、連邦の法律に基づいて以下の事項に該当する場合に停止する。

- ① 知事の死亡
- ② サハリン州議会による州知事不信任表明による解職
- ③ 自己都合による辞職
- ④ ロシア連邦大統領による解職
- ⑤ 裁判所による執務不能、または部分的な執務不能の認定
- ⑥ 裁判所による理由なき職務放棄の認定、または死亡の判定
- ⑦ 裁判所の有罪判決
- ⑧ 移住地のロシア連邦領土外への移動
- ⑨ ロシア市民権の喪失
- ⑩ サハリン州の法律に盛り込まれている手続きと基本原則に基づいて、州有権者による解職

- 3. サハリン州議会の州知事に対する不信任表明の基本原則と手続きは、ロシア連邦の法律に従ってサハリン州の法律で規定される。

第 35 条

- 1. サハリン州議員定数三分の一以上の賛成を得た州議会、州議会常任委員会、州議会委員会は、サハリン州第一副知事への不信任表明に関する提案をサハリン州議会に提案する権利を有する。
- 2. ロシア憲法、連邦の法律、州の法律の無視、もしくは違反、さらには課せられた職務放棄、その他の理由によるサハリン州第一副知事不信任表明に関するサハリン州議会の議案は、秘密投票にふされ、州議會議員定数の過半数の賛成で可決される。
- 3. サハリン州第一副知事は、不信任案が可決されればただちに解職される。

第五章 立法（代表）機関とサハリン州執行国家権力の相互関係

第 36 条

サハリン州議会とサハリン州行政機関の関係は、以下の基本的な原則のもとで構成される。

- ① ロシア憲法、ロシア連邦の法律、サハリン州憲章に基づいてこれらの国家機関の管轄と権限の事項に従って

自立性と責任を負う。

② 相互に専権事項を認める。

③ サハリン州の全面的な発展のために協力する。

第 37 条

1. サハリン州議会議員、さらには州議会事務局職員（サハリン州議会の委託、またはその代表者）は、州執行権力機関の会議に出席する権利を有する。
2. サハリン州執行権力機関の幹部、または幹部と同等の権限をもつ者は審議権を有し、州議会本会議に出席することができる。

第 38 条

1. サハリン州知事の法令、州執行権力機関の命令は、それらの署名日にサハリン州議会に送付される。
2. サハリン州議会は州知事に、立法活動計画と立法案を提出する。
3. サハリン州議会は、本条第 1 項に記されている法令の変更と(または)補足、さらには破棄に関する提案を、サハリン州知事、州執行権力機関に行う権利を有する。または、関連する法令のロシア憲法と抵触するかどうかの照会をロシア連邦憲法裁判所に、裁判手続きまたは決められた手続きのもとで提訴する権利を有する。
4. サハリン州知事は、州議会の決定の変更と(または)補足、さらには破棄に関する提案を、州議会に行う。同時に、関連する決定を裁判手続きのもとで控訴する権利を有する。
5. 権限行使の問題、国家権力機関で採択された法令、その他の問題で生じたサハリン州議会と州行政機関の間の対立は、合同委員会を設置することで解決を図る。合同委員会は、両者のなかの一方から設置に関する書面の提案があつてから 10 日以内に開設する。合同委員会の創設から 10 日以内に、対立に関する議事を審議しなければならない。合同委員会の決定は諮問的な性格を有し、サハリン州議会と州知事はその決定を合同で検討する。
6. 決められた期間内に問題解決にむけて合意が達成されない場合、判断はロシア大統領、ロシア連邦憲法裁判所、サハリン州裁判所、サハリン州調停裁判所、サハリン州裁判所に委ねられる。

第六章 サハリン州の司法権力

第 39 条

サハリン州における司法権力はロシア憲法に基づいて、憲法、民法、行政、刑法の各訴訟手続きに従って行使される。

第 40 条

サハリン州領土内ではロシア連邦の憲法的法令に基づいて、ロシア連邦司法制度を構成するサハリン州裁判所、地区裁判所、サハリン州調停裁判所、サハリン州裁判所、サハリン州国際裁判所が存在する。

第 41 条

1. サハリン州裁判所、地区裁判所、サハリン州調停裁判所、さらにはサハリン州国際裁判所の組織と活動の権限と手続きは、ロシア憲法、連邦の憲法的法令、連邦の法律によって制定される。
2. サハリン州裁判所の権限、組織と活動の手続きは、連邦の憲法的法令とサハリン州の法律で定められる。
3. サハリン州裁判所の資金は、州予算から歳出される。

第 42 条

1. サハリン州裁判所は、法廷を有する。
2. サハリン州人民裁判所法廷は州議会において選出された 25 歳以上の市民から構成される。サハリン州人民裁判所の法廷裁判官候補は高等教育修了者で、5 年以上の司法活動を要する。
3. サハリン州人民裁判所の法廷は、ロシア憲法、連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律を遵守する。

第七章 サハリン州法

第 43 条

1. サハリン州憲章は、州法制における最高法である。
2. サハリン州で採択されるその他の法律は、サハリン州憲章に依拠する。
3. サハリン州国家権力機関、地方自治体、公務員、市民、社会団体はロシア憲法、連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律と法令を遵守する。

第 44 条

サハリン州の法律、サハリン州国民投票で採択された決定、サハリン州議会の決議、州知事の決定と命令、州行政機関の決定と命令は、連邦の法律と同様に、サハリン州内では国家的遵守に服す。

第 45 条

サハリン州国家権力機関による法令の採択手続きは、連邦の法律、サハリン州憲章、関連するサハリン州法令で定められる。

第 46 条

1. サハリン州の法律は公表される。非公表の法律は効力を有しない。
2. 人間と市民の権利、自由、義務に関する一切の法令は公表されていない限り、適応されない。

第 47 条

サハリン州議会の法案提出権は、州議会議員、州知事、地方自治体の代表者に認められる。法案提出権は同様に、州検事局検事、州裁判所、州調停裁判所、ロシア連邦法務省サハリン州管理局、州有権者委員会、州議会の北方少数民族代表者、州住民の労働・社会・経済的権利と利益に関する諸問題ではサハリン州労働組合にも認められる。

第 48 条

1. 法案提出権の主体はサハリン州議会にあり、州の法律に基づいて審議される。
2. サハリン州の法案は、州議会における二回以上の読会を必要とする。法案の拒否、採択の決定は州議会の決議に基づく。
3. 税金の導入または撤廃、支払いの免除、州の財政義務の変更、その他のサハリン州の法案、州予算の歳費、州の外貨予算、州の財産は、州知事の提案、またはその決定に基づいて州議会で審議される。州知事の決定は、州の法案の受領から 20 日以内に州議会に提出される。

第 49 条

サハリン州憲章とその修正は、州議会議員定数三分の二以上の賛成で採択される。州の法律は連邦の法律で規定がない限り、州議会議員定数の過半数で採択される。州議会の決議はロシア連邦の法律で規定がない限り、選出された議員の過

半数で採択される。

第 50 条

1. サハリン州議会での州の法律の採択は、採択日から 10 日以内に公表のために州知事に送付される。
2. サハリン州知事は、受領日から 14 日以内に州議会で採択された法律を公表する。州知事は、14 日以内に法律を拒否できる。
3. サハリン州の法律を州知事が拒否した場合、法律は州議会議員定数三分の二以上の賛成で、採択されている原案のまままで採択される。州知事は原案を二度拒否することはできず、受領日から 10 日以内に公表しなければならない。
4. 本条の第 2 項、第 3 項に従って採択された法律の公表をサハリン州知事が執行しない場合、州議会議長、その代行者は州議会の名において、公表予定日から 10 日以内に州知事によるサハリン州憲章の違反を州裁判所に提訴する。

第 51 条

サハリン州の法律は、公式の発表を経て効力を発する。人間と市民の権利と自由の擁護の問題に関するサハリン州の法律とその他の法令は、公表日から 10 日以内に効力を発する。

第八章 サハリン州の地方自治

第 52 条

1. サハリン州では地方自治が施行されており、その地方自治はロシア憲法とサハリン州憲章で認められ、保障されている。地方自治は住民利益とその歴史的、地域的特性から派生している地域の諸問題を解決するために自己の責任のもとで、直接的、または地方自治体を通した住民活動の自立的な活動を実現する。
2. 地方自治の法的基盤となるのは、ロシア憲法、連邦の法律、サハリン州憲章、サハリン州の法律、地方自治体憲章である。

第 53 条

1. 地方自治を実現するための住民活動の組織化、保障、権限、地方自治の代議機関とその他の機関の権利と職務は、地方自治憲章で規定される。

2. 地方自治憲章は、サハリン州の法律で定められている手続きのもとで国家登録が行われる。

第 54 条

1. 地方自治は市、農村、その他の地区で実現される。地方自治の行政単位は、市、村、地区、その他の自治区域を意味し、連邦の法律とサハリン州の法律で保障される。
2. 地方自治体の形成、統合、改編、または廃止、自治体の境界線と名称の制定と変更は、サハリン州の法律で規定される。

第 55 条

1. 地方自治は住民によって選出される代表機関を通して、選出される役職者とその他の地方自治体の機関を通して、さらには直接的な住民投票、会合（集会）、その他の市民の直接的な意思表示の形態を通して実現される。
2. 地方自治体には、代議機関を必ず設置する。
3. 地方自治体憲章では、地方自治体の首長をはじめとして選出される役職者の職を定める。
4. 地方自治体は、国家権力機関制度には加わらない。
5. 地方自治体機関の構成は、住民の自主性に委ねられる。
6. 地方自治体機関は法人格を有する。

第 56 条

1. 地方自治体の管轄には、地域内の諸問題、地方自治体に分割されている国家的な権限が含まれる。
2. 地域の問題とは、ロシア憲法、連邦の法律、サハリン州の法律に基づいて地方自治体憲章で触れられている自治体住民の日常活動に直接的に関与する分野のことである。

第 57 条

1. 個々の国家的な権限の地方自治体への付与は、連邦の法律とサハリン州の法律によって必要となる物質的、財政的な資金の提供と同時に実行される。
2. 地方自治体による個々の国家的な権限の執行に対する監督の条件と手続きは、ロシア連邦の法律とサハリン州の法律で定められる。

第 58 条

1. 地方自治体の経済的基盤は、自治体財産、自治体予算、国家財産でありながら地方自治体の管理に譲渡された財

産、法律に従って自治体住民の要求を満たすその他の財産から構成される。

2. 自治体間の境界線上に（市を例外として）複数の自治体の管轄物、自治体所有の建物、自治体予算の歳入項目に該当するものがある場合、サハリン州の法律によって分割され、市の場合にあつては市憲章で定められる。
3. 地方自治体は自治体財産を管理する。自治体財産所有者の権利は、自治体の名において地方自治体が執行する。サハリン州の法律と自治体憲章で明記されている場合には、住民が直接に行使する。

第 59 条

1. 地方予算は自治体予算のことである。
2. 地方予算の作成、承認、執行、予算の執行に対する監督は、地方自治体が行う。
3. 地方自治体は自主的に、地方予算の資金を処理する。前年度に地方予算の歳出に対して歳入が多かった場合、サハリン州国家権力機関によって没収されることはない。地方自治体と自治体の役職者は、自治体住民、国家、法律に基づく法人格に対して責任を負う。

第九章 サハリン州の発展の経済的、財政的基盤

第 61 条

サハリン州の発展の経済的基盤は以下の項目から構成される。

- ① サハリン州の国家財産
- ② サハリン州内にある連邦国家財産
- ③ 自治体財産
- ④ 私有財産
- ⑤ サハリン州の経済的、社会的発展に寄与するその他の財産

第 62 条

1. サハリン州では、財産の全ての形態が平等に擁護される。
2. 財産権は、社会的利益を損なうことがあつてはならない。
3. 財産権の制限は、ロシア連邦の法律によってのみ制定される。

第 63 条

1. サハリン州では経済活動と競争の自由を確立するために必要な条件が確立され、独占活動は排除され、法律に従って企業家活動の任意の形態を実現するために自分の特性と財産を自由に利用できる市民の権利は保障される。
2. サハリン州国家権力機関は、財政的、税制的、予算的な政策における優先順位を確立し、州の社会・経済発展と地域間の発展計画を促進する社会的に有意義な分野における企業活動の促進をめざす支援策と刺激策を講じる。

第 64 条

1. 連邦国家財産に関してサハリン州国家権力機関は自己の権限内で、生産・社会関連施設の有効的な配置、天然資源の合理的な利用、環境保全に対する監督を実施し、同時に住民の社会保障分野においても監督する。
2. 連邦国家財産施設がサハリン州住民に被害をあたえた場合、または環境の悪化を招いた場合には、施設の活動は法律に従って制限、停止、縮小される。

第 65 条

1. サハリン州国家財産は、ロシア連邦国家財産の形態となる。
2. サハリン州国家財産を構成するのは州予算の資金、外貨予算と州基金を含む予算外予算、土地、地下資源、天然資源、インフラ施設、州に属するその他の施設、州の資金で設立・運営され、さらには国家権力機関と自治体によってサハリン州に譲渡されている企業、国民教育施設、保健施設、社会保障施設、学術と文化施設、その他の施設、有価証券と財政資産である。

第 66 条

サハリン州国家財産を構成している財産の処分は、サハリン州の法律に基づいて州執行権力機関が行う。

第 67 条

1. サハリン州の財源は州予算、外貨予算、サハリン州基金を含む予算外予算、貸与資源、連邦予算からの支出金から構成される。
2. サハリン州の財源は協定を基盤に、その他のロシア連邦主体、地域間の社会・経済発展計画に資金支援するために企業、施設、組織、社会団体、市民の財源と結合すること

ができる。

第 68 条

サハリン州の税制は州予算、連邦税と州税と地方税、徴税、関税、連邦の法律と州の法律に基づいたその他の財源からの州予算と自治体予算から構成される。

第 69 条

サハリン州議会は、州の社会・経済発展と地域間計画を定めている個々の分野と州全土への投資の促進と優先的發展を図るために、連邦の法律とサハリン州の法律に従って優遇税制とその他の措置を制定する。

第十章 天然資源とその利用

第 70 条

1. 土地とその他の天然資源は、サハリン州領土に住む住民生活と活動の基盤のために利用、保全される。
2. 土地とその他の天然資源は私有、国有、自治体所有、その他の所有形態に分かれる。
3. 一つひとつの所有形態は環境保全を維持し、天然資源を大切にする。
4. サハリン州内の土地、地下資源、森林資源、水資源とその他の天然資源の所有、利用、処分に關する諸問題は、連邦の法律と州の法律によって統制される。

第 71 条

1. サハリン州とその海域、大陸棚の自然環境の有益な特性と天然資源は、州住民の健康、社会的暮らし、安全を脅かすことがあってはならない。
2. サハリン州における州と自治体の天然資源の特定とそれらの利用の手続きは、連邦の法律、州の法律、ロシア連邦国家権力機関とサハリン州国家権力機関の間で締結される協定と条約に従う。

第 72 条

1. 天然資源の利用にあたってはサハリン州の利益のもとで、環境保全と安全を図るために社会・経済的發展の要件と前提条件を考慮する。
2. サハリン州の利益は、州内の天然資源に適應される。
3. ロシア連邦の法律によってロシア連邦とサハリン州の共

同管轄にある天然資源の処分、管理、利用にあたってはサハリン州の利益を考慮し、連邦の法律とサハリン州の法律に基づいて、ロシア連邦国家権力機関とサハリン州国家権力機関の間の協定と合意によって行われる。

4. ロシア連邦の法律によってロシア連邦とサハリン州の合同管轄下にある天然資源の処分、管理、利用は、以下の事項を保障する。

- ① 連邦と州の法律で制定されている割合、サハリン州予算に支払われる天然資源の利用代金
- ② 法律によってサハリン州国家財産となっている天然資源の廃止にあたっての損失と利益に対する完全な保障、自然環境の悪化と環境法の違反に対する完全な保障
- ③ サハリン州と大陸棚、そしてロシア連邦の 200 カイリ経済水域内にある天然資源、炭化水素、海産資源、その他の天然資源の開発、合理的な利用の諸問題に関する国際協定の合意は、連邦の法律に基づいてサハリン州国家権力機関が行う
- ④ サハリン州は州の社会・経済発展、地方の労働力の優先的な活用、自然保護を促進するために州の天然資源の開発に関する合意を作成し、それらに対する監督、天然資源の一部の分割、または国家による生産物の分割についての合意が得られた等価物についての協定を締結する権利を有する

第 73 条

サハリン州内に住む北方少数民族の社会団体との合意についてサハリン州国家権力機関は、以下の決定を採択する。

- ① 伝統的な天然資源の利用地域の指定について
- ② 天然資源の再生に関する優遇について

第十一章 サハリン州のシンボルと行政中心地

第 74 条

サハリン州は紋章、旗、国歌を有する。それらの内容と公的な利用の手続きは、サハリン州の法律で制定される。

第 75 条

サハリン州の行政中心地は、ユジノ・サハリンスク市とする。州の行政中心地の地位は、州の法律で制定する。

第十二章 結語

第 76 条

1. サハリン州憲章は、その公表日から 10 日後に効力を発する。
2. 州内で効力を有するサハリン州の法律と法令は、州憲章に抵触してはならない。

第 77 条

サハリン州憲章の修正に関する提案は、州議会議員定数三分の一以上が参加する議員グループ、州知事、地方自治体代表機関三分の二以上の議員の支持を得ている代表機関が行うことができる。

サハー共和国憲法

前文

サハー共和国は多民族国家であり、共和国の国家主権宣言を基盤に据え、サハー共和国をロシア連邦主体と規定する。民族自決権を行使し、共和国発展に貢献した先代の人々を敬う。現在と将来を担う世代に大きな責任を負い、民主社会の諸原則を重視する。自由、平等、平和、進歩に対する全ての共和国市民の関心と意思を表明し、共和国国民の保護と独自の発展を祈願する。本憲法を制定し、サハー共和国憲法を国家主権の基本法と定める。

第一章 サハー共和国の憲法的国家機構の諸原則

第1条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）は、民族自決権を基盤に据えた主権国家、民主国家、法治国家である。
- ・共和国主権の担い手と国家権力の源泉は、共和国市民を構成する全ての民族にある。民族の一部や個人が、国家権力実現の権利を独占することはできない。
- ・国民は独立した意思を、代表機関を通して、または直接に表明する。

第2条

- ・国家は、国民の精神的な発展と全ての市民の平等な機会を提供する物質的な条件を創出することを基本目的とする。

第3条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）国家権力は、立法、執行、司法の各権力の分立と均衡、さらには共和国権力機関と地方自治体の権限分割の原則に従って行動する。
- ・国家は、普遍的な価値と民族的な価値の結合と調和を基盤に、民主主義、社会的な正義の原則にそって活動する。

第4条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）の民主主義は、政治的多元主義を正当な基盤とする。社会团体は、共和国主権と民主国家の諸原則を遵守し、ロシア憲法とサハー共和国（ヤクーチヤ）憲法の枠内で活動する。
- ・民族的、宗教的な敵対と憎悪の増長、共和国の憲法的国家

機構の暴力による転覆は法律に基づいて罰せられる。

第5条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）領土内の土地、地下資源、水資源、森林、動植物、その他の天然資源、空域、大陸棚は、サハー共和国（ヤクーチヤ）国民の財産であり、共和国から切り離すことはできない。

第6条

- ・国家は、経営と工業活動の社会環境整備に努める。
- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）の領土は、原爆、化学兵器、細菌兵器、その他の大量殺戮兵器の製造、配備、保持の対象とはならず、それらの廃棄物の放置も認めない。

第7条

- ・本憲法はサハー共和国（ヤクーチヤ）において市民社会を建設し、共和国内では最高法であり、その規範は直接的な効力を有する。
- ・共和国内の国家機関、企業、施設、社会組織は、その所有形態と従属関係にかかわらず、サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法を遵守し、憲法を基盤に活動する。

第8条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）は、自由意志と平等の諸原則を実現し、連邦条約を基盤に連邦国家としてロシア連邦主体を構成する。
- ・自発的に譲渡とした権限に従って採択されたロシア連邦の法律は、サハー共和国（ヤクーチヤ）領土内では上級法である。

第9条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）は、国際・対外経済関係の舞台では自立的なアクターである。共和国は諸外国と貿易、その他の関係を構築し、国際協定を締結し、国際機関の活動に参加する。

第二章 人間と市民の真理、自由、義務

第10条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）は、人間と市民の権利と自由を敬い、擁護する。
- ・国家は、個人に対する干渉から一人ひとりを守る。

第 11 条

- ・家族、母と子は、国家の保護下にある。婚姻は、女性と男性の自主的な合意に基づく。夫婦は、家族関係においては平等である。国家は、女性と子供の健康を増進する制度を樹立する。
- ・家庭教育と社会教育は、自由、理性、輝く個性、尊敬、他人の長所と自由、普遍的な民族文化の担い手を形成することを目的とする。

第 12 条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）は、国籍を有する。サハール共和国（ヤクーチヤ）国民は、ロシア連邦国民である。サハール共和国国民となれるのは、共和国出身者、またはサハール共和国（ヤクーチヤ）の永住者である。
- ・国籍の取得と喪失の諸原則と手続きは、サハール共和国（ヤクーチヤ）国籍法で制定される。

第 13 条

- ・国家は、思考の自由、表現の自由、情報の交換、良心の自由、信仰の自由を保障する。思考の自由に対する迫害は、認められない。
- ・マスメディアへの検閲と独占は認められない。
- ・法律に基づいて活動する集会、協会、団体の自由は保障される。
- ・市民は法律で制定されている手続きにそって政党と社会組織を結成し、大衆行動に参加する権利を有する。

第 14 条

- ・市民は社会と国家管理、全連邦的・地域的な問題にかかわる法律と決定の議論に参加する。さらに国民投票への参加権と選挙権、被選挙権を有する。

第 15 条

- ・共和国民ではないが共和国内に住む市民と個人は、出身地、社会的地位、財産、民族的な帰属、年齢、性別、教育、言語、宗教、職業、現住所、その他の要因に関係なく、法律のまえでは平等である。

第 16 条

- ・何人も法律で制定されている手続きによらないで逮捕、拘束されない。

- ・何人も効力を有する法律によらないで犯罪人と認定されない。

- ・各人は、法律で守られる。

- ・何人も、自分、夫婦、親戚に敵対して証言する義務を負わない。

第 17 条

- ・各人は自由に移動し、居住地を自由に選択する権利を有する。

第 18 条

- ・各人は、労働において自分の能力を自由に利用する権利を有する。市民の労働権は、自由な就業権を除外しない。
- ・各人は、能力、専門的な訓練の認定に基づいて、社会的な要求を考慮して、職業を自由に選択する権利を有する。
- ・国家は、雇用維持のために統一的な保障制度を確立する。

第 19 条

- ・各人に、芸術、研究、技術活動の自由が保障される。著作権と知的財産権は、法律で保護される。

第 20 条

- ・各人は、私的財産を所有、利用、処分する権利を有する。財産の不可侵性と相続権は、法律で保障される。

第 21 条

- ・各人は法律に基づいて、休息と有給休暇を取得する権利を有する。

第 22 条

- ・共和国市民は、共和国国立教育機関で教育を受ける権利、無料の初等・中等教育、職業専門教育、高等教育をうける権利を有する。
- ・制定されている手続きに基づいて身体障害者と認定されている人に対して、国家は特別教育施設で無料の学習と職業訓練を行う。

第 23 条

- ・各人は、病気、先天性障害による労働能力の完全または一部の喪失、失業、扶養者の死亡、その他の法律で制定されている場合においては、社会保障を受ける権利を有する。

第 24 条

- ・各人は居住権を有する。何人も居住権を侵害されない。住

居の不可侵性は、法律で保護される。

第 25 条

- ・各人は健康維持の権利を有し、北方地域という特殊性を考慮に、国立病院で無料の医療サービスを受ける権利を有する。
- ・国家は、健康増進と体育文化とスポーツの発展を促進する活動を予算化し、支援・協力する。

第 26 条

- ・市民は、ロシア連邦の法律で制定されている手続きに基づいて徴兵義務を負う。
- ・市民は徴兵の権利を有し、この場合サハール共和国（ヤクーチヤ）とロシア連邦の法律に基づいて、共和国領土内で従軍する。

第 27 条

- ・北方少数民族のために彼らの従軍地は、サハール共和国（ヤクーチヤ）とロシア連邦の法律に基づいて彼らの希望を優先する。

第 28 条

- ・各人は、国家、国家機関、社会組織、マスメディア、職務の遂行にあたっての役職者と私人の非合法な行為が原因で被った道徳的、物質的な損失に対して保障をうける権利を有する。

第 29 条

- ・共和国内にあってはたとえ市民権を有しなくても、サハール共和国（ヤクーチヤ）の憲法と法律を遵守する。

第 30 条

- ・国家と社会の安全、社会秩序の維持のために、人間と市民の権利と自由は法律に従って制限されることがある。

第 31 条

- ・人間と市民の権利と自由の行使は、義務の遂行と不可分である。

第 32 条

- ・各人は、他人の権利と正当な利益を尊重する。各人は、独自の文化と風習、共和国国民の伝統的な生活様式を尊重し、それらの復興、維持、発展に協力する。
- ・各人は、隣人の生活と健康に配慮する。

- ・民族的特質の侮蔑と軽蔑は、法律で制定されている手続きに基づいて審議される。

第 33 条

- ・各人は、自然を尊重、維持し、天然資源を合理的に利用し、自然環境の規範を遵守する。
- ・各人は、資料的に意義のある、歴史的な記念碑、文化的な価値を有するその他の文化財の保存に協力する。

第 34 条

- ・各人は子供の教育に従事し、社会的に有益な労働をするように教育し、社会の正当な構成員になるように教育する。子供たちは両親を敬い、彼らに協力する。

第 35 条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）憲法に盛り込まれている人間と市民の権利と自由の項目は消去されることがあってはならないし、その他の権利と自由を制限してはならない。それらは、法律で保障される。

第三章 サハール共和国（ヤクーチヤ）の民族・国家的な地位、行政区画の創設

第 36 条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）は、ロシア連邦主体であり、全ての市民の利益を表明する。
- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）は、市民の自由な意思表明を基盤に民族自決権を有する。

第 37 条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）は、ロシア連邦国家権力連邦機関の管轄に関する協定を基盤に、自発的に分割している権限を除いて共和国全土に完全な統治権を行使する。

第 38 条

- ・国家権力の最高機関としてのサハール共和国（ヤクーチヤ）の排他的な管轄事項は、以下のとおりである。
 - 1 サハール共和国（ヤクーチヤ）憲法の採択とその修正、補足
 - 2 国家機構の建設、サハール共和国（ヤクーチヤ）の領土と地位
 - 3 共和国主権の擁護と共和国憲法遵守の監督

- 4 共和国の法整備
- 5 社会・経済政策、地政学的政策、国民政策の形成と実施
- 6 外貨ファンドの作成
- 7 国家予算の作成と承認、共和国税と地方税の制定、財政機関の活動の監督、北方少数民族の社会保障と発展ファンドを含む共和国予算から歳出されるファンドの形成
- 8 北方少数民族の慣習環境と伝統的な生活様式の保護
- 9 所有関係の制定、土地、地下資源、水資源、森林の所有、利用、処分の各手続き、環境保護の手続き
- 10 工業、農業コンビナート、住居と公共サービス、商業と公共食堂、住民日常サービス、大規模住宅建設、居住区域内の福祉、道路建設と交通網の整備
- 11 国民教育、文化・研究機関と施設、健康増進、体育文化とスポーツ、社会保障、公文書の保存、歴史と文化記念碑の保護
- 12 国家権力機関と管理の形成、裁判所、検事局、財政機関の形成
- 13 諸外国との対外経済関係、学術・文化関係の樹立と調整
- 14 国際機関における共和国代表部の設置
- 15 連邦条約、議会間または政府間の協定と合意の締結
- 16 共和国憲法で共和国国家機関の管轄に含まれているその他の諸問題

第 39 条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）は連邦条約に基づいて、自発的に主権の一部を一定期間、ロシア連邦国家権力連邦機関の管轄に譲渡する。
- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）とロシア連邦間の条約において、共同権限事項を制定する。

第 40 条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）は、条約、特別決定合意手続き、その執行の特別合意手続きを基盤に、付与された権限を実現する。
- ・共同権限にかかわる諸問題は、該当権力機関とサハール共和

国（ヤクーチヤ）の同意、特別な合意によって解決される。

第 41 条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）の法律は、ロシア連邦国家権力連邦機関の管轄になっている事項を除いて、共和国内の全ての問題で最高法である。
- ・共同権限になっている諸問題について採択されたロシア連邦の法律は、サハール共和国（ヤクーチヤ）国家会議（イル・トゥーメン）上院での批准後に、サハール共和国（ヤクーチヤ）領土内で効力を発する。
- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）は連邦条約に違反し、サハール共和国（ヤクーチヤ）の憲法、または法律に抵触した場合、条約で制定されている手続きに基づいて、ロシア連邦の法律とその他の法令の効力を共和国領土内で停止する権利を有する。

第 42 条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）は、共和国の原住民、さらには古くから住むロシア人とその他の諸民族の保護と復興を保障する。
- ・共和国は、原住民と北方少数民族の伝統、文化、風習を保護し、以下に事項に対する不可分の権利を保障する。
 - (1) 法律に基づいて森林経営と漁業を含む土地と天然資源の所有と利用
 - (2) 社会医療網の整備
- ・本憲法で記されていない北方少数民族の権利の実現にあたっての手続きと要件は、法律で制定される。

第 43 条

- ・北方少数民族の居住区には、住民の意思表示を可能とする民族行政区域が創設される。この行政区の地位は、共和国の法律で制定される。

第 44 条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）の領土には多民族が住み、原住民の古くからの土地である。
- ・本憲法の採択された今日、既存の境界線内の共和国領土は、統一体であり、不可分である。

第 45 条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）は自主的に行政区画を制定す

る。

- ・共和国の行政区画の変更は、地方代表機関の合意のもとで、サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会（イル・トゥーメン）共和国会議で行われる。

第 46 条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）の公式国家言語は、サハー語とロシア語である。共和国北方民族の言語は、居住区では公式言語である。

第四章 サハー共和国（ヤクーチヤ）の国家権力機構

第 47 条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）国家権力最高機関は諸民族の正当な代表者であり、その意思を表明する。
- ・国家機関と役職者は、市民と社会に責任を負う。

第 48 条

- ・共和国領土内では、サハー共和国（ヤクーチヤ）主権と共存しない権力機関の活動を認めない。

第 49 条

- ・国家は以下の事項を担う。
 - 1 サハー共和国（ヤクーチヤ）の主権と領土の一体性を保障する。
 - 2 共和国の人間と市民の権利を擁護、保障する。
 - 3 憲法的国家機構建設と法律を遵守し、法秩序を維持する。
 - 4 経済発展にむけた政策を作成、実施し、自由な経済的イニシアティブを発展させ、市民の社会保障を整備する。
 - 5 人間の適切な日常環境を維持、確保する目的で、社会と自然の相互関係を整備する。
 - 6 国民主権を保障し、母国語、民族文化、特殊性を維持、発展させる。

第 50 条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）の最高国家権力機関は以下のとおりである。
 - 1 サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会（イル・トゥーメン）

2 サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領

3 サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所

4 サハー共和国（ヤクーチヤ）最高裁判所

- ・権力分立の原則に基づいて、上記の機関は自主的に活動する。

第 51 条 サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会（イル・トゥーメン）

- ・サハー共和国（イル・トゥーメン）の最高代表・立法・監督機関は、国家議会（イル・トゥーメン）、つまりサハー共和国議会である。

- ・国家議会（イル・トゥーメン）は、共和国会議と代表者会議の二院から構成される。

第 52 条

- ・国家議会（イル・トゥーメン）議員の任期は、5 年である。選挙手続きは、法律で制定される。
- ・国家議会（イル・トゥーメン）の議員は、21 歳以上で被選挙権を有するサハー共和国（ヤクーチヤ）市民のなかから選出される。

第 53 条

- ・国家議会（イル・トゥーメン）の活動手続きとその議院は、サハー共和国（ヤクーチヤ）の憲法的法律と議事規定で制定される。
- ・国家議会の議院本会議は個別に開催される。共同開催は、以下の場合に限られる。
 - 1 サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領の教書演説
 - 2 サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領の報告
 - 3 サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所の判決報告
 - 4 サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法の採択、その修正と補足に関する法律の採択
 - 5 全共和国民投票、サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領選挙、国家議会（イル・トゥーメン）議員選挙、国家権力地方機関の選挙
 - 6 法律で触れられているその他の諸問題の報告
- ・国家議会（イル・トゥーメン）の議院第一回本会議は、各議院の議員定数三分の二以上の議員が選出され、選挙日から一ヶ月以内に開催される。選出された議員の権限は、議

院資格審査委員会で承認される。国家議会（イル・トゥーメン）議員の権限は、新しい議員が召集された第一回本会議の開催と同時に停止する。

第 54 条

- ・国家議会（イル・トゥーメン）の各議院の第一回本会議で、議員のなかから議長と副議長を選出する。

第 55 条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会の各議院の議長は、共和国の出身者で、15 年以上の居住期間があり、共和国の公式国家言語（サハー語とロシア語）を自由に話すことができる市民とする。
- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会（イル・トゥーメン）代表者会議議長は、連続して二期以上務めることはできない。
- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会（イル・トゥーメン）代表者会議副議長は、議長欠席、議長による職務遂行不能の場合に、議長の職務を代行し、議長の委任に従って職務を遂行する。

第 56 条

- ・共和国会議議長と代表者会議議長は本会議を主宰し、議院内規を作成する。

第 57 条

- ・共和国議会は、共和国内の各市が一選挙区となり、そこで選出される議員から構成される。
- ・代表者会議は、地域選出の議員から構成され、議員定数は共和国会議と同一である。
- ・国家議会（イル・トゥーメン）議員は、サハー共和国（ヤクーチヤ）国民議員である。議員解職の原則と手続きは、サハー共和国（ヤクーチヤ）の法律に基づく。

第 58 条

- ・共和国各議院の管轄は、以下のとおりである。
 - 1 サハー共和国（ヤクーチヤ）の憲法的法律の審議と採択、国家的共和国予算の審議と採択、代表者会議に委ねられている財政、外貨、貸与の諸問題に関する法律の審議と採択
 - 2 共和国の国内政策、对外政策、経済政策、社会文化政

策の基本問題に関する決議の採択、将来の国家計画案の承認

3 共和国政府の信任問題の決議の採択

4 サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領の辞職と解職の採択

サハー共和国（ヤクーチヤ）の国家管理機関機構の承認

5 サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所判事の選出、

サハー共和国（ヤクーチヤ）最高調停裁判所長の選出

6 サハー共和国（ヤクーチヤ）政府首相と副首相の任命

と解職、国立銀行総裁の任命と解職、内務大臣の任命と解職、対外関係省大臣、年金基金総裁の任命と解職、公認会計検査局長の任命と解職、税務局長の任命と解職、貴金属委員会議長の任命と解職に関してサハー共和国（ヤクーチヤ）大統領への同意

7 ロシア連邦検事総長によるサハー共和国（ヤクーチヤ）検事長の任命、ロシア連邦特務機関共和国機関長の任命の同意

8 代表者会議の提案に基づいて国家議会（イル・トゥーメン）監査委員会議長の承認

9 中央選挙管理委員会メンバーの承認

10 行政単位を区分する境界線の変更

11 法律の手続きに基づくロシア連邦議会連邦会議への提案

12 サハー共和国（ヤクーチヤ）の大統領と政府によって提案された個々の法案の審議

13 国家予算と共和国予算、予算外ファンド、外貨ファンド、貴金属ファンドの執行に対する監査

14 サハー共和国（ヤクーチヤ）の法律執行の監督

15 法律に盛り込まれているその他の権限

・議院の管轄事項になっている諸問題については、議院が決議を採択する。

第 58 条— 1

・代表者会議の管轄事項は、以下のとおりである。

1 管轄事項に関する共和国の法律の作成と採択

2 共同管轄となっているロシア連邦の法律と法令の批准

3 国家間の条約と合意の批准と破棄

- 4 共和国の国内問題、対外問題、経済・社会・文化の発展に関する今日の諸問題の解決
- 5 本憲法第 58 条で触れられている役職者を除く、各省の役職者と国家委員会の幹部の任命と解職への合意
- 6 共和国会議に対する国家議会(イル・トゥーメン)監査委員会議長の承認の提案
- 7 ウルース(市)裁判所判事の選出、サハール共和国(ヤクーチヤ)最高裁判所判事の選出、サハール共和国(ヤクーチヤ)最高調停裁判所判事の選出
- 8 連邦の法律、サハール共和国(ヤクーチヤ)の憲法と法律に抵触し、サハール共和国(ヤクーチヤ)の主権を制限し、共和国の権利を侵害するような共和国とロシア連邦の法律、共和国政府・省の決定、命令、その他の法令、さらには連邦機関と省庁の決定と命令の効力の停止に関する決議の採択と承認
- 9 法律の手続きに基づくロシア連邦議会への法案の提出
- 10 共和国領土への非常事態宣言の導入、停止、縮小の諸問題に関する決議の採択
- 11 サハール共和国(ヤクーチヤ)大統領と政府によって発表される個々の法令の審議
- 12 国家予算と共和国予算の歳出項目に対する監査、予算外ファンド、外貨ファンド、貴金属ファンドの執行に対する監査
- 13 サハール共和国(ヤクーチヤ)の法律執行の監督
- 14 サハール共和国(ヤクーチヤ)の法律の解釈
- 15 法律で触れられているその他の権限

・議院の管轄事項になっている諸問題については、議院が決議を採択する。

第 59 条

・法案提出権は、サハール共和国(ヤクーチヤ)大統領、国家議会(イル・トゥーメン)議員、共和国会議常設委員会、代表者会議委員会、サハール共和国(ヤクーチヤ)政府、政治団体と社会団体の共和国内の諸機関に付与される。さらに法案提出権は各自の権限内で、サハール共和国(ヤクーチヤ)憲法裁判所、サハール共和国(ヤクーチヤ)最高裁判所、サハール共和国(ヤクーチヤ)最高調停裁判所、サハール共和国

(ヤクーチヤ)検事長に付与される。

- ・サハール共和国(ヤクーチヤ)の法律の審議と採択は、法律「国家議会(イル・トゥーメン)について」と議事規定に従う。
- ・採択された法律は、該当会議議長によって署名され、サハール共和国(ヤクーチヤ)大統領に送付される。大統領に送付されてから 14 日以内に却下されない場合、法律は公表され、それと同時に効力を発生する。
- ・サハール共和国(ヤクーチヤ)大統領が法律の送付を受けて、14 日以内にそれを却下した場合、議会は制定されている法律の手続きに基づいてその法律を再度審議する。
- ・サハール共和国(ヤクーチヤ)大統領が議会で採択された法律を再び却下した場合、両院合同会議で審議する。
- ・合同会議で採択された法律は、国家議会(イル・トゥーメン)の両院議長によって署名、公表され、それと同時に効力を発する。

第 60 条

- ・国家議会(イル・トゥーメン)両院は、議員から構成される常設委員会を設置する。
- ・常設委員会は、国家議会(イル・トゥーメン)の法律とその他の決議の執行を監督する法案とその他の草案を審議する。

第 60 条-1

- ・法律の執行、国有財産の保護に対する監督は、国家議会(イル・トゥーメン)監督委員会が行う。

第 61 条 削除

第 62 条 削除

第 63 条 削除

第 64 条

- ・国家議会(イル・トゥーメン)議員の地位は、法律で定められる。

第 65 条 サハール共和国(ヤクーチヤ)大統領

- ・サハール共和国(ヤクーチヤ)大統領は、共和国の最高役職者であり、共和国における執行権力の長である。
- ・サハール共和国(ヤクーチヤ)大統領は、国家主権と共和国領土の一体性を保障し、サハール共和国(ヤクーチヤ)の憲

法と法律、さらには共和国が採択した共和国間の義務と国際間の義務を遵守する。

第 66 条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領は共和国の出身者で、15 年以上の居住年数があり、40 歳以上 60 歳以下の年齢であり、共和国の二つの国家言語を自由に話し、選挙権を有する共和国市民とする。

第 67 条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領は、共和国市民による秘密直接投票で選出される。大統領の任期は 5 年であり、連続して二期以上の再任はできない。

第 68 条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領候補者は、政党、社会組織、社会運動団体、労働集団、有権者グループによって選出される。
- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領候補者選出の申請書は、共和国内の七地区以上の有権者の支持があり、各地区では全有権者の 5 パーセント以上の署名が必要である。
- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領選挙は、法律で制定されている手続きで実施される。

第 69 条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領の就任にあたっては、サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会(イル・トゥーメン)において二つの国家言語を用いて以下のように宣誓する。
「自己の名誉と能力を生かし、大統領の職務を自発的に遂行することを誓います。サハー共和国（ヤクーチヤ）の憲法と法律を遵守し、共和国主権を堅持します。人間と市民の権利を尊重し、サハー共和国（ヤクーチヤ）の多民族国家の利益を推進します」

第 70 条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領の専権事項は以下のとおりである。
 - 1 ロシア連邦、CIS 構成国、共和国、各地域との関係において、さらには国際関係において、サハー共和国（ヤクーチヤ）を代表する。
 - 2 サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会(イル・トゥーメ

ン)で年次教書を発表する。

- 3 国家議会(イル・トゥーメン)に共和国予算案を提出する。
- 4 共和国両院の事前の同意を受けて、政府首相と副首相の任命、国立銀行総裁の任命、内務大臣の任命、対外関係省大臣と年金基金総裁の任命、公認会計検査局長の任命、税務局長の任命、貴金属委員会議長の任命を行う。
- 5 代表者会議の事前の同意を受けて、各省庁の役職者と国家委員会の幹部の任命と解職を行う。
- 6 サハー共和国（ヤクーチヤ）政府の活動を全般的に指導する。
- 7 法案提出権を有する。
- 8 国家議会(イル・トゥーメン)議院で採択された法律を 14 日以内に却下する権利を有する。全国民投票(レフェレンダム)の結果で承認された法律に 14 日以内に署名、公表する。
- 9 国家議会(イル・トゥーメン)に対して、国内政策と対外政策の重要課題を報告する。
- 10 サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会(イル・トゥーメン)の活動に参加する権利を有する。
- 11 サハー共和国（ヤクーチヤ）国家管理機関機構を指揮し、サハー共和国（ヤクーチヤ）最高国家権力機関との相互関係を確立する。
- 12 法律で制定されている手続きで、サハー共和国（ヤクーチヤ）政府の総辞職を採択する。
- 13 共和国のダイヤモンド・ファンド、外貨ファンド、金ファンドを運営する。
- 14 大統領ファンドの資金を管理する。
- 15 連邦条約で盛り込まれている諸問題の解決にあたって、サハー共和国（ヤクーチヤ）を代表して参加する。
- 16 サハー共和国（ヤクーチヤ）の憲法と法律、サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領令に抵触している場合、共和国政府の決定と命令、共和国各省庁の法令を停止し、地方自治体の法令の効力を停止する。
- 17 サハー共和国（ヤクーチヤ）の利益に直接かかわるロシア連邦国家機関の法令が共和国の憲法と法律に抵触

すると考えられる場合、共和国憲法裁判所に提訴する。

ロシア連邦の立法機関と執行機関、役職者によってサハ
ー共和国（ヤクーチヤ）の利益が損なわれる場合、サハ
ー共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所の判決を考慮に入れ
て、サハー共和国（ヤクーチヤ）領土内での法令の効力
を停止する。

18 サハー共和国（ヤクーチヤ）市民の諸問題を解決する。

19 国家勲章と表彰を行う。

20 代表者会議の承認を受けて、サハー共和国（ヤクーチ
ヤ）領土または個々の地域に非常事態を三カ月を限度
に発令する。

21 国際交渉を行い、サハー共和国（ヤクーチヤ）の国
際条約と国際協定に署名する。批准された条約の枠内で、
合意文書を交わす。

22 諸外国と国際組織に通商代表部と事務所を開設する。

23 国家議会（イル・トゥーメン）の同意を受けて、ロシア
連邦との交渉にあたるサハー共和国（ヤクーチヤ）全権
代表者を任命する。

24 サハー共和国（ヤクーチヤ）領土内に部隊配置に関
する決議を採択する。部隊の移動と活動を監視する。部
隊による協定義務違反を定める。

25 陸上部隊の編成とその他の編成に関する手続きを制
定する。

26 共和国の国家主権違反事項を制定し、採択された措
置を国家議会（イル・トゥーメン）に報告する。

27 サハー共和国（ヤクーチヤ）の憲法と法律で盛り込ま
れているその他の権限を実現する。

・サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会（イル・トゥーメン）
は、サハー共和国（ヤクーチヤ）の全議員の過半数以上の
賛成があれば、サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領に対し
て、国家議会（イル・トゥーメン）両院合同本会議で緊急報
告を求めることができる。

第 71 条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領は、国家議会（イル・ト
ウーメン）両院と国家権力地方代表機関の解散権とそれら
の活動を停止させる権利を有しない。

第 72 条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領は自己の権限を、サハ
ー共和国（ヤクーチヤ）憲法的国家機構を変更するために
利用することはできない。

第 73 条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領の権限を執行するにあ
たって、共和国全土に対して大統領令、命令を公布し、そ
れらの執行を保障する。

第 74 条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領は、サハー共和国（ヤ
クーチヤ）の憲法と法律に違反した場合、解職されること
がある。その決定は、サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法裁
判所の判決を基礎に、両院全議員三分の二以上の賛成で採
択される。

第 75 条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領の選出と同時に、5 年
任期のサハー共和国（ヤクーチヤ）副大統領が選ばれる。
副大統領は、共和国大統領候補者が指名する。

第 76 条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）副大統領の専権事項は、以下
のとおりである。

- 1 大統領府の活動を調整する。
- 2 大統領とサハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会（イル・
トゥーメン）、地方自治体との関係を調整する。
- 3 共和国の状況を大統領に報告する。
- 4 財政・経済監督諸機関の相互協力関係を確立する。
- 5 共和国市民の権利の実現を監督し、サハー共和国（ヤ
クーチヤ）国家議会（イル・トゥーメン）に年次報告を行
う。
- 6 大統領の委任を受けて、大統領権限の一部を代行する。
- 7 大統領の死亡、解職の場合、新しい大統領の選出まで
大統領権限を行使する。

第 77 条

・サハー共和国（ヤクーチヤ）副大統領は大統領と同時に、
同一の原則と手続きに基づいて解職される。

第 78 条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領と副大統領は、自己の職務に対して賞与を受ける。組織、施設、個人からのその他の賞与を受けることはできない。
- ・大統領と副大統領は、議員を兼任できない。
- ・大統領と副大統領は不逮捕権を有し、その地位は法律で規定される。

第 79 条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）政府は、国家権力の執行・管理機関である。サハー共和国（ヤクーチヤ）政府首相は、政府の活動を指導し、組織化する。
- ・共和国政府は、決定、命令、その他の法令を公布する。
- ・共和国政府は、サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会(イル・トゥーメン)の第一回本会議において権限を明確にする。

第 80 条

- ・自己の権限内で採択された政府の命令は、共和国全土において執行されなければならない。

第 81 条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）政府は、社会・経済政策を作成、実現し、その実現に完全な責任を負う。
- ・政府は毎年、または国家議会(イル・トゥーメン)の要請を受けて、自己の活動報告を行う。

第 82 条

- ・国家議会(イル・トゥーメン)の信任を失った政府は、総辞職する。政府信任に関する諸問題の審議権は、サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領と国家議会(イル・トゥーメン)に帰属する。
- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）政府は総辞職することができ、サハー共和国（ヤクーチヤ）大統領によって承認、または否認される。
- ・総辞職または権限停止の場合、サハー共和国（ヤクーチヤ）政府はサハー共和国（ヤクーチヤ）大統領の委任を受けて、新しい政府の組閣が完了するまでは活動を継続する。

第 83 条

- ・国家機関と政府諸機関の職員は、法律に基づいて活動する。

第 84 条 国家権力地方機関と地方自治体

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）では、住民、その民族的な特

質、その他の特長を考慮に入れて、地方にかかわる経済問題、社会・文化問題、環境問題、その他の諸問題を自発的に解決するために、市民団体は国家権力地方機関機構と地方自治体とともに活動する。

第 85 条

- ・国家権力を実現するためにウスルース、市、村においては、地方代表機関、つまりウルース議会、市議会、村議会が設置され、それらに相当する執行機関、つまり自治体行政機関が開設される。
- ・各議会の議員、それらに相当する自治体行政機関の長は、地域内の住民によって選出される。選挙では、自治体代表権力機関の役職者と自治体執行権力機関の役職者の兼任は認められる。
- ・北方少数民族が住む地域では国家権力地方機関は、法律で制定されている手続きに基づいて、民族的特質を考慮に入れて構成される。

第 86 条

- ・国家権力地方機関と地方自治体の組織と活動は、以下の事項に基づく。
 - 1 地方のかかわる諸問題で市民権を実現する。
 - 2 国家権力代表機関、国家権力執行機関、地方自治体の間で専権事項、経済と財政の各権限を分割する。
 - 3 自治体行政機関の代表機関への従属
 - 4 地方と国家の利益の統合
 - 5 国家権力地方機関、地方自治体の住民への責任

第 87 条

- ・国家権力地方機関と地方自治体の活動は、サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法と共和国の法律、その他の法令に基づく。
- ・国家権力地方機関の組織化の手続き、構成、権限分割は、サハー共和国（ヤクーチヤ）の憲法的法律によって定められる。

第 88 条

- ・国家権力地方機関と地方自治体の活動の経済基盤は、公共財、地方経済、地方財源、土地・水資源・森林の各所有から構成される。

第 89 条

- ・法人は法律で制定されている手続きに基づいて、自己によって引き起こされた地方経済への損失に対して物質的、その他の責任を国家権力地方機関と地方自治体に負う。
- ・市民は、国家権力地方機関と地方自治体の決定と活動を司法手続きにそって提訴する権利を有する。

第 90 条

- ・地方権力機関は、以下の事項を行使する。
 - 1 住民利益のために公共財を所有、利用、処分する。
 - 2 社会・文化施設の建設、住居の建設、健康と国民教育の発展、余暇産業の発展、日常サービスと公共サービスの整備。
 - 3 歴史と文化の記念碑を保護する。
 - 4 地方権力機関に従属する企業、組織、施設、ファンドを指導する。
 - 5 天然資源利用の問題、自然と環境の維持の問題を解決、調整、監督する。土地と森林の合理的な配分と有効利用を確立する。
 - 6 共和国の法律の遵守と執行、社会・国家秩序の維持を行う。サハール共和国（ヤクーチヤ）の法律と、共和国内で効力を有するロシア連邦の法律を監督する。
 - 7 国家管理機関、企業、組織、施設、市民との間に経済関係と税制を確立する。所有と経営の多様な形態を発展させる。消費者の権利と利益を保護する。
 - 8 市民権の実現と保護、個人の不可侵性、住居の所有権を保障する。
 - 9 法律で定められた手続きに基づいて、住民投票を実施する。

第 91 条

- ・国家権力地方代表機関は、サハール共和国（ヤクーチヤ）の法律で定められている権限内で、法令と決定を採択する。
- ・国家権力地方代表機関の決議は、地域内にある全ての企業、施設、組織、さらには役職者、市民、外国人を拘束する。

第 92 条

- ・国家権力地方機関は、サハール共和国（ヤクーチヤ）の法律と抵触する場合、下位の国家権力機関の法令を破棄する権利を有する。

第 93 条

- ・国家権力地方代表機関は法律で制定されている手続きに基づいて、地方行政機関の長に不信任を表明できる。

第 94 条

- ・地方行政機関は権限内で、決議を採択し、該当地域にある全ての企業、施設、組織、役職者、市民、国籍をもたない個人、外国人を拘束する。
- ・地方行政機関は、下位行政機関の決定と命令を破棄できる。

第 94 条－1

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）では地方自治が実現、保障される。地方自治は地方自治体の選出機関とその他の諸機関、または住民投票、選挙、その他の直接的な意思表示の形態をとる。歴史的な伝統とその他の地域的な伝統を考慮に入れて、市、農村、その他の地域において、市民が地方自治を担う。
- ・地方自治体の境界線の制定と変更は、地元住民の意見を考慮に入れて実施される。

第 94 条－2

- ・地方自治体の諸機関の構成は、地元住民によって自主的に定められる。
- ・自己の権限内で地方自治体の諸機関は自主的に活動し、国家権力機関制度には加わらない。
- ・地方自治体の諸機関は法律に基づいて個々の国家的な権限を、自分たちに必要な物質的、財政的な資金を受けて実施する。譲渡された権限の実現は、国家の管理下にある。
- ・地方自治体の諸機関は自主的に、所有財産を処分する。

第 95 条

- ・法令的な内容を含む協定締結に関する国家権力地方諸機関と地方自治体の権利は、サハール共和国（ヤクーチヤ）の法律で規定される。

第 96 条

- ・地方行政機関はサハール共和国（ヤクーチヤ）の市民を対象に職員採用試験を実施し、雇用関係に基づいて採用する。

第 97 条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）政府の地方行政諸機関への監督は、法律で制定されている権限内で実施される。

第 98 条 サハール共和国（ヤクーチヤ）における司法権力、法律と法秩序の維持

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）の司法権力は、憲法的な国家建設、市民の権利と自由、法人の権利と利益を保護する。
- ・共和国における司法権力は、裁判所に帰する。
- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）の裁判は、法廷においてのみ実現される。
- ・裁判所の判決は独立しており、立法、執行権力に関係なく機能する。
- ・司法権力は、憲法訴訟手続き、民事訴訟手続き、刑事訴訟手続き、行政訴訟手続きに基づいて実施される。

第 99 条

- ・共和国の司法制度は、以下の諸組織から構成される。サハール共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所、サハール共和国（ヤクーチヤ）最高裁判所、サハール共和国（ヤクーチヤ）最高調停裁判所、市裁判所。
- ・裁判所の構成と活動の手続きは、共和国の憲法と法律で制定される。

第 100 条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所は、共和国の憲法的国家建設を確立する最高司法権力機関である。
- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所は、七つの法廷から構成される。憲法裁判所裁判長の任期は 5 年で、憲法裁判所判事のなかから選出される。

第 101 条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所は、共和国の憲法的国家建設を確立するために、以下の事項を実施する。
 - 1 サハール共和国（ヤクーチヤ）憲法規範を解釈する。
 - 2 サハール共和国（ヤクーチヤ）国家議会（イル・トゥーメン）の憲法的規範を審査する（サハール共和国（ヤクーチヤ）憲法を修正する法律と国家権力地方機関の法令を除く）。
 - 3 共和国大統領と共和国政府の法令の合法性と適合性を審査し、それらにそって該当する法令を採択する。
 - 4 ロシア連邦内の協定の合法性、サハール共和国（ヤクーチヤ）の国際条約の合法性、ロシア連邦の締結した国際

条約のサハール共和国（ヤクーチヤ）内での有効性と合法性を判断する。

- 5 ロシア連邦が交わす条約とその他の法令が、連邦条約とロシア憲法に照らして合法性があるかどうかを判定する。
- 6 ロシア連邦国家管理権力機関によるサハール共和国（ヤクーチヤ）の国家主権の侵害があるかどうかを判定する。
- 7 サハール共和国（ヤクーチヤ）とロシア連邦の間の憲法・法律上の紛争解決に参加する。
- 8 政党とその活動の合法性、国家管理権力諸機関と裁判所の役職者の解職について判定する。

第 102 条

- ・管轄の諸問題に関する共和国憲法裁判所の全ての決定と判決は、サハール共和国（ヤクーチヤ）領土内では、発表と同時に効力を有し、全国民は遵守する義務を負う。
- ・憲法裁判所の構成と活動の手続きは、サハール共和国（ヤクーチヤ）の法律で定められる。

第 103 条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）最高裁判所は、最高司法権力機関であり、民法、刑法、行政法に基づいて審議する。
- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）最高裁判所は、民法と刑法の審議にかかわる第一審を検討し、市裁判所の活動に司法的な監督を実施する。
- ・市裁判所は選挙を原則に、サハール共和国（ヤクーチヤ）市民から選ばれる人民裁判委員から構成される。
- ・共和国の市裁判所と最高裁判所の人民裁判委員は任期 5 年、市民会議で公開投票を原則に選出される。

第 104 条

- ・サハール共和国（ヤクーチヤ）最高調停裁判所は、行政分野の法律問題も含めた市民の法律問題を引き起こす企業と経営の諸問題を解決するにあたって、司法権力を行使する。

第 105 条

- ・共和国市民は、判事と人民裁判委員の資格で被告の法的審議に参加する。

第 106 条

- ・全ての裁判所の判事は一同に解職されない。判事の権限は、

定年または個人的な理由による退職、または裁判所での有罪判決を受けたときに停止する。

- ・判事は国家権力機関または国家権力機関で勤務することはできない。また、国家権力代表機関の議員になったり、政党に所属したり、企業活動を行ったり、有給の職に就くこともできない。ただし学術活動、教師、その他の創造活動は除外される。

第 107 条

- ・判事は独立しており、法律に従う。サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所は、サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法に従う。
- ・判事の不可侵性は、法律で保障される。
- ・具体的な案件の審議において法廷が、採択されている法規範が共和国憲法に抵触していることを認識した場合、裁判所は審理を中断し、法規範の合法性をサハー共和国（ヤクーチヤ）憲法裁判所に提訴する。

第 108 条

- ・全ての法廷での審理は公開である。非公開の法廷における審理の傍聴は、法律で制定されている場合に限られる。訴訟手続きは、サハー語とロシア語で行われる。国家言語を理解できない被告の場合、母国語での審理が保障される。
- ・訴訟手続きは、競争原理を基盤とする。専門的な法律相談は、訴訟の全ての段階で認められる。
- ・第一審法廷では、民法と刑法の審理は判事と人民裁判委員の協議とする。専門的な判事からなる人民裁判所判事に対しては、各自の権限にかかわる情報は法律に基づいて伝達される。

第 109 条

- ・弁護士会は自立組織であり、市民、企業、結社、組織の法律で守られるべき権利と利益の保護のために設置、活動する。
- ・弁護士会の組織と活動手続きは、サハー共和国（ヤクーチヤ）の法律で制定される。個人的な法律活動の手続きは、共和国の法律で定められる。

第 110 条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）検事局と検事は、以下の事項

を監視する。

- 1 地方代表機関、執行権力と行政の諸機関、法人、社会結社、役職者、さらには法令の合法性
 - 2 予審を行う諸機関の法律の遵守
 - 3 軍管理局、軍隊組織、部隊の法律の遵守
- ・検事局は、法廷の審理に参加する。

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）検事は、サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会(イル・トゥーメン)共和国会議の賛成を受けて、ロシア連邦検事総長に任命される。
- ・検事局の組織と活動の手続きは、ロシア連邦の法律で制定される。

第 111 条 サハー共和国（ヤクーチヤ）の選挙制度

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）人民議員、国家権力代表機関、地方行政機関の長は任期 5 年で選挙される。

第 112 条

- ・選挙は小選挙区制で実施され、候補者の自由な選出が保障され、全有権者による平等、秘密投票で行われる。
- ・北方少数民族選挙区は、有権者数に関係なく設置される。
- ・選挙権があるのは、18 歳以上の共和国市民である。

第 113 条

- ・裁判所で禁治産者の認定、または有罪判決により公民権が停止している市民は、選挙権は付与されず、選挙に参加することはできない。

第 114 条

- ・議員選挙と解職の手続き、地方行政機関の長の選挙実施手続き、国家権力地方代表機関の活動手続きは、サハー共和国（ヤクーチヤ）の法律で制定される。

第 115 条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）の議員は、国民の全権代表者である。
- ・共和国市民は、国家代表権力機関の二つ以上の議員を兼任できない。
- ・共和国代表権力機関の全権代表者の兼任の禁止は、選挙法で制定される。

第 116 条

- ・社会組織とその他の社会結社の決定は、サハー共和国（ヤ

クーチヤ)の議員、市長、地方行政機関の長、大統領を拘束するものではない。

第五章 サハー共和国(ヤクーチヤ)の経済基盤

第117条

- ・サハー共和国(ヤクーチヤ)の経済基盤は、国家財産、集団財産、私有財産、共有財産、その他の経営形態から構成される。
- ・所有者は法律のまえに平等であり、同一条件のもとで法律の保護を受ける。
- ・所有形態の地位、それらの形態の発生と活動の要件と条件は、法律で制定される。
- ・所有と経営活動において一定の客体に対するサハー共和国(ヤクーチヤ)の権利は、法律で制定される。
- ・法律は、共和国に対して特別な経済的な権利と要求を認める。

第118条

- ・所有権は不可侵である。市民財産と社会団体の財産に対する強制収用は、法律で制定された手続きに基づいて、同一条件のもとでの公平さを保障されたうえで社会的必要性に応じて実施される。
- ・所有の譲渡の内容と限界は、法律で制定される。

第119条

- ・地下資源は、個々の市民と社会団体の所有物の対象とはならない。市民は土地を、譲渡、所有、利用する権利を有する。

第120条

- ・合理的な天然資源利用と経済発展のために、共和国内での必要性から発生する天然資源の利用の許可は、国家権力地方機関が行う。生産物の共和国外への搬出には、サハー共和国(ヤクーチヤ)政府の許可が必要である。

第121条

- ・労働者の収入の基本的な財源は、自由な労働力から派生する。企業活動の自由は、法律で認められ、保護されている。

第122条

- ・経済主体は、非独占と良心的な競争のもとで活動を自主的

に展開し、その結果に責任を負う。

第123条

- ・あらゆる所有形態の企業は、労働法に基づいて雇用権を有する。

第124条

- ・企業と組織は自主的に、対外経済活動を行う。

第125条

- ・共和国内で活動する企業と組織はその所有形態に関係なく、法律で制定されている手続きに基づいて納税する。

第126条

- ・社会利益のための経済に対する国家監督は、経営の法律的な統制、財政政策、税政策、国営企業の経済活動を通して行われる。企業には、自由な契約が保障される。

第127条

- ・共和国の財政上の自立性は、税金、天然資源利用代金、関税、国家財産からの歳入、その他の歳入から構成される共和国予算と地方予算の制度のうえに確立される。

第128条

- ・共和国の国家権力地方機関は、上級機関の干渉を受けずに、自主的に予算を作成、承認、執行する。

第129条

- ・共和国国家予算歳出は、共和国予算を用いてサハー共和国(ヤクーチヤ)政府によって執行される。

第130条

- ・サハー共和国(ヤクーチヤ)予算は、次年度までに法律に基づいて承認される。共和国国家議会(イル・トゥーメン)は、予算の補足歳出に関する法律を採択する。同時に、この歳出の財源を特定する。

第131条

- ・ロシア連邦予算へのサハー共和国(ヤクーチヤ)からの拠出金は、サハー共和国(ヤクーチヤ)国家議会(イル・トゥーメン)で制定される。

第132条

- ・サハー共和国(ヤクーチヤ)の税法の遵守に対する監督は、共和国国家税務署が実施する。
- ・共和国国家税務署は、サハー共和国(ヤクーチヤ)国家議

会(イル・トゥーメン)に従属する。

第 133 条

- ・共和国金融制度の基盤は、サハー共和国（ヤクーチヤ）国立銀行と民間銀行から構成される。
- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）国立銀行は、金融活動と貸付業務、その他の管理を実施する。

第 134 条

- ・共和国の外貨ファンドは、ダイヤモンド、金、その他の天然資源の処分を通して形成される。
- ・共和国には、ダイヤモンド・ファンド、金ファンド・特別財政ファンドがある。

第六章 サハー共和国（ヤクーチヤ）の対外関係

第 135 条

- ・共和国は自己の権限を基盤に、諸外国、その地方自治体、諸地域と関係を結ぶ。

第 136 条

- ・権力と管理のいかなる連邦機関も、その他の国家組織も、権限の範囲外で共和国の名において協定と合意書を締結することはできない。

第 137 条

- ・共和国内の全ての企業、組織の対外経済活動は、共和国の法律に基づく。

第 138 条

- ・共和国は自主的に、諸外国との間で直接的な経済関係、貿易関係、文化関係、その他の諸関係を確立する。

第 139 条

- ・共和国は自主的に、経済分野、文化分野、その他の諸分野の地域組織、国際組織のメンバーに関する問題を解決する。

第七章 サハー共和国（ヤクーチヤ）の国家シンボルと首都

第 140 条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）は、国章、国旗、国歌を有する。
- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）の国章は円形で、その中心に

はレナ河が描かれ、旗をもって原野を駆けまわる旗手がいる。円盤の背景には、七つの結晶状の菱形に伝統的な民族模様の縁取りがついており、「サハー共和国（ヤクーチヤ）」と「サハー共和国」という文字が刻まれる。

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）の国章の色は、騎乗者は銀色と濃い赤色、縁取りは濃い青色、装飾と題銘は白色である。
- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）の国旗は、青色、白色、赤色、緑色が真横に引かれた直角三角形の布地である。色の幅の配置関係は、青色は旗の幅の四分の三、白色は十六分の一、赤色は十六分の一、緑色は八分の一とする。
- ・青色の真ん中に、白色の円形が配置される。円の直径は、旗の幅の五分の二とする。旗の縦横の比率は、横 2 に対して縦は 1 とする。

第 141 条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）の首都は、ヤクーツク市と定める。

第八章 サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法の効力発生とその修正の手続き

第 142 条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）最高ソビエトで採択された本憲法は、その公表の翌日に効力を発生する。

第 143 条

- ・サハー共和国（ヤクーチヤ）憲法の修正と補足は、共和国全人民議員定数三分の二以上の賛成で、サハー共和国（ヤクーチヤ）国家議会(イル・トゥーメン)において採択される。

第 144 条

- ・憲法の修正と補足の提案権は、法案提出権を有するサハー共和国（ヤクーチヤ）の主体が有する。提案提出の手続きは、法律で制定される。

基礎となる調査一覧

年度	刊行物名	調査対象	海外調査地	国内調査地	調査者
H14	ロシア極東の地方自治 (H15.6発刊)	サハリン州 沿海地方 ハバロフスク地方 サハール共和国	—	新潟県国際交流課 富山県国際日本海政策課 福井県国際課 (7月23～25日実施)	筑波大学助教授 中村 逸郎 (財)自治体国際化協会 調査部長 山本 秀正 調査課主査 水野 智文
H15	ロシアの地方自治 ～モスクワ市における地方自治制度 (H16.8発刊)	モスクワ市	—	北海道国際課ロシア室 釧路市港湾空港課 (9月24～26日実施)	筑波大学助教授 中村 逸郎 (財)自治体国際化協会 調査部長 望月 時男 調査課主査 湯浅 泰三
H16	ロシアの地方都市における自治制度 (H17.9発刊)	イルクーツク市 ハバロフスク市 ウラジオストク市	モスクワ市内関係機関 イルクーツク市役所 ハバロフスク市役所 ウラジオストク市役所 (7月11～25日実施)	金沢市国際文化課 (10月29日実施) 新潟市国際課 (12月25日実施) 青森県国際課 (3月8日実施)	筑波大学助教授 中村 逸郎 (財)自治体国際化協会 調査部長 望月 時男 調査課主査 遠藤 一也
H17	ロシアの地方自治 (H18.9発刊)	沿海地方 ハバロフスク地方	モスクワ市内関係機関 沿海地方政府 ハバロフスク地方政府 (5月31日～6月10日実施)	鳥取県国際課 (11月17日実施)	筑波大学助教授 中村 逸郎 (財)自治体国際化協会 支援協力部長 望月 時男 国際情報課主査 春名 雅樹

ロシアの地方自治

平成 18 年 9 月 20 日発行

編集・発行 (財)自治体国際化協会 (CLAIR)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 19 階

TEL 03-3591-5482 FAX 03-3591-5346

クレア刊行物に関する最新情報は、当協会のホームページ(<http://www.clair.or.jp>)をご覧ください。